滿蒙事情總覽

執筆者

上田恭輔
蠟山政道
松原一雄
西山榮久
小島精一
薗部一郎
友岡久雄

小田内通敏
木村増太郎
佐藤貞次郎
上原轍三郎
安盛松之助
那須皓
錦織英夫

改造社版

はしがき

滿洲事變の發生以來我國に於ける滿洲問題の解明や滿蒙事情の紹介は、洪水の如く出版界に氾濫し、今尙ほ簇出しつゝある。それは極めて自然のことであつて、これほど國民の血を湧かしめ、胸を躍らしめ、或は深き思を致さしめるに至つた大問題に對して、從來國民の有してゐた知識は案外皮相に止まり、大衆の關心は徒に感情的のものに過ぎなかつたからである。今や、それが次第に、眞實な、正確な智識を求めるやうになつた。

滿洲と一口に云つてしまへば分り易いやうな氣がするけれども、多く我國の國民の腦裡に映じ、その念頭に浮ぶ滿洲は、歷史的にも地理的にも、又經濟的にも、政治的にもそれは僅かに過去四半世紀に於いて日本の直接に關係してゐた關東州租借地や滿鐵附屬地の猫額大の土地であり、狹少帶びの如き地域に關するものであつた。學者の硏究も、役人の調査も、又銀行會社の資料も、多く「日本の特殊權益」の主張に捕はれ、狹い領域の問題に跼蹐してゐる傾向があつた。「滿洲に於ける日本が依存し、聯關し、接觸し、對立し、競爭してゐる背後地や隣接地たる大滿洲そのもの

との關係を充分知らうとはしなかつた。

そこへ、滿洲事變によつて急轉直下「滿洲國」の出現となつた。そこで、何人も、日本の滿洲に於ける將來はどうなるか、と問はねばならなくなつた。改めて滿洲そのものを見直し、その地理や歴史や文化の背景を知らねばならなくなつた。その資源や產業や經濟の事情を研究し、その開發や移植民や市場の可能性を調査し、研究し、計畫せねばならなくなつた。いままで、受動的に權益擁護を叫び、生命線を主張して來たのが、急に泥繩的ではあるが、その權益の實質的價値や生命線の具體的內容を反省し、實現しなければならぬやうになつた。それには從來のやうな片々たる紹介や論策では足りないことが分つて來た。滿洲に關する眞面目な著作が要求され、需要されるに至つたのはその爲めであると思ふ。

殊に、今や聯盟調査委員會の報告を前に、滿滿問題そのもの丶世界的大檢討の時期が來らんとしてゐる。我國が、國防、經濟の生命線として、擁護、誘導、開發にその全力を盡さうとして居る「滿洲國」は國際戰の俎上に置かれて今後如何に成行くであらうか。一方には輝かしい建設、他方には破壞的障害と、創設期の血みどろの苦惱は何時迄續くであらうか。滿洲問題の解決如何は、寔に我國にとつて、その運命に關する重大事件と言つても過言で無い。此の秋、國民の正に努むべきは、一時の昂奮や粗雜なる見解に走る事なく、眼を擧げて大陸に進行しつ丶ある一大變化の

姿相を凝視することである。問題の根幹を把握し、事態の全局を大觀して、將來の見透しを得るにある。局面の進展する所或ひは國難の打開ともなり、或は國際的情勢の動搖ともなる可き、此の現下最大の事實を正しく認識することにあらねばならぬ。滿蒙事情の調査研究も亦正にこの時運の要求に添ふもので無ければならぬ。

本社は事變發生以來、滿洲に關する眞面目な著作を刊行し來つたのであるが、本書もその企畫の一部を成すものである。動き行く、多面的な滿蒙問題を一書に於いて把握し、複雜にして多岐なる滿蒙事情を夫々專門的に觀察し得るやうに仕組んだのである。固よりそれは共同著作では無いが、執筆は何れも專門的智識を有し、滿蒙事情に通曉せる學者實際家に依囑した。幸に本書が今後益々重大性を帶び來らんとする滿洲問題に關して、正確なる智識を供し、妥當なる判斷に資し、且つ國家百年の大計を立つるに役立つことが出來るならば、本書の公刊の趣旨は充分酬いられるであらう。

昭和七年六月

編者識

滿蒙事情總覽 總目次

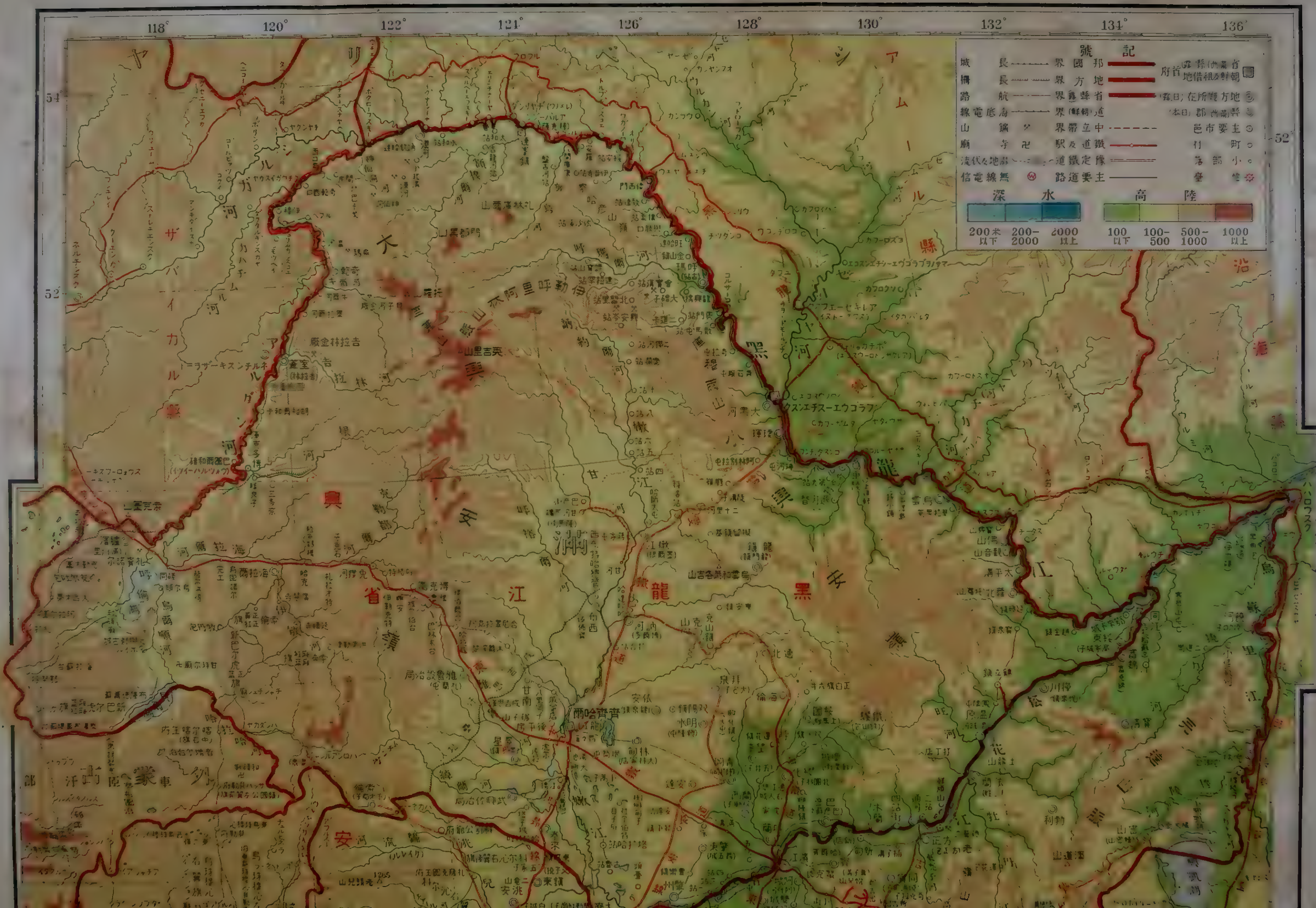


0 10 20 30 40 50 里

1 : 6 000 000

0 20 40 80 120 160 200 粁

滿洲國地圖



人文

上田恭輔

人文目次

人文

――満蒙の民族と日本――

第一章　満蒙の先住民族篇

支那崇拜者の中には能く日支人の關係を「同文同種の民」と言ふ人がある。現今の支那新人の非常に嫌がる言葉であるのみならず、學術上から之を評すれば亞米利加人が極東の有色人種を總稱してモンゴリヤンと分類する如く、或は歐羅巴人が南北アメリカの原住民を印度人（インディアン）と呼び、或は露西亞人が依然として支那人をキタイスキー乃ち契丹人と稱するが如くに頗る非科學的の考と言はねばならぬ。蓋し人類學の上から論じても將また言語學上から研究しても支那人と我々日本人、大和民族とは根本的別種の人種である。

支那人に言はすれば、所謂「中國之民」は地球上一番古い民族で支那は最も早く文化の發達した邦の如くに見えるも、それとても支那一流の自惚と駄法螺で、最近の考古學上の發掘物は、すべて支那人の誇大妄想觀を片ッパシから裏切つてゆく。

極東の天地に人間の棲息したことは、トテも黃帝や三皇五帝時代の比較的新時代のことでは無い。現に最近北京郊外の周口店から發見された人骨の化石は斯界の權威者によつて少なくとも五十萬年前のものと推定され、この頭骸骨を見ても必ずしも猿人では無く寧ろ相當に智能の發達した人類であつたことが判明するのみならず、この化石人が果して有色人種であつたか或は白色人であつたかは未だ天下の學者中誰れ一人として之を確言する者は無い。而て今後周口店以外の地からも此種の前史時代の人類の化石が發見されないとも限らず、時によれば比較的新開國の如くに斷定されて來たこの大和の瑞穗の國にも周口店の化石以上の古い人類の化石が埋藏されてゐるかも知れない。

之に反して支那人種は極東大陸には寧ろ新入者である。或は先住者よりはヨリ優れた文化を携行して來たかも知れないが事實彼等は「殿軍」として極東に進出して來たことは古文獻はさて措き現代の支那の新人學究者が明かに之を認め、民國十八年末に出版された蔣智由の中國人種考の劈頭に左の如く述べてゐる。

「我種人の中國に入るや、首め占居する處の地は實に黃河上流の南に在り。太古帝王の都する所を觀るに皆黃河流域の以南に在り。

夫れ中國の地形は、その大半大海を以て環らし而て中劈は江河を以て兩戒（境）と爲す。而て中國の文化は常に此方面よりして生じ、その發展の順序先づ河而て江而て海なり。開闢以來漢に至るまでは之則ち黃河の發達史なり。」云々。

さらば、之を現代の中華民國地圖に對照して攻究すれば太古の支那人種の居住地は僅に陝西省の東南隅の猫額

大の狭隘の地であり、夏、殷、周より漢代までの黄金時代と雖もその範圍は陝西、四川、甘肅、山西、河南の五省に跨る一小部分の黄河流域に限られて居たことは爭はれない事實である。而て當時山東方面には泰山を中心として孔孟その他の哲人を續出するに足る文化民族が先住し、揚子江方面には印度文明の感化を受けて老子を出し、黄帝と覇を爭ふ蚩尤（シイウ）を生み屈原を產出するだけの吳、越、楚の優秀なる文化邦があつたにも拘らず、支那人種の先天的事大思想とヒネクレ根生と何千年經つても治らぬ自惚心の爲に自分以外の民族を、北狄、東夷、南蠻と見做して人間扱をしなかつた。

しかし顧康伯の如き近世の世界的學問をした新人は、彼の名著「中國文化史」に於て支那民族は上古西北崑崙地方のテーブルランドから漸次東に遷り、次第に黄河沿岸に於て先住民族と同化混血し、周の文化以前に山東地方には夙に發達した文明邦があり、揚子江、珠江流域にも特種の文化に浴する幾多の民族のあつたことを認めてゐる。

話は一轉するが私は必ずしも日支兩國人を「同文同種族」と稱することを絶對に反對するものでは無い。寧ろ大和民族の血液の中には支那南方人種の血が多量に流れてゐることを認めんと欲するものである。試に我國の貴重文獻の一である「姓氏錄」を繙けば、わが大和民族を

天神系　三百〇二氏
天孫系　百十八氏
地祇系　三十氏

と分類し、更に「歸化諸蕃」として次の三百二十三氏が擧げてある。

漢人系　百七十九氏
百濟系　百十九氏
高麗系　四十八氏
新羅系　十七氏
任那系　十氏

而てサイアンスの立場から忌憚なき意見を叩けば「地祇氏」は所謂「國津神（くにつかみ）」のことで、この大和の瑞穗の國の先住土人であり、この地祇氏の中には南洋人種も、南支那人も將また極東亞細亞大陸民族が含まれて居り、「天神氏」は乃ち出雲族のことで、これまた大陸から海を渡つて日本に移住した民族であり、或る學者の說に從へば「天孫氏」は恐らくは扶餘民族の一派かも知れないと言ふて居る。

兎に角姓氏錄に載つてゐる歸化諸蕃中の四割八分は支那人であり、姓氏錄の出來た時代に於ける我國の名門名族の一割五分は「秦人（はたひと）」であつて秦人とは朝鮮の樂浪郡から渡來した漢人である。

さりとて日本民族は人種學上より且また言語學上より正確に論評すれば支那人種とは「同文同種」では無い。若それ人種學から論ずるならば吾人日本人は、甚だ非科學的名稱ながら普通學究者間に識られる「ツングース人種」であり、我が國語は多量に漢語を使用するものの言語の素質系統はウラルアルタイ語系に屬し、支那語とは全然別物で、寧ろ、朝鮮語、滿蒙語と語系を同ふするものである。

加之、私共が常に頗る不滿に感ずることは日本の學者、日本の國定教科書が滿洲及遼東半島を必ず外國取扱をして、却て近代の支那人が滿蒙、朝鮮、琉球までも自領と見做して何れの日にか必然之を回收せねばならぬと四億の大衆に說いて居ることである。現に近頃支那で流行する俗語にも「日本人はヒドイ奴だ朝鮮、臺灣、琉球、澎湖島まで取りやがつた…………………此恨何れの日にか雪ぐべき」云々の文句すらある。

私は滿蒙の民族に就て詳說するに先ち、今日百萬の朝鮮人が滿洲に移住し、二十二萬の日本人が滿鐵沿線及び關東州に居住して居り、更に今回新滿洲國政府が樹立され、諸族同遇同權たる國是を宣揚したのを機會に、大擧して滿蒙に進出しようと計畫するのは斷じて中華民國の主權を侵害するものでは無く寧ろ日鮮人は先祖の故鄕に戾らんと志すものたることを公言せんと欲するものである。

滿洲の地が支那本土と關係無く、人種的に支那人の所有地で無かつたことは、民國十八年に上海で出版された「中國民族誌」上に左の如く明記してある。

『滿洲は東胡族の故鄕たり。游牧を以て生計と爲す。滿淸人は山海關を經て中國に入つて後、仍ち滿洲を禁封の地と爲す。然れども漢人の關を越えて私に滿洲に入つて開墾する者頗る多し。

咸豐年間以後始めて移民を送り以て邊境を守備する政策を定め、この後光緒末年に至つて東三省を設立し爰に於て滿洲は公然漢人の新農業區域となる』

その昔、日淸戰爭に敗けて北京政府が遼東半島を日本に割讓した時に、四億の大衆が一言の不平を唱へず、又ロシヤが南北滿洲を統治した時の如く世界列强から頻りに退却撤兵を迫つても、肝腎の支那國民が一向平氣の平

左衞門であつたのも、實は滿洲は滿洲族の土地で支那人の所有地で無い事を明かに認識してゐたからである。

次に東胡とは何者なるやに就て前記の「中國民族志」は

鮮卑民族は（北魏）

契丹人種が（遼）

女眞族が（金）

滿洲人は（淸）

と歷代歷朝順送りに帝國を創立して支那人に君臨せしも結局は支那人に同化されたことを說いて次の如く述べて居る。

『彼等は皆東胡族を以てして中原に入つて主となる。鮮卑以下各族共に漢族と通婚し遂に最も完全に同化し現今興安嶺山中及び松花江下流一帶の地を除くの外既に純粹の滿人を見ず』

右は或點までは確に至言である。一寸滿洲を通過したところで滿洲人と支那人の區別は判らず、鐵道の通つてゐる地方では百姓家にしても支那農家と滿洲人の住宅とは毫も異つたところは無く、南北滿洲を通じて滿洲語を話す者も滿洲文を讀める者も居ないし、新滿洲國の執政溥儀氏でも滿洲語は判らず萬事北京官話で用を辦ぜられる有樣に今日の滿洲人は支那人化して居るも、尙ほ婦人の頭髮の結び方、風俗年中行事に於て滿洲人は依然として舊慣を固守して居る。殊に鐵道線路から遠ざかつた東南方の田舍に行けば滿洲人の居宅は一見して支那農家から區別しえられる。之を略言すれば滿洲人の住宅の門は日本のお宮の鳥居と同じ恰好をして居り、家屋の屋根は

草葺で日本の神社の屋根と毫も異つたところが無く棟には千木と鰹木が並べてあり、正月には門松を樹てる風習がある。而て滿洲人は或程度まで完全に支那人化したが、尙ほ滿洲には依然として支那人化さない色々の原始民族のあることを忘れてはならず、またその原始民族が我等大和民族の祖先と全然無關係のものでないことを記憶する必要がある。

今回新滿洲國政府が採用した國旗は、黄地の左の上隅に赤、靑、白、黑の四本の筋が現はしてあり、之は在滿諸族協同一致合體の意味を現はす者との事であるが、實は滿洲には五指を以て算ふる以上に色々の民族が居る。

淸朝が倒れて支那が共和政體を採用し、中華民國となつた時も、右の五色旗を國旗の色と制定し、五色は、滿、漢、蒙、回、藏、言ひ換ゆれば、滿洲人、支那人、蒙古人、東干人乃ち回々敎信徒及び西藏人を表現することと說明されたが現在新滿洲國內には右の五族以上に色々の人種が群居して居る。

現在の滿洲國の人口は三千四百萬と註されてゐて、その內の四千萬は支那本土から移住した支那人とその移民の子孫である。次に百萬乃至百五十萬の朝鮮人、百萬近くの赤白兩系露西亞人、二三十萬の回々乃ちマホメット敎徒、二十二萬の日本人の外にソロン、オロチン、ダフール、ブリヤード、マネーグル、ギリヤーク、ゴリドなど小數ながらも多種多樣の民族が含まれてゐる。

よつて滿蒙の民族史と日本との關係を說明するに先ち、これらの原始民族の話を形付けて仕舞ふ方が便利であると考へる。

東三省紀略の民族篇には次の如く述べてある。

索倫(ソロン)は興安嶺山麓に於ける蒙古中の巨族なり。南は喀爾喀庫勒(カルカクール)、北は喀拉布爾霍(カラフルホ)に至り、西は索岳爾濟(ソヨルチ)山嶺、東は齊普器兒(チープチル)に至る。すべて游牧の地なり。

前淸、康熙朝に於て曾て索倫兵を編練して羅刹(ロシヤ)を征す。雍正、乾隆の頃彼等を伊犂(イリー)に置き西藏守備の軍事に當らしめしことあり。

索倫族は巧に露西亞語を操るも、蓋し絕對に信賴するに足らざる種族なり。

鄂倫春(オロチン)、達虎爾(ダフール)は蒙古人中最も富有なり。

布萊雅(ブリヤート)族は露國に國籍を有するを以て之を呼倫湖の西に遷す。

厄魯特(ヤロト)族は布萊雅の近族にして主として外興安嶺を根據とす。

陳巴爾虎(ナンバルホ)は索倫の近族なり。海拉爾(ハイラル)河の上流に棲息す。此種族は喇嘛(ラマ)教を信奉せず。

札薩圖(ジヤザト)はコザック人種に屬し呼倫爾湖附近を根據とする喇嘛教徒なり云々。

しかし北滿洲の原始民族に就ては支那の學者は餘り多くを識らず、また實地に就て親しく探險調査した者も無い樣である。此點に於て私共はロシヤ學者の報告と我が參謀本部の調査に信賴を措かねばならない。よつて聊か重複の嫌はあるが、更に「滿洲地誌」に所載する事情を左に拔萃する。

瓦爾額乃ちゴリド種族は、晉書にある挹婁と同種族であつて支那文獻上の「貢貂部」のことと思はれる。彼等はダフトル族の分系であり、概して體軀低く、多毛人種で男子は必ず一刀を腰に刺し、手の親指に鐵の輪を穿め拳鬪の場合の用意をして居る。また男子が耳輪を穿めて居るのも此種族の特色である。

彼等は冬は穴居し、夏は船中若くば簡單な櫓を組むで、その上で生活する。掲妻とは滿洲語のヱロと同一であつてツマリ穴居の意義である。

此種族は瑚爾哈(ホルハ)河及び松花江の下流より黑龍江畔、革林(ゴリン)河畔、並に烏蘇里江附近に散在して居る。

ゴリド人中には生蕃と熟蕃の二種あつて、一を和禪(ホーゼン)と言ひ、一を吉連(キーレン)と呼ぶ。彼等の部落には北米カナダの土人の村落に樹てられるトテムポールと同系の柱を樹てる。柱の頂は人間の首を彫刻し、周圍には鳥獸人面を浮き彫にする。

彼等はシャマン敎徒であり、信仰の本尊をブルハン(貎爾罕)と言ひ、神像を木で彫刻したもの又は神像を摺つた紙を禮拜し、時には小さな貎爾罕の神像を頸に提げて狩漁に出る。而て彼等の最も畏れるものは虎であつて、虎以上にコワイものを知らない樣に見える。

彼等は長さ二十四五尺、幅二尺五寸ばかりの白樺の樹皮を張りつめた伊太利のゴンドラ風の短艇を巧に操從して三姓附近より松花江黑龍江上を往來し捕鯨漁の如くに銛(もり)を投げて一尾百四五十貫目もある鰉魚を捕獲する勇壯なる漁業に從事する。

右のヴェニスのゴンドラ風に兩端の高く跳ね上つて進退の自由になる小舟のことをオモロチと呼び支那人は之を䑨皖と書く。鰉魚とは河鮫のことである。

春になると下流から無數無限の鮭が登つて來て江上が鮭で一杯になる。この鮭を、あらゆる方法で捕獲して乾魚にし、一年中の食糧にする。丁度朝鮮人に明太魚(ミンタイ)の干物が必需物であるが如くにゴリド人には魚の乾物が無

くては生活出來ない。彼等は鮭のことをキタ（給打）と呼ぶ、而て鹽のない地方のことゝて鹽なしの魚の乾物を年中食料として居るからゴリド人の臭氣は到底文化人の耐え得べき所でない。鮭の乾物を彼等の言葉でユコルイ（由個爾伊）と言ふ。而て魚の乾物を始める頃になると毎年必ず尾の羽根の白い大きな鷹が大群して集來し、折角の土人の收獲物をカツ拂ふので此外敵を防ぐ爲にゴリドの部落には獰猛なる犬が澤山飼育してある。

ゴリド人は鰉魚の皮で上衣や長靴を造り、肉は野生の黍と一緒に食用に供する。

彼等の居住する地方は嚴冬にはレオミル乃ち烈氏の零下二十度以下に温度が降る。その頃になると男子壯丁は犬に橇を曳かせて山奥に黑貂獵に出かけて行き、留守番の老人、婦女は江面の氷に穴を穿けて魚漁をする。支那の文獻がゴリド人種を「使犬部」とも書いて居るのは右の事情からである。

先づ或程度まではゴリド人の生活情態はヱスキモー人種と大差は無い。

オロチン（鄂魯春）は愛琿（アイゴン）地方にあるものは既に支那人化して農耕に從事し、二輪車も使用する。しかし住居は蒙古人同樣の包（パウ）の内に住む。

綏芬河（スイフエン）、烏蘇里江水域のオロチンは未だ狩漁を本業とし、衣服は、鮭、鱒の皮を巧妙に剝ぎ合せて美しい模樣を描き出す技藝に達して居る。之が爲に支那の文獻は此種を呼んで「魚皮套子（イウピータオーツ）」と名づけたのである。彼等は一家同居主義で飛彈の白川村の如くに一棟の家屋の内に多數の家族が雜居して居る。

ダフール（達瑚爾、達虎爾）人種は全然蒙古化した熱心なる喇嘛教徒であり、專ら牧畜、農耕に從事し時には漁業もやる。主として嫩（ノン）江右岸の地に住み勤勉なる種族である。

オロチン種族も興安嶺の山中に住める者は黒斤人（ヘイチン）と呼ばれ索倫人同様に「打牲部」と分類され、ゴリド同様に「魚皮韃子」の仲間と見られた者は「赫哲人（チーチェ）」と呼ばれ「使犬部」に分類された。しかしオロチン語では鮭のことをトマハ（答抹哈）と言ふ。

オロチン種族にして黒龍江方面に居住する者は、シヤマン教徒であり、生活の基礎を馴鹿として居る。よつて支那文獻は彼等を「使鹿部」と稱した。

オロチン語でレーンデイヤーのことをスプシヤン（四不像）と言ふ。彼等の生活情態は北歐羅巴のラプランド人と略ぼ似て居る。

次に滿洲内の原始人中の有力者はマネーグル（瑪涅古爾）族であり、ゴリド或はギリヤーク（費牙雅喀）と同種に屬し一般支那人からは番子（ワンツ）と呼ばれる。

概して體幹短小であり腰に利刀を帶び左手の指に鐵環を穿め、狩獵の時は毒矢を放ち、辮髮し、夏は漁業、冬は熊、鼬、貂、栗鼠の如き貴重毛皮狩に從事することはゴリド、北方オロチン人種と豪も異つたところは無い。額爾古納（オルゴヌ）河流域のマネーグル族は蒙古人同樣に乘馬本位で活動するも、什爾喀（シルカ）河地方に蟠居するものは主として犬を使役する。

マネーグル族はアメリカの銅色原住民族に類似した生活を營み、彼等の小家並に天幕内の正面にはシヤマン宗の神像が祀つてある。常食は獸肉と魚の乾物と野生の百合の球根であり、此等の食糧は校倉（あぜくら）式に簡單に組上げた小家に貯藏する。

近年ロシヤ人から鐵砲の供給を受け、獵師としては百發百中の名人が多い。夏期鰉魚を漁するには八尺大の小艇に二人の壯丁が乘込み一人は杓子形の櫂で自由自在にバッテラを操縱し、一人は銛を投げて大魚を半死半生に苦めてから陸上に曳きあげる。

小家の入口には長い木桿（にしろ）を樹て收獲の魚獸肉を鉤して干物にする。

衣服は男女共に鹿の毛皮の色彩の異つたものを色々の模樣に縫ひ合せて一見實に美しい服裝をして居り、靴は毛皮または魚皮で造つた深靴を穿き、嚴冬になると烏刺（ウラ）草を綿の如くに柔かく敲いたものを靴の內に詰めて防寒する。死者は埋葬して、その上に方形の小家を建て雨露を凌ぐことを要件としてゐる樣に思はれる。要するにマネーグルも支那文獻上の使犬部の一と見て差支無い。』

而て英國マンチエスター大學のエリオト・スミス教授は此種族を最も能く研究した學者で、同教授は世界民族の使用した船を根據として上代文化の移動を立證せんと努力する學究者であり、同博士の說に從へばマネーグル及びギリヤーク人種の船の恰好と彼等の使用する帆と櫂は日本太古の船や帆に類似して居るとのことである。

彼等の冬の穴居は竪穴式であり、防寒の關係上入口が低く小さくなつてある爲に、四ツ這にならなければ這入れない。

現在日本語で、人の訪（おとづ）れた時にカムインとかアントレーとかヘラインとか言ふべきところを「お這入りなさい」と言ふのも或は古の民風を長へに傳へた口碑であるかも知れぬ。

以上の各種族を支那文獻では北狄と呼び、現代の人種學者はツングース人種と通稱し、漢字では「通古斯」と書くも、これは頗る非科學的名稱である。何となればツングースとは西比利亞のヱニセイ河の支流の河名であつて人種の稱呼では無い。

元來ツングース河はヱニセイ河から南北に亘つて三條に分岐し河と河との間の高原地帶は北緯五十五度から七十度に亘る廣大なる面積の地で、同地方を始て探險した歐羅巴の學者は南北ツングース河流に於て幾多の異つた民族の雜居するのを見出した。然し、その種類が存外多くて容易に分類が出來ないところから假にツングース人種と呼んでゐたが、現今はその名稱の如何に非學術的なるかを知覺して夙に「アルタイ民族」或は「パレアルタイ種族」と言ひ改めて居る。それにも拘らず日本の人種學專門家が依然としてツングースの稱呼を使用して居るのは、之も日本の學者のヅボラ根生を發揮してゐる一例であると思ふ。

第二章　回々教を說く

さて現在新滿洲國に一體どの位の回々(フイフイ)教徒が居住してゐるかは未だに「？」である。未だ曾て正式の國勢調査を決行したことの無い支那のことであれば人口、地積、產物の數量その他何も彼も測定であり、而かも之が大抵の場合外國人の推測を基礎として居る。滿蒙の回々教徒の人口に就ても最近の支那篤學者の研究ですら日本人の著書を根據として論議して居るくらゐである。而て日本人にして支那の回々教徒に就て研究した者の間には何の

據るところあつてかは判らないが甲乙によつて頭數に於て著しく相違がある。新滿洲國内の回々教徒を或者は十六萬人と測定し或者は二三十萬もある如くに吹聽する。兩者共に正確なる數字では無い。私共の實驗によればハツキリしたことは言へないが滿蒙地域内の回々教徒は存外に澤山ある樣子である。

回々教徒とは支那人から呼ぶ名稱であつて、彼等自身ではイスラム教徒とかマホメット教徒とか唱へて、その姓には「馬」のつく人が多い、馬廷良、馬占山の如きである。回々教徒は風裝、言語、容貌に於ては支那人と寸毫も異つたところは無い。ところが彼等は一切豚肉を喰はず、支那人料理屋の食物を口にせず、全然別個の社會を形成し同教徒間の團結は驚くべき强固なものであり、暦も支那暦を使ゐず、彼等仲間の正月は舊暦の九月の初旬に始り、毎土曜日には必ず禮拜堂に參詣して天帝アラーを拜する外一切の偶像を邪物視する熱烈なる唯神信者で、その信仰は略ぼ古の猶太教に酷似してゐる。

支那では回々教の禮拜堂を清眞寺と言ひ、土耳古の國旗の如くに三日月と星が、耶蘇會堂の屋上の十字架と同じ意味で清眞寺の標式となつてゐる。

清眞寺の建物には支那の寺院風のものと西藏及びトルキスタン式の煉瓦建になつたものと二樣あるも、兩者共に拜堂の内部は正面にアラビヤ語で哥蘭(コラン)の一句を掲げてあるのみで堂内に絨緞を敷き詰めてある外には全然無一物である點、並に寺院には望月樓と呼ぶ高塔があつて樓上から遙かにアラビヤのメッカを望むで正月の新月を拜む樣に出來て居る。

回々教の祭司僧侶をアホンと言ひアホンはアラビヤ文字を書きアラビヤ語で書いた哥蘭聖典が讀める。而てア

ホンの讀經と指揮のもとに屠殺した羊肉と哥蘭聖典中の經文で祝福された油を用ゐて調理した食物でないと回々教徒は一切手を觸れない。

蒙古の牧民の中にも回々教徒は相當にあるが滿洲では回々教徒は槪して都會に住み、彼等の營む職業は、屠牛、製革、馬車夫、轎擔(かごかき)人夫、風呂屋、旅館等であり、兵隊中にも回々教徒は澤山ある。

第三章　蒙古民族に就て

蒙古人は新滿洲國內には百五十萬人程度ならんと言はれて居る。主として昔の東蒙古乃ち今の熱河省で支那人化した農民と呼蘭貝爾(コロムバイル)特別行政區內にあつて水草を追ふて游牧して居る原始的生活者である。海拉爾(ハイラル)地方には支那化した蒙古商人もあるが槪して彼等には成吉斯汗(ジンギスカン)以後の元代の蒙古人の如き意氣は無い。これ皆喇嘛教の感化であつて、喇嘛坊主の命ずることならば何んでも絕對的に服從し、長男を除くの外は一家の男兒をすべてお寺に送つて喇嘛僧にする。かくして百五十萬の蒙古人が十四五萬の喇嘛坊主と壯麗を極めた幾多の喇嘛寺を維持して居るのであるから中々氣の毒なものである。

ソヴイエト露國共和邦は、右の弱點を看破して蒙古の青年に新教育を授け喇嘛教の迷信を打破し僅々二三年間內に外蒙古を赤化し、遂に新疆、青海と一緒に亞細亞の北方にある尨大なる地域を露領にして仕舞ひ、現在は支那政府の要人と雖もロシヤ政府の許可なくしては一歩も蒙古に這入ることは出來なくなつて仕舞ふた。東三省の

獨立どころの騒で無いにも拘らず、南京政府も默つて居れば國際聯盟も果たアメリカも知らぬ顔をして居る。惟ふに現代の世の中は僞善者の集團である。

蒙古人のことをアメリカ人はモンゴリヤンと呼ぶ。しかし正確なる意味から論ずれば蒙古人と言ふ特種の民族があつたワケで無く現在ですら南方の蒙古人と北方の蒙古人とは全然人種が異つて居るのである。

蒙古人種は支那の歴史にその名を殘す突厥人種を基本として之に契丹人と支那人の血が融合して出來上つた比較的新しい人種で言ひ換ゆれば亞細亞の原住民族と白人種と南方亞細亞の有色人種との通婚によつて產れた極端なる混血人種であり成吉斯汗以後は蒙古人の體內には多量の白人種の血が流れ、有色人の血より白人の血の方が勝つて居るのがキルギス、コザク種族である。

新滿洲國內の蒙古人は一見して支那人滿洲人と變つたところは無い。しかし概して骨組が頑强で背も高い。男女の風裝も生活情態も著しく相違して居る。支那人化して一定の部落に定住して居る者は別として、昔ながらの水草を追ふて數百里に亘る廣原を轉々して歩く牧民は未だに農耕の術を知らず從つて菜食と言へば野生の稗、黍の實と支那から輸入する茶の葉を乳で煮て喰ふくらゐのもので、主なる食糧は羊肉、牛馬野羊の乳で製造したチーズの類である。

彼等は男女共に煙草を好み、家畜の乳から釀造する奶酒（ナイ）と呼ぶ强烈な酒も造るが、喜んで支那の高粱（カウリヤン）燒酎を飮み、而かも金錢の勘定に疎い爲に、煙草と茶と燒酎と綿布、絹布との物々交換によつて獸皮、羊毛、家畜は正當なる市價の半分以下で支那商人に捲き上げられて仕舞ふ。

近年內蒙古は支那商人にとつては頗る危險圏內となつて居る。それでも毎年蒙古の馬市の立つ時には澤山の支那商人が冒險して蒙古に入込むのは蒙古人相手のウマい商賣の味が忘れられないからである。

今を去る二十七年前、私が初て鄭家屯、海拉爾地方の視察に往つた頃は兩市共に一本筋の町の兩側に三四十軒の蒙古人相手の支那商人の泥塗りの矮屋が軒を並べてゐただけの貧弱極る僻村であつたが、近々十四五年間に大大的發展を遂げ大都會となつたのを見ても蒙古人との貿易が如何にボロい商賣であつたかゞ略ぼ想像される。當時の支那商人の對蒙古人との取引の模樣を回顧すれば蒙古人が澤山な獸皮羊毛を持込んで來ると支那商店では非常に安價に見積つて幾等〳〵と蒙古人に告げる。蒙古人は金錢上のことは判らないから持込んだ貨物を全部商店に預けて、その店から入用の綿絲、綿布、酒、煙草、磚茶（テンチャ）（煉瓦の如く長方形に堅めた茶のこと）または婦人の裝身具、雜貨を持つて歸る。翌年もまた前年通の貨物を持つて來て入用の品物だけを持つて往き帳面尻がドンなになつてゐようが一向無頓着である。

かくの如く從來の蒙古人は無智蒙昧であつたから支那商人は對蒙貿易によつて莫大なる巨利を博してゐたことと思はれる。而て爾來蒙古人の中にも近世文化の恩澤に浴し新教育を享くる者の續出するに從つて遂に蒙古獨立を宣言して支那から分離するに至つたことは蓋し無理のないことで、尚また數百年間貪慾暴戾なる支那政府代表者の秕政に苦みぬいた蒙古新人が巧にロシヤの勞農主義を吹き込まれソヴヱト主義共和政體を謳歌して今日の如くに赤化したのは結局辿るべき道を辿つたのであつて支那政府にとつては自業自得で恨むべきは己より他に何者も無いのである。

東蒙古內の住民は人種から言へば喀爾喀（カルカ）人種であり、面貌は平扁にして赭色顴骨秀で頭髮を剃らず、天性勇悍であり、男女老幼共に馬を下駄の如くに心得て鞍も鐙も手綱もなしに乘馬で遠近を往來する爲に自然と足が短い。

蒙古語の組立は滿洲語より寧ろ日本語に似て居る。文字もあるが西藏文字の變形であつて比較的近代に出來たアルハベツトである。

大抵の蒙古人は北京語が話せる。喇嘛の高僧になると西藏文字が讀め西藏語が通じ、漢字も書く。

蒙古人の住居を「包（パウ）」と言ふ。包にも生活狀態の相違によつて一定の地に部落を爲す者の包は泥煉瓦を積みあげて圓形の天幕同樣の恰好の家に住み、支那化して農耕に從事する者は支那農家と同じ構造の家を建てゝ居るも、游牧の爲轉々して水草を追ふて移住する者は容易に組立てられ、また直に解體出來る天幕住宅を所有して放牧が終ると包を崩して牛車に積んで運搬する。

移動包の主體は厚さ一寸近くもあるフヱルトの毛氈と周圍の柱と木の扉である。天幕の頂上には煙の逃げる穴が開けられ、燃料は牛糞である。

頗る簡易生活であるが、何れの包の內部でも佛壇が中心となつてゐて竈と言ふか爐と呼ぶべきか兎に角炊事をする爲に牛糞を燃す場所が天幕內の中央に設けられ、その近くに寢臺と佛壇と簞笥が据つけられ、土間には酒壺、水桶、牛糞籠が並べてあり、主人公だけが寢台に眠つて餘人は土間に獸皮を敷いて小羊や犬と一緒にゴロ寢する。布團などは富裕の者しか所有してゐない。水が貴重であるから食器や箸、匙などもメッタに洗ふことはしない。單に舌でベロ〳〵舐めて奇麗にした積りで居る。無論殆ど顏を洗ふこともなければ風呂に這入ることも無

い。流石に女だけは顔も洗ひ濃厚なお化粧をして大にシャレるもの丶、これとても茶碗に一杯以上のお湯を使ふことは無い。衣服は男女共に洗濯することは無い。男は煙草入、女は首飾、耳輪、簪の爲に憂身をやつすだけが贅澤である。

彼等は天性朴直慇懃の野人であり外國旅行者にして一夜の宿を乞ふ者も大に歡待したものであるが露西亞及び支那人から隨分ヒドい目に遇ふた苦い經驗があると見えて、露西亞人をオロス、支那人をマンザと呼び内心頗る嫌つて居る。昔は日本の旅行者をイボンノオロスと呼んで大歡迎をしたものであつたが、その後、良くない日本人が入込むで惡事を働いた者が頻々とあつた結果として當今は旅行も以前ほど樂でなく頗る警戒を要する樣になつて來た。しかし醫者だけは昨今でも蒙古人から優待され、また蒙古人は日本人さへ見れば必ず醫者と心得て藥を要求し、眼病、外科手術までも懇請する。而て蒙古人一般は臺灣の生蕃同樣に文明國の藥を用ゐたことが無いので、仁丹、寶丹、精錡水、メンソラタム、絆創膏など若干の賣藥を所持して居れば立派な一人前の醫者として蒙古旅行が出來て、到る處で神の如くに尊敬される。今日大佐になつてゐる某陸軍將校の如きは蒙古旅行の際胃ケーレンで四苦八苦と惱む病人から胃藥を懇望されたところ生憎賣藥の持合が無つた爲に試にライオン齒磨を多量に飲ませたら忽ち痙攣が治つて大に感謝されたと言ふ聊か馬鹿氣た滑稽談があるくらゐに實際に蒙古人には少量のメンタでも中々能く利く。

當今蒙古人は男女共に大抵は梅毒患者であるから六〇六號劑で彼等を助けてやるのも人道の一であると思ふ。

蒙古人の娯樂は唱歌、單純なる音樂、競馬と角力である。樂器は支那人から傳へられた胡弓、月琴、横笛くら

ゐのものであつたが近頃は日本製のハーモニカや大正琴が彼等間に流行してゐる。角力は四ツに組むで相手を倒すよりは寧ろ敏捷に且強く相手の脛を横に蹴飛すのを妙技として居る樣であり、恐らくは野見宿禰と當麻蹶速の角力は蒙古式であつただらうと考へられる。

蒙古人の競馬は短距離のもので四五里、遠距離になると十里の里程を二三十人の騎手が勝敗を爭ふのであるからスタートする出發點が望遠鏡を以てしても見極はめることは困難であるが到著する時は實に雄壯極まるもので所謂、鞍上人無く鞍下馬無き光景である。また蒙古人は我國の流鏑馬の神事の如く快速力で疾走する馬上から標的を射ることを常に練習し、時には「富士の牧狩」の如くに大勢の壯丁が野獸を追ひ出して之を馬上から射殺することを年中行事の一ツとして居る。

蒙古人は成吉斯汗が西藏を征服して以來、喇嘛佛教を迷信的に信仰し今日では宗教によつて西藏人に征服された有樣となつて居るも、尚ほ彼等の間に於て最も重大視せられる祭典には佛教とは何等關係の無い「追儺の式」と「額博祭」である。

追儺式は年の始に喇嘛廟の本堂の前の内庭で執行される。グロテスクな面を被り、色々な奇怪極る神佛に假粧した坊主が、舞踏風に音樂に調子を合せて鬼を追ひ廻す一種の露天芝居である。鬼も角を生し虎の皮の褌をする地獄の鬼では無く死靈乃ち骸骨を假粧したもので結局儀式が終ると同時に鬼になつて居た坊主の着て居たシャリカウベを描いた衣を燒くことによつて、その年の惡鬼が退治されたとしてあるのである。

額博とは小高き石山、枯れた巨木、小石を高く積み上げたもの或は煉瓦で巨大なるセメント樽の恰好の高塔を

造つたものもあり、別段に祠があつて神佛を祀つてあるのでも無いところから考へると我國の辻堂、道祖神と同じ意味で一望千里の道も街道も無い蒙古のことであるから最初は單に「道しるべ」の目標であつたものが何時の間にか宗教的の意味を有つ様になつたものと思はれる。

蒙古人は顎博の附近を通過する時は、その前にひれ伏して最敬禮をし腰に提げた袋から絹のリボン一筋を取り出して顎博に獻げ以て一路平安を禱り、一年に一度は周圍の部落の住民が顎博を中心に集合してスバラしいお祭り騒をする。

惟ふに我々大和民族も上代には蒙古人と同じ様なことをやつてゐた様である。蒙古人の顎博に獻げる絹のリボンは即ち「ぬさ」のことで平安朝時代の貴人が腰に「ぬさ袋」を提げ、旅行の途次の神社に詣ふでては「ぬさ」を獻げて一路の平安を禱つたことは源氏物語にもあり、萬葉集には朝鮮に向け渡航した夫を慕ふて留守する妻が「ありねよし對馬の渡りわた中にぬさとり向けて早や歸りとね」とか詠んだ古歌があつた様にも記憶するし、

今度はぬさもとりあへず手向山
紅葉のにしき神のまに〳〵

なども「ぬさ袋」を忘れた旅人の祈願であると思はれる。蒙古人種は色々な種族の混血兒であることは彼等の間に三種の異つた葬式が行はれて居るのが有力なる證據である。

一、或者は死者を棺に入れて地中に埋葬し
二、或者は火葬に附し

三、或者は古代のアッシリヤ、ペルシャ人の如くに死者を野晒にして禽獸に食はせる。一週間も經てば死骸を棄た場所を訪ふて若し死體が其儘であると故人は未だ成佛し得ない者として喇嘛僧を迎へて讀經して貰ふ。

次に宗教の感化は實に驚くべき偉大なるもので、その昔は東半球を征服し東歐羅巴までも侵入し、十六世紀まで露西亞に君臨した蒙古人が何によつて現在の如くに意氣地のない無爲無力の民族となつたかと訊ぬれば、これ皆喇嘛教信者となつた結果である。此點に於て聊か喇嘛教に就て說く必要があると思ふ。

現在の蒙古人中には回々教徒もあり、耶蘇信者あり、ヤグード、索倫、ダフールの如きシヤマン教の信者もあるが十中の八九はすべて喇嘛教徒である。

第四章　喇嘛教とは何ぞや

元來喇嘛教は大乘佛教を本位としながらも、眞言宗の密教の系統に屬し、教旨は貪慾惡行を愼み善行を向上し忍耐苦行、巡禮、祈念、布施、念佛を專心に努め之によつて罪業を贖ひ成佛して輪廻轉生の苦を脫れ樣とするのであるから信者は、朝から晩まで何事に拘らず凝り固つた本願寺派の善男善女同樣に「オンマニパタメホン」乃ち南無阿彌陀佛〳〵と口に唱へ正統の喇嘛寺の本尊は阿彌陀如來を中心として、釋迦牟尼佛、觀世音菩薩、勢至、彌勒、孔雀明王、不動尊、大黑天乃ちマカハラ及び諸羅漢を祀つることになつて居る。厄介なることには小乘佛教が西藏及び蒙古人間に傳つた時に印度在來の瑜迦(ユガ)の濕婆(シバ)神信仰も一緒に傳來し、生殖神崇拜と奇々怪々のグロ

テスク極る鬼神夜叉の偶像に對する熱烈なる信仰と共に眞言秘密の幻術も傳はり、更に原始的シャマン信仰が之に追加されたのであるから、現在の喇嘛教は世界民族の信仰する宗教中で一番複雜したものであり、また最も醜惡なるものである。爾來喇嘛教徒間には頻々として宗教革命運動が繰り返へされ幾多の宗派に分裂し「ニンマバ」「サスキヤ」「ゲルクバ」など色々の宗派は現存して居るも結局は黄色の僧衣を纏ふ「黄喇嘛」と赤の衣の「紅喇嘛」が中心となつてゐる。

稽ふるに喇嘛なる言葉は印度語のブラマの訛轉であるから結局古の天竺の婆羅門(バラモン)教が本位で佛教はその從たる情實となり、之が爲に喇嘛寺本堂の主體佛は俗に天地佛又は陰陽佛と呼ばれ三眼八臂のシバ神が立ちながら女神と交接して居る歡喜天に類した偶像であり、釋迦、阿彌陀如來その他の諸佛は恰も天地佛の脇侍佛であるかの如くに下位の兩側に安置されてある。

加之、西藏の原始信仰を表現した奇猥淫媾を極めた怪像が澤山ある。腰には虎の皮を纏ひ、頭には髑骨を珠數の如くに繋いだ頸飾を懸けた獸面の鬼神が馬牛を犯して居る怪像や、牛馬が美人を犯して居るものなども澤山ある。要するに喇嘛教徒の崇拜する偶像は神佛人畜共に生殖器が頗る誇張してあることで、甚しきに至つては釋迦牟尼佛が端座して美人を抱える藝術的金銅佛すらもある。

喇嘛寺の事を蒙古人は「ソム」と呼ぶ乃ち「廟」又は「お寺」の意味で、この建築には支那風の寺院同樣の者と西藏式の煉瓦建の者とあつて兩者共に天幕生活をして居る蒙古には珍らしく目を驚かすばかり壯麗華美を極めたもので、勢力のない喇嘛寺ですらも數十人の坊主が居り、活佛の住持である大喇嘛廟になると院內には少なく

とも三千人程度の喇嘛僧が居住し、この坊主を相手に商賣する支那商店並に娼妓屋が何軒か寺院の周圍にある。

喇嘛僧は毎日未明から佛前に整列して大鼓をたゝき大小色々のラッパを吹き木魚を叩き鐃鈸（ニョーハチ）を打ち一勢に西藏語の經文、陀羅尼を朗唱するも、大抵は蠢愚蒙昧の徒で、經文の意味など判る者は殆ど無い。しかし、蒙古人は冠婚葬祭凡て人世の事は一切喇嘛坊主の手で行はなければ滿足しないのであるから、坊主も相當の仕事もあり從つて比較的豐かなる收入もある。略言すれば喇嘛坊主は蒙古では一番儲の多い商賣である。

前述の如く蒙古の喇嘛教を今日の如くに墮落せしめたのは滿洲人が支那本土を征服し北京に定鼎して中國に君臨した初期に北狄の害を除かん爲に宗教によつて蒙古人種を懐柔すべく朝廷皇室が率先して喇嘛教を信奉したのが抑も蒙古人種が民族として生氣を喪ふた遠因であり、此政策に向つて全力を傾注されたのが雍正帝であつた。

雍正帝以來蒙古の要所〳〵に勅寺が建立され、活佛を座住せしめ、苟くも蒙古人は王侯旗族と雖も家督相續者たる男子を除くの外、次男以下の男の兒は悉く喇嘛寺に送つて坊主と爲し以て蒙古人をして再び起つことが出來ない樣にして仕舞ふたのである。

無論清朝隆盛の頃は、たとひ何千人の僧侶を育ふ喇嘛廟と雖も勅寺たる限りは一切皇室から布施してゐたのであるが、清朝倒れて中華民國となつてからは喇嘛僧の日常生活は相當に苦しいものとなり、殊にソヴィエト露西亞に習ふた南京政府となつて以來、何萬何千の喇嘛僧は蒙古人自身が支持して行かなければならなかつたから過去二十年間の蒙古人は隨分ミヂメなものであつたが、不圖も今回諸族同遇を標榜する新滿洲國政府が樹立されて漸く喇嘛僧侶も聊か愁眉をひらいたことであらうと思はれる。

第五章　滿洲は支那民族と關係なし

さて滿洲の原住民族に就ては蔡元培一派の新人の編輯にかゝる「新時代史地叢書」中の「中國民族志」に於て張其昀は次の如く述べてゐる。

『滿洲はその始、關東の草原にして東胡の故鄕なり。二千年來、吾國と屢(しばし)ば合し屢ば分ると雖も、その關係たるや至つて密切たり。試に之を三期に分ち左の如く略述す。

一、戰國時代に於て燕の勢力は已に山海關外に達す。秦は燕を滅ぼして滿洲に遼東、遼西の二郡を置き、漢代は秦の制度に從ふ。

三國以降、漢人の勢力失墜するに乘じて東胡族の慕容氏は遼東に獨立し遂に幽燕を蠶食するのみならず五胡の亂に於て大に中華を亂す。史を按ずるに慕容氏は多くの漢人を招聘し常に中國の文化を慕ふ、これが爲にその勢力强く治世長し。

慕容氏の衰ふるに及んで遼河流域の地は東胡族の高句麗(コクリ)の據るところとなる。

隋唐の頃は高句麗の勢力最も强く、北は長春より東は日本海に至り、南は朝鮮の漢江、西は遼河に抵り隋の遼西郡を以て界と爲し、その國都は朝鮮の平壤なり。

西暦六六八年に於て唐の高宗は高麗(カウライ)を滅ぼし其地を安東都護府に所屬せしむ。次で西暦七一三年、唐の玄宗

の時に於て滿洲の北部に渤海國興る。嘗て渤海國は唐朝の冊封を受け子弟を唐に遣して留學せしめ、中國の文物制度を採用し、この文化は著しく進歩す。渤海國の領土は東は日本海に至り、南は朝鮮の大同江、西は遼河の中流に於て契丹と界を接し、北は黑龍江畔に達す。渤海國の中國との交通要路は今の旅順にして、國都は忽汗海(フハンハイ)即ち、鏡泊湖に臨み現在の吉林省の寧古塔(ニングタ)の西南七十支里の地點にあつて今尚ほ往々にして渤海城址を認め得べし。

渤海國は遼の滅すところとなり、其後滿洲には金源、滿洲族交も興り交も亡ぶ。

嘗て梁任公(梁啓超)曰く「二千年來、外族と我が國民との關係上、東胡族との往來最も頻繁にして彼等の我を苦むることも最も劇甚なり。而かも彼等は完全に我に同化せらる。」

三、五代以後、漢人種復た衰退し、東胡の游牧族たる遼、金の二國次で中國に侵入す。

遼は契丹人種にして遼河の上流の潢水乃ち西刺木倫(シラムリン)河の流域たる臨潢に國都を建つ。遼の極盛の頃は、この領土は東は日本海に至り、西は天山、北は外蒙古を合せ、南は北京に達し白達河即ち今の直隸省の拒馬河を以て宋と界を分つに至る。而て遼は西曆一一一九年宋の徽宗の宣和元年に於て金の爲に滅さる。

金は女眞族なり。松花江の支流たる牡丹江流域の地より興り西曆一一五二年宋の高宗の紹興二十三年に都を北京に遷す。遼は東北に僻在せしが爲に未だ嘗て南支那を侵さざりしも、金は北京より開封まで帝都を遷すこと再三再四、この兵力の及ぶところは遠く江蘇、浙江に達し、南宋の世には遂に中夏を漢民族と半分するに至る。然れども西曆一二三四年宋の理宗の端平元年に於て金は始めて蒙古族の滅すところとなる。

遼、金、二代とも中國の文化を吸收するに努力すると同時に彼等は自國民の國性を保存することを忘れず、金人の如きは女眞大學を建立して女眞語を以て中國の古典を翻譯して以て自國の青年子弟を教授す、これ確に東胡民族の自決心の證據たり、之を南北朝の時に於て元魏の鮮卑國語の使用を禁止せしことに比較すれば國策上頗る異なるものあるを見るべし。

三、元朝は滿洲に遼東行省を置く。この首府は今の奉天省の遼陽縣なり。

明の初は遼東都司を設けて山東省に附屬せしめ滿洲を特別行政區たらしめしこと猶ほ今日に似たり。永樂年間始て邊牆を築造し西は山海關に起つて東は鴨綠江に抵る。延袤將に二千餘里。萬曆以後に於て「滿清」勃興し、明朝の衰運に乘じて經營苦心中國を征すること三十有餘年遂に明を亡ぼす。

滿清は乃ち金人の餘裔にして遼河の支流運河の流域より起り、明の萬曆四十四年即ち清の太祖の天命元年（西曆一六一六）都を興京に建つ瀋陽（奉天城）の東方二百七十支里の地なり。後に瀋陽に還都し之を盛京と名づく、これ清朝發祥の始基なり時に天命十年。

太宗の代に及んで全滿洲を撫民し、世祖の治世に至つて兵を山海關內に進め都を北京に遷す。時に順治元年にして爾來盛京を以て留都と爲す。却說、遼、金及び清の三族は、その初は皆勇悍の牧民にして「生生之資、仰給畜牧、績毛飲湩、以爲衣食、凡酒食會聚、以騎射爲樂」これが爲に兵は精にして馬は强く、向ふ所に敵なし。彼等中國に入つて後は、中國の人材を參用し、中國の文物、制度、風俗を吸收し、すべての事に於て中國を模倣す。故にその初は尙武を以て興りし者卒然として漢人の文教に同化する者多し。

滿洲人の中國に入りし後は、旗人は天朝の威を假りて常に高官を得て厚祿を食み、生れながらにして榮華を習ひ驕逸心を養成す。即ち各城の兵丁すらも坐して俸餉を享け從つて彼等をして游惰の徒たらしめ、一飽の外、更に希望無きに至る。

最初滿人は人種的偏見よりして漢人の滿洲に出て開墾耕作するを嚴禁し、有用の地を拋棄して毫も顧るところなく咸豐以後露國人南下し次で日本人の北進するに及んで清國朝廷は國家大局の赴くところに覺醒し、始て邊境移民政策を實行するに至る。

光緒三十三年（西暦一九〇七）滿洲の奉天、吉林、黑龍江の行政を改め、此地方に省制を布き殖民地に關する重要施政方針を定む。』

以上は學窮者の立場から比較的公平に滿洲過去の歴史を觀察批判してあるから、單にこれだけを讀んでも本來滿洲は「東胡族の故郷」であり、支那人種の所有地で無いことは何人にも充分に諒解し得られるも、中國民族志の滿洲人考は主として正確なる史實に根據を置き、有史以前の傳說口碑の如きは全然無視してあるから、前掲の論文のみでは由來滿洲の地が如何なる點に於て朝鮮乃至日本と密切なる關係があつたかが頗る曖昧である。此點を近代の極東考古學、人種學乃至日本の古記錄の上から立證すれば、滿洲は朝鮮人並に一部の日本人の故郷であつたことが彌よ明瞭となる。

第六章　滿洲は肅愼民族の地なり

さらば前史時代の滿洲には如何なる種族が棲息してゐたかを檢討すれば考古學上の新發見は後廻しにすることとして支那の口碑傳說によれば太古の滿洲は肅愼民族の地であり、その後肅愼民族の中から勿吉、靺鞨曰く何、曰く何と分裂して南滿洲には扶餘、高句麗などが割據し、古來支那で一番古い記錄と言ひ傳へられて來た「竹書紀年」には

帝舜（シュン）の二十五年肅愼來朝弓矢を貢す

と言ふことを始として爾來歷代歷朝肅愼族は支那朝廷に貢朝して忠誠服從を誓ふたことになつて居るも、それ皆支那歷史一流の駄法螺であると思ふ。第一に帝王として、舜なるものが正確に在世してゐたか否やも確實でなく、假に舜が支那の帝王であつたとしても當時の舜の都は黃河の上流の渭水との合流點より更に北上した現今の山西省の蒲坂であると言ふからには北滿洲の肅愼の代表者が獻上品を携行して、あらゆる諸民族の蟠居する地方を潜行して山西の蒲坂まで往來することは、五年や六年の年月を要し、三藏法師が天竺に往つて無事に歸國したよりもヨリ以上の艱難辛苦を嘗めなければならないのであるのみならず、かくまで苦勞して支那朝廷に忠誠を表すべき必要を肅愼民族は有たず、寧ろ彼等にとつては黃河の上流まで陸行するよりは日本と交通した方面が便利であり得策であつたのである。

故に近世の新しい學問をした新人學者の一人である蔣智由の如きは竹書紀年の口碑などは頭から無視して彼の名著たる中華民國十八年末に出版された「中國人種考」中には滿洲種族に就て次の意味を公言してゐる。

滿洲本來の土民は本と肅愼から出たもので、この肅愼を周書では「稷愼」史記では「息愼」、後漢書では「傲佷」と「愼佷」の二族に分けて居るも、結局すべて肅愼なる言葉が時代によつて轉化したものであると。

而て私は「女眞」も、現今ロシヤ人がカムチヤツカの土民を「チユク　チエン」と呼んで居るのも、これ亦肅愼の訛音であることを確信して居る。また周書に「穢貊」が來朝して楛弩を貢したことが掲げあるのも、ツマリ肅愼のことであると思ふ。日本の史學家は穢貊は北朝鮮の古代民族であるかの如くに教えて居れど、蓋し研究の足らざるところであつて、上古は滿洲と北朝鮮との區別國境は無くすべて肅愼の地であり、その中に穢族と貊族のあつたことは後世緑羯族が色々の名稱によつて分類されたと同じ傾向を辿つたものと思ふ。現に蔣智由君の如きは

「肅愼の疆域は極めて廣奄にして今の奉天省の東北吉林黒龍の兩省より朝鮮の桂婁部の地にまで及び「辨」も「辰」も乃至「挹婁」等の如き諸地方は皆肅愼の故地なり。「辰」の土地の分裂建立の後、益々文化の進むに從つて「辨」の地は闢けたり。

漢の初に或者は右の兩族を「眞番」と稱す。

史記の成りし頃「番」の音は轉じて「韓」となる。されば、要するに「辨辰」は肅愼の合音である」

と明言した。

金人も乃至滿人も女眞族であるからには兩者共に肅愼人種であることは今更喋々するまでもない。而てこの女眞族の中から何故に「滿洲」と言ふ名稱が起つたに就ては、日本の淸朝史專攻家中には「文珠菩薩」を信仰した一族が自ら曼珠、滿洲と名乘つたからであると曲論するものがあるもこれは夙に今を去る二百年、乾隆帝の上論中に

「金の祖先は靺鞨部に出づ則ち古の肅愼の地なり。我が皇祖の肇て興る時、舊都を滿珠と稱し、所屬を珠申と號す。蓋し漢字に沿ひ訛して滿洲と爲すも、其實は古の肅愼のことにして珠申の轉音なり」

と述べてあり。中國人種考にも「國書は滿洲を稱して滿珠と爲し或は曼珠と爲す、兩者共に平音にして音讀は「辨」に尤も近し、「辨」の古音は「般」にして、口碑に黃帝の孫たる少旻の子の「般」を封して肅愼國の國王と爲す、云々の「般」が「辨」となり更に「滿」となつたことを詳說してある。

次に考古學の方面から見ると米國のスミソニヤン學士院のホール博士の發掘物中には、北滿及び露領沿海州地方から採集されたものには日本前史時代の考古學上の發掘物に酷似したものが夥しくある。ロシヤの考古學者並に滿鐵會社のコレクション中にも、その事實を立證するに足るだけのものが尠く無い。

第七章　渤海と日本との關係

日本から見ても神代時代から我が東北、殊に日本海に面した地方の住民は始終肅愼種族と相往來し、物々交換

の貿易を營み、時には兩族通婚して居たことは疑ふべからざる事實である。

有史後に於ても齊明天皇の六年三月に、阿部ノ比羅夫は舟師を率ゐて肅愼の地に渡り、彼等を膺懲し凱旋の際には生きた羆二匹と羆の皮七十枚を持つて歸つたとの古記錄があり、天武天皇の五年には貿易の目的を以て肅愼人の大群が越後方面に渡來した。その如くに上古から秋田、山形地方では日本海を渡つて肅愼族と互に往來してゐたことは爭ふべからざる事實で現に渤海國人の大群が我國に渡來して日本に歸化した時の如きは朝廷はこの異人種に出羽の國に於て永住の地を賜つて居る。

しかし肅愼の地に於ても西の方から續々色々の人種が大擧東漸して來て次第〳〵に東北方に押詰められて往く。その外來種族の中で最も有勢であつたのは扶餘、高句麗（コクリ）であつた。彼等は現今の南滿洲にその勢力を張つて熱河地方を根據としての海岸沿から遼東半島を支配してゐた樣子である。

高句麗の治世は二十八世七百五年と言はれ日本を除く東洋諸邦の中で比類無き長い壽命を保つた國家と言ひ傳へられて居るも、これとてもホントのことは判らない。また高句麗が果して東蒙古並に南滿洲を統治してゐたかは疑問である。必ずや遼東各地には絕體的に高句麗に服從しない諸族が割據してゐた樣に想像される。この點は好太王の碑文だけでは充分に判明せず、之に反して尨大なる範圍を擁した高句麗がワケなく土着の先住民族の渤海國に敗れて遂に朝鮮半島に逃げ込むだことが私共の大に研究すべき要點である。

もつとも高句麗は樂浪郡の漢人植民地も、百濟も、乃至日本の派遣軍をも擊破して高麗王朝を樹立したことは何人も否むべからざる事實である。

渤海と言ふ名稱は、唐朝から靺鞨人に授けた敬號であつて、ある點から言へば支那政府の外敵懐柔の常套手段である。

惟ふに高句麗の大にして尙ほ滿洲の靺鞨族を完全に服從せしめることが出來ず、さりとて故鄕たりし北魏は隋唐の爲に滅亡して歸るに歸られず、徐々に土着先住民から朝鮮半島に追ひやられたものと見える。

通鑑の說明に據れば唐朝の初には靺鞨は黑水と粟末の二部に分れ黑水靺鞨は黑龍江流域の未開の肅愼であり、粟末乃ち松花江の舊名の靺鞨は相當の文化程度に進んだ靺鞨で、松花江の上流及び牡丹江流域に根據を構へた勇悍なる民族であつた樣である。「戰國策」には「渤海國は幽州郡にして今の滄州なり」と言ふて居るからには粟末靺鞨が高句麗を潰滅せしめた後に、この勢力を北支那まで及ぼしたかも知れず、その脅威にビックリして西安にあつた唐朝が靺鞨の酋長に「渤海國王」の尊號を贈つたものと見るのが至當であらう。而て右の渤海國は我が奈良朝時代に頻々と日本に使節を送り、日本からも答禮大使を渤海朝に派遣して居られる。時には千人、千五百人と大擧して來て我國に歸化したこともあり、その交通路は大抵加賀に上陸して、それから平安城に往復してゐる。而て渤海使節の來朝を年曆によつて稽ふれば、最初は

聖武天皇の神龜五年正月十七日

孝謙天皇の天平勝寶五年五月二十五日

淳仁天皇の三年正月三日

同　七年正月三日

光仁天皇の寶龜三年正月三日
同　同　四年六月十四日
同　同　八年四月二十二日
同　同　十年正月五日
同　同　同九月五日歸化人渡來
桓武天皇　延曆五年、月日不明
同　同　十五年四月廿七日
同　同　十七年十二月廿七日
嵯峨天皇　大同四年十月朔日
同　弘仁元年九月二十九日
同　同　五年九月二十七日
同　同　十月十一月二十日
同　同　十二年十一月十三日
淳和天皇　天長五年正月十八日
仁明天皇　承和八年十二月廿二日
同　嘉祥元年月日不詳

淸和天皇　貞觀元年五月五日
同　　同　三年正月二十日
同　　同　十三年五月十五日
陽成天皇　元慶元年月日不祥
同　　同　六年十一月二十六日
宇多天皇　寬平七年月日不祥
醍醐天皇　延喜八年月日不祥
同　　同　二十年五月十八日

前記以外に私人或は個人團隊として能登、加賀、出雲その他日本海に面した要港から日本に渡來した渤海人は澤山あつた樣子であるが、聖武天皇以來二百有余年に亘つて渤海王朝から日本に遣された特命全權使節だけで旣に三十回近くもあり、多くの場合我が皇室からも「遣渤海大使」を送つて答禮させられた點に鑑みれば肅愼民族と大和民族の間柄は尋常一樣のものでは無く、また單に一片の國際上の禮節の交換とも見られず、その實、相互に頗る重大の關係があつたものと推測される。

私かに考ふるに、支那の古典にしても、佛像、經文、美術工藝品乃至藥材の如きものも從來日本の學者が支那から直輸入したものと斷定してゐたもので、中には渤海國を經て間接に渡來したものが澤山あるであらう。同時に渤海國に對しては日本から多量の絹布、錦綾が渡されてあることと思はれる。

また、高句麗が朝鮮の支那人の獨立國であつた樂浪郡を征服し、次で渤海國が領土を今日の平壤まで延長したか爲に樂浪の漢人中の有識者は大抵日本に歸化した卽ち姓氏錄にある秦（はた）人のことである。

しかし榮枯盛衰は世上の常理なれば唐朝の下り坂となると共に流石の渤海王國も突如として遼河の上流に潜在してゐた契丹種族に「南は百濟の地を併せ、北は黑龍江に達し、その幅員五千里に及ぶ、東方に在りて官府、制度、燦然として大に備はる大國も」五京、十五府、六十二州と共に雪の如くに消滅した。時に西曆九百廿六年、後唐の明宗の天成元年であつた。

渤海國の爲に朝鮮半島に驅逐された高句麗、扶餘は鮮卑族であり白衣人種であつた。彼等が北魏時代に佛敎とガンダラ藝術を傳習する以前は日輪崇拜を本位とするシャマン敎徒であり、一家一族は女系統を基礎とした民族であり、その風俗慣習國風がすべて我が上代に類似してゐた。之に反して渤海王朝を根底から倒した、契丹人は蒙古人種である。何れの頃からかは判明しないが、相當に早くから現在の熱河省の北部に入込み遼河の上流々域に繁殖してゐた樣子である。

ところが偶ま阿保機（アボキ）と呼ぶ名酋長が現はれて以來渤海の文化を吸收すると共に旺んに唐朝の名士を招聘し、國體を唐朝に模し、潢河の上流の今日の蒙古人がロハムレンまた支那人が老河と呼ぶ舊名西喇木倫（シラムレン）の地をトして居城を構へ、自ら帝位に卽き「東丹」國の太祖と稱した。我が延喜十六年の出來事で西曆から言へば紀元九百三十九年である。

太祖阿保機は天性穎智に富む非凡の英傑であつたことは毫も疑ふべき餘地は無い。それと同時にナポレオン風

の野心家であり四方を經綸する雄略の念も勃々としてゐたことは確實である。彼が新に契丹文字を作製せしめ、孔孟の教を採用し、文武百官の制を支那に則つたことなども略ぼ彼が希望の片鱗を現はすものと言はねばならぬ。

支那史は契丹種族をも鮮卑と稱して居る。蓋し此民族がその始鮮卑山麓に蟠居した牧民であつたからである。とは言ふものゝ支那政府は東胡、北狄の害を防ぐ爲に屢々阿保機の勢力を利用した點に鑑みれば契丹人は必ずしも蒙昧無智なる一介の荒武者のみでもなかつた樣である。現に南滿洲に各民族が殘した文化遺跡から見ても「遼」時代のものが一番に勝れて居る。

契丹人は熱烈なる佛教信者であつた。北は農安、大餘から南は摩天嶺まで今日の熱河省及び奉天省内到る處に佛塔を遺し、この規模に於ても驚くべき、雄大なるものであり、同時に百貫目も二千貫目もある黄金佛を無數に鑄造した樣子である。後世遼の天祚帝が金軍の爲に捕虜となつて遼帝國の滅亡したのもツマリ巨大なる黄金佛を携行して逃げ廻つたから足取が迅速に進まなかつた爲である。

遼は太宗の治世乃ち我が醍醐天皇の八年四月に我國にも使節を遣して居る。しかし、この使節は渤海國の特派大使とこの趣を異にして或は日本に朝貢を强ひたものかも判らない。何となれば我が朝廷は剛然と遼の特派使節一行を卻けられて居る。

遼の皇室は洵に隆盛を極めたものと見えて西洋人の研究によれば臨潢の太祖の皇居、遼の上京には、印度、波斯、亞刺伯並に一般の西域人が往來したとのことである。

遼は年々支那政府から絹二十萬匹、黄金何百萬斤かを貢ふて居つたにも拘らず、遂に太宗の代になつて支那本土に侵入し「後晉國」を滅ぼし五代朝の開運三年に北支那一圓を征服し當時の大梁乃ち汴京に都を遷して國號東丹を改めて「遼帝國」とした。我が朱雀天皇朝の出來事で、朝鮮では高麗國の太祖の末年であつた。しかし東蒙古の牧民が中國の文化の中心たる汴京に來て見ると見るもの手に觸るるもの何も彼も珍らしくて欲しくなる。そこで遼の軍隊が盛んに掠奪暴行を恣にしたから、流石に辛棒強い、強い者には捲かれ主義、コワイものには觸はるな心理の漢民族も遂にタマリかねたと見えて猛烈に反抗し始め、之が爲に遼皇室は北方に移遷すべく餘儀なくされた。抑もこれが遼帝國の下り坂の初であり同時に契丹人が支那本土の文化に犯れて夢中になつて居る間に、北滿の女眞民族は着々この勢力を伸張した。

遼の文化の如何に偉大なるものであつたかは、遼史並に契丹國志など數十卷の大歴史が存在して居るから再び爰に之を反覆する必要を認めないが、考古學上から遼代の實況を詳細に研究したものにはフランスの宣教師で三十年近くも、これが探査に沒頭したジョセフ、ムーリーの「東蒙古遼代舊城探考」が最も要領を得て居ると思ふ。

遼帝國は太祖阿保機より九世二百十年にして亡びた。而て契丹種族をして南滿洲北朝鮮、東蒙古より黄河以北の北支那全體を統治するに至らしめた原因に就て、張亮采の中國風俗史は

一、勤勞を厭はず

一、贅澤華美に眼を遷さず

一、兵備の整頓充實したこと

一、忠義心を尊重し尙武の念に强く

一、儒教を輕ろんぜず、佛に對する信仰の厚朴

などの數ケ條を擧げて居るも、私共をして忌憚なき意見を吐かしめるならば、支那の如き强大なる文明國が始終小數の外國兵の爲に蹂躙征服されるのは古來支那は完全無缺に統一された一民族の形成する國土では無く、この國內には幾多の異民族があり、己の生命財產を安固に保護して吳れる者であれば誰でもカマワず、東胡であらうとも紅毛碧眼であらうが乃至東洋鬼でも一向無頓着であり、これと同時に支那には何れの時代にも必ず外國、否外敵の參謀となり顧問となり且また自國を侵略する際に東道者の役を務める連中が澤山あるからである。それとても「君、君たらずんば、臣、臣たらず」の古の聖賢の遺訓の感化の然らしむるところかも知らないが、此一點が中華民國人と他の外國人と相違するところで、現在中華民國にとつては國難續出所謂「危急存亡之秋」なるにも拘らず、中原の地を始め國內の物資の產出地は殆ど皆共產黨軍の手に歸してゐるではない乎。

それと共に昔から支那當局が「以夷制夷」の陳腐姑息なる男らしくない外交術を弄するから國際交涉上大抵の場合に失敗するのである。

第八章　金帝國の出現

金（キン）の爲に揚子江以北の地を百二十年間も支配され、東胡北狄に自國の二皇帝とその一族を俘虜にされ遂に異國

の鬼と化せしめたのも、これ皆「遠交近攻」政策の禍であつて、支那國民が前記の二外交方針を捨てない限は、四億の民は滅亡しないかも知れないが「中國之威權」は容易に囘服することは出來ないと思ふ。

宋朝の如きも文化の黄金時代で世界諸民族の羨望の的でありながら、國力これに伴はず窃かに金を手元に使ふて遼を打到せんと試みたから、アベコベに金から打到され遼は亡びたが、北宋も杭州に逃げ、中原の地は外敵の自由に委せしのみならず、成吉斯汗の出づるに及んで四億の中國人は百年近くも蒙古の蠻族に統治さるべく餘儀なくされた。

金人はその始は牡丹江流域から松花江黒龍江の中間に散在してゐた粛愼の後裔たる靺鞨女眞族である。よほど剽悍なる種族であつたと見えて、遼帝國の大にして尚ほ彼等には一指を染めることが出來なかつた。而て阿骨打(アクダ)なる英傑が現はれると共に靺鞨諸部を統一し哈爾賓の東方の阿什河々畔(アシホーかはん)に巨城を築き此地に定鼎して金帝國を建立し自ら帝位に即き太祖と稱した。時に西暦一八六六年である。

金は勿吉(モツキツ)或は黒水靺鞨と呼ばれ、時には珠貢、女眞と稱せられたがツマリ粛愼のことで、日本では兀良哈(オランカイ)と言ふた。阿骨打によつて創立された金帝國の範圍内に、六京、十四總管府、六百八十三縣、四百八十貢、百二十二城あつたことを考へて見ても如何にその領土の尨大なるものであつたかが略ぼ想像される。之を詳說すれば、

上京路	會寧府	混同江の東方
東京路	遼陽府	今日の遼陽
北京路	大定府	内蒙古の喀喇沁(カラチン)

中部路	大興府	今の北京
西京路	大同府	山西省の大同
南京路	開封府	河南の開封
瑚爾哈路		吉林省のニングタの東
咸平路		今の鐵嶺開原の中間
海蘭路		吉林省の一部
率賓路		吉林省の一部
夫餘路		黒龍江省のこと
博索路		朝鮮の義州

尙ほ南朝鮮も金人の跋扈で手も足も出なかつたと見えて、金人は長さ十尋もある船に二三十人の戰士を乘せた軍船四五十艘を以て艦隊を組織し、我が後一條天皇の御代の頃から時々筑前の博多灣の內外或は肥前の松浦地方を襲擊し掠奪暴行の極を盡し、その都度百人二百人と婦女を捕虜としてツレて往つた。殊に彼等は肉食を主として居る人種であつたから農家の牛馬を喰ひ盡して尙ほ足らず家犬までも食ふたが當時の我が太宰府の兵力は彼等を擊退するだけの力は無つた樣子である。之によつて之を考ふるに、その後の元寇の役なども突如として蒙古の大軍が日本九州を目當に來襲した空前の出來事でもなささうである。

歷史家は金人を完顏氏と教えて來た。これとても正確なる教授法では無い。完顏(ワンエン)とは女眞語で「王」キングの

意味で、姓では無い。その如くに淸朝皇室を愛親覺羅氏と呼ぶのも大間違で、滿洲語でアイチンギロとは「後金」乃ち二代目の金朝の義で國名である。

第九章　滿洲は滿人の手に戻る

以上繰返した諸項を綜合して考察すると日本人と滿洲人との間柄は辭禮上の同文同種では無く事實上の同種族であり、滿洲先住民は支那人とは別種族であることが誰にでも判り、支那の歴史家も亦これを認めて居る。歴史の上から論ずれば隋の煬帝は何十萬と言ふ大軍を率ひて滿洲征伐を試みて大失敗した上に自國は滅亡した。

唐の太宗は煬帝の辱を雪ぐべく滿洲に親征したが、その時でも渤海沿岸の地と遼東半島と朝鮮の高麗を征服しただけで契丹、室韋、靺鞨乃至新羅は何等の脅威を感ぜず依然として唐朝から獨立自存してゐた。元代にしても表面上は滿韓を統一したことになつてゐても女眞民族は蒙古人には絶對服從して居らず、また元朝の政治下に支配されて居らなかつた。

明朝になると屬邦と稱しながら朝鮮は獨立して李朝の代となり恭讓王は京城で即位して太祖と稱せられ、一方滿洲に於ては努爾哈赤（ヌルハチ）が南北滿洲の諸族を統一して以來次第にその勢力を擴げ遂に西暦一六一六年明の萬暦帝の四十四年に獨立して後金國を建て自ら帝位に即きこれ亦太祖と稱せられた。而してたゞに獨立したのみならず支那

本土を征服して滿洲の女眞族は最近まで大約三百年の長き歳月に亘つて四億の支那人に君臨してゐたのである。

偶ま支那が共和政體を採用し宣統帝に退位を迫つた時も滿洲の地を支那政府に沒收することは一言も要求して居らず、加ふるに宣統帝及清朝皇室の北京宮城に永住すること並に中華民國から年金四百萬元を清朝皇室に贈ることを條件としたから清朝皇室も平和裡に政權を讓られたのである。然るに中華民國人は右の約束を履行しないのみならず却て皇室の公私財産を沒收し宣統帝を一平民の溥儀としたことは東洋聖賢の敎に悖り全然ソヴイエト露國の顰に習ふものと言はねばならない。

幸に今回滿洲に新國家が成立し偶然にも溥儀氏が執政となられしことは洵に妙しき因緣であり、之を略言すれば滿洲の地主が自分の世襲的所有地に還された樣なものである。

（昭和七年五月二十三日）

地誌

小田内通敏

地誌目次

地　誌

第一章　地域的特質

新國家滿洲國の地圖に對すると、我々は其の南部に小さな遼東半島の突出を見るの外、其の大部の大陸的な景觀は、我が島嶼日本のそれに比べて、そこに著しく異つた地域的特質（註1）を現はしてゐる。即ち北西部の乾燥地域と、北部の森林地域と、中央平原と、北東から東部への森林地域とである。

北西部の乾燥地域

大興安嶺（註2）以西の此の乾燥地域は、滿洲國の中でも特殊地域である。今筆者が踏査した印象記を辿つて見ると、

大興安嶺の東麓の札蘭屯驛附近からは、谷に沿ふて上つてゆくのであるが、附近の山々には細い白樺の木立が見られ、中には高山性のヒマラヤ杉が淋しげに立つてゐる。大興安嶺驛に近づいた時には、隧道の入口のコンクリートでつくられた城壁のやうな守備塔が目についた。驛で支那人の賣つてゐる赤い實が、樺太での土人の重要な食用品であるのと同じものであるのを見て、今更ながら風土の類似と植物との關係を感じたのであつた。山地を下つてから高燥な平原に出ると、一面に廣い草原の牧畜に適する景觀が眼前に展開する。牧草が堆

く積まれてゐたり、また廣く生えてゐたり、其の中を馬車が牧草を滿載して驅けていつたり、ロシア人が野外に働いてゐたりするのが目につく。九月十六日とはいふものゝ、晩秋ともまた初冬ともいふべき大興安嶺附近の風物は、廣大ではあるが淋しいし、色彩の上からいつても單純でありまた消極的である。しかしかゝる土地にも、一年のある時季には春が訪れて、萬事が活動的になる。七月になると、白薔薇が此の附近の野原一面に咲き亂れて、すつきりした景觀が車窓からも眺められるし、海拉爾附近の平野などには、赤薔薇と小さい赤い姫百合が咲き揃ふて美しいと聞いて、自然の惠の洽き事を今更感じたのであつた。

かく北西部の乾燥地域は、滿洲を通じての廣大な牧畜地域で、其の中心に立地してゐる都市海拉爾は大きな集散地である事を目擊した。此の乾燥地域を除いての滿洲の中で、其の西部には、新に加へられた西遼河と灤河との上流域から成る熱河省があるが、殘れる大部は從來の所謂滿洲であつて、それは黑龍江・吉林・奉天三省に亘つてゐる廣い領域で、北部の森林地域と中央平原と北東から東部への森林地域とである。

北部の森林地域

大興安嶺から東方小興安嶺に續く黑龍江省の北部は、黑龍江右岸の森林地域で、其の樹種は氣候の關係上、針葉樹と濶葉樹とが混生し、外に鑛物資源としては金、野獸は貂を產する。其の地名がよく民族遷移の過程を示してゐる事は、大半蒙古索倫語諸書音譯多訛莫可得而考也、とあるによつても明かである。

中央平原

北部の森林地域の南方は、北は嫩江の流域、南は遼河の流域から遠く遼東灣岸に亘つてゐる滿洲の中央平原

で、我が國でこそ之を北滿と南滿に分けて呼びなされてゐるが、亞細亞大陸に於ける地理區としては、滿洲なる一大地域内の農業可能地域としてのセントラル・プレーン（中央平原）として世界的にそれが知られてゐる。かかる地理的解釋からすれば、新國家滿洲國の成立と共に、其の首都が此の中央平原の略々中央に立地してゐる長春に遷つた事は、寧ろ妥當とすべきである。しかし此の廣大なる中央平原の人文の考察には、これを基礎附けてゐる風土及産業の差異からしても、それを北と南に分けてするのが至當であるといはなければならない。

然らば何處が北滿と南滿との限界であるか。我々は南滿から北滿に通じてゐる南滿鐵道と東支鐵道によつて、此の平原を車走しても、何處が北滿と南滿との限界であるか。日本では到る處に山岳多き景觀に見慣れてゐる我々には、此の中央平原を通る車窓からの展望は、全く平原の連續であると感ずる外ないのである。しかし地圖に據つて其の限界を辿るならば、北流する松花江と南流する遼河との流向を決定する限界が、はつきりと跡付け得る事が出來る。然らばはつきりした其の分水嶺は何處であるか。滿鮮の地理的踏査の先驅者である我が小藤博士は、其の論文「西比利亞及滿洲に於ける哈爾賓の位置」（『東洋學藝雜誌』三六ノ四四八）に於て、此の限界に就いて左の如く述べられてゐる。

滿洲平野を南北に分割する界線は、長春と其南方の公主嶺驛との間、最高三三〇米點より洮南西位の突泉（醴泉）に延長する一線とす。此の線は分水嶺をなすも、平原中にある事とて、極めて平低なれば人の注意を惹かざるも、氣候・風土・動物總體の境界をなし、其の分水線寧ろ分水嶺以南は遼河の灌漑域に屬し、衆水悉く渤海灣に朝宗し、而して以北は松花江灌漑域に入り、諸水脈は嫩江及吉林江に注ぐ。

とし、それを圖上に跡付けつゝ

長春南方の分水線三三五米より哈爾賓迄の鐵道は、西に傾斜地面を走り、大體二〇〇米以下なり。

と附記してゐる。

公主嶺から長春に赴く車窓からは、北と南との此の限界なるべき目標を感じ得なかつたが、長春から哈爾賓までの間では、窓外の展望、何處となく低下する地形を感ずるのである。

更らに氣候の上からの南北滿洲の限界は何處であるか。公主嶺農事試驗場技師村越信夫氏は「大陸氣候と海洋氣候」に於て、

北滿洲地域内の都市としては、哈爾賓・安達・齊々哈爾・札蘭屯・海拉爾・滿洲里・一面坡を擧げ、南滿洲地域としては、長春・公主嶺・奉天・營口・大連・旅順を擧げ

てゐる。即ち長春と公主嶺との氣候の差異は、地形夫自身が、北滿と南滿との分水界をなすほどに明確な表現となつて居らぬのに、此の二都市以北地域の氣候は、反つて北滿としての大陸氣候を特色附けてゐるから、かういう氣候的區劃が定められたものであらう。なほ同書に

滿洲に於ける降水量の分布を研究して見ると、南滿洲特に滿鐵沿線中、旅順・大連は比較的に少なく、內陸に進むに從つて漸次降水量を增し、長春が最も多雨である。……滿洲に於ては、降水を齎らす方向の大陸沿岸地方に山脈なく、奉天・公主嶺・長春と漸次內陸に進めば進む程、漸次其の海面上の高さを增すから、夏期濕潤な南西風は、所含の水蒸氣を分離して內陸に進むに從つて降水量を多くする理である。しかしこれは南滿洲各地

の降水の分布狀態を述べたもので、北滿洲に於ては聊かこれと其の趣を異にする。

とあるによつて見ても、長春・公主嶺附近から北する大地域と、南する大地域との氣候の特異性は、中央平原を南北に區劃する自然現象である。なほ村越氏は更らに、「特用作物栽培と氣候」に於て、

滿洲の氣候狀態は、生育初期に於ては、溫暖多濕、生育末期から成熟期に至る迄は寒冷乾燥である。

と述べてあるのに徵しても、人類社會の社會を基調としての滿洲の氣候を考へる時、生育期に於ける雨量の差異は、滿洲を氣候の上から南北に分つ最大な因子であるべきであり、此の見地からしては、公主嶺と長春とは、南北滿洲を分つ氣候の限界とならずして、更らに北方に展開してゐる大地域に立地してゐる諸都市をば、北滿に包括して見るのが適當な見解である。

なほ村越氏によつて公にされた「滿蒙雨量分布圖」(滿鐵農務課)は、明かに雨量が北滿と南滿とを分つ基準となる事を示してゐる。即ち所謂北滿としての大地域に立地する諸都市、哈爾賓・安達・齊々哈爾・札蘭屯・海拉爾・滿洲里・一面坡の中で、南滿の諸都市と同質の雨量を有するは、北滿の東部に位する一面坡丈であつて、其の西部に位する滿洲里・齊々哈爾・海拉爾の諸都市は、何れも乾燥氣候を示してゐる。北滿の西部即ち齊々哈爾以西に於いて、札蘭屯のみが比較的雨量の多いのは、それが大興安嶺の東麓にあるが爲であつて、大興安嶺の東麓に立地する此の都市が、水の清い木立の繁つた環境の中にあり、それが夏の避暑地として選ばれてゐる事も、雨量と密接な關係にある事を首肯するであらう。

かくして我々は中央大平原に於ける北滿と南滿の自然的限界を理解し得るであらう。

北東から東部への森林地域

北東から東部への森林地域は、北は松花江を隔てゝ黒龍江北部の森林地域に對し、それから南下して吉林省の大部と奉天省の東部に亘つてゐる。即ち北は安達山脈から小白山脈に續いて吉林省の大部を占むる森林地域であり、それが南方朝鮮との國境にある長白山脈に續いて、松花・豆滿・鴨綠の三大江の分水嶺たる森林地域である。是等の山地が森林の寶庫である事は、安達山脈は、富於森林其北端傾斜之勢甚緩覆以槲樹林南端森林最多といはれ、小白山山脈は、多自古未受斧斤之森林也…此一帶山脈傾斜之勢甚緩其峯頂高峻不一焉有美蔭之森林覆之と記され、長白山脈(註3)もまた山腹全係土質森林鬱茂不見天日とある。以上何れも誇張な記事でない事は、中牟田氏の『滿洲森林調査書』に徴しても明かで、

鴨綠江右岸ノ森林及松花江流域ノ森林ニ非サレバ、直チニ企業ヲナスベキ森林ナシト云フコトヲ確認シ得タリ

と前提してゐる。更らに

南部滿洲ニ於ケル木材ハ、主トシテ清國木材即チ鴨綠江木材及吉林木材ヲ以テ供給セラレタリ、今其ノ分配ノ有様ヲ查察スルニ、大連・旅順口・天津・芝罘及營口等ハ、民船又ハ汽船ニヨリテ之ヲ搬致シテ鴨綠江材ノ主ナル市場トナリ、又奉天・遼陽及鐵嶺方面ニ在リテ東山ノ木材ト稱シ、懷懷・仁通化方面ヨリ陸路興京・永陵ヲ經テ渾江ノ上流ニ出テ、雨期ニ當テ水運ニヨリ之ヲ奉天ニ致シ又一面ハ清河ヲ利用シテ鐵嶺又ハ開原ニ致ス、其ノ吉林木材ハ船廠產ト稱シ、陸路寬城子(長春)ヲ經テ、昌圖・通江子及法庫門等ニ致セリ。故ニ之ヲ概括スレバ、遼河沿岸ノ地方ハ吉林木材ヲ利用シ、其ノ他ハ鴨綠江材ヲ需要スルヲ見ル。其ノ材種ハ杉松・紅松・楡

木・椴木及柞木等ニシテ相異ナルモノナシ。

といつてゐる。即ち此の森林地域は、之を圍繞してゐる廣大な滿鮮の居住地域に多大の用材を供給してゐるのである。しかも此の森林地域は、單にそれの經濟的價値が大きいばかりでなく、それが廣漠たる中央平原に對しての景觀上にも重大な役割をなしてゐる事は、同書の始に、

東清鐵道ノ沿線及之ニ伴フ鐵嶺・奉天・遼陽等ノ如キ地點ノ租借地ハ如何、實ニ將來ニ於テ新市街トナルベキ所ハ悉ク是荒漠タル地域ナリ。樹蔭ノ以テ暑ヲ避クルノ由ナク、更ニ炎熱ニ苦シメラレ、樹梢ノ以テ寒ヲ防グニ由ナク、冬ハ以テ零下三十度以上ノ寒氣ニ苦シメラレ、花ノ艶麗ナルヲ觀ル能ハズ、現在唯是殺風景ナリ。何ヲ以テカ在外居留民ノ精神的快樂ト慰藉トヲ得ベキ乎。故ニ滿洲ノ經營ヲ念ズルモノハ第一着ニ植林ノ必要ナルヲ感セサルモノナシ。是實ニ永久的滿洲經營トシテ邦人ノ來住ヲ促シ、以テ諸般ノ企革ヲナスニ於テ少ナクトモ望郷ノ念ヲ去ラシムルニ必要ナルノミナラズ、又以テ樹林ノ繁殖ト共ニ、農耕・牧畜・水利ニ及ホス影響多大ニシテ、永遠ニ滿洲ノ利源ヲ涵養スルモノナレバナリ

とあるによつても明かである、本書の調査は明治三十八年十月から三十九年一月に亘つてのそれであるから、二十餘年後の今日に於ては、滿鐵沿線の諸都市は、何れも街路樹、公園等の施設に於て林政漸く整ひ、從つて以上に述べられた殺風景な都市的景觀は少ないが、其の背後地たる廣い中央平原大部の現狀は、恐らくは今日と雖ども、此の忠實にして遠大なる森林調査者の達見に聽くべきもの多きを認めざるを得ないのである。新國家の建設が年處を經つにつれて、審美的價値としての森林經營にまで着手せらるゝに至るべきは、此の新國家に特殊關

係を有する我が國民としても、大に熱慮すべき問題である。

南端の半島部

南端の半島部は、以上述べ來つた諸地域に比ぶれば、其の地積の狭小全く猫額大ともいふべきである。しかし我々日本國民に取つては、最も親しみ深き地域である。即ち今日朝鮮海峽を渡つて釜山に着き、一路朝鮮鐵道によつて鴨綠江を下瞰しつゝ滿洲に入る我々の同胞は、安奉線の西の車窓に落ち來る注目物は、實に其の半島部を構成する千山山脈に屬する諸山の翠影である。殊に其の名稱の出た千山は、四時溪山の勝景を以て知られ、春の梨花夏の新綠秋の紅葉冬の白雪、何れも溫泉湯崗子からの探勝に任してゐる。筆者は滿洲第一の古都といはれる遼陽に宿り、かの太子河畔を逍遙しつゝ、此の千山や摩天嶺の翠影に見とれた印象は、今猶腦裏に鮮かである。今「遼陽縣鄕土志」を手にして、其の記述を見るに、

東西二方面距城三十餘里外群山攢聚之區而以千山爲名勝…太子河南諸山之幹爲摩天嶺其勢北起於二道河遙接河北朝鮮嶺脈而南注於鷄爪山登爪山西望諸山羅列如兒孫

以上簡單ではあるが、群山攢聚といひ、羅列如兒孫といふ。よく其の山貌を描寫してゐる。千山山脈は、かく景觀には富んではゐるが、其の森林價値は極めて少ない。即ち多係山巖積成土質殊少山脈之兩旁逼近海岸故河流細小而短激其間林木稀疏較之內陸森林之富蓋判若霄壤矣に盡きてゐる。かゝる山巖積成の景觀は、我々は海路大連港の埠頭に入る甲板上からでも大觀し得るのであるが、大連から遼陽に向つて走る車窓からでも、其の山脈の觀察によつても得られる。

(註1) 地域的の區劃は、地形上からは、遼東半島區・遼東山地區・遼河流域區・遼西區・松花江上流流域區・北東山地區・松花江及嫩江流域區・北部山地區・西遼河流域區・興安區の十區に分たれる。(田中秀作氏)

(註2) 大興安嶺は、長白山脈と共に、大きな斷層の面を有つてはゐるが、山脈の生成から見れば褶曲山脈であつて、岩層の皺の性質も、西方からの壓力を受けた事を明かに示してゐる。兩山脈の傾斜が西方に緩かで、東方に稍々急であり、また遼東半島の西岸が淺く東岸が急に深い事なども、西方中心説を助けるばかりでなく、それが東西の居住地域の限界をも制限してゐる。

(註3) 長白山脈は其の最高峯を白頭山といひ、滿洲語でも果勒敏(長)珊延(白)阿林(山)といつてゐるのは、白頭山の絶頂が石灰岩で、遠くから四時雪を戴いてゐるやうに見ゆるからである。長白山脈は支脈多く、林產・鑛產に富んでゐるばかりでなく、奥深い溪谷は馬賊の棲家となつてゐる處もある。例へば小藤博士には、松花江の上流右岸の樺甸附近(吉林の東南)に於ける、もと馬賊であつた豪族に就いて述べられた論文がある。松花江の支流拉林河の溪谷は、百餘年前に吉林将軍富俊が漢人を移住さして開墾を行つた所で、北滿の開墾史上特筆すべき地域である。

第二章　河流と航運

我々人類に居住環境として與へられた山地と平野に對して、縱横に其の間に人類活動を可能にするものは交通の可能度である。殊に近代的交通機關の發達しなかつた廣大なる農業地域に於ては、其の交通路の基準は、可航し得る河流の分布でなければならない。此の意味に於て、居住地域としての半自然的社會形態の初期にある滿洲の廣い農業地域に於ては、其の河流の航運の可能度が附近地域を耕作し、また居住する條件を決定する最大の要因である。だから、滿洲の文化發達の過程の基底的考察には、大河の可航度と附近の文化關係でなければならない。

遼河流域

遼河は全滿洲の文化中心地域たる南滿の動脈である。即ち東からは東遼河、西からは西遼河・黄河が合流し、其の會合地域としての中流域に廣大な農業地域を形作つてゐる。其の右岸に小河港三江口の發生してゐるのも、またそれ以下を巨流河と呼ぶのも、よく此の河の活動を實證してゐる。鐵道開通前までは、此の中流域の農産物は、殆んどジャンク船によつて河口の營口に運ばれ、農民の衣食住の必需品中他に仰がなければならないものは、營口から逆に北送された。だから當時營口は滿洲中での第一の港であり、今日でもまだ大連や安東に次ぐ貿易港である。中流域にも幾多の河港が發達したが、殊に鄭家屯（通遼）と通江口は主なるものである。鄭家屯は百餘年前に鄭姓の漢民族が、蒙古王の許可を得た所である事は其の地名でも證據立てられるが、漸次發達して東蒙古貿易の中心となり、また漢民族の移住の增加するにつれて、行政上の必要から巡檢廳を置き、今は州となつて遼源州とよび、中心都市は通遼となつた、即ち窩棚が屯となり、屯が市となつたよい例である。通江口の成長年齢は更らに短かく、五十年にもならない間に都市に急展したのは、附近の昌圖府管内を始め、長春府附近からの大豆が、それから輸送されるやうになつたからで、明治三十五六年頃は其の全盛時代であつた。しかも南滿洲鐵道の開通は其の輸送を奪ひ、城壁かと思はれるやうな穀物問屋や雜貨舖の家構が、僅かに過去の河運を物語る姿をとゞめるに過ぎない。之に反して、鐵嶺の外港ともいふべき河港馬蜂溝が、比較的其の航運を感じないのは、鐵嶺の地理的位置が之を維持してゐるのであらう。また

三江口以下至營口約千餘里水大時小汽船可通至牛莊及遼陽帆船上溯八百里達昌圖之通江子滿載黄豆豆油豆餅輸

出營口惟冬春之間營口以上有三個月之冰期不通舟楫

はよく遼河の航運を説明してゐる。

遼河の航運と之に伴ふ經濟活動の關係は、以上の概述によつて略〻之を窺知する事が出來ると思ふのであるが、それが灌漑に及ぼす影響、更らに其の改修に依つての效果は、將來考慮さるべき大きな問題である。岡崎工學博士の「滿洲の治水」なる論文を見るに、

近年遼河の水を引用して隨所に水田の勃興を見るに至り、逐年造成反別を増加するの傾向がある。……即ち奉天附近・撫順奥地・開原奥地・四鄭線沿線及白音太拉附近丈でも一萬町歩を超へてゐる。……今後灌漑事業の増加する傾向から見ると、進んで適當なる貯水池の位置を選定する必要がある。……遼河の沿岸殆んど到る處に堤防の存在を見るが、是等は主として、沿岸の農民が耕地や生命・財産を保護する目的で、自から築造したもので、水理上の原則を無視したものであるから、今後一定の統一した合理的標準に準據するやうにし河道の安全を圖らなければならない。……

なほ同博士は、遼河と松花江の間を連絡する航路の開設、遼河口の浚渫の必要を述べ、最後に

若し遼河と松花江とを連結せしめて、南北滿洲に跨る大水系完成の曉は、豫め推測し能はざる莫大の程度に上下荷物の輸送を見るに至るべき事は、之を海外各國に於ける大水系利用の歴史に徴して明かである。

といつてゐる。昨秋筆者がマルセイユ商業會議所に於て、書記長ブレネール博士が主賓として、マルセイユ港からローヌ河を通じての運河開鑿によつて、中央ヨーロッパへの新しい航通の計畫を聞いた事に思ひ合はせ、今回

軍國家滿洲國が、其の國際的經濟活動の進展の爲には、此の計畫必ずしも空想にあらざるを思はざるを得ない。

なほ遼河流域に就いて一言しなければならない事は、其の支流渾河に就いてゞある。渾河は、南滿洲鐵道沿線に於て、奉天驛の一つ手前の驛名であるから、一たび南滿洲を訪れた人達は、誰でも記憶する地名である。此の渾河の流域は、滿洲の河流と航運との關係、更らに河谷と文化との關係を實證するに一つのよい實例である。即ち其の中流の右岸近くは、淸朝の始祖が南方の古都遼陽から遷都して盛京した處で、其の後都が北京に遷つてからは陪都でありまた首城である奉天府となり、最近までは東三省の行政・軍事・敎育の中樞地であつた。しかし筆者の考察の主眼は、此の地點が古來滿洲に興つた諸民族の要地であつた事である。而して要地であつた理由は、そこが陸路と水路との接合點、つまり陸運と水運との接合點であつた事を證據立てゝゐる。即ち今日では渾河岸の碼頭は奉天から西南の川下右岸の長灘とされてゐるが、水源地の山林が繁茂し、從つて水量の豐かであつた昔には、奉天の南方渾河の岸には無論碼頭が在り得たであらう。即ち『滿洲紀要』(黑田甲子郎著)に

滿洲ニ於ケル往古民族ノ交通路ハ、大抵河筋ヲ傳ヒ、其ノ河源盡クル所ニ於テ分水界タル山脈ノ鞍部ヲ超過シタルモノデ、大體ニ於テ山海關ヨリ錦州ヲ經テ瀋陽(奉天)ニ出テ、更ニ懿路・鐵嶺・開原ヲ經テ呼蘭城ニ至リ、南ハ遼陽・鞍山站・海城・蓋平・熊岳城・復州ヲ經テ金州ニ至リ、又開原ヨリ伊通州ヲ經テ吉林・寧古塔ニ至リ、遼陽ヨリ摩天嶺ヲ經テ朝鮮ノ義州ニ至リ、若クハ瀋陽ヨリ興京・通溝ヲ經テ朝鮮ノ江界郡ニ至リ、錦州ヨリ義州ヲ經テ熱河ニ通ズル通路ノ如キハ、一千年以前ノモノト今日ノモノト甚シキ相違アルマイ

と述べられてゐるのは、南滿洲に於ける陸路と水路との接合過程をよく立證するものであつて、中にも「錦州

ヲ經テ瀋陽（奉天）ニ出デ」「瀋陽ヨリ興京・通溝ヲ經テ」とあるのは、直接に渾河流域に於ける水路と陸路との接合を立證するものであり、清朝の發祥當時の都であつた興京が、更らに渾河の上流域に立地してゐる理由と河谷に於ける交通と文化との關係をもよく說明してゐる。興京の景觀が明治二十七年頃に（參謀本部『滿洲地誌』）

清國始祖創業ノ地ナリ、曾テ繁昌セシト雖モ今既ニ衰頹シテ商賣行ハレズ、人々亦甚タ少シ。城ハ山麓ニ位置シ周圍凡ソ三十丁、四方老樹繁茂ス俗ニ之ヲ老城ト云フ。……滿洲各地ニ於テハ昔時盛ニシテ今既ニ廢墟ニ屬シタル城市ノ尙地圖上ニ其ノ名ヲ存スルモノ許多アリ。往々爲メニ人ヲ惑ハシム。興京ノ如キモ亦其ノ類ナリ。

と記述されてあるのに徵すれば、今日の興京は更らに淋しい景觀に陷つてゐるであらう。これに比すれば同じく渾河の流域に沿へる小城市でありながら、炭鑛の採掘によつて勃興し、其の舊城市は渾河右岸の所謂龍脈に據つた天嶮に、小規模な築造を殘してゐるに過ぎないのに、左岸に千金寨と稱せられて、日露戰役當時まで戶數僅かに五六の小部落に過ぎなかつた所が、今日は人口約五萬を算する近代都市撫順を現在するに至つた。

興京から奉天、奉天から北京、また奉天から新京と、政治的都市の遷移、また通遼・通江口・馬蜂溝・營口等の河港としての盛衰に關する描寫は、以上極めて簡單ではあるが、これによつて讀者は、南滿洲に於ける航運と文化發達の關係を推知する一つの基準を得られたであらう。

松花江流域

松花江の流域は、遼河の流域に比ぶれば極めて廣く、從つて其の航運し得る地域も亦廣い。即ち南は長白山脈や小白山脈の諸水を集めて吉林省城の東を過ぎ、更らに伯都訥を右に見て北流するが、西方大興安嶺から東方小

興安嶺までU字形に圍繞してゐる大山地から流下する諸水を集めた支流嫩江は、之に合してこゝに尨大なる大河となり、以下黑龍江に合するまでは自由に小汽船が上下し得る。かゝる大河松花江の航運に就いては、少なくとも三つの流域に分けて考察する必要がある。即ち其の一は吉林省内を流る本流松花江、二は黑龍江省内を流るゝ支流嫩江、三は合流して後吉林・黑龍江一省の境を流るゝ大河松花江に就いてである。

吉林省內を流るゝ本流松花江の流域は、これを黑龍江省內を流れてゐる嫩江の流域に比ぶれば、地形上農業地域は極めて狹少のやうに見えるのであるが、これを風土の上から見れば、其の農業的價値遙かに優れてゐるばかりでなく、開墾の新舊、人口の疎密に於て其の間に著しき差異がある。之を圖上に徵しても、都邑の分布が前者に密に後者に疎なるが如きは之を證據立てゝゐる。嫩江流域の平野が農業的價値の少なき原因は、其の氣候が松花江流域に比して寒冷なるに因る事は、已に前に述べた所であるが、更らに之を農業上に立證すれば、洮南の滿鐵公所で長く氣象觀測と農業試驗に從事し、更らに齊々哈爾の滿鐵公所で、新に氣象觀測と農事試驗に從事してゐた佐藤氏は、

洮南附近は氣溫に於ても雨量に於ても、南滿洲に近い氣候狀態であるから、其の農業經營も亦之に類してゐるが、齊々哈爾附近は氣溫も低く雨量も少なくまた降霜もはやいから、作物の種類も少なく從つて之に適應するやうに農業を經營しなければならない。即ち固定種から育種法を行ひつゝ、北滿に於ける農業經營の確立を定めなければならない。

といつてゐる。のみならず嫩江沿の平野の土壤は、非農業的な曹達地帶であるが爲に、其の開墾が遲れた事もま

た否み難い事實である。筆者は洮昂鐵道に乘じて齊々哈爾の南、昂々溪驛から嫩江を渡つて五廟子驛に至る間に、見渡す限りの廣野に、茫々と名も知らぬ雜草が生ひ茂り、其の雜草の下から生地を出してゐる白い曹達地帶(註一)を見たのである。五廟子驛の次驛泰來が、相當な町として發生してゐるのは、其の立地してゐる嫩江の支流呼蘭河沿の地味がよい爲であつて、春から夏にかけて非常に烈しく吹く西風を避け得る地形もまた泰來の發生を可能にした。かく曹達地帶であり、また沼澤の多い低濕地帶である嫩江沿の平野が、都邑の分布に於ても著しく稀疎である事は、之を其の東方の呼蘭河流域に比較しても一見明かな事であり、それが哈爾賓から昂々溪に至る東支鐵道西部線沿線に於て、各驛間の距離相當であるに拘はらず、哈爾賓から海倫に至る呼海鐵道沿線が、各驛間の距離比較的近いのにもあらはれてゐる。

(註一)かゝる土地を開墾するのに、先づ蕎麥と粟を植ゑるのは、土壤の鹽分を取り去る爲であり、雜草を枯らす爲でもある。

之に就いてはかゝる方面の研究と踏査に多大の體驗ある淸水齊々呼蘭領事も

呼蘭の小さい流域には、呼蘭・綏化・望奎・慶城・龍鎭・綏海・海倫・拜泉の八つの町があり、中にも綏化と拜泉は町も大きく活氣があるのに廣い嫩江流域としては、僅かに克山・訥河・嫩江(墨爾根)・甘南(甘井子)あるに過ぎないし、しかも夫々の位置は何れも離れ〳〵に立地してゐる。

といつてゐた。然らば、此の廣い非農業的地域は、全く、開墾されずに放擲されるのであらうか。『東三省政略』を見ると、民政篇には「避荒茫昧煙戸畸零部落散處…生計蕭條民智不開民志未定」とあり、また財政墾務篇には「雍正乾隆間始於黑龍江呼蘭黑爾根齊々哈爾等處設立官莊屯田實爲邊境興屯之嚆矢」とある。しかし山東其の

他の流民の移住によつて年々開墾されてゆく事は周知の事實であり、Walter young の如き、已に Chinese Economic (1927. April July) に之を發表してゐる。淸水領事によれば、

支那本部からやつて來る農民は、五月の中頃から九月の末まで〻、水路に依るものは、哈爾賓の傅家甸（純支那人町）から齊々哈爾まで汽船で一週間、陸路に依るものは綏化・海倫・通北・龍鎭へ、また呼蘭から安達・拜泉・克山・訥河・嫩江へ、また齊々哈爾から訥河・嫩江へゆくものもある。嫩江の流域では訥河や嫩江の附近丈は二等地で農業地としては最もよく、右岸に近い方では甘南附近がよい。何れも嫩江沿ではない。

筆者が數年前に訪れた齊々哈爾には、まだ日本人の事業としては目立つたものはなかつたが、農產加工業の如きは、將來の廣大な農業地域の開墾に伴つて必ず促進されるであらうとする見地から、

哈爾賓の花々しい發達に眩惑して、此の齊々哈爾の將來を逸するものは、北滿の將來を語る資格がない。

と述べたのであつた。今日の齊々哈爾は如何に躍進してゐるであらうか。筆者は處女地域の核心としての若き此の都市に最も大きな囑望を抱くものである。

嫩江の流域と松花江の流域に於ける、夫々の交通と文化關係を比較するに、更らに一つの添加は、松花江の流域が嫩江の流域に比して著しき差異はそこが滿洲での文化の發生地域たる遼河の流域を中心とする文化圈に接近してゐる事である。渾河の流域に於ける交通系たる陸路と水路との接合に就いては、已に述べたのであり、松花江の流域に屬する河谷が、遼河の流域に屬する河谷と、腹背表裏の關係にある事は、文化の移動上最も注目すべき事象である。例へば、松花江の支流揮發河の流域が、近年漢民族によつて開墾され、其の農產物が、所謂鞍部

を踰えて、渾河々谷を下つて撫順に、また淸河々谷を下つて開原に輸送さるゝが爲に、鞍部に近い山城子が其の集散地として遽かに大市場となつた事實に徵しても明かであつて、此の農産物の輸送路に就きては黑川氏は「將來ハ鐵道布設ノ必要ヲ生ズルデアロウ」といつてゐるやうに、今日そこが海吉線と奉海線との通路となつてゐる。以上は一例に過ぎないが、奉天・吉林二省の接壤地帶としての此の地域が、古來河谷を通路としての文化の移動線であつたとする事は、必ずしも獨斷ではないであらう。

合流後の大河松花江、大河としての機能を求むべき位置は、河流と航運との見地からすると、此の流域の結節點ともいふべき哈爾賓にそれを見出すのを妥當とする。即ち我が小藤博士は、其の名論文「西比利及滿洲に於ける哈爾賓の位置」（『東洋學藝』雜誌三六ノ四四八）に就て、

今松花江盆地中に、哈爾賓・齊々哈爾及伯都訥の三點を連絡せば、其の三角地域以内は百三四十米の低地にて、松花江盆地中の盆底に該當すべし。衆水の集滙する沼地（泡子）寄りの濕地平野（地文學上の Playa Region）を作し、疾に開拓され、農業熾にて人口密なり。露人此の區を滿洲の倉庫 The granary of Manchuria と激稱するは無理ならず、東淸鐵道が爰を貫通する由緣は、此の倉庫物資の集配交通路たらんが爲なりとは、吾人の夢想せざりし所なり。

といつてゐるやうに、哈爾賓は、實に、松花江の支流と本流との接合を有機的になし得る好位置にある。此の好位置を利用し得たのは、實にロシア人の地理學的認識の精確な所以であり、また當年北滿に於ける探檢踏査の結果でもある。かのフランスのムーロー博士が、其の名著『近世歐洲の都市的集團』の「都市の位置に及ぼす地

理的影響」に就いて、

歐洲の都市的集團の檢討に先つて、我々は一般的に都市的集團の形成に於ける地理的關係を注意して見たい。都市の位置は、事實に於て、純粹な偶然的出來事や有名な建設者の自由意志によつて決定されるものではない。其の位置は自然其のものに從ふ。位置のまだ存在しない地域の地圖を研究する者は、其の地域が一定の人口密度に到達する時に、都市の位置すべき所を豫め決定する事が出來るであらう。人間を集中せしむるに最も與つて力あるものは、交通を容易ならしむる海とか河流の利用とか、平野地域と山嶽地域との出會つてゐる所とか、種々な地質的形成の出會つてゐる所などの自然的影響であらねばならない。

といつてゐるのは、處女地に勃興した哈爾賓の都市的發達の爲にいはれたものといつても過言ではあるまい。即ち農業地域に立地してゐる哈爾賓は、東支鐵道や呼海鐵道や昂洮鐵道や四洮鐵道の連結によつて、更らに森林地域と牧畜地域との接合點に立ち、益々其の自然的位置に轉向して大河に沿つてゐる大きな河流としての職能を果たしつゝあるといふべきである。

第三章　生活形態

滿洲は大陸的な地域的特質を有つてゐるばかりでなく、其の人文的特質を構成する要因としての民族的構成に於いても、また大陸的特質即ち民族交流の特質を現はしてゐる。滿洲は其の名稱の示す如く滿洲人の原住地であつた。が今日の滿洲は支那本部から移住して來た漢民族が最も主要なる構成要素をなしてゐる。蒙古人もまた之

に次いで重要なる一つの構成要素である。しかし日本・朝鮮・ロシアからの移住と其の經濟的意義は、、移住の時期が比較的新しいに拘はらず、現代滿洲に於ける生活形態は、滿蒙二民族と共に重要な意義を有つてゐる。

此の滿洲に於ける新國家の急激な構成は、其の認識を我が國に强要した。我が國民は多くの刊行物によつて、其の認識を急いだ。しかし島嶼然日本に國する我々は、遽かになした讀書によつて大陸滿洲に對して果してどれ丈の認識をなし得たであらうか。我が日本が有つ島嶼としてその生活環境は、外敵から侵かされない地理的位置としては幸ではあつたが、國際的認識に就いては極めて不利であつた。

筆者は最近十年間、或は朝鮮總督府の囑を受けて朝鮮の村落並に都市の踏査に、或は滿鐵や對支文化事業部の囑を受けて、滿洲の村落並に都市の踏査に從事したのであるが、かゝる體驗からして、我が國民が最も近接してゐる朝鮮並に滿洲に對して極めて無關心であつた事を見聞してゐる。故に急激な政治的變化によつての滿洲に對しての認識の强要によつて、どれ丈正しき理解を有ち得たかを疑つてゐる。

筆者の信ずる所では、最も正しい認識は、先づ其の生活形態を基底としなければならない。生活形態に對する認識なくしては、如何に精密な地圖に對して、其の自然並に人文に關する精確な智識を修得しても、それは砂上の樓閣に過ぎないであらう。滿洲の地理歷史乃至産業交通に關する數多の新刊の文獻は、已に讀者の机上にあるであらうが、是等の中から、其の生活形態に關する要素を摘出し、それを地域的に民族的に排列整理する事が、滿洲認識に對する我々の基礎的作業でなければならない。筆者に與へられたる僅少の紙面に於ては、僅かに生活形態に就いての一基準として、其の過程が、如何に此の大地域に於ける民族的交流と錯綜してゐるかの一斷面を

描寫するにとゞまらざるを得ない。

今日滿洲の民族的構成の主要部を占めてゐる漢民族の生活形態、殊に其の大部を占めてゐる農民の生活形態は、滿洲の生活形態の考察上最も重要なものである。滿洲の如何なる地域が彼等の最初の生活環境であつたか。それはいふまでもなく、交通上最も近く、また風土の最も適順なる遼東半島である。即ち『周禮』職方志に、幽州の地其の利魚鹽其の畜四擾に宜しく其の穀三種に宜しとある。四擾とは牛馬羊豚の四畜をいひ、三種とは黍稷稻の三穀と註記してある。されば古の幽州地方は春秋戰國以前に、農耕牧畜が行はれてゐた事が確かである。遼金角逐時代から元朝にかけて、農耕衰へて遊牧盛んに、明朝の頃にも農業はあまり振はなかつた。清朝になつては、漢人の侵耕を嚴禁して滿洲の土地をば滿洲八旗の釆邑とし、武功を誇つて農耕に重きを置かない政策であつたから、漢人は僅かな旗人の小作人として生活する傍、荒地を開墾して其の耕地を廣むると共に、穀類の增殖をも企てた。それは乾隆帝の盛京土產雜詠十二首の筆頭に五穀の一首が置かれてあるのに徵して、二百餘年前に、南滿洲に黍稷陸稻高粱大豆小豆の五種が耕施された事が明かである。しかし乾隆時代の農業地域は、また開原以南の遼河・太子河・渾河・大凌河の諸流域と、遼東半島の西側蓋平・復洲・金州などに過ぎなかつた。當時は朝鮮接壤の安東縣、蒙古領の洮南・昌圖の二府や・吉林・黑龍江二省の土地は、依然漢人の耕作が嚴禁されてゐた。

しかし我々の見逃してならない事は、このやうな禁耕も、進展性の強い漢民族に對しては、何等の効果をも奏さなかつた事である。かの山海關から北東方に遼河の中流域開原の北を橫斷し、長春の東方から遠く松花江の中流域に達する邊柵、また開原の北方から渾河の上流域を橫ぎつて、鴨綠江岸に達する邊柵は、もと漢人の侵耕を

防ぐ爲に築かれたものであつたが、漢民族の進耕は寧ろ其の外邊に出てた。稻葉君山氏に據れば、

山海關ヨリ吉林方面ニ興京方面ヨリ鴨綠江ヘト聯絡スル一大邊柵ハ、封禁政策ニ胚胎シタモノデ監守ノ嚴往來ノ禁ハ水モ漏スマイトシタ。然ルニ此ノ目的ハ美事ニ壞ハサレタ。其ノ徑路ハ漢人ハ邊柵ノ禁ヲ嫌ヒテ其ノ地ニ近ヨラズ邊柵ノ外緣ヲタヨツテ遠ク東蒙ノ野ニ進出シタ。滿洲ノ發達ニ理解乏シキ人ハ滿洲ハ北京ニ近イ遼河平原ヨリ開ケタカニ思フモノガアルガ、事實ハ長春平野ヨリ開ケタノデアル。官憲ノ山海關ヲ嚴守シテ居ル間ニ、支那人ノ一群ハ大迂廻ヲ行ヒ背面ヨリ攻擊ヲ開始シタ。ソレハ武器ニ非ズ鍬ノ先ナリ兵力デナク經濟力ナリ。(『滿蒙拓殖策研究』)

此の「鍬ノ先」は、滿洲に於て移植に成功した大原因であつた事はいふまでもないが、滿洲の移住農民の大部の鄕土が、山東を始め、直隸・山西等であるから、長く北支那の風土に順應したものが、風土の類似してゐる滿洲への移住、即ち類似した生活環境への順應への可能も其の成功の大原因である。例へば農業技術の點から見て、農作物と其の耕作法とが、北支那と似てゐる滿洲に於ては、在來の農法農具が最も合理的であるといふ事が、專門家が多年研究の結果、一致する所であるといはれてゐる事から推しても明かであらう。

かく滿洲の風土に適應した農民の中で、普通地主とよばれてゐるものは、百晌即ち我が七十町以上を所有するもので、これらは數十戶の小作人に分作させてゐる。更らに大きなものは千晌即ち我が百町歩以上を所有するものもあるが、これらは、南滿洲には少なく蒙古旗界や松花江流域にある。日本の自作農にも比すべきものは十晌即ち我が七町歩位を所有して自耕自食してゐる。是等の生活形態の觀察は、短き期間の觀光者としては、困難で

はあるが、南は大連から奉天を經て長春に至る車中からでも、幾分之を觀察し得る。殊に眼界狹き遼東半島に於ては、好晴續く秋收獲時の車窓から、農家の作業しつゝある形態を一瞥し得る。農家の家構が、南から北するに從つて、其の建築材料が石から土に變じ、屋根も南滿には瓦が見られるのに北滿は平房と稱する泥屋根の多いのは、木石の少ない風土が其の重因であらう。中でも我々の目を引くものは窩棚とよばるゝ堀立小屋であつて、高粱の稈でつくられた一枚のアンペラを屋根にしてのこの堀立小屋に於ける生活は、生活の簡易さの中に不斷の勞働を示してゐるばかりでなく、窩棚なる地名が、南は遼河の流域から北は松花江の流域に散見する事によつて、滿洲に於ける漢民族の開墾の先驅者としての農業移民の足跡が、此の大陸的な農業開發にどれ丈の役割を演じてゐるかを立證するであらう。

是等の農民が村落集團を構成するに、如何なる形體を取りつゝあるか。殊に匪徒の多い滿洲としては、其の生命財産の自衛のために、我が國の村落のそれに比して、極めて防禦的に構成されてゐる事は當然であり、それが經濟的に餘裕あるほど防備に力を用ゐてゐる事は、筆者が奉天の近村を踏査(註1)した時に屢々實見した所である。

村落集團の構成の特質は、人文地理學の研究問題として今日國際的に課題されてゐるが、村落居住の二大別即ち集村と散村の地理的分布は、滿洲に於ては如何になつてゐるか。少なくとも其の平面形體丈でも、實測に基いた大きな地圖があれば研究し得るのである。是等も新國家組織の確立するにつれて、公刊さるゝに至るであらう。かくして滿洲の社會形態の正しき認識も、基礎的に築き上げられるであらう。

(註1) 奉天の西方約七里餘にある部落侯三家子は、山東省から侯王劉の三姓が移住して開墾した所で、もと新興屯といつた。南

北に短く東西に長く、稍々南に傾斜して低濕地に臨んでゐる。四方土塀を回らし、塀の外側には新しく空溝が掘られ、北西南の三方に門が設けられてあるが、他部落との交通上一番重要な北門には、夜間に之を閉づる時刻が書かれてある。村の眞中を東西に通じてゐる主路の幅が、同じでないのは、村の自然的發達を物語つてゐる（主路の北側には三姓の大家が多い）。村々に必ずある關帝廟は中々立派で、其の側には學校駐在所役場がある。村長は王氏で、附近三十數ケ村を通じての模範村長で、其の家構も立派であつた。

侯三家子の北東約二里にある部落訥木璭は、滿洲旗人の開墾した部落で、筆者の見た佟氏十一代の夜が開墾した所である。當時皇帝は旗人に對する特典として、任意に適宜な荒地を占領し、旗を以て識し以て上告すべしといはれたのに從つたものである。佟氏の住家は普通の村には見られない大きな家構で、四五十年前までは一門二百餘人も同居してゐたさうである。今でも五十人近くも同居し、家族五組の外に苦力も居た。

滿洲の村組織は、村の中心が主路が十字路になつてあり、東半を東街西半を西街、後半は後街前半を前街といひ、何れも南向となつてゐる。關帝廟は村が相當に發達してから出來る。

漢民族が構成してゐる農村の生活形態は、略々以上の如くである。これらの村落は其の生活の必要上、村落商業また村落工業が發生してゐる事は當然であるが、それが如何に分布し、如何に特色づけられてゐるかは、相當廣い地域に就いての踏査及資料の蒐集を待つて記述するの外ない。

朝鮮人が吉林省に最も多く、奉天省には之に次いでゐるのは、水田經營の小作農としてゞあつて、其の生活形態は、大體に於て、地主としての支那農民に依存してゐる處が多く、從つて其の生活の安定必ずしも企圖されてゐないのは、其の救濟問題が終始起る事でも明かである。また我々の同胞の滿洲に於ける居住は、從來は殆んど都市に於ける商工業者である。しかし是等の商工業者が、夫々の都市に於ける漢人の商工業者に對して、常に優

健な立場を有ち得るであらうか。筆者が、昭和三年の夏滿鐵の囑を受けて、滿鐵の主要都市を南は旅順・大連から北は海拉爾・滿洲里、東は哈爾賓・吉林・西は洮南・鄭家屯を踏査した際、重要都市に於てでさへ、特殊の商工業にあらざる限りそれが壓迫され勝であつた事を聞いた。當時殊に調査を委囑した奉天地方事務所勸業係の調査「奉天附近縣境內に於ける中國人の現勢」（昭和四年六月）に據れば、

附屬地內居住の中國人の增加率は、二二年間（明治四〇年—昭和三年）に於て約一九倍に及んでゐる。之を日本人と比較するに、明治四〇年—四四年に至る間は日本人が增加し、大正元年より六年に至る期間は支那人が增加し、八年より一二年に至る期間は一進一退であるが、大正一三年以來は支那人が增加し、殊に最近の增加は著しい。附屬地に於ける中國人が日本人に比して活動的なるは、總人口の有業者の割合によくあらはれてゐる。即ち有業者率は總人口中四九%五なるに、中國人は三一%二、日本人は一七%六、朝鮮人は僅かに〇%七である。之を職業別に見るに、商業及交通業は六〇%〇を占めて最も多く、鑛業及工業の一九%一之に次ぎ、公務及自由業は更らに下つて一一%七に過ぎない。之を日本人と中國人に分けて見れば、日本人は一九%六なるに、中國人は三九%七で著しい差異を示してゐる。殊に日本人の商業は、殆んど何れもが、孤立の經營であるのに、中國人は共同の利益を擁護する目的から成立つてゐる同業組合がある。また勞賃にあらはれた日中兩國民を比較するに、中國人を一〇〇として算出すれば、日本人のは、

最高　二二〇　普通　二三一　最低　二一四

で、其の能率は精神勞働では日本人の勞働は中國人の約三倍であるが、然らざるものは、中國人の方が能率が

高い。要之奉天附屬地内に於ける中國人の勢力は、豫想以上大なるものがある。即ち最近に於ける人口の增加は日本人のそれを凌駕し、殊に男子の增加に於て甚しく、有業者率は日本人に倍加してゐる。諸團體の基礎も亦確實であるばかりでなく、其の商機の敏なるが爲に、附屬地內の商權は漸次其の手中に歸せんとしつゝある。のみならず、生活標準の低い彼等は、日本人をして「疊敷でさへ中國人の侵入を防ぐに途なき狀態」にある。

新國家滿洲國の成立と共に、新都新京は、あらゆる方面に活氣を呈してゐるであらうが、從來奉天ほどに進展してゐない日本人の經濟的活動は、此の新京に於ては如何なる企圖によつてそれが進みつゝあるか。筆者は最近の情勢を明かにし得ないけれども、それが統制ある企圖によつてなされなければ、恐らくは奉天の如き狀態に陷るであらう。

なほ最近唱導され、また實行されつゝある我々同胞の農業移民が、將來の滿洲の生活形態に及ぼす影響は、注目すべき大きな現象であるが、生活形態を明かにすべき一基準として、其の過程が如何に民族的交流と錯綜しつゝあるかを、大觀する事を目的とする本節に於ては、此の新たなる生活形態は、寧ろ今後の問題として研究さるべきである。

たゞ現在から將來にかけての滿洲の生活形態の進展は、從來よりもそれが更らに民族的交流の錯綜(註2)を餘儀なくされる事は明かである。滿洲に於けるロシア農民の生活形態に就いては、筆者は親しく觀察するの機を得なかつたが、大興安嶺附近から海拉爾を經て滿洲里に至る車中、屢々ガッシリしたロシア風の農家の獨立家屋が、耕地

を中心として立地してゐるのを見、また當時海拉爾を中心として、ソヴヰエツト政府が相當に活躍してゐた事を見聞した事から推せば、ロシアやシベリアの風土に對する北滿の農業經營を基調としてのロシアの農民の生活形態は、新國家の農業形態を科學的に成長するが爲には、重要な一つの課題であると信ずる。たゞ筆者は、此の課題に對して讀者に語るべき明確なる資料を有たない事を遺憾とする。

（註2）侯三家子を踏査した時、北西約二里にある西公太堡の一部落五間房にある東亞勸業公司經營の水田と、其の小作人たる朝鮮人の生活を見たが、其の共同長屋は、筆者に極めて陰慘な感じを與へた。また離れた一民家は温突一間に過ぎない小さな家で、公司からは三百餘元の負債がある。しかし同じ部落には温突二間の住家の外、左方に倉庫用の別棟があり、右方には副業をする爲の新しい一棟が建てられつゝある一民家を見出した。住家をのぞいて見ると、温突の入口の障子の一隅には、筆者が數年間朝鮮の村落を踏査した際に、見なかつた空氣拔が壁と梁との接合してゐる處に造つてあるし、住家に沿うて廁を設けてあるなど、生活樣式を出來る丈、生活に都合がよいやうに工夫してある。

之を要するに、生活環境と居住關係の原型が、廣大な滿洲の各地域に於て、風土上・産業上・民族上、更らに近代的經濟機構上、それが如何に變革されまた如何に創造さるべきか。これは新滿洲の生活形態の將來に於て、我々の最も關心を有つべき問題でなければならない。

第四章　近代的都市構成

滿洲の主要都市の特徴は、鐵道の開通によつて、城郭城市が近代的都市化された事にある。

奉天に於ても新京に於ても、舊來の城郭都市の大部は、傳統的な都市的構成をなしてゐる。即ち其の城郭また

其の中の住宅地域・商業地域など、何れも民族的色彩が濃厚に溢れてゐる。試に『滿洲地誌』（明治二十七年）の奉天を見るに、左の如く描寫されて

城內ニ天壇・太廟・五部等ノ官衙及文廟・學宮・閱武場・盛京將軍・奉天府・尹等ノ衙門アリ、……外郭トノ間ノ郭內ヲ外關市街トシ。市店鬻ク所ハ獸皮・烟草・菜種・雜穀等ヲ大宗トス。大ナル商賈ハ多ク此ノ中ニアリ、就中錢舖及穀物舖ハ賣買ノ最モ大ナルモノトス。

城郭都市の面影が偲ばれるが、其の近代的都市としての構成は、此の城郭都市から西方鐵道に接しての區劃整然たる所謂附屬地と、其の間を連絡する地域に所謂商埠地から成立つ。城郭都市と商埠地と附屬地とを合せて、中國人が最も多數である事は勿論で、約二十萬（大正三年）の中十九萬五千を算し、日本人は僅かに六千餘、朝鮮人は三百餘、其の他外國人は約百七十である。商埠地は我が居留地に等しきもので、各國領事館・支那交涉局其の他、內外商店の所在を主とし、附屬地は、我が關東都督府の管轄に屬し、滿鐵では、土地・土木・衞生・教育等を處理し、關東都督は警察權を握つてゐる。附屬地の都市的形體並に其の外裝は、城郭都市に比ぶれば、一見近代都市的ではあるが、其の住民の比が、日本人が五一%に對して中國人は四五%であり、しかも日本人の在住者は中國人のそれに對して、比較的に公務及自由業者が多く、之に反して中國人は日本人に極めて少ない。使用人及其の他が合せて七%三であるから、戶外に於ける支那人の活動殊に人力車夫馬車夫の往來の多い事が、附屬地でさへ支那的色彩を濃厚にする。新京（長春）の城郭都市と商埠地と附屬地の構成狀態に就いては、奉天に比して一言する必要がある。即ち長春の地理的位置に就いては『滿洲地誌』にも

此ノ地ハ蒙古ニ羅斯前旗ノ所領ニシテ土地開濶且沃饒ナリ。往昔人民此ノ地ニ來集スル者多キヲ以テ、遂ニ嘉慶五年始メテ理事通判一員ヲ以テ刑名錢穀ノ事務ヲ管理セシメタリ。爾來人民次第ニ繁殖シ、現今ハ人口十萬餘ニ至リ商賈雲集家屋櫛比ス。吉林黒龍江二省ノ物産ハ大概此ニ輻輳セリ。

と言つてゐるが、市街圖を見ても、其の充實さが看取される。筆者の記憶を辿つても、其の商埠地の商況が頗る活潑であつた。こゝに集散する農林産物で、高粱・粟・材木・麥粉が、發送に於ては沿線各驛を通じて、首位か次位を占めてゐるのに徴しても、其の商況の動きを知り得るであらう。

外に廣い農林牧地域に立地してゐる關係上、開原は殊に世界的主要農産物の集散地となり、爲に、これを取扱ふ糧棧即ち穀物問屋の規模の大きなものが多く、それが夫々家構上にもまた商業組織並に居住様式の上に特色ある事は筆者の觀察した所であり、吉林の山紫水明の環境が、日本人をして「滿洲の京都」をよばしむるばかりでなく、其の林産物の集散が、都市の一部に「木道」をつくつた痕跡や、河岸に沿うて木廠の多い事、また鄭家屯や殊に海拉爾、と滿洲里とは、牧畜地域の中心都市なるが故に、其の家構にも牧畜し得るやう特色が見られる。即ち住家と住家の間の狹い路次の小さな門からはいると、中は廣い中庭になつて、そこに畜類を飼ふやうになつており、晝はこれを放牧し、夜に之に休ますやうになつてゐるなどの特徴がある。

若き都市としての構成は、洮南の如き其の適例であつて、嫩江に注ぐ洮兒河の南岸近くに立地してゐる此の町の周圍を繞つてゐる土壁の北側近くにあるサチガイモト即ち楡の古木の姿は、明治初年頃に漸く開放された此の新開墾地の事であるから、見渡す限りの放牧地の中をたど／＼しい旅人達が、小高い丘に立つてゐる此の楡の木

を行手の目標とし、また夏の旅には其の樹蔭を休場とした事を物語つてゐる。其の後附近が開墾され、それが洮兒河の河運と相待つてこゝに新都市を生み出すに至つたもので、もとは畜産物の中心地であつた此の町は、今は反つて農産物の集散地となり、井然たる都市計畫の中でも、興隆大街のやうに、商業の活潑々地たる處もあるが、また廣い草原の中に、ポツ〳〵民家が散在するに過ぎない處もある。

我々日本人に最も馴染深い南滿の大連と、比較的知られてゐる北滿の哈爾賓とは、滿洲に於ける純粹の近代的都市、また共にロシア人のプランによつて企圖された都市としても、併せて一言する必要がある。たゞ筆者に與へられたる紙面は、殆んど盡きてゐるのと、此の二大都市に就いての文獻は比較的得やすいから、其の要點を簡述するにとゞめよう。

大連が不凍港としてロシアに着目され、其の第一期の工事が終つて第二期の工事に移る時、日露の戰役が動いて、終に我が國の支配に歸するやうになつた。これに就いて我々の記憶すべき事は、かのウィッテ將軍は衆議を排して、旅順を軍港とし大連を商港とした事と、また埠頭建設者が、其の退却に對して、愛兒のやうに周到の用意と努力とを以て見守つた此の埠頭を微塵に壞すに忍びず、形式丈の破壞を以て我に致した事である（以上、滿鐵編「旅行案内」）。今日の街衢の區劃は、概ねロシアの設計を踏襲したもので、それが圓形の大廣場を中心としてゐるは、パリーのそれに模したものだといはれてゐる。其の完成は大正四年旅順と共に自治都市となつてからの施設によるもので、其の埠頭が他に比して特長とする處は、一千噸以上の船舶に強制水先案内を附せしむる事と、發着手數料以外、岸壁料乃至水先料は會社の負擔若くは無料とし、埠頭荷役を直營としてゐる事である。

哈爾賓は、其の發祥を東南の舊哈爾賓とするが、都市生活の全體から見れば、新市街は其の中樞で驛に接續しており、新舊二區の間には狹い馬家溝が流れてゐる。これは松花江にも增して夏は納涼に冬はスケートに利用されてゐる。新市街にしても埠頭にしても、純ロシア街にベンチの多い事は、散歩好きなロシア人の習慣からだと聞いた事があるが、これは、集約農業に反する有畜農業に伴ふ習慣から來たものではなからうか。而して此の新舊市街は所謂山手であるのに比して、松花江に沿うて下町には、西部に埠頭があり、東部に傅家甸がある。以上は地形的の分類丈でなく、觀察しての實感である。小藤博士の論文に「モストワヤ街は繁華にて埠頭の銀座通なり」といはるゝ通である。殊に其の西方のキタイスカヤ街は、純ロシア町であるのに反し、傅家甸は純支那人町で、十數年前にワットソン氏は、

> 此處は鐵道布設の結果として生じたもので、夙に支那行商及勞働者の居住地で、線路區域内のロシア人居留地に其の生活方便を得つゝあり

といつてゐるが、今日は寧ろ他の商業地區を凌いでゐるほどの殷賑を示してゐるのは、商業に敏なる支那人の本質にもよるであらうが、哈爾賓の廣大な背後地の開發が、然らしめたものであらう。

第五章　民族的交流地域

新國家滿洲國の地理的考察の要點は、以上述べた所の如くであるが、今後の動向をはつきり把握する基準は、民族的交流現象としての諸形態並に諸機能が、如何に地域的に表現さるべきかを明かにするにある。（昭和七、六、一一）

參考文献一班

參謀本部　滿洲地誌
田中秀作　滿洲地誌研究
黑田甲子郎　滿洲紀要
外務省通商局　滿蒙拓殖策の研究
上田恭輔　現在の滿洲
南滿洲鐵道株式會社　旅行案内
合肥徐曦　東三省紀略
陸地測量部　東部支那一般圖
中日文化協會　滿蒙年鑑
滿鐵農務課　滿蒙雨量分布圖（縮尺二百五十萬分の一）

政治

蠟山政道

政治目次

政　治

第一章　歴史的沿革より見たる滿洲の政治組織

一　清朝時代の政治組織

滿洲なる名稱は世界的に廣く用ひられてゐるが、近來支那ではその統治區域として東北と呼ばれてゐた。それは云ふまでも無く、その位置が支那本部の東北に位してゐる爲めである。この地域に對する支那統治の沿革を回顧するに、清朝の中葉以後、大體之を四つの時代に分つことが出來る。その第一期は、將軍都統時代であつて、一種の軍政時代である。この軍政式統治の理由は、この地域が清朝發祥の地であつて、清朝としては本土の統治に失敗した曉には何時でも逃げ歸る土地として保有してゐたいことゝ、滿洲が文化の程度を異にする漢、滿、蒙の三民族の混在地であるので、滿洲族たる清朝の漢人に對する威嚴を示す爲めであつた。將軍の統治區域は、大體今日の奉天（盛京）、吉林及び黑龍江の三省に分たれ、その中盛京將軍の地位が最も重要であつた。

この軍政時代に於ける民政又は文治の程度又は形態は、年代により又各省によつて多少異なり、後に至る程民政又は文治の主義を加味し、各省中でも盛京省が他省に比較してその色彩が多かつた。例へば、盛京省では將軍

の下に副都統以下八旗武官が各地に駐防して治安國防に任じ、民政は五部衙門があつて、旗人旗民に關する政務を司り、更らに一般人民に對する行政には奉天府尹があつて道府縣を管領してゐた。

第二期は、總督巡撫時代であつて、軍民混成時代である。この時期は日露戰爭直後、日清善後條約によつて戰後經營に當れる清朝末年の治政に當る。即ちそれは、光緒三十三年（一九〇七年）、徐世昌、唐紹儀等の上奏に基き、一大改革を爲せるものであつた。即ち舊來の各省將軍を廢し、新に東三省總督を置き、各三省に巡撫を任命した。總督は奉天に駐劄し、隨時各省を巡回すると共に巡撫と會商して內政及び或る種の外交上の事務を辦理した。總督巡撫の政務を執る處を行署、公署と稱し、各公署には承宣、諮議の二廳及交涉、旗務、民政、提學、度支、勸業、蒙務の七司を設け、各司には司使を置いて其の事務を統轄せしめた。

右の中央政府及び省政府の組織の外に、滿洲に於る政治組織の進化の上から見て注目すべき改革は、更に各三省に提法使、督練處なるものを設置したことである。前者は裁判事務を司り、行省公署以外に一署を設け、督撫の統制の下に辦事せしめ、司法と行政との分立を劃さんとする端緒を開きたるものと見るべきである。後者は新式軍隊の訓練、防軍の整備を掌り、督撫の管轄の下に置かれた。この外、地方制度も、府、廳、州、縣が漸次新設された。要するに、滿洲が稍支那本土並みの統治組織を備へ始めたのは、この時期に始まると言つてよい。

二　民國成立以後の政治組織

第三期は、中華民國の成立に伴ふて行はれたる組織混沌時代である。宣統三年（一九一一年）の武昌革命によ

つて共和政體たる中華民國の成立するや、滿洲に對しても督撫の制度を廢し、各省に都督を置き文武の兩方面を統轄せしめたが、民國二年「各省地方行政官廳組織令」を發布し、各省に都督及び民政長各一名を置き、府、州、廳を廢して總て縣となし、各縣を全然同一の階段に置いた。都督と民政長との職分を區別し、前者は軍事を總攬し、後者は省内の民治を掌理せしめた。（その後復び都督を將軍とし、民政長を巡按使となしたが、又袁世凱の逝去後、更らに將軍及び省長と改稱したが、その實質は變つてゐない）。この民政長又は巡按使は全省の民政各官及び巡防隊、警備隊を管轄し、且つ財政、司法、その他の行政事務を監督するものであつた。省の下にある道には道尹を置き、之を以て道内の行政事務を執行せしめた。更に縣には知事を置き、道尹に隸屬し、縣内の行政事務を執行するものであつた。この改革は民國政府の支那行政近代化の主張に基くものである。

しかし、この改革は到底滿洲の實情に合はない新らし過ぎる改革であつた。なぜなら、滿洲に於る各省の地位は決して對等ではなく、支那本部に對する關係は決して完全なる中央集權の下に於ける、個別的な省の如きもので無く、滿洲として何等かの形式に於ける一體を爲してゐるものであるからである。又軍事と民治との分離も、到底滿洲の實情や環境に合致しないものであつた。それが爲め、最初吉黑兩省にも各都督を置いたが、久しからずして改めて護軍使として實質上奉天都督に統轄せしめらるゝに至つた。即ち民國三年には奉天都督は鎭安上將軍と改稱して、吉黑兩省の軍務をも統制した。その後その名稱は、いろ／＼に變つたが、民國九年に於る東三省巡閲使となし、その翌々年蒙疆經略使を兼ねしめ、熱河都督をもその統制に歸せしめたことが比較的大いなる改正である。

以上は主として中央政府に於ける改正方針の結果と見られるが、その後滿洲に於ける張家政權の發達、文治派政治家の出現等により保境安民の主張が生れ、省議會の名によつて、東三省保安總司令を推擧し、吉黑兩省を副となした。その後名稱が一度變つたが、結局民國十七年、即ち一九二八年には、國民政府の任命を經て、東北邊防軍司令長官となり、吉黑兩省長は副司令長官となつた。この時期が即ち張家二代の政權確立とその最後は國民政府との結合時代に當るのである。而して、この最後の時期に於ける滿洲の政治組織は民國十八年「建國大綱」によつて省政府を委員制に改めたるに依り、十九年からしては東北政務委員會を最高機關として行はれるに至つた。

この東北政務委員會なるものは、熱河省を含め東北四省・一七二縣の最高機關であるが、その成立の理由は滿洲の中央本土に對する地理的境域の必要に基くものであると共に、滿洲の實際的事情が各省の獨立を許さざる關係にあるに依る。四省は何等かの關係に於いて統一が保たれねばならぬ爲めである。この委員會は、近代國家に於ける内閣にも該當するものであつて、その構成は各省區に資望あり且つ政治に關係ある者十三名を以て成り、その所在は奉天（遼寧）に置れてゐた。この十三名の委員中より主席一人を互選し、政務を處理せしめた。この委員會の權限が或る程度に國民政府から獨立してゐたことは、その官制第五條に於ける規定から判明する。曰く「本會は中央に於て未だ明白或は詳細に決定せざる事項は、中央の法令に抵觸せざる範圍内に於て地方的に便宜之を處分することを得又非常の事變に對しては出席委員三分の二以上の決議に依り緊急處分を爲すことを得」と。この委員會の内部組織は、秘書廳を設け、これが各項の政務を掌理したが、その下に機要、總務、行政、財務、蒙旗、航政の六處を分置し、處長を置いた。これと各省政府、特別行政區、東北鑛務局、東北交通委員會そ

の他の行政機關との關係は、一見中央集權的にも見えるが、果してどの程度に上級下級の關係が成立してゐたかは別に研究を要するところであつて、制度の上からは直に判然しない。

しかし、要するに、去る九月十八日の事變直前に於ける東北四省の政治及び行政の組織は、或る程度に於いて、國民政府から獨立しながら、東北一帶を統轄する中央政府たる實を具へ、その機構も外見上近代的色彩を備へてゐたものである。これが保境安民主義並びに排外的國民主義との兩頭を備へた張家政權の政治機關であつた。そうして、今次の滿洲事變によつて崩壞逃亡せる舊滿洲政權の機構に外ならない。

第二章　建設工作下の滿洲國の政治組織

一　滿洲國の成立要素としての政治組織

一九三一年九月十八日より勃發したる滿洲事變を契機として、舊張家政權の崩壞の跡を受けて東北新政權が樹立され、これが日本軍の援助の下に滿洲國となつて出現した。この滿洲國の政治組織が、現在の滿洲に於ける政治組織に外ならないのであるが、この場合この政治組織の表面的な、靜的な叙述を試みることは極めて容易なことであるが、それでは必ずしも事態の眞相を知ることにはならない。なぜなら、滿洲國は中華民國との關係から見るならば、一種の革命的變動によつて切斷され、新たなる獨立國家たることを標榜してゐるのであるから、そ

の政治組織も自ら國家建設工作の途上にある、動的な存在であるからである。故にその組織を考察する場合には、完全に出來上つた國家のそれを考察するのとは異つた觀點に立たねばならぬ。この點が、清朝時代より中華民國時代に至る舊滿洲が中華民國の領域であつた場合の考察とは非常な相違なのである。

從つて、本章に於いては、建設工作下にある滿洲國の政治組織を吟味するのであつて、その場合政治組織なることの意義は、國家を建設工作する機關又は道具として觀察さるゝことが妥當であると考へる。即ち政治組織を技術的に考察して、それがどんな作用を國家建設の上に齎らしてゐるか、と云ふ方面を見なければならぬ。元來完成された國家の政治組織に就ては、多くの場合、之を法律的規範たる側面から見られ、憲法や行政法の條規を通うして解釋され得る。そうした觀點に立つ時は、その組織の內部に包括せられ、又これを構成する機關やこれと接觸する人民との相互關係を規律する規範と見做される。之に反して、政治組織を技術的に考察する時は、それは組織の構成分子に關する規範ではなくて、組織を生み出したところの社會秩序又は社會共同態の生活能率への要素、換へて言ふならば、その道具として見做される。從つて、それが道具たる限り、之が考察の基準はその道具の工作上の價値、運用上の便宜に存する。從つて政治組織は政治の實踐的價値の實現に資する諸要素、即ち人間的、財政的、物資的要素と共にその四大要素の一つなのである。從つて、技術的見地から見れば、組織は與へられたる對象として解釋さるべきではなく、寧ろ建設又は改作の對象として考察されねばならぬ。

事變勃發以後建國に至るまでの經過を見るに、先づその直後、九月二十九日吉林では熙洽を長官とする新政府が組織せられ、同日黑龍江省に於いては東省特別區長官張景惠が、熱河に於いては湯玉麟が獨立を宣言した。黑

龍江省新政府の樹立は、馬占山の歸順後、張馬合作の下に翌年一月一日その實現を見た。奉天省は、張家政權の本據であつただけに、錦州假政府の存在のため少なからざる脅威を受け、新政府の成立は形式上最も遲延した。しかし、九月二十六日には、袁金鎧、于沖漢等により地方維持委員會が組織せられたが、當初は奉天市を中心とする警察のみを管掌して居た。この間自治指導部なるものに多數日本人の協力があり、縣政の復活維持が行はれた。併し、張家政權より獨立して舊遼寧省政權の代行を決意する迄には、相當の時日を要した。日本軍の錦州爆撃後、漸次事態の安定を見、十一月十日遼寧省、新政府が開廳せられ、十二月十五日臧式毅の奉天省（十一月二十日遼寧省と改稱す）政府主席就任を得てより、その基礎が固められた。

本年二月に至り、東北各省區聯合獨立の氣運が熟し、同月十六日奉天に於いて、臧式毅、張景惠、熙洽、馬占山、趙欣伯出席の下に「建國會議」が開かれた。同會議に於いて、（一）國體（立憲共和政）、（二）政體（聯省自治制）、（三）元首名（執政）、（四）獨立宣言書署名者範圍、（五）新國家建設のための最高政務委員會の設立（東北行政委員會）が議決された。かくて、同月十八日東北行政委員會は、獨立宣言を發し、東北省區の支那本部よりの獨立を宣言し、善政主義と門戶開放とを中外に聲明した。その後、東北行政委員會の事業は順調に進み、三月一日滿洲國政府の名を以つて「滿洲國建國宣言」が布告せられ、五族協和、王道政治、國際條約及國際政策の尊重が高調せられたのである。

二　滿洲國の領域

政治組織を政治機能の能率上の一要素と見るならば、問題はその場合の政治機能が何んであるかを確めることから始められねばならぬ。一つの住宅家屋の構造にしてからが、若し住宅を以て人の住む機械であるとするならば、その住宅の果す機能から判斷されねばなるまい。僅かに雨露を凌ぐにしか足りない掘立小屋から近代的設備のある大厦高樓に至るまで夫々その果す機能を基準として、その地盤、材料、構造、形態、裝飾等の諸要素が吟味され、處理される譯であらう。

かやうな立場からすれば、あらゆる國家の最初の、そうして基本的な機能は治安維持である。平和と秩序の維持設定である。この國家第一の機能を果さない國家は國家とはなり得ない。それ故最初の、基本的な政治組織もこの機能を果す爲めに資せられる。その一切の內容的要素も構造的形態もこの基準から觀察し、批判されねばならぬ。而して、その治安維持なるものは、一定の境域の內部に於けるそれを意味する。從つて、治安維持の最初の問題は、地域並びにフロンティーアの設定から始めらるべきであらう。

去る三月一日、滿洲國政府の名において發表された「滿洲國建國宣言」の冒頭に『我が滿洲の地は邊陲に屬し開國緜遠なり。これを往籍に徵し、分併稽ふべし』とあるのは寧ろ支那本部を中心とした歷史的沿革的に見た地理的考察であつて、之を政治組織の地盤として見る時は、必ずしもそう簡單に言へない。なぜなら、秩序維持の機能を果さんが爲めの政治組織としては、その地域境界は之を政治地理的に考察しなければならぬ。即ち東支鐵道及び南滿洲鐵道を始めとして數條の支那鐵路が既に舊政府時代に於て敷設され、松花江の如き水路の存在してゐることが、この組織の根幹であるからである。その他の通信交通の施設の發達してゐることも考察しなければ

ならぬ。この鐵路水運並びに既設道路を中心とし、且つ通信機關によつて連絡ある一定の地域を以て、この治安維持の爲めの組織は設定されつゝあると見るべきであらう。

建國宣言の一節に於て『奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各々旗盟の官紳民士の集合を經て、詳に研討を加へたる結果、意思既に一致し、惟へらく爲政は多言をとらず、ただ實行如何を見るのみ、政體は何等分たず、ただ安居、集樂を主と爲す、滿蒙は舊時もと別に一國たり、今や時局の必要により自ら樹立を圖らざる能はず』と言つてゐる。これは滿蒙民族の建國に對する意思の表示と見做されてゐるところであるが、同時に大體滿洲國の境域が舊東北四省の管轄區域を包含してゐることを指示するものである。しかし乍ら、政治組織を技術的に解する時は、その物理的地盤が先きに定まつて、その上に政治組織が建立されると云はんよりも、その地盤そのものの工作に要する政治組織があつて、それが境界を定める動力となると見るべきである。

政治組織の物理的基礎たる境域問題を斯くの如く解する所は、單純に滿洲は總面積七萬餘方里、我國の約二倍といふが如き自然地理的境域の廣さを以て直に成育過程にある國家の境域と見ることは一種の認識錯誤である。國家を政治組織の見地から考察することの實益は、この一般に行はれてゐる認識の錯誤を是正する點にあらう。されば、政治組織の實效ある機能は、かやうな錯誤の原因たる自然地理的意義に於ける滿洲を國家としての滿洲國に一致せしめることにあるであらう。

三　治安維持の組織　軍隊

然らば、かやうな、國家の自然的境域として與へられ、そのポテンシャルな、地盤として認められてゐる地域の上に治安維持を齎らす爲めの政治組織は現在滿洲に於て如何に建設されつゝあるか。これを觀察するには、進んでその政治組織を構成する槓杆たる機關や制度を檢察しなければならぬ。如何なる政治組織と雖も、先づ人間が機械又は物質を以て提供する物理力を基礎とする軍隊及び警察力を有たねばならぬ。之は征服國家たると自然發生の國家たるとを問はぬ。之に次ぐものは徴税又は課税の制度及び機關である。滿洲國の軍備方針は、その建國の經過から見ても當然理解できるやうに、デミリタリーゼーションである。執政宣言には『今我國を建立するに當り、道德仁愛を以て主となし、種族の別、國際間の爭を除去せば、まさに王道樂土の實現を見るべし』とあつて、そのデミリタリゼーションの理想は窺へるが、軍備の必要が無いと云ふ說明はない。建國宣言に於ても『兵を調練し、匪禍を肅清す』とあつて、寧ろ警察的組織の必要のみを暗示してゐるが、實際は容易にそうあり得ない。

軍政に關する官制を見るに、國務院各部官制（政府組織法、大同元年三月九日施行）に依れば、軍政部に就ては『軍政部總長ハ軍政ヲ管理シ國防及用兵ニ關スル事項ヲ掌理ス』（第二十七條）とあり、續いて四月五日軍令第一號として公布されたる陸海軍條例に依れば、『陸海軍ハ國內ノ治安並ニ邊境及江海ノ警備ニ任ス』（第一條）とあり、執政の統率の下に之を置き、その長官として警備司令官及び艦隊司令官を置いてゐる。而して兩司令官の職務權限に就ては、執政は兩司令官の『擔任區域（又ハ擔水區域）ヲ劃定シ司令官ヲシテ所要ノ軍隊（又ハ艦隊）ヲ指揮セシメ當該區域（又ハ水域）ノ治安（又ハ警備）ニ當ラシム』（第三條及び四條）と規定してゐる。又、兩司令官は『軍政及用兵ニ關シテハ須ラク軍政部總長ノ區處ヲ受クベシ』とも定められてゐる（第十一條）。而して又、警備司令官に就ては『治

安ヲ維持センガ爲兵力ヲ使用スル時ハソノ間ニ限リ該管地方ノ縣警察隊ヲ指揮スルコトヲ得』と縣警察隊との關係を定めてゐる。この外軍備に關し、我國の如く參謀本部條例の如き特設機關なく、國防に關する防務條例の如き規定なきは特色とすべきである。これらの事情より見て滿洲國の軍備は今日のところ治安警備の目的に向けられてゐると推察してゐる向のあるのも一理無き推察では無い。橘樸氏はこの點に關しかう推論してゐる。曰く『海軍に就ては、なほ具體的の計畫を聞かないが、ただ第一及び第二艦隊（舊政府の三艦隊中第一、第二の海防艦隊を指す）が離脱して、僅かに松花江の江防艦隊のみ殘存してゐる。陸軍に關しては、各警備司令官の擔任區域並にその指揮に屬する軍隊（警備軍系統ニ關スル規定ニ依レバ洮遼（舊張海鵬軍）奉天、吉林、黑龍江（各省内ニアル現在ノ軍隊）ノ四系統ニ分タレテヰル）、に關する軍令案が規定されてゐる。……それが恐らく滿洲軍の有する正規軍の全部となるであらう。換言すれば、滿洲國の陸軍は、かくの如く微弱な實力をもつて、單にその擔任區域即ち國內の治安に任ずるものである。この點において特に注意すべきは、各警備司令官が國防の任務に關して何等の付託を受けてゐないことである』と（『滿洲國家の組織』（世界知識臨時增刊 滿洲國の解剖一六頁）。

この國防に關する機關の未だ備つてゐないのは、事實上の必要が無い爲めか、又あつてもその設置が事實上不可能であるか、更らに進んで事變直後より匪賊討伐の事業を繼續してゐる日本軍によつて代行されてゐる結果として國防のことも自然に日本軍に委託された形となつてゐるか、その何れかであるが、恐らく最初の必要無き爲めに非ることだけは、苟も獨立國たることを宣言してゐる立場からしても明かであらう。東亞經濟調査局の編纂に成る『滿蒙政治經濟提要』には、次ぎの如く簡明に說いてゐる。曰く『滿洲國の國防は、將來は知らず、現實

には日本帝國に委讓されたる形にある。事變以來、從來の國防軍としての軍閥の軍隊は解消され、新滿洲國管掌下に於ける軍隊は、實質的には單なる治安維持軍として改編されてゐる。治安維持軍は國防軍とは全くその機能を別個にし、限定されたる一地域の維持にのみ任ずる、謂はば武裝警察の如きものであり、軍隊の主要機能を缺くものである』と（同書五六三頁）。

然らば、この治安維持軍たる警備隊の活動狀況を見るに、固より正確なる事實は之を知る由も無いが、主として關東軍司令部の提供せる資料に基いて爲せるものと傳へられてゐる聯盟調査委員の第一回中間報告に依つてその一斑を窺ふことが出來る。聯盟調査委員は『滿洲の現狀』なる條下に於て、日本軍、「滿洲國軍」及び地方警察部隊の三種に分つてゐるが、その所謂「滿洲國軍」に就ては、左の如き報告を爲してゐる。曰く『日本陸軍當局が「滿洲國軍」と指稱する軍隊は一部は九月十九日以前滿洲に駐屯し其後改編せられたる支那正規軍隊より一部は新に募集せられたる兵士より成る趣なり。本部隊は日本陸軍當局の援助を以て創設せられたるものなり。退職又は退役の多數日本將校が軍事顧問として傭聘せられ居り其數は增加しつゝあり。是等將校の或者との契約は一年を期限とせり。一日本參謀將校は長春に在る「滿洲國軍政部」の顧問に任命せられたり。本軍隊は主として奉天、長春、洮南、齊々哈爾、敦化及東支鐵道沿線殊に同東部線等の各地方に駐屯し又は行動しつゝあり。東支東部線地方に於ては現に「滿洲國政府」の權力を承認せざる部隊と對抗し居れり「滿洲國軍」の總數は三月末現在八萬五千と稱せらる。現實數は目下是等軍隊に關する情報不確實の爲め信憑し難し』と。更らに、地方警察部隊に就てはかういふ報告の記述がある。曰く『本部隊の數は約十一萬九千と稱せられ内六萬は地方保衞團なり。本

警察部隊は大體に於て九月十九日以前存在せるものゝ繼續なる趣にて其の改編は日本官憲の援助を以て行はれつつあり』と。

四　治安維持の組織――警察

次に警察制度に就ては、政府組織法の規定を見るに、民政部長の掌理する所であつて（第十條）、部内に警務司ありて、治安及び行政警察に關する事項を管掌してゐる（第十四條）。中央政府の警察制度に就ては現在のところこれ以上知るところがない。地方警察制度に就ては、各公省官制の規定に依れば、警務廳に於て警察を管掌してゐる（第十一條）。更に下級の縣政府に於ける警察機關に就ては新法令の公布を見てゐないやうであるから、これは大體舊制の踏襲と見て差支ないのではあるまいか。即ち我國の警察署に當るものであるが、舊政權の下に於ける公安機關これである。

舊政府の下に於ける公安組織は、之を沿革的に見れば民衆自衛の會團から始まるのであつて、その名稱は區々であるが、何れも村落又は都邑の住民が自衛的に治安の維持に當れるものである。これが前清時代の末葉より數次の改編改稱の後、最近に至つては、警察公安隊となつた。この公安隊の最高機關は前記省政府の警務廳に該當する警務處の管掌に屬し、各省の省域に置いて全省の警察機關を管理してゐた。之に直屬する警察機關を省會公安局と稱し、その下に必要により分局又は分所が設置され得ることになつてゐた。この省公安局の下に更らに縣公安局があつて、各縣政府の所在地に置れてゐた。この縣公安局の管轄區域内に更に分局一箇處と分所若干處が

置かれ得ることになつてゐた。この制度の機構から見るに、舊滿洲の警察制度の特色は、その沿革が自治自衞に始まれるに拘らず、改正の加はるにつれ、中央集權的となりたるのみならず、その配置組織が省政府又は縣政府と夫々段階組織を爲してゐることである。この點は、我國の警察組織が中央集權ではあるが、その配置組織は地方自治體と併存する分權的又は水平的組織を爲してゐるのと異なつてゐる。この差異の依つて來る所は、警察組織と自治團體との關係を暗示する重要の點であつて、滿洲に於ける近代的自治の未發達を物語ると共に、警察組織が政府組織と密接に關係し、住民の自治的要求と乖離―又は遊離する可能性を示すものと言はねばならぬ。これは公安局の警察隊が土匪の討伐、治安の維持に當らしめられて居り乍ら、住民からは土匪軍と擇ばざるものと見做されてゐたと一般に傳へられてゐる說を首肯せしむる制度上の特色である。

現在の滿洲國政府の警察機關及びその警察隊が實際如何に運用せられ、如何なる機能を發揮して居るか、それを知る法規も又資料も遺憾乍ら有ち合せてゐない。

五　財政組織の重要性

次に租稅の徵收賦課の制度に就て見よう。政治組織の一環としての租稅制度及び徵收機關は治安維持の槓杆たると共に、又治安維持そのものゝ程度を表徵する指標でもある。なぜなら、政治に要する費用は之を社會住民の經濟的活動から徵收せねばならぬと共に、之が爲めには多かれ少かれ社會住民の承認を要する。その租稅制度の內容はその社會の經濟的能力又は性質に依つて規定さるゝと共に、又課稅そのことが經濟活動の統制となり、社

會的富の分配を規定する。故に國家と社會とはこの租稅制度を繞つて相關的關係を設立し、支配者と被支配者との政治的關係が表示される。

政治組織の機構が、他面統治權の管轄區域たることは、租稅區域を通うして明確に現れる。國又は中央と地方との區別が政治組織上不明なる時は、租稅區域としても國稅及び地方稅の課徵區域が不明となる。從來滿洲に於ける政治組織が未發達であり、低度に止まつてゐた證左として租稅區域として明確なるは軍閥の實力に依る管轄區域たる省のみであつたことを擧げ得るであらう。從つて、財政豫算も各省別によつて作られ、それ以外は中央（名目上の南京政府財政部を意味せず）豫算も無ければ縣豫算も公表されてゐない。

事變以後滿洲國の成立した今日に至るまでこの財政制度の改革は如何に行はれたかを見ることは極めて興味深いことであるが、遺憾乍らその實狀を詳にしてゐない。ただ改革布告等の文字を通うしてその方途を推知するのみである。昨年十一月二日の奉天省政府公報第一號に依ると、財政改革の綱要なるものが、次の如く發布された。

一、善政主義を基調とし、極力經費の節約を圖り、之に因る剩餘財源を以て、庶民負擔の輕減に充つ。
一、省財政は、本則として之を間接稅に求め、直接稅は地方自治（市・縣）に委讓す。
一、從來惡稅と認められたるものは之を廢止又は輕減す。
一、新稅は之を創設せず。
一、歲出は、差當り必要なるもののみに止む。

一、各廳歳出入豫定額に過不足を生じたるときは、財政廳に於て、適當なる手續を經て、之を増減することを得。

一、歳入歳出の出納に關する事務は、總て東三省官銀號本支店をして之を取扱はしむ。

一、歳入歳出豫算額は、現大洋を以て表示す。

この大綱に基いて、更らに「歳出豫算編成に關する方針」と「地方自治市廳に對する財務行政方針」を發表してゐる。これらは歴代支那の革命政府の行へる民力休養策の發露と見做し得ると共に、將來の財政組織の方針を示してゐる。即ち關税と地方税との區別、豫算制度の確立、國庫制度の新設等近代國家の財務組織の要素を取り入れようとしてゐるのである。

しかし乍ら、かやうな奉天省の財務組織の變革が奈邊まで行はれるか、それが滿洲國の統一制度の根本方針となり得るか、に就ては容易に判定を下し難いものがある。例へば、この方針に於て、國税と地方税の觀念上の區別は明かとなつたが、中央政府と省政府の税源配分の方針は明かとなつてゐない。從來張家政權の下に於ける省政府を廢止又は限局して、純然たる地方行政區劃たらしむる方針なりや、從つて省税は之を地方税たらしむるものなりや、不明である。殊に關税收入は國税の税源として認めらるべきものであらうが、右の奉天省の財政大綱に於ける省税の淵源たる間接税からは關税鹽税の如きは除外され居るものなりやは不明である。若し、建國匆々從來の省政府の機構を動かすを得ない實狀にあり、從つて間接税收入の多くは省政府の手に收められるとせば、新京政府は何處にその財源を求むる方針であるか、疑問を生ずる。若し依然として省政府が中央政府に對し

て配分を拒むか、或又その配分の餘裕なしとせば、國政府は財政組織に關する限り、未だ有名無實たらざるを得ない。國政府は勢ひ日本に向つて借款を求むるか、或は他の通貨政策の運用に依つて財源を賄ふの危險を冒さねばならぬ。新聞記事に依れば『滿洲國ではいまだ金融機關の確立も完成に到らず現在なほ舊機關により舊紙幣が運用されてゐる有樣である、かつまた滿洲國內の各地では土匪の出沒衰へずために滿洲國政府は農民疲弊のため田租（從來八萬ドル位）の徵收も出來ず、財政の窮乏に陷りこれが切拔策に苦慮してゐる、舊學良政府時代は田租の外、貨物稅三千萬ドル官業收入及び雜稅收入二千萬ドル合計六、七千萬ドルの歲入をあげ、その內軍費に五千萬ドルを費消してゐたものであるが新政府は現在鹽稅收入若干をあげてゐるのみで、關稅收入も關稅を擔保とする債權國及び支那政府との間に協定をつけるまでには相當時日を要する事情にあり、新政府の財源が整備さるるまでに要する歲入不足に對しては日本より借入を仰ぐ外なき狀態である』（東京朝日新聞五月二十八日）。

かやうな意味に於て、滿洲國の財務組織は未だ國家としての內容を充分に備へてゐない。その原因が治安維持の充分行はれざる爲めか、或は國際的接衝の未決定である爲めか、その原因は多々あらんも、その結果が引いて治安維持の政治組織の發展を阻止する原因となる。財務組織の完備は國家建立の一大道標であらねばならぬ。

六　政治組織の指導的原理——王道政治

治安維持と秩序設定とは國家の原始的機能且つ基本的任務である。軍事、警察及び租稅の機關及び制度を槓杆として成立つ政治組織は、主としてこの段階に於ける國家の機能と任務とを果す爲めに向けられる。勿論この意

味に於ける政治組織のみが治安維持や秩序設定を可能ならしむるものではなく、この外度量衡、交通通信機關、貨幣制度、民法商法等の私法制度、刑事法秩序、統計情報資料等によつて齎らされる方面を無視できない。しかし、これらの諸制度は政治上革命事變が行はれても總てが破壞せられるものではなく、住民の慣習や自治によつて舊制度が行はれるし、又新政府もそれを一時踏襲し得るから、それらの設定の有無又は良否は直接には國家の運命に關係はない。それらは第一次的な、治安維持の事業が遂行された後に遂行されるものである。滿洲國に於ける當面の政治狀態は正にこの第一次的意義に於ける治安維持、即ち專ら物理力・財政的基礎の上に立つ秩序維持の設定を要求してゐるのである。

しかし乍ら、かやうな意味に於ける治安維持にしてからが、よく檢討する時は微妙なる政治問題であつて、單純なる軍事問題で無いことが分かる。それは所謂建國の精神なるものであり、政治組織の原理である。王道政治、善政主義その他の原理が、滿洲國の創建以來、その國政府の名に於て『宣言』せられ、『保障』せられ、我國に於ける論者も亦これに就いて種々說いてゐる。一言にして云へば「思想」も亦闘爭力であり、物資力である。この點は共產主義者の戰術に於いて既に廣く經驗せられて居る所であつて、滿洲問題の發生以來、この戰術的意義に於ける思想宣傳が顯著に行はれ來つたこと毫も怪むを須ひないところである。

何故に建國の肇めに當つて、その精神と原理との闡明を必要とするか。又その精神や原理を中心として展開する思想戰の機能は如何なるものであるか。これに對しては恐らく答へは種々に岐れるであらう。しかし、こゝで、私は、ただ一つの答へとして、これが同じく治安維持と秩序設定の段階に屬する政治組織の機能であること

を論じたいのである。何んとなれば、治安維持なることは究極的に於て住民の何等かの「承服」を必要とするものである。この心理作用を喚起することに成功せずしては治安維持も遂に不可能である。治安維持無くして國家は保てないが、しかし治安維持は治安維持の爲めに行はるゝのでなくて、國家のより高き目的を實現せんが爲めの手段たるに過ぎない。それ故、國家の政治組織を治安維持の機能の發揮といふ觀點から見る場合にも、そこに何んの爲めに治安維持は爲さるゝのか、と云ふ反問を豫想せざるを得ない。被治者たる住民の有する自然的正義の感情或は粗朴なる自由の感念を滿足せしむることこそ、治安維持の機能を果さしめる最も有力な要素と云ふべきである。

建國宣言の一節に曰く『竊に惟うに政は道に基き道は天に基く。新國家建設の趣旨は一つに天に傾ひ民を安んずる事を主とす。』更らに曰く『王道主義を實行して必ず境內一切の民族をして熙々皥々として春臺に登るが如くならしめ、東亞永久の光榮を保ちて世界政治の模型となさんとす』とあり、執政傅儀氏の宣言中にも『今吾國を立つるに道德仁愛を主と爲し、種族の見と國際の事とを除せば、王道の樂土は當にこれを實事に見るべし』とある。こゝに謂ふ王道主義なるものと現實の政治組織との關係を見るに、先づ「政府組織法」に於ける執政の地位である。

「執政は全人民ニ對シテ責任ヲ負フ」（第三條）及び「全人民之ヲ推擧ス」（第四條）とあるが、若しこれが王道政治に於ける天命論に關聯せしめて考へられるとしても、その負責及び推擧の方法が明定されない限り、それは終に徒法たるを免れない、と云ふ橘撲氏の所論は傾聽に値する（『王道政治』滿洲評論、五月二十八日）。しかし、それが

徒法たるを免れない、と云ふ氏の意味はハツキリしてゐない。私はそれを、政治組織に於ける元首の地位に對する人民の承認の形態化が行はれてゐないことゝ解したい。滿洲國は立憲共和國であるやうに言つてゐる人もあるが、(例へば趙欣伯著「新國家滿洲」一一九頁) 若し共和國であるならば、元首の就任形式及び任期が定められてあるべきである。若し傳へられる如く、執政の地位が大統領の如きもので無く、從來の世襲的專制君主に近いものであるならば、これと漢民族の共和民主思想を、如何に調和せしむるか。支那思想の研究者たる田崎仁義博士は、王道主義は共和主義とは一致しないと言つてゐるが、(外交時報四月一日) 必ずしも嚴格な思想史的一致を要求しなくても差支ないのであらうか。或は又我國の如く立憲君主國の如きを範とすべきであるならば、何故にこの趣旨が明定されないのであらうか。

政治組織を以て、治安及び秩序の維持の機能的要素たる觀點より見るとき、滿洲國の執政の法律的性質が明確を缺き、その政治的形態が曖昧であることは、滿洲國在住の漢民族統治の上から顧慮された結果であると見るの外はない。若し然りとすれば、王道政治なる建國の理想の立法化も現實の人民の政治的心理狀態の反映によつて不定を免れないことを示してゐる。從つて問題の要點は、滿洲に於ける各民族、特に漢民族の民主思想の性質、程度如何にある。橘氏の所論たる公民的民族聯合國家案なるものも、その公民の法律的資格に就いて語つてゐるのみで、その政治的性質を示してゐない。が、著しく民主々義的性質を帶びてゐることを看取し得る。之に反して、滿洲建國の原理に就て日本精神の適用を試みられてゐる紀平博士は、士農工商の概念を以て皇國の社會原理とされてゐるが、この立場からすれば如何なる政體が期待されるのであらうか。

斯くの如く滿洲國の政治組織に就ては、未だその王道主義なることも組織の指導原理としては未だ現實化してゐないと見なければならぬ。それは學者思想家によつて種々說かれてゐるだけであつて、現實の立法から見てはハツキリした體制となつてゐない。蓋しそれが立憲化し體制化する爲めには、人民の習俗・慣行・意識に適應することを要するからである。この點の見透しこそ將來の重要問題の一つであらう。『執政政治は憲法制定に至る迄の統治形態にして、過渡的の統治形態に過ぎないから、憲法制度の曉、國體が帝制になるか、共和制になるか將又王制を採用するかは將來に殘された問題である』（陸軍省調査班「滿洲國成立の經緯と其國家機構に就て」二五頁）といふのが眞相であらう。

七　政治組織の指導方針——善政主義

王道政治を政治組織の指導原理と見做した場合、それは當然にその組織の向けられる施政の方針とならねばならぬ。滿洲國の五十餘團體八十六萬二千餘名の名に於て『滿蒙新國家に對する我等の期待』なる文書が公にされてゐるが、それに於ては王道政治に就いて次ぎの如く期待が爲されてゐる。曰く『新國家は須らく王道を以て統治の本義とせられねばならぬ。我が東洋には三千年の歷史を有する固有の文化がある。その精髓をなす王道がある。王道とは蓋し天意を以て意とし、民心を以て心とする所の公正無私なる善政である』（陸軍省調査班前掲書附錄三三頁）と。支那の政治思想史に暗い私は、この王道政治なるものゝ歷史的內容や社會的基礎に就て知る所がないが、斯方面の一權威たる橘氏の批評を見ると次ぎの如くである。曰く『滿洲國政府の施政の上に現はれた限りに於ては、所謂王道主義も不明瞭不徹底であるものゝやうである。……王道思想の淵源は恐らく有史以前、氏族組織の結成され

ると同時に發生したものであらうが、それが一つの政治上の理論體系にまとめられたのは主として孟軻の力による。孟軻は戰國中期の人であるが、それから數世紀遲れて前漢の中頃に禮記と名づける叢書が結集された。中に其禮運篇と題する政治上の論文があるが、孟軻に於て最高頂に達した父長的專制的王道思想が禮運篇では一つの大きな進步と旋廻とを示して民主的自治的形態を取るに至つた。而して支那に於ける所謂王道政治は、それらの實踐としては其後今日に至るまでの二千年間に充分に普及し且つ畸形的な發達を遂げたが、而も極めて不充分な狀態に置かれてある。殊に其理論方面に至りては二千年間と云ふ久しい歲月の間に不思議にも何等の進步を示し得なかつた。それは兎に角王道思想の最高頂たる孟軻の理論を見ると、王道政治の究竟理想は國民の生存を完全に保障することにある。「天下の民が匹夫匹婦も孟軻の澤を被らざる者あるを思ふこと、己れ推してこれを溝中に入るるが如し」(孟子萬章章句上)とあるのがそれである。此理想が支那の傳統たる王道的政治思想の特色なのであり、而して此理想に實現の必然ありや否やによつて、王道的政治理論が、或は政治實踐上の指導原理となるに耐える、或は一條の夢物語に墜することゝなる』(橘氏、前掲、王道政治論、四頁)と。

滿洲國政府の發布せる「人權保障法」は、蓋しこの「王道政治」の根本條規の一つであると見られるが、その條文の文言は、殆んど全部近代個人主義國家の『人權宣言』のそれの模倣引用であり、我が日本憲法や中華民國新約法その他に類似の文句があるのであつて、僅かに次ぎの三ケ條のみが注目に値する。

滿洲國人民ハ公益ニ反スルモノヲ除クノ外、共同組織ニヨリテ其經濟上ノ利益ヲ保護增進スルコトヲ得(第十條)

滿洲國人民ハ高利、暴利及其他一ノ不當ナル經濟壓迫ニ對シテ均シク保護ヲ受ク(第十一條)

滿洲國人民ハ均シク國或ハ地方團體ノ公費ヲ以テ行フトコロノ各種ノ施設ヲ享有スル權利ヲ有ス（第十二條）

これらの諸條項の立法の精神を以て果して王道思想の發露と見做し得るであらうか。王道思想なるものが前述の橘氏所論の如くその內容は父長的專制政治から民主的自治政治までに變化したものであるならば、その適用はかなり融通變化に富んでゐると見られよう。しかし、それ丈け空疎な理論たることを免れない。これら人權保障法の三條項の如きは、これを王道思想の適用と見做すことが自由であると共に、全くこれと異なる立場からも解釋出來るのである。殊にこれらの特色ある條項の內容が主として人民の經濟生活の形態に着眼し、經濟上の利益保護を目的としてゐることを注意するならば、それは寧ろ滿洲國の目下の發展過程から見て、その政治組織の目的とする治安維持への效果から批判さるべきものである。

私は寧ろこれらの條項なるものは、近代帝國主義國家が未開・半開の植民地統治の要諦として、過去半世紀の間に應用し、經驗し來れる原理であつて、數次の立法の指導精神となれるものであると解する。英國の印度に於ける、和蘭の東印度に於ける、佛蘭西の印度支那に於ける施政を見るならば、その成功は一としてかやうな原理原則を科學的に行へる結果である。勿論これらの經驗的法則は王道思想の中に取り入れられることを妨げないであらうが、王道思想の歷史的經驗的內容からは導入されないものと解する。

治安維持が如何なる人民社會層の上に保たれるか、秩序維持が如何なる經濟的地盤の上に築かれるか、と云ふことはその人民・社會・經濟狀態の性質如何によつて、その治安維持の方法、施政の方針が異なつて來ることから判斷されねばならぬ。經驗科學たる政治學の教へるところに從へば、奴隸制度、農奴社會、市民國家、プロレタ

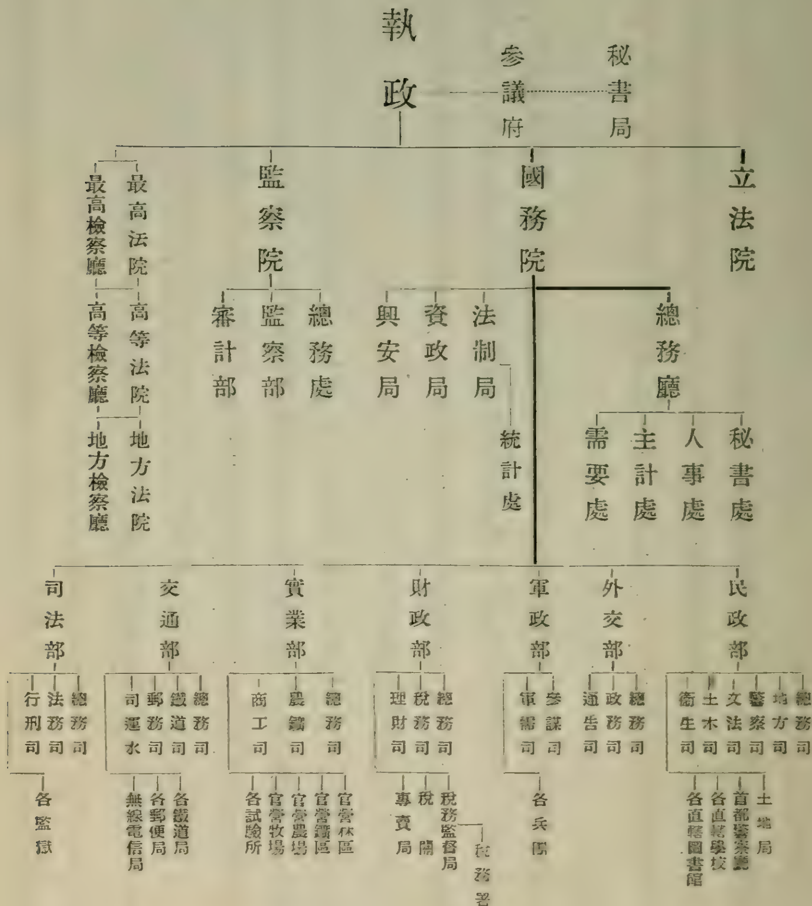
リア國家等、夫々その國家形態とその政治組織との相違の生ずるは、何れも等しく治安維持に成功した點では同じであるが、その方法と技術とは異ならねばならぬ。從つて滿洲國の施政方針の適否は一にかかつて、滿洲なる社會の經濟的性質の吟味によつて決定せらるべきものである。又治安維持なる建國第一次の事業の成否も一にこの社會的分析の適否に存すると思ふ。要は、それによつて如何なる程度まで人民の經濟的利益の保護、傳統的習俗の保存、更らに産業的開發の前提となるか、にある。一度びこれらの諸問題に研究の歩を進めるならば、政治組織の考察もそれに應じて更らにその側面を轉じて見なければならぬ。

八　統治組織の形態

三月九日、長春に於いて、滿洲國建國式典及び溥儀氏執政就任の大典が擧行された。十日、新國家中央政府官吏の任命を見たる後、十一日、左の諸法令が發布された。政府組織法、人權保障法、國務院官制、監察院法、省公署官制等これである。同時に事變勃發以來、新國家生誕の地盤を建設する爲めに活動して來た自治指導部は、その事業は今後新國家の機構の中に行はれることゝなつて解散された。同時に新らしき事態に應ずる爲め、關東軍統治部は特務部と改められた。かくして、新國家の建設的・行政的方面への組織が生れることゝなつた。いま左に、その機構を概說して見よう。

滿洲國の政府組織は、次頁に掲ぐる表解の示す如く、元首たる執政の下に、國務院、立法院、監察院の三院制及び民政、外交、軍政、實業、交通、司法の七部制を採用してゐる。別に、重要なる國務に關し、執政の諮詢に

滿洲國政府組織一覽表


執政
參議府
秘書局
立法院
國務院
總務廳
秘書處
人事處
主計處
需要處
法制局
資政局
興安局
統計處
監察院
總務處
監察部
審計部
最高法院
最高檢察廳
高等法院
高等檢察廳
地方法院
地方檢察廳
民政部
總務司
地方司
警察司
文法司
土木司
衛生司
土地局
首都警察廳
各直轄學校
各直轄圖書館
外交部
總務司
政務司
通告司
軍政部
參謀司
軍需司
各兵團
財政部
總務司
稅務司
理財司
稅務監督局
稅務署
稅關
專賣局
實業部
總務司
農鑛司
商工司
官營林區
官營鑛區
官營農場
官營牧場
各試驗所
交通部
總務司
鐵道司
郵務司
司運水
各鐵道局
各郵便局
無線電信局
司法部
總務司
法務司
行刑司
各監獄

應ずる目的を以て參議府を設け、更らに裁判制度としては法院を設け執政に直屬せしめ、他の政務と特立せしめてゐる。

參議府は日本の樞密院に該當する諮問機關であるが、立法院の組織權限が我が帝國議會に比して劣つてゐる關係上、それが本當の活動をすれば、その權限は自ら大となり、或は上院たる機能を發揮するに至るかも知れない。又その構成分子の點に於いて、滿洲國に於ける民族代表及び地方代表の趣旨が加味されて居り、又實力は無いが元老的地位にある人々によつて占められるであらうから、將來滿洲國の治政が進展するならば、この機關の動きは立法院のそれと共に注目に値する。なぜなら、その諮詢さるべき事項は、（一）法律、（二）敎令（三）豫算、（四）國際條約又は對外宣言、（五）重要なる官吏の任免、（六）その他重要なる國務等であるからである。この外、執政の補佐機關としては、重要なる國務に關して、執政の諮詢を待たずして、執政に意見を提出する權能を有してゐる。（政府組織法第二章、第十四—十六條）（參議府官制、第一條—十一條）

立法院は、一院制を採り、その主要な權限は法律豫算への翼賛であるが、國務院に對して意見を建議することを得る。その組織は別に定めらるゝ豫定となつてゐるが、未だその發布を見てゐないやうである。恐らく、滿洲國の治安維持が確立され、その國際的承認が得られることゝ平行して、此立法院の組織は行はれねばなるまい。若し、この立法院が組織されないやうでは、國家としての現實性に缺くるところがあり、その民族自決の合法的表現が完ふされないであらう。殊に、將來制定さるべき憲法の制定に際しては、何等かの憲法議會が開かれる必要があるから、その議會はこの立法院の組織法と大體同一のものを以て該當せしめらるゝであらう。それ故、立

法院の組織は極めて重要である（政府組織法、第三章、第十七―二十六條）。

超欣伯氏は、この點に關し、かう言つてゐる。曰く『こゝに一言を要するは、滿洲國の立法府は、近代國家の二院制を採擇せず、一院制度とゐたします。而して立法府の議院は、執政の指名に依ります。王道を要諦とし天意を奉戴する執政が、全滿に於ける有能の士を指名することによつて、嘗て南方支那政治史上に於ける所謂賄選議員と云ふが如き選擧制の腐敗墮落による立法府の失墜を防止救濟し、その權限を十全に發揚せんが爲めであり、更には滿洲國創建の根本基調たる五族融和の眞諦をその政治機構上に完徹せんが爲めであります』（「新國家大滿洲」五九頁）と。滿洲現地住民の民度及び地理的事情を考慮し、又漢民族に於ける選擧制度の經驗に徴する時は、指名制度必ずしも不可でない。しかし、それによつて如何に民意代表の趣旨を完ふすべきかは大に考慮を拂はねばならぬところである。「有能の士」を指名するとは如何なる基準に依るか、それらの人々が住民の實際生活に於いて占むる地位や資望の點を考慮することでなくては、現在の段階に於ける滿洲國と雖も民意代表の機關とは云へない。近代國家の如き個人主義的地緣代表制度は必ずしも之を模倣する必要はないが、市民としての人權保障を可能ならしめつゝ集團的代表の方法を工夫すべきであらう。蓋し、この立法府の組織とその運用とは、民族自決を名として成立せる滿洲國の運命を決する最大の鍵鑰である。

監察院は、孫逸仙が「五權憲法」の中で、考試院と共に支那の傳統的行政機關の一つで中外に誇り得る制度の一つであると言つてゐる所であり、歐米の學者もこれを人事行政委員會（Civil Service Commission）と比較して、その妙用を認めてゐる所である。しかし、我國では從來この種の制度としては會計檢査院を有するのみでそ

の外何等貢獻する所がない。滿洲國の監察院制度は、この各國の經驗に照らし、その長所を綜合折衷しようとする企圖であることが看取される。即ち、同院は監察部と審計部との二部に分れて居つて、前者は官吏を監視する使命を有し、後者は會計檢査をなすものである。若し、この制度が有名無實に終らず、うまく運用せらるゝならば、或は滿洲國の經驗は以て我が日本が目下惱みつゝある政黨による官吏の腐敗防止や官吏の身分保障の制度などを確立する參考とならう。（政府組織法、第六章、第三十七條—四十條）。

九　政治組織の中樞たる國務院

國務院は我が內閣に該當する滿洲國の中樞機關である。その中心は合議制の國務院會議であつて、その議長と見るべきは國務院總理である。その國務總理の直屬機關として、總務廳、資政局、法制局、興安局を有する外、民政、外交、軍政、財政、實業、交通、司法の七部を總轄してゐる。

國務院組織に於いて最も注目を要するは、その直屬機關としての總務廳及び各部に於ける總務司といふ機關の地位及び性質である。これは我國に於ける內閣書記局及び大臣官房に該當するものであつて、行政學上いはゆる總務行政局（Bureau of General Administration）の趣旨に叶へるものである。この機關の機能は、各行政部局の事務に對する指導方針の決定、及び統合作用を營むものであつて、人事、財務、物資等の行政手段を統制しつゝ、行政作用の運用を完からしむるものである。滿洲國がこの制度を採用したることは、その運用の實際を詳にしてゐないが、尠くともその精神に於いては、先進諸國の行政上の弊害に鑑み、その經驗及び學理に徵し、最

新の制度を適用せんとする革新の機運を現してゐる。但しその運用如何は將來に徴しなければならぬ。

法制局は條約批准、法律案、敎令、院令等の起草竝に審査を行ひ、立法上の統一性と劃一性を期すると共に、法律と行政命令との矛盾背反等を避けんとするものである。立法院未だ開かれず、人民保障の具體的機關の具はらざる今日、國務院並びに行政各部の施政を間接に統制する重要な機關である。この法制局の下に統計處が附置されてゐる。統計處は日本の內閣統計局と大體類似の目的を有し、各所各官署より定期的に其の統計報告並に統計材料を收集し、國勢の基本調査を行ひ、更に內外の統計の硏究審査等をなすことになつてゐる。これに依つて、萬般の事業計畫をなし、行政の革新を行はねばならぬ、滿洲國の秩序を定め、產業的基礎を固め、その將來の發展に資せんとするものである。

興安局は興安省の一般行政事項並に特定の蒙古地域內の蒙古人保護に關する事項を管掌するものである。而して三月二十九日の國務院會議は興安省の範圍に關し次の如き決定をなした。『興安省は南は內蒙古より西は外蒙古に至り、北は興安嶺に至るもので、興安局をその最高行政機關とし、省內には三局を置く。(一) 哲理木盟局 (黑龍江南部及奉天省西北一帶を管轄)(二) 呼倫貝爾局 (黑龍江西部及興安嶺西區を管轄)(三) 昭烏達盟局 (奉天省西部及熱河省北部一帶を管轄)』と。

資政局は自治指導部の解散により生じたものであつて、其の使命は前者と同樣民衆の自治的敎導であり、新國家への信賴を增進せしめんとする敎育的宣傳を以て任務とするものである。

七部は我國の各省に該當するものであるが、その相違して居る主なる點は、文政を民政部に於て總括して別に

文部省に該當するものを設置して居ない事、軍政部が軍政、軍令を一括して居る事、並に財政部の職責は國務院會議に於て決定したる豫算決算の執行的事務並に貨幣金融その他の經濟的方面の行政を司るものであつて、我國の大藏省の組織の一半に當るものである。

一〇　滿洲國の地方制度

滿洲國が、その政府組織法の建前から解釋して、新京に中央政府を置く中央集權的國家であると見做し得るならば、滿洲國の地方制度はどうなつてゐるか、又將來どうなるか。これは、滿洲國そのものゝ運命にも關係あり、且つ三千萬民衆にも直接關係ある重大問題である。先づ起り得る問題は、從來の省行政の地位が如何になつてゐるか、即ち省には如何なる程度の分權が行はれてゐるか、である。

省は元代以降歷代支那政府が最高の地方行政區別として認め來つたものであつて、その社會的基礎は農業經濟時代にある支那の社會結合に適應し、之が改廢は容易に行はれ難いものであつた。交通機關や資本制經濟組織の發達と共に、之を更らに小區別に分割し、中央集權の實を擧ぐることは可能となる譯であるが、國民政府の企圖に於いても明かに失敗であつた。この省行政の過大が軍閥地方官權の跋扈を促すものであると共に、中央政權の確立を阻害してゐるものであることは明かである。

しかし、滿洲に於ける省は、既に第一章に明かにした如く、邊境防備の軍政上の必要から設けられ、後に開墾移民の增加と共に文政上の必要から漸次支那本土と同樣の制度となつたものである。而して、その歷史は淺く、大

體日露戰後、即ち一九〇七年の改革に於いて現在の省行政の素地が置かれたものであるから、省民の意識は必ずしも深くはない。しかし、滿洲の交通機關や經濟地理的事情は未だ遽に省行政を廢止せしむるを得ない。一種のリージョン制地方團體として、中央政府と縣行政との中間團體として存續せしむることは絶對に必要であらう。

滿洲國政府の發布せる省公署官制によれば、明かに中央集權制度を發揮してゐる。即ち省長は國務總理及び各部總長の指揮監督を受けるが、地方法令を發布し得ることになつてゐる。更らに、縣長を指揮監督し、出兵請求權も與へられてゐるので、その職權の範圍は財政上の權限を除き舊制と大差はない。故に、中央政府の實力が充分備はらなければ、省長の實權は舊時と異なる所がないことになる。公省署には、總務、民政、警務、實業及び教育の五廳が置れてゐる。

この外東省特別區の行政は省行政に準ずるものであるが、その人事關係の變化以外は大體舊制度の踏襲と見て差支あるまい。

省の下にある縣政府に就ては、未だ滿洲國政府の實際的方針が明かでない。地方自治體の根幹をこの縣政に置かんとするが如き意嚮が、事變勃發以來活動に着手した自治指導部の精神に現はれてゐた。即ち、滿洲社會の文化的經濟的事情に即した社會生活本位の自治組織を起さんとするものであつた。その『滿洲社會に適用せらるべき人民自治の根本要義』に依れば、滿洲社會の特質に關する基礎認識の下に、社會共同態的色彩を有する組合的集團の半自治的性質を尊重し、これを基礎とせんとするもの〻如くであつた。しかし、これは明かに中央政府の法治的官僚的色彩と相容れないものであり、中央政府が課稅その他の目的から便宜とする行政區劃たる縣治の必

要と容易に諒知し難い。こゝに滿州國の當面してゐる難問の一つがある。

從來の縣政の如何なるものであつたかは、次の東北年鑑の記事が明かにしてゐる。曰く『縣政府は一縣の行政機關にして縣長一人を設け、省政府よりこれを任命し、省政府指揮監督の下に全縣の政務を執行し、地方自治事項を監督する。縣政府は、その管轄區域の廣狭及び政務の繁簡により、その組織をやゝ異にし、一等縣には四科、二等縣には三科、三等縣には二科を設ける。縣政府に隷屬せるものに財政局、教育局があり、財政局は徴税、募債及び地方財政事項を掌理し、建設局は土地、森林工事に關する事項を掌理し、教育局は教育學校に關する各事項を掌理する。その他必要あるときは、省政府に申請して衛生局及び土地局を設置して土地衛生に關する事項を掌理することを得る。また別に公安局を設け、警務、消防、衛生、保護、治安事項を掌理し、公安局は各區に公安分區を設置し、公安事務を執行し、毎年夏期土匪を掃蕩し、治安を維持するため各縣に清郷局を設け、清郷局々長は縣長これを兼任する』（八〇頁）

最後に、最下級の郷村自治體であるが、これは民衆聚落及び社會習俗から成立する自然單位であつて、法制的行政單位ではない。しかし、既に舊政時代に於いて、これを自治行政化しようとする企圖が行はれてゐた。例へば、民國十八年の「遼寧省暫行村制大綱」の如きは、村民會議を中心とする村落行政が企圖されてゐた。滿洲國政府もこれらの前例を斟酌して漸次その政策に赴くの外はあるまい。

第三章　滿洲に於ける日本の統治組織

一　滿洲に於ける日本行政の沿革及び概觀

滿洲に於ける日本の行政施設は、之を國際的見地から見れば、日本の政治的權利特に條約上の權利の運用狀態である。が、同時に之を國內的見地から見れば、日本の帝國的行政施設に於ける一組織に外ならぬ。

行政系統の分立　滿洲に於ける日本の行政は、關東州租借地と南滿洲鐵道沿線附屬地に於いて施設されてゐる。この行政施設は、日露戰爭に際して、占領地各所に軍政署が設けられたのに起因する。その後ポーツマウス條約に依りて、關東州が租借地となるや、一九〇五年五月、軍政署が廢止せられて新に關東民政署が設けられ、次いで一九〇六年八月關東都督府が設けられるに及んで初めて民政が行はるゝに至つた。然し乍ら、民政の公布以來最初の十三年間は民政と軍政とは未だ完全に分離するに至らなかつた。關東都督府は關東州及滿鐵沿線に於ける軍事行政をも統轄し、その資格も必ず陸軍武官たることを要した。然るに一九一九年四月官制の改正が行はれ、陸軍部は別に獨立し、關東軍司令部が設けられた。關東軍司令長官は、陸軍大臣、參謀總長及び教育總監等の監督命令を受くる事となつた。即ち今日に於いては滿洲の軍事行政は獨立の一系統をなし、陸軍大臣を通して內閣の統轄を受けるのみである。

この年の改正に依りて關東都督府の名稱も廢止せられて關東廳となり、その權限は陸軍の改正を除き從來と變ることなく、關東州の管轄、滿鐵沿線の警察事務、並びに南滿洲鐵道株式會社の業務監督を爲すに在る。こゝに一言を費す必要あるは、關東州外に於ける警察行政である。州外に於ける南滿洲鐵道線路の保護取締及び附屬地の警察事務を司る爲め警務署及び支署が設けられてある。この外附屬地以外の領事館管轄の在留邦人の保護取締りの爲めに領事館所屬の警察官署がある。かく系統を異にせる二種の警察機關の同一區域に併存する不便に鑑み、一九〇八年滿洲駐在の領事を以て都督府事務官を兼任せしめ、州外の警察事務は都督府警察の手に統一することゝなつたのである。

滿鐵附屬地の行政は、前記の軍事及び警察を除き敎育、衞生及び土木等の諸行政事務のみが、滿鐵會社の管轄になつてゐる。附屬地に於ける行政權の性質はポーツマウス媾和條約、一八九六年の東支鐵道建設及び經營に關する契約及び一九〇五年の滿洲に關する日支條約に基いてゐる。即ち東支鐵道建設及び經營に關する契約(第六條)に於いて、會社が鐵道の建設、經營及び保護の爲に必要なる土地並に土砂、石塊、石炭等を獲得する爲に必要なる鐵道沿線の土地に關し、絕對的且つ排他的行政權を有すべきことが定められ、此の權利がポーツマウス條約に依り我國に移轉讓渡され、支那が滿洲に關する日支條約に於て、政府としてこれを認めたものと解せられてゐる。この點に就いては、昔から議論の絕えない所であるが、我國としては右の如く積極的に解し來つた。

滿鐵が直接この行政を司れる根據としては、一九〇六年の政府命令書に依り附屬地に於ける土木、敎育及び衞生等に關し必要なる施設を爲すの責任を有すると同時に附屬地內の居住者に對し手數料を徵收し其の他必要なる

費用の賦課を爲すことを得る權能を賦與されたのである。然し此の滿鐵に對する政府の命令は、會社に對して爲されたものであつて、必ずしも附屬地を自治體となせるものでなく、故に一般人民に對して公布せられたものではない。加ふるに附屬地居住者中には支那人多く其の他外國人も少くないので、滿鐵は契約主義を執り、一九〇七年附屬地居住者規約なるものを制定して、その地方經營の方針を明かにし、該地域に關する會社諸規則の遵守と公共費用の負擔とを確保するに至つたのである。地方經營の機關としては、最初は特別任用の領事を地方事務所長に囑託したこともあつたが、今日は會社專任の機關を置いてゐる。住民側の機關としては、公費負擔と共に地方委員制を布き會社指名の委員より成る諮問機關を設けてゐたが、一九二一年より公費賦課區の居住民をして諸委員を普通選擧により選出せしむることゝした。

裁判制度の獨立　斯くの如く行政制度は分立してゐるが、この外に尙ほ裁判所の獨立がある。日露戰爭中は在滿邦人に對して本國法令に依る軍事法廷にて司令事務を取扱ひ、占領地內の支那人に對しては別に軍律を制定して之を適用して居つたのが、滿州に於ける日本の司法制度の起源である。民政制度の樹立と共に、司法事務の一部を民政署の管轄に移し、關東審理所なるものを設けた。この過渡期を經て、一九〇七年關東都督府の成立と共に、關東都督府法院なるものを設置して、關東州內に於ける司法事務を專管せしめた。該法院は高等法院と地方法院とに分れ、二院三審制度であつて、その準據法としては最初は地方の法令慣習の外本國の民法商法等を參照してゐたが、やがて一九〇九年關東州裁判令發布せられ本國の主要なる法規が適用さるゝに至つた。最初は警察に於て輕易なる裁判事務を取扱はしめてゐたが、一九一九年以後は登記を除く外總て地方法院の權限內に移

された。

滿鐵附屬地に於ける司法事務は、領事裁判の管轄に屬してゐる。從つてこれは支那との條約に基く治外法權一般に根據する。然し國內法關係としては、滿洲に就いては特別法を設け、重罪に就いては豫審を行ひ、その公判は關東廳法院に移され、第一審たる領事裁判に對する終審としては同高等法院の管轄に屬せしめられた。

二　關東州租借地の行政

管轄區域と地方制度　關東州はその地域面積僅かに千三百方哩を占むる半島の一端に過ぎぬが、その背後地に對する地理的地位の故に重要視され、支那代表が華府會議に於いて之を Point d'appui と評したのは寔に至言である。然し乍ら、關東州の行政は、それ自體として吟味に値する。なぜなら、過去二十年に於ける日本人の滿洲經營の成績は、經濟方面に於ける滿鐵の事業と共に、關東州及び滿鐵附屬地の治安行政に於ける成績に依つて判斷されねばならぬ。否單に行政上の能率のみを以てしては足らぬ。その行政が獨り日本人のみならず、先住者たる支那人の生活向上と幸福の增進の上に人道的見地からして貢獻する所なくんば、非難多き帝國主義唯一の存在理由すら失はれねばならぬのである。

その一例として地方制度を瞥見する。關東州に於ける地方制度は市政（Municipal Administration）、會制（Village administration）に大別せられる。市制は一九一五年以來大連及び旅順に施行せられた。最初市會は議員の半數を官選とし、他の半數は官選議員に依り更に複選せられると云ふ自治體としてはその能力を認められざる變

態的のものであつた。然るに一九一二年に至つて大連市のみ複選を廢し半數を在住日本人の直接選擧によらしむることゝした。更に一九一四年からは、兩市とも在留邦人のみに就ては全部直接選擧となし、支那人に就てのみ官選となし、大連に於て七人、旅順に於ては二人である。從つて、日本人としては今日に於ては略内地と同じ程度の自治權を得たが、支那人は人口の半數以上を占むるに拘らず、自己の代表者を直接選擧し得ない。この點は租借地の地位のデリケートなのに鑑み、改正に多くの反對と困難の伴ふであらうが、日支兩國民の共存共榮の實を擧ぐる爲め、支那人の意思を市政に反映せしめ、それに協力せしめ得る一工夫が爲されねばならぬ所であらう。

會制は最初滿洲朝時代に存してゐた下級地方制度を採用したものであるが、當時何等の法規の據るべきものがなかつた爲め、單に慣習を參酌して會屯駐在の警察官吏をして會の長を補佐監督せしめた。一九一九年以來會行政準則を施行し、會制をして官治行政の補助機關たらしむることゝした。會長に對しては之を一種の自治體の執行機關たらしむるやうに仕組み會内の街(chieh) 屯 (tun) には街長又屯長を置いてその區域に於ける會長の補助機關たることを明かにした。この會則を自治制にまで發達せしむることが、最近に於ける關東廳の努力であつて、右の如くその準備と指導とを怠らなかつたのであるが、漸く自治體としての體制と訓練とが積まれたので、一九二五年九月より關東州會則 (Village administrative regulations) を發布して、會をして法人格を認め、會長の諮問機關として協議會を設け、會の徵收金に強制力を認めた。會が今一歩進みて完全なる自治體たるには、協議會の選任を住民の直接選擧に依らしむるか、又は會長の選任を協議會又は人民の意思にかゝらしむるに

在る。

大體に於て關東州の地方制度は市制にしても會制にしても、日露戰爭以前に於て何等自治制の見るべきもの無かつた時代から見れば、順序を追つて進歩し來り、隔世の觀がある。が、內地或ひは一般文明國の標準に照らして未だ遜色ありと認められる點は、市又は會の執行すべき權限の範圍が稍狹いことである。それは、關東廳の官治行政殊に警察行政がその職分を自治體行政に移讓せぬ部分がある爲めである。又會のみに就いてはその重要機關が民選に據らざる點の改正も今後の進歩に俟たねばならぬ所である。

州行政の組織と職分　關東州の行政組織は、中央機關として長官の下に、長官官房の外、內務、警務及び財務の三局あり、內務地方機關として民政署及び警察署あり、その外附屬機關として法院、檢察局、遞信官署、刑務所、海務局、學校觀測所、醫院、農事、蠶業及び水產試驗所、專賣局その他である。

關東州行政の職能は、一般政府の夫れと異ることなきを以て特に詳細な吟味を必要とすることなきも、その重心が何處にあるかを剔抉して見るならば、之を治安維持の爲めの警察と敎育施設との二點に求むることが出來よう。而して、近時は殖產勸業の爲の施設が漸次增加しつゝあるを見る。その職能の大小を歲出の點から見るも、昭和五年度豫算にて年額百萬圓以上の經常費は官業を除いては、警察（四、三〇六、六五〇圓）、敎育（二、四三九、八一一圓）、關東廳役所費（一、六八五、〇九四圓）の順位なるを見ても推察し得るであらう。殖產興業の爲めの費用は、關東廳に於いて、人件費、設備費を除き純然たる勸業費として僅に經常費三三〇、四七五圓を計上するに過ぎない。同じく地方費としての五二、〇三九圓を加ふるも僅かに三十八萬圓に過ぎない。これらの事

實によつて關東州の行政の特色が如何なる點に存するかを知り得るであらう。

財務及び租稅制度　財務より見たる關東州も、民政の樹立と共に、一九〇七年以來特別會計制度の下に在つて、その歲出は、廳收入及び中央會計の補充金を以て之に充つることゝなつた。が、その職能の範圍が州外の警察事務をも含み、甚だ廣きに亘り居る爲め、自然歲出は歲入を超過せざるを得ない。一九〇七年に歲出に對する歲入の割合は、三六％に過ぎなかつた。しかし乍ら、その歲入缺陷は漸次に補はれて、一九二六年には八九％に達するに至つた。之に比例して歲出に對する中央政府よりの補充金の割合も漸次減少し、曾つて八七％なりしも、一九二六年には二〇％となるに至つた。勿論補充金の金額は、時に殆んど二百萬に下り又四百萬に上つたこともあるが、大體三百萬圓と見てよい。昭和五年度は四百萬圓である。この補充金額は、日本政府が滿鐵の特殊二億二千萬の利子（年額四分の三厘迄）約九百萬圓から、政府が滿鐵に代つて蒐集せる外債の利子約六百萬を控除した額に該當する（篠崎嘉郎『滿洲の金融及財界の現狀』下卷四二八頁）從つて中央政府の財政に關する限り、滿鐵から取れるものを關東州で費されてゐる譯である。

次に歲入及び歲出の總額の變遷を見るに、一九〇七年に歲入四、二七三、四七二圓、歲出三、四五一、四八七圓なりしも、一九三〇年には一六、九五七、二七七圓及び一七、七四七、九八一圓である。即ち歲入に於て、約四倍、歲出に於て、約五倍の增加である。

關東州の租稅收入は、最近は、中央に於て年額三百六十萬乃至四百五十萬圓、地方費に於て約百五十萬乃至百八十萬と見て大過ない。この收入を擧ぐる租稅の種類は、中央に於ては(a)地租、(b)鹽稅、(c)所得稅、(b)取引所稅、

(e)取引稅、(f)酒稅、(g)煙草稅等であり、地方に於ては營業稅及び雜種稅の二種に限定されてゐる。この中、所得稅は一九二〇年に創設されたものであつて、始め三十六萬八千圓に過ぎなかつたが、今日では二百四十萬圓に上り全租稅收入の半額以上を占めるに至つてゐることは注目に値する現象である。

三　南滿洲鐵道附屬地の行政

(イ) 地方經營

右の如く日本の滿洲全體に於ける行政系統を概觀して得たることは、この同一の地域に對する行政上の管轄權が諸種の系統に分立してゐることである。そこで、第二に問題として吟味を要するは、この附屬地行政に對する南滿洲鐵道株式會社の占むる地位如何の問題である。我々は、附屬地の行政と言へば、直ちに滿鐵を想起するのであるが、滿鐵は必ずしも一般の行政上の管轄權を與へられてゐるのではない。滿鐵は單に地方經營をのみ行つてゐるに過ぎぬのである。故に、滿鐵の行政施設の性質とその地位とを分析するに非ざれば、附屬地行政の中核的部分の所在を判明し得ないのである。

附屬地の地方經營　先づ、何故に滿鐵に對して附屬地の地方經營が委任されてゐるかの事情を明かにしたい。滿鐵沿線の附屬地は、本線四三七哩、安奉線一六一哩、其の他の支線を併せて合計約七百哩の沿線に存する一定の地區であつて、現在はその私有地と合せても、その面積約一〇八平方哩に過ぎぬ。この地帶は、南滿洲の最も豐沃なる區域を通過するのみならず、以前からの市邑をも連ねてゐる爲め、人口の密度も高く、南滿洲に於

ける重要なる都邑は殆んどこの沿線附屬地に近接してゐると言つて差支へない。從つて、この附屬地に對する地方經營は、獨り直接鐵道の經營にとつて重大なるのみならず、支那人及び外國人の居住の多き點から鑑みて、一種の國際的都市とも見るべき一面を有してゐる。しかも、この地方經營の責任者が、日本政府の直接の延長とも見るべき關東廳でなくて、事業會社たる滿鐵であることも、我々の觀察に興味を喚起する。なぜなら、前者の官僚的行政が附屬地に施行し得なかつたのは主として財政的理由であつて、地方經營は滿鐵の收入によつて可能となつてゐたからである。

滿鐵はその委任を受けたる附屬地行政を經營する爲めに、社內に特別の機關として地方部を置いてゐるが、その組織と擔任職分とは最近再び改正を加へられたが、ここに叙述の必要はない。

地方經營の財政　滿鐵は地方經營の費用を三種に分ち、第一は公共施設の建設又は興業費は全然會社の支辨とし其差引支出額約一千三百萬圓、第二は其の維持修繕及び地方の衛生教育警備等の經常費は之を公費として地方居住者の負擔とし、その不足額のみを補給する。第三は、地方によつては未だこの公費の負擔をなさゞるものがあり、その地方には手數料收入の外は全部會社が補給する。この兩者の補助總額は約三百萬圓である。

（ロ）地方經營以外の附屬地行政

滿鐵附屬地に對する南滿洲鐵道株式會社の管理に屬するものは、前項述べたる地方經營に過ぎない。他の諸行政は關東廳及び關東軍の管轄に屬してゐる。滿鐵附屬地と云ふ一定の地域に行はるゝ行政組織を考察する場合には、當然これら地方經營以外の行政にも及ばざるを得ない。この理由は、滿鐵の地方經營の法律上の性質を以て

内地の自治行政と全然同一視する譯ではないが、日本内地の地方行政を論ずる場合に、市、町、村の自治行政のみを論じて、府縣の如き官治的な地方行政を論じないでは日本の地方行政は分らないのと一般である。殊に日本政府が、地方行政にこの二つの異れる系統を置きたる動機及び趣旨は、前記の財政的理由の外やがて滿鐵附屬地の行政に對しても數個の系統を置きたるものと同一なりと觀察せらるゝに於てをや。先づ、警察及び遞信行政に關する關東廳の司る行政を一瞥して見よう。

附屬地の警察及び遞信行政　元來附屬地に警察權を行使することに關しては、支那との間に特別の條約は存しない。が、それは、前記の一八九六年の露淸條約第六條第二項に於ける「絕對的且つ排他的行政權」なる規定より、一般的に且つ合理的に類推せられ得るものとされて來た。そうして日本政府がその解釋を取つて來た過去二十五年の間に、この解釋自體に就いて、支那政府及び國民の反對解釋にも拘らず、直接日支兩國の間に爭ひありしことを聞かないのである。例へば、一九一六年の鄭家屯事件の際に、日本政府がその要求條項の一として、附屬地以外にその警察權の範圍を擴張することを擧げた際に、支那政府の返答はその擴張自身に對する不同意を述べたるのみであつたことは、既に有する管轄權に就いては之を否認しなかつたものと解釋せられる。

又、一九二二年の華府會議に於いて、支那全權は、鐵道警備隊の問題と共に、この警察權に就いて、『一九〇五年以來、南滿鐵道地帶に警察署及び警察分署が、法律及び條約に違反して設置されてゐる』と云ふ主張を爲したが、その法律及び條約の違反とは如何なる解釋に基くかその理由を明かにしてゐない。華府會議に於ては、周知の如く、この問題の討議は單に「論點に關する一般的な意見を並べ立てる」に終つて、その地位及び管轄權に事

實上何等の變更を爲さなかつたのである。たゞ、こゝに注意すべきは、支那人がこの附屬地警察權に就いて一般的に漠然として法律及び條約違反なりと考へてゐる動機と構想の淵源を索ねて見ると、次ぎのやうな錯誤が横はるのである。即ち、それは一九〇八年及び一九〇九年に於いて露支兩國の間に於いて、前記の一八九六年九月の伯林條約第六條第二項の解釋に就いて、相爭はれたる先例を楯にとれるものである。當時の支那政府は、東支鐵道會社の有する行政權を專ら商業的經營の意味に解し、之を一般的な政治的意味を有するものと認めず、同じく一八九六年六月の原契約第五條に於て支那政府の有することゝなつた「鐵道及び從業員の安全を犯す攻擊に對する」治安維持の權利と結び付けたのである。しかし、この論爭は事實上兩者の妥協に終つたが、必ずしも露國政府が支那政府の解釋を容認したものではなかつた。況んや、當時の議論を、日本政府に向つて援用する爲めには、滿鐵會社は本來商業機關たらざる可らず、とする丈けの論理では足りないのである。なぜなら、日本政府が關東廳を通して有する所の附屬地の警察權は、滿鐵の性質如何と無關係であるから、直接にこの行政權を否認し得る根據を示さねばならぬのである。しかし、このことは、滿鐵附屬地の性質を以て、支那內地に於ける專管居留地以下の地位を有するものと見做すことゝなり、全く事實に反することになるのである。滿鐵附屬地の性質に就いての論議の岐れるのは、これを以て專管居留地と同一視するか、或ひはそれ以上の租借地に近いものとするかに存するのみであつて、專管居留地の有する權限をも認めないと云ふやうな議論は、何等の價値も無い。この點は今後滿洲國との協定の必要生ずる場合にも考慮されねばならぬ。

いま、附屬地に於ける警察行政の實際を見るに、支那內地に於ける專管居留地の警察權行使の慣習と稍異るを

見る。後者に於いてはその専管國以外の國人の警察犯處分を専管國の任意に終始せず、司法犯處分と似たる處置を爲す慣例を馴致してゐると云はれてゐる。然るに鐵道附屬地に於ける警察犯處分の狀況は、法の適用に於いて租借地たる關東州に於ける夫れと殆んど共通であつて、その實際上の狀況も亦全く異る所ないと言つてよい。少くとも事實上は警察權に關する限り、附屬地の行政權は専管居留地の性質より强大であると言はねばならぬ。

附屬地に於ける遞信行政も亦、日支兩國間の解釋及び意見の相違する問題である。ポーツマウス條約以後、滿鐵附屬地に於ける郵政は全く内地のそれと同一であつた。たゞその管理權を法制上、遞信省に屬せしめず、關東廳に屬せしめてゐる。然るに、一九二二年の華府會議に於いて、支那に於ける外國郵便局の廢止が問題となつた時、附屬地に於ける郵政も分離されず、一括して議論された。會議討論の結果は、支那一般に於ける外國郵政は、條件附にて之を廢止することに決定されたが、租借地及び特に條約に依つて規定されてゐるものを除くとされたのである。而して滿洲に於ける該問題に就いては、日本側の提出せる條件が充されなかつた爲め、これが現狀維持を主張すると共に、特に滿鐵附屬地の郵政權は、度々引合に出すポーツマウス條約の結果、日本が獲得し、その後支那が同意を與へた條約上の權利である。即ち、一般行政權の中に當然含まるゝものとなしたのである。この主張の根據は、會議によつて採擇されはしなかつたが、結果として所謂特別な條約上の取極めのあるものゝ中に入れられることゝなつたのである。

しかし、この「特別」の條約なるものゝ意義を廣く解するか、狹く解するかによつて、議論は一致しない。滿洲に於ける郵便局の設置と云ふことのみに直接特殊に規定した條約の存しないことは云ふまでもないのであるか

ら、この議論は結局前記の行政權一般の內容を如何に解するか、と云ふ日支兩國間の傳統的な論爭に歸着することゝなる。果然この論爭は華府會議後日支兩國間の郵便問題の交渉によつて決定されることゝなつたが、議論は遂に岐れて一致を見なかつた。そこで次の樣な暫定的な取極めをするの外はないことになつた。『本日附ノ郵便約定ニ署名セントスルニ當リ兩國主席代表者間ニ於テハ兩國政府ノ交渉ノ題目ト爲スコトアリ得ヘキ南滿洲鐵道附屬地帶內日本郵便局ノ問題ニ關スル意見ノ相違ニ鑑ミ南滿洲鐵道附屬地帶內日支兩國郵便局間ノ關係及此等郵便局ノ業務ニ付キテハ暫定的ニ原則トシテ現狀ヲ維持スルコト並南滿洲鐵道附屬地帶內ニ於ケル日支兩國郵便局間ノ關係ハ千九百十年ノ郵便約定ニ規定セラレタルト同一條件ニ依リ支配セラルヘク之カ適用ニ關スル細目ハ中央政廳ノ同意ヲ經テ關係地方郵便官憲ヲシテ取極メシムルコトニ一致セリ』と。この結果として、滿鐵附屬地の郵便は、形式上は華府會議以前の支那に於ける日本郵便局と同一の狀態となり、事實上は從來の地位の繼續と見られることゝなつたのである。

その他有線、無線電信及びラヂィオ局の問題に關しても、華府會議に於いては、從來の條約上の根據を有するもの又は有せざるものに對しても、一般的に議定することをなさず、現狀維持と云ふことになつた。こゝに興味あるは、支那全權の演述中に、鐵道附屬地に於ける電信業務は、鐵道經營中に包含せられるものであるが、ラヂィヲ局の設置は然らずとして、二者を區別したことである。支那が飽くまで附屬地の行政を鐵道業務なるものに限局せんとしてゐることが看取される。

附屬地に於ける軍事行政　外國人から見れば總ての事が日本及び日本人と云ふ同一體の事に考へられるが、

附屬地の行政問題を內政的觀點から見る時、更らに複雜な要素を加味するものは、軍事行政である。この點は、滿洲に於ける日本の行政系統を述べたる際に一言した通りである。しかし、この軍事行政が內政的に見て一箇の獨立的系統に屬すると云ふことは、國際的問題としての鐵道守備兵の駐屯問題とは直接關係がない。而してこの見地よりする問題は、華府會議以來屢々論議され、又國際交渉の對象となつたが、今日に至るまで大體現狀維持と云ふことになつてゐる。

たゞ、ここで一言すべきは、附屬地と云ふ行政地域を直接の對象として論ずる時、鐵道線路守備の爲めの駐屯軍の地位如何の問題である。換言すれば、關東軍の直接の任務たる「關東州及鐵道線路ノ保護」の外に、關東軍は、「關東長官ヨリ其ノ管轄區域內ノ安寧秩序ヲ保持スル爲及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル警務上ノ必要ニヨリ出兵ノ請求ヲ受クルトキハ之ニ應ズルコトヲ得、但シ事急ニシテ關東長官ノ請求ヲ待ツノ遑ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜處置スルコトヲ得」（關東軍司令部條令、第二條及第三條）と云ふのである。この各項の場合に於いて、關東軍の執りたる處置に就いては陸軍大臣及び參謀總長に報告されるのである。かやうな條件の下に於いて、關東軍は附屬地に對して特別警務の任務を帶びてゐると解せられる。軍の配置とか防備の點とか、總て戰略戰術が、單に線路そのもののみを目的としてゐないことは、關東軍が附屬地警備の目的を有してゐるからである。この國內法的要求に應ずる爲めの軍事行政は、之を國際的に見て、支那人及びその他の外國人が單に條約上の文言のみを以て狹義に解せんとしてゐる點である。この點も、附屬地の行政地域としての性質を決定する上に我々の逸してならないところであつて、今次の事變に於いて關東軍の行動に就いて國際的紛議を招いた原因である。今後これに

關する協定はかやうな紛議を一掃せしむろ爲めに必要であらう。

四　滿洲四頭政治の統一問題

我が日本の滿洲に於ける行政系統が、關東廳、關東軍司令部、滿鐵及び領事館と云ふ四箇の系統に分れてゐることは、從來からその弊害に就いて論議の絕えなかつたところである。しかし、他方に於いて、この四頭政治も我が日本の權益の國際法的性質に因つて生じ來つたところであると共に、中央政府の監督系統それ自身の反映である。故に、それの統一は滿洲に於ける權益關係に一大變化が生ずると共に、我が內政問題として對滿政策の上にも一大變動が生じ來るに非れば、決して容易に行はれ難きものであつた。

しかるに昨秋九月の滿洲事變以來、殊に滿洲國政府の建國宣言以來、滿洲の事情は一變した。これに應じて、我國の滿洲經營の上にも大きな變化を齎らした。即ち關東軍司令部が、その軍事行動が對滿活動の中心たる關係から一般施政の上にも指導的立場を執るに至り、その內部に設けられたる統治部は、滿洲國の建國宣言以後は特務部と改稱せられ、我が對滿活動は之を中心として動きつゝあると見て差支あるまい。恰も、日露戰爭後の軍政時代を再現しつゝあると見てよい。これは過渡的現象として止むを得ないことゝ觀察せられる。

しかし、四頭政治の統一といふことは、既に軍政廢止以後十數年に亘つて繼續せられ來つたところであつて、之を改編することは、將來の趨勢に對しても一定の洞察を必要とする事業であり、且つ滿洲國に對する關係が正式に定まらざる今日に於いては、その決定はいろ／＼困難を伴つてゐる。種々なる案や方式が論議され、提唱さ

れてゐるが、今日のところ未だその何れに定まるか逆睹すべからざるものがある。左に、新聞紙などの報導してゐる二、三のものを掲げて將來の參考に供しよう。

（一）第一は陸軍案と傳へられてゐるものであつて、それは關東軍司令官の一頭に統合しようとするものである。その理由は、現在の滿洲の情況が軍事行動終決せず、治安維持は百般の經營策の根幹をなすべきものであるから、暫定的に關東軍司令長官をして一切を處理せしむるが過渡的便法として妥當である、と云ふのである。而して、その改正手續は、關東廳官制第三條第二項を改めて關東軍司令官は關東長官を兼ねることを得として、關東廳を關東軍司令官の下に置き更らに在滿領事官は關東長官の指揮命令を受けしむるやうに改め、かつ滿鐵は關東長官の指揮監督に歸せしめ、これによつて四頭政治を完全に關東軍司令官の一頭に統合することを得しめる。

（二）第二は、これと對立する拓務案と傳へられてゐるものであつて、それは關東長官の一頭に三頭を統合し、軍部とは對立若くはその上に都督の如き最高機關を置けばよいと云ふのである。この理由とするところは、陸軍案の如く陸軍武官を以て關東長官を兼ねしむることは特別非常時の處置であつて、若し之を常認すべしとすれば、關東長官の下に親任官たる政務總監又は事務總長を置き武官たる長官を補佐し、行政事務を主管せしむべきで、右の趣旨を右の第三條に追補せしむべきであると云ふにある。これが趣旨に基き、改正手續としては、滿鐵地方事務所の管掌せる附屬地の教育、土木、衞生等の行政事務を關東廳の手に移管し、滿鐵を純然たる鐵道事業その他滿蒙の經濟的經營に全力を傾注せしめる。又從來關東州内にのみ設置されたる關東廳民政署を州外に擴張

し、新京、奉天、安東、遼陽等の滿鐵沿線主要都市に增置し、附屬地行政を掌らしめる。更らに、關東廳の職務擴大のため從來の外事課並に財務部を外事局、財務局にそれ〲昇格せしむる、と云ふのである。

（三）第三は、外務省案と傳へられ、外見上右兩案の折衷妥協案とも見られるものである。即ち、右の兩案とも、既存の一頭政治の何れかを中心として他を統合せしめようとする案であるが、これは新に最高統一機關として統監若くは全權（High Commissioner）を設け、內閣總理大臣に直屬し、その職務權限は新に制定せらるべき統監制に於いて規定せんとするものである。陸軍案との妥協は、關東軍司令官の官職は存置し、暫定的に滿洲統監を兼任することを得せしむることによつて得られる。拓務案との妥協は、統監の下に親任文官の政務總監を置き統監を補佐せしめ、統監府に政務、外交、財政、交通及び教育の五局を設け、滿鐵附屬地及び租借地に於ける領事事務、財政、交通、教育、土木、衞生等一切の事務を分掌せしむることによつて得られる。從來の領事官制との關係は、奉天總領事を政務總監若くは政務局長を以て兼任せしむることによつて保たしめようとする。滿鐵は商事會社化して、その經營に關してはすべて統監の監督を受けしめんとするのである。

以上三案とも共通な事項は、從來の四頭政治を統合する點であるが、何を以てその中心とするかに就いてのみ相違がある。即ち、既存の何れかを制度上擴大强化せしめることによつて統合を爲さしめんとするか、或は新に總監制を設けて他をこれに隸屬せしめようとするかの點である。その改正手續やその改正內容に至つては殆んど大同小異であると見られる。たゞ、この中心機關たるもの〻何れの種類が可なるかの判斷に至つては、一に滿洲國と我國との今後の關係、その兩者の間に將來歸結さるべき協定の種類如何に懸つてゐると考へられる。

参考書

東三省沿革表
東三省政略
盛京通志
東北年鑑　民國二十年　東北文化社
滿蒙年鑑
The Manchuria Year Book 1931
Report on Progress in Manchuria to 1927.
2nd Report on Progress in Manchuria to 1930.
事變前に於ける東北四省行政機構　昭和七年　滿鐵調査課
東三省地方令　昭和五年　滿鐵調査課
滿洲評論　昭和七年八月十五日　以降週刊
滿蒙政治經濟提要　昭和七年　東亞經濟調査局
新國家大滿洲　昭和七年　趙欣伯
滿蒙特殊權益論　昭和七年　信夫淳平
滿蒙事情十六講　昭和五年　新天地社
滿蒙問題の基調　昭和六年　新天地社
滿洲と日本　昭和七年　橘樸編
滿洲に於ける權益小史　昭和七年滿鐵調査課
關東州施政二十年史
關東廳要覽

外交

松原一雄

外交目次

外交

第一章 序説

聯盟派遣の調査委員。外交の主體。滿洲國の『承認』問題。滿洲問題の複雜性。外交の客體。外交劇と立役者。滿洲事變。國際聯盟の登場。フーヴァー主義。アジア・モンロー主義。

國際聯盟派遣の調査委員一行は最近——五月初旬——滿洲國の新京に入り、數日に亘つて政府要人と會見し、外交・財政・實業・交通等各部について調査を進めつつあつた。即ち五月三日にはリットン卿一行は滿洲國外交總長謝介石と會見を遂げた。其會見後、同總長が新聞通信員に對してなせる談話として傳へられる所によれば、同氏はリットン卿に對し新國家成立前の滿洲と其成立後の滿洲とは判然區別すべきものであることを强調した由である。調査委員をして新國家の存立をはつきり認識せしめることが謝介石の右會見に於て努力した所であらうことは別段異とするに足らぬ。が、右の區別は果して何を意味するものであるか。蓋し謝介石の意氣は從來の列國外交舞臺としての、否、外交の目的物即ち客體としての滿洲は消え失せて、茲に新たに『外交の主體としての滿洲』が產れ出でたことを、高唱せんとするものと見るべきであらう。しかし滿洲國は未だ外交界の一役者とし

て世界から『承認』せられぬ。滿洲國が外交の主體として——一役者として——如何なる役割を演ずるに至るであらうか、それは將來の問題である。滿洲は果して新『滿洲國』の出現によつて今後愈々多事ならんとするものであらうか。それとも無事ならんとするものであらうか。何れにせよ滿洲問題は複雜性を加へたものと云ふべきであらう。

×　　×

往時の滿洲は時として利害關係國の戰爭舞臺ともなつたが、又列國の外交舞臺でもあつた。否滿洲は列國外交角逐の目標であつた『滿洲に於ける列國の角逐』と云ふとき、それは語を成すが『滿洲の外交』と云ふとき、それは無意義であつた。何となれば滿洲は外交の目的物（客體）であるが、主體ではなかつたからである。滿洲は列國外交の對象であつたが、滿洲そのものが從來外交界の役者ではなかつたからである。滿洲を舞臺とし又目的物とする列國の角逐、否その外交は『列國』によつて行はれた。日露米等の列國がその外交の立役者であつた。滿洲についてのこれ等列國外交の舞臺は時に或は露京に、或は東京に、或は華府に移されたこともある。

×　　×

何は兎もあれ、外交劇を見物するに當つては先づ役者の如何を仔細に點檢しなければならぬ。役者にも色々あるが、就中立役者の何者なるやを熟視せねばならぬ。其如何なる役割を演じつつありや又演ぜんとするやを吟味せねばならぬ。一人舞臺では外交劇を構成せぬ。獨唱獨舞では外交にならぬ。既に『外交』と云ふ以上必ずそこには複數國家の存在するを前提とする。必ずしも利害を同じうせざる列國が滿洲に於て、否滿洲を目標として角

逐を爲すとき茲に列國の對滿洲外交が展開される。滿洲に於て或國は特殊利益乃至優越利益を主張し、又他の或國は此主張を排して門戸開放機會均等を叫ぶとき茲に滿洲問題に花が咲くのである。

× ×

客年九月十八日夜半奉天附近柳條溝に於ける一爆音は遂に我軍自衛權の發動を促がし、次で國際聯盟の滿洲舞臺に登場するを見るに至つた。國際聯盟は果して滿洲外交劇に於て如何なる役割を演じ又は演ぜんとするものであらうか。目下滿洲視察中の聯盟調査團一行は如何なる報告を作り上げるであらうか。又其報告が滿洲問題解決の上に如何なる成果を齎らすであらうか。否日本は聯盟の介入を排斥して單獨に滿洲問題の解決に邁進せんとするものであらうか。この邁進を試みんとするとき聯盟以外、列國殊に米國は果して我邁進を拱手傍觀するであらうか。それとも所謂フーヴアー主義を旗幟として我と抗爭せんとするものであらうか。我アジア・モンロー主義は之に對して如何なる進展を示さんとするものであらうか。此等諸問題の一端を讀者と共に窺はんとして私は茲に筆を取り上げたのである。

第二章　滿洲事變と外交關係
殊に國際聯盟を通じての外交

特殊利益の擁護。國際平和の擁護。九月十八日の事變。自衛權の發動。特殊利害と自衛權との關係。聯盟と自衛權。規約第十一條。九月三十日の理事會決議。十月二十四日の理事會（十三對一の表決）。十二月十四日の理事會決議。調査委員の派遣。匪賊討伐權。上海事件。規約第十五條の提起。理事會から總會へ。對日アッピール。

日本の回答。三月十一日の總會決議。日本の留保。十九人委員會。後始末をどうするか。

滿洲事變と列國の外交、殊に聯盟を通じての外交を正しく理解せんが爲めには「特殊利益の擁護」と『國際平和の擁護』、此兩者の對立を吟味し認識せねばならぬ。前者は日本の固執する立場であり、後者は聯盟の執着する立場である。

我國の滿蒙に於ける地位はこれまで『特殊利益』—又は『特殊權益』とも呼ばれる—の語によつて表示せられた。私は茲に此『特殊權益』について詳細の説明を試みんとするものではない。又支那側近年の行動により如何に我「特殊權益」が侵略せられたかについて、その事例を列擧せんとするものでもない。或は鐵道問題或は商租問題或は課税問題等、等について我權益が如何に迫害又は侵害せられたか、今は之を詳記するの餘白を持たぬ。兎に角滿蒙地方に於て日支間近年不快なる事件は續發した。帝國政府は支那との『共存共榮』を口癖の樣に叫んで居つたが、支那側には何等の反響もなかつた。我方の隱忍は先方の反省を招來するどころか、却つて譯が惡くなつた。約言すれば我『特殊權益の侵害』が頻々として滿蒙各地に起つた。客年六月中村少佐慘殺事件以來滿蒙の空氣は特に陰欝を加へた。遂に九月十八日夜半奉天附近に於ける支那兵の我滿鐵線路破壞及我守備隊襲撃は我自衛權の發動を餘儀なくせしむるに至つた。

これまで我政府當局は何れの內閣としても滿蒙に於ける特殊權益の擁護を說くに遠慮はしなかつた。議會其他に於て當路大臣は屢々之を聲明した。しかし其擁護が如何なる場合、如何なる方法に於て行はるべきやを豫言し又は暗示したものはなかつた。尤も一國の『特殊利益』は其『重大利益』であり、『重大利益』の擁護については

一國は自衛權を發動せしめる權能を有する。例へば英國の如き先年不戰條約に調印するに先ち其『特殊利益』『重大利益』を有する地域に於て自衛權を行使するの自由を留保した（一九二八年五月十九日英國の對米回答）。英國は以前から特殊利益・重大利益と自衛權とを結びつけて考へることを其傳統政策とする。今回不戰條約について初めて思付いたものではない。一國が其利益の侵害せられんとする場合、座視して之を忍び得るやうではそれは既に『重大利益』ではない。一國が其『重大利益』の侵害せられんとするに際し自衛の措置に出づるは當然である。不戰條約について各國は――我國も――自衛權を留保してある。が、自衛權は夙に國際慣例の認むる所であり、敢て不戰條約締結當時に初めて認められたものではない。

× ×

果して然らば聯盟規約は自衛權を認むるであらうか。同規約には自衛權について何等の明示もない。規約制定當時にも各國の當事者にして之を留保したものはなかつた。しかし米國のケロッグ國務長官が不戰條約について云ふた如く『自衛權は一切の條約に含蓄せられてある』とすれば、聯盟規約に於ても亦然りと云はねばならぬ。一九二五年佛國外相ブリアン氏はギリシア、ブルガリア間の紛爭に於て紛爭當事國自衛權の主張を斥けた。しかしブリアン氏は聯盟規約に對する有權解釋の權能を與へられたものであらうか。何れにせよ九月十八日の滿洲事變は折柄開會中の聯盟理事會に取り上げられた。支那側は聯盟規約第十一條によつて理事會に本事件を持出したのである（九月二十一日）。同條は『戰爭又ハ戰爭ノ脅威』あるときは――即ち戰爭が始まり又は始まらんとする情勢あるときは――『聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス』と定め（同條第

一項）更らに又『國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ノ基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ攪亂セムトスル虞アルモノニ付』ては聯盟各國から『聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スル』を得ることとなつて居る（同條第二項）。日本は理事會に對して『日本カ滿洲ニ於テ何等領土的目的ヲ有セサル旨』を聲明し、併せて『日本政府ハ其ノ臣民ノ生命ノ安全及其財產ノ保護カ有效ニ確保セラルルニ從ヒ』日本軍隊を成るべく速かに鐵道附屬地內に撤退せしむべきを言明した。又支那側は『日本軍隊撤退ノ續行並支那地方官憲及警察力恢復ノ成就ニ從ヒ』鐵道附屬地外の日本人の安全及其財產の保護について責任を負ふべき旨を聲明した。而して兩國政府共に『事件の擴大』、『事態の惡化』については之を防止する爲め必要なる一切の措置を執ると云ふ約言をも與へた。理事會は九月三十日の決議に於て此等兩國の聲明を取り入れて――且つ十月中旬再び『事態審査ノ爲』會合すべきを申合せて――一應閉會した。前記規約第十一條は紛爭當事國を加へて――即ち相談づくで――納得づくで――事件を取纏めることを趣意とするものである。日支兩國共右決議に賛成した所以である。此決議は決議として今日でも猶有效なるものであるが、しかし其後の成行を見るに支那側の聲明せる『支那地方官憲及警察力恢復ノ成就』は夢と化し儚と消えて、滿洲では『滿洲國』の出現となつた。『日本人の生命財產の保護』どころか支那地方官憲の姿が滿洲から消え失せた有樣である。又一方『日本人の生命財產の保護が有效に確保』せられぬから――我撤兵條件が成就せぬから――我撤兵も實現せられずして今日に及んで居るのである。

×　×

豫期の如く十月中旬『事態審査ノ爲』開かれた聯盟理事會は事態審査の結果日本軍の撤退が實現せられて居な

いのみならず、日本は『特殊權益の擁護』を强調し『在留日本人の生命財産の保護』を理由として、滿洲に軍事行動を續けて居り、何時撤兵するや見當がつかない。此事態の下に於て十月二十四日期限付撤兵を日本に强要するの議長提出決議案が理事會に現はれることとなつた。之に對して日本は固より反對の決議案を提出した。此日本案は理事會に於て、他の理事會員十三國に對して所謂『十三對一』の少數で敗れ、又右議長案も全會一致（を必要とする理事會であるから）を得ずして不成立に終つた。ここまで行きつくが爲めには米國のオブザーヴアー理事會出席問題についての日本對理事會の意見の衝突もあつた。一方に日本は『日支直接交渉』を主張して、聯盟の容喙を撃退せんとしたのであつた。聯盟側では此頃から日支紛爭につき不戰條約のみならず、聯盟規約第十條―『侵略』行爲の排斥に關するもの―まで擔ぎ出して、日本の軍事行動を目して『侵略』視せんとするの色を見せて來た。

× ×

客年十一月中旬に開かれた聯盟理事會―日支紛爭についての第三次理事會である―は秘密會議―即ち『私的會合』と稱せられ日支代表者を除くものであつたが、時々は日支代表者も之に招かれた―を重ねたる後、我國の提案に基き『調査委員』を極東に派遣し現地の事情を調査報告せしめることに漸く議が纒まつて―其他の問題も今次理事會で議せられたが、それは物にならなかつた―十二月十日の決議となつた。即ち同決議に於ては日支問題の『特殊性』を認め―それは後日他の歐洲問題に先例となるを避けんが爲めであつた―日支『兩國間紛爭問題ノ終局的且根本的解決ニ寄與センコト』の『希望』を以て『國際關係ニ影響ヲ及ホシ日支兩國間ノ平和及其ノ基礎

タル良好ナル了解ヲ攪亂セントスル虞アル一切ノ事情ニ關シ」「此文字について」は前記規約第十一條第二項の文句と對照ありたい。「實地ニ就キ調査ヲ遂ケ理事會ニ報告センカ爲ニ」五名の委員を任命することとし、外に日支兩國から各一名の參與員を出すこととした。」又右委員會の權限としては日支兩國間の直接交渉に容喙したり、紛爭當事國の軍事行動に干渉することは出來ないが「委員會ハ其ノ報告ニ必要ナル情報ヲ得ル爲メ充分ナル行動ノ自由ヲ有スル」ものであり、委員會は「其ノ理事會ニ報告スヘキ問題ヲ定ムルニ付充分ナル裁量ヲ有シ」て居り、「日支間ノ平和又ハ其基礎タル良好ナル了解ヲ攪亂セントスル虞アル事態ニ關スルモノナル限リ本委員會カ調査ノ要アリトスル問題」は總て其任務に屬するものであることと、加之日支兩國政府は「其特に審査ヲ希望スル問題」あらば何時でも「之カ考慮ヲ委員會ニ請求スル權利ヲ持ツテ居ル」ことは右決議の文面並にブリアン議長の聲明によつて窺はれる。

ここで一言したいことがある。それは理事會に於て右の決議を採擇するに當り我代表は「匪賊討伐權」について留保を宣言したことである。即ち芳澤代表は前記決議案を受諾するに當つて「日本軍ハ滿洲各地ニ猖獗ヲ極ムル匪賊並ニ不逞分子ノ活動ニ對シ日本臣民ノ生命財産ヲ直接保護スル爲ニ必要ナルヘキ行動ヲ執ルコト」につき「了解」を得たことである。一方ブリアン議長は「日本軍の撤退問題については「理事會は九月三十日の決議に示されたる條件の下に日本軍の鐵道附屬地内撤收が出來得る限り速かに行はれることを切實に期待することに於ては何等渝る所はない」旨を追加宣言して居る。ここでは右の芳澤宣言とブリアン宣言とが如何に調和せらるべきやを說かんとするものではない。兎に角日本は自衞權の行使を留保し、其一適用とも云ふべき匪賊討伐權も留保

し、續いて錦州の匪賊掃蕩をも實行した。又目下南北滿洲各地に軍事行動を續けつつある。今後それが爲めどれ丈けの努力が續けられねばならぬか、又それが何ほどの費用を食ふであらうかの如きは事、軍事又は財政に屬する。本篇―外交篇―の關する所ではない。

×　×

客年十二月までは聯盟は前記の如く規約第十一條によつて行動して來た。しかるに本年一月下旬上海事件の突發と共に、日支問題に對する聯盟及世界の空氣は俄然惡化した。我軍の錦州入城及張學良政權の徹底的倒壞と相俟つて、世界及聯盟は日本は獨り滿洲に於てのみならず支那全般に亘り政治的乃至領土的野心を抱藏し、否之を遂行實現せんとするものであると疑ふに至つた。之に對して日本側では『日本は何等領土的又は政治的目的を有するものではない』ことを屢述聲明しても世界は之に耳を借さうともせぬ。上海事件は『在留民保護の爲めにする自衞措置にすぎない』ことを反覆し遂に規約第十五條を提げて日支紛爭の『審査』を要求した。支那代表は昨秋――一月下旬――開會中の聯盟理事會に對しては極力支那代表を歷へて來た。ブリアン議長初め英米首腦部も第十五條は滿洲問題について擔ぎ出すべきではないとして、支那代表をたしなめて來た。客年十一――十二月巴里の理事會に出張した米國のドーズ大使なども第十五條の適用はてんで問題にしなかつた。第十一條は前述の如く紛爭當事國を加へた上で、納得づくで、紛爭事件を取纏めようとするのであるが、反之第十五條は聯盟理事會――又は聯盟總會――に於て『充分ナル取調及審査ニ同條第一項）を行ひ『調停（コンシリエーション）』（勸解）を行ふものである。之れが爲めには紛爭當事國は『當該事件ニ關スル陳述書』

を――『一切ノ關係事實及書類ト共ニ』提出し、理事會から『直ニ其ノ公表』をなすものである（同條第二項、）『理事會ハ紛爭ノ解決』に努力すべきは勿論であり――これが調停の調停たる所以である――其努力が效を奏したときは『當該紛爭ニ關スル事實及說明並ニ其ノ解決條件ヲ記載セル調書』を公表すべきであり（同條第三項、）不幸にして『紛爭解決ニ至ラサルトキハ』理事會ハ『公正且適當ト認ムル勸告ヲ載セタル報告書ヲ作成シ之ヲ公表』すべきである（同條第四項。）理事會は固より此等調停手續に於て紛爭當事國を討議に參加せしめるけれども、右『報告書』は紛爭當事國を除く全會一致の場合のみならず『過半數ノ表決』にても成立し得るのである。しかし紛爭當事國は右の報告に載せたる『勸告』に服從するの義務はない。これが又調停の調停たる所以である。仲裁裁判又は司法裁判と異る點である。それは兎も角として日本側は前記支那側の第十五條提起に對して極力抗爭した。理事會に於て我佐藤代表は現在の日支紛爭は未だ規約第十五條に所謂『國交斷絕ニ至ルノ虞アル紛爭發生シ』と云ふ狀態に陷つて居ないことを指摘した。理事會がこれまで數箇月間の規約第十一條による努力を突如かなぐり棄てて、第十五條に乘り易へたることの理不盡なる所以を力說した。（理事會議長は第十一條を棄てたのではない。第十一條と第十五條とを併用するのは差支ないと辯明して居るが此辯解は無理である。）前記十二月十日の理事會決議に基き極東調査委員の調査報告を待つべきであるに拘はらず、同委員が將に歐洲を出發せんとして居るばかりの當時、遽かに支那側の要求を容れ、第十五條の提起を許さんとするが如きは輕擧妄動と云はざるを得ぬと我佐藤代表は辯論大いに努めた。しかし理事會は之に耳を傾けなかつた。否支那側は更らに日支紛爭を――規約第十五條第九項によつて――聯盟總會に移すことを請求した。聯盟側では規約第十五條による紛爭當事國一方の請求は

『自働的に』事件を理事會－又は總會－に移すの效果あるものとの解釋を固執した。我代表は極力之を爭つたが力及ばず、日支紛爭は一括して聯盟總會に移された。當時ゼネヴァでは軍縮會議開催中であつて、諸國の代表が同地に來合はせて居つた折柄である。從つて聯盟總會の召集及成立は容易であつた。斯くして聯盟始まつて以來第二回目の臨時總會は三月上旬よりゼネヴァに開かれた。第一回の臨時總會は一九二六年獨逸を聯盟に迎へる爲めに開かれたものであり、聯盟として寧ろ慶すべき臨時總會であつた。特定紛爭についての臨時總會は今度が初めてである。

× ×

一月下旬上海事件發生以來三月上旬右臨時總會の開會に至るまでの聯盟の雰圍氣・否歐米の空氣は極東の形勢と相待つて頗る險惡であつた。物情は穩かならぬものがあつた。聯盟の十二箇國理事（日支兩國を除いた理事）から我政府に寄せたるアッピールがあり（二月十六日）、之に對して我國が痛烈なる回答を發した（二月二十三日）のも其際であつた。スティムソン國務長官からボーラー氏に宛てた九國條約及不戰條約に關する公開狀の發表も其頃であつた（二月二十四日）。對日ボイコットの風說が或は米國方面から、或はゼネヴア邊から飛ばされたのも其頃であつた。

前記聯盟十二箇國理事が日本政府に宛てたるアッピールなるものは之れ亦從來に例のないものであつて、一見日本彈劾文のやうでもある。聯盟規約第十條を援用して居る邊り、日本の行動を以つて『侵略』と看做すの口吻があり、又支那を曲庇して支那が『鬪爭ノ當初ヨリ對日紛議ヲ聯盟ニ提出シ且平和的解決ヲ目的トスル聯盟側諸

提案ヲ受諾スヘキ旨約セルコト』を賞揚して居る。之に對して日本は其回答に於て『何等領土的又ハ政治的意圖ヲ有セサルコトヲ强調』して、第十條の援用を排斥し、日本の行動は全く『國家自衛權』の發動に外ならずして、如何なる條約も規約も決議も我『自衛措置』を妨ぐるものではない。日本は紛爭の平和的解決に關する如何なる條約も之を遵守するに吝なるものではないが、さりとて日本は『無條件に』問題の解決を他人の手に委ねたものではない。日本は自衞權を拋棄したものではない。日本は『遠隔ノ何レノ國ヨリモ當然且必然ニ遙カニ良ク事實ヲ了解シ得ル地位ニ在ルヲ信スルヲ以テ』極東の事情に迂遠な十二理事國に問題の解決を委ねることは出來ない、と論じ、終りに支那を以て『組織アル國家』となす『擬制』は許容することが出來ない『支那ニ何等統制アル政府ナク又全支ニ對シ完全ナル支配ヲ主張シ得ル權力ナキコト』の根本的事實に直面して、對支問題は考慮せられねばならぬと云ふ意味深長な一節を附加して居る。此回答は其內容に於ても、其文句に於てもこれ亦從來にあまり例のないほど思ひ切つた一大文章である。

× ×

三月四日の聯盟總會決議は主として上海事件に關し、同方面の停戰に關するものであるから茲に之を特說するの必要はない。茲に一言すべきは——否注意すべきは——三月十一日の總會決議についてである。同決議は獨り上海事件のみでなく、滿洲事件を含む日支紛爭全般に亘り、規約第十五條（末項）による總會の行動及權能に關するものである。英國代表サイモン氏は總會に對し尙早の『判斷』を下すよりも紛爭解決の方法に關する『聲明』に止めるのがよいとの注意をした。此注意が聞入れられたものか、決議文は紛爭の解決方法に關する原則的聲明に

よつて多分に着色せられては居る。が、總會は獨り上海事件のみならず『支那政府ノ要請ノ目的タル紛爭全般ノ附託ヲ受ケタルコト』を述べ、總會は規約第十五條第三項所定の和解手續に出づべく、又必要なる場合には同條第四項所定の勸告手續にも出づべき義務あるものとして居る。即ち前述の如く第十五條を日支紛爭の全般に適用して審査調停手續に出でんとするものである。出來得べくば紛爭の解決に努力し（同條第三項により）又不幸にして其努力功を奏せざれば勸告書（『報告書』）の作成公表に止むべし（同條第四項により）と云ふのである。

日本は固より初めから右の決議に反對であり、極力これを通過せしめないやうにと努力した。が、この努力は不成功に終つた。聯盟一般の空氣は頗る我に不利なるものがあつたのである。日本代表は理事會に於ける如く、總會に於ても第十五條の適用に反對した。總會に出席はしたものの、自己の立場を說明するに止めて、第十五條について留保をなしたる上、表決の際には棄權した。（支那代表も訓令未着と稱して棄權したが）議長に於ては棄權を缺席と同一視し、右決議は全會一致通過したものと看做す旨を聲明した。同決議によつて設けられた十九人委員會は總會の繼續として—故に繼續委員會の稱がある—時々會合を開きつつあるが、最近上海に於ける停戰協定の成立、及之に次げる我軍の自主的撤兵によつて、聯盟方面の空氣は著しく好轉して來た。が、聯盟が本年九月の總會に於て—又は其以前に於て—滿洲事變を含む日支紛爭全般に對し如何なる態度に出づるやは觀物である。第十五條適用問題の後始末を何うするかが問題である。前途樂觀すべきか、悲觀すべきか、種々の想像や風說はないではないが、玆に逆睹すべき所ではない。

第三章　滿洲國の出現と外交關係

殊に滿洲國承認問題

滿洲國の建國宣言。建國の通告。承認問題。南京政府の對日抗議。我國の回答。露支、露滿の關係。日滿關係。日米關係。米滿關係（不承認主義）。聯盟と滿洲（總會の決議）。英國其他と滿洲。支滿關係（獨立問題）。日滿關係（承認問題）。聯盟調査委員と滿洲。

本年三月一日『滿洲國政府』の名に於て建國の宣言が發せられた。茲に舊東北四省を打つて一丸とせる新國家が『滿洲國』として出現した。右宣言中に曰ふ。

數個月來屢々奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各旗盟の官紳民の集合を經て、詳に硏討を加へたる結果、意思旣に一致し、惟へらく爲政は多言をとらず、たゞ實行如何を見るのみ、政體は何等を分たず、たゞ安居集業を主と爲す、滿蒙は舊地本國と別に一國たり、今や時局の必要により自ら自立を圖らざる能はずと、卽ち三千萬民衆の意向を以つて卽日中華民國と關係を離脫し、滿洲國を創立する事を宣言し、茲に特に建設綱要を中外に昭布し咸聞知せしむ。

右宣言中新國家の對外政策については左の文句を見出し得る。

對外政策は信義を尊重して力めて親睦を求め、凡そ國際間の舊有の通例は謹みて遵守せざることなく、その中華民國以前各國と定むる所の條約上債務の滿洲新國家領土內に屬するものは皆國際慣例に照し繼續を承認す、商業を創興し利源を開拓する爲め我新國家に投資を希望する者あれば何國に論なく一律に之を歡迎し、以て門戶開放、機會均等の實を擧げんとす。

次で同月十二日付を以つて滿洲國政府外交總長謝介石から日英米佛等十七箇國に對し新國家の建設を通告した。其日本政府に宛てられたものを見るに、先づ建國過程について左の如く述べてある。

予は閣下に向つて奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古諸盟が合同して獨立政府を建設し、支那共和國との關係を脫離し、一九三二年三月一日を以て滿洲國を建設せることを通報するの光榮を有す。閣下も旣に承知せらるる通り、張學良の率ゆる舊軍權は東北諸省統治に當り私慾を專らにし人民の權利を顧みる事なく、全民庶は苛斂誅求、綱紀紊亂の結果艱苦に呻吟せり。而して排外政策の實行に伴ひ對外關係は著しく毀損せられたり。他方支那本部に於ては何等統一ある完整せる政府なく、小軍閥は互に鬪爭殺戮を事とし一般庶民寧日なし。是に於て滿洲住民は舊軍閥の沒落を好機とし心を一にして新國家を建設せり。滿洲國政府は法制を完成し、人民の生活の安固を維持し其の福祉安寧を增進せんが爲め全力を盡さんとす。

而して更らに語を次いで對外關係調整の原則として左の數項を擧げてある。

(一)新政府は國務遂行に當り信義と信用の根本原則を遵守し、和衷友好の精神を堅持し、國際約定を重んじ、國際平和を增進せん事を期す。

(二)國際法及び國際慣行に則り國際正義を尊重す。

(三)外國との條約に基く支那共和國の義務は國際法及び國際慣行に照し新國家之を繼承し、忠實にその義務を履行す。

(四)新國家はその版圖内に於ける外國人の旣得權を侵す事なく、外國人の生命財產保護を充分に行ふ。

(五)新政府は外國人の入國及び居住を歡迎し、諸民族に對し平等衡平の待遇を與ふ。

(六)外國との通商貿易を奬め、世界經濟の發展に貢獻す。

(七)外國人の滿洲に於ける經濟活動に關しては門戶開放の原則を恪守す。

終りに「滿洲國政府は貴國に於て以上新國家建設の趣旨を充分諒解せられ、貴政府と滿洲國政府との間に公式

外交關係を開始せられん事を切に希望す』と述べてある。其所謂『公式外交關係の開始』を希望せるは即ち正式の承認を求めたものである。

右の通告に對し帝國政府は三月十九日を以て『非公式に之を領承』するに止め、唯新政府に對して『右通告に記載してある通り既存の條約及外國人の權益を尊重し且門戸開放の原則を遵守するに於ては新政府の前途の爲め歡迎すべき所と思考す』る旨を答へた。右の回答は何等『承認』問題に觸れては居ないが、言外に於て我國は新國家が國際團體の一員として諸外國から承認されるやう國家としての體系を備ふるに至らんことを希望し、新國家に對して同情を吝まざることは觀取せられる。

我國以外の諸國にしても前記滿洲國の通告に對して何等かの回答を寄せたものはあるが、未だ滿洲國と公式の外交關係に入つたものはない。即ち之を正式に承認したものはない。が露國の如きは三月十六日哈爾賓總領事及東支鐵道副理事長をして滿洲國が新たに任命した東支鐵道督辦の就任を承認せしむると同時に、露國は一九二四年の露支及露奉協定によつて東支鐵道に關する自國の權益を確保せんとするの意向を傳達せしめ、併せて新國家成立に對し祝意を表せしめたと傳へられる。又我國も時々發生せる問題につき滿洲國側と非公式の交渉に入りつつある。右日露兩國の滿洲國に對する態度は果して兩者が新國家に對し、『事實上の承認』に進まんとしつつあるものと見るべきであらうか。

×　　×

しかし南京政府―國民政府―は固より滿洲國を承認すべくもない。滿洲國の建國宣言後間もなく――三月十二日

—南京政府は政府首席林森及行政委員長汪兆銘の連名による『東北傀儡政府に對する聲明』なるものを發して『滿洲新政府は日本政府の變態的附屬機關であるから國民政府は絕對に之を承認しないのみならず、日本政府の責任を問はねばならぬ』と高唱した。之と相前後して國民政府からは其駐日代理公使をして左の趣旨を以て我國に抗議せしめた由である。

「新聞紙の報道に據れば、我國東省地方に於て獨立國組織せられたりとの趣なる處、斯の如き中華民國の領土を破壞するの行動は貴國軍隊が未だ撤退せざる以前に於ては、我國政府は之を阻止し得ざる次第なるを以て右に關しては貴國政府に於て完全なる責任を負ふべきものなり。」

右の抗議に對しては我政府は三月十九日付を以て大體左の意味の回答を以て之を反駁し一蹴したと云ふことである。

一、滿洲舊政權の解消は支那正規兵の滿鐵線路破壞に端を發せる我自衛權發動の結果に外ならぬ。

二、爾後滿洲に起つた治安維持運動は匪賊跳梁の實狀に照し帝國政府の歡迎せねばならぬ所である。

三、右治安維持運動が進展して終に獨立國を樹立するに至つたとしてもそれは滿洲民衆の自發的行動であつて帝國政府の關知する所でない。

四、本邦人が右の運動に關與することは從來取締つて居る所であるから、帝國政府としては何等責任を負ふべき筋合ではない。

支那側は滿洲に於ける獨立運動につき我政府に抗議して來たことは今に始まつたことではない。客年九月以來

度々のことである。先方は前述同様の趣旨を以て抗議して來たのであるが、我方も亦前述同樣の主張を以て之を撃退して來た、即ち客年十月一日帝國外務省の口上書にも『帝國政府ハ現下ノ時局ニ鑑ミ夙ニ滿洲ニ於ケル中國人ノ政權樹立ノ策動ニ對シ帝國文武官ガ何等ノ奬勵又ハ支持ヲ與フルコトヲ嚴禁スルト共ニ一切適法ノ手段ヲ盡シテ本邦人カ此種ノ策動ニ關與スルコトヲ取締リ居ル次第ナルヲ以テ帝國政府ハ何レノ意味ニ於テモ中國人ノ策動ニツキ何等責任ヲ取ルヘキ地位ニアラス』と述べてある。我國が從來對滿洲政策につき屢次此態度を聲明し且維持して來たことは注目すべき所である。

しかし新國家の成立するに至るや我國は前記三月十九日の對滿回答に於て之に同情を寄するに吝ならざるの意思を表示したのみでなく、同日の前記對支回答に於ては進んで『新國家が既存條約の義務履行に忠なる以上帝國政府は之に對し好意的且同情的援助を與ふる用意を有するものであることを』を明かにしたことは之れ亦注目に値する。新滿洲國も三月二十五日『日本國民に告ぐ』る聲明に於て、我邦人の援助を切望して居る。其所謂『援助』とは何を意味するか。軍事的、財政的其他諸般の援助が想像せられる。否此等の援助は既に具體化しつつある。軍事的援助については茲に述べないが、財政的援助については最近三井三菱より朝鮮銀行を通じての二千萬圓融通の如き其一の現はれと云ふべきであらう。

× ×

滿洲國の出現と共に日支、日滿の關係は前記の如く複雜となりつつある。が、露支、露滿の關係に至つても亦可なり込み入つて居る。露支、露滿互に虚々實々、諸般の術策を弄して居るやうでもある。露國は前述の如く新

滿洲國に對し少くも其事實的存在を認めんとしつつある如くである。時に或は進んで之を正式に承認せんとするやの風說さへも流布せられる。一方支那――國民政府――は對日關係上露國と握手し露支國交を回復せんとするの意圖あるやにも宣傳せられる。而してそれは併せて露滿關係の離間策としても利用せられるのではないかと疑はれる『ソヴェート政府にして若し滿洲國を承認するが如きあらば國民政府が折角露國と接近せんとしつつある努力は水泡に歸するであらう』との新聞報道が南京邊から飛ばされる。他方滿洲國側では日本及露國との關係を特に重要視して正式外交關係の開始せられるまで臨時に代表機關を特派するであらうとの報道を放送して居るやうでもある。さうかと思へば一方には最近――本年四月――東支鐵道沿線では鐵橋爆破及我軍用列車顚覆事件が生じた。而してそれが東支鐵道從業員の策動に出づるものとして多數の同從業員が滿洲國官憲によつて逮捕せられ、其刑務所に收容せられた。之れに對してソヴェート政府の抗議あり、此事件は目下露滿兩國間の關係を累せんとして居るやにも傳へられる。而かも右事件は日本軍の北滿進出を阻止する目的に出でたものとも風說せられる。斯くして露滿關係は日露滿の三角關係に進展するの可能性に富んで居る。

× ×

滿洲事變の發生するや日本は固より露國の態度を注視せねばならなかつた。而してそれについては一九二九年東支鐵道問題に關する露支紛爭に於て日本が嚴に中立の態度を取つたことを想起せざるを得なかつた。即ち客年十一月十九日付にて廣田大使よりソヴェート政府宛に送つた公文に於ては、我國が當年の露支紛爭に際し絕對不干涉の態度を堅持し滿洲里方面に出動する支那軍に南滿洲鐵道の利用を許さなかつた如く、今次の日支紛爭に當

つてもソヴエート政府は滿洲に在る支那軍隊に援助を與ふるが如きことなかるべきを期待する旨を告げ、殊に當時目前に迫りつつあつた我軍と馬占山軍との衝突に際し、東支鐵道が馬軍に輸送集結上の便宜を與へないやうにと要請した。之に對して露國側では一九二九年の露支紛爭と今回の滿洲事變とは比較にならぬ理由を擧げ、又「東支鐵道の責任」については日本と見解を同じうせざることを答へつつ一方には嚴正不干涉政策を維持すべきこと及び平和政策を主義とすることは之を言明して居る。

爾來北滿に於ける日本軍の行動は東支鐵道との接觸を必要ならしめたに拘はらず、幸に日露間別段の不祥事を見ることなくして今日に及んで居る。日本軍の北滿進出を見て露國は固より之を快とするものではない。日本側でも自然露國側が敵たる支那軍に兵器彈藥を供給する等竊かに之を援助するなきやを疑ふたこともあらう。露國側でも日本軍の異圖を藏するなきやを疑ふたこともあらう。それが日露兩國政府間の交涉問題となつたこともあらう。しかし日本は露國に對して何等其條約上の權益を侵害するの意なきを言明し、露國も亦其領土が侵されざる限り日本と釁端を開くの意なきを聲明して來た。尤も『苟も日本軍が露境を窺ふとき露軍は決して拱手傍觀するものでないこと』は亦彼の公言する所である。それはスターリン、ラデツク等の言葉によつても明かにせられ、又モロトフ最近の演說によつても窺はれる。モロトフは露國の政策が平和政策であることを强調しつつも、日露間の平和的關係を阻害する幾多のエゼントが活動しつつあることを說いて居る「『露國は決してどこまでも無抵抗主義を持するものではない。他から攻擊を受くるとき、之に對する防衞は何等躊躇する所ではない』と公言して、現に沿海州、北滿國境に幾師團かの兵力を集中して居ることは北滿の危機が時々我國に於ても、諸外國に

於ても掛念せられる所以である。しかし國內に於て所謂五箇年計畫に忙殺せられ、對外的にも幾多の惱みを有する露國は好んで日本と戰端を開かうとするつもりはあるまい。加之露國當局者は客年十二月芳澤大使が外相の印綬を帶ぶべく歐洲より歸朝の途次、之を露都に擁して日本との間に所謂『不侵略條約』を結ばんことを提議したことによつても、其意向の一端が窺はれる。同條約については其後間もなく――本年一月に入つて――改めて駐日大使から犬養兼攝外相に申入れたそうであるが、我方としては其必要を認めなかつたものか、沙汰止みとなつたものの如くである。不侵略條約の如きは當然のことを條約面に上すだけであつて、見方によつては不戰條約の存する今日屋上屋を架する如くでもあり、無用の長物と云ふべきものかも知れぬが、露國はこれまで諸外國との間に頻りに此種の條約を結びたがつて居るのである。否ソヴエート政府は其政策として國際關係を凡て『條約』で律せようと云ふのであるから、同國にとつては不侵略條約の如き元來當然のことでも、實は大に意義のあるものであらう。我國にしても露國との平和關係に貢獻する爲め此種の申出に應ずるのが得策であると見る人が無いではない。最近滿洲視察より歸來せる田中大使の如きも此種の意見を有するやに新聞紙は報道しつつある。日露の關係は外交以外にも幾多の問題を藏するであらうが、外交上も愼重の取扱を要する所のものである。

×　×

吾等は更らに眼を轉じて日米關係、米滿關係を窺はねばならぬ。日本は滿洲問題の處理に當つて――外交としては――米國を度外視することは出來ない。

米國は滿洲事變發生の直後、客年九月二十四日の覺書を以て『米國政府及國民ハ滿洲事變ノ發生ヲ遺憾トシ大

ニ憂慮シ居ルモノデアル」ことを述べ、不戰條約其他「國際間ノ紛爭ヲ武力ニ訴フルコトナクシテ調節スルヲ目的トスル諸條約」の存在について日支兩國—就中我國—の注意を喚起して來た。のみならず、本年一月に入つては錦州事件の直後—一月八日—同方面の我軍事行動によつて張學良政權—「一九三一年九月十八日以前ニ存在シタル南滿洲ニ於ケル支那政府ノ最後ニ殘存セル行政的權力」—が徹底的に破壞され了つたのに驚いた米國政府は、日支兩國に對し「支那ニ關スル九國條約及不戰條約ニ違反シ又ハ違反セル手段ニヨツテ成立セル一切ノ事實上ノ狀態、條約又ハ協定ヲ承認スル意思ナキコト」を通告して來た。此通告は果して何を意味するのであらうか。就中新滿洲國を承認するの意思なきことを豫告したものと解せられる。

其後二月二十四日米國國務卿スティムソン氏が九國條約及不戰條約について上院外交委員長ボーラー氏の質問に答へた書翰として發表したものに於ては「日支間紛爭の原因とか責任とかは別として、事態は兩條約上の義務又は誓約と調和し得ない程度に進展したこと」を說き「若し兩條約が忠實に遵守されたならば斯かる事態は發生しなかつたであらうことは明白である」と論じて、日本の行動が九國條約及不戰條約に違反するものであることを斷定し、且つ前記一月八日の米國通牒に言及し「若し他國政府が米國と同樣の決意を爲し、同樣の立場に出でて、叙上の如き行爲（日本の）に對し警告を發するならば、壓迫又は條約違反によつて獲得せんとする如何なる權益の合法性をも今後有效に阻止し得べきは我々の信じて疑はざる所である」と云ふて居る。これは明かに日本の行爲に對し列國の共同動作を促さんとするものである。果然日支紛爭の爲開かれた聯盟總會は其三月十一日の決議中に「聯盟各國ハ聯盟規約又ハ不戰條約ト相容レサル方法ニヨツテ發生シタル何等ノ事態、條約又ハ協定ヲ

承認スベカラザルモノトス」との文言を挿入するに至つた。これ國際聯盟が前記スティムソン通牒及書翰に共鳴せるものであることは言ふまでもない。

前記三箇の文書が物語る如く、米國は聯盟各國を促し、聯盟各國は米國と歩調を一にして、新滿洲國に對し不承認の共同的態度に出でんとするものに外ならぬ。米國及聯盟各國は果して永く此種の態度を持續し得るであらうか。此點については更らに次章に於て述ぶる所があるであらう。

× ×

英國政府は前揭一月八日米國政府の對日支通牒に際しても敢て直ちに呼應共鳴せず、唯靜かに門戸開放を確言したる日本政府の聲明に滿足するの意向を表明した。のみならず、滿洲に於ける獨立運動を耳にしても英國の當局者は議會答辯中『右は支那地方官憲の行動であらうから英國は九國條約を擔ぎ出して抗議などする理由もありさうに思はれぬ』と述べて居る（本年二月二十四日）。英國は斯くの如く今日までの處米國に比して遙かに冷靜なる態度を持するやうである。前外相チエンバレン氏や現外相サイモン氏の議會演說を讀むとき、英國が日支紛爭に對する冷靜なる態度は愈々明白となる。本年四五月の交スティムソン氏は遙かにゼネヴアに出張した際、議は極東問題にも及んだ由であるが、別段の收穫があつたやうにも聞かぬ。或は英國の態度を生ぬるいものとして反省を求めた位のことはあるかも知れぬ。新聞紙によれば英米佛等諸國の首腦者は滿洲問題については今後の日本の出方如何を見て善處しよう位の所で折合つたやうでもある。今や日本に對するボイコット論や制裁問題は影をかくしたが、一方には此等形勢觀望に決した諸國も今後日本の出方次第によつては一何等か機會あらば一日本に

對して外交上共同戰線を張るの可能性がないではないこと固よりである。

× ×

支滿關係は國內關係であらうか、對外關係であらうか、と云ふ問題は、滿洲國が支那の一部であるか、それとも獨立國であるかと云ふのと同一の問題である。滿洲國の獨立は完成せりや否やと云ふ問題としても見られる。滿洲國は獨立（建國）の宣言だけで獨立を完成したものか、それとも別に獨立の實を擧げねばならぬかとの問題ともなる。其所謂『獨立の實』とは何ぞやと云ふ問題も續いて起きて來る。國家の承認―『滿洲國』の承認―とは其『獨立』の承認である。否獨立の『事實』を他國が認むるに過ぎない。言ひ換ふれば他國が獨立國として之と交際するには獨立の事實が先立たねばならぬ。尤も他國は新國家を承認するに當つて母國の承認を待つ必要はない。多くの場合、母國は己れより分離したる新國家の承認を爲すに吝なるものであつて、從て母國の承認は後れ勝ちのものである。他國は母國に後れて新國を承認する場合には承認の遲速當否について母國との間に外交問題は起らぬが、母國に先立つて新國を承認する場合には承認當否の論が承認國と母國との間に起り得る。從來も此點で承認國と母國との間に爭議を生じ、終には戰爭となつた事例もある。『國家の承認』と云ふ行爲は重要なる國際行爲であつて、外交上決して輕々しく扱ふべき問題ではない。

輕々に取扱ふべきではないが、承認すべきに承認するのは敢て他人や他國に遠慮する必要はない。しかし一方から云はゞ承認すべからざるものを承認するのは尙早の承認として國際輿論の排斥を受けることもある。果して然らば如何なる場合承認をしてよいか。承認せらるべき新國家が國家―獨立國―たるの『事實』あるときであ

る。國家の『事實性（ファクティシティ）』『實力性（エフェクティヴィティ）』又は『確固性（スタビリティー）』或は『恒久性（パーマネンシー）』等種々の言葉によつても表示せられる。殊に母國より『獨立』したる新國家を承認する場合には新國家が『獨立性』を有しなければならぬ。否『獨立の實』を擧げたか否かを見極めねばならぬ。時に取つて此見極めは困難なることもあるが、內政に於ても、外政に於ても、將た、軍事的にも財政的にも母國と絶緣した事實があればよいのである。顧みるに滿洲國は旣に海關及鹽務行政に於て獨立の實を擧げる爲め、國內各地の海關（大連海關を除く）に對し四月一日より滿洲國財政部の管轄下に立たしめた。しかし關稅率については當分の間南京政府の國定稅率を其儘滿洲國に於て踏襲するとある。又當分の間支那からの輸入品は一律に無稅とすることにしたやうである。鹽稅についても外債擔保たる部分については相當の考慮をすると稱して居る。一般に新國家が母國の義務及債務を如何なる方法程度に於て分擔すべきやは別問題として、兎に角新滿洲國は概括的に支那國從來の條約上の義務を國際法及國際慣行に照し承繼する旨を外國へ通告したことは前述の通りである。此點は外國に於て新滿洲國を承認する場合安心して可なりである。が、問題は其實行に存する。承繼義務の履行に存する。義務承繼の主義に對して外國は固より異存はあるまい。滿洲國の聲明する『外國人の經濟活動に對する門戶開放の原則』についても外國は別段苦情はあるまい。しかし問題は其實現如何に存する。英國の議會では旣に滿洲國の所謂『門戶開放』が如何なる意義を有するやにつき議員から質問があつた。當局者は固より明答を避けた。主義や原則は之を聲明すること敢て難事ではないが、之を實行に移す場合種々の難關に遭逢することが往々である。

　しかし玆には所謂門戶開放主義の解釋適用や、滿洲國の經濟財政について特說を試みんとするものではない。

又滿洲國の内政問題や軍事・國防等の問題について深入りせんとするものでもない。又滿洲國に對する支那側將來の企圖及其實現の可能性について想像を逞ふせんとするものでもない。茲での取扱は外交論に局限しなければならぬ、唯滿洲國今後の對外關係――先づ第一に『承認問題』――を考ふるとき、支那との關係如何を閑却することは出來ない。即支滿關係が果して獨立せる二國間の關係と見るべきであらうか、それとも滿洲國は支那國に對して「自治國（オートノマス・ステート）」又は「自治領（ドミニオン）」たるの地位を有するに過ぎないものと見るべきか。新「滿洲國」は以前の張作霖又は張學良の政權と事實如何なる差異があるのであらうか。『自治國』『自治領』又は「獨立政權」ならば「承認」問題は起らぬのである。固より他方、我國から見れば滿洲國を「獨立國家」として取扱ふのが得策か、それとも從來の「獨立政權」として取扱ふのが得策かと云ふ政策上の問題ともなるのである。此政策問題は常に承認問題を複雜ならしむる傾向を有する。我國が滿洲國の「承認」に急ぐの利害得失は果して如何。

×　×

世上或は日本が速かに滿洲國を承認することを以て我對滿政策の根幹となし、無雜作に日本が「承認」さへ行へば餘事は刀を迎へて斷ち得る如く考ふる人があるかも知れぬ。果して滿洲國の承認は右の如く無雜作に行はるべきであらうか。凡そ「承認（レコグニシヨン）」とは或「存在」を認めることである。我國が「滿洲國」を承認するとき、それは「如何なる存在」として滿洲國を承認せんとするものであらうか。

茲には本稿が讀者の目に觸れる頃承認問題が如何に進展するであらうかを豫測せんとするものではない。唯承認について若干の考察を試みるまでである。我國が往年ポーランド國を承認したとき、エストニア、ラトヴィア

國等を承認したとき、別段の問題はなかつた。然るに我國が新『滿洲國』を承認せんとするとき何故にそれが熟慮を要するのであらうか。我國は滿洲國の承認に際し、エジプト、パナマ、キューバ等の先例を顧みるの必要はないのであらうか。現時のエヂプトは英國との關係に於て最もデリケートな關係に在る。英國はエヂプトに對する往年の保護關係を自ら抛棄して其の獨立を認めては居るが、果して全然之を手放しにし、國際間に獨り歩きをなさしめるつもりであらうか。近年兩國間に締結せられんとして未だ物になつて居ない英埃『同盟』條約は實に『保護』條約の變形ではないであらうか。英國が其委任統治地域たるイラク國との間にも所謂『同盟』條約を結んだこと、これ亦注目に値する。英國は其勢力下にあるエヂプト、イラク等を國際間に顏出しせしめるに先だち右の如き用心深さを示して居る。米國はパナマ、キューバの獨立を承認し乃至『保障』するに當つて、或は『獨立の保障』を條約面に書き上げたり、或は特殊の了解―所謂プラット、アメンドメント―を遂げたりして居る。斯かる用心をしても猶ほ後に至つて面倒が生じ易い。否現に、面倒が生じて居る。紛糾が生じて居る。パナマの如き『產みの親』とも云ふべき米國に對して目下主權論を提げて楯ついて居る。獨りパナマばかりではない。キューバ、エヂプトが米、英との關係は決して無事平穩と見るべきではない。我國が滿洲國を承認するとき―將に巢立たんとする滿洲國に對し、其健全なる成長を祈り、其前途を祝福し、日滿關係の將來に囑望することに於て吾人固より人後に落つるものではない、が、同時に其『承認』に急がんとするとき―吾人は日滿關係の基調如何といふ問題を併せて考へさせられる。承認するかせぬかは實の所重大問題ではない。日滿關係の基調如何が重大問題であるのである。其基調としてはこれ亦單純に考ふると、複雜に考ふると、種々の見方があるであらう。

『承認』を行ふにしても『獨立國トシテノ假承認』―これは聯盟規約第二十二條に於て委任統治について使用せられた文字である―の如きに出づべきや、將た正式の承認に出づべきやの問題がある。『假承認』とは一時的の非公式な承認である。『事實上の承認』とも云はれる。『正式の承認』は終局的であり、公式のものである。前者は事情の如何によつて之を取消し得るも、後者は對象の存する限り取消し得ず、動かし得ざるものと解せられる。兩者は承認國と被承認國との間に派遣又は交換せらるべき代表機關、交渉の方法・形式及び締結せらるべき協約の種類・性質等についても差異を生ずる。我國は滿洲國を承認するとしても此等の段階を顧慮する必要はないのであらうか。

世には日本が滿洲國丈けを眼中に置き之を相手として滿洲問題を解決すればそれでよいのであつて、聯盟がどうの、米國がどうのと云ふやうなことを考へて左顧右眄する必要はない、支滿關係―滿洲の『獨立』―の如きは支那と滿洲國との心配すべきことで、日本の心配すべき事柄ではない、日本は速かに滿洲國を承認さへすればよい、と嘯く人があるかも知れぬ。果して日本は右『承認』を行ふに際して、又は其前後に於て考へ置くべき必要なことはないのであらうか。對支、對米關係は姑らく別としても、少くも日滿關係の將來について考へて置く必要なことはないのであらうか。成るほど滿洲國は日本との抱擁を望んで居るであらう。しかし二身の抱擁は一身同體と異る。滿洲國當局者の言によるも、兩國は儼として互に侵すべからざる二個の存在であるとのことである。日滿が二箇の國家であればこそ承認―『國家』として『獨立國』として承認する―と云ふ問題も起るのである。滿洲國が日本と一身同體ならば承認問題は起りようがない。一身同體にあらずして二身の抱擁である所に問

題がある。殊に列國は日本の滿洲國に對する出方を注視しつつあるとき右の重要性は愈々以て加重せられるのである。日本は列國を前にして滿洲國と如何なる基礎の上に抱擁せんとするのであらうか。

× ×

聯盟の調査委員は滿洲國に乘り込んで來た。同調査委員が聯盟から派遣せられることになつた經緯については先に述べた。其權限及び任務等についても既に語つた。讀者の知らるる所であるから玆には繰返さぬ。ここには該調査委員と滿洲國との關係について一言したい。

右調査委員は極東に足を入るるに當り先づ日本を訪れた。次で上海、南京より北京に赴いた。そこまでは先づ無事であつたやうである。上海で上海事件に居合はせたが、別段手も出さずに同地を立去つた。支那側であまり同委員の上海滯在を喜ばなかつたやうである。其理由は讀者の想像にお任せするとして、私は滿洲國との關係に急がねばならぬ。

滿洲國として聯盟調査團一行を迎ふるに當り玆に考ふべきことは自ら東道の主人たるや否やである。滿洲國は單に調査の目的物たるべきや、それとも調査の相手たるべきやの問題である。否調査團が滿洲の存在を認めるか否かの問題である。そこで所謂顧維鈞問題が持上つた。此問題は決して顧氏一個の身上の問題ではない。滿洲國が獨立國たるを主張する以上、支那國―滿洲國から見た外國―の參與員が調査團について來るのを見て、すまして居る譯には行かぬ。故に顧氏の言動―同氏が嘗て滿洲國を『僞國家』と稱したこと―を捉へ、滿洲國內に於ける其策動の危險を理由として、難癖を付けた。又滿洲國當局は聯盟調査團一行に對しても『斷りなくして滿洲國

に入り來るは不都合である』との意を暗示し又は明示した。土足で人の家に入るのは不都合であるに相違ない。そこで調査團としてもそれが『人の家』であることを認めねばならなくなつた。しかし『聯盟』そのものは新國家承認の權能も權限もない。聯盟『各國』が承認を―せんとすれば―するのである。しかるに聯盟各國は三月十一日の決議で前述の如く滿洲國不承認の態度を取ることに申合せた形である。調査團たるもの玆に於て―滿洲國に對する關係に於て―惑はざるを得なくなつた。窮せざるを得なくなつた。しかし兎に角其任務たる調査は進めねばならぬ。そこで滿洲國の事實的存在を認める形にして、滿洲國からも非公式の參與員を出すことにして―顧維鈞問題も曲りなりにどうやら片を付けて―調査團一行は新京よりハルビンに向つた。私が本稿の此部分を執筆中一行はハルビン滯在中であり、今度はソヴエート側から忌避せられて居るやうである。蓋し滿洲の事態について現實の認識を深める爲めには必要なる過程であらう。

第四章　フーヴアー主義

カスル國務次官の演說。フーヴアー主義。一名スティムソン主義。其内容。ビユールの批判。同主義の利害得失。

本年五月四日米國國務次官カスル氏はワシントンに於て―アメリカン、コンフアレンス、フオア、インターナショナル、ジヤスティスの席上に於て―同氏の所謂『フーヴアー主義』なるものについて、一場の演說を試み

た。不戰條約と本年一月八日のスティムソン通牒（前揭）との關係を述べて、米國の新外交政策を高唱したものである。即ち不戰條約には本來何等『齒を付けて』なかつたが、右のスティムソン通牒は之に『齒を付けた』ものである。如何にして齒を付けたかと云ふと、同通牒は『不戰條約ヲ無視シテ行ハレタル領土ノ變更ハ之ヲ承認セズ』との意を明かにしたものである。これによつて米國はボイコットによらず、又戰爭によらずして、不法國の侵略を阻止せんとするものであると云ふのである。世には侵略國に對するボイコットを說くものがある。しかしボイコットは必然的に戰爭を招來する。又ボイコットは無辜の人民をして恐るべき慘害を被らしめる。故にボイコットは米國政府の反對する所である。又國際聯盟規約の如く戰爭防止の爲めに兵力を使用することにも米國は贊成出來かねる。米國の新主義―これはフーヴァー大統領の意に出でたからとて、カスル氏は『フーヴァー主義』と名づけて居る―は世界に現存する幾多の不正義を恒久化せんとするものではない。唯『不正義を矯正するに不正義を以つてすべからず』との意を明にするまでである。此主義は米國の足まとひとなるものではない。唯世界の平和につき米國が他國と協力するの意を表明したに過ぎない、と。

ビユールは前揭スティムソン通牒に現はれた米國の『不承認政策』を稱して『スティムソン主義』と云ふて居る。カスル次官に從つて『フーヴァー主義』を稱すべきや、ビユールに從つて『スティムソン主義』と云ふべきやは別として、此主義は滿洲國承認問題と至大の關聯を有する。依て左に少しくその價値如何を窺ふこととしよう。

× ×

米國の外交評論家たるビュールは紐育ヘラルド・トリビューン紙に於て前記スティムソン通牒（一月八日）及びスティムソン書翰（二月二十四日）に現はれたる米國の滿洲新事態不承認政策について詳細にして且興味ある評論を試みて居る。前に述べた如く前記一月八日の通牒に於て、米國は支那に關する九國條約違反の結果として現はるべき一切の事實上の狀態、條約又は協定を承認するの意なきことを宣明せるものである。所謂フーヴアー主義の內容につき右の公文とカスル次官の演說とでは多少廣狹の相違があるやうでもある。カスル次官の演說では—新聞電報によれば—『不戰條約』の無視に限り又『領土の變更』に限つてあるが、右公文では不戰條約以外九國條約にも及んで居る（加之二月二十四日のスティムソン書翰では主として九國條約を取扱つて居る）又『領土の變更』と云ふ代りに、右の如く『事實上の狀態、條約又は協定』とあるが、これ等の點は玆に詳論せんとする所ではない。又滿洲國の出現は果して米國側の所謂『此等條約違反の結果としての領土の變更』と見るべきやについて日米兩國間見解の相違あるは勿論であるが、これも玆に論議せんとする所ではない。日支間の紛爭殊に上海事件の發生に驚いたスティムソン氏は前記二月二十四日の書翰に於て『事態はワシントン條約（九國條約）及不戰條約上の義務と調和し得ない程度に進展した』と稱して大にメートルを上げて居る。ワシントン諸條約は不可分であるから、日本が支那に關する九國條約を無視するならば米國としてはワシントン海軍制限條約履行についても覺悟があると壯語して、日本に對して當りちらすのみでなく、英國方面にまでも當てこすつて居る。英國の弱腰を憤慨する如き語調も見えぬではない。聯盟總會が三月十一日の決議に於てスティムソン主義—フーヴアー主義—を取り入れたのを見て、スティムソン長官やカスル次官が喜色滿面であつたのは無理もない。

× ×

右スティムソン長官の通牒及書翰については、外國に於ても米國内に於ても反響は區々であつた。米國内に於ても贊否の意見が分れて居つた。前記ビュールの如きはスティムソン主義―フーヴアー主義―の效果如何を疑ふて居る識者の一人である。曰く『條約違反ニ由來スル事態ヲ承認セズ』とは『承認』に關する米國從來の『事實主義』より『合法主義』への逆轉である。ウイルソン大統領時代一時米國は其從來の承認政策の基調たる『事實主義』を棄てて『合法主義』に移つたが、それは別段の效果を齎らさなかつたのみならず、却て譯が惡かつた。合法主義を採用した中央アメリカ五箇國間の條約は米國の鼻息がかかつて居るに拘はらず、此等諸國内の革命を防止するの効能はなかつた。米國の不承認政策はソヴエート・ロシアに對しても別段の效果を擧げ得なかつた。米國の不承認に拘はらずソヴエート政府は榮えて居る、とて、ビュールは承認に關する事實主義の優れること、合法主義の不當なることを指摘したるの後、『フーヴアー現大統領は南アメリカの場合については事實主義に復歸したが、滿洲の場合については再び合法主義に逆轉した』ことを述べ、更らに佛國は當初エヂプトに於ける英國の地位を承認せず、又コロムビアはパナマに對する米國の政策を是認しなかつたが、これ等の場合佛國及コロムビアの『不承認』政策は何れも英國若は米國の目的達成を防ぎ止むる力がなかつたこと、終には佛國及コロムビアもそれ〳〵代償を得て既成事實を承認するの已むなきに至つたことを述べ、滿洲についても列國が『不承認』以上に一歩を進むることがないならば、日本も遂に列國に對して同樣の勝利を得るのではないかとの疑問を發して居る。

×　×

固よりビユールと雖も米國が今直ちにスティムソン公文を棄て、又列國（聯盟各國）が今直ちに總會決議を無視して、滿洲國承認に出づるであらうことを豫期するものではない。が、畢竟は米國と雖も、列國と雖も其態度を變更するの已むなきに至るのではないかと說いて居る。若し夫れ米國にしてスティムソン主義――フーヴアー主義――を固執するとすれば滿洲に於ける米國人は滿洲で商賣が出來なくなるであらう。米國人は滿洲國內の諸制度に頓着せず、稅金も拂はず、裁判所を振り向きもしない。米國領事は滿洲國から認可狀も受けない。滿洲國關係の利權契約は米國の裁判所に於ては頓着されない、と云ふことになれば、米國人の滿洲國居住及通商は何うなるか。滿洲國は米國に對して云ふであらう『米國人にして他國人と均等の條件に甘んずるならば滿洲國に居住し通商するもよいが、我（滿洲國）を相手にせず。我と通商條約を結ぶことすら肯んぜざる米國とは通商などは御免を蒙る』と。事茲に至れば滿洲に於て門戶開放を主張する米國は却て門戶閉鎖に甘んじなければならなくなる』。『若し米國が飽くまで其不承認政策を推し通さうと云ふならば米國は滿洲國に對して金を借さないこと――（滿洲國が米國から金を借りたがつて居るとして）――又米國は聯盟各國と共に滿洲國に商品を入れないことにするの外はない。しかし米國から金や商品が入らなくても、日本からはどし／＼入るであらう。故に此種のボイコットは結局、日本の滿洲發展に拍車をかける結果となるに過ぎない。滿洲國に對して有効なるボイコットを實行するが爲めには日本そのものに對して――聯盟各國と共に――ボイコットを行ふの外はない。事茲に至らばスティムソン主義は聯盟規約の制裁主義以外の何物でもないことになる』とて聯盟規約の制裁――ボイコット――を排斥せんとする

ステイムソン主義は知らず〳〵同一制裁即ボイコットを行ふに至るべきことを指摘して居る。

× ×

更らに進んでビユールはスティムソン主義が支那を驅つて極東に於ける新戰爭に向はしめるものであり、之を誘發するの虞あるものであることを說いて居る。曰く『米國にして新滿洲國と通商すると否とに拘はらず、其存在を認むることを拒めば―『不承認』政策を持續すれば―それは支那に向つて滿洲を取り還せと勸めて居るやうなものである。米國及聯盟の斯かる態度は一新戰爭の誘因ともなるであらう。今直ちに其戰爭は來ないにしても、極東の天地は何時戰雲が漲らぬとも限らぬ不安の狀態に置かれるであらう。加之スチイムソン主義にして文字通り嚴格に適用せらるれば米國と日本との間には常に小紛爭は絕へないであらう。これ徒らに日米間の現在の不和を深めるのみである。而かも一方滿洲國の支那復歸については何等の建設的結果を齎らさざるものである』米國が『世界の一部に於て平和が脅かさるる場合從來の中立政策、孤立政策を棄てて、共同調停又は共同干涉に走せ參ずるの方針は、國際關係に於ける一大變革であつて、其影響たるや今日に於て容易に逆睹すべからざるものである。』と。此等は味ふべきの言である。氏は又曰ふ『列國は或は早晩新滿洲國を承認することとなるであらう。しかしそれは其最近の決議を取消したことになる。そうでないとすれば列國は日本の行動が其條約上の義務と牴觸しないと認めたことになる。何の途それは列國に取つて不面目の甚しいものである』と。尤もビユールと雖も『不承認主義は差當りとしては價値なきものではない』ことを認め、即ち之あるが爲めリツトン委員會は滿洲を支那の一部として認めないやうな解決案を提出することは出來ない。故に右の主義は此意味に於てリツトン

委員會に對する一種の訓令とも云へよう。日支双方の受諾し得るやうな滿洲問題解決策を見出すことが緊切事である。日本が未だ滿洲國を承認しないと云ふ事實は今猶此種解決策の餘地あることを示すものである』と結んである。リットン委員會が如何なる報告を提出するか、又進んで如何なる解決策を聯盟に進言するかは姑らく別として、世界が――米國に於ても――リットン委員會の調査に重きを置いて居ることは事實である。萬事は其調査の結果に繫るものと世界は思惟するものの如くである。しかし日本の行動に繫ることも固よりであらう。

第五章　アジア・モンロー主義

外交の多角性。大國外交と小國外交。聯盟外交。日本の聯盟忌避と其理由。アジア・モンロー主義。石井・ランシング協定。滿蒙に於ける我優越性。「東亜に歸れ」の論。聯盟脫退論。其利害。協調外交。喧嘩腰外交。外交の要諦。日滿と列國。アジア・モンロー主義の眼睛。

外交は其性質に於て多角關係である。多數國の存在を前提とする。しかし列國の中で外交界に重きを爲す國と然らざる國とがある。前者を稱して大國（又は强國）と云ひ、後者を稱して小國と云ふ。外交はこれまで大國間の外交であつた。世界大戰以前には殊にそうであつた。今日と雖も或程度まではそうである。しかし國際聯盟に於ては小國代表も表面上大國代表と同樣の發言權を要求する。聯盟理事會に於てはまだしもであるが、聯盟總會

に於ては殊にさうである。小國も大國と同じく一票の投票權を有する。而して小國代表は演説の爲めに演説することもある。これ日本が滿洲問題についての聯盟總會の討議を喜ばざる一つの理由であらう。固より日本は滿洲問題に規約第十五條の適用せられるのを好まざるものであるが、一つは滿洲問題に大國丈けならまだしも、小國までが『無責任なる言論』を試みるのは不快であるとなすものである。往々にして聯盟脱退論までも耳にせられる所以である。

しかし日本は滿洲問題につき大國の容喙も好む所ではない。凡そ世界の大國は國外に『特殊利益』又は『優越利益』を有する地域を持つて居る。往々其『勢力範圍』又は『利益範圍』とも稱せられる。平たく云はゞ一種の繩張りである。米國の如きは最も廣い繩張りを持つて居る。南北中米即アメリカ大陸全部（但しカナダを除く）がそれである。此繩張りに對する米國の主張を稱して米國は自らモンロー主義と名づけて居る。英國も『世界の或地域』に於て右米國のモンロー主義に似たる主張を有する。即其『特殊利益』『重大利益』を有する地域が世界の或方面に存在する。先年不戰條約を作るときに英國は右の地域—『世界の或地域』と云ふ丈けで其地域を明示しないが、世人はエヂプトの如きを其最たるものとして居る—に對する自衛權を留保した。米國もそれとはなしに『自衛權』の名に於てモンロー主義の留保をした。日本は自衛權の留保はしたが英國の如く公文の上で日本のモンロー主義、若くはアジア・モンロー主義を主張し又留保するの擧には出でなかつた。

獨り不戰條約についてのみではない。日本はこれまで公文に於て日本モンロー主義又はアジア・モンロー主義の主張を堂々列國に向つて試みたことは一度もない、唯僅かに石井子爵が先年—世界大戰中（一九一七年）—遣

米特派大使として米國に渡り所謂石井・ランシング協定を結ばれたとき、ランシング長官と會談の際或は紐育に於て演說の際、日本の支那に於ける優越的地位を形容する爲めアジア・モンロー主義なる言葉を使用せられたことあるを聞くのみである。其前後に於て我國の志士論客にして此語を口にするものは往々にしてあつたかも知れぬ。しかし其意味に至つては果して一定したものがあるであらうか。私は之を知らぬ。が、蓋し此主義は日本が支那に關する外交に於て主役を勤めるの主張を意味するものであらう。支那に於て日本の優越的地位の主張を意味するものであらう。しかし日本は支那全體について外交上優越的地位を主張するものであらうか。支那全般に亘つて特殊利益を主張するものであらうか。日英同盟協約によれば日本の特殊利益は支那全般に亘る如くである。が、石井・ランシング協定に於ては「支那ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルコトヲ承認」しながら「日本ノ所領ニ接壤セル地域ニ於テ殊ニ然リトス」の語がある。日本が優越性(パラマウントシー)を主張するのは主として滿蒙地方についてではあるまいか。果して然らば日本の主張たるアジア・モンロー主義なるもの―ありとすれば―それは滿蒙についての我特殊利益、優越利益乃至優越的地位の主張を意味するものであらうか。

ここでは特殊利益と優越利益の區別論などをして居る遑はない。華府會議後米國の希望による石井・ランシング協定破棄の結果として米國が日本の滿蒙地方に於ける特殊權益に對する態度の變化如何を論ずるが如き餘裕もない。九國條約を楯として米國が門戶開放、機會均等を主張するのは日本の滿蒙に有する特殊利益乃至優越利益を破壞せんとするものであらうか。又日本若くは滿洲國が門戶開放の原則を高唱するのは我方の特殊利益乃至優越利益の主張と相容るるものであらうか、について詳論するの餘白も持合はせぬ。しかし玆には滿洲事變以來、

否滿洲國出現以來、日本の滿洲に於ける地位、乃至主張を一瞥しなければならぬ。

×　×

近時我國の一部から『東亞に歸れ』との叫びが聞かされる。又同じ方面から『日本は聯盟より脫退すべし』との聲も聞える。これは何を意味するものであらうか。私は右叫聲について詳細の說明を耳にせぬ。が、或は日本が今後歐米諸國との交涉を絕ち、聯盟との交涉を絕ち、東亞に立て籠り、否滿蒙に立て籠り、獨り滿洲國と相抱き合ふて他人水入らずに暮さうとする氣分を云ひ現はしたものかも知れぬ。而してアジア・モンロー主義は此氣分又は希望を表示するに適切なる言葉であるかも知れぬ。果して然らば茲に左の問題が提起せられ、考慮せられねばならぬ。

私は茲に米國のモンロー主義や英國の類似の主義を是非せんとするものではない。アジア・モンロー主義又は日本モンロー主義―ありとして―の米國又は英國のモンロー主義との異同如何を論ぜんとするものでもない。唯夫れアジア・モンロー主義にして―否かかる名稱を附すべき主義の存否に拘はらず―日本が聯盟から退き、歐米諸大國との交涉から退き、獨り東亞―否滿蒙―の天地に跼蹐すべしと云ふのであるならば、その『可能』なりや否や―『得策』なりや否やと云ふよりも―を問議しなければならぬ。日本が聯盟から退いても、聯盟そのものが無くなる譯でもなければ、聯盟が沈默する譯でもない。却て日本が脫退した後支那が獨り、よい氣持で聯盟の議場を獨占することになるかも知れぬ。日本が如何に强き主張、正當なる主張を胸に抱いて居つても世界は之を知り得ない。世界にして之を知らなければ日本に同情したくとも同情しやうがない。世界の同情は却て同情すべか

らざる支那に向ふであらう。聯盟は世界情報の交換場である。意見の交換場である。世界輿論の製造場である。

日本が聯盟から退いて、退嬰主義を事とするは果して如何なる利益を日本に齎らすものであらうか。

日本が聯盟から脫退すれば、小國は沈默し大國も亦無言となるであらうか。英米は日本の滿洲に於ける施措を見て、拱手傍觀することになるであらうか。成程米國は聯盟に加はつて居ない。しかし日本が聯盟から退くことは米國をして沈默せしむる理由にはならぬ。茲には米國が滿洲事件に限り聯盟に乘り出しておせつかいをするのを是とするものではない。米國のやり方や聯盟のやり口に對し贊辭を呈するものでもない。唯聯盟から脫退し、世界の輿論と自ら隔離することが我外交政策として得策であるか、否如何なる利益を齎らすかを論ずるまでである。

×　×

若し夫れ聯盟を沈默せしめ、米國を沈默せしめ、露國を沈默せしめ、日本は滿洲に於て否滿洲國のみを相手として、思ふ存分、其欲する所を行ふことが出來るものならば—斯かる都合のよい術があるならば—吾人固より双手を擧げて之に贊成するに躊躇するものではない。しかし魔術ならばいざ知らず、外交術として右の如き奇術はあり得るものではない。吾人は退嬰外交を以つて外交の妙を得たものと云ふのではない。協調外交を以て軟弱外交と同一義に解するものでもない。外交は其性質上協調的のものでなければならぬ。喧嘩腰の外交は外交ではない。軍事行動も固より必要な場合には必要である。局面の打開には軍事行動も必要な場合がある。しかし局面の收拾は外交に俟たねばならぬ。上海に於ける軍事行動が終つた後、彼我話合ひを付けるのは圓卓會議によらねば

ならぬ。而して外交には相手がある。前に述べた如く外交は多角關係である。滿洲問題も決して日滿の相互關係に止まるものではない。日露滿の三角關係に止まるものでもない。多角關係である。軍事や經濟のことはいざ知らず、外交としては多角關係である。多角關係でないとすれば外交は無用である。外交の存在理由(レゾーンデートル)は多角關係に存する。固より外交家は自國の利益を忘れてはならぬ。就中特殊利益、優越利益の主張すべきは主張し、擁護すべきは擁護せねばならぬ。邪魔物にして排斥すべきは排斥せねばならぬ。しかしこれが爲めには―外交としては―喧嘩腰は禁物である。『丁寧に、しかしながら強き』協調主義を執らねばならぬ。徒らに不遜なる非協調主義を外交に希望するは無理な注文である。內剛なるも外は柔でなければならぬ。これが外交の要諦である。鬼面以て八つ當りを試みるは外交ではない。今更東亞に歸り極東に立籠らんとしても世界は之を許さぬ。日本の存在する限り、滿洲の存在する限り、否滿洲が世界外交の目的物として存する限り、世界は日本をも滿洲國をも外交舞臺から退かしめぬ。否日本が外交舞臺から退かんとしてもそれは出來ない相談である。現に『滿洲國』すらも世界の外交舞臺に一役者として乘出さうとして居るではないか。少くも乘出したい希望を表明して居るではないか。即ち列國に承認を求めて居るではないか。一方に列國の承認を求めつつ、他方には列國との交際を辭するのは矛盾にあらずして何ぞやと云はねばならぬ。日本は果して滿洲國に對して如何なる助言をなさんとするのであらうか。否日本自ら滿洲問題につき如何なる態度を取らんとするのであらうか。日本はアジア・モンロー主義に如何なる眼睛を點ぜんとするのであらうか。（昭和七年五月稿）

交通

佐藤貞次郎

交通目次

交　通

第一章　總　說

滿洲國の面積は、まだ內蒙古境が確定しない今日正確に決定し得ないが、舊東北四省の約百十九萬平方粁と大差ないことは確かであらう。この面積は日本內地の面積の三倍餘、日本全國の面積の約一・八倍に當る。しかるに鐵道は、貧弱な輕便鐵道を加へても六千五百粁、日本內地の二萬六百粁に比すれば、三分ノ一にも足りない。兩者の一千平方粁當りの鐵道は、日本內地は約五十四粁あるのに、滿洲は僅か五粁卽ち十分ノ一足らずのみ。

鐵道の代用又は補助交通路たり得るものは、自動車道路、內水路及び沿岸航路であるが、自動車道路は――熱河省の調査は不備であるから舊東三省のみをみるに――一九二八年現在で一萬三千三百粁（各都市內の道路を省く）にして、一九二七年末現在の日本全國の四萬三千二百粁（市町村道を省く）に比すれば甚だ貧弱といはねばならぬ。沿岸航路に至つては、わずかに渤海灣にのぞむ千六百粁の海岸線をしかもたぬ滿洲は、四方に海を圍らす日本の比ではない。只內水路だけは日本では想像し得ぬ立派なものがある。けだし、滿洲の河は日本のそれと異り、水源より海までの間に坦々たる大平原を流れるからである。就中松花江は、黑龍江との分岐點より哈爾濱

までの約七百粁間（それは實に東京より岡山附近までの距離に相當する）一千噸以上の汽船を自由に航行し得しめる。只結氷期五ケ月間は、汽船の航行を不可能ならしめるのが最大缺點である。（その間自動車通路たり得るが）。松花江に次ぐものは遼河であるが、之は河口が淺くて大船の航行が出來ない。（詳しくは後述）。

要するに滿洲の交通は、日本に比すれば著しく劣つてゐるが、この貧弱なる交通機關すら、大部分外國資本に依存してゐるのである。卽ち鐵道の六千五百粁の中、自國資本のみによるものは一千五百粁（二三％）にすぎず、他は日本、ロシア、イギリス等の資本に依存してゐる。又內水路の最も重要なる松花江においても、その航行權は東支鐵道及びロシア人も之を有し、そこに航行する汽船の一小部分のみが支那人のものである。

この交通機關――主として鐵道――に對する外國の投資の問題こそは、十九世紀末より今日までの支那と列强及び列强相互間の複雜なる國際關係をひき起した主原因の一つであり、滿洲の交通を硏究する際最も注意すべき點である。

第二章　鐵道

一、滿洲鐵道をめぐる列國の爭

（1）英露の爭覇

前述の如く、日本內地に比すれば滿洲の鐵道網は甚だ貧弱であるが、しかし支那に比すれば、それは面積當りで實に五倍の延長を有する（百平方粁につき支那は〇・二一粁、滿洲は〇・五〇粁）のみならず、鐵道建設の時期においても亦、滿洲は舊清國中最も早い部類に屬するのである。舊清國における最初の鐵道は一八七六年イギリスの Jardine Matheson 會社によつて建設せられたる上海――吳淞間の短距離のものであつたが、之は支那の排外運動の犧牲となつて、翌七七年破壞せられて、機關車は揚子江に、レールは臺灣にすてられた（臺灣南部では之を利用して柄になく早く鐵道をつくつた）。滿洲及び支那を通じて現存する最初の鐵道は、今日この兩國を連絡する唯一の鐵道をなす北平――奉天鐵道の前身たる、開平炭坑（天津と山海關との中程にあり）の運炭鐵道一一粁（一八八一年成る）であるが、之は驢馬曳きのものであつたから、嚴密な意味での鐵道とはいひ得ぬ。この馬車鐵道が、後述の如き清國の軍略的理由と、列國の對支發展競爭との結果、機關車を走せる廣軌鐵道として、西は天津、北京に、東は滿洲に向つて建設せられるに至つて、支那鐵道史の實質ある第一頁は始つたのである。それは天津には一八八八年、北京には一八九七年に到達した。山海關をこえて滿洲の綏中（山海關より約九〇粁）に達したのは、北京よりも三年早く一八九四年であつた。之が滿洲における最初の鐵道である。これより一九〇三年までの約十年足らずの間の滿洲鐵道の急激なる發達は、世界の鐵道史中にも恐らく類の少いものであらう。卽ち、この年に北方より來る東支鐵道（總延長二、五〇〇粁）と、北京より來る鐵道（關內を合して約九〇〇粁）とが營口において河をさしはさんで相接したのである。之に比すれば支那本部の鐵道の發達ははるかに遲々たるものであつて、最も早かつた京漢鐵道（一、三一五粁）の完成が漸く一九〇五年、上海より南京や杭州等へ通ずる諸鐵道（全

部で約六〇〇粁）の出來たのは一九〇八年であり、天津より長江沿岸の浦口に至るもの（約一、一〇〇粁）は漸く一九一二年に全通した。

かく滿洲が支那本部より鐵道を急速に發達せしめたことは、滿洲が支那本部より經濟的に發達してゐたゝめでも、又清國の政治的中心地であつたゝめでもない。正にその反對の結果であつた。卽ちそれは、滿洲が清國の邊境にあつて、支那に覇を爭ふヨーロッパ諸國のために、支那本部におけるよりもヨリ露骨なる侵略政策の舞臺を提供したゝめに外ならね。十九世紀末におけるこの爭覇者は主として英露兩國であつた。この兩國の角逐が、換言すれば支那本部よりのイギリスの北進を阻止して滿洲を獨占せんとするロシアの野心と、ロシアの滿洲侵略を妨害せんとするイギリスの意圖とが、滿洲の鐵道建設をかくも早く遂行せしめたのであつた。次にこの點をやゝ詳しく述べよう。

前述の如く北平――奉天鐵道は開平炭坑鐵道の發達したものであるが、この發達を刺激したのは、第一には清國の對日政策、第二にはイギリスの對露政策である。清國は日本と朝鮮において紛爭を重ねるにつれて、北京より關外への軍隊輸送鐵道の必要を痛感し、一八八七年頃よりその建設を企て、先づ國內資本に據らんとしたが失敗した。そこで支那における英、獨、露の諸銀行より資金を借入れて西は天津、北京に向け、東は滿洲に向けて建設をはじめた。この滿洲線が山海關より約九〇粁の綏中に達した時（一八九四年）日清戰爭は始つた。戰時中は勿論、戰後も清國の敗北のために、外資供給者が法外な條件を要求するに至り、鐵道延長は困難となつたが、しかし一八九六年、ロシアの東支鐵道に關する大利權の獲得は、イギリスを刺激して北清鐵道（北京――滿洲）の延長

のための資金供給を急がしめた。そうして一八九八年十月イギリス資本の上海香港銀行（滙豐銀行）は、二百三十萬磅の借款（一九三二年始の殘額七十五磅）を北京政府に與へた。その結果一九〇三年には本線は遼河中流の要路にある新民屯に、又支線は遼河下流にあつて、當時の滿洲における唯一の開港場たりし營口に到達し得た。丁度この年にはロシアの東支鐵道東西線及南線（營口支線を含む）が完成したのであつた。

ロシアは一八九六年九月の「東支鐵道建設及經營に關する契約」を以て北滿洲を東西に貫く東支鐵道本線を自から建設、經營し、且つ鐵道附屬地に關する「絕對的且つ排他的行政權」（第六條）を行ふ權利を獲得した。（期限等については、東支鐵道の項で述べる）。更に一八九八年七月には本線中の一驛（哈爾濱）より旅順に至り、途中大連、營口への支線を持つ鐵道に關して、本線と同一の權利を得た（旅順及び大連の租借も同時になされたことは周知の通り）。しかしロシアは之に滿足しなかつた。全滿洲に對する領土的野心は滿洲に他國資本の鐵道の入り來ることを妨害しなければ止まなかつた。それはしかし、イギリスの前述の如き借款權と衝突した。そこで兩國は一八九九年四月「スコット・ムラヴィエフ條約」を結びイギリスは揚子江流域を、ロシアは萬里長城以北の地を勢力範圍（鐵道に對する外資供給の獨占地域）となすことゝし、只北清鐵道借款のみは、イギリスの既得權としてロシアも之を承認することゝした。

（2） 日米の爭

ロシアは東支鐵道を前述の如く驚くべき速さで建設し、一九〇三年七月一日より全線に列車運轉を開始した。日露戰爭後の一九〇五年九月のポーツマス條約によつて、日本が長春以南の東支鐵道の全部（約八四〇粁）を繼承

したことは周知の通りであるが、この鐵道に對するアメリカの野心は、永い間の日米國交の危機をまねいた。その〔第一〕は、日露休戰直後ポーツマス條約の締結以前よりアメリカの鐵道王ハリマンの企圖せる滿鐵買收運動であつた。之は日露戰後の日本の財政難に乘じた策動にして、日本が滿洲においてロシアより繼承せる一切の權利の半分にアメリカ資本が參加せんとするものであつた。日本は之に對して一旦（一九〇五年十月）承諾を與へたが間もなく拒絶した。〔第二〕のアメリカの策動は、滿鐵競爭線の計畫であつた。卽ち新民屯より滿鐵に並行して北進して東支鐵道を横切つてシベリア境の璦琿に至らんとする鐵道を企圖し、之に資金を融通する目的を以て、アメリカは一九〇七年に資本金一千萬金ドルの「滿洲銀行」の設立權を支那政府より得んとしたのである。この計畫は殆んど成功しさうであつたが、一九〇八年の支那の政變（袁世凱一派の失脚）のために畫餅に歸した。しかしアメリカは之に屈せず更に〔第三〕の策動に出でた。それは一九〇九年の滿洲諸鐵道中立提案及びその補助案たる錦璦鐵道利權の獲得である。中立案は、日露兩國が滿洲にもつ一切の鐵道を、支那政府をして外資を借入れて買收せしめ、その際支那政府に資金を供給する諸外國は、支那政府がその借款完濟の時期まで鐵道の管理をなす、といふのであつて、ハリマンの滿鐵買收案を擴張したようなものであつた。錦璦鐵道利權は滿洲銀行案に含まれたるものの燒直しであつて、起點が新民屯の代りに錦州となつたゞけの違ひであつた。但しこの利權にはイギリスの會社も參加してゐた。之によつてアメリカはイギリスの支持を期待したのであつたが、しかしイギリス政府は中立案にも錦璦鐵道利權にも事實上反對した。日露兩國は勿論、ロシアの同盟國フランスも反對したゝめ、アメリカのこの策動も亦失敗した（但しアメリカは大戰直後に至るまで錦璦鐵道利權のみは既得權として主張してゐた）。

アメリカの滿洲鐵道に對する野心は以上を以てつきなかつた。それは大戰前には、資本力の弱い、從つて最も抵抗の少いと考へた日本の鐵道に對して向けられたが、ロシア革命の結果ロシアの抵抗力が弱くなるや、今度は東支鐵道に向けられた。すでにケレンスキー政府の時(一九一七年)、アメリカはロシア諸鐵道に大々的投資を企て、二百八十名の技師隊をウラヂヲに送つたが、ボルシェヴィキ革命のために、その目的を達し得なかつた。しかしアメリカは、ボルシェヴィキ政府の勢力が未だ及ばない東支、ウスリー兩鐵道をあきらめ切れず、技師百二十名を哈爾濱中央工場、ウラヂオ車輛工場などに配置して、兩鐵道の實權を握らうとした。一九一八年八月聯合國のシベリア出兵の時、アメリカは軍事輸送による鐵道狀態の惡化を改善する、といふ口實の下に、當分シベリア諸鐵道をアメリカ人が管理しようと主張した。日本が之に反對した結果名目は國際監督となつたが、その實權はアメリカに握られた。一九二〇年一月アメリカはシベリアより撤兵したが、しかし技師長等數名は殘つて、ウラヂオ港への貨物吸收を策して、滿鐵に對する挑戰的態度を示した。ワシントン會議でもアメリカは、東支鐵道に對する野心を示したが、日、支、佛の反對によつて、その矛をくぢかれた。しかし、一九二九年の東支鐵道紛爭の時、支那の裏にアメリカあり、と噂された如く、アメリカは決して滿洲鐵道(その他對滿投資)に對する野心をすてゝゐない。而してこれこそは、滿洲事變に對するアメリカの態度を決する重要なる要素をなすのである。

(3) 露支の爭

ロシア革命の初期に、前述の如く聯合國に管理せられたる東支鐵道は、諸國のシベリア撤兵と共に、再びロシアの手に歸することゝなつた。しかし革命ロシアは之を帝制ロシアの如く獨占し得ぬキツカケをつくつた。それ

は一九一九年七月のカラハン宣言である。これによつてロシアは、支那にもつ特權を拋棄する意を示し、以て支那民衆の反帝國主義運動を煽つたのである。その結果ロシアは一九二四年五月の露支協定及び同年九月の奉露協定によつて、後述(東支鐵道の項に)の如き讓歩をなした。しかし支那は之に慊らずして、一九二六年頃より東支鐵道の持つ諸權利(電信、電話、松花江航行權等)に對する侵害を行つてゐたが、一九二九年には遂に鐵道そのものを奪回せんとした。この紛爭においては滿洲鐵道に野心をもつアメリカも干渉的態度に出でんとしたが、しかし日本の中立的態度はよく第三國の干渉を防止し得て、一九二九年十二月には兩當事國のみでハバロフスクの假協定を作製して、大體一九二四年の奉露協定の狀態に立歸るに至つた。しかしこの假協定を本協定とするについて、兩國は最後まで一致し得ず、新滿洲國にまで問題をもち越すに至つたのである。

(4)　日支(奉)の爭

之は滿洲事變の最大原因として重視すべきものである。この爭點は大體二つに分け得る。第一は一九〇五年十二月の滿鐵並行線禁止約款に對する支那の違反、第二は一九一八年九月の滿蒙四鐵道に關する日本の權利の支那による蹂躙がそれである。これ等の問題は、各鐵道の項で說くのが便宜である。

二、概　觀

個々の鐵道について述べる前に、諸鐵道を概觀し得る表を二三揭げる。

滿蒙鐵道累年延長粁表

年度	廣軌鐵道	鐵道輕便	計
一九〇三年	三、三七七	—	三、三七七
一九〇八年	三、四五九	三六三	三、八二二
一九一三年	三、九三六	二九	三、九六五
一九一八年	四、〇四三	五五	四、〇九八
一九二三年	四、四六九	一一三	四、五八二
一九二四年	四、五四一	一六六	四、七〇七
一九二五年	四、六〇四	一九一	四、七九五
一九二六年	五、〇七三	二三〇	五、三〇三
一九二七年	五、六五〇	二三〇	五、八八〇
一九二八年	六、〇二六	二三〇	六、二五六
一九三〇年（三月末）	六、二七七	二三〇	六、五〇七

（滿鐵調查課、「滿蒙鐵道の社會及經濟に及ぼせる影響」昭和六年による）

滿蒙鐵道一覽表（一九三〇年三月末現在）

鐵道名	區間	延長（粁）	軌間	起工	開通	資金及び經營關係
東支（中東）	滿洲里—綏芬河 及び 哈爾濱—寬城子 間 支線	一、七一八	五呎	一八九八、五	一九〇三、七	露支合辦
北寧（奉山）	北平—奉天間及支線	一、三三四	四呎八吋半	一八七八、—	一九〇三、—	英國借款支那官辦（但し本線北平—新民間及營口支線を除いた諸線は支那官辦）
南滿洲	大連—長春 蘇家屯—安東間及支線	一、一一三	同	一八九八、五	一九〇三、七	日本經營

吉長	長春—吉林間	一二八	同	一九一〇、四	一九一二、一〇	日本借款支那官辦（滿鐵へ經營委任）
吉敦	吉林—敦化間	二二一	同	一九二六、六	一九二八、一〇	敷設資金日本立替支那官辦（但し蛟奶炭坑線は支那官辦）
四洮	四平街—洮南間、鄭家屯—通遼間	四二六	同	一九一七、四	一九二三、一〇	日本借款支那官辦
洮昂	洮南—昂々溪間	二二五	同	一九二五、六	一九二六、七	敷設資金日本立替支那官辦
金福	金州—城子疃間	一〇三	同	一九二六、四	一九二七、一〇	日支合辦
奉海	瀋陽—朝陽鎭間、沙河—西安間	三一九	同	一九二五、七	一九二八、八	支那官商合辦
吉海	朝陽鎭—吉林間	一八三	同	一九二七、五	一九二九、八	支那官辦
呼海	馬船口—海倫間	二二一	同	一九二六、五	一九二八、一二	同
齊克	昂々溪—克山間	一五八（三四一）	同	一九一八、六	建設工事中	同
洮索	洮安—索倫間	（一八〇）	同	一九二九、八	同	同
穆稜	小城子—梨樹溝間	六三	五呎	一九二四、五	一九二五、三	露支合辦
鶴立	蓮花口—興山鎭間	五六	同	一九二六、七	一九二六、一二	支那官商合辦
通裕	女兒河—大窰溝間	（二九）	四呎八吋半	—	一九一六、五	支那商辦
齊昂輕便	昂々溪—齊々哈爾間	二九	一米	一九〇八、—	一九〇九、一〇	同
溪堿輕便	本溪湖—牛心臺間及支線	二六	二呎六吋	一九一三、一〇	一九一四、二	日支合辦
天圖輕便	圖們江岸—老頭溝間、朝陽川—延吉間	一一三	同	一九二二、八	一九二四、一〇	同
開豐輕便	開原（石家臺）—掏鹿間	六四	一米	一九二五、四	一九二六、五	支那商辦
計		六、五〇七				

（滿鐵調査課前掲書）

【註一】 表中支那とあるは、現在は滿洲國と讀むべきは勿論である。只舊北寧線中の北京—山海關四七七粁は支那のもの。

【註二】 吉敦鐵道は滿洲事變中卽ち一九三一年十一月一日吉長鐵道に合併せられた。

【註三】 その他の日本資本の入れる滿洲國鐵道についても、日本との間に、投下資金の安全を保障するに足るような合理的なる經營形式がとられるものと豫想せらる。

諸鐵道の資金關係

種目		鐵道名	延長(粁)	資金額	備考
日本關係	日本經營	南滿洲	一、一一三	四四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	投資總額約九億圓中自社鐵道へ約二億六千萬圓
	日支合辦	金福、溪域輕便、天圖輕便	二四〇	四、五七〇、〇〇〇圓 四、〇〇〇、〇〇〇元	
	日本投資(借款及敷設資金立替)	吉長、四洮、吉敦、洮昂	九八八	八〇、四三〇、〇〇〇圓 一、三三四、九六三元	
	計		二、三四〇	五二四、九九〇、〇〇〇圓 五、三三四、九六三元	(金圓建のみが日本投資額にして現洋建は支那側出資)
英國關係	英國投資(借款)	奉山(北寧)本線北平新民間及營口支線	八七三	二、三〇〇、〇〇〇磅 三、九〇三、三九二元	(英貨建のみが英國投資額にして現洋建は支那側出資)
ソヴェート關係	露支合辦	東支、穆稜	一、七八一	五、〇〇〇、〇〇〇留 六、〇〇〇、〇〇〇元	(東支鐵道の建設費は三億七千五百萬ルーブル)
支那自辦	官辦	奉山(北寧)(本線北平新民間及營支線を除く諸線)吉海、呼海、齊克、吉敦、蛟仍線	一、〇四五	六四、一八七圓 三三、八九二、九一六元 二四、〇〇〇、〇〇〇元(吉大洋) 四、五〇七、三〇一元(哈大洋)	
	官商合辦	奉海、鶴立	三七五	二〇、〇〇〇、〇〇〇元(奉大洋) 三、〇〇〇、〇〇〇元(哈大洋)	
	商辦	齊昂輕便、開豐輕便	九三	三、四七〇、〇〇〇元	
	計		一、五一三	六四、一八七圓 二七、三六二、九一六元 二〇、〇〇〇、〇〇〇元(奉天洋) 二四、〇〇〇、〇〇〇元(吉大洋) 七、五〇七、五〇一元(哈大洋)	

合計	六、五〇七	五三五、〇五四、一八七圓 二、三〇〇、〇〇〇磅 五、〇〇〇、〇〇〇留 六三、五〇一、二七一元 二〇、〇〇〇、〇〇〇元（奉天洋） 二四、〇〇〇、〇〇〇元（吉大洋） 七、五〇七、三〇一元（哈一洋）

（滿鐵調査課前掲書の表に多少加筆す）

（註）資金額は公稱資本金を示し、公稱資本金なきものは資本債務を、資本債務不明のものは建設費を計上す。

三、日本資本關係諸鐵道

（1）滿鐵

これは次の諸鐵道より成る。

大連——長春	七〇四・三粁
安東——蘇家屯	二六〇・二
旅順支線	五〇・八
營口支線	二二・四
烟臺支線	一五・六
撫順支線	五二・九
渾楡支線	四・一

計　一、一一一・八

（外に柳樹屯支線五・八粁あるが、未開業）

これら諸線の大部分は、周知の如く日本がポーツマス條約においてロシアより繼承したるものであり、只安奉線は日露戰爭中に日本軍が建設したる軍用輕便鐵道を一九〇五年十二月の日清條約によつて、日本が改良經營する權利を得たものである。これ等の諸鐵道は、日露戰爭直後には、軌幅が區々であつたが、滿鐵は一九〇八年五月までに、之を全部國際軌幅たる四呎八吋半に改めた（滿洲の支那鐵道も大部分同じ軌幅、只東支鐵道はロシア式の五呎。日本內地は三呎六吋）。このためには勿論多大の費用を要し、日露戰爭直後の日本のとうてい自辨し得る所でなかつた。アメリカのハリマンの前述のような滿鐵買收運動もかゝる弱味に乘じたものであつたが、滿鐵はイギリスに於て一九〇七年（明治四十年）より一九〇八年までの三回にわたつて八百萬ポンド（約八千萬圓）の社債を募集して、この大改造及びその他のための固定資金を調達し得たのである。（その後、一九一一年に滿鐵は一九〇八年に募集したる第二次外債の二百萬ポンドを完濟し、その代りに同年六百萬ポンドの社債を同じくイギリスで募集した）。

日本が滿鐵に關してもつ權利は――期限及駐兵權の二點を除けば――全部ロシアより繼承したものである。その中最も重要なものとしては鐵道の所有經營は勿論であるがその外に（１）鐵道附屬地における「絕對的且つ排他的行政權」、（２）撫順、烟臺兩炭坑の單獨經營權がある。滿洲事變當時ジュネーヴ邊でやかましかつた沿線一粁每に十五名以下の守備兵をおく權利はロシアより繼承したものではなく、ポーツマス條約の追加約款で日露兩

國が協定したものを、更に同年十二月の日清條約附屬協定において「外國人の生命財産を淸國自ら完全に保護し得るに至りたる時は日本國も亦露國と同時に鐵道守備兵を撤退すべし」といふ約束がなされたのに基くのである。

以上の諸權利は、鐵道の所有經營權に附帶するものであるが、この鐵道そのものに關する權利は、ロシアより繼承したものは、鐵道開通の時(一九〇三年七月)より八十年後(一九八三年)には無償を以て、又三十六年後(一九三九年以後)には支那の希望あるときは有償を以て支那に返すものとせられ、又日本が獨立に支那より得たる安奉線の經營權は一九〇八年より十五ヶ年卽ち一九二三年を期限とし、その時は有償を以て支那に返すべきことゝなつてゐた。しかるに一九一五年の日支條約は右兩鐵道に關する期限を九十九ヶ年(ロシアより繼承した線は二〇〇二年、安奉線は二〇〇七年)となすと同時に、期限前に於ける支那の買戻權を廢止した。

次に滿鐵の營業成績を示す。

滿鐵鐵道營業收支表(單位圓)

年度	收入	支出	收入百に對する支出	差引益
一九〇七	九、七六八、八八七	六、一〇一、六一五	六二・五	三、六六七、二七二
一九〇八	一二、五三七、一四三	五、一六一、四〇八	四一・二	七、三七五、七三五
一九〇九	一五、〇一六、一九八	五、八一八、三三三	三六・〇	九、一九七、八六五
一九一〇	一五、六七一、六〇五	六、五四二、六四〇	三八・三	九、一二八、九六五
一九一一	一七、五三六、二八八	六、九〇八、三五四	三六・六	一〇、六二七、九三四
一九一二	一九、九〇七、四五六	七、八四六、九二三	三五・七	一二、〇六〇、五三三

一九一三	二二、二七五、一三三	七、九一三、九四八	三二・八	一四、三六一、一八四
一九一四	二三、二一六、七二三	八、三四五、二八六	三三・二	一四、八七一、四三五
一九一五	二三、五三二、一一八	八、一七四、五二〇	三三・一	一五、三五七、五九七
一九一六	二七、八一五、三四九	八、四三五、九三九	三〇・三	一九、三七九、四〇九
一九一七	三四、四五七、九二三	一〇、八五八、七三四	三一・五	二三、五九九、一八九
一九一八	四四、九九二、八七三	一七、〇三八、一五七	三七・九	二七、九五四、七一五
一九一九	六七、〇六〇、七二〇	三〇、五二八、九三八	四五・五	三六、五三一、七八二
一九二〇	八五、三一六、八〇六	三六、七六〇、二六四	四三・一	四八、五五六、五四二
一九二一	七八、二〇四、一三三	三三、一七二、七一八	四二・四	四五、〇三一、四一六
一九二二	八七、八一三、〇二九	三四、一六九、二八五	三八・九	五三、六四三、七四四
一九二三	九二、二六九、七〇四	三五、七八七、五八九	三八・八	五六、四八二、一一五
一九二四	九二、五六一、七三三	三六、五五三、二九七	三九・五	五六、〇〇八、四三五
一九二五	九七、三九五、二八八	三八、八〇〇、六九一	三九・八	五八、五九四、五三七
一九二六	一〇七、九二三、五六七	四五、九五一、六二三	四二・六	六一、九七一、九四四
一九二七	一一三、二四四、一八〇	四五、二三五、八三五	三九・九	六八、〇〇八、三四五
一九二八	一二八、六三九、〇九〇	四四、三五八、〇六五	三七・四	七四、二八一、〇二四
一九二九	一三三、一〇三、七四三	四七、二一三、五〇八	三八・七	七四、八九〇、二三五
一九三〇	九五、三三〇、七三〇	三六、七六八、五七六	三八・六	五八、五六二、一四五

（滿鐵調査課前掲書及び同課『南滿洲鐵道株式會社營業一斑』昭和六年による）

右の如く收入の六割以上が純益となつて居り、その額は世界恐慌前の一九二八、二九兩年には七千四五百萬圓といふ巨額に上つた。かゝる成績は後述の如く滿洲の他の鐵道のみならず、日本國有鐵道にもその比を見ざると

ころである。而してこの鐵道營業收入は、滿鐵會社の總收入の五〇%內外を占め、純收入においては、一九三〇年の滿鐵全體の純收入の二千百七十萬圓に對して、鐵道純收入は實に五千八百六十萬圓に達した。卽ち、滿鐵は他の欠損事業を鐵道收入を以て賄つてゐるのである(この點は後に詳述しよう。)

滿鐵鐵道營業收入種類別表（單位圓）

年度	客車收入	同上百分比	貨車收入	同上百分比	其他收入	同上百分比	計
一九〇七	三、五九四、三三九	三七	六、一六〇、二七四	六三	一四、三七五	〇	九、七六八、八八七
一九〇八	二、九六四、五八七	二四	九、五四二、二六二	七六	三〇、二九三	〇	一二、五三七、一四二
一九〇九	三、二五〇、四一二	二二	一一、二四一、八五九	七五	五二三、九二八	三	一五、〇一六、一九八
一九一〇	三、二六四、六三九	二一	一一、六四一、五二九	七四	七六五、四三七	五	一五、六七一、六〇五
一九一一	四、二七三、四二三	二四	一三、四七一、四一五	七一	七八五、四四九	五	一七、五二六、二八八
一九一二	五、〇〇八、六三三	二五	一三、九一三、三四一	六九	九八五、四八二	六	一九、九〇七、四五六
一九一三	五、〇六九、一二七	二三	一六、一五九、一七一	七三	一、〇四六、八三四	四	二二、二七五、一三三
一九一四	四、三六七、一六八	一九	一七、五五〇、一五〇	七六	一、二九九、四〇四	五	二三、二一六、七三三
一九一五	四、八四二、三三八	二一	一七、二六〇、六五五	七三	一、四二九、一二四	六	二三、五三三、一一八
一九一六	六、〇四〇、四五三	二二	一九、八八二、四七六	七一	一、八九二、四二〇	七	二七、八一五、三四九
一九一七	八、一三六、七〇七	二三	二三、七九三、〇五六	六九	二、五三八、一六〇	八	三四、四五七、九二三
一九一八	一〇、九二一、三八二	二四	三〇、三七七、六八二	六八	三、七〇三、八〇八	八	四四、九九二、八七三
一九一九	一四、二四三、七九〇	二一	四六、三〇五、七五九	六九	六、五一一、一七一	一〇	六七、〇六〇、七二〇
一九二〇	一四、六五九、三三七	一七	六三、八六七、〇三〇	七五	六、七九〇、四三九	八	八五、三一六、八〇六
一九二一	一三、一九四、二八八	一六	五九、六一五、八三五	七六	六、三九四、〇一〇	八	七八、二〇四、一三三

一九二二	一二、三八九、四六四	一四	六九、五一八、一一一	七八	五、九〇五、四五四	八	八七、八一三、〇二九
一九二三	一三、四三一、八六五	一五	七三、五八二、七五五	七九	六、二五五、〇八三	六	九三、二六九、七〇四
一九二四	一三、六四五、五三八	一五	七七、〇一九、三六八	八三	一、八九六、八二六	六	九二、五六一、七三三
一九二五	一四、五三〇、九四二	一五	八〇、五三五、八二〇	八三	二、三三八、五二七	三	九七、三九五、二八九
一九二六	一五、二二六、三五三	一四	八九、五一三、〇五九	八三	三、一九四、一五五	三	一〇七、九二三、五六七
一九二七	一六、一〇三、九五三	一四	九四、〇四〇、八一九	八三	三、一〇〇、四〇九	三	一一三、二四四、一八〇
一九二八	一七、六一九、二九三	一五	九七、七三八、一六七	八二	二、二八一、六四九	三	一一八、六三九、〇九〇
一九二九	一七、四五一、五八五	一四	一〇一、〇八九、四七四	八三	三、五六二、六八四	三	一二二、一〇三、七四三
一九三〇	一一、四六一、一七五	一三	七七、九三六、六八八	八二	五、九三二、八六七	六	九五、三三〇、七三〇

（滿鐵調査課前掲二書による）

かく、貨車收入が總收入の八割以上を占めることは、滿洲諸鐵道就中滿鐵及び東支鐵道の一特徴である。參考のために、之を日本國有鐵道と比較すれば、

日本國有鐵道收入種類別（單位千圓）

	客車收入	貨車收入	附帶收入	*運輸外收入	合計
一九二六	二三八、五〇三	二三三、三一七	五、九九〇	一九、一三八	四八六、九四八
一九二七	二四四、三一三	二三二、五六〇	六、四〇一	一九、八九七	五〇三、一七〇
一九二八	二五三、六〇五	二三七、七二一	七、四九二	二一、一二九	五一九、九四七
一九二九	二五七、三九〇	二三七、四三五	七、四一一	二三、四二四	五二四、六六〇

（鐵道省運輸局、一九二九年度世界各國鐵道統計による）

*運輸外收入の七割近くは、船舶收入

かくの如く船舶收入を全く除外しても、貨車收入は總收入の五〇%以下にして、客車收入よりも少い。但し日本國有鐵道のかゝる狀態は列國諸鐵道中の例外(沿岸運輸に大貨物を奪はれるためならん)であつて、英、米、獨、佛、露諸國の諸鐵道は何れも客車收入よりも貨車收入の方が多い。只、その程度が滿洲鐵道の如く大きいのは、米國鐵道以外にはないのである。

貨車運輸はかくの如く滿鐵にとつて重要なるものであるが、その貨物の大部分は石炭、大豆、及び豆粕なることは次表に示す通りである。

滿鐵貨物種類別　(一百萬延噸粁)

	總計	石炭	%	大豆	%	豆粕	%
一九二六	五、三二一	二、二六三	四二・五	一、三〇八	二四・六	七〇	一・三
一九二七	五、七三八	二、四五七	四二・八	一、三九七	二四・三	九二	一・六
一九二八	五、九六〇	二、六五七	四四・六	一、四八〇	二四・八	一三五	二・二
一九二九	六、三二四	二、六八七	四二・五	一、八三九	二九・一	二〇〇	三・二
一九三〇	四、七六六	二、三七二	四九・七	一、〇九六	二三・〇	六六	一・四

かくの如く、延噸粁において、全體の四三%乃至五〇%は石炭であり、二四%乃至三〇%は大豆及び豆粕である。而して石炭の國外仕向け地は主として支那及び日本であるから、滿鐵は(撫順炭の業務を別にしても)、その收入の大きな部分を支那及び日本內地の工業の景氣に依存せしめてゐるのである。又大豆及び豆粕の運輸中の大部分を占めるものは前表の如く大豆であるが、しかし大豆の大部分は大連で搾油せられて、豆油と豆粕となる

が、その中の經濟的主産物は豆粕であり、豆油は寧ろ副産物とみられてゐる。而して豆粕の大部分は日本內地の肥料となるのであるから、日本農村の景氣が滿洲の農民及び特産商人は勿論、滿鐵の鐵道收入の少なからざる部分をも左右してゐるのである。逆に、滿鐵の運賃の高低は、豆粕價格を通じて日本農村の經濟を左右することが大きい。この點からみて、滿鐵の運賃政策は、在滿特産商のみの問題でなく日本內地人口の過半數を占める農民の問題でもある。

滿鐵の運賃を論ずる際に、よく問題とせられるのは、滿鐵の鐵道收入の法外に大きいことである。成る程それは他の鐵道に比すれば次の如く比較にならぬ程大きい。

營業粁當り年純益（一九二八年度）

（この年の平均銀相場では一圓は約一元）

滿鐵	六六、八一一圓
東支	一四、一〇九留
北寧	八、〇八一元
吉長	八、四二二元
四洮	五、七五三元
洮昂	一、四二一元
金福	二九五圓
呼海	九、九八三元
日本國有鐵道	一六、〇五〇圓

これは必ずしも滿鐵の運賃の高いことによるものでなく(運賃は非常に複雜してゐて、諸鐵道を簡單に比較し難い。只銀が暴落した一九二九年以後は、金建を以てする滿鐵及び東支鐵道の運賃が支那鐵道より高くなつたことは確である)滿鐵が培養線及びその他の政策によつて、南滿の貨物をよく吸收し得たことによるのも大きい。しかし何れにもせよ、前表の如き法外なる純益を得る代りに、運賃を値下げして、在滿邦人及び日本內地農民の疲弊を緩和せよ、といふ議論は起り得る。之は一應尤もなところもあるが、しかし問題はそれ程簡單ではない。前述の多大の鐵道收入が如何なる使途にあてられてゐるかを檢討する必要がある。

滿鐵營業收支表(一九三〇年度　單位千圓)

種別	收入	%	支出	%	損益(△損)
鐵道	九五、三三一	五〇・七	三六、七六九	三三・一	五八、五六二
港灣	八、五五九	四・五	六、七三八	四・〇	一、八二一
鑛業	六三、四四一	三三・二	六〇、六二八	三六・四	一、八一三
製油	二、六一五	一・四	二、五八三	一・六	三二
製鐵	六、六四一	三・五	七、三〇八	四・四	△六六七
地方	四、五八六	二・四	一五、三〇五	九・二	△一〇、七一九
總體費	―	―	一〇、八六八	六・五	△一〇、八六八
收入利息	五、三五七	二・八	―	―	五、三五七
社債利息	―	―	一六、二〇二	九・七	△一六、二〇二
支拂雜利息	―	―	七、六六三	四・六	△七、六六三
雜損益	二、五七三	一・四	一、〇三八	〇・六	一、五三五

社債發行差額塡補金	―	―	一、三三〇	〇・八	△	一、三三〇
計	一八八、一〇四	一〇〇・〇	一六六、四三二	一〇〇・〇		二一、六七三

（滿鐵調査課、「營業一斑」昭和六年による）

右の如く鐵道純益は五千八百五十六萬圓に上るのに、滿鐵會社の純益は二千百六十三萬圓のみ。この差額三千七百萬は、會社が鐵道利益を他にふり向けてゐるのである。製鐵所の如く損失をつゞけてゐる事業がよく今日まで維持せられ得たのは、莫大なる鐵道收入があつたお陰といふことが出來る。卽ち滿鐵はこの意味で內地の產業に於ける政府補助金と同意義のことを、鐵道收入によつて行つてゐるのである。のみならず政府の行政事務をさへ鐵道附屬地で行つてゐる。そのための費用は前表においては、地方費一千七十二萬圓となつてゐる。この巨額の地方費による施設に均霑するのは勿論滿鐵社員のみではなく、附屬地にある日本人は勿論、この地の人口の八割以上を占むる支那人も亦之に與つてゐるのである。我々は、滿洲自體の經濟的發展及び日本內地の農村經濟の見地より、滿鐵の運賃引下の必要を認めるものであるが、それはしかし前記の如き巨額の費用の負擔についての合理的解決を前提しなければならぬと考へる。

最後に滿鐵の莫大なる鐵道收入と關聯して考ふべきは、從來の大連港への貨物集中政策である。滿鐵自身の營利的立場よりすれば、滿洲の貨物を大連一港に集中することが勿論利益であるが、しかし日本の國家的見地、就中國防的見地よりすれば、滿洲への通路を只一つに限ることは決して策の得たるものではない。この問題は、いはゆる二港主義として夙に論じられてゐるところであるが、次に項を改めて略說しよう。

（２）　吉長、吉敦、吉會諸鐵道

日本はこれ等諸鐵道に早くから注目してゐる。吉長（吉林——長春【新京】）鐵道については、ポーツマス條約の後始末を支那との間につけたる一九〇五年十二月の日清條約附屬の秘密協定の第一條を以て、之を清國自から建設すべく、その『所要金額の約二分ノ一に相當する資金の不足額を日本より借入るゝこと』を協定した。次に吉會線（吉林—會寧）については、一九〇九年の間島に關する日支條約第六條を以て、將來日支兩國が適當とする時に、『吉長鐵道と一律』の辦法を以て、即ちやはり資金の約半分を日本より入れて、支那自から建設すべきものとした。

もしこの兩鐵道が建設せられたならば、日本は南方大連よりは滿鐵により、東方朝鮮境よりは吉會、吉長兩鐵道によつて、南北滿洲の中心新京（長春）に至り得るのである。而も吉會、吉長線に據るときは、大連經由よりも大いに距離を短縮し得る。即ち門司——大連間は六一四浬であるが、將來の吉會線の出口の一候補地たる清津—下關間は四八〇浬、又清津—舞鶴間は四六五浬にして、兩者共大連よりは百四五十浬近い。又陸路を比較するに、大連—新京間は前述の如く七〇四粁である。清津—新京間はまだ精密にはわからぬが大體六八〇粁であるから、この點では大した短縮はない。しかしたとへ大連經由と同一距離にしても、南北滿洲の中心へ兩方面より達し得ることは、滿洲の國際的地位より見て、我國にとつて極めて重要なことである。特に新京が滿洲國の首府として重要さを加ふるに至つた今日は益ゝそうである。更に、一時滿蒙四鐵道中に含まれたる新京—洮南鐵道が、多少豫定を變へても（例へば新京—大賚—洮安の如く、）何等かの形で西にのびるならば、それは洮索鐵道や洮昂鐵道と相

俟つて、北滿及びコロンバイルに對する重要なる政治的意義をもち、吉會鐵道及びその吞吐港（例へば清津又は雄基）の重要さを一層加へるものとなる。

さて、吉長線（一二八粁）は前述の條約に基いて、一九〇八年滿鐵より二百五十萬圓を借入れて一九一二年十月に敷設せられた。しかし營業成績思はしからず、一九一七年十月に滿鐵は新に出資し、前の分と合せて六百五十萬圓を三十年期限年利五分の借款となすと共に、この期間中鐵道經營を引受けその報酬として純益の二割を受取ることゝなつた。最近の營業成績は次表に示す如く一九三〇、三一年兩恐慌年を除いては、比較的良好であつた。

吉長鐵道營業收支表（單位元）

	收入	支出	收入百に對する支出	差引剩餘
一九一二	二〇七、八六四	一八、三三二	八・八	一八九、五四二
一九一三	六七四、五三三	四〇二、五〇八	五九・六	二七二、〇二四
一九一四	六七二、三六六	六八七、〇一八	一〇二・二	（一）一四、六五二
一九一五	九一一、一〇三	七六三、五三八	八三・八	一四七、五六五
一九一六	九三三、五一三	七五六、三八〇	八一・〇	一七七、一三三
一九一七	一、〇八一、一七〇	七五四、二七四	六九・八	三二六、八九六
一九一八	一、七七六、一四四	一、〇七五、二二〇	六〇・五	七〇〇、九二五
一九一九	一、八九五、四九五	一、三〇九、二八八	六九・一	五八六、三六三
一九二〇	二、一八八、六五一	一、四三〇、六五二	六五・四	七五七、八四三
一九二一	二、七六三、四〇三	一、七五〇、六九一	六三・四	一、〇一二、七一一
一九二二	二、七八九、五五二	一、七九〇、五二五	六四・二	九九九、〇二七

一九二三	二、八六六、七九六	一、九二八、六三三	六七・三	九三八、一六四
一九二四	二、七一八、六五六	一、九六七、三三二	七二・四	七五一、三二五
一九二五	二、六八〇、三四五	一、七八六、三七七	六六・七	八九三、九六八
一九二六	二、九一九、七六四	一、九九五、三八三	六八・三	九二四、三八一
一九二七	三、三〇五、〇〇五	二、三二〇、八一二	七〇・二	九八四、一九三
一九二八	三、六〇八、四四八	二、五五三、〇一五	七〇・四	一、〇五五、四三三
一九二九	三、八八四、七五一	二、六九七、〇〇七	六九・四	一、一八七、七四四
一九三〇	三、三六〇、九五四	二、七七九、七六二	八二・七	五八一、一九二
一九三一	五一三、八三三	五六四、四三一	一〇九・九	(一)五〇、五九八

（滿鐵調査課「滿蒙鐵道の社會及び經濟に及ぼせる影響」昭和六年、及び滿鐵外事課の報告による）

吉會線については、日本は一九〇九年の條約上の權利を行使すべく、一九一八年六月西原借款の一部として、日本興業、朝鮮、台灣の三銀行より北京政府に一千萬圓を前渡し、それより半年以內に鐵道建設に着手すべき約束を得たにも拘らず、それは履行せられずして、前記三銀行の前渡金は大藏省預金部に肩替りせられ、一九三一年現在までの利子を合せて千三百九十萬圓が延滯せられてゐる。只この豫定線の約半分に相當する吉林　敦化間(二一〇粁)は右の契約とは別に、滿鐵と北京政府との間に一九二五年十月二千四百萬圓を以て工事請負契約が結ばれ、滿鐵は一九二八年に之を敷設し終つた。この工事請負費の支拂については、滿鐵と支那政府との間に面倒な紛爭があつたが、新國家の下では多分借款として解決するものと想像する。吉敦鐵道は開業日なほ淺く、大體において損失つゞきであつたが、一九三一年十一月一日より吉長鐵道に合併せられたことは前述した通りである。

（3） 四洮、洮昂兩鐵道（附滿蒙五鐵道及び四鐵道）

四洮鐵道（四二六粁）は滿鐵の四平街より內蒙古の洮南に至る本線と、この本線の鄭家屯より通遼に至る支線とより成る。之はいはゆる滿蒙五鐵道の中、實現せられたる唯一の線である。滿蒙五鐵道に關する權利とは一九一三年十月日本が支那政府より得たる次の諸鐵道に關する借款權であつた。

（甲） 日本資本を借りて支那自から建設すべきもの、（1）四平街―洮南、（2）長春―洮南、（3）開原―海龍。

（乙） もし外資を入れるなら、日本資本に優先權を與ふべきもの、（1）海龍―吉林、（2）洮南―熱河。

右の五線の中、四平街―洮南線のみは一九一七年四月より日本よりの借款によつて著工せられた。そこで日本は、一九一八年九月に、殘りの四線となほ一線とを加へたるものについて、新に滿蒙四鐵道に關する條約を支那と結んだ。それは（1）長春―洮南、（2）開原―海龍―吉林、（3）洮南―熱河、（4）洮南―熱河線より海港（多分葫蘆島）へ至る線の四つであつた。四線ではあるが、先の五鐵道契約に於て二つに分けられたる開原―海龍及び海龍―吉林兩線が一つにまとめられてゐるから、五鐵道の時よりも洮熱線より海港への一線が增したのであつた。なほ一つ五鐵道と異る重大なる點は、五鐵道中には二線は借款優先權に止つたのが、四鐵道では全部を決定的借款權にしたことである。しかしこの四鐵道は今日まで全く實現せられない。四線の中洮熱線及びそれより海港への二線は、一九二一年十月に成立したる新四國借款團へ提供せられたまゝで敷設をみず、他の二線の中長洮線は全く未設、開原―海龍―吉林線は後述の如く支那資本のみで、少しく豫定線を變へて建設せられた。

かく、五鐵道及び四鐵道中の實現せられたる唯一の線は四洮鐵道であるが、之についても支那は借款契約上の

義務を履行しなかつた。前述の如くこの鐵道は一九一七年に着工せられ、一九二三年十一月に本、支線四二六粁が完成し、翌二四年七月から全線に列車運輸を見た。之への日本資本としては、一九一五年十二月に横濱正金より五百萬圓を四十ケ年期限五分利附公債で貸付け、又滿鐵よりの前後六回に渡る短期貸付の延滯金は一九二五年五月に三千二百萬圓の一年短期借款に書換へられたが、支那はこの滿鐵の分には元利共支拂はず、一九三一年現在で四千四百四十萬圓になつてゐる。正金銀行より發行の公債は、一九三一年現在で四百七十八萬圓となつてゐる）。

四洮鐵道は、内蒙古の未開の原野を貫き、短日月に沿線の農業及び商業を發達せしめたことを以て有名であり、滿鐵の培養線として重要なるものであるが、しかしその使命はかゝる經濟的方面に止らぬ。それは洮南より東支鐵道に接續し、黑龍江省首府チチハルに接近する洮昂鐵道と相俟つて、重要なる政治的役割を演じてゐるのである。その如何に重要なるかは、一九三一年秋の事變によつてわれ／＼が知つた通りである。

洮昂鐵道（二二四粁）は、滿鐵と東三省政府との間に一九二四年九月に結ばれたる工事請負契約（千二百九十二萬圓）に基いて建設せられた。開通は一九二六年七月。この請負費についても亦、事變前までは支那側の未拂に基く紛爭があつたが、新滿洲國の下では、吉敦線と同じく滿足なる解決がなされることゝ思ふ。而して吉敦線がそれにつゞく吉長線に合併せられた如く、洮昂鐵道も四洮鐵道と同一經營系統に統一せられて、初めてその意義を全うするものと思ふ。兩鐵道の營業成績は次の如く、世界恐慌前でも良好とはいひ難いものであつた。

四洮鐵道營業收支表　（單位元）

年次	收入	支出	收入百に對する支出	差引剩餘
一九一八	三九一、五六一	—	—	—
一九一九	六六〇、四四三	二〇四、二四八	三〇・九三	四五六、一九五
一九二〇	七〇八、四三八	五九二、九一八	八三・六九	一一五、五二〇
一九二一	七八四、一三六	七八九、五八〇	一〇〇・六九	(一)五、四四五
一九二二	一、六六一、三五三	一、一六七、〇六三	七〇・二五	一、六六一、三五三
一九二三	二、三八八、五七六	一、二九〇、四〇八	五四・〇三	一、〇九八、一六八
一九二四	三、四七八、四三三	二、〇四三、〇三七	五八・七一	一、四三六、四〇四
一九二五	五、一七七、三一六	二、五六三、八六〇	四九・五〇	二、六一四、四五五
一九二六	七、六七五、二八四	三、六八四、八八一	四八・〇二	三、九九〇、四七三
一九二七	六、〇六六、二八一	三、七五八、三六〇	六一・九五	二、三〇七、九二〇
一九二八	六、〇六三、二九〇	三、六一二、四六〇	五九・五八	二、四五〇、八三四
一九二九	六、七五一、三三六	四、一三七、八五三	六一・二九	二、六一三、四八三
一九三〇	八、九四六、九六三	六、五四一、六五八	七三・一三	二、四〇五、三〇五

（滿鐵調査課、前掲書及び外事課報告による）

洮昂鐵道營業收支表（元）

年次	收入	支出	收入百に對する收出	損益
一九二七	六三二、七二四	二八八、二二八	四五・六	三三四、五〇一
一九二八	一、一四〇、四四三	一、九〇八、四〇〇	一六七・三	(一)七六七、九五七
一九二九	二、一四七、五〇五	二、一二八、六一九	九九・〇	二〇、八八六

一九三〇	二、四九〇、〇四七	二、四一四、二七八	九七・〇	七五、七六九
一九三一	四、〇三四、〇六八	二、八九六、六六七	七一・八	一、一三七、四〇一

（滿鐵外事課の報告による）

（4）その他諸鐵道

（イ）金福鐵道（一〇二粁）—關東州内の金州より州界の城子疃に至る。日支合辦。資本金四百萬圓。一九二七年十月より開通したが、沿岸運輸に壓迫せられて營業成績不良。

（ロ）天圖輕便鐵道（一一一粁）—近來やかましい間島地方と朝鮮境とを連絡する輕便鐵道。一時は天寶山の鑛山鐵道として、一九〇八年以來日本資本家によつて計畫せられたが、しかし、支那政府の反對によつて實現おくれ、この鐵道の開通（一九二三年）以前、一九二〇年に天寶山の鑛業は休業したゝめ、單なる地方交通線となる。從つて經濟的には缺損をつゞけてゐる。しかし間島が政治的に問題が多いため、之と朝鮮との唯一の鐵道路をなす本鐵道の政治的意義は—少くとも吉會線の開通までは—輕視し得ぬ、資本金四百萬元を日本人と吉林省政府と折半する日支合辦會社の經營となつてゐる。

（ハ）溪城輕便鐵道（一一四粁）—安奉線の本溪湖と牛心臺鑛山（鐵及び石炭）とを連絡する鑛山鐵道にして日支合辦會社の經營にかゝる。

四、露支合辦鐵道

（1）　東支鐵道（支那名、中東鐵道）

この鐵道をめぐる外交については、前に述べた。こゝには奉露協定以後の問題を略述する。一九二四年九月の奉露協定の骨子は次の如くであつた。

（イ）東支鐵道を純然たる商業機關となし、從來同鐵道の管轄してゐた鐵道附屬地內の司法、行政、軍務、警察、稅務及び土地（鐵道自身の必要地は例外）を支那に返す。

（ロ）鐵道の無償返還期を八十年より六十年に短縮す。なほ双方合意の上で短縮し得。

（ハ）右期間中にも、支那は何時たりとも、自國資本を以て、双方合意の價格で買取り得。

（ニ）管理は原則として兩國平等とす。

（ホ）東支鐵道の將來は露支兩國のみで之を解決し、一切第三者の關與を排除す。

なほ鐵道以外の事に屬するが、

（ヘ）支那は松花江につき哈爾濱より下流を、又ロシアは黑龍江につき、海岸に至るまでを、互に相手國々民航行し得しむることゝす。

なほこの協定は、この協定調印の日より六ケ月以內に細目協定を開くことを約した。しかしこの細目協定は、遂に開かれなかつた。その原因は、一九二五年日本資本の加れる洮昂鐵道終點の東支鐵道接續に對するロシアの抗議、一九二五年末の郭松齡事件におけるロシアの郭軍支持に對する奉天政府の抗議、一九二七年の北伐軍の勝利に關聯して北京（張作霖）政府のサヴエート大使館襲擊事件等であつた。只一九二七年五月ロシアの讓步的申出

によつて、一度細目協定が開かれたが、兩國の主張が餘りにかけはなれてゐたゝめに、決裂した。

この間奉天政府は奉露協定の認めたる東支鐵道の權利を、しきりにもぎとりつゝあつた。卽ち一九二六年八月には、松花江における運輸の利益を獨占せんとして、支鐵道船舶部のもつ船舶を武力で沒收して、同船舶部を閉鎖した。又東支鐵道の經營する哈爾濱市内の電話事業をも、一九二八年に奪つた。更に一九二九年七月には、東支鐵道そのものに對する攻擊を加へたことは、今なほ我々の記憶に新なるところである。この紛爭は前述の如く、一九二九年十二月のハバロフスク假協定によつて、大體一九二四年九月の奉露協定の狀態を回復することゝし、追つて本協定を結ぶことゝなつたが、しかし支那は本協定の交渉において、奉露協定を支那に有利に改訂せんことを要求したものの如く、交渉は永い間つゞいたが、終に滿洲國成立に至るまで妥協點に到達し得なかつた。

滿洲國に對するロシアの態度は、世界の注目するところであつたが、ロシアは國内建設に忙殺せらるゝ今日外國と事を構ふることを極力回避するものゝ如く、一九三二年三月二十四日に至つて、滿洲國の任命せる東支鐵道督辦との會見において『滿洲國政府の東支鐵道に對する主權を確認し、東支鐵道はソヴィエット、滿洲兩國政府の共同經營による營利的企業として引き續き經營し、滿蒙の經濟的開發に貢獻するに同意する旨を公式に傳へ、この結果兩國政府の共同經營を表象する社旗も二十四日より一齊に更新され』た(昭和七年三月二十五日、東日)といふから、今後特別の事情の起らぬ限り、東支鐵道は從來の如く商業的經營をつゞけ得るものと思ふ。但し、將來滿洲國の鐵道政策の如何によつては、今日東支鐵道の經濟的經營に重要なる意義をもつ南線(哈爾濱—寛城子線)が著しく打擊をうける可能性がある。一時傳へられたる東支南線の日本への讓渡說の如きもかゝる關係より全然

あり得べからざることではない。しかしこの關係は新滿洲國の鐵道政策を說明しなければ明かになし得ないものであり、今日之について論ずる自由をもたないから、只問題の暗示に止め、最後に東支鐵道の營業成績を示す。

東支鐵道營業收支表（單位留）

年次	收入	支出	收入百に對する支出	利益
一九一三	二一、一六六、〇六二	一四、七五九、三五九	五四・二	六、四〇六、七〇三
一九一四	二三、六三四、〇四五	一五、三六二、七一三	六七・九	七、二七一、三三三
一九一五	三九、三六二、八六九	一七、五八一、五〇六	四四・七	二一、七八一、三六三
一九一六	―	―	―	―
一九一七	―	―	―	―
一九一八	―	―	―	―
一九一九	―	―	―	―
一九二〇	五九、四九八、七六五	五〇、九七二、七四三	八五・七	八、五二六、〇二三
一九二一	三九、九〇六、二四九	三七、五八二、六六〇	九四・二	二、三二三、五八九
一九二二	三七、三五四、六九二	二六、二六五、六四五	七〇・三	一一、〇八九、〇四七
一九二三	三六、一一三、三〇三	二四、三三四、一三三	六七・四	一一、七七九、一七〇
一九二四	三七、四七四、五六八	二一、八四九、四九一	五八・三	一五、九二五、三七七
一九二五	四八、五三九、三七四	二四、一三七、六四一	四九・七	二四、三六一、七三三
一九二六	五五、四八八、八二二	二七、三三六、三一四	四九・〇	二八、一六二、五〇八
一九二七	六〇、二三九、五三四	四〇、二八三、四七五	六六・七	二〇、〇九四、二四九
一九二八	六四、七二一、〇三〇	四〇、二三九、二四一	六二・二	二四、四七一、七八九
一九二九	七〇、一一二、六五九	三三、七六〇、八三二	四六・七	三七、三五一、八〇七
一九三〇	四九、九二一、五〇一	二八、六二九、一八五	五七・三	二一、二九二、三一六

（滿鐵調査課前掲書及び外事課の報告による）。

東支鐵道營業收入種類別（單位留）

年度	旅客收入	%	貨物收入	%	其他收入	%	計
一九〇三	四、五五三、二九四	二九	七、七六四、一四三	四八	三、六七七、九八四	二三	一五、九九五、四二〇
一九〇四	四、七五一、六三六	二〇	一五、五八〇、二一九	六六	三、三八八、一五四	一四	二三、七二〇、〇〇五
一九〇五	五、八九四、四九一	一七	二三、二七七、九六一	六九	四、七三三、四五一	一四	三三、九〇五、九〇三
一九〇六	七、二一六、三九〇	二五	一三、九五七、六一三	四八	八、〇〇四、〇五六	二七	二九、一七八、〇五九
一九〇七	三、九八八、一四六	二三	八、九一三、二〇〇	五三	四、〇八二、八一八	二四	一六、九八四、一六四
一九〇八	三、四七三、九八四	二三	八、六四〇、七一四	五八	二、八二六、八五九	一九	一四、九四一、五五七
一九〇九	三、三九五、七六三	二二	九、一五五、〇一九	五九	二、九八五、五二八	一九	一五、五三六、三一〇
一九一〇	三、八九一、六〇〇	二二	一二、二三九、〇七一	六三	二、五八三、四六四	一五	一七、七〇四、一三五
一九一一	三、五六八、七八七	一八	一二、八五九、六〇一	六六	三、〇二一、二〇一	一六	一九、四四九、五八九
一九一二	四、九八八、四九八	二四	一一、九五三、五三七	五九	三、四一〇、九八九	一七	二〇、三五三、〇二四
一九一三	五、九二八、三一五	二八	一三、八六二、五三一	六六	一、三七五、二一六	六	二一、一六六、〇六三
一九一四	六、〇三一、〇三五	二七	一四、九八六、三八七	六六	一、六一六、六三三	七	二三、六三四、〇四五
一九一五	五、六七三、三〇六	一四	二九、四九八、九三三	七五	四、一九〇、六三一	一二	三九、三六二、八六九
一九二〇	一二、八九八、三三三	二〇	四五、九四四、四六三	七七	一、六五五、九六九	三	五九、四九八、七六五
一九二一	九、二六八、六三三	二六	二八、六七八、九七七	七三	一、九五八、六四〇	五	三九、九〇六、二四九
一九二二	八、五七五、三八〇	二三	二五、三五七、二五三	六八	三、四二二、〇六〇	九	三七、三五四、六九二
一九二三	八、三八四、九四九	二三	二六、〇三六、二六六	七三	一、六九二、〇八八	五	三六、一一三、三〇三
一九二四	七、六〇三、一五九	二〇	二七、二三二、〇三七	七三	二、六三九、三七二	七	三七、四七四、五六八
一九二五	七、八八七、三二二	一六	三四、二九〇、四一七	七一	六、三五一、七三五	一三	四八、五二九、三七四
一九二六	九、九一六、〇四八	一八	三九、八三三、四八八	七三	五、七四九、二八六	一〇	五五、四八八、八二二

一九二七	一三、五九三、六三八	二一	四四、七四四、二六二	七四	二、八七一、六四四	五	六〇、三三九、五三四
一九二八	一四、〇八八、八八一	二三	四六、五八八、四三八	七三	四、〇三三、七一一	六	六四、七一一、〇三〇

（滿鐵調査課前掲書による）

（2）　穆稜鐵道（六三粁）

一九二四年ロシア人と吉林省政府との合辦によつて、穆稜炭礦會社が設立せられ、次で同會社の運炭鐵道（東支鐵道の小城子驛と炭坑間の）として同年五月より翌二五年三月までの間に敷設せられたのが、この鐵道である。この炭鑛會社は東支鐵道と密接なる關係にあるものの如く、鐵道軌幅も東支鐵道と同じく五呎である。

五、イギリス借款鐵道　（北平—奉天線及支線）

イギリスのこの鐵道借款權の獲得、そのロシアとの競爭については前述した。このイギリスの借款二百三十萬ポンドを以て建設せられたのは、前述の如く北京—新民屯間と營口支線のみである。その後この鐵道は一九〇七年五月に新民屯より奉天に至る鐵道を日本より買入れて北京より奉天までの連絡を遂げ、その名も京奉鐵道と改められた。更に京奉鐵道はその鐵道收入よりイギリスの前記借款に對する年々の支拂をなしたる上（一九三二年初めの殘額は約七十五ポンド）打通線（打虎山—通遼）及び錦朝線（錦縣—北票炭坑）等を敷設した。（後述の如く葫蘆島築港費もこの鐵道收入より支出することゝなつてゐる。）右の新設線の中打通線は、滿鐵並行線にして、一九〇五年の日支秘密條約に違反するものとして、日本より抗議があつたにも拘らず、奉天政府は一九二一年より一

九二六年までの間に之を建設してしまつた。そうして、日本資本を以て敷設せられたる四洮、洮昂兩鐵道とこの鐵道とを連絡して、北滿及び東部内蒙古の貨物を自國鐵道に吸收することに努めたのである。この策動は、大連の競爭港たるべく築造を急がれてゐた葫蘆島の完成した曉には、相當滿鐵に打撃を與へたかも知れぬが、しかし滿洲國の成立はかゝる結果を未然に防いだ。滿洲國の下でも葫蘆島の築港が繼續せられるといふが、しかしそれは舊奉天政府の企圖せるような目的を以てせられるものではないと信ずる。

北京—奉天線は滿洲と支那東部との唯一の鐵道路として重要なる政治、經濟的意義を持つてゐたが、その結果北京—奉天間の戰禍をいつも免れ得なかつた（後出營業成績參照）。新滿洲國の成立と共に、この鐵道は國境たる山海關において區切られ、滿洲部分は奉山鐵道と稱せられるに至つた（長い間京奉鐵道といはれたが、一九二九年に北寧鐵道と改稱せられてゐた。）開業以來の營業成績は次の如くである。

北寧鐵道營業收支表（單位元）

年度	收入	支出	收入に對する支出の割合	差引殘額（營業純收入）	摘要
一九〇三	四、六五八、二三五	二、三一五、五八四	四九・〇〇%	二、三四二、六五一	一九〇三年より一九〇八年に至る迄は前年十月一日より同年九月三十日に至る一箇年とし、一九〇九年は前年十月一日より同年十二月末に至る十五箇月間、一九一〇年以降は一月より十二
一九〇四	五、九四六、二一八	二、五四二、五八五	四三・〇〇	三、四〇三、六三三	
一九〇五	一三、九四三、三八四	三、九一四、一〇二	三三・〇〇	一〇、〇二九、二八二	
一九〇六	一二、一九一、一八九	三、四二九、九四三	二八・〇〇	八、七六一、二四六	
一九〇七	九、九四四、八六七	三、六八六、三二一	三七・〇〇	六、二五八、五四六	
一九〇八	一一、〇六七、六七七	三、〇七五、五六七	二八・〇〇	七、九九二、一一〇	

一九〇九	一四、三四五、二〇二	四、五五四、〇一三	三一・〇〇	九、七九一、一八八
一九一〇	一〇、九二八、二四三	三、四七四、一八七	三一・七〇	七、四五四、〇五五
一九一一	一一、六六八、六二八	三、六五一、一三三	三一・三〇	八、〇一七、四九五
一九一二	一三、一八三、六三九	三、八二〇、六五七	二八・九〇	九、三六二、九八一
一九一三	一四、六五五、二六四	四、三七五、五七六	二九・八六	一〇、二七九、六八九
一九一四	一三、六三五、三九三	五、五五一、二八二	四〇・七一	八、〇八四、一一一
一九一五	一五、二七七、九三一	七、五七九、五九九	四九・六一	七、六九八、三三三
一九一六	一四、八〇九、七二四	五、九五三、五七六	四〇・三三	八、八五六、一四八
一九一七	一六、九九六、六四二	六、五二九、九六八	三八・四二	一〇、四六六、六七四
一九一八	二〇、八五三、五三三	六、九〇三、一四八	三三・一一	一三、九五〇、三八四
一九一九	一九、四〇六、二四二	七、五一九、一八五	三八・七五	一一、八八七、〇五七
一九二〇	二三、一四六、五〇五	八、五二八、七六五	三六・八五	一四、六一七、七四〇
一九二一	二五、四八四、七四二	一三、〇一四、六五〇	五一・〇七	一二、四七〇、〇九二
一九二二	二〇、六九〇、四四九	一二、九三三、四九九	六二・五一	七、七五六、九五〇
一九二三	一八、二八八、一二四	一一、三三六、六七七	六一・九九	六、九五一、四四七
一九二四	一七、五〇九、五三三	一一、九一二、九〇一	六八・〇四	五、五九六、六三三
一九二五	二四、〇四七、六七六	一三、二一八、二〇四	五四・九七	一〇、八二九、四七二
一九二六	二三、四八七、一六九	一三、五九八、九八〇	五七・九〇	九、八八八、一八九
一九二七	三四、七二〇、四六六	一五、九四一、一五七	四五・九一	一八、七七九、三〇九
一九二八	二一、八二一、五四五	一〇、九五八、三九六	五〇・二三	一〇、八六三、一四八
一九二九	三七、五一四、五九一	一八、五一二、六八二	四九・三五	一九、〇〇一、九〇九
一九三〇	三七、四四〇、〇八八	二〇、四一六、四〇三	五四・五三	一七、〇二三、六八六

月に至る一箇年とす。

（満鐵調査課前掲書及び外事課報告による）

（註）一九二二年より一九二六年までの收入減は、内亂のためである。即ち一九二二年には第一回奉直戰、一九二四年に第二回奉直戰、一九二五年末には郭松齡事件等があつて、關の内外の連絡が絶たれたのである。

北寧鐵道營業收入種類別

年度	旅客收入	同上百分比	貨物收入	同上百分比	其他收入	同上百分比	收入合計	摘要
一九〇三	二、二二七、五八八	四七・六一	二、二八三、〇一三	四八・九九	一五八、六三五	三・四〇	四、六六八、二三五	一九〇三年より一九〇八年に至る迄は前年十月一日より同年九月三十日に至る一箇年とし、一九〇九年は前年十月一日より同年十二月末に至る十五箇月間、一九一〇年以降は一月より十二月に至る一箇年とす。
一九〇四	二、六六八、二七三	四四・二〇	三、〇二二、四四九	五〇・六六	三〇五、七九七	五・一四	五、九四六、五一八	
一九〇五	五、一三六、七七一	三九・六九	七、四一八、九二〇	五七・三三	三八七、六九三	二・九九	一二、九四三、三八四	
一九〇六	五、七五五、八二八	四七・二一	六、一一八、〇三一	五〇・一八	三一七、三三〇	二・六一	一二、一九一、一八九	
一九〇七	五、〇四六、一三九	五〇・七四	四、六五二、七一九	四六・七九	二四六、〇〇九	二・四七	九、九四四、八六七	
一九〇八	四、八九八、六三三	四四・二六	五、八六一、一九五	五二・六九	三〇七、八四九	三・〇五	一一、〇六七、六七七	
一九〇九	六、〇四三、五七三	四二・一三	七、五三三、六六八	五二・五一	七六八、九九一	五・三六	一四、三四五、二〇三	
一九一〇	五、一四一、四〇三	四七・〇五	五、三九四、二三六	四九・三六	三九二、六一三	三・六〇	一〇、九二八、二四二	
一九一一	四、三三六、九九七	三七・一七	五、九三一、〇五七	五〇・八三	一、四〇〇、五七四	一三・〇〇	一一、六六八、六二八	
一九一二	五、二五七、五九三	三九・八八	六、八五〇、三五三	五一・九六	一、〇七五、六九三	八・一六	一三、一八三、六三九	
一九一三	五、八一〇、二二八	三九・六五	七、九九二、九二三	五四・五四	八五二、一二三	五・八一	一四、六五五、二六四	
一九一四	五、五六〇、九一六	四〇・七八	七、三四四、四六〇	五三・八六	七三〇、〇二七	五・三六	一三、六三五、三九三	
一九一五	五、九〇九、八一八	三八・七三	九、〇一三、一〇八	五九・〇六	三五六、〇〇六	二・二一	一五、二七七、九三一	
一九一六	六、六六三、四二〇	四五・一二	七、八七九、〇九八	五三・三六	二六七、二〇六	一・五二	一四、八〇九、七二四	
一九一七	七、二五三、八八一	四二・七六	九、四九一、三三〇	五五・九五	二五一、五三一	一・二九	一六、九九六、六四二	
一九一八	八、八九五、六六〇	四二・六六	一一、七三三、一〇六	五六・二八	二三〇、七六六	一・〇六	二〇、八五三、五三二	
一九一九	八、四九二、八七七	四三・八八	一〇、五七二、六二七	五四・六三	二四〇、七二八	一・四九	一九、四〇六、二三三	

一九二〇	一〇、八九一、〇二七	四七・〇五	一一、九一四、八三五	五一・四八	三四〇、六五四	一・四七	二三、一四六、五〇五
一九二一	一〇、一五三、八七一	三九・八四	一五、〇三一、一八九	五八・九八	二九九、六八二	一・一八	二五、四八四、七四二
一九二二	九、五〇一、四七三	四五・九二	一〇、七六七、七七八	五二・〇五	四二一、一九八	二・〇三	二〇、六九〇、四四九
一九二三	六、八八四、五六二	三七・六四	一一、一三三、二九八	六〇・八七	二七一、二六五	一・四九	一八、二八八、一二四
一九二四	七、九三八、〇八二	四五・三三	九、二四九、七三六	五三・八三	三二一、七二五	一・八四	一七、五〇九、五三三
一九二五	一〇、六七一、二四六	四四・三七	一三、〇三七、四四二	五四・二二	三三八、九八九	一・四一	二四、〇四七、六七六
一九二六	九、九七三、六四六	四二・四六	一三、〇八三、〇七七	五五・七〇	四三〇、四四六	一・八四	二三、四八七、一六九
一九二七	一四、三二五、四九六	四一・二三	一九、九二〇、八一〇	五七・三七	四八四、一六〇	一・四〇	三四、七三〇、四六六
一九二八	八、九九二、〇七六	四一・二一	一二、三八四、〇〇三	五六・七五	四四五、四六六	二・〇四	二一、八二一、五四五
一九二九	—	—	—	—	—	—	—
一九三〇	一五、八〇四、四二〇	四二・二三	二〇、九一一、五九二	五五・八五	七二四、〇七六	一・九三	三七、四四〇、〇八八

（滿鐵調査課前掲書、及び東北年鑑、民國三十年版による）

六、支那資本鐵道

（1）奉海、吉海兩鐵道

日本が一九一八年に得たる滿蒙四鐵道借款權の一に、開原―海龍―吉林線があつたことは前述した通りである。この日本の借款權を侵害して、東三省政府と民間資本家とが、自國資本のみで建設したのが、この相接續する兩鐵道の北半をなす吉海線（吉林―朝陽鎭）であり、南半をなす奉海線（奉天―朝陽鎭）は滿蒙四鐵道中の開原―海龍線との競爭線である。

奉海線（三二六粁）は一九二五年七月に起工、一九二八年八月に全線開通した。その資本金二千萬元（奉天大洋）の株の中、五百萬元は奉天省政府、三百萬元は吉林省政府、二百萬元は黑龍江省政府が引受け、殘の一千萬元は民間資本家が引受けた。この沿線には南滿の穀倉といはるゝ東山地方があり、この地よりの貨物を運び來る奉海線が奉天において、滿鐵、北寧鐵道の何れに連結するかは、兩鐵道にとつて大きな問題であつた。最初は滿鐵に連絡せられたが、後北寧鐵道に連結せられ、滿洲事變後再び滿鐵と結ばれた。營業成績は次の如く年々良好となりつゝある。

奉海鐵道營業收支表（單位元）

年次	收入	支出	利益
一九二九	五、七三三、三三三	四、七九九、九八三	九三三、三四八
一九三〇	七、六八七、七五五	六、一三〇、一四一	一、五五七、六一四
一九三一	九、三〇一、二三八	五、九四三、一九三	三、三五八、〇四五

（滿鐵外事課の報告による）

吉海線（一八三粁）は吉林省政府と民間との合辦によつて、一九二七年五月に着工、一九二八年五月に開通した。この沿線は經濟的には貧弱であるが、しかし政治的には、奉海線と相俟つて、吉林、奉天の二大政治中心を、支那鐵道のみで連絡し得ることによつて、舊東北四省政府と日本との對立に際しては、重要なる意義をもつものであつた。一九三〇年の營業收入二百九萬元に對して營業支出は二百七萬元にして、成績はまだよくない。

(2) 呼海鐵道(二二一粁)

哈爾濱附近の東支鐵道の馬家船口驛より、北進して呼蘭を經て海倫に至るもの。黑龍江省政府の直營である。

この鐵道については、大戰中の一九一六年三月、露亞銀行が北京政府より借款權を得てゐたが、ロシア革命によつてロシアの勢力が極東に及ばなくなつたのに乘じて、一九二五年十月より黑龍江省政府が民間資本をも加へて着工し、一九二八年十二月に全線を完成したのである。之に對して露亞銀行より抗議があつたが、黑龍江省政府は滿鐵より鐵道材料を三ヶ年々賦で買入れて建設を遂行した。この鐵道沿線は極めて豐饒にして、四洮、洮昂兩鐵道沿線の同一面積に比すれば約二倍の穀物を產するといふ。從つて沿線には都會が急激に發達した(馬占山事件で有名になつた海倫はその典型的なものである。)從つて鐵道營業成績も次の如く良好である。

呼海鐵道營業收支表 (單位元)

年次	收入	支出	利益
一九二七	九〇八、七七九	四九五、四〇四	四一三、三七五
一九二八	二、六五二、〇三四	一、三五〇、〇四五	一、三〇一、九八九
一九二九	四、七四一、五九八	二、八七三、七〇二	一、八六七、八九六
一九三〇	四、一七一、七一七	二、八九三、四〇二	一、二七八、三一五
一九三一	三、八二六、五六一	二、六〇六、〇二九	一、二二〇、五三二

(滿鐵外事課の報告による)

(註) 一九二七、二八兩年度は一部開通の時、それ以後は全線開通

（３）洮索鐵道（三二〇粁の豫定）

洮昂線の一驛洮安より西北に進み索倫に至らんとする線。舊遼寧省政府と北寧鐵道との共同出資で、一九二九年より起工し、今は八四粁の懷德まで成る。之は將來滿洲里において東支鐵道に交る予定であると。その曉には、今までしば／＼東三省政府に反抗したるコロンバイル地方の治安のためにも、又ロシアに對する關係からも、重要なる線となるのである。一九三一年の中村大尉事件はこの鐵道豫定線附近に生じたのである。

（４）その他諸鐵道

齊克鐵道―黑龍江省首府チチハルより北にのびて克山鎭に至らんとする線。二六二粁の予定。今は黑龍江省官民合辦で、チチハル―泰安間が開通してゐる。

鶴立鐵道―鶴立炭坑より石炭を松花江まで運び出すためのもの。五五粁。資本金三百萬元の官民合辦の鶴立炭坑の經營。一九二六年十二月成る。

齊昂輕便鐵道―昂々溪、チチハル間、約三〇粁。一九〇九年十月開通。滿洲における最古の純支那資本鐵道。民營である。

開豐輕便鐵道―滿鐵沿線の開原より東方六四粁の西豐に至る。滿蒙四鐵道中の開原―海龍線の豫定線上に、支那民間資本のみで一九二五年五月に開通せしめたもの。

第三章　道路交通

滿洲に於ける道路は極めて劣惡である。こは一に從來の爲政者が道路行政に意を注がなかつたが爲である。中には道路の開設、國内各地の連絡に意を用ひた爲政者も決して皆無ではなかつたが政變により交通の中心たる首都の移動變更を余儀なくされた事多く、道路行政の達成を充分ならしむるを得なかつた。しかも清朝の末期以後に至つては道路の保全修理は地方官憲の手に委ねられ、地方官憲は之に意を注がず、止むを得ざるに至つて初めて地方住民の私費を以て修繕を爲さしめたに過ぎない狀態であつたから道路の荒廢は一層甚しかつた。只滿洲特產物の出廻期たる冬季に於ては道路、濕地、沼澤、河川等悉く結氷するを以て劣惡なる道路を初め河川に至る迄荷馬車、自働車の運行を可能ならしむる利點がある。しかし夏季に入れば降雨の爲めに道路は破壞され、自働車はもとより車馬の運行すら困難となる。滿洲國を以て、その理想とする樂土とする爲には、道路の改修開設を以て重要政策の一としなければなるまい。斯くして一面匪賊の跳梁に備へ他面產業の開發に資する所がなければならない。

滿洲に於ける主要道路及粁數を示せば次の如し

滿洲國主要道路及粁數

奉天省

西部地方

山海關—奉天	四八一
錦州—西海口	三七
錦州—義州　清河邊門	八一
錦州—新民—奉天	二五九
錦州—山海關	一四四
新民屯—法庫門	七三
小庫倫—新民屯	一五六

南部地方

金州—安東	三七五
岫巖—大孤山	八四
同　—大石橋	一〇九
復州—得利寺	四三
同　—五湖嘴	五二
遼陽—廣家窩舖	一一五

東部地方

草河口—賽馬集	五三
賽馬集—壙廉	五二
安東—通化	三五七

西北部地方

鄭家屯—四平街	一一二
同　—營口	四三七
同　—新民屯	二三〇
同　—長春	二〇二
同　—洮南	三〇五
洮南—齊々哈爾	三〇八
開原—通江口	三七
康平—新民屯	一四一
四平街—大疙疸	九五
梨樹—懷德	一〇一

東北部地方

奉天—臨江	一七五
寬甸—永甸河口	五〇
同　—長甸河口	五二
北山城子—開原驛	一六一
同　—鐵嶺驛	一八五
海龍—開原	二一九
朝陽鎭—同	一七六
樣子哨—海龍	五二

吉林省

長春—農安	八一
卜海—同	四三
長春—洮南	二九〇
同　—肇州	三〇九
同　—哈爾濱	三六二
同　—齊々哈爾	五〇二
吉林—龍井	二九九
同　—敦化	二三三
吉林—朝陽鎭—奉天	四六〇
吉林—秀水甸子—扶餘	三四五
吉林—拉林—阿什河　哈爾濱	三二六
吉林—楡樹	一二〇
同　—寧古塔	三五九
吉林—萬里河—帽兒山—原昌	五四九
吉林—夾皮溝　大沙河	四九三
吉林—土橋子—五常堡	一七六
蛟河—吉林	七五
敦化　夾皮溝—樺甸—吉林	三二五
額穆—吉林	一五二

龍井村—會寧	五三
同　—局子街	一八
同　—頭道溝	二〇
同　—鍾城	四三
頭道溝—茂山	六二
同　—局子街	三九
局子街—琿春	九四
同　—寧古塔	一七九
同　—吉林	三一六
百草溝—隱城	七〇
局子街—三會口	二八七
陶賴昭—扶餘	一二四
石頭城子—長	八一
長春嶺—蔡家溝	七五
扶餘—肇州	五二
同　—長春嶺	六九
扶餘—肇州—哈爾濱	二〇二
双城堡—長春嶺	七五
同　—太平庄	三三
同　—拉林	四七
五常—法特哈站	一一二
窰門—德惠	二三
同　—農安	五二
哈爾濱—巴彦—三姓	三四〇
哈爾濱—方正—三姓	三三一
寧古塔—吉林	三一四
同　—寧山縣	四〇九
黑龍江省	
齊々哈爾—嫩江	二六八
同　—黑河	五四一
同　—二克山	二三〇
同　—拜泉	一九二
海倫—青崗	一三二
同　—龍門鎭	二一九
同　—墨爾根	三八九
同　—拜泉	八四
黑河—漠河	一、〇〇二
同　—蘿北	六〇五
三姓—蘿北	二六九
同　—綏遠	五九九
同江—蘿北	一八七
海拉爾—齊々哈爾	四二九
東部內蒙古	
鄭家屯—林西	一、二九〇
通遼—林西	五四七
西札魯特王府—開魯	二四七
開魯—洮南	三二〇
開魯—赤峰	三四六
張家口—多倫	三九七

一、荷馬車

古來、支那では南船北馬と云はれる。南支那に於ては、上海事變によりて、國民的常識となつた樣に、河川運河が縱橫に通ひ、舟行が極めて便利である。反之、北支那特に滿洲は、廣漠たる平原が連なり、牛馬、騾驢による車行が盛である。近年滿洲に於ては、支那本土に見ざる鐵道網の發達を見たが、その廣漠たる面積に比例するときは、未だ云ふに足りないのである。自然古來よりの荷馬車が、補助輸送機關として絕大の役割を演じて居るのである。

滿洲に於ける荷馬車盛行には色々原因がある。即ち、（一）南支那の比較ではないが、滿洲に於ても、內水路の便が相當存在する事は後述する如くである。然るに未だ農業國の域を脫しない滿洲に於ける輸送の最繁忙期は、云ふ迄もなく、農產物の出廻る冬期であるが、此の期間に於て、滿洲の內水路は、何れも氷結して舟揖を通ずる事が出來ない。自然輸送は荷馬車の獨壇に委せられるのである。（二）廣漠たる滿洲の耕耘には、牛馬騾驢が必要缺くべからざる農具であるが、原始農業に甘んずる滿洲農夫は冬期農閑期に於ては人畜共に徒食するを餘儀なくせられる。されば此期間に於て、農夫は人畜を糊するに足りる僅少の料金を以て喜んで輸送に從事する。從つて輸送費は、一般に極めて低廉である。嘗て一九二〇年頃、東支鐵道が、貨物東行政策遂行の爲、南部支線の運賃に極度の人爲政策を加へた結果、荷馬車が、鐵道の補助機關より一轉して競爭機關となり、鐵道の一一八萬噸に對し、一〇〇萬噸を輸送したといふ驚くべき記錄を殘したのである。

斯の如く、滿洲の荷馬車は、輸送界に絕大の勢力を有するのであるが、その期間は比較的短期間であり、春期解氷後は、道路は一般に泥濘と化する爲車行に適せず、此期間に於ては僅に接續町村間の連絡に供せらるゝのみ

であつて、幾十百輛の荷馬車が絡繹として、廣漠たる平原を點綴して進むの壯觀は、之を見る事が出來なくなるのである。

滿洲に於ける荷馬車總數は約四十萬臺とせられ、毎年の補充製作數は約五萬臺に上ると推定せられる。車數、積載能力、走行能力等を左に表示する。

滿蒙に於ける荷馬車數推定表

	既耕地五十晌に對し荷馬車一臺として	人口數六十五人に一臺として（大連其他大都市は人口百に對し一臺、市以外の農民家は三十人に一臺）。	家畜の頭數及其の利用狀態より推定（荷馬車一臺に對する家畜數は奉天十、吉林七、黑龍江省六頭の割合）	關東軍司令部調（大正十五年現在）	
				大車	小車
奉天省	一五六、〇〇〇	二三五、〇〇〇	一九〇、五〇〇	八四、九二三	一一、五六九
吉林省	一八三、五〇〇	一一六、二〇〇	一三四、〇〇〇	一五八、八八八	一、八二五
黑龍江省	五七、八〇〇	五八、四〇〇	一五〇、五〇〇	五〇、五三九	二六五
關東州	二、六三〇	二、六三〇	—	二、五六一	六四
鐵道構内營業馬車	三、〇〇〇	—	—	—	—
計	四〇二、九三〇	四〇二、二三〇	四七五、〇〇〇	二九六、九一〇	一三、七二三
東蒙古族内	地方發達の程度、住民の生活程度、家畜の種類別等により推定し、五七九、〇〇〇台				

馬車の種類積載能力及走行能力

種類	積載能力	一日走行能力	摘要
大車	四,〇〇〇—五,〇〇〇斤	冬季 一〇〇支里 夏季 六五支里 最大限度一六〇支里	大量輸送を爲す場合には五臺—十臺—二十臺の一隊をなす
小車(橋車)	客數名		純然たる乘客車
花軲車(平車)	一,五〇〇—四,〇〇〇斤	同	通常一頭曳にして附屬地小都市に於て小運搬業に使用する
牛車(白色車)	四〇〇—八〇〇斤	夏 五〇—六〇支里 冬 六〇—七〇支里	南滿には少きも東蒙に於ける唯一の交通機關
大軲轆車	五〇〇斤以内	同	蒙古人の使用する馬車にして東蒙に限り使用さる
四輪大軲車	二,〇〇〇—四,〇〇〇斤	同	
駱駝車	一,〇〇〇斤内外	七〇—八〇支里	二輪車と四輪車とあり、車臺は張家口、山西、海拉爾方面に使用せらる。
露式荷馬車(四輪車)	一,五〇〇—二,〇〇〇斤	同	
推車(一輪車)	一〇〇—三〇〇斤	同	山東移民の齎らせるもの多し
爬犁(橇)	一,五〇〇—五,〇〇〇斤	一〇〇支里	降雪多き地方に使用され(吉林森林地帶、松花江上流)各農家概ね一、二臺を有す。

二、自働車

滿洲の現況に於ては自働車の利用は次の如き理由に依り著しき制限を受け貨物運送に於ては荷馬車の敵であり得ない。

滿洲に於ける貨物自動車と荷馬車の利害

比較の標準	荷馬車	自働車
利用期間	農繁期は農作用、冬季は農作物其他貨物輸送用として終年利用し得る。	道路不完全なる夏季は休業せざるべからず

運賃關係及供給	家畜は之を使用せざる場合に於ても飼料を要するが故に支那人は利徭を度外視しても安き料金にて輸送に應ずるが故に運賃極めて低廉なり且供給豐富	運轉費のみにても馬車に對抗するを得ず、特に道路劣惡なる關係上多くの燃料を要す。又現狀に於ては自動車輸送の供給力極めて少し。
輸送中の故障	輸送中破損等ある場合に於ても該地方に於て修繕する事が容易である。	道路の關係上故障を生じ易し、殊に地方に於ては簡易に修理するを得ず。
利用道路の範圍	道路に制限を受くる事少し	特に道路の制限を受くる事大なり。
輸送能力	自動車の比に非るも故障に依る停止時間比較的少し。	道路惡しき故途中停止する場合少からず。

然れども近年の社會の進運に伴ひ、主要都市內外に於ける自動車の數は漸次增加し來り、市街地にて一定限度迄使用したる中古自動車は郊外及奧地用に轉賣せられ地方の自動車數も逐年增加しつゝある。滿洲に於ける自動車數及自動車道路を示せば次の如くである。

滿蒙に於ける自動車數（一九二九年十月）

省名	地方名	乘客用	貨物用	計	省名	地方名	乘客用	貨物用	計
關東州		六六一	一八七	八四八	黑龍江省	陶賴昭	四三	—	四三
奉天省	奉天 支那側	一四七	一八	一、〇三三		哈爾賓	七九五	四七	八四二
	日本側	七二一	一四七			傅家甸	二三八	—	二三八
	撫順	三五	一六	五一		三姓	四〇	—	四〇
	其他	七三	一三一	二〇四		其他	二三一	二一	二五二
	長春	四七	一六	六三		滿溝	四〇	—	四〇
吉林省	吉林	四五	二四	六九					

安達	一三〇	—	一三〇
齊々哈爾	二三三	四	二三七
滿洲里	二九	二一	五〇
黑河	四一	—	四一
其他	一八一	一	一八二
總計	三、八〇九	五四四	四、三五三

（滿鐵調）

東三省自動車道路

省別		道路延長	備考
奉天省		二、一六六	關東州内及滿鐵附屬地に於ける各都市内に於て運轉する市内運轉路は本表に計上せず。本表に計上する數字は自動車特設道路及び在來道路上を運轉するものとす。
吉林省		六、三六二	同上　各都市の市内運轉路は本表に計上せず。
黑龍江省		四、七五八	同上
計		一三、一八五	同上
特設道路	奉天省	一〇四	本省に於ては奉天、遼中間八一粁、四平街、梨樹間二三粁、在來道路を修築したものである。
	吉林省	三五	本省のものと海林、寧古塔間に通ずるものなり。
	黑龍江省		
計		一三九	

（滿蒙交通統計に據る）

第四章 水運

一、港灣

(1) 各港の概要

(イ)大連港　現在に於ける大連港は極東有數の貿易港を誇り、市は人口四十萬を算へ、滿洲第二の都會であるが、ロシヤの經營當時迄は青泥窪と稱する五十戸ばかりの漁村に過ぎなかつた。一八五八年(萬延年間)英佛聯合軍が北京侵入の際此の港を艦隊根據地となし、ヴイクトリア港の名の下に世に紹介した。ついで一八八七年―九二年にかけて李鴻章は此の地に砲臺を造り大連港と名づけたが、一八九八年に至つて露西亞は露支間の旅順大連灣租借に關する條約に依つて之を支那より租借し、ダルニーと名づけ極東經綸の根據地と定め、鋭意之が經營に當つた。然るに工半ばにして日露戰爭起り、日本軍の占領する所となり、爾來大連と名づけられた。

一九〇六年九月のポーツマス條約に依り日本は之を露國より繼承し、一九〇七年四月、滿鐵の開業と共に築港に努力し、同年七月之を開港場とした。爾來改築に增築を重ね今日の大をなすに至つたもので、既成埠頭(第一、第二、第三、甲、乙、丙)の延長は四、三四二米に及び、第四埠頭(一、三九四米)はその一部を竣工して居り、千噸乃至二萬五千噸の汽船三十七隻を同時に繫船する事が出來る。又一九三〇年には對岸の甘井子に石炭專用の

埠頭が造られた。

港内の水深は冬期の最低潮面を基準としても八米乃至十一米である。潮干滿の差は比較的大で、平均二・四米であり、夏期の最高潮面と冬期の最低潮面との差は五・五米に及ぶ。毎年十二月より二月迄の間は薄く結氷するが、しかし船の出入には差支へない程度のものである。

大連は所謂自由港であるが、之は關東州を標準とする輸出入に限られ、關東州を通過し奥地に至る商品、及び奥地より輸出せらるゝもの並に奥地産の原料に關東州で加工せられて輸出せらるゝものには滿洲一般の輸出入税をかけられる。その爲めに支那の稅關が設けられて居る。近年に於ける大連の輸出入貨物は八百萬瓲内外、四億海關兩以上にして價格に於て全滿洲の六割を占めて居る。尚旅客運輸に於ても單に滿洲國の入口たるのみならず、歐亞連絡の要路をなし、こゝより滿鐵は國際列車を出して居る。

(ロ)、旅順港　一九二二年迄は海軍要港であつたが、今は商港となつた。こゝは滿洲唯一の完全なる不凍港にも拘らず、港内狹く、又岸に近く山迫り、更に海底は一五米にも及ぶ泥土があつて埠頭や岸壁の築造を困難ならしめて居るから大なる發展は到底望めないし、現在に於ける貿易狀況も微々たるものである。

(ハ)、營口　營口は外人の所謂牛莊と稱する處にして遼河々口を溯る約二十六粁の左岸に位する河港である。

營口港の開港は一八五八年天津條約によるものであるが、開港としての活動は一八七二年以後である。

營口港は港内及港外に分たれ、其の港内と稱するは西老爺閣より正北に遼河を橫斷する線より東滿鐵第二埠頭東端より西北に遼河を橫斷する線迄の約六粁の延長であるが、海關の許可を得れば港外に於ても碇泊し得る。し

かし船舶碇泊區域延長一萬三千五百米中、汽船埠頭の延長は四千九百米に過ぎず、他は戎克、漁船等の繫留場である。戎克碇泊區域としては汽船碇泊區域の下流より河北驛に至る間である。

港內河幅は平均約七百五十米と稱せられ水深は河口門洲に於て普通干潮面下三米、港內の最深所に於て十五米であるが、先づ六米乃至十米を普通とし、干滿の差は普通二•六米乃至三米、一年を通じて最大の差を四•五米とする。

營口は河港なるが故に複雜なる港區であり、河岸は頗る長く、埠頭は一帶の河岸であるが、對岸河北は、河北驛より上流は葦の叢生地にして、埠頭を形成せず自然の儘に放任されて居る。しかも河口に門洲を有するを以て吃水深き船舶は滿潮時を待つて出入するを要す。加ふるに物資の輸送期である冬期四ケ月（十一月下旬—三月下旬）河水凍結し船舶の出入不可能となる缺點がある。

それかあらぬか、大連開埠前迄は滿洲唯一の貿易港であつた當港も滿鐵の大連經營以來其の大連集中政策と相俟つて貿易の勢力を漸次奪はれ、滿洲には珍らしき入超港（輸出三對輸入七）となり、沿岸貿易に優勢を示して居るに過ぎぬ。しかも鐵道は滿鐵支線、奉山支線共に最も商業盛な地點迄達せず、ハシケ、又は馬車の助をからねばならぬ有樣である。

（二）、安東港　鴨綠江口薪島より三十六粁の上流河幅は、千米乃至千五百米、水深は鐵橋下で干潮時の平均三•七米であるが、下流の五道溝の前面は干潮時に〇•九—一•八米の淺瀬となつて居るのが安東の發達を妨げて居る。

結氷期は十一月下旬より二月下旬迄であつて其の間は航行し得ぬ。斯く多くの欠點はあるが、鴨綠江材の積出地

として他港の競爭を排し得る强味を持つて居る。近年に於ける貿易額は大體營口と同一で一億海關兩に達しない。

大連、營口、安東、三港の貿易額及び出入船舶を示せば次の如し。

三港出入船舶及貿易額　（北支那貿易年報に據る）

一、船舶及貿易

年次	大連 隻	大連 登簿トン	大連 貿易額（海關兩）	營口 隻	營口 登簿トン	營口 貿易額（海關兩）	安東 隻	安東 登簿トン	安東 貿易額（海關兩）
一九二六	六、七九一	一一、〇五九、九一四	三五一、九〇九、五三六	一、三七三	一、三四〇、六二一	七九、〇八四、八四三	一、一五六	五四三、六三六	九四、一七五、二〇九
一九二七	七、一六五	一一、五六五、〇一七	三六二、七七二、七五五	一、三三六	一、二六八、二三八	七一、七三三、一九九	一、一六一	五八〇、九八〇	一〇七、〇二八、七六八
一九二八	一、七四九	一三、四五五、〇三九	四一五、六一九、二七一	一、七二四	一、五六九、三〇四	七五、九一八、一一四	九九六	五四七、五九六	九八、六七二、一七八
一九二九	八、二一一	一四、〇五六、三九二	四九六、六二〇、五〇二	一、七二一	一、八〇三、五二七	八〇、〇七八、六六九	九〇六	四九九、五五四	九二、三六〇、八一〇
一九三〇	七、一五〇	一三、三五二、〇六八	四一五、四五三、四七五	一、七三三	一、八七九、四一三	九八、八四五、九七六	八八八	五一九、〇九四	九三、五〇一、四四七

二、國籍別船舶出入數

國別	大連 一九二九 隻	大連 一九二九 登簿トン	大連 一九三〇 隻	大連 一九三〇 登簿トン	營口 一九二九 隻	營口 一九二九 登簿トン	營口 一九三〇 隻	營口 一九三〇 登簿トン	安東 一九二九 隻	安東 一九二九 登簿トン	安東 一九三〇 隻	安東 一九三〇 登簿トン
支那	一、三五五	一、〇八三、〇〇〇	一、一一九	八八〇、〇八八	七三八	六一六、三六〇	六八六	五八三、二九五	三四三	一六六、七一四	二七三	一六三、七四四
日本	五、七七七	九、三七三、〇〇〇	五、〇九九	三、三九五、三五九	六三二	六八九、二九二	七五一	八八〇、五〇四	五八八	二九九、三七八	五三六	二三八、〇三三
イギリス	五一六	一、四二八、〇〇〇	四三四	一、〇六七、二九一	二六〇	三七八、八六八	二四四	三四四、〇九〇	六二	七七、二六四	八八二	一一四、二九〇

アメリカ	一〇八	四二八、〇〇〇	一〇三	三二八、九一六	一二	一〇、八七四	四	一七、七六四	—	—	—	—
ドイツ	二一九	八八〇、〇〇〇	二一一	八四八、三四二	一四	一三、八六四	一三	二四、八六六	—	—	—	—
オランダ	五一	一、九一九、〇〇〇	七一	三二六、〇五六	六	一〇、九三三	三	五、四一三	—	—	—	—
フランス	一八	七二、〇〇〇	一二	八、五七四	一三	二、七一三	八	一、八〇八	—	—	—	—
ノルウエイ	七八	二〇五、〇〇〇	三八	一〇八、九三六	三九	六七、五七一	五	五、四一八	四	四、二四〇	二	三、〇三八
イタリー	三八	一九四、〇〇〇	二八	七八、五五〇	四	二、九六六	四	四、五三四	—	—	—	—
デンマーク	二六	一一八、〇〇〇	二〇	九九、七三〇	二	九、四二〇	五	一一、七三三	—	—	—	—
フインランド	—	—	—	—	二	一、八四八	—	—	—	—	—	—
スウエデン	一八	六八、〇〇〇	一六	六一、四七三	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 滿洲港灣の新分野

前項に於て、簡略ながら、滿洲諸港灣の鳥瞰を試みた。而して日露戰後より一貫せる滿鐵中心の我對滿政策の見地よりすれば、先づ何を措いても滿鐵を活かし繁榮せしむる必要があり、その爲には滿洲の港灣政策も勢ひ滿鐵を中心とせる大連集中主義を採る必要があつた。(第二節三項(1)參照)港灣施設に於て、運賃政策に於て然りし事周知の事實である。されば我特殊勢力圏たる南滿洲に關する限り、大連はその獨占的吞吐港であり、營口及安東は地方的補助港たるに過ぎなかつた。

唯滿鐵に對抗する大鐵道として、北滿洲を貫通して走る東支鐵道は、その終端港として浦鹽斯德を有した。東支鐵道は、哈爾濱、長春(新京)間の所謂南部支線を有するが、その經營の根幹をなすものは云ふ迄もなく滿洲里—哈爾濱—綏芬河を横斷して走る西、東兩幹線であり、それが烏蘇里鐵道を通じて浦鹽斯德に連つて居る。か

くして浦鹽斯德は、その位置極東露領にあり、狭義の滿洲の港灣を以て目する事の出來ないのは、勿論であるが、その呑吐する貨物の內容より云ふときは、露領極東よりの輸出品としては年額約五十萬石の木材あるに過ぎず、之に反して北滿洲よりは大豆、豆粕、雜穀等年額約百五十萬噸の特產物を輸出して居た。輸入の約半數も亦北滿洲への通過貨物であつた。約言すれば浦鹽斯德の依存せる背後地は實質的には北滿洲であつた。畢竟するに、我國に於て消費せらるゝ豆粕、大豆その他の北滿特產物、北滿洲に消費せらるゝ我工業製品は、ソ聯商港たる浦鹽斯德、ソ聯國營の烏蘇里鐵道、露支合併なる東支鐵道をその仲介として居たのである。

されば、我國と滿洲との貿易關係は、南滿洲は大連を通じて行はれ、北滿洲は浦鹽斯德を介して結ばれて居た。而して各々の位置、距離の關係上、大連と連絡を有せるものは主として表日本諸港であり、浦鹽斯德と關係を結べるものは主として裏日本諸港であつた。前者は、鐵道、港灣、商業機關等一貫して日本國旗の下に營まるゝ結果、關係が順調であるに反し、後者は複雜なる系統を經由せる爲必ずしも順調ではなかつた。滿洲と我國との關係が、從來良もすれば表日本の偏せる傾ありしは已むを得ない事であつた。

然るに滿洲國の出現は、港灣の分野に關して劃期的變革をもたらさうとして居る。我國家的見地、就中國防的見地よりして、大連集中主義を修正して、北鮮の港灣を通じて裏日本と結ばんとする所謂三港主義に就ては、第二節に於て述ぶる所あつたが、これは必しも國防的必要にのみ限定せらるゝのではない。前述せる如く滿洲に對する我國の經濟的連繫は、諸般の事情上、從來主として太平洋沿岸の諸港によりて行はれたが、種々の不便不利の存するに拘はらず、最近數年に於ける新潟、船川諸港の浦鹽貿易に對する躍進は相當注目に價するものがある。

地理的、經濟的必然の然らしむる所といふべきであらう。若し滿洲國との間に多年の懸案である吉會鐵道の敷設問題が解決し、此の鐵道によりて裏日本と北滿洲とを結ぶ事とならば、浦鹽斯德經由に附隨する諸般の不便が除去せられ、滿洲との關係に於て一大躍進が期待せられる。(吉會線開通後に於ける日滿距離の短縮については第二章三ノ(2)參照)

次に、張學良時代、オランダ・シンジケートの手によりて着工せられた葫蘆島の將來については、新滿洲國の鐵道計畫に關連して考慮せらるべきであるが、蒙古及遼西地方の吞吐港として相當の活動をなすに至るであらう。

二、河　川

滿洲の河川は日本に比すれば、水源より河口迄の間が遠く且つ大平原を流れるものが少くないので鐵道の不足を補つて重要なる交通路たり得る。しかし農產物の出廻期に結氷する爲め河川としての利用は不可能となる事が大なる缺點である。

滿洲に於ける河川利用上特に注意すべき水系は(一)營口より墨爾根方面に通ずる水系、即ち營口―遼河―其上流―赫爾蘇―(陸路)―伊通―第二松花江―嫩江―墨爾根であつて、此の水系は清朝康熙皇帝が露國と事を構へて黑龍邊境に軍を進めたる際に軍需品の主要輸送路として利用した事がある。(二)松花江本支流即ち吉林―墨爾根及扶餘―哈爾濱―黑龍江本流に水路を以て通じ得る水系である。此の兩水系は松花江及遼河本支流よりなつて居るもので南北滿洲を殆ど十字形に貫いて居る事が判る。

（イ）遼河、其の延長は約二千二百粁で源を遠く興安嶺に發して居るが、舟楫の便があるのは本流に於ける約八百粁の河口、鄭家屯間及び支流に於ける太子河の韓家唐、三叉河間二百四十粁、渾河の長灘、三叉河間二百六十粁合計約千三百粁である。其の流域は概ね土地肥沃で、農産豐饒且つ住民多く、田莊臺、海城、遼陽、奉天、新民府、法庫門、鐵嶺、開原、昌圖、三江口、鄭家屯等の著名なる市場を有して居るが故に、遼河の水運は營口貿易の盛衰に大きい關係を持つて居る。過去に於ける營口の繁榮は全く遼河水運の賜であつた。

然し乍ら遼河は古くより何等人工的施設を加へらるゝ事がなかつた爲め、年々土砂に依つて河身淤塞し、河床は轉々として變り、舟楫の航行は困難を加へ、前記舟楫の便ある千三百粁の間も、實際貨物の運行には不適當なる所を生じて來て居る。殊に重要農物産の出廻期たる冬期約四ヶ月は河水氷結して交通杜絶する缺點を有して居り、更に近年に於ける鐵道の發達、大連港の開港等の原因に依つて遼河の價値は大いに減殺され昔日の如く大ではない。

最近五ヶ年の營口驛及河北驛に於ける遼河による發着貨物數量は次の如く計算される。（滿鐵調）

遼河營口驛及び河北驛發着貨物數量（單位屯）

年次	發送	到着			合計
	雜貨	大豆	其他穀類	合計	
一九二六	六五、七一五	八〇、二八六	五一、一四三	一三一、四二九	一九七、一四四
一九二七	四六、四四四	六七、一四二	六五、五五五	一三二、六九七	一七九、一四一

一九二八	七六、四二八	八四、二八五	六八、五七二	一五二、八五八	二二九、二八四
一九二九	六九、七二〇	二六、二一一	七、〇〇九	三三、二二〇	一〇二、九四〇
一九三〇	六〇、四三〇	一〇、〇五〇	四七、四五五	五七、五〇五	一一七、九三五

（營口商業會議所　營口港、遼河の水運　昭和七年三月に據る）

遼河の水運は漸次衰頽し、一時一萬數千隻を算した上下民船も今は僅かに八百を殘すに過ぎぬ有樣をなして居るが、營口の背後地輸送機關としての重要性を沒却してはならない。其の河身の保護改良に努め滿蒙交通路の一として完全なる使命を果さしむべきである。遼河支流と松花江とを運河を以て連ね、北滿貨物を營口に吸收し、又營口輸移入の物資を北滿に配給するに於ては遼河の價値は一層大となるであらう。

遼河工程局に依つて爲されつゝあつた上流遼河改修工事も現在本年度に於ては資金の缺乏の爲め廢止されるに至つた樣であるが、之が廢止の結果は遼河をして再び自然の荒廢に委する事となる。

（ロ）松花江、北滿洲の主要水路にして源を長白舊噴火口の龍王譚に發し、二道江、輝發拉法、嗎馬、伊通、蛾江、拉林河、呼蘭河、螞蜒河、牡丹江、湯旺河等の大小支流を合し、吉林黑龍江兩省の境界を流れ同江の北約六粁にて黑龍江に合し、尼港に於て日本海に注ぐ。發源地より黑龍江合流點まで其の延長實に千八百粁に及ぶ。

本江は吉黑兩省に屬する二十六縣管內竝に未開放の蒙古郭爾羅斯王旗の領邑を貫流し其の流域には寬街、吉林、烏拉街、五棵樹、孤楡樹、扶餘、肇州、長春嶺、哈爾賓、呼蘭、巴彥三姓、佳木斯、富錦、拉哈蘇々等の地方經濟中心都市を有して居るが、今日迄は未だ開發が充分進んで居ない。而かも哈爾賓より下流沿岸一圓の地は所謂

北滿の穀倉と稱せらるゝ沃野にして近年移民の增加は農産物の産額を激增せしめつゝあり。

松花江の航區は之を分つて(一)發源地吉林間、(二)上流航區(吉林―扶餘)。(三)中流航區(扶餘―哈爾賓)、(四)下流航區(哈爾濱―拉哈蘇々)の四區とする事が出來る。第一の區間、及び第二の區間は吉林老少溝間一九〇粁に小汽船及帆船を航行せしめ得るに過ぎない。第三の扶餘、哈爾濱間二九〇粁は河幅四百米乃至一粁にして、平時に於ける水深も四呎乃至八呎に及び汽船の航行を見て居る、而して第四の哈爾濱、拉哈蘇々間は延長七百粁にして河幅六百米乃至三粁に及ぶ。水深は平時五呎乃至九呎にして全河區に亙り航路標識あり、汽船、戎克の航行が自由である。本區間より輸出する物資の重なるものは穀物及木材にして各隣接埠頭に移出せらるゝ一小部分を除き全部哈爾賓に輸送される。近年開河中(冬期航行不能の五ヶ月を除く)船舶に依り哈爾濱に到着する貨物數量は穀物三十萬噸内外木材及石炭六萬噸内外であり、水運に依る哈爾賓到着貨物の九割五分以上を占めて居る。

最近五ヶ年間に於ける哈爾賓税關區内出入船舶を示せば次の如くである。

哈爾賓管區出入船舶

年次	隻數	登簿噸數	年次	隻數	登簿噸數	年次	隻數	登簿噸數
一九二六	九〇三	一三一、六六〇	一九二八	九七七	一五八、六二〇	一九三〇	二五九	四三、八〇〇
一九二七	一、一一五	一五七、三一〇	一九二九	四三七	五八、六六〇			

(北支那貿易年報に據る)

現在松花江に就航せる汽船數は約九〇隻(艀船一〇〇)帆船三千艘にしてその輸送能力は汽船のみにても(航行

可能期日百八十日として）八十萬噸に及ぶとされて居り、帆船を加ふれば百二十萬噸に達する。以て北滿物資輸送上に於ける松花江の重要性を知り得る。

露國は夙に（愛琿條約外に條約並に議定書に依り）本江の航江權を得て居たが支那側の回收運動に遭ひ屢々紛爭を生じ、一九二四年の露奉協定第二條及び一九二九年のハバロスク假協定（露奉協定を再び認めたもの）により一先解決を見て居るが後者の本協定は成立せず今日に及ぶ迄そのまゝになつて居る。

本江の支流たる嫩江は松花江の合流點より齊々哈爾迄は汽船を通じ齊々哈爾墨爾根間には民船を通じ得る。更に呼蘭河は河口より五、六百粁まで民船を通じ、烏蘇里江も汽船を通ずる事が出來る。

遼河、松花江水系以外の注意すべき河川は鴨綠江である。本江は河口より約七百粁上流の十三道溝迄は舟を溯航せしめ得る。下流は八十石積以上の戎克の航行も可能である。但し結氷期間が四ヶ月ある上に、夏期にしばしば洪水に見舞れる缺點がある。東江の生命は鴨綠江材の搬出であり、安東を中心市場とする鴨綠江材が今日東洋に於て重きをなして居るのは全く本江の賜である。

滿洲はその面積に比して海岸線が極めて短い。しかも港灣は大連旅順等を除けば他は殆ど河川と直接間接密接なる關係を有して居るものばかりである。奧地に於ける交通の不便を補ふべきそして又河川と關係深き營口安東哈爾賓の發展を圖るべき水路交通政策の確立が必要であるのは多言を要しないであろう。

第五章　空運

滿洲に於ける航空事業は現在定期航空路として活動して居る日本航空輸送株式會社の、内鮮滿連絡コースを擧げ得る位であるが、空運計畫としては過去に於てはルフトハンザ會社と國民政府交通部との歐亞連絡航空契約國民政府軍政部の南京—哈爾濱—チ、ハル空路計畫等があり、更に東北陸軍航空處の多數飛行機の購入、廣大なる飛行場並びに、各省の軍用航空部の設置あり、此處數年來航空事業に對する關心は著しく增大して居た、而して滿洲事變以來般空事業の必要は一層切實となり、大連、奉天、長春、哈爾濱、チチハルを結ぶ定期空路の實現を見んとして居る。

近年に於ける航空機の發達並びにその職能については多言を要しない。歐亞連絡コースは早晩實現すべき性質のものであり、滿洲がその中繼地となる事も遠き將來ではなかろう。滿洲國の特殊の事情に鑑み、航空事業の發達は近き將來に於て著しいものがあるであらう。

金融

安盛松之助

金融目次

金　融

第一章　總　說

滿洲に於ける近代的銀行の活動は、東淸鐵道の起工を機會として一八九五年に設立された露淸合辨道勝銀行(後の露亞銀行)の進出を以て嚆矢とする。尤も滿洲に貨幣が流通し始めたのは隨分古い事であり、貨幣經濟の發達も一八六一年の牛莊開港以來漸次其度は高められつゝあつたが、金融機關の發達及其の活動に一轉期を與へたものは何といつても日露戰爭(一九〇四、五年)であつた。蓋し此の戰爭の結果日本が滿洲の經濟的經營に進出することとなり、從て滿洲を世界の經濟界に押出すこととなり、又戰時に於ける日露兩國の滿洲に於ける戰費支辨は確かに滿洲土民の購買力を增した等、其他凡有點で此大事件は滿洲の經濟的發展に一大刺戟を與へたからである。

日露戰前全滿に覇を唱へてゐた道勝銀行と留紙幣とは、戰後其の勢力を北滿に追詰められ、之れに代つて日本の橫濱正金銀行及其銀券が南滿に其の金融網を張ることとなつたのである。此の戰爭と前後して支那側には各省に官銀號が出來、又支那本部よりは大淸、交通の兩官立銀行が夫々分行を設置し初めた。之等の所謂新式銀行の開設せられるまでは票莊、銀爐、錢莊、錢舖、當舖等の所謂舊式金融機關が地方の商業金融乃至庶民金融を計つ

てゐたが、對支那本部の移出入取引に對する金融は錢莊、票莊、銀爐又は大商店が主として之れに當つてゐた。

以上述べたる處にても窺ひ得る如く、滿洲に於ける經濟勢力は之を大體日本、支那及外國に分ち得べく、又金融に於ても大體三つに區分して考へるを便利とする。從つて以下なるべく此の三勢力を比較對照しつゝ金融機關並に其の活動の狀況に就て記述を進めやう。尙本稿は金融一般を取扱ふ上から是非共觸れる必要のある幣制の問題に努めて觸れなかつた。之は本書には別に幣制を取扱つた研究が蒐錄せられる筈であるから敢て重複を避けたもので他意なきことを斷つて置かなければならぬ。

第二章　滿洲の金融機關

第一節　支那金融機關

滿洲に古くから存在する支那金融機關としては銀爐、錢莊、錢舖、當舖等がある。銀爐とは元來銀錠（馬蹄銀）を鑄造又は改鑄する店であるが、紙幣の流通が增すにつれ鑄造の仕事が少くなり夫れだけでは追々仕事にならなくなつた爲、預金、貸付、兩替、爲替等普通銀行と略同樣の業務を營む樣に變化し、今では本來の鑄造を行ふものが殆んど無くなつた。錢莊は個人又は合資組織の兩替店であるが、貨幣の投機的賣買、爲替及貸付をも營むものである。錢舖は小資本で專ら兩替をなすものである。當舖は質屋卽ち主として勞働者其他庶民金融機關である。當舖の更に小さいのは質店といふ。此の外以前は票莊と謂つて爲替及貸付を業とするものがあつたが今では

殆んど見られない。又金融機關とは云へぬが糧穀と稱する穀物問屋兼倉庫業者は農業金融機關として或役割をなすことがある。之等は何れも甚だ幼稚な金融機關ではあるが、支那人の古き慣習に適し、現在に於ても支那人の商業金融、庶民金融機關として各地に存在し活動しつゝある。此種の機關の貸付利率は概して甚だ高率である。（後に詳述）

支那銀行の滿洲に於ける最初のものは光緒三十一年（一九〇五年）設立せる奉天官銀號である。尤も同號の銀元局として設立されたのは光緒二十四年（一八九八年）の事である。之に次で光緒三十三年（一九〇七年）大清銀行（今の中國銀行）が奉天に分行を設け、翌光緒三十四年には交通銀行が營口に分行を、次で宣統元年（一九一〇年）には奉天にも亦分行を設けた。黑龍江省の廣信公司及吉林永衡官銀錢號の設立は右よりも稍古い事であるが、之等の設立當時は今日の如き金融機關ではなかつた。其後以上の各官立銀行の支店出張所が營口、長春、哈爾濱を始めとし各地に設置されると共に、民間銀行も亦續々設立された。然し官立銀行は紙幣の濫發を以て市場を獨占し橫暴を極めた爲及び支那人が一般に銀行預金を好まず、預金資金が利用出來ぬ爲民間銀行の有力なものが殆んど存在しない。而して之が缺を補ふ爲十數年前から著しく發展したる儲蓄會は貯蓄預金を吸收して庶民金融に可成り重要な地位を占めつゝあつたが、之等の中にも既に舊軍閥の魔手が伸ばされて居たものがある。

以下官立銀行其他主なるものについて其概要を記さう。

一、東三省官銀號

東三省官銀號は奉天省の中央銀行であり省政府の公金取扱及一般銀行の統制に任ずる。奉天票、現大洋票の發

行權及哈爾濱に於ける哈爾濱大洋票の發行權を有する。其の設立は光緒三十一年（一九〇五年）の事で當初は奉天官銀號と稱し資本金瀋平銀三十萬兩に過ぎなかつたが翌年六十萬兩に增資し、宣統元年（一九〇九年）現名に改めた。蓋し徐世昌が東三省總督に任ぜられたので、奉天官銀號を吉林、黑龍江の兩者にも進出せんとした一現れである。其後民國七年（一九一八年）資本を奉大洋本位の百萬元に改め、翌年には百四十萬元、民國十二年には更に五百萬元に增資した。

民國十三年（一九二四年）には濫發紙幣の整理統一を謀り、當時發行權を有した奉天興業銀行及東三省銀行を合併して資本金を奉大洋二千萬元（拂込一千三百八十八萬餘元）に改めた。

昭和六年九月滿洲事變勃發前支店は營口、開原、公主嶺、四平街、新民、海龍、遼陽、遼源、錦縣、安東、范家屯、吉林、長春、延吉、哈爾濱道裡、哈爾濱道外、黑河、黑龍江、海拉爾、安達、北平、天津、上海等の各地に存在し出張所は全滿殆んど至る處に之を設けてゐた。

官銀號の業務は紙幣發行及省政府金庫事務取扱の外、省內外の爲替事務、地金銀及各種貨幣の賣買、貸付、預金、倉庫、擔保貸付、保證貸付、手形割引、證券其他貴重品保護預等である。營業成績は奉天票の濫發特產物の買占を通して每決算期に巨利を計上し、民國十七年（一九二八年）の如きも奉天大洋七千六百萬元以上の純益を擧げたと稱せられてゐる。民國二十年（昭和六年）末の日計表に前期利益として同九千萬元以上が提げられてゐる。

官銀號は附屬事業として直接間接に特產物買付、當舖、燒鍋（高粱酒釀造業）、油坊、製粉工場、織維工業等を

營んでゐた。

二　吉林永衡官銀錢號

吉林に於て始めて官帖局の設立されたのは光緒二十四年（一八九八年）である。官帖局は官帖を發行する機關であつたが、通貨統制を行ひ、金融の圓滑を計つて省內の開發に資し、又官金の取扱に任じ旁々預金貸出を行ふ爲、宣統元年（一九〇九年）舊曆八月兩銀及銀元票の發行をなしつゝあつた官錢局（一九〇八年設立）を合併して吉林永衡官銀錢號を成立しめた。

其後省財政の窮迫に會ひ之が救濟の爲官帖を增發し、永字聯號（資本系統を一にする各種の大商店にして商號に永の字を附す）に投資して民業を壓迫し市場獨占により巨利を博し、本來の使命に反した營業振りをなし來つた。資本金は大洋一千萬元積立金四百萬元と稱せられるが一定の資本額なく、昭和六年秋の事變當時約十萬元の資本金が帳簿に上つてゐた。本店は吉林に、支店は長春、哈爾濱、雙城、扶餘、五常、寧安、樺川、延吉、琿春、賓縣、依蘭、密山、天津、營口等に其他出張所も二十餘ある。

取扱業務は一般銀行業務全般に及ぶが、主とする處は吉林官帖及永衡大洋票の發行、官金取扱及貸出であり、民間預金の如きは極めて少い。尙哈爾濱に於て大洋票を發行しつゝある。

三　黑龍江省官銀號

黑龍江省の中心金融機關は從來廣信公司と黑龍江官銀號との二つがあつた。廣信公司は光緒三十年（一九〇四年）の設立にかゝり、北滿の產業開發を目標とした半官半民五十一萬二千三百兩の資本金を有する有限責任の會社

であつた。其の業務は貸付、爲替、紙幣發行等の銀行常務のみならず、貨物の賣買、運送其他各種産業に直接從事し、通貨の統制と、省財政の不足を補給する機關として北滿經濟界に雄飛した。次に官銀號は光緒三十四年（一九〇八年）廣信公司に倣つて銀三十萬兩の資本金を以て設立され、其業務方針は總て廣信公司に倣つたが、公司との競爭には立後れの感があり常に敗者の地位にあつた。其後同種機關の並存するの不利を認め民國八年（一九一九年）十二月兩者の合併が行はれ、黑龍江省廣信公司の名稱の下に同省唯一の省立銀行となり、中央銀行たるの地位が確立された。合併後の資本金は二百萬兩と稱せられたが、民國二十年黑龍江省官銀號と改稱し其の資本金は二千萬元に增資された。

本店は齊々哈爾に、支店出張所は省內に十六あり、省外では吉林、哈爾濱、營口、天津、山海關、上海の各地にある。而して省內に於ては黑龍江官帖及廣信大洋票（江省大洋）を發行流布し、哈爾濱では哈爾濱大洋票の發行權を有する。

四　熱河興業銀行

熱河省の中樞金融機關は熱河興業銀行である。其の設立は民國四年（一九一五年）と稱せられ、其の內容に就ては明かでないが熱河に本店を有し、資本金は大洋一百萬元、所謂熱河票なる紙幣を發行し旁ら阿片の買占を以て巨利を博しつゝある。其の紙幣の濫發、省財政との關係等他の官銀號と大同小異、只特産穀物に代るに特産阿片が存するのみである。

五　中國銀行

支那に於ける中央銀行たる戸部銀行は光緒三十年（一九〇四年）の設立にかゝる。其後光緒三十四年（一九〇八年）資本金一千萬兩を以て大淸銀行と改稱せられた。同行が始めて滿洲に進出したのは光緒三十三年（一九〇七年）以來のことで、奉天、營口に分行、安東、錦州、大連、蓋平、鐵嶺に分號を設置し、預金、貸付、爲替其他の一般銀行業務を營み、銀兩票、銀元票及錢票を發行した。民國となるや更に中國銀行の名稱の下に甦生し、長春に東三省分行を置いて其の中心機關とし、一九一三―一四年間に營口、奉天、大連、鐵嶺、錦州、遼源、新民、洮南の諸分號を設立し、其他公主嶺、西豐、留居營、遼陽、蓋平、興城、莊河、大弧山、溝幇子、諸庫等に滙兌所（爲替扱所）を設立した。當時長春分行は東三省各分號出張所を統轄し、兌換請求に對しても適當な方策を講じたので相當信用を博した。此の頃同行は滿洲の通貨及金融の事情に關し價値ある調査を發表したことは特筆に値する。

民國八年（一九一九年）に至り東三省當局は幣制統一の目的から「吉黑」「長春」の加印ある同行發行小洋票の回收を命じたので之を回收し、且つ長春分行の管轄區域の過大なるを理由として奉天分號を分行に改め、奉天省内の分號を其の管轄下に移した。

中國銀行が滿洲に於て各種紙幣を發行せるは、元來は同行が有せる支那一般に於ける發行權に基いたものであつたが、種々の經緯を經て東三省當局の監理下に一定の發行權を與へられることになり、奉天票、現大洋票及哈爾濱大洋票の發行については一定の制限が附けられてゐる。

同行本店は永く北平にあつたが、昭和三年十月上海に移された。資本金は數年前迄大洋銀六千萬元（拂込二千

萬元弱）であつた處、最近二千五百萬元に減資し、拂込は却つて二千四百七十萬元餘に增加した。同行は滿洲に於ける支那側銀行中最も確實なる、銀行らしき銀行と見られてゐる。例へば大連手形交換所に於ける手形枚數を見るも銀勘定に於ては第一位を占め、其の交換額も銀勘定では正金、正隆に次ぐ額を示してゐる。又沿線各地に於ける商業金融及爲替等の方面で最も健實な活動をなすと曰はれてゐる。

六　交通銀行

交通銀行は戶部銀行の創立後三年、光緖三十三年（一九〇七年）に北京に設立せられ、航路、鐵道、電信、郵便に關する會計管理及利權の回收を目的とする銀行である。同行の滿洲進出は翌光緖三十四年（一九〇八年）九月の營口分行設置を初めとす。滿洲に於ける分行は營口、奉天、長春の三箇所とし、其の發行紙幣は郵、電、航、路各機關に之が通用を强制し、各地方局所、稅關、釐金局の受入るゝ錢糧、捐稅及官銀號の出納金等も悉く交通銀行の兌換劵を拒絕する事が出來なかつた。元來本行兌換劵發行の目的は海陸交通の開發に要する資金を融通するにあつたが、漸次一般に通用するに至つたのである。其後中國銀行と共に滿洲內に於ける紙幣の發行に關しては東三省當局の統制下に置かれ、所謂奉天票、現大洋票及哈爾濱大洋票の發行權を有すること中國銀行と同じである。唯其の發行に就ては中國銀行よりも準備其他に於て遺憾の點が多いと曰はれてゐる。

現在の在滿支店出張所所在地は奉天、哈爾濱、長春、黑河、吉林、齊々哈爾、開原、四平街及大連で、大連は大正九年一日閉鎖せるも昭和二年（一九二七年）六月新に開店し昭和六年には新築營業所に移つた。本店資本金は昭和三年末に於て大洋銀一千萬元拂込額八百七十餘萬元、業務としては國產事務、交通關係會計事務、預金、

貸付、割引、外國爲替等を營み各地に於て紙幣を發行しつゝある。本店は中國銀行と同樣昭和三年十一月北平より上海に移された。

七　公濟平市錢號

光緒二十七年（一九〇一年）奉天財政廳の下に瀋平銀十萬兩の資本金を以て設立せられたる公義商局は、一般錢莊業務を取扱ひ失敗した爲、光緒三十三年（一九〇七年）之を官銀號の經營に移し、名稱を公濟錢號と改め、官銀號より小洋二十萬元を出資し專ら兌換並に爲替業務を取扱はしめた。其後同號は庶民金融の爲め更に公濟當（質屋）を四箇所に新設した。民國三年（一九一四年）露國紙幣の賣買に大損失を蒙りたる爲更に五十萬元を出資して營業を繼續したが民國六年（一九一七年）遂に官銀號に合併せられた。然るに民國八年一月銅元票發行機關として再び獨立し公濟平市錢號と改稱した。最近に至つては又々官銀號の一部の如く取扱はれてゐる。

民國七、八年の頃滿洲に於ける制錢（穴明一文號）及銅元が著しく減少して小口取引に困難を來したので、之を緩和する爲銅元十枚票、二十枚票の二種（現在は更に五十枚票及百枚票がある）を發行したのである。之は現在普通に奉天小洋票と稱するものであり小額取引に補助貨として使用されてゐる。銅元票の兌換準備は東三省官銀號滙兌券卽ち所謂奉天大洋票である。

八　邊業銀行

邊業銀行は當初民國九年（一九二〇年）庫倫に創立されたものなるも損失多く失敗したので民國十三年十二月改めて大洋二千萬元の銀行とし天津に本店を置いた。昭和元年六月本店を奉天に移した。現在公稱資本金現大洋

二千萬元（拂込五百二十五元）主なる出資者は張學良である。奉天に於ける現大洋票、哈爾濱に於ける哈爾濱大洋票の發行權を有し、東三省官銀號と相並んで紙幣の增發、特產買占等に官立銀行としての横暴振を發揮した。殊に張作霖沒後學良の世となるや官銀號に代らんとする勢を示した。

同行の業務は紙幣の發行、國產事務取扱、各種預金及貸出、爲替、兌換其他一般銀行業務となつて居り、支店は哈爾濱、長春、營口、開原、四平街、吉林、黑龍江、雙城、綏化、黑河、安達等の東三省樞要地の外天津にも之を有する。

八　在滿支那側主要銀行一覽表

名稱	設立年	資本金	本店	滿洲に於ける支店出張所
東三省官銀號（銀元局）	一九〇五（一八九八）	奉大洋 二〇、〇〇〇、〇〇〇元	奉天	營口、開原、公主嶺、四平街、新民、海龍、遼陽、遼源、錦縣、安東、范家屯、吉林、長春、延吉、哈爾濱道裡、哈爾賓道外、黑河、黑龍江（齊々哈爾）、海拉爾、安達、洮南、雙城、呼蘭、綏化、寧安（上海、天津、北平）
吉林永衡官銀錢號	一九〇九	大洋 一〇、〇〇〇、〇〇〇	吉林	長春、哈爾賓、雙城、扶餘、五常、寧安、樺川、延吉、琿春、賓縣、依蘭（三姓）、密山、營口（其他出張所一二三）
黑龍江省官銀號	一九〇四	大洋 二〇、〇〇〇、〇〇〇	齊々哈爾	哈爾濱、奉天、營口、呼蘭、海倫、綏化、巴彥、黑河、庫瑪、漠河、安達、湯原、海拉爾、滿洲里、室韋、克山、道河、望奎、拜泉
中國銀行	一九〇四	大洋 （二五、〇〇〇、〇〇〇）二四、七二〇、二〇〇	上海	大連、奉天、哈爾濱、同道裡、長春、營口、安東、公主嶺、開原、齊々哈爾、吉林、黑河、臨江、通化、綏化、呼蘭

交通銀行	一九〇七	大洋	(一〇、〇〇〇、〇〇〇)八、七一五、一五〇	上海	奉天、哈爾濱、長春、黑河、吉林、齊々哈爾、開原、四平街、大連、營口、洮南、安達(琿春)
公濟平市錢號	一九一九	奉小洋	三、〇〇〇、〇〇〇	奉天	長春
邊業銀行	一九二五	大洋	(二〇、〇〇〇、〇〇〇)五、二五〇、〇〇〇	同	哈爾濱、長春、營口、開原、四平街、吉林、黑龍江、黑河、安達、綏化、雙城外十六(天津)
遼寧商業銀行	一九一四	大洋	(一、〇〇〇、〇〇〇)八七五、〇〇〇	同	洮南、哈爾濱、安達、遼源
大同銀行	一九二二	大洋	二、〇〇〇、〇〇〇	同	
黑龍江官銀號分行	一九〇九	大洋	五、〇〇〇、〇〇〇	同	(支店にあらず獨立のものなり)
林業銀行	一九二七	大洋	(五〇〇、〇〇〇)二〇〇、〇〇〇	同	
遼寧民生銀行	一九二九	大洋	(一、〇〇〇、〇〇〇)二五〇、〇〇〇	同	
世合公銀行	一九二四	大洋	(一、〇〇〇、〇〇〇)七五〇、〇〇〇	同	奉天、哈爾濱
濟東銀行	一九二八	大洋	五、〇〇〇、〇〇〇	同	(美孚洋行百五十萬元出資)
熱河興業銀行	一九一七	大洋	一、〇〇〇、〇〇〇	熱河	赤峰、平泉、林西、錘子山、開魯
察哈爾興業銀行	一九一九	大洋	二、〇〇〇、〇〇〇	張北	沽源、多倫、涼城、興和
東北銀行	一九二三	大洋	五、〇〇〇、〇〇〇	奉天	
益通商業銀行	一九一九	大洋	(一、〇〇〇、〇〇〇)二五〇、〇〇〇	長春	哈爾濱(上海)
浙江興業銀行	一九〇七	大洋	二、五〇〇、〇〇〇	上海	奉天、哈爾濱(閉鎖)
濱江大同銀行	一九二九	哈洋	一、〇〇〇、〇〇〇	哈爾濱	
濱江儲蓄銀行	一九二一	大洋	五〇〇、〇〇〇	同	

東邊實業銀行	一九一八	大洋	(三、〇〇〇、〇〇〇) 一、五〇〇、〇〇〇	安東	
金城銀行	一九一七	大洋	(一〇、〇〇〇、〇〇〇) 七、〇〇〇、〇〇〇	天津	大連、哈爾濱(休業中)
大中銀行	一九二九	大洋	(四、〇〇〇、〇〇〇) 一、六〇〇、〇〇〇	同	哈爾濱
東萊銀行	一九一八	大洋	三、〇〇〇、〇〇〇	天津	大連
益發銀行	一九二六	大洋	二〇〇、〇〇〇	長春	哈爾濱
農業銀行	一九二四	哈洋	一三〇、〇〇〇	綏化	
遼寧滙華銀行	一九二六	大洋	一、〇〇〇、〇〇〇	奉大	哈爾濱(上海、天津)

註、一、合計、本店(二二)公稱資本金一〇三、三二〇、〇〇〇元、拂込資本金八四、八九五、〇〇〇元、支店及主なる出張所(一六〇)、滿洲に支店のみを有する銀行(六)資本金五四、五〇〇、〇〇〇元(拂込四七、五二五、〇〇〇元)

二、資本金の括弧せるは公稱資本金、其他は拂込資本金、哈洋は哈爾濱大洋票、大洋は大洋錢の略、吉林永衡官銀錢號の資本金は通稱による。

九、儲蓄會

儲蓄會といふのは、貯金を奨勵し、之を専ら安全且つ有利に運用するを主眼とする支那側の機關である。前哈爾濱中國銀行分行長陳瀓六氏の主唱により、最初の儲蓄會として民國二年(一九一三年)鐵嶺に鐵嶺儲蓄會が設立されてから、滿洲至る處の都市に同種の儲蓄會が設けられ、其數百に近く資本金は合計五千萬元を超ゆると稱せられ庶民金融上一大勢力を成するに至つた。

儲蓄會の取扱ふ預金中には當座預金、定期預金、通外預金、据置預金(長定期)、積立貯金、特別貯金の外に奨

勵金附貯金（抽籤割增付償還）あり。又貸付をなす以外に倉庫業、保險業其他各種の企業に參與し、信託會社の性質をも兼ねてゐるものがある。儲蓄會發達の原因は、現在の支那普通銀行には信用少く又一般支那人が預金よりも小口投資をなす爲廣く預金を吸收し營業資金を得る事が困難なるも、儲蓄會は會員の持株出資及主として會員の貯蓄預金及信託的又奬勵的預金を吸收して之れを金融し得るからである。支那側銀行の特徵は一般預金が甚だ少く貸付を主とする點であり金貸業に近いものである。從て近代的預金銀行とは隨分緣の遠いもので、預金資金を運用する點では寧ろ儲蓄會の方が預金銀行に近いものである。

然乍ら最近資金の運轉方面を見るに官立銀行の貸付金が相當多額を占めてゐるものもあり、此種機關にも官立銀行が其の魔手を伸ばしたことを示すものであらう。預金及貸付の利率は共に高率で中には貸付月利二分四厘から三分といふ高利のものあるといふ。

資本金は數種の株式に分割し、會員は之が一乃至數株を分擔し、之に對し每月一定額宛拂込み、數年後全額拂込となつた時初めて正式株式を引渡すのである。貸出は會員を主とし、擔保貸付及信用貸付を行ふ。會員は支那人に限り、役員は正會長、副會長、董事、監察員等である。會の機關としては定期總會及臨時總會の二がある。決算は年一回とし若し利益があれば其中より積立金其他を控除した後會員の株數に應じ分配する。

第二節　日本金融機關

滿洲に於ける日本側銀行の進出は明治卅三年（一九〇〇年）一月當時滿洲第一の貿易港であつた牛莊に於て、

横濱正金銀行が支店を開業（前年より設置）したのを嚆矢とする。當時牛莊では露淸道勝銀行（露亞銀行）が勢力を占めて居た爲甚だ振はず、明治三十七年（一九〇四年）二月には日露開戰と共に一時引揚げの止むなきに至つたが、同年八月日本軍が大連を占領するや大連に正金銀行出張所が設けられ、其翌年之が支店に改められ戰後の滿洲に於ける中樞金融機關として立つことになつた。

一　特殊銀行

日露戰爭後に於ける滿洲の日本金融は横濱正金銀行大連支店を中心として發達した。同行は戰時中南滿一帶に流布された銀本位軍票を鈔票を以て回收整理する任務と、同行本來の活動範圍たる貿易金融のみならず一般金融の中心機關としての任務を背負つて立つたのであつた。其後明治四十三年六月よりは必要に應じて所謂特貸卽ち不動産金融の衝にも當り七面八臂の活動をなしたが、之には無理や不便が多かつたので、大正六年末から東拓、鮮銀の滿洲進出となり、貿易金融には正金、不動産金融には東拓、中樞金融には鮮銀の三機關を鼎立せしめ各々其機能を發揮せしめんとする堂々たる組織を作つた。

朝鮮銀行が滿洲に始めて支店を設けたのは明治四十二年（一九〇九年）の事で場所は安東であつたが、右の積極金融政策により南滿各地に支店を設け大戰景氣に乘じて金票を流布發展したのである。而して之と共に日本側銀行は濫興したが、大正九年の大恐慌に會し一大整理期に逢着した。かくて幾多の整理問題、合併問題の悲喜劇を演じたが特殊金融機關は大正六年に確立された組織の儘現存する狀況である。（詳細經緯第四章第三節參照）

二　民間銀行

民間銀行としては明治三十九年（一九〇六年）七月牛莊に日支合辦の正隆銀行（當時正隆號）が設定されたるを以て初めとする。當初の資本は銀十六萬兩であつたが、明治四十三年日本の安田家と關係を結び增資して大連に本店を移した。大正五年金銀兩資本を改めて金資本とし漸次增資した。當時同銀行に對抗した地方有力銀行龍口銀行は、大正二年山東省龍口に設立せられた銀行であるが、大正六年本店を大連に移し、其後滿洲銀行、鞍山銀行、東華銀行、松花銀行、旅順銀行等の小銀行を漸次合併して資本金一千五百四十萬圓に增加した。然るに經營を誤り大正十三年破綻したので整理の上同十四年十一月正隆銀行に合併されることになつた。正隆銀行は整理の結果資本金一千二百萬圓に過ぎぬが現在滿洲に於ける日本民間銀行としては第一の銀行である。

正隆銀行に對立する日本民間銀行は滿洲銀行である。其の設立は大正十二年八月といふ新しいものであるが、之は大連に本店を有した大連銀行、遼東銀行、奉天に本據を置いた奉天銀行及安東の滿洲商業銀行等の舊設銀行を合併したものである。合同資本金三千萬圓であつたが整理の必要を生じ一千萬圓に減資した。正隆銀行と共に滿洲各地に多くの支店を有し兎に角民間二大銀行の一である。

此の外民間銀行として十指を算へることが出來るが拂込資本金百萬圓以上を有するは大連商業銀行の一行に過ぎず、從て其の地方金融上に於ける活動も云ふに足りない。

滿洲金融界に日本の金融資本閥の直系銀行が進出しないのは甚だ淋しい感がする。之は擔保物件の關係、經營採算等の關係からであらう。只上海、大連、內地間の金銀爲替取引による利益獲得を目標として大連に三井、三菱及臺灣の三銀行が各々出張員を駐在せしめ居ることは注目に價する。

三　日本側銀行一覽表

以上要するに現在に於ける日本側金融機關の組織は、朝鮮銀行を中心とし、不動産長期金融には東洋拓殖株式會社、爲替銀行として横濱正金銀行が活動し、地方商業銀行としては滿洲銀行及正隆銀行の本支店があり、其他は地方の小銀行が各地に散在する有樣である。

滿洲に對する日本の銀行進出の趨勢を概觀する爲本支店出張所の數を累年比較する表及現狀を一覽する表とを次に示さう。

滿洲に於ける日本側銀行本支店出張所數

年　次（年末現在）	本店數	支店出張所數	計
明治 39 年（1906）	1	7	8
40 年（1907）	1	9	10
41 年（1908）	2	9	11
42 年（1909）	2	10	12
43 年（1910）	2	12	14
44 年（1911）	4	14	18
大正 1 年（1912）	5	18	23
2 年（1913）	10	22	32
3 年（1914）	12	22	34
4 年（1915）	12	24	36
5 年（1916）	13	29	42
6 年（1917）	16	33	49
7 年（1918）	22	38	60
8 年（1619）	23	48	71
9 年（1920）	25	52	77
10 年（1921）	25	58	83
11 年（1922）	28	55	83
12 年（1923）	21	62	83
13 年（1924）	19	62	81
14 年（1925）	17	56	73
昭和 1 年（1926）	17	52	69
2 年（1927）	16	50	66
3 年（1928）	16	50	66
4 年（1929）	15	51	66
5 年（1930）	15	49	64
6 年（1931）	12	49	61

註、支店數には正隆銀行の青島支店、天津支店を含む。

在滿日本側銀行一覽表

（昭和六年十二月現在）

名稱	設立年	公稱資本金	拂込資本金	本店	在滿支店出張所
横濱正金銀行	明治二、二	（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇）	（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇）	横濱	大連、牛莊、奉天、開原、長春、哈爾濱
朝鮮銀行	同　四〇、二	（四〇、〇〇〇、〇〇〇）	（二五、〇〇〇、〇〇〇）	京城	大連、奉天、長春、開原、營口、旅順、遼陽、安東、鐵嶺、哈爾濱、傅家甸、龍井村、四平街
正隆銀行	同　三九、一	一三、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	大連	營口、奉天、旅順、長春、開原、撫順、四平街、哈爾濱、安東、鞍山、公主嶺（青島）（天津）
滿洲銀行	大正三、七	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、九〇六、六六二	大連	金州、普蘭店、貔子窩、鞍山、奉天、奉天小西關、撫順、本溪湖、安東、安東興隆街、開原、公主嶺、長春、吉林、范家屯
大連商業銀行	同　七、七	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	大連	
大連興信銀行	同　一四、六	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	大連	
長春實業銀行	同　六、三	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	長春	
滿洲殖產銀行	同　九、二	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	奉天	
安東實業銀行	同　七、五	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	安東	
日華銀行	同　八、一〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	鐵嶺城內	
振興銀行	同　七、五	一、一七五、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	營口	營口新市街
平和銀行	同　九、一	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	吉林	大連

哈爾濱銀行	同　10、二	二、000、000	五00、000	哈爾濱	
本店合計	一二	三一、六七五、000	一三、七0六、0三七		四七（二）

四　東洋拓殖株式會社

東洋拓殖會社は朝鮮（及大正六年より外國）に於ける拓殖事業の經營及拓殖資金の供給を目的として明治四十一年（一九〇八年）京城（現在本店東京）に設立された資本金五千萬圓（拂込三千五百萬圓）の會社である。滿洲に於ける日本人の經濟的發展の爲長期低利の不動產金融を必要とする處から、明治四十三年以來正金銀行支店をして約四百五十萬圓の範圍の特殊貸付を取扱はしめたが、大正六年末滿洲金融組織改革に際し此の業務を東拓に引繼がしめた經緯は第四章に述ぶる如くである。同社は大連、奉天、哈爾濱の三地に支店を設け歐洲大戰後の好景氣に乘じて業務を擴張したが、大正九年の大恐慌に會し、投資々金の固定するもの少なからず、仍て引續き專ら之が整理に沒頭し來つたが滿洲新國家の成立により新に活動を始めんと盛んに調査研究を進めつゝある。

同社の滿洲に於ける活動狀況を示す爲め次に二一、二二の表を掲げやう。尙同社の貸出利率は大正九年頃は年七分、期限は最長八年、最短三年であつたが、最近に於ては利率は一割乃至一割一分となつてゐる。其貸付金の種類は定期償還貸付金と年賦償還貸付金との二種あり、貸付金の用途は主として家屋建築及買入であり、擔保は主として不動產である。

東洋拓殖株式會社
在滿支店貸出狀況
（每年末）

年次		千圓
大正	3 年 (1914)	× 2,635
	4 年 (1915)	× 2,412
	5 年 (1916)	× 2,215
	6 年 (1917)	3,881
	7 年 (1918)	8,253
	8 年 (1919)	26,823
	9 年 (1920)	39,821
	10 年 (1921)	43,375
	11 年 (1922)	47,182
	12 年 (1923)	51,088
	13 年 (1924)	52,861
	14 年 (1925)	51,032
昭和	1 年 (1916)	49,015
	2 年 (1927)	40,482
	3 年 (1928)	35,018
	4 年 (1929)	30,695
	5 年 (1930)	28,403
	6 年 (1931)	27,940

註、×正金銀行取扱、大正八年–十一年大連商議調、尙間島に於て約百五十萬圓の貸出あり。

右の外東拓本社勘定の對滿貸出約二千萬圓あり、同社の貸付總高に對し滿洲に於ける貸付高は約半額に近い。

東拓會社在滿各店
貸付金用途別
（昭和 4 年末現在）

用途別	口數	金額
		千円
家屋建築買入	1,312	18,771
土地改良農事經營	373	2,466
鑛業資金	5	196
釀造資金	17	957
諸工業	72	5,978
果樹牧場林業	90	1,181
其他	57	1,146
計	1,926	30,695

註、本表のみは昭和 4 年末現在。

東拓會社貸付金支店別
（昭和 6 年末）

支店別		
大連	1,176	15,330
奉天	511	7,371
哈爾濱	111	5,189
計	1,798	27,940

五　其の他の金融機關

關東州及滿鐵沿線に於ける庶民農業金融機關として都市及村落金融組合が最近多く設立されて來た。昭和六年末現在前者組合數十五會員數二千餘資金合計二百萬圓、後者組合數五組合員數計六千餘資金合計金銀混計約二百萬圓である。又昭和二年（一九二七年）末より小賣商人間に組織されつゝある各都市の輸入組合は、小賣商人の共同信用を利用して、商品仕入資金の融通をなさんとする組合であるが、其の將來は囑望されてゐる。金貸業及質屋は日支人庶民金融機關として相當重要であるが、金貸業は最近其の數減少し貸金額を減少しつゝある。昭和三年末に於て前者は約百戶貸出總額二千四百萬圓位質屋は約七百戶年末貸出高四百三十餘萬圓である。（昭和五年末に於ては戶數七百五十戶金額三百五十萬圓である）

滿洲に於ける日本側貯蓄機關としては明治三十九年（一九〇六年）より事務を開始した郵便局が活動してゐる。其の郵便貯金額は昭和六年末に於て二十八萬九千口、二千七百萬圓を超へてゐる。又郵便局の爲替業務も相當の金額に達し昭和六年に於ける郵便振替貯金は拂込約二千二百萬圓、拂渡約九百萬圓に達して居り、又郵便爲替の取扱は昭和六年中受入一千五百萬圓拂渡六百八十萬圓に達してゐる。

第三節　外國銀行

外國の金融機關としては、ソウエート聯邦の極東銀行（ダリバンク）、米國の花旗銀行（ナシオナルシテー・バンク・オブ・ニューヨーク）の各支店、英國の滙豐銀行（ホンコン・アンド・シヤンハイ・バンキング・コオポレーシオ

ン）各支店、及佛蘭西系資本による上海の萬國儲蓄會の奉天支店等を主なるものとし其他の銀行支店出張所が主として哈爾濱、奉天、及大連を中心として活躍しつゝある。

一、外國銀行一覽表

名稱	設立年	公稱資本金（千）	拂込資本金（千）	本店	在滿支店出張所
極東銀行	一九二三	$ 五、〇〇〇	五、〇〇〇	哈爾濱	滿洲里、海拉爾（上海、天津、張家口）
滙豐銀行	一八六五	S$ 五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	香港	大連、奉天哈爾濱（一九二二）
花旗銀行	一八一二	$ 二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	紐育	大連、哈爾濱（最近開源にも營業所を置く）
麥加利銀行	一八五三	£ 三、〇〇〇	三、〇〇〇	倫敦	哈爾濱、大連（Chartered Bank of India Australia & China, Ltd）
中華懋業銀行	一九一七	$ 一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	北平	哈爾濱（米支合併）
極東借款銀行	一九一〇	¥ 一六九	一六九	哈爾濱	哈市新市街（第二借款銀行の後身なり一九二一、六改名）
猶太庶民銀行	一九二三	¥ 一〇〇	六六	哈爾濱	
極東猶太商業銀行	一九二一	¥ 四〇〇	四〇〇	同	
中法實業銀行	一九一五	Frs 五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	巴里	奉天
佛亞銀行		〃 二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	同	哈爾濱奉天（一九二九年）

二　露國銀行

右表に示さぬが、滿洲に於ける歴史の最も古いのは露亞銀行である。同行は初め一八九五年東淸鐵道建設を動機とし、露國の滿洲經營の機關銀行として新設され、露淸合辦道勝銀行と稱した。支那側の庫平銀五百萬兩の出

資は名義のみであり、露國側の六百萬留の出資も實は佛蘭西の資本であつたといふ。
支那内に十三の分行を有し政府筋の出資關係あるのみならず其の歴史の古い爲め、滿洲は勿論北支那一帶の商民間にも少からぬ取引關係を有してゐた。一九一〇年北方銀行を合併し露亞銀行と改稱した。而して露西亞革命の結果露支佛間に同行の國籍に關して複雑な問題が起り、結局佛國籍に移轉したので北滿露西亞側の金融界は中心を失つた。而して同行の各支店は獨立せる如き形となり、業務の統一を缺いたが、銀爲替に失敗し業態不良の爲一九二六年九月二十七日取付に會し今尚ほ閉店整理中である。
革命後に於けるソウエート聯邦の對滿經濟發展上に於ける參謀本部として極東銀行(ダリバンク)が哈爾賓に活動してゐる。同行は資本金大洋五百萬元の株式會社であるが資本の殆んど全部がソウエート聯邦の國庫より出てゐるといふ。始め一九二二年極東共和國銀行支店が哈爾賓に設立されたが、之に代り一九二三年六月極東銀行が設けられた。革命以來振はなかつた露國系銀行の中心となり、非常な發展を示してゐる。形式上露領内の極東銀行と別個のものであるが、事實上密接なる關係を有し且つ東支鐵道の露國側機關銀行である。一九二七年八月十日東支鐵道收益金が露支折半保管に決定したので、同行としては東鐵預金が減少し大なる打撃である。支店は上海(一九二三年)滿洲國、海拉爾、天津、北京及張家口(一九二四年)に有する。業務は一般銀行業務竝に貯金を取扱ふ。預金は一九二九年始に於て二千二百萬圓に達し貸付二千萬圓である。昭和四年(一九二九年)夏東支鐵道問題勃發以來支那側の壓迫に堪へず九月十九日の株主總會にて閉鎖に決定し、獨逸極東借款銀行に其の貸付金を繼承する筈の處、露支協定成立し近く再び北滿に活動することゝなつた。

三　英國銀行

滙豐銀行（香港上海銀行）は英國系の銀行であつて、一八六五年資本金五百萬弗を以て香港に創設され、一九〇七年に至り千五百萬弗全部拂込に增資した。現在では二千萬弗の拂込資本金である。南支那に於ける爲替銀行としての地位は何人も知る通りである。北滿に於ける露國系の銀行の勢力失墜と共に哈爾賓に進出したが同行は滿洲に於て大連、奉天及哈爾賓に支店を有し主として特產資金の供給及歐洲品竝に上海雜貨の輸入等の爲替業務を行つてゐる。

喳打銀行（麥加利銀行）はチャータードバンクとして知らるゝ英系銀行で一九二八年哈爾賓及大連に進出した。

四　米國銀行

花旗銀行は一九一〇年設立され、以前は米國系の東洋に於ける商業銀行として活動したインターナシオナルバンキング・コーポレーシオンである。同行は一九二六年末米國第一の銀行、ナショオナルシチーバンク・ヲブ・ニューヨーク（一八一二年設立）に合併された。同行の資本金は一九二七年末七千五百萬弗であつたが、一九二八年六月九千萬弗に增資され更らに一九二九年一月一億萬弗に增資された。同年末現在の資本金は一億一千弗、積立金一二九、六五〇千弗資產二十二億を超へ世界第二位の銀行である。（預金では第四位）支那に於ける名稱は舊名花旗銀行を其儘使用してゐる。同行の活動は米國の對支貿易に大なる貢獻をなしつゝある。滿洲に於ては哈爾賓、大連兩支店の外奉天にも最近支店を設置せりといふ。又昭和五年四月初旬より開原に營業所（中國銀行內）を設

置し現大洋勘定の動産、不動産擔保貸出を開始するといふ。月利は一分見當期限は一箇年、六箇月等であるといふ。尙同銀行は極東銀行とも特殊關係があるといふ。

米支合辦中華懋業銀行は哈爾賓に支店を有するが、主として利權投資を使命とするといふ。

第三章　滿洲の金融事情

第一節　一般金融

滿洲に於ける金融機關に就ては前章に於て、大體、支那側、日本側及外國側の三に別つて說明した。本章に於ては之等の各銀行其他の金融機關が滿洲の金融上如何なる役割をなしつゝあるか、又滿洲に於ける金融狀況は概括して如何なる狀況にあるかを述べよう。

銀行の本支店出張所の數に於て又其の分布の行亙れる點に於ては勿論支那側のものが斷然リードしてゐる。卽ち概數百六十に及び、日本側の六十內外とは比較にならぬ。外國銀行は更に少い。支那側銀行の支店出張所が奧地至る處に存するに對し日本側銀行及金融機關は關東州及鐵道沿線主要地に限られ、外國銀行は更らに哈爾濱、奉天、大連の三地に限られてゐる。然るに其の一般金融界に於ける活動振は日本側が斷然首位を占め滿洲の經濟的發展に少なからぬ寄與をなし來つた。其の預金貸出に就いて見るも日本側銀行は日支外人の區別なく之と取引するが、支那側銀行は取引先が殆んど支那人に限られてゐる。

以下之等の事情を項を分つて概略述べやうとするが、支那側の統計資料少く又外國銀行の活動狀況に就ては殆んど其の內容を明かにし得ないのを遺憾とする。

尙金融狀況を說明するに先ち通貨の事情を明かにする必要がある。然乍ら本書に於ては他に幣制に關する詳細なる硏究が掲載される筈であるから此處には極めて概括的に一言するに止める。支那側紙幣は多くは不換紙幣か又は爲替券である。本位は銀も銅もあるが概して銀系統といふことが出來る。奉天票、現大洋票、哈大洋票、吉林大洋票、江省大洋票、吉林官帖、黑龍江官帖其他の支那側紙幣の流通總額は昭和六年末に於て現大洋換算約一億三千萬元であつた。之は所要紙幣流通額に對し稍少きに失すると思はれる。昭和六年十一月頃から各縣で盛んに發行されつゝある流通券、救濟券の如き各縣平均二十萬元に達してゐるといふのも此の事情を物語るものである。現在紙幣は少くも全滿に於て二千萬元は不足と思はれる。之れに大洋錢、小洋錢、鎭平銀（馬蹄銀）過爐銀等を加へ概略二億元が支那側所要通貨額と考へて大過無からう。日本側の鮮銀金票約三千萬圓正金銀行銀票一千萬圓として合計約六千萬元の流通がある。尤も銀票は多くは銀行の準備金其他に貯藏されてゐるものが多いといふから滿洲に於ける最近の通貨流通總額は大略二億五千萬元と見てよからう。

一　預　金

滿洲に於ける日本側銀行の預金總額は累年增加し、殊に大正七、八年頃に著しく增加した。其後一時減少を示したが最近は概して增加の趨勢にあり約一億七千萬圓と見てよからう。之を土地別にすれば大連を第一とし奉天、哈爾賓之れに次ぐ狀況である。預金の種類より見れば定期預金が最も多く當座預金は之れに次ぐが、銀勘定

に於ては當座預金が最も多く銀が主として商業者の預金たることを物語つてゐる。預金者は日本人が最も多いが、銀勘定に於ては支那人の預金が最も多い。

此の外大きな預金としては日本側郵便局の郵便貯金昭和六年末現在高二千七百萬圓がある。

支那側銀行の預金額に就ては集計的資料が無いが、主要銀行の勘定より推定すれば現大洋にて約一億五千萬元見當である。之を一〇〇對六〇にて金に換算すれば金八千萬圓であるから日本側の預金に對して約四割に當る。主要銀行の預金の多くは官廳預金及官商の預金であつて一般の預金は極めて少い。之は一般支那人が支那側銀行其他の金融機關を從來の經驗から信用しない結果であると思ふが、一面から見れば發行權を有する官銀號等は零細の預金を吸收しなくても紙幣を無準備にて大量生産し資金を充實し得る事情が存した結果と思はれる。

日本側銀行預金種別
（昭和6年末）

種別	金勘定	銀勘定
	千円	千円
定期預金	58.012	1.650
當座預金	25.793	30,710
特別當座預金	13.892	113
其他預金	33.220	5.941
計	130.917	39.074

日本側銀行預金總額
（毎年末現在）

年次	金勘定	銀勘定
	千円	千円
大正 7年（1918）	75.076	4.523
8年（1919）	125.479	11.463
9年（1920）	92.176	5.667
10年（1921）	106.977	10.135
11年（1922）	110.114	11.124
12年（1923）	97.481	13.237
13年（1924）	107.314	9.829
14年（1925）	132.041	28.479
昭和 1年（1926）	120.425	19.922
2年（1927）	144.262	16.557
3年（1928）	145.950	16.749
4年（1929）	142.311	20.748
5年（1930）	123.647	15.637
6年（1931）	130.917	39.074

1923 年以前は大連商議調

日本側銀行預金地方別

（和昭 6 年末）

地方別	金勘定	銀勘定
	千円	千円
大連	84.312	20.538
奉天	14.030	15.940
哈爾濱	8.315	(哈 3.670)
長春	3.537	1.866
安東	4.835	千[illegible] (1.498)
旅順	5.759	—
開原	2.101	千円 180
營口	1.426	294
四平街	773	13
公主嶺	871	136
撫順	1.583	24
遼陽	769	—
鞍山	850	—
其他	1.755	136
計	130.917	39.074

日本側銀行預金銀行別

（昭和 6 年末）

銀行別	金勘定	銀勘定
	千円	千円
朝鮮銀行	45.567	5.270
正金銀行	14.214	30.319
正隆銀行	48.449	1.597
滿洲銀行	18.734	1.889
其他銀行	3.923	52
計	130.918	39.074

日本側銀行預金預金者別

（昭和 6 年末）

種別	金勘定	銀勘定
	千円	千円
日本人	107.289	6.027
支那人	2.743	23.997
外國人	3.261	890
同業者	15.170	8.160
公共團體	2.455	—
計	130.917	39.074

二　貸出

從來滿洲に於ける日本側銀行の貸出が預金よりも著しく大であることは一つの特徴であつたが、不良貸付金の整理進むに從ひ貸出中の多額が本店勘定に移されたり消却されたりして近年兩者が漸次接近し來つた。貸出總額は五六年前迄は大正十年頃と同じく約三億圓見當であつたが最近激減を示し二億圓を割つてゐる。勿論之は昭和三年に於て朝鮮銀行が固定貸を本部勘定に付替へた事も影響してゐる。

貸出額を土地別に見れば預金と同じく大連を第一とし奉天、哈爾賓之れに次ぐ情況である。銀行別に見れば金勘定に於ては朝鮮銀行、正隆銀行、滿洲銀行の順序であり、銀勘定に於ては正金を第一とし正隆之れに次ぐ。以上四銀行以外の預金及貸出は殆んど論ずるに足らぬ額である。貸出を種類別に見れば貸付金最も多く七七%を占

め、割引手形が之れに次ぐ。又貸出を其の擔保別にすれば、不動産擔保貸出が普通銀行の割合に非常に多い。之は適當な不動産銀行が無い爲めもあらうが、一面から見れば證券其他の適當なる擔保品が少いことをも意味する。貸出の内最も多いのは信用貸である。

貸出の利用者は矢張り日本人が最も多いが銀勘定では支那人への貸出額が相當多額に達する。貸出の用途は金銀共主として商業資金である。特産資金だけで昭和六年末金銀混計約三千三百萬圓の巨額に達してゐる。工業資金、農業資金は比較的少い。

支那側銀行の貸出に就ては預金と同じく推定の外ないが、主要銀行の勘定より推定して總貸出高は現大洋にて約二億五千萬元と思はれる。之を一〇〇對六〇の割合にて換算すれば約金一億五千萬圓であつて日本側貸出の約

日本側銀行貸出總額
（毎年末）

年次	金	銀
	千円	千円
大正 7年（1918）	136.351	20.979
8年（1919）	237.380	21.785
9年（1920）	199.665	6.772
10年（1921）	267.535	17.399
11年（1922）	279.819	9.566
12年（1923）	273.588	11.886
13年（1924）	267.966	11.249
14年（1925）	382.252	14.416
昭和 1年（1926）	259,087	13.957
2年（1927）	238.814	11.569
3年（1928）	196.226	12.633
4年（1929）	206.241	15.319
5年（1930）	175.324	13.529
6年（1931）	170.998	10.479

1923年以前は大連商議調

日本側銀行貸出種類別
（昭和6年末）

種別	金	銀
	千円	千円
貸付金	134.536	3.914
當座貸越	15.027	3.540
割引手形	21.259	3,025
年賦貸付	175	—
合計	170.998	10.479

日本側銀行貸出地方別
(昭和6年末)

地方別	金	銀
大連	千円 183.581	千円 7.248
奉天	16.458	22
安東	12.238	—
長春	9.649	780
哈爾濱	11.060	—
開原	3.606	461
遼陽	2.112	—
公主嶺	475	505
四平街	2.087	7
營口	1.045	328
鐵嶺	2.281	—
鞍山	1.200	465
撫順	1.699	400
其他	3.506	262
合計	170.998	10.479

日本側銀行貸出擔保別
(昭和6年末)

種別	金	銀
不動産	千円 52.460	千円 1.932
有價證券	34.877	91
商品	18.926	5.390
債權	6.812	137
信用	57.923	2.928
計	170.998	10 479

日本側銀行貸出借出者別
(昭和6年末)

種別	金	銀
日本人	千円 123.343	千円 3.960
支那人	13.827	5.868
外國人	4.184	25
公共團體	24	—
同業者	29.624	626
合計	170.998	10.479

日本側銀行貸出銀行別
(昭和6年末)

銀行別	金	銀
朝鮮銀行	千円 43.509	千円 771
正金銀行	19.904	5.965
正隆銀行	62.698	1.209
滿洲銀行	33.449	2.533
其他銀行	11.495	—
合計	170.998	10.479

八割三分に達する。處が此の金額の大部分は官商に融通され、官廳に貸付られ或は官業の資本に投ぜられて、一般民業の財界を裨益する處か官商官業の跋扈を助長し、却て其の利益を害し經濟發達を阻碍しつゝあつたのである。

三　爲替取扱商

滿洲の貿易大勢は昭和五年輸移出總計三億九千七百萬兩に對し輸移入額三億〇六百萬兩差引九千一百萬兩の出超を示してゐる。日本側銀行の爲替取扱高は滿洲相互間のもの最も多く、對日本關係之れに次ぎ、朝鮮との取引、南支那との取引も亦少くない。銀行別にすれば金勘定に於ては朝鮮銀行、銀勘定に於ては横濱正金銀行が夫々取扱高最高を占めてゐる。之れに次ぐものは正隆銀行及滿洲銀行である。其他のものは殆んど取扱はぬ。

滿洲内の爲替取引殊に奧地との取引及對支那爲替取引に於て支那側錢莊、銀爐其他大商店の爲替業務が非常に重要な割役を演じつゝあることは注意するを要する。之が利用者は勿論多く支那人である。滿洲の對支爲替取引中最も重要なるものは對上海爲替である。大連に於ては正金銀行の鈔票と上海兩との爲替關係が密接で其の間の爲替を滙中と云ふ。此の滙中のパリチーは鈔票百圓に對し上海兩七二・二〇六兩とされてゐる。此の爲替取引は大連の爲替銀行及錢莊の間に行はれるが、其の主なる取引者は上海筋錢莊、南支向輸出者、大連の油坊、官銀號系商人、大連の上海物資輸入商、滿洲奧地の商人等である。

營口は滿洲に於ける最も古い開港場である。從て上海との特殊の取引關係が密接である。營口の過爐銀と上海兩との爲替相場を會水（滙水）と稱する。此のパリチーは上海兩千兩が牛莊九七三・九七兩であるとされてゐる。

日本側銀行爲替受拂地方別

（昭和6年中）

地方別		受入	拂出
大連	金	454.174	415.087
	銀	179.037	163.224
哈爾賓	金	122.299	120.282
	銀	3.550	3.042
奉天	金	112.861	121.740
	銀	43.693	53.016
長春	金	39.279	34.458
	銀	57.978	72.697
安東	金	44.489	49.297
	銀	218	—
營口	金	18.557	19.539
	銀	16.629	16.449
開原	金	10.162	10.298
	銀	17.817	18.566
四平街	金	11.778	12.339
	銀	145	26
其他	金	43.312	34.259
	銀	8.380	7.949
合計	金	856.911	817.299
	銀	327.447	334.968

註、銀には支那側通貨を含む。

日本側銀行爲替取扱高向先別

（昭和6年中）

仕向別		受入	拂出
日本	金	258.697	183.809
	銀	5	27.297
滿洲	金	508.374	491.955
	銀	280.200	279.248
支那	金	55.473	41.967
	銀	47.238	28.423
歐洲其他	金	34.367	99.568
	銀	4	—
合計	金	856.911	817.299
	銀	327.447	334.968

日本側銀行爲替受拂銀行別

（昭和6年中）

銀行別		受入	拂出
朝鮮銀行各店	金	562.804	559.915
	銀	6.459	6.386
橫濱正金銀行各店	金	134.614	141.204
	銀	299.073	303.731
正隆銀行各店	金	108.442	73.004
	銀	12.770	12.478
滿洲銀行各店	金	50.590	42.903
	銀	9.145	12.373
其他銀行各店	金	461	273
	銀	—	—
合計	金	856.911	817.299
	銀	327.447	334.968

日本側銀行爲替受拂高

（年　合　計）

年次		受入	拂出	年次		受入	拂出
		千円	千円			千円	千円
大正7年(1918)	金	822.398	760.162	大正14年(1925)	金	1.389.444	1.387.646
	銀	244.179	249.045		銀	237.712	253.568
8年(1919)	金	1.316.225	1.136.991	昭和1年(1926)	金	1.174.016	1.128.217
	銀	223.424	251.497		銀	293.653	286.832
9年(1920)	金	1.196.875	1.218.961	2年(1927)	金	1.195.202	1.168.534
	銀	204.886	230.459		銀	293.466	297.565
10年(1921)	金	1.028.167	974.962	3年(1928)	金	1.389.197	1.399.972
	銀	220.008	199.910		銀	254.401	339.719
11年(1922)	金	1.135.742	1.141.100	4年(1929)	金	1.559.421	1.494.349
	銀	141.738	147.450		銀	344.074	333.668
12年(1923)	金	1.155.100	1.156.276	5年(1930)	金	1.054.584	1.016.106
	銀	176.315	162.937		銀	285.370	288.151
13年(1924)	金	1.211.453	1.231.956	6年(1931)	金	856.911	817.299
	銀	230.700	235.876		銀	327.447	334.968

安東と上海との爲替關係は安東鎭平銀と上海兩との相場鎭申を以て決濟される。此のパリチーは上海千兩が鎭平銀の九八七兩である。之等の會水及鎭申の取扱者は安東及營口の支那人輸出入大商店、錢莊、銀爐等である。

右の外天津、青島、芝罘（煙臺）、香港等との爲替關係も密接であり、支那側大商店及錢莊が此の方面の爲替を取扱ふのである。

外國銀行の爲替取扱高は比較的多いとされてゐるが、主なる活動地たる哈爾賓、奉天に於ける實勢が明かでない。大連に於ては花旗銀行の一箇年累計受拂各二千萬圓程度を最高とするに過ぎぬから日本側滿洲銀行よりも少い譯である。

支那側銀行の爲替取扱高の一例として奉天、開原四平街公主嶺等の滿鐵附屬地内に存する東

三省官銀號の昭和六年中取扱高は合計現大洋換算にて受拂共各約二千萬元であつた。

四　手　形　交　換

現在滿洲に於て手形交換所の存在するのは大連及奉天のみである。大連では大正七年九月より開始され今では朝鮮銀行支店、横濱正金銀行支店、滿洲銀行、正隆銀行、大連商業銀行、中國銀行支店、交通銀行支店、金城銀行支店、滙豐銀行支店、花旗銀行支店、麥加利銀行支店、大連郵便局が交換組合に加盟し、奉天に於ては大正八年七月より開始し今では朝鮮銀行、横濱正金銀行、滿洲銀行、正隆銀行、滙豐銀行の各支店が加盟してゐる。交換高は最近稍增加を示してゐる。大連の手形交換高を內地の大都市に比較すると東京の四百億圓、大阪の三百億圓に對し大連十五、六億圓であつて、丁度東京、大阪、神戸、名古屋、横濱、京都の六大都市の次位にある。

大連手形交換高
（年　合　計）

年　　次	金勘定	銀勘定
	千円	千円
大正 7 年(1918)	289.399	69.625
8 年(1919)	1.423,178	342.655
9 年(1920)	1.458.675	519.096
10 年(1921)	1.017.397	428.938
11 年(1922)	1.155.827	264.137
12 年(1923)	965.836	273.165
13 年(1924)	1.024.168	390.249
14 年(1925)	684.580	265.718
昭和 1 年(1926)	857.529	397.702
2 年(1927)	862.587	512.003
3 年(1928)	983.124	526.387
4 年(1929)	1.105.395	557.598
5 年(1930)	804.093	631,479
6 年(1931)	696.337	792.433

大正7年分は9月以後4箇月間の數字なり。

奉天手形交換高
（年　合　計）

年　　次	金　勘　定
	千円
大　正　8 年 (1919)	46.498
9 年 (1920)	70.473
10 年 (1921)	57.783
11 年 (1922)	47.366
12 年 (1923)	38.329
13 年 (1924)	26.986
14 年 (1925)	29.416
昭　和　1 年 (1926)	24.261
2 年 (1927)	24.020
3 年 (1928)	34.814
4 年 (1929)	37.975
5 年 (1930)	24.596
6 年 (1931)	20.575

大正8年分は7月以後6箇月間の數字なり。

大連手形交換所手形交換高

昭和6年中　金勘定　(單位千圓)

借方(支拂手形)		銀行名稱	貸方(持出手形)	
手形枚數	交換金額		交換金額	手形枚數
64.547	252.451	朝鮮銀行大連支店	261.508	66.111
87.474	168.986	正隆銀行	173.234	105.963
19,619	118.214	橫濱正金銀行大連支店	112.063	12.974
79.578	72 316	滿洲銀行	63.824	78,062
3.946	25.656	滙豐銀行大連支店	26.634	5.220
4.610	22,775	中國銀行大連支店	17.183	6.174
5.302	18.050	花旗銀行大連支店	24.999	6.379
1.813	7,415	交通銀行大連支店	5.126	1.555
22.463	4.643	大連商業銀行	4.433	17.055
13.572	2.227	大連郵便局	2.227	3.665
675	1.972	金城銀行大連支店	2.036	547
581	1.633	麥加利銀行大連支店	3.277	475
304.180	696.338	合計	696.344	304.180

大連手形交換所手形交換高

昭和6年中　銀勘定　(單位千圓)

借方(支拂手形)		銀行名稱	貸方(支出手形)	
手形枚數	交換金額		交換金額	手形枚數
34.693	244.245	橫濱正金銀行大連支店	254.506	25.826
22.560	186.067	中國銀行大連支店	167.211	39.300
19.432	137.533	正隆銀行	140.245	14.535
7.649	77.286	朝鮮銀行大連支店	84.054	7.490
10.035	44.107	交通銀行大連支店	43.130	10.946
8.351	42.786	滿洲銀行	43.888	6.455
4.940	26.990	花旗銀行大連支店	27.184	4.698
5.562	25.706	金城銀行大連支店	23.815	4.509
1.344	7.065	滙豐銀行大連支店	7.398	741
81	660	麥加利銀行大連支店	1.004	159
114.647	792.445	合計	792.435	114.647

奉天手形交換所手形交換高

昭和6年中　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（單位千圓）

借方（支拂手形）		銀行名稱	貸方（持出手形）	
手形枚數	交換金額		交換金額	手形枚數
6.372	7.077	朝鮮銀行奉天支店	6.026	6 111
10.789	5.663	滿洲銀行奉天支店	6,040	10.629
9.142	5.156	正隆銀行奉天支店	5.986	6.798
1.816	2.344	横濱正金銀行奉天支店	2.150	1.281
341	338	滙豐銀行奉天支店	379	641
28.460	20.578	合計	20.581	28.460

昭和四年の如きは京都の上位にある）而して朝鮮の八都市の交換額總計よりも多い。大連の手形交換の特長は枚數に比し金額の多い事で一枚當り金額に於ては日本中比肩するものがない。

大連手形交換所に於ける手形の交換高を銀行別に一覽するに金勘定に於ける朝鮮銀行、正隆銀行、正金銀行並に滿洲銀行が高位にあるは勿論であるが、滙豐、花旗、中國等の外國及支那銀行も相當の額に達し、殊に銀勘定に於ては、正金銀行に次いで中國銀行の活動が目立つのである。正隆、鮮銀に次ぐとは謂へ交通、金城、花旗等も却つて金勘定より多くの交換をなす狀況である。

五　金　利

滿洲に於ける日本側銀行の金利は日本に於けるよりも一般に高率である。從つて英米等の諸國よりも高率なる事は謂ふ迄もない。一般に銀の預金利率は金よりも低い。而して概して正金銀行は最も金利が低く、朝鮮銀行之に次き正隆銀行、滿洲銀行は更に二厘乃至五厘方高率である。今大連に於ける上記四銀行につき利率を見ると次の如し。尚土地別に見れば大體大連最も低利であり長春及哈爾賓も

低利の方である。哈爾濱は正金銀行、朝鮮銀行共に貸出が極めて低率であるが之は外國銀行との競爭の結果であらうと思はれる。

大連日本側四銀行預金々利
（昭和6年末）

種別		最高	最低	普通平均
定期(1年)	金	5.2分	4.0分	4.6分
	銀	4.7 〃	3.5 〃	3.8 〃
定期(6箇月)	金	5.1 〃	4.0 〃	4.6 〃
	銀	4.0 〃	3.5 〃	3.9 〃
當座預金	金	4.0 厘	2 厘	3.5 厘
	銀	3 〃	2 〃	2.8 〃
特別當座預金	金	8 〃	7 〃	7.5 〃
	銀	5 〃	4 〃	4.8 〃
諸預金	金	13 〃	3 〃	9.0 〃
	銀	10 〃	5 〃	5.3 〃

大連日本側四銀行貸付金利
（昭和6年末）

種別		最高	最低	普通平均
不動產	金	33 厘	18 厘	28 厘
	銀	30 〃	30 〃	30 〃
證券	金	23 〃	22 〃	26 〃
	銀	—	—	—
商品	金	29 厘	19 厘	25 厘
	銀	20 〃	17 〃	23 〃
信用	金	32 〃	26 〃	30 〃
	銀	32 〃	27 〃	29 〃
當座貸越	金	33 〃	18 〃	27 〃
	銀	32 〃	16 〃	26 〃
割引手形	金	20 〃	16 〃	26 〃
	銀	28 〃	18 〃	23 〃

註、四銀行とは朝鮮銀行支店、横濱正金銀行支店、正隆銀行及滿洲銀行の四なり。

以上は日本側の金利であるが、支那側の金利は更らに高率である。稍資料は古きに失するが「滿洲に於ける支那銀行の概要」に依り概觀するに昭和三年末頃の利率は次の如くである。

定期預金利率

貸付利率

奉天地方	月　六厘	月　一分二厘
吉林地方	月　五厘	月　一分二厘乃至一分五厘
長春地方	月　六厘	月　一分三厘乃至一分五厘
哈爾賓地方	月　五厘	月　一分三厘乃至一分八厘
齊々哈爾地方	月　四厘乃至八厘	月　一分四厘乃至一分六厘
安達、呼蘭、綏化地方	月　五厘乃至六厘	月　一分六厘乃至二分五厘

民間預金を集めて可成庶民金融に勢力を占めつゝある儲蓄會の貸付利率の如きも多くは月二分四厘乃至三分といふ高率である。「東三省金融整理委員會報告書」によれば民國十九年（昭和五年）に於ける各縣利息調査といふのに次の數字がある。

奉天省	銀行貸付	商號貸付	農民貸付
瀋陽縣	三〇%	四五%	五〇%
遼陽縣	三〇%	三〇%	四〇%
開原縣	一七%	四〇%	五〇%
東豐縣	三〇%	六〇%	九〇%
新民縣	二〇%	四〇%	八〇%
安東縣	一四%	二〇%	二五%

右は其の二三を抽出したに過ぎぬ。勿論此の調査は條件及調査地の情況を考慮せぬ杜撰なものであらう、恐らく安東縣の調査數字の如きは都會附近の極めて低利の一例を擧げたものと見るべきであらう。從て極めて大體の傾向として高利を實證し得る資料と思はれる。農民への貸付は概ね年七八割から十割高きは二十割との記述が右報告書中に見られる。

之れに反し外國銀行特に英米の滙豐、花旗の如きは相當低利な商業金融を計り主として自國商權の擴張の爲貢獻しつゝありと稱せられてゐる。其の低利程度に就ては確實な資料を有しない。

第二節　特産金融

滿洲に於ける商業金融中特に重要なるは特産金融である。日本側銀行に於て毎月新規貸出をなす特産資金は、特産出廻最盛期に於ては近年五六千萬圓見當で毎月末現在高は三千萬乃至三千五百萬圓である。

特産金融は日本側銀行に限らず、例の官商の特産買占といふのは官銀號から濫發紙幣の金融を官商が受けて實行するのである。日本側でも銀行のみならず、國際運輸株式會社（倉庫業兼營）が北滿で盛んに之を行ひつゝある。尤も右に述べた巨額の特産金融は滿鐵沿線の混合保管品を擔保とするものが大部分を占めてゐるのである。

滿洲産特産大豆、高粱、小麥等は氣候乾燥せる爲め多くは野積を以て保管される。其の方法は堆と稱してバラの儘山形に積む方法と、梁と稱し底部に木材を置き其上に麻袋詰特産を屋根形に堆積しアンペラを以て蔽ふ方法と、囤積と稱し、底部に木の臺を置き其上にアンペラを敷き且つアンペラにて圓筒形を作りつゝ穀物を積込み大

きな飯櫃形に積んで保管する方法とがある。

右の如き各種の方法により保管せる特産も特産金融の擔保物となり得るのである。北滿に於ては國際運輸が自家構內に保管した特産には保證人一名を立てしめ倉荷證券額面の六割乃至八割を融通する。形式は證券擔保貸出である。處が奥地の糧棧、油坊等は毎年出廻期には馬車豆其他を買取つて之を貯藏し之れを擔保に金融を受け資金の續く限り全力を盡して買入れ、端境期迄に弗々貯藏特産を崩して賣却するのである。從て此等多くの糧棧や油坊の希望を充す爲めには如何に大なる倉庫會社も自家保管のみにては收容出來ぬし、又銀行の如く擔保品を保管する設備を有せぬものも、困る譯である。於是出保管の制度が生れ、東支鐵道粮廠子（野積置場）保管貨物に對する金融が生ずるのである。

出保管とは多量の貨物を倉庫會社の置場迄運搬する年數と費用とを省き且つ其の收容能力の制限を緩和する爲に、穀物を華客の私有倉庫、院內及廠子等の置場に貯藏せる儘保管し之れに對し倉庫證券を發行することである。而して國際運輸會社はかゝる保管特産物を擔保にとり、金融を行ふのである。貸付に對する利息は勿論、貨物の保管料をも徴收するのが原則である。出保管擔保貸付の場合には借主をして二名の連帶保證人を立てしめ、倉庫證券を見返りとし證券時價額面の六割見當を融通するのが普通である。國際のこの貸付金の金利は支那人には三錢乃至三錢五厘、日本人には二錢八厘乃至三錢見當であるといふ。又國際運輸は運送副狀を見合として金融する場合がある。例へば北滿粟を朝鮮向輸送委託された場合に行ふ貸付の如きが之である。

銀行業者が北滿に於て特産物の擔保貸付を行ふ場合は多く出保管擔保貸付である。唯銀行は倉庫業者でないか

ら出保管の保管料を徴收しないことは勿論である。而して擔保品を相手方たる借主に保管せしむることについては相互に何等明文の取交をやらぬのが北滿での慣習である。南滿では借用證の外に借主より保管書を徴する上に讓渡證書をも差入れしめて擔保を確保する。例へば開原に於ける正金銀行の行つてゐる方法の如き之である。

邦人銀行が北滿で特産物を擔保として貸出を行ふ場合は必ず一名以上の保證人を立てしめ遲くとも六月末日迄に回收する計劃の下に、日歩二錢八厘乃至三錢五厘內外の利率を以て擔保品時價の七割見當を貸付けるのである。

北滿に於て特產物擔保貸付業務に活躍しつゝあつた支那側銀行は邊業銀行である。中國銀行も安達方面で活動するが大部分信用貸であるといふ。

特産物擔保貸出其他の特産金融は兎に角滿洲での重要な金融部門であるが、支那側、日本側、外國側の競爭も激しく、特に北滿では猛烈である爲、擔保條件は自然寛大となり特産相場の變動大なること、借受人が無理な買占をする爲めの擔保物の二重擔保其他の事情から、特産金融には相當危險を伴ふものである。然乍ら支那人の多數者が信用を重んじ事故を起すことは少いと一般銀行當業者は見てゐる。

第三節　農業金融

滿洲に於ける最も大きな產業は農業であり、滿洲人口の大部分を占むる三千萬の支那人の八割は農民であると稱せられてゐる。商業であれ工業であれ貿易であれ此の農産物が中心であり、特産物は滿洲經濟の根幹である。

前節に於ては農産物に對する商業過程に於ける金融卽特産金融に就て一瞥したから、本節に於ては之等農産物の生産過程に對する金融に言及しやう。

滿洲の農業金融問題が如何に重要であるかは右に述べた農業の滿洲に於ける重要性から見ても明かである。而して農業金融に就ても亦支那人、朝鮮人及日本人と各々別々に研究を必要とするが、從來數に於て絶對多數を占むる支那人の農業金融に關する研究が甚だ少なかつた事は遺憾である。今や新國家が建設され地方農村金融問題が切實なる問題として有識者間に研究されつゝある。本節に於ては日鮮人方面のものは概略に止め支那農民金融につき稍多く記述しやう。

日本側の農業金融機關として數ふべきは關東州內の村落金融組合及各地の東拓會社位のもので其の活動範圍は至つて狹い。昭和六年末現在關東州內の五つの村落金融組合は合計六、〇七三人の組合員を有してゐる。其の出資金小洋八萬八千元、預り金五十二萬圓小洋七十九萬元に達し、貸付金は金六十三萬圓小洋八十五萬元卽ち一人平均金七十六圓及小洋八十二元合計約金百二十五元といふ事になる。此の組合は州內支那農民を主眼としたものであるから、新に滿洲に起すべき組合に好き資料を提供するものである。東拓會社在滿三支店の昭和四年末貸付金三千萬圓中土地改良、農業經營及果樹、牧場、林業等に對する貸付高は合計三百六十五萬圓に過ぎぬ。尤も此の外間島方面に於ては龍井村の東拓出張所が多少朝鮮人の農業金融に從事しつゝある。之等は多く數年間の長期金融であり利率は一割見當であるといふ。鮮農金融機關としては間島では東拓出張所の外に鮮人民會附設金融部、間島以外では奉天の東亞勸業公司、株式會社協濟公司、各地在留鮮人金融組合等である。

次に支那人の農業金融に就て述べやう、先づ滿洲に於ける支那農民は概言して眞の金融機關を有しないと云ふべく又彼等自身も多額の資金を有しない。從つて資金を要する場合は止むを得ず高利を忍んで土豪劣紳、大農より借金せねばならない。其の利率は金利の項に述べた如く驚くべき高率で普通七、八割から甚しきは十割乃至二十割といふのもある。一年辛苦した收獲からは闘稅、雜捐、軍用糧食、飼草等の收奪にて殆んど殘りのない上に七、八割の高利を取られるのである。農民は所要物品の現品借用を乞ふ場合がある。例へば早春の頃食物不足して已むなく高粱、粟、豆粕等を大農家から借りたる場合の如きであるが、此の場合返濟は大抵一年借りれば二年返さねばならぬから利息は十割である。而かも之は春から秋への半年であるから年利二十割といふ事になる。彼等が此んな高利をも忍ぶ所以は他に借入の方法なく、しかも生きねばならぬからである。農民は之等の高利や苛稅に惱まされるのみならず生產穀物を貯藏の資力なき爲最も底値の時に賣却するの不利を忍ばねばならぬ。それは春から夏へ借りた食糧、布類、子女學費、藥代から油、鹽、醬油、醋、雜貨等の穴が秋には倍にも三倍にも擴大して卽時繼修を待つてゐるからである。又農民は雜貨等の物資買入れには小商業資本家の營利の犧牲になつて最高價の時に買はねばならぬのである。

現在滿洲に於て支那農民に短期金融をなすものは大體（一）地主（二）大農家（三）當舖又は商舖（四）錢經紀、錢莊又は銀行の四である。

（一）地主　小農が地主から借金する場合は次の三つの形式がある。（イ）普通借款（口頭擔保卽ちほんの口約束の信用貸）（ロ）秋租（土地借用利率四、五割）（ハ）傭還（短期農奴―勞役返濟）。

（二）大農　農村で稍貯へある大農から貧農が物品の用達しを受けることがある。大抵七、八割増から倍にして返さねばならぬ。

（三）當舗或商舗　當舗は既に說明せる如く質屋である。貸出は質草の約半値、利率は二割五分以上しかも質屋は質草の保管中の蟲傷鼠咬の責は負はない。商舗が農民に融通するには普通の擔保又は無擔保の貸付をなす場合と、期買と稱し先物取引の如き方法による場合と存する。一定價格を定めぬ場合もあるがどうせ秋の收獲時に市價にて賣るのであるから不利であり、價格を協定するとしても借手の立場は弱く、必ず踏倒される。

（四）錢經紀、錢莊又は銀行　錢經紀（仲介人）、錢莊も亦農民に貸出を行ふが、大農とか富豪の保證あるを要する處が如斯ことは借金でもしやうといふ小農や中農には出來ぬ事である。銀行と取引する如きは及びもつかぬ。

以上は短期金融に就てゞあるが長期金融機關等は絕對にないと謂つてもよい實情である。

農民を救濟し其の經濟生活を向上せしめ購買力を增さしめる爲めにはどうしても適當な農業金融組織を設定する必要がある。之れには不動產銀行と農村金融組合との巧みなチームワークによる外なからう。新に日本人移民を滿洲國に入れる爲めにも勿論それに應じた金融の方途を考へねばならぬ。要するに農業金融に必要な長期低利の資金供給組織が殆んど滿洲には缺けてゐるといふのが現狀である。

第四章　滿洲の金融問題

第一節　滿洲國中央銀行問題

新滿洲國に於ける中央銀行を如何にすべきやの問題は、滿洲國の幣制統一問題に關聯して誠に興味ある問題であるが、又新國家としては緊急の重要問題である。幣制が如何なる形に於て統一確立せらるゝにせよ、通貨の統制機關として金融の中樞的機能を發揮すべき中央銀行の必要なるは云ふ迄もない。

先づ從來の各省官銀號を改革するとしても、之等を各々存續せしめて聯邦準備銀行式の統制を計るべきや又全然之を一つに統一すべきやの問題が存する。之は從來の各省對立の弊を改め、且つ滿洲國全體の經濟を統制的に開發する一手段として是非共之を統一するを要する。各省特殊の事情に對する金融政策の如きは、例へば地方顧問の制度適當な方法を以て之を實行し得る。殊に省の行政上の地位を低くし中央と縣との直接關係を促進する方策が實行されつゝあるものとすれば、省が各々機關中央銀行を有して財政上の勢力を保持する傾向を打破する爲めにも一行に集中を必要とする。

次に資本の額を如何にすべきや又資本を何れに求むべきやの問題が起る。此問題は從つて組織の問題にも關聯して來る。國立銀行は日本の投資加入に無理を生ずるを以て株式組織を可とすべく、其の額は紙幣發行額、從來の支那側官銀號等の例等を參酌して銀ならば三千萬元位を適當とし、差當り二分の一乃至別に當分借入金をなす途あらば四分の一にて可からう。日本側で株を持つ事は日滿關係から見て必要だが、絕對多數株を占める如き無理をしなくても日本側の意思を反映せしめる方法はあらう。

新中央銀行は當然紙幣の發行權を有し又補助貨造幣の管理を擔當すべく又國庫事務の取扱を委任さるべきである。此の外營業の範圍は從來の官銀號の如き特産買占、不動産所有等は之を禁ずる必要があるが特殊な事情を參

酌し共の營業範圍は餘り嚴格に制限さるべきではない。此の外役員の問題、管理の方法、營業方針損益處分等種々の問題が存する。新聞の報ずる處によれは滿洲中央銀行は近く開業すべく準備中との事である。總裁は恭親王、副總裁は山成喬六氏と傳へられてゐる。朝鮮銀行、横濱正金銀行よりも理事を迎へるとの噂である。去る五月初旬朝鮮銀行を經て新國家に借款された三井、三菱兩財閥よりの二千萬圓は此の中央銀行の發行準備に加へられるといふ。共の本店は長春に置かるるは當然で奉天、哈爾賓、吉林、齊々哈爾等の主要地には之亦當然支店が設けられるであらう。尙舊各官銀號其他の發行機關は中央銀行に合併せられるべく、邊業銀行の如きは合併せられなくても發行權及國庫事務取扱は停止さるゝは自然の勢である。中國交通兩行は普通の外國銀行として取扱はれるべく共の發行權は剝奪されるであらう。

第二節　滿洲國特殊銀行問題

幣制統一、中央銀行の確立に次ぎ滿洲國に重要なる問題は農業金融問題である。前章に述べたる如く農業に必要なる長期低利の資金を供給する機關が滿洲には缺けてゐる。從つて農業金融を圓滑にする爲農村金融組合を各縣に起すことも必要であるが之れに資金を供給する親銀行たる勸業銀行を必要とする。

次に事業資金供給の機關も滿洲には缺けてゐる。商業金融及爲替業務には夫々銀行を有するも、礦業工業等を興す爲の資金を供給し株式引受、社債引受、證券金融等を圖る機關が存しない。然るに新滿洲に於ける產業開發の原動力たる此種機關は緊急要求されるのである。之が爲めには不動產金融を主眼とする勸業興業合併銀行を設

けるが良い。其資本金は中央銀行と同額又は夫以上を要すべく、特權として拂込資本金の十五倍乃至二十倍迄の割增金付債券發行權を與へ其の使命を果す資金調達の手段を設け、場合によつては彩票の發行をも許可するを要する。尙利益の僅少なるべきを顧慮して政府の配當保證を要するであらう。

債券の發行に對しては長期低利貸付額による制限を附するを要するも、貸付額以上に或程度例へば五百萬圓迄發行し得る如く工夫するを要する。之は實際經營に多大の便宜を齎すものである。

營業の範圍は銀行本來の使命たる農業資金、工業資金等の長期低利資金を不動產擔保にて供給するを主たる業務とし其他特殊の無擔保金融、信託業務、一定の制限を附し短期商業金融業務を取扱はしめてよいと思はれる。名稱は滿洲勸業銀行でよからう。滿洲國の特殊銀行法によつて設立すべく株式組織とすべきであらう。

第三節　在滿日本金融機關問題

前二節に於ては主として滿洲新國家の金融機關問題を考究した。本節に於ては日本側金融機關を從來の儘に放任すべきや統一整理の要ありや等の問題を取扱つて結論に代へることにする。

日露戰後に於ける政府の滿洲經營方針として、運輸交通に關する使命を遂行する爲めに滿鐵會社を設立したが、滿洲開發に關する金融上の使命は既設の銀行たる橫濱正金銀行及日本興業銀行をして行はしむるといふ應急的方策に出でた。然るに主として貿易上に活動すべき正金銀行は着々支店を開設して其の業務に當つたが、殖產興業上の金融任務を有した興業銀行は植民地事業の困難にして資本投下の危險多きを慮り遂に支店の開設を見な

かつた。處が滿洲經濟界は急激なる進歩を來し家屋の建築並に工業資金を要し明治四十二年には所謂特殊銀行問題を惹起する形勢となつた。卽ち（一）正金銀行支店を擴張し其の組織を變更して特殊の業務を開始せしむる案、（二）特殊金融機關を新設する案及（三）滿鐵會社兼營案等の說が起り、特に正金擴張說と滿洲拓殖銀行特設說とが相半し、政府當局は前者を民間輿論は後者を採り互に論戰した。而して之が具體的問題として四十二年の第二十五議會及四十三年の第二十六議會に資本金壹千萬圓の滿洲興業銀行設立案として現れた。此處に於て政府は當局者を滿洲に派し、其結果右特殊銀行の特設を尙早なりとし、正金銀行支店の業務を擴張し所謂特貸（不動產金融）制度を設定した。之が命令の發せられたのは明治四十三年五月のことである。

　而して政府は右命令書と共に銀三百萬圓を正金銀行に融通し、同行は同年七月一日より一般に貸出を開始して多年の宿望の一半を充し、資金は更に大正二年七月二百萬圓を增して銀五百萬圓としたが然し其條件が嚴格なのと金額が少ない（內一部天津へ貸）ので充分とは云へず總貸出額二百六七十萬圓を出でなかつた。斯くて大正三年四月大隈內閣成立するや、翌年二十一ケ條よりなる日支條約を締結して積極的滿洲經營の素地を作つた。此の項より滿蒙に於ける金融機關の根本的解決策が叫ばれ、强力なる中央銀行の設立が朝野の輿論となつた。從つて夙に此事を考慮せる大隈內閣は大正五年第三十七議會に政府案として金銀銀行券及割增金付債券の發行權を有する不動產金融銀行たる「滿洲銀行法案」を提出した。右法案は衆議院は通過したが貴族院に於て調査不充分との理由にて否決され遂に實現を見るに至らなかつた。之が裏面には東拓、鮮銀の猛烈なる暗中飛躍があつたと傳へられたが果せる哉翌年には東拓、鮮銀の滿洲進出となつて現れた。卽ち大正五年十月寺內內閣の成立に依つて滿

洲に對する金融政策の上に一大變化が齎らされた。蓋し正金銀行の副業的特殊貸出が一般に効果薄き事を認められた時ではあり、之に寺內伯多年の持論たる大滿鮮主義が作用して右の積極金融策となつたのである。斯くて東洋拓殖會社法を改正して正金銀行の特殊貸出業務を繼承せしめ、朝鮮銀行をして、一般商業金融の中心機關たる役割を果たすべく滿洲に於ける國庫金取扱事務を命じ（七年一月一日より）鮮銀券に對して强制通用力を附與し（六年十一月より）從來正金銀行に與へたる特權を剝奪した。

斯くて朝鮮銀行は滿洲に於ける日本側中央銀行の地位を獲得したのである。

然るに東拓は割増金付債券の發行權を有せざる爲利率高く又資金不足し、世界大戰後の滿洲財界の異常なる躍進は鮮銀及東拓を以つては其の必要に應ずるに不充分なりとする說盛んに行はれ、遂に大正九年の滿洲中央銀行設立建議となつて具體化せんとしたが之は同年の議會が解散せられたる爲遂に提出を見なかつた。

大正九年春の大恐慌來と共に東拓、鮮銀は貸付の大回收を行つて財界のショックを益々大にして大いに反感を買つた。之の反動としてか大連取引所の金銀建値問題を中心とする正金、鮮銀の抗爭を機會に一時引締められるた無謀なる貸出に再び拍車が加へられ、かくして屢次の放漫政策は巨額の固定貸を生んだのである。

之が爲資金は益々凋渴し金融の動脈硬化症狀を呈し一大整理問題を惹起した。而して之等の事情は一般財界の東拓、鮮銀に對する信頼を消失せしめ之が反動として滿洲中央銀行設立問題が屢々再燃したのである。此の內最も實現性を期待せられたのは大正十一年早川滿鐵社長の提唱せる滿蒙銀行案であつたが氏の客死と共に夢消し其後中央銀行の設立問題は救濟資金要望と同義異語として滿洲財界の慢性的發作となつた。

此の間に於ける本位問題の變遷を見るに、當初に於ては兒玉及高橋正金頭取の意見に依り圓銀を以つて統一する方針が採用せられ明治三十九年九月勅令第二百四十七號「横濱正金銀行ノ關東州及清國ニ於ケル銀行券發行ニ關スル件」が公布された。其の第五條は「横濱正金銀行ノ銀行券ハ關東州及清國ニ於テ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用スルモノトス」と規定し、玆に銀本位が確立した。

然るに政府の此方針は事實上に於て裏切られた。即ち、(一)都督府文武官の俸給は金建紙幣にて支拂はれ(二)滿鐵の支拂が全く金本位にて行はれた爲、前記勅命にも拘はらず、圓銀にて統一せんとする政府の方針は破壞せられた。此の間に於て高橋正金頭取は飽迄銀本位を嚴行せんとし、滿鐵側は金本位を採つて讓らず、兩者間に相當の論爭が行はれたが、政府は孰れ共決し兼ね大正二年七月勅令を以て銀行券發行に關する件を改正し正金銀行をして金銀兩券の發行を爲さしめ其成行を觀察する事となつた。即ち本位制度に於ける袖手傍觀時代とも稱すべきである。

斯くて前述の如き寺內內閣に依る鮮銀の大進出となり、金券に依る統一政策の確立となつたのである。其後に於ても前述の通大連取引所の建値問題を中心として金銀兩者間に大論爭はあつたが、爾來金本位を續け(取引所の建値のみ金銀兩本位――事實上銀本位)今日に至つて居る。

以上を通觀するに政策に歸一なく爲政者の變更に依つて常に動搖を來たし場當りの方策が講ぜられた跡が觀取出來る。即ち當初の興業銀行の設立が正金の特殊貸出に變り、廿一ケ條成立後の不動產金融を目的とする滿洲銀行の設立が東拓の擴張進出及鮮銀の進出となり、更に其後の鮮銀に對する不滿が度々の中央銀行成立案となつて

現れたのである。今日に於ても正金が貿易金融、鮮銀が商工業金融、東拓が不動産金融を爲し、一見甚だ金融機關の整備が思はれるのであるが、彼等相互間に統制と連絡なく其實状は表面上に見るが如きものでない。斯くの如き政策の不統一と金融制度の缺陷が滿洲日本側財界行詰の一原因を爲して居ると云ふ見方も强ち不當ではない。

今や滿洲新國家は建設され中央銀行は生れんとし、其の幣制確立も緒に近付けるものと解される。此の際在滿日本金融組織立直しの必要はないのか。差當り新國家の幣制と鮮銀金票及正金鈔票との關係を如何にすべきや。幣制の問題は別に研究が發表されてゐる筈であるから簡單に述べるが滿洲國の銀行制度確立し幣制の統一を見るならば速かに日本側は其發行紙幣を流通より回收し、日滿兩側統一の通貨を利用すべきものと思ふ。かくすることは例へ滿洲國の幣制が一時銀本位となつた場合でも、日滿關係を密接にし日滿の利害を一致せしめ從て日本の滿洲に對する經濟的發展に好果を齎らすものと考へられる。

次に各銀行は如何に進むべきか。横濱正金銀行は本來の使命たる爲替銀行としての活動に精進すべく、其の任務は今後益々重要性を加へるものと考へられる。殊に新設滿洲中央銀行に對しては通貨統制に關聯する爲替關係に於て適當なる協力を必要とするであらう。次に朝鮮銀行は對滿洲國投資銀行として重大使命を帶びねばならぬ。而して滿洲國が銀本位國となる以上は上海の銀市場に緊密な聯繫を維持し又正金銀行とも協力することを忘れてはならぬ。從來の失敗は各機關の協力を缺きたるに基く。國家本位の考慮は今後益々要求せられる處である。之と同時に同行の在滿各支店貸出金中に固定せるものあらば、速かに整理して其の基礎を確立し、此際金融の動脈硬化症狀を根治せしめねばならぬ。かくて多くの支店を滿洲の商工銀行として立たしめ、又日滿爲替の取

扱に於ても充分の努力を要する。此の意味に於ても銀爲替取引への進出の爲上海との連繫を密にするを要する。或は在滿支店は一括獨立せしめ新國家通貨建の新商工銀行とするも一案であるが、かくては日滿爲替には正金銀行のみが重荷を負ふこととなり不充分たるを免れぬであらう。他の地方銀行は其内容の整理を更らに徹底させ、新國家の商業銀行として新通貨を以て金融に當るべきである。東拓會社は滿洲國が銀本位なる間は銀勘定を創設して其活動を續けるを要すべく、然らざれば一時退却し、現在の營業は新國家の滿洲勸業銀行へ適宜肩代りをなし、持株の形にて同行を監督すべく、從つて本業たる朝鮮の拓殖事業に努力を集中するを賢明の策と考へる。

右を要するに滿洲國の幣制及金融組織を護立て、又日本側銀行其他機關各々の甦生の道を定め、國家的考慮を以て計劃に從て滿洲國の經濟發展に貢獻すべきである。斯くて新國家が日本と同一幣制に移り行く礎地が培はれ又滿洲中央銀行の政策には充分日本の利益が反映する如く協調が出來れば、日滿經濟融合の理想に達するも近きにあるであらう。日本側が徒らに舊套を墨守する事は新國家の經濟發展を阻害することであり惹いて我國の不利ともなる事を銘記すべきである。此の意味で國際法理上、外交政策上の問題は別として關東州及滿鐵附屬地等の殼を脱することを主張したい。（終）

幣制

友岡久雄

幣制目次

幣制

第一章　概説

第一節　序説

現在の滿蒙（茲に滿蒙とは、所謂東北四省・遼寧・吉林・黒龍江・熱河の四省を含む地域を指稱する）に何等の統一的なる貨幣制度存在せず、地方的統一すら存在せず、文字通りの『雜種貨幣（ゾルテン・ゲルト）』の狀態を現出してゐることは既に周く知られてゐるところである。一方には、金、銀及び銅を各々價値尺度とする種々なる鑄貨、紙幣及び銀行券が何等の組織なく流通し、他方には、滿蒙固有の貨幣、支那本土の貨幣、外國の貨幣が同じ溝道內を相交錯して流通してゐるのである。之滿蒙各地に票莊、錢莊・錢舖銀爐の如き、兩替、爲替を專ら業とする夥しい貨幣取引業者が存在し、又大連、奉天、長春、哈爾賓等々の各重要都市に是等各種貨幣を商品として賣買し、日々その公定相場を發表する貨幣取引市場が存在する所以である。所で上に述べたことはその儘支那一般に就ても云ひ得ることであるが、斯くの如く滿蒙が、そして又廣く支那一般が何等の統一的貨幣制度を有たないと云ふことは、支那が帝國主義時代に於て唯一の廣大なる未分割の半植民地的領域として留まつてゐること、即ち一方には既に阿片戰爭以來帝國主義資本の絕えざる武力的・

經濟的侵入や收奪が行はれ、同時に大等帝國主義資本間には支那を舞台として屢血醒き或は陰險なる勢力圏爭奪戰が繰り返へされること、他方には、猶ほ極めて未發達であるとは云へ、既に國民革命を經て擡頭して來た土着資本が此處彼處に於て帝國主義資本に對して反射的に執拗なる抗爭を始め、又帝國主義資本及び土着資本の收奪によつて急速に貧窮化した農民、勞働者大衆が反資本の組織を根氣強く獲得し始めて來たこと等々、最早それ自ら强固なる國家組織に迄發展し得ない支那の半植民地的諸特徴と相照應するものの如くである。然るに、既に周知の如く、今や新に滿蒙を支那から獨立の一領域とする國家建設が企圖され、既に實現しつゝある。これに伴つて滿蒙の貨幣制度の統一問題が新に當局者並に世人の注意を惹き起し、その論議の對象となつて來たことは固より當然である。蓋し、その動機、その理想が如何にもあれ、苟も新國家が私有制分業の上に、資本の上に建設せられる限り、貨幣は資本の出發點であつて又歸着點であり、資本の正常なる發展にとつて價値尺度の統一と安定とは正に欠く可からざる條件であるから、金或は銀の如き貨幣商品を撰定して之に價値尺度としての、更に詳言すれば、價値尺度並に價格本位としての客觀的妥當性を與へ、各種貨幣の形態の間に統一的なる代替性を確定することは正に新に建設されつゝある國家に課せられたる重大任務の一つであらねばならぬから。以下に於ては、先づ極めて簡單に滿蒙貨幣制度の歷史的推移を述べ、次に現在市場に流通しつゝある各種貨幣形態に就て略述し、最後に滿蒙幣制統一の將來に關する見透しを述べて終る積りである。

第二節　滿蒙幣制の沿革

滿蒙に於ける幣制の沿革は詳かでない。殊に滿蒙に固有なる貨幣の起源は知る由もない。但し金代には既に宋代及び遼代に鑄造された舊錢、其他阜昌元寶、阜昌通寶等が本土から移入されて流通し、更に興定元年に鑄造された貞祐通寶も流入した。(篠崎嘉郎氏「滿洲金融及財界の現狀」第一卷參照、以下主として是に據る) 是等の錢貨は何れも銅本位であつて、制錢と呼ばれたが、制錢は常に不足勝であつた爲に貞元年間に交鈔庫が設立され、大鈔及び小鈔なる紙幣が發行され、制錢と並び流通し、交鈔の流通は寧ろ制錢を壓倒するに至つた。此の幣制は元及び明の時代を經て前淸時代迄行はれたが、康熙帝の封禁政策によつて封鎖された滿蒙が嘉慶帝の移民特別許可令によつて漢人に開放され、長春農安方面への漢民族農民の移住と之に附隨した商人の入滿によつて漸次商業が發達し、既に其の基礎上に、抹兌錢と稱する帳簿上の振替により取引の決濟を行ひ現金受授の不便を避ける所の信用制度の發達を見た。咸豐年間に入つては黑龍江將軍特普欽の呼蘭平野開墾に次で吉林省双城堡や拉林の荒地及び舒蘭河流域と吉林西部とが公然漢人移民に開放され、人口增加し商取引漸く盛んとなるに及んで、在來の貨幣のみにては一般の需要を充すことが出來ず、殊に吉林、奉天の兩省に於ては制錢欠乏し、而も銅塊を得る事が困難であつたので、茲に初めて寶銀が鑄造され、同時に銀票なる官帖が發行されて之に代用されることとなつた。然るに當時民間には信用ある商賈の發行する所の銅錢を準備とする私帖が行はれ、銀票は寧ろ官廳と取引ある少數の商店間に限られ、一般市場には曾

及するに至らなかつた。他方此頃から淸朝の威望は漸く衰へて、同治初年には漢人移民に對して更に伊兒門河の全流域から樺皮甸子が認墾され、やがて滿洲禁地中の禁地圍城すら開放されるに至つた。而も阿片戰爭後支那本部には各地に內亂相踵ぎ、特に直隸山東は捻匪の横行に惱まされること甚だしかつたので、避難民は潮の如く比較的平和なる滿蒙地方に移住し來り、咸豐年中に發布された旗民交產章程は遂に漢人の土地所有權をも承認するに至つた。然るに斯く滿蒙が漢人化することは、同時に滿蒙の商業化であつて、滿蒙各地の開墾が急速に發達すると同時に商業の殷賑を來たした。殊に遼河口の營口は當時滿蒙唯一の開港場として奥地の農產物、毛皮の移出地、南方の日用雜貨、綿絲布の移入地として繁榮し、同治初年廣東商人が此處に來て貿易に從事するに及んで元寶銀が移入され、元寶銀の流通を見るに至つた。然るに遼河の水運の便利に依つて營口と奥地との間の商業が發展するに伴つて、元寶銀も滿蒙一帶に普及し、一時は南方上海の九八規銀の勢力と相匹敵するに至つた。他方私帖の發行は、その發行が各商賈の自由である爲めに、濫發に陷りやすく、多少の經濟界の動搖にも倒產者乃至支拂停止頻々として起り、一朝にして數十萬吊の通貨が廢貨となることが屢々であつたので、光緒十年吉林省將軍希元は銀元の鑄造を奏請し、同十三年政府は福建の錢樣に照して制錢を鑄造すべく各省に命令し、同年吉林省は寶吉局を設立し制錢を造鑄した。然るに當時北方には帝政ロシアの進出に伴ひ、ルーブル金貨が浸入して漸次流布し始めてゐた。玆に於て光緒二十四年、東三省當局は外國貨幣の浸入を防遏すると同時に一方私帖の濫發を取締る目的の爲めに、嚮に光緒二十年兵機製作の爲に設立された機器局を造幣所に改組して、小銀貨を鑄造し、その不足を補ふべく官帖を發行して市場に流通せしめた。この小銀貨の品質は極めて良く、古來流通せる銀錠の品位

と殆ど同一で其量目一定し、取引に便利であつたので急速に普及し、遂に東三省の銀本位貨たるの觀を呈するに至つた。然るに其後官帖の濫發甚だしく幣制紊亂し、光緒二十六年團匪事件勃發前迄相當に流通した銀錠・銀元も市場から引き上げられ、制錢も缺乏して、商取引にも支障を來したので、吉林省、奉天省は造幣廳を設けて銅元の鑄造を開始するに至つた。銅元は始め制錢に比すれば造幣正確で、且つ受授に便利であつたので、民間に於ても多大の歡迎を受けたが、間もなく當局がその鑄造によつて利益を圖るやうになつて以來は、信用を失墜し、遂に三十四年一般に停止することになつた。併し奉天當局は、銅元の欠乏と當時四千餘石の銅塊を保有するを理由に上奏し、同年再び銅元の鑄造を開始した。そして民國成立以後の東三省の銅元需要は專らこの奉天省造幣廳の供給に懸るものである。他方銅錢、銀元、銀錠を準備として發行する私帖の濫發は其後少しも矯正されず稍々もすれば財界擾亂の虞があつた爲に、奉天當局は光緒三十一年是等の私帖を禁止し、同時に紙幣發行による利益を獨占せんとして官銀號（奉天官銀號）を設立して、銅錢、銀元、銀錠の準備に夫々種々の銀行券を發行せしめ、流通せしめた。その中で最も廣く通用したのは、銀元票、就中小銀元票であつた。然るに其後大清銀行（後の中國銀行）、交通銀行、黑龍江省官銀號分行等の各銀行も奉天官銀號に倣つて紙幣の發行權を得、而も政府當局の監督放漫なるに乘じて盛んに濫發したので忽ちにして東三省は再び幣制の混亂狀態に逆轉した。

この東三省の幣制混亂を更に助長したるものに北には帝政ロシアのルーブル貨の進出があり、南方には日本の圓貨の漫延があつた。之より嚮一八九六年の『カシニー』條約、一八九七年の旅大租借、一九〇三年の東清鐵道完成等帝政ロシアの極東經略が急速に進展するに隨ひ、ロシア資本の進出に伴つて北滿に於ける露貨の勢力は哈

爾賓を中心として著しく增大し、一時濫發された吉林、黑龍江兩省の官帖を壓倒する觀があつた。而も北滿及蒙古地方に旣に久しきに亘つて植ゑつけられた露貨の勢力は、日露戰爭に於けるロシア軍の敗退にも殆ど動搖なく、ルーブル金貨、銀行券相並び流通し、哈爾賓中心に殆ど獨占的地位を維持してゐた。然るにロシアが世界大戰に參加し、他の交戰國と同じく、不換紙幣の增發によつて戰費を支辨するに及び、玆に北滿に於けるルーブル貨の衰退の一歩が始まり、遂に一九一七年ロマノフ朝の覆滅と共に決定的となつた。北滿のルーブル貨の侵入に對して南滿には日露戰爭を契機として圓貨が侵入して來た。即ち日露開戰するや、日本政府は軍費の支辨に充當する爲めに舊日本一圓銀貨を兌換準備とする一億九千萬圓の軍用手票を發行し、日本軍の進擊に伴れて流通せしめた。戰後軍票は正金銀行の一覽拂手形發行によつて回收され、之は更に同行の一圓銀貨を兌換準備とする銀券の發行によつて置き替へられたが、當時銀價の變動常なく、日本資本投下の危險と關東州[illegible]上の考慮から、明治四十年滿鐵會社先づ金建に改め、關東都督府又之に倣ひ、南滿地方には日本銀行券即ち金券の流通を見るに至つた。玆に於て日本政府は、大正二年在來の銀券の外に正金銀行をして五ヶ年を限り强制通用力ある金券を發行せしめた。然るに朝鮮銀行も朝鮮から進出して關東州內、滿鐵沿線に支店、出張所を開設し、朝鮮銀行券なる金券も來り加はることゝなつた。然るに大正六年政府は遂に金券發行を朝鮮銀行に統一し、正金銀行の銀券は爲替券としてのみ發行を許可することに決定するに及んで、玆に關東州及び滿鐵沿線には一の金本位制が出現するに至つた。世界大戰後に於ける日本帝國主義資本の滿蒙進出は目覺ましく、北滿に於ける露貨の衰退に反して圓貨は益々普及し、一時その流通區域は西比利亞、天津地方にまで及んだ。未だ北には猶ほ露貨流通し、南に

は圓貨侵入し、滿蒙の幣制の紊亂が漸く甚だしくならうとする時、恰も宣統二年（一九一一年、明治四十四年）突如アメリカ合衆國の主唱に基づき、米、英、獨、佛四國財團と支那政府との間に所謂幣制借款一千萬磅が企圖されたことがあつた。同借款の目的は、支那の幣制改革及び東三省の產業振興にありと云はれ、そして同借款一千萬磅の內二百萬磅は東三省幣制改革費、百四十萬磅は同じく農業振興費、十四萬磅は黑龍江開墾費、二十萬磅は黑龍江省及び東部蒙古金鑛採掘費、其他三十萬磅は東三省防疫費、十萬磅は東三省燒酒、砂糖、紙改良費等の使途が計上され、同時に東三省の煙草稅及燒酒稅年額百萬兩、東三省生產稅年額七十萬兩、同消費稅年額八十萬兩が擔保として提供され、且つ滿洲に於ける投資企業に關しては、四國財團が優先權を享受すべき特殊條件が議定されてゐたと云はれた。同借款が、嚮に宣統二年（一九一〇年、明治四十三年）アメリカ鐵道王ハリマンの計劃に基づくと云はれた國務卿ノックスの、滿洲鐵道を日、露を加へ、米、英、獨、佛六國の協同事業たらしめんとした滿洲鐵道中立案や宣統三年英米シンヂケートによる錦愛（盛京省錦州—黑龍江省愛琿間）鐵道協定と同樣に、米英獨佛、就中米英資本の滿蒙に於ける日露の、特に日露戰後著しい日本資本の進出牽制策であつたことは云ふ迄もない。而してこの幣制借款も、かの滿洲鐵道中立案や錦愛鐵道協定が日露の、殊に日本の强硬なる反對乃至對抗策によつて失敗に終つた如く、日露の反對に會つて實現するに至らなかつた。從つて固より東三省幣制改革の具體案も出來なかつたのは云ふ迄もない。

宣統三年十月武昌に起つた革命運動は遂に同十二月（民國元年一月）清朝の廢位、中華民國の成立を結果した。此頃から東三省の民國內部に於ける政治的地位は漸次重要さを加はへ、最早支那本土の單なる殖民地ではな

く、民國の政治にとつて決して無視することの出來ない一勢力を形成するに至つた。それは、換言すれば、滿蒙に於ける日本の强力なる帝國主義的勢力を背景とした奉天軍閥張作霖一派の政治的擡頭であつた。民國元年には、張作霖は未だ奉天都督趙爾巽旗下の一師長に過ぎなかつたが、民國十年には東三省の政治的權力は最早完全に張作霖の一派の掌握する所となり、その地方的勢力は恰も一の獨立國の觀を呈するに至つた。それが爲めに、滿蒙の幣制は一面に於ては所謂奉天票中心に地方的統一の色彩を漸次帶びて來たとは云へ、他面に於ては、益々奉天軍閥の操從の具となり、愈々紊亂の度を加はへたと云ふことが出來る。即ち中國銀行（前の大淸銀行）交通銀行、殖邊銀行の如き、元來支那本土に於ける本店の分行號として存在し、而も奉天軍閥以外の資本系統に屬する、從つて奉天軍閥の自由に操從し得ない諸發券銀行は、漸次或は殖邊銀行の如く業務を停止され、或は中國、交通兩行の如く、その發行額を制限されたに反し、直接奉天軍閥によつて設立されるか或は少くとも、その諒解の下に設立された發券銀行は官憲との諒解の下に、又その壓迫の下に、殆ど無制限に銀行券を發行し得た。就中東三省官銀號（前の奉天官銀號）最も有力であつて、後に民國十三年、奉天興業銀行（民國元年に農業銀行として設立され、民國三年奉天興業銀行と改名、民國五年從來の官、商合辦から純官營に移された）、東三省銀行（民國九年東三省幣制統一の爲めに設立、官商合辦）を合併して以來その業務の膨脹は驚くべきものであつた。東三省官銀號は又別に公濟平市錢號（光緒二十七年公義商局の名稱の下に財政廳の一局として設立され、錢莊業務を行ひ、光緒三十三年官銀號の經營に移り、兌換並に爲替業務に從ひ、民國六年官銀號に合併され民國七年から銅元票を發行した）として獨占的に銅元票をも發行した。この外に、かの邊業銀行（民國十三年に設立、民國十七年天津から奉天に移された）は殆ど張學良の私金庫に等しいものであつたし、民國十八年設立された遼寧四行號準備庫は當時の奉天票暴落の防止方法として滙兌券に代へて現大洋票を發行すべく東三省官銀號を中心に邊業銀行、及び中國、交通

兩行を加へて組織された四行聯合の共同準備庫であつて、その動機は如何にもあれ、事實は東三省官銀號、邊業銀行の紙幣濫發のカムフラージュに外ならなかつた。猶ほ地方的に黒龍江省官銀號、吉林永衡官銀號の如き發券銀號も何れ奉天軍閥の機關銀行ならぬはなかつた。從つて、他方に於ては、是等の既に奉天軍閥の純然たる機關銀行化した諸發券銀行は、奉天軍閥の關內との交渉が繁くなるに伴つて政府貸上げの必要に迫まられて現金準備に顧慮なく、紙幣濫發を餘儀なくされ、その結果は兌換準備欠乏して或は兌換を制限し、或は兌換を停止することが一再でなかつた。官憲は固より之を支持して却つて錢莊を壓迫すると云ふ有樣であつた。かの民國二年から同七年に及ぶ兌換問題に關する日支の紛爭は、一つは當時世界市場に於ける銀貨昻騰の爲めであつたが、主としては支那側發券銀行の紙幣濫發に因る銀紙の打歩の增大の爲めであつた。滿洲事變迄流通した滙兌券なる事實上の不換紙幣は、當時の支那側銀行が窮策として民國六年末發行したものであつた。固より奉天票の相踵ぐ價値低落は東三省當局にとつても好もしいことではなかつた。そこで民國八年には紊亂せる東三省の幣制を統一すべく、官商合辨の資本金現大洋八百萬元の東三省銀行が設立され、本店を哈爾賓に置き、大洋銀を準備に現大洋票所謂國幣券が發行された。國幣券は一時非常なる勢ひを以て普及したが、設立後間もなく濫發の弊に陷り、屢々取付けに合ひ、東三省幣制統一の目的を達する間もなく僅か三年にして東三省官銀號に合併された。然るに東三省に於ける發券銀行の紙幣濫發は、民國十一年の第一奉直戰以後殊に甚だしくなつた。迅速なる戰費の調達方法として紙幣增發に及ぶものはない。奉天軍閥は軍費を要すれば、之を各銀行に分擔せしめた。而も奉天軍の敗亡はさなきだに奉天票の價値低落を促進した。東三省當局は、茲に再び東三省幣制統一を企圖し、即ち吉林永衡官銀號

及び廣信公司の官帖、小洋票を東三省官銀號、公濟平市錢號の紙幣を以て回收し、以て吉林省、黑龍江省の官帖、小洋票の流通を禁止し、東三省官銀號を三省金融總機關たらしめ、吉林、黑龍江兩省に分號を設立し、現大洋兌換の紙幣を發行すると云ふのであつたが、結果に於ては吉林省永衡官銀錢號總辦馬德恩を罷めて督軍署軍需課長劉均を任命して、却つて金融機關を軍閥の手に壟斷すると云ふ以外には何等實行されず、唯民國十三年東三省官銀號と奉天興業銀行、東三省銀行の三大銀行の合倂を見た位であつた。但し同年八月の第二奉直戰開始と共に、奉天票の增發は益々著しく、而も奉天軍の南下に伴つて流通區域擴大して天津地方から遠く上海地方にも及んだものが、十一月奉天軍の撤退と共に回送され、東三省に於ける財政膨脹と相俟つて、又々奉天票の膨脹を來たした。而も奉天軍は民國十七年迄關内に滯留し、各地に轉戰した爲めに、奉天票の增發は益々甚だしく、その價値は暴落した。民國十八年前述の如く奉天省の四大銀行（東三省官銀號邊業銀行、中國銀行、交通銀行）聯合して共同保證準備制を採用し、滙兌票なる奉天票に代ゆるに現大洋票を發見し、幣制整理を企てたが共同準備制は最初の間に留まり、その準備庫の現大洋票の外に邊業銀行、中國銀行、交通銀行又現大洋票を發行して、共同準備は有名無實に歸して之亦遂に成功しなかつた。固より吉林、黑龍江兩省には依然として官帖跋扈し、安東縣には鎭平銀勘定、營口には過爐銀勘定が行はれ、關東州、滿鐵沿線には金票流通し、その間又各種銀、銅貨が介在して流通し、その儘今日に及んでゐるのである。（猶ほ前記篠崎嘉郎氏「滿洲金融及財界の現狀」の外、滿鐵調査資料「滿洲現代史」、日華實業協會編「支那近代の政治經濟」、[illegible]氏著「滿洲變患史」、滿鐵調査資料「奉天票と東三省の金融」等參照）

第二章　滿蒙に於ける通貨の諸形態

第一節　序　説

滿蒙の幣制の沿革に就ては第一章に於て簡單に述べた。以下に於ては現在滿蒙に於て流通せる通貨の諸形態に就て略述するであらう。先づ支那側通貨は本位別によれば銅本位、即ち制錢系と銀本位即ち銀錠系（銀塊系）と洋錢系（銀貨系）とに大別することが出來る。銅本位、銀本位を又貨幣形態に從ひ硬貨、紙幣（銀行券をも含む）に分別すれば次の如くなる。（『改訂滿蒙要覽』、『滿蒙年鑑』に據る）

一、銅本位

（イ）硬貨

- 制　錢（吊）　元來は孔明き銅錢にして奉天省にては制錢一六〇個、吉林、黑龍江兩省にては五〇〇個を一吊文とする。前の計算方法を東錢、後の計算方法を中錢と謂ふ。現在通貨として流通せず、單に計算貨幣として商品の建値に使用される。
- 銅　元（分）　品位九五〇位の銅貨である。普通銅子兒と稱す、制錢一〇文及二〇文に相當する二種がある　小額の取引乃至釣錢に用ひられ、殊に支那勞働者の賃銀支拂に用ひられる。

（ロ）紙幣

- 官　帖（吊）　吉林、黑龍江兩省に流通する。初めは制錢を基礎とする兌換券であつたが、後には純然たる不換紙幣となつた。
- 銅元票（分）　銅元を基礎としたる兌換券である。江省券と奉省券の兩種がある。銅元の不足の補充に發行されたもの、銅元と同じく小額取引に用ひられる。

二、銀本位

その中先づ銀錠系（銀塊系）に就て云へば、

（イ）硬貨
- 鎮平銀（兩）— 所謂元寶銀で、馬蹄形の鑄銀である　安東では品位九三五の鎮平兩（純銀五二五・五四トロイグレイン）を標準一兩とする。大量取引に使用される。
- 過爐銀（兩）— 同じく元寶銀で、馬蹄形の鑄銀である。併し營口では品位九九二の營平兩（純銀五三一・六八トロイグレイン）を標準一兩とす。爐銀或は碼子と呼ばれたが、現在通貨として流通せず、計算貨幣として留まる。

（ロ）紙幣 — 過爐銀（兩）— 營口の銀爐で營平兩銀を基礎として發行する小切手、一種の信用貨幣である。

次に洋錢系（銀貨系）に就て云へば、

（イ）硬貨
- 大洋錢（元）— 品位九〇〇、量目庫平七錢二分卽ち純銀六錢四分八厘（三七四、三一三六トロイグレイン）を一元とする。袁世凱銀貨多し、純分、量目必しも同一でない。
- 小洋錢（角）— 品位八二〇、量目庫平七分二厘、卽ち五分九厘〇四絲（三三、九九六四一二八トロイグレイン）を一角とするも造幣廠によつて一定しない。

（ロ）紙幣
- 大洋票（元）— 大洋錢を基礎とする銀行券である。哈爾賓大洋票、廣信大洋票、奉天の現大洋票の如き之である。併し奉天大洋票は純然たる大洋錢本位の銀行券ではない。
- 小洋票（角）— 小洋錢を基礎とする銀行券である。舊奉天小洋票は之に屬する。その十二角が奉天大洋票一元に相當する。
- 私　帖（角）— 小洋錢を基礎とした個人發行の一覽拂手形、卽ち銀行券類似のものである帖子と稱す。極小區域に限られ流通する。

外國側通貨は日本系、ロシア系兩種あるが最近では日本系の朝鮮銀行金票及び正金銀行銀票が主なるものであ

る。

一、銀本位

（イ）鑄貨
- 圓　銀（圓）─舊日本貿易銀貨である。純銀量（三七三、一三一三六トロイグレイン）現在流通せず。
- 墨　銀（弗）─墨西哥政府鑄造、品位九〇二内外。純銀量（三七七、三トロイグレイン）現在殆ど流通せず。

（ロ）紙幣
- 正金銀行銀券（圓）─鈔票と稱す。始め圓銀を基礎とする兌換券であつたが、圓銀を標準とする上海兩銀に對する爲替兌換券である。
- 軍　票（圓）─日露戰爭當時圓銀を基礎に發行された一覽拂手形、戰後回收され、現在殆ど流通を見ない。

二、金本位

（イ）鑄貨─日本補助貨（圓）─銀貨、白銅貨、銅貨がある。

（ロ）紙幣
- 日本銀行券（圓）─純金（一一、五七四トロイグレイン）を一圓とし之を基礎とする兌換券である。
- 朝鮮銀行券（圓）─日本金貨又は日本銀行券を基礎とする兌換券、金票、老頭兒票と通稱する。
- 露國紙幣（留）─純金一一、九四八トロイグレインを一留としその十留を一單位とするソヴエート紙幣である（チエルヴオネツトと稱し、事實滿洲に於ては流通を禁ぜられてゐる。

以下是等各種の通貨中その主なるものに就て簡單に說明することにしやう。

第二節　奉天票

奉天票は從來の支那側通貨中の最も代表的なるものである。

奉天票には、銅本位の、即ち銅元を兌換準備として發行された銅元票と銀本位の、即ち銀元、小洋錢、大洋錢を兌換準備として發行された舊小洋票及び大洋票（民國五年以後は小洋建から大洋建に改められ、大洋票のみが發行された）とがある。唯是等のものが地域的に奉天に於て發行されたから齊しく奉天票と呼ばれるだけで、銅元が品位九五〇位の銅本位の鑄貨であつて、銀元（洋錢）の銀本位の鑄貨であるに對して完全に獨立して居る如く、銅元票も小洋票、大洋票とは完全に獨立である。唯銅元が銀元に比較してその素材價値上小額取引に適當する爲めに銅元票と洋票の流通部面に分野があり、前者が後者に對し補助的役割を演ずるに過ぎず、我國の銅貨が觀念的には金貨であつてその象徴的存在として完全に從屬的、補助的であることは全く事情が異つて居る。從つて兩者の間には常に市場相場が存在することは注意すべきである。

大洋票は、從來東三省官銀號、邊業銀行、中國銀行、交通銀行及び遼寧四行號準備庫によつて發行され、銅元票は、東三省官銀號と同身の公濟平市錢號の發行に懸るものである。それらが奉天票として滿蒙に於ける支那側通貨中最も代表的なる所以は、啻にその發行地奉天が從來滿蒙の政治都市であつた許りでなく、東三省官銀號、邊業銀行等その最も有力なる發券銀行が、從來東三省の地方的政權を掌握してゐた奉天軍閥、張作霖、張學良の純然たる機關銀行であつたからである。就中東三省官銀號と奉天票とは切離し難い。（以下主として滿鐵調査資料「奉天票と東三省の金融」に據る）

東三省官銀號は光緒三十一年（一九〇五年）奉天將軍趙爾巽によつて資本金瀋平銀三十萬兩を以て設立された

奉天官銀號に始まる。當時は支那に於ける新式銀行簇出の時代であつたが、同號の設立の目的は當時銅錢、小銀貨、銀錠を代表する私帖濫發の弊を矯正し且つは紙幣發行による利益を獨專せんとするにあつた。即ち同號が設立せらるるや奉天官憲は奉天の票莊以下、錢號、錢舖、油房業者に至るまで制錢の私鑄並に過碼錢（一種の帳簿貨幣による取引）を禁止し、章程によつて銅錢、銀元、銀錠の各鑄貨に對して夫々兌換券の發行を同號に許可した。之奉天票の端初であつて、是等諸銀行券中で最も廣く通用したのは銀元票就中小銀元票であつた。大銀元票は拾圓、五圓、一圓の三種に分けて發行されたが、當時奉天地方の小洋建の慣習に適合し得ず、從つて其通用も一局部に限られ、後には小銀圓なる捺印によつて小銀票として通用した。小銀元票は最初壹角、貳角、五角の三種發行され、後光緒三十二年更に拾角票が加へられ、更に民國二年頃には同號の後身東三省官銀號によつて五十角票一百角票も發行された。

宣統元年（一九〇九年）東三省總督徐世昌は同號を東三省の中央金庫たらしむべく、名稱を東三省官銀號に改め、同時に資本金を三十萬兩から六十萬兩に增資せしめた。東三省官銀號は斯くて最初から純然たる官立銀行であつた。同號章程の示す營業科目は短期手形の割引、貸付金、預金、地金銀及び各國貨幣の賣買並に爲替取扱、奉天省鑄造の銅元及び銀元の發行、市場通用の銅錢票、銀元票の發行及び地銀の溶解並に銀兩の代理鑄造等であつた。併し鄕の奉天官銀號の場合もさうであつたが、此の場合も發行額の限度、兌換準備等に就ては何等の規定も設けられなかつた。之は同號が奉天當局の必要によつて殆ど無制限に銀行券を發行するのには甚だ便利であつた。

併し當時奉天で紙幣を發行したものは東三省官銀號だけではない。中國銀行、交通銀行の分行、黑龍江官銀號分號、奉天興業銀行も夫々銀行券を發行した。（一）中國銀行は、光緒三十年（一九〇四年）公稱資本四百萬兩の戶部銀行設立に創まり、續いて間もなく大清銀行と改名された。之が中國銀行の前身であつて、宣統三年（一九一一年）の民國革命によつて大清銀行が一旦瓦解して再組織されたのが中國銀行である。大清銀行が奉天省に分行を設立したのは光緒三十三年（一九〇七年）であつて奉天、營口に分行が設けられ、安東、錦州、大連、蓋平、鐵嶺に分行が設けられた。大清銀行は一般銀行業務の外、銀行券即ち銀兩票、銀圓票及び錢票を發行し、之を以て全支の幣制統一を企圖したのであつたが、銀兩の含有する純分、重量並に銀圓の種類は地方によつて異り、統一が無いので、發行される紙幣は分行所在の慣習に隨ふこととなり、從つて營口、奉天分行の銀行券は小銀圓を基礎とした角單位の小銀圓票であつた。大清銀行の中國銀行への改組後は、民國三年長春に東三省分行所謂東行が設けられ、奉天、大連、安東、鐵嶺、錦縣、遼源、新民、洮南に分號、公主嶺、西豐、留居營、遼陽、蓋平等に滙兌所が設立され、長春分行は是等分號、滙兌所を統括すべき地方的中心機關であつた。奉天分號は舊大清銀行の各種の鈔票に代るに新に一圓、五圓、十圓の兌換券を發行し、一圓を小銀元十角に引換ゆべきことを聲明した。（二）交通銀行は、戶部銀行の創立後三年光緒三十四年（一九〇八年）北京に設立され、航路、鐵道、電信、郵便四政の管理及び利權の回收を目的としたもので、東三省に於ては營口、奉天、長春に分行が設けられた。其銀行券發行の目的は、海陸交通の開發に要する資金の融通の爲めであつたが、中國銀行券に準じて郵便、航路鐵道各交通機關にその通用が强制された結果は、各地方局所、稅關、釐金局の受入れる錢糧、捐稅及び

官銀號の出納金額等も委く交通銀行券を以て受け容れられ、遂に一般的にも通用するに至つた。奉天分號は前清時代既に銀行券を發行したが、民國革命以後舊券に代へて拾圓券、五圓券、壹圓券、五角券及び一角券の五種を發行した。茲に注意すべきは、中國銀行が國立銀行として兎角中央の政治的勢力によつて左右され勝ちであつた如く、交通銀行も支那北方の財界の重鎭たる所謂交通系に支配され勝ちであつたことで、それが爲めに、民國二年から民國五年にかけて交通系の頭梁梁士詒が袁世凱の帝政運動に參劃した場合の如き、中國、交通兩行は擧げて袁世凱の機關銀行化し、その結果は、紙幣の濫發と現銀の枯渇を惹き起し、民國五年五月中國、交通兩行の現銀支拂停止のモラトリアム令が發布された位であつた。斯かる事情は後に至る迄も變らず、之中交兩行の紙幣相場が東三省官銀號の小洋票、大洋票と常に略同一であつた所以である。(三)黑龍江官銀號は前清光緒三十四年(一九〇八年)東三省總督徐世昌、黑龍江省巡撫使周氏等の設立したもので、當初の資本は二十萬兩、貸付、爲替、銀錢の兩換、銀行券の發行を主要業務とし、貨物の賣買、糧穀の販運を兼營した。同行が奉天に分號を設置したのは宣統元年(一九〇九年)であつて、十圓、五圓、一圓、五角及び二角等の銀元票を發行し、民國元年頃奉天省一帶に流通せる同號の紙幣は三十二萬五千元に達したと云ふ。黑龍江省官銀號は嚮に光緒三十年に設立され、貸付、爲替、紙幣發行を取扱ひ、其他貨物の賣買、糧石の販運をも兼營した半官民の廣信公司と民國八年合併され、資本金二百萬兩の黑龍江省廣信公司と改稱された。最近の黑龍江省官銀號はそれが又民國十九年に改組されたものである。(四)奉天興業銀行は、宣統三年奉天省に起つた大水害の罹災地の農民を救濟し、一般に農業振興の趣旨を以て農業金融を行うべく民國元年に公金三十萬元の資本を以て設立された農業銀行の後身である。農業銀

行は現銀と官銀號の銀行券を支拂準備として十五萬元の銀行券發行の許可を得たが、僅々一ヶ年にして民國二年奉天興業銀行と改名されて、資本は百三十萬元に增資され、官商合辦となつた。爲替、預金、貸付を主要業務とし、同時に銀行券十圓、五圓、一圓の三種小洋票を發行した。資金の運用宜しきを得ず、財政廳に七十萬元の貸越を爲すと共に紙幣を濫發して遂に民國五年破綻を暴露して休業するに至つた。休業すること數旬、奉天當局は同行の民株全部を買收して純然たる官立銀行即ち張作霖の御用銀行たらしむると共に極力東三省官銀號の銀票を以て同行の銀票回收に力めた。然るに他方では民國六年、猶ほかの『兌換問題』酣なる時、同行は突如として『債券』なる一種の不換紙幣を發行して市場に流通を强制し始め、同行が竟に民國十三年東三省銀行と共に東三省官銀號に合併される迄繼續した。

斯くて所謂奉天票は、東三省官銀號の外に、何等の統制もなく、唯徒らに發行額の多きを競ふ四銀行によつて發行されたのである。かの民國二年から同九年に亘る『兌換問題』が起つたのも決して不思議ではない。

所謂『兌換問題』の端緒は宣統三年の民國革命に始まつた。革命運動の勃發は東三省の金融界にも異常なる衝動を與へた。信用は急激に收縮し、發券銀行には兌換の請求が殺到した。兌換請求が始まつて一箇月を經ずして在奉天支那銀行の現銀支拂金額は七・八百萬元に達した。奉天當局が一方に兌換する者を威嚇し、他方に諸官廳、税捐局、鹽釐局、補徴局等に對する錢糧、税釐は紙幣を收受すべく、又現銀の移出を禁止する旨を布告してもその效果が無かつた。玆に奉天當局は奉天造幣廠に舊小銀元の鑄造を命じたが、その鑄造能力は提示される紙幣を兌換するに足らないので、宣統三年九月十九日から一箇月間の制限兌換期が決定され、毎日東三省官銀號は一

萬元、大清銀行、交通銀行、黑龍江官銀號分行は夫々六千萬元以下と決定された。同時に趙總督は日本總領事館に對しても兌換緩和を懇請し、日本側も之を容れた。併し既に奉天當局が兌換制限或は停止に關しても日本官憲の諒解を得なければならぬ事情が、間もなく起つた所謂兌換問題の性質を洞察せしめる。それは兎も角此間に於ける當事者の金融界安定の努力漸く效を奏して、革命の衝動による銀行取付騷ぎは一先づ鎭靜した。

然るに當時銀價が昂騰しつゝあつたのと、支那側銀行が不謹愼にも銀行劵濫發を改めなかつた爲めに、一時鎭靜した銀行取付が再燃し、銀元の輸出禁止令にも不拘、銀元流出熄まず、支那側銀行の現銀準備欠乏せる折柄、遂に民國二年五月日本商會名利洋行が小洋票の兌換を要求して東三省官銀號の拒絕に會ひ、茲に前後一〇年に亘る日支『兌換問題』は愈ゝ前景に現はれた。(併し今この問題の經過を詳述することは本論の性質上餘り重要ではないから、極く簡單に記述することゝする)。最初の『兌換問題』は日支の接衝により民國三年五月から十一月末迄制限兌換を行ひ十二月以降無制限に兌換に應ずることによつて一先づ解決されたが、民國五年に入るや、五月十二日當時袁世凱の機關銀行化してゐた中國、交通兩銀行の現銀支拂停止の發表に端を發し、奉天當局の慰撫にも不拘、中、交兩行に對する不安は遂に一般に銀行不安に擴大し、加ふるに世界大戰の勃發によつて一旦暴落した銀價が急速に反騰し始め、銀投機が俄に擡頭して來た爲めに、再び銀行取付騷ぎが起り、銀紙の開きが擴大し始めた。茲に支那當局は一方には、日本當局に再三懇請して制限兌換に次ぐに制限兌換を以てし、他方には、民國五年八月布告を發して從來の小洋本位を大洋本位に改める事とし、從つて、小洋票回收の爲めに小洋票の兌換請求に對しては、一二に對する一の割合にて大洋票を以て支拂に應じ、大洋票自身に對しては現銀兌換に應ずる

ことに決定し、極力取付騷ぎの鎭靜に努めた。併し銀價の騰貴は益々甚だしく、從つて銀投機の兌換請求は毫も衰へず、かの民國六年八月日支金融調節委員間に締結された金融調節辦法の制限兌換も效果無いので、秘密に日本側銀行に現銀を預金し日本側に損失を與へ無い諒解の下に同法第四條の一箇年半の兌換制限は遂に兌換停止に變更され、それは結局民國九年に及んだ。この間支那側當局は紙幣發行の統一を企て、嚮に民國四年奉天に開業して開業早々「兌換問題」に躓き、民國七年業務休止の已むなきに至つた殖邊銀行の銀行券發行權を剝奪し、黑龍江省官銀號奉天分號の發行權を沒收した。又中國、交通兩行は、小洋票の兌換禁止に乘じ、『吉黑』『長春』の加印を施した小洋票を發行して巧に兌換を廻避しながら、手許逼迫を緩和する便法を採つてゐたが、奉天當局から嚴重に小洋票回收を命ぜられ兩分行共發行額を制限され、而も東三省官銀號に倣ひ滙兌券なる不換大洋票の發行のみを許可された。同時に東三省官銀號は、從來の小洋票、大洋票に代ゆるに滙兌券と云ふ、券面の『此券在北京天津作滙上海規元銀』なる文句で婉曲に直接の兌換を拒絕した事實上の不換紙幣を發行して兌換問題に備ゆると共に、相次ぐ回收の爲に硬塞した一般金融の緩和を計つた。この滙兌券の外に、當時奉天興業銀行は『債券』と呼ばれる利息附きの不可解なる不換紙幣を强制通用せしめ、又小洋錢の回收の爲に起つた小額取引上及び釣錢支拂上の不便を除く方法として東三省官銀號の經營する公濟平市錢號は民國七年銅元を兌換準備とする銅元票（併し實際は、銅元票の他の通貨に對する公定相場は銅元を標準とせず、寧ろ小洋票と同樣に滙兌券に對し一對一二の比率と決定されたので、一般には銅元票の名稱を以てする不換の小洋票の再現と見られた）を發行した。斯くて奉天市場には硬貨は全く影を潛め、滙兌券と債券と銅元票の三種の不換紙幣が支配的に流通することゝな

り、さしもの『兌換問題』も漸く終熄するに至つた。併し同時に奉天票は全く不換紙幣となり終り、その相場の騰落は全くその數量の増減に依存することゝなつた。

當時濫兌券の最も有力なる供給者は東三省官銀號であつた。同號は民國十三年、初め東三省幣制統一の目的で設立されたが、經營放漫に流れて失敗した東三省銀行と官營後益々行務紊亂せる奉天興業銀行を合併して以來、奉天洋二千萬元に增資され、獨り奉天に於て許りでなく、東三省支那側銀行中最も有力なる發券銀行となつた。當時同號劉總辦は之を機會に紙幣の濫發を制御し、濫貸による地方金融の紊亂を取締るべきことを聲明し、又東三省省庫より五百萬元、東三省官銀號二千萬元、中國銀行一百萬元、交通銀行六十萬元、其他銀行及銀號百四十萬元總計三千萬元の現銀を以て銀貨を鑄造し、十三年十月より紙幣の一部兌換を實行し紙幣の價値安定を圖るべき方針が樹立されたが、依然として幣制の整理は行はれなかつた。啻に行はれなかつた許りでなく、奉天票は、民國十一年の第一奉直戰に奉天派軍閥が慘敗して以來第二奉直戰に備へて軍備が擴張されるに伴ひ增發され、それに伴つて奉天票の相場も激しく動搖した。當時の奉天票が兌換券ならば、對金票相場は九十八元内外を維持すべき筈であつたが、民國十三年九月愈第二奉直戰開始されるや、奉天票は一時百九十元に暴落した。之は奉天軍の戰勝の報に又百二十元に恢復したが、開戰以來軍費に充當されたる金額は三千萬元と稱され、その流通は奉天軍の進出に伴ひ直隸山東から安徽、江蘇にまで擴大した。加ふるに時局安定後も奉軍の天津駐在に要する費用その他軍備巨額に上ぼり、奉天票相場は全く安定を失ひ、奉天票の低落は停止する所を知らぬ有樣となつた。奉天當局は奉票の低落を見るや、その價格維持に狂奔し、或は對金票相場の建値を制限し、或は取引額を制限し、或

は密賣買を禁遏したが、奉天派軍閥は一方には相變らず海陸の軍備を整へ、奉海鐵道の敷設を企てて財政の膨脹を顧みず、窮すれば奉天票を濫發するのであるから何等の效果もなかつたのは固より當然であつた。奉天票は、その後間もなく民國十四年十月馮張の確執に因る孫傳芳の討張通電から忽ち低落に轉じ、二百元臺に下つた。然るにこの動搖中同十一月奉軍の第三軍團副團長郭松齡の叛亂によつて奉天票は更に大なる暴落を經驗せねばならなかつた。第二奉直戰後奉天票の發行高は、奉天商業會議所の調査に據れば、奉大洋二億一千五百萬元、奉小洋三千萬元の巨額に上り、東三省官銀號の如き僅々一年間に一億五千萬元の濫發を敢へてしたのであるから、奉天軍一度び不利の報傳はるや二百四十元に暴落したのは不思議ではない。併しこれは單に奉天票相場頽落の序曲に過ぎない。郭松齡の敗戰は一時奉天票の相場を恢復せしめたが、戰後の財政難に新滙兌券が旺んに濫發され、加ふるに民國十五年奉天派內の武斷派、文治派が內訌を起し、文治派敗れて、張作霖が直魯聯軍と共に國民軍と戰ひを交へるに及び、再び低落し始め、奉天官憲の必死の妨害にも不拘二百八十元、三百元、四百元と釣瓶落に慘落した。爾來戰局が次第に奉天軍に不利に展開するに伴ひ、錢鈔業者の拘禁、銃殺等の壓迫の常套手段の外、十五年二月滙兌所を設け上海向爲替賣出を開始したにも不拘、奉票の低落は熄まず、十五年末には五百元臺、十六年末には一千四百元臺、民國十七年に入るや遂に五千元に暴落した。之は間もなく恢復し、同年四五月には約二千乃至三千元の間にあつたが、民衆は最早奉天票の受授を明に嫌厭し始めた。然るに偶々六月二十一日張作霖が爆死するや、軍事行動中止の期待から却つて二千元臺に恢復した。

張作霖の死後張學良は、民國十七年奉天軍の關內撤退と同時に邊業銀行を天津から奉天に移し、同時に奉天に

流入した『北京』『天津』の文字ある邊業銀行現大洋票を回收するとの名義で現大洋兌換券百萬元を發行せしめた。然るに當時奉天票相場の低落止まず、民國十七年末に三千元となり、十八年三月末には四千元、五月には五千元となつたので、現大洋兌換券發行の要望が漸く強くなつて來たこと丶、民國十八年二月國民政府から遼寧省（奉天省）政府に對し、全國幣制統一の爲めに袁孫兩國幣を本位貨とすべく、從來の遼寧省各紙幣は速かに回收すべしとの通告を送り來つた爲めに、張學良は南方勢力の東北進出を阻止し、旁々民衆の不滿を解くべく、民國十八年既に天津地方に於て中南、鹽業、大陸、金城の四銀行が採用せる聯合準備庫制度に倣つて東三省官銀號を主體とし、之に邊業銀行を加へ更に中國、交通兩行の在奉天分行を參加せしめて、茲に遼寧四行號聯合準備庫を組織した。同準備庫暫行章程に據れば、準備庫は兌換券の發行、兌換券の印刷、兌換券の兌換、準備金の保管を取扱ひ、發行に對する兌換準備は現金七割、有價物品三割とし、現金には銀塊、元寶銀、其他銀錠を以て之に充てることとし、猶ほ別に四行號は現銀各百七十五萬元合計七百萬元を出資し、又別に三百萬元を省公債に仰ぎ合計一千萬元を兌換準備金に充つることに協定成立した。かくて四行號準備庫は第一回の現大洋兌換券二百萬元を發行した。併し既に度々紙幣の濫發を經驗せる省民は新大洋票を餘り快ばず、而も同票の兌換に對しては百元以上の帶出を禁じた許りでなく、二三十元の帶出にも一々干涉したので事實上制限兌換に外ならず、從つて現大洋との平價も辛ふじて維持されたに過ぎない。第二回の發行以後は漸く一般に流通し始めたが、準備庫成立後邊業銀行は準備庫の羈絆を厭つて早くも脫退して自行の現大洋兌換券を發行し、中國、交通兩行も準備庫に對しては出來るだけ消極的態度を執ると共に漸次『天津』『北平』券を流通せしめるに至り、準備庫は四行號聯合の名に於て

すろ東三省官銀號の現大洋兌換券發行機關と化して終つた。而も無制限兌換に應ずる限り、現銀は早晩枯渇すべく、同庫の大洋票が奉天票と同一の運命に陷ることは免かれないであらうとの觀測が一般に行はれてゐたが、その中滿洲事件の勃發となり、張學良の政權は全く覆されるに至つた。（前掲滿鐵調査資料『奉天票と東三省の金融』の外同『遼寧の準備庫と現大洋票』安田保善社『滿洲の通貨』等參照）

第三節　吉林官帖及黑龍江官帖

吉林官帖及び黑龍江官帖は奉天票と共に滿蒙固有通貨の主要なるものである。

（一）吉林官帖――前淸時代吉林省の通貨は最初外部から流入した制錢であつたが、制錢が漸次欠乏するや、咸豐六年時の將軍景淳子は通濟局を設けて銀票を發行せしめた。併し商民は斯かる銀票よりも寧ろ信用ある商賈の私帖を歡迎し、又同治末葉から憑帖なる一種の制錢手形が盛んに流通し、而も憑帖の決濟に際して更に憑帖を發行して支拂に充つる抹兌なる方法發達して硬貨の支拂が廻避され、その弊害漸く甚だしくなつたので光緒十年將軍銘安は抹兌による取引を禁止し憑帖の兌換を命じ、同時に小錢を鑄造せしめた。併し私帖は依然として拔扈し硬貨は市場から驅逐されるに至つたので光緒二十四年（一八九八年）吉林省當局は銀三萬兩を以て永衡官帖局を設立し、銀元を鑄造し、その不足を補ふ爲めに銀元官帖を發行し、個人の憑帖を禁止した。これが吉林官帖の濫觴である。銀元官帖の兌換請求に對しては二割の銀元と八割の小額官帖を交附することゝし、小銀元官帖一元に對して吉林錢二吊二百文と定められた。斯く銀元官帖發行されたが、省民は制錢建に慣れて同官帖を歡迎しないの

で、光緒二十六年（一九〇〇年）には遂に制錢額面の官帖を發行した。官帖は制錢兌換券であつた爲めに制錢欠乏したので、光緒二十八年（一九〇二年）當局は銅元の鑄造に着手し、初め歡迎されたが、後當局が鑄造によつて利益を圖ることが知られて、信用を失ひ中止した。併し同時に官帖局內に官錢局を設け銅銀及び銀元票を發行して官帖の不足を補ひ、奉天其他に分局を設けて租稅及び送金を取扱ふに及んで信用漸く加はり、官帖の流通も亦盛んとなつた。其頃官帖局は從來の木版刷の官帖を石版刷に改めて發行し、券面には二割だけは現錢を以て兌換する旨明記したが、實際は制錢の準備欠乏して兌換に應ずることが出來ず、已むなく銅元を交附し、制錢兌換は自然消滅するに到つた。然るに其後財政の膨脹に伴ひ、官帖は漸次濫發され、從つて市價漸落するに至つたので、宣統元年（一九〇八年）官錢兩局合併され、永衡官銀錢號と改稱され、純然たる省立の銀號として省財政廳廳長は職制上其督辨を兼ね省の金庫事務を掌ることゝなつた。同號は初め官帖を發行し、幣制を整理し、金融の圓滑を計らんとし、天津、上海に分局を設け、上海から現銀三百萬元を取り寄せ、內容の充實に努めたので、官帖の市價も一時騰貴したが、民國以來省財政の澎脹に伴ひ、官帖再び濫發され、官帖に對する信用は甚だ稀薄になつた。民國三年吉林永衡官銀號は、東三省の濫發された紙幣を回收して東三省幣制の統一を遂げんとする中央政府の意嚮に由り、東三省官銀號と諮り、同年末から官帖七吊に對する小銀元一の割合を以て回收を初めたが、當時官帖の市價は小銀元一に對する十二吊であつたので忽ち投機業者の乘ずる所となり、この企ても中途に挫折した。他方長春に設けられた中國、交通兩行の分行も銀元票を發行したが、官帖に壓迫されて廣く流通を見なかつた。民國五年以後は中央政府の威令行はれず、殊に民國七年吉林省督軍孟思遠が東三省巡閲使となつた張作霖

と相容れず、之と對抗して軍備の充實を計るや官帖を旺んに濫發した結果、民國六年の新規發行高七千萬吊に對し同七年には一億七千萬吊に達し、更に吉林省督孟恩遠解職されて孟の部下高士賓一派の獨立宣言となるや、官帖の發行は急速に增加し、七年末の五億七千萬吊から八年末には一躍八億三千萬吊に達した。然るに東三省の政權が張作霖の掌中に歸した後も、事態は少しも改善されず、却つて奉天軍閥の關內進出が繁くなるや、殊に第一奉直戰後軍備の擴張其他奉天派の財政膨脹につれて省の負擔額も增大し、官帖の濫發は止まる所を知らなかつた。民國十五年五月にはその發行額三十億吊と云はれたが、滿洲事變直前には一百一億吊に達したと云はれる。從つてその相場も逐年低落したことは云ふ迄もない。例へば、長春城內取引所鈔票對官帖現物相場に依つて最近の官帖相場變動を見ると次の如くである。

年次	最高値	最低値
一九二六年(民國十五年)	一四四吊(十　月)	一九七吊(六　月)
一九二七年(民國十六年)	一五五吊(十　月)	一九一吊(四　月)
一九二八年(民國十七年)	一五八吊(十一月)	二〇〇吊(四　月)
一九二九年(民國十八年)	一七八吊(一　月)	二〇七吊(十一月)
一九三〇年(民國十九年)	一八八吊(三　月)	二四七吊(十一月)
一九三一年(民國二十年)	二五六吊(一　月)	四七九吊(十二月)

吉林地方に於ける通貨は、吉林官帖の外に吉林大洋票、同小洋票、哈爾賓大洋票、奉天票、銅元、金票、鈔票等がある。吉林大洋票は光緒三十四年官帖局內に設けられた官錢局が銀元兌換券を發行したのが嚆矢で、從來流

通せるものは、永衡官銀號、中國、交通兩行の長春分行の發行せるものが多く、大執帖の別名がある。小洋票は別名執帖と呼ばれ、永衡官銀號の發行に係る。始め小洋兌換券であつたが、事實上官帖と何等撰ぶ所無い許りか、民國九年以後は一元に就き官帖十吊文と公定されたので、官帖と同一視して差支へない。哈爾賓大洋票は、中國、交通兩行の哈爾賓支店によつて發行されたもので、俗に哈大洋と呼ばれ、民國九年頃から吉林省に入つて長春地方で漸次勢力を得來つたものである。

（二）黑龍江官帖——前清時代光緒年間には初め制銀並に元寶銀流通し、後には露貨及び吉林官帖が一般に使用され、他方元寶銀及び制錢は次第に欠乏を告げて來たので小銀貨並に銅元が使用され始めた。光緒三十年（一九〇四年）黑龍江省達氏及都統程德全の運動により官資二十萬兩、民資三十一萬三百兩の半官半民の有限責任會社廣信公司が設立され、總公司を省城に、分公司を呼蘭・綏化・巴彥・海倫等に設置し、爲替、貸付及紙幣黑龍江省官帖の發行を主要業務とし旁ら貨物の賣買、糧石の販運を兼營した。同官帖は總て吉林官帖に倣ひ、額面は制錢の稱呼を以て現はしたが、券面に銀の兌換券たることを表示し、銀元、錁銀に對する公定相場を定め、强制的に銀元と同樣に通用せしめられた。然るに光緒三十四年（一九〇八年）東三省總督徐世昌黑龍江巡撫周氏によつて資本銀二十萬兩を以て黑龍江省官銀號が設立され、總行を省城に、分行を營口・綏化・呼蘭・巴彥・哈爾賓・寬城子・海倫・奉天・天津・上海等に置き、爲替、貸付、銀錢の兌換、紙幣の發行を主要業務とし、貨物の賣買、糧石の販運を兼營した。官銀號發行の紙幣は兌換銀元票並に銅元票であつた。斯くて黑龍江省には制錢、銅元、銀元、元寶銀、銀元票、銅元票、官帖等が雜然と流通したが、就中官帖漸次勢力を得て最も廣く流通した。官帖は

最初相當の正貨準備を擁してゐたが、省財政の逼迫に伴ひ、濫發に流れ、前清既に一億吊を發行したと云はれた民國元年に入り省政府の委囑に由る軍用糧石貯藏補給の爲めに雜穀の大買占を行ひ、民國二年には外國商館に銀支拂の爲めに銀の買占めを行つて官帖濫發を招き、市價暴落した。そこで此處に於ても、中央政府は、吉林省に於ける如く、中國銀行を介して官帖を回收せんとし、民國三年から實行し、四年十月迄に約一千六百餘萬吊の官帖を回收して濫發紙幣の收縮を行つた。之と同時に省政府は本位を小洋建に改め、一吊文は小洋銀一角二分五と定め官帖を以て價格を定むることを嚴禁したが、省民の官帖に慣れること既に久しく遂に實行出來なかつた。之より齋省政府は民國三年廣信公司の民有株を買收して之を全く官立たらしめたが、廣信公司は銀行業務以外投資確保の爲めに次第に各種の事業を兼營し、開墾、移民、土木、鑛山、工業、運送其他一般商業にも從事し、恰も黑龍江省開發の中心機關たるの觀があり、從つて省財政との關係も極めて緊密なる爲め、省費の膨脹に伴ひ、官帖發行も增加し　民國三年末二億五千萬吊は民國七年末三億七千萬吊、八年末には五億吊に增加した。從つて官帖相場も宣統元年の小洋錢一元に對する三吊四百文は、民國三年秋には八吊、四年には收縮により稍々安定したが、六、七年から再び下落し、二十二、三吊、八年には二十四吊に下落した。一方官銀號の發行高は前清時代銀元票銅元票各百萬元、民國四年末銀元票二百七十萬元、銅元票六十九萬元程度で、民國二年以來官帖一吊文小洋銀一角二分五と公定され、上下に喜ばれて廣く流通した。同號は、併し、常に廣信公司に壓迫され業績振はず、民國八年省政府は兩者の合併を企て、同年末黑龍江省廣信公司の名稱の下に資本金二百萬兩に改組し、省の中央金庫たらしめた。同公司は翌九年十月幣制整理と稱し、從來官銀號に於て發行した小洋票を回收すべく、奉天滙

兌券と同じく、天津、北京に於て同票に對し上海規銀爲替を交附すべきを約した、事實上不兌換の滙兌券二十一萬元を發行し、その相場を一元に對し十二角と公定した。又民國十年一月には、哈爾賓、黑河、滿洲里等の隣接地に於て大洋兌換券が流通してゐるのに鑑み、官帖のみに依るを不利として哈爾賓支店に於て大洋兌換券即ち哈爾賓大洋票を發行し、黑河、海拉爾の二支店に於ても代理發行の名で夫々地名を附して同票を發行せしめた。所で吉林省がさうであつた如く、黑龍江省も、民國六年黑龍江巡撫許蘭洲が追はれて鮑貴卿が張作霖の後見にて黑龍江督軍に任命されて以來、事實上奉天軍閥の支配下に屬し、省財政の負擔も之に伴ひ加重したので廣信公司の官帖發行も増加せざるを得なかつた。殊に民國八年督軍鮑貴卿退任に際し、七十餘萬元の現銀を持ち去つた上民國十年孫烈臣が同公司の現銀を私得して現銀準備皆無となり、爾來兌換が全然行はれない許りでなく、官帖券面の銀元の二字も抹殺されるに至り純然たる紙幣となつた。民國十一年には大洋票を發行し之が賣出によつて現銀八十五萬元を得たが、奉直戰に際し吳俊陞は內六十萬元を奉天に回送したと云はれ、現銀著しく減少したにも不拘、民國十五年にはその發行二十五億吊文を越へたと云はれるのであるから、其相場の慘落は當然であつた。民國元年金票百圓に對する六百二十吊の官帖相場は、民國八年には三千八百吊、民國十五年には二萬五千餘吊、民國十九年には八萬五千八百餘吊に暴落した。民國十九年（一九三〇年）廣信公司は再び改組され、資本金二千萬元の黑龍官銀號となつた。同號は事變前迄銀行業の外に約十一種の附屬事業を兼營してゐた。

黑龍江省には以上の黑龍江官帖の外に、大洋票、小洋票、滙兌券、銅元票、元寶銀、大小洋銀、銅貨等の通貨がある。この中大洋票は前の廣信公司、後の黑龍江官銀號、中國銀行、交通銀行の發行に係り、元來哈爾賓に流通

せる銀元を基礎として銀元兌換券である。露西亞革命後留貨の勢力失墜すると共に急に勢力を得始め、殊に東支鐵道の運賃代拂に成功以來北滿一帶に流通し、哈爾賓の如き有ゆる取引が之によつて行はれてゐる。小洋票は黑龍江官銀號設立後間もなく發行され、民國二年一吊文小洋錢一角二分五と公定されたこと前述の如くであるが、民國五年各縣の官銀號はその小洋票を以て中國、交通兩行發行の小洋票と引き換へ、更に奉天通用の小洋票を買ひ込み、次で爲替料を引き上げ、百元に付二十元、五十元、百五元と云ふ亂暴な爲替料を徴收した。これが爲めに送金爲替は全然杜絶し、小洋票の價値は下落し始めた。民國九年には現大洋との交換率は三元五六に低落し、之を回收すべく黑龍江廣信公司によつて滙兌券が發行されるに及んで減少し、遂に發行は停止された。滙兌券は民國九年小洋票回收の爲めに廣信公司によつて發行されたものゝその相場の變動は奉天滙兌券と略々同樣であつた。銅元票は、前記小洋票と同じく黑龍江官銀號の設立と同時に發行されたものであるが、發行當時銅元票三十枚を以て官帖一吊に換算された爲め爾來官帖と共に騰落し銅紙は著しく打歩を生じた。その他の元寶銀、大小洋錢、銅貨等の硬貨は紙幣濫發によつて殆ど退藏されるか持ち出されて流通場裡には姿を見せなかつた。

第四節　其他の地方的通貨

滿蒙に於ける主なる通貨として奉天票、吉林官帖及び黑龍江官帖の外に猶ほ哈爾賓大洋票と營口の過爐銀と安東の鎭平銀を擧げることが出來る。以下夫等の各々に就て極めて簡單に說明することにする。

（二）哈爾賓大洋票――一八九六年の「カシニー」條約に據り帝政ロシアが北滿進出を企て、哈爾賓市の建設以來一度南下に成功し、日露戰爭に敗れて後も一九一七年のロシア革命直後のケレンスキー內閣に至る迄は、哈爾賓を中心とする北滿地方の通貨は、事實上露貨の獨占狀態であつた。日露戰爭に敗退後、哈爾賓市は軍事的施設が解かれて經濟的都市に轉化したので、各國人の北滿投資の基點となり、南滿及び北滿の支那人で同地傅家甸に移り住むもの漸く多きを加へた。就中滿洲特產の大豆が世界市場の商品となつて以來特產物の取引が殷賑となつた。從來は露淸銀行が唯一の金融機關であつたが、光緒三十四年（一八九八年）同市のロシア商工業者の合資で第一借款銀行が設立されたのを初めとし次で第二、第三の借款銀行が設立され他方傅家甸には先づ中國、交通兩行分行、次で吉林省永衡官銀號、黑龍江官銀號、廣信公司等の分行號が設けられ、支那側通貨小洋錢官帖、銅錢等も流通し始めた。併し之は固より傅家甸の一部商人間に流通するに止まり、全市を通じて、商品の建値は勿論、東支鐵道運賃及び納稅等も全く露貨本位であつた。當時露淸銀行は恰も哈市に於ける中央銀行の如き地位を占め、他の諸銀行（正金銀行出張所をも含む）は凡て露淸銀行に當座勘定を開き、大口の取引は同行小切手が使用された。當時は正に露貨全盛時代で、北滿一帶は固より、南滿沿線の都市を始め、北淸殊に山東地方に迄流通した。然るに世界大戰勃發してロシア參戰するや、他の交戰諸國と同樣に、ロシアも亦金貨を回收し、金塊の保有に努め、「ロマノフ」紙幣を濫發したので、「ロマノフ」紙幣相場は日本金百圓に對百五十五留に暴落し、哈市民の不安は恐慌狀態に達したが、日本の參戰となつて、哈市の市況俄に活氣を呈し、「ロマノフ」紙幣の濫發にも不拘、その相場は日貨に對し百八十留乃至百五十留の間に安定してゐた。此間大正五年正金銀行哈市出張所は日貨取扱を

開始し、朝鮮銀行も同年支店を開設、同樣日貨流通に力めたが、固よりその流通額は微々たるものであつた。然るに一九一七年（民國六年）三月革命によつて『ロマノフ』王朝倒れ、『ケレンスキー』內閣により『ケレンスキー』紙幣發行されるや、露亞銀行（民國革命以來露淸を露亞と改稱）之が流布に努めた結果、『ロマノフ』紙幣に取つて代つたが、間もなく十一月革命により『ボルセヴィキ』が政權を掌握するや露貨の相場は忽ち百留台に慘落し哈市は混亂狀態に陷つた。然るに支那側は之に乘じて武力により哈市の赤色勢力を驅逐するに至つたので露貨に代つて却つて日貨が漸次勢力を得、殊に一九一九年（民國八年）日本の西比利亞出兵に伴ひ日貨の流通區域擴大し、一時極東西比利亞及び北滿の全土に及んだが、日本の奧地撤兵に伴ひ、漸次縮少するに至つた。他方支那側は此頃から中國、交通兩銀行、廣信公司及び民國九年（一九二〇年）新に哈市に設立された例の東三省銀行が現大洋を本位とする大洋票を發行し、傅家甸を根據にその普及に努めたので、殊に民國八年末オムスク政府沒落して東支鐵道の支配權が支那側に歸し、運賃はロシア金貨建とするも、大洋票を以て換算納入し得ることに成功しゝ而も哈爾賓大洋票に限り、絕對兌換に應ずる旨聲明したので、最初は一般に信用されず、廣く流通しなかつたに反し、漸次勢力を扶殖して日貨を壓倒するに至つた。外國銀行側も、支那側が東支鐵道運賃に大洋票代納の特權を得たるに鑑み、露亞銀行率先して弗銀券を發行し、引續き『インターナショナル』銀行正金銀行何れも弗銀券を發行し大洋票に對抗したが、支那側は之に對抗して此種弗銀券の受入を嚴禁したので、遂に中止の已むなきに至つた。斯て哈爾賓大洋票は哈市を中心とする北滿都市の代表通貨となつたが、その發券銀行の一たる東三省銀行は、既述の如く、民國十三年（一九二十四年）奉天興行銀行と共に東三省官銀號に合併されて之に發行

權を引續ぎ、更に民國十四年（一九二五年）張作霖に買收された邊業銀行支店も發行權を得、事變前迄この五銀行號が發行權を有つてゐた。

哈爾賓大洋票は所謂哈大洋票であつて、前記五銀行號を發券銀行とし、十圓、五圓、一圓、五角、二角、一角、五分の七種である。その發行の當初は絕對兌換が聲明せられ、又實行されたので、その相場は、大連銀相場の變動に伴ひ變動するに過ぎなかつたが、最早外國銀行の競爭なき爲め、漸く濫發に流れ、大正十年末には現銀準備一千六十萬弗に對し二千百五十萬弗の發行額に達し、偶々十年十一月天津の中國、交通銀行取付騷ぎ起り、北滿にも影響してそれが爲めに將に取付けに遇はんとするに至り、一人當り二百元以上の現銀の省外搬出を嚴禁し他方外國人に對して無制限兌換に應ずるも支那人には之を許さず、同時に極力回收を計ると云ふ窮策によつて漸く危機を脫した。併し支那側銀行は稍もすれば官憲の嚴重なる監督のなきに乘じ、經營放漫に流れて紙幣を濫發し、殊に張作霖が東三省の政權を事實上掌握するに及び、軍費調達の爲め財源捻出に窮し、東三省官銀號、廣信公司、邊業銀行に命じ、新舊紙幣の交換に名を代つて哈大洋票の增發を行はしめて以來、哈大洋票の市價も時に騰落あつても、大體に於て漸落の步調を示めし、民國十年金票百圓に對する哈大洋九十五元は、民國十五年には百六元、民國十七年に百三十六元、民國十九年に二百元に達した。固より之に對しては支那側官憲は對金票相場の値段指定、錢莊の壓迫、金票取引禁止等の常套手段を以て價格維持に努めたが、他方では奉天軍の關內進出の頻繁なるに伴ひ、軍費支辨の爲め、紙幣增發を命ずるのであるから、その效果がなかつたのは固より當然である。

從來哈爾賓に於ける通貨は、大洋票の外に金票、奉天票及び露貨であるが、奉天票は錢鈔取引所に於て投機の目的物として賣買されるに過ぎず、又露貨も單に一部分のサヱート側官吏及び勞働者の間に流通するに過ぎず、金票は單に爲替資金として利用されるに過ぎず、流通場裡にある額は極めて僅少である。

（二）營口過爐銀――咸豐八年天津條約により營口が開口場となるや、遼河に沿ふ奥地の開發に伴ひ、同地は東三省に於ける唯一の商港として商品の集散地として漸く殷賑に赴き、山西資本家が油房を起し大豆を原料として製油業を開始するや益々繁榮を加へるに至つたが、商業發達の爲め古來よりの通貨たる制錢が不足して商人間には信用ある商賈の發行した制錢兌換券が流通し錢帖子と呼ばれた。然るに錢帖子も次第に不換紙幣化し、制錢欠乏した時、同治の初年から廣東商人によつて元寶銀が齎らされ、元寶銀が流通するに至つた。玆に於て大口取引には元寶銀が用ひられ、小口取引には錢帖子及び制錢が用ひられた。當時營口に流通した元寶銀は營平銀と呼ばれ、營口の衡秤を以て標準とした元寶銀で一塊の重量五十三兩五匁、品位九九二であり、從つて各地に流通せる元寶銀とは品位を異にしてゐる爲め、他地方の元寶銀は其儘流通せず、銀爐に於て營平銀に改鑄する必要があつた。從來銀爐は銀地を買入れて元寶銀を鑄造し、或は他地方の元寶銀を營平銀に改鑄するのがその職能であつたが、奥地の開發が一層進展するに伴ひ遼河の水運を利用して同地を中心に集散する商品の數量は益々多く、その貿易額は逐年增加して、營平銀の需要多く、その東三省に於ける勢力は南方の上海九八規元の勢力に相匹敵するに至つたので、營平銀鑄造を銀爐に依賴する者增加し、銀爐の改鑄が間に合はないので、改鑄を依賴した者も實際現銀を必要とする場合にのみ之を受取る慣習を生じ、取扱高の增加に伴つて、保管設備も完備し、鑄造依賴者も

現銀授受の煩雜や盜難や火災の危險を虞れて銀爐に預けることを喜び、支拂の必要が生ずれば銀爐をして相手方に支拂はしむる恰も振替銀行の制度が發生した。それは恰も十七世紀のヴェニス銀行やアムステルダム銀行やハンブルグ銀行と同じく、同一銀爐の顧客の間の商取引に於ては、態々銀爐に往つて現銀を受授する必要なく、口頭の通知により帳簿上の振替にて取引が決濟されるのである。後に各銀爐の間にも交換振替の制度が出來て一層完備したものとなつた。當時は預託者の現銀請求に對し、銀爐側の支拂が澁滯することはなかつた。併し、ヴェニス銀行、ハンブルグ銀行等ヨーロッパの振替銀行が同じ原因によつて何れも失敗した如く、銀爐が經驗によつて一定の現銀準備率を維持すれば、現銀を空しく保管する要なく之によつて利殖し得ることを發見するに及び、屢々預金者の現銀拂戻しの要求に直ちに應ずることが出來ず、預託者に對し、支拂猶豫を求むるか、或は打歩即ち加色を要求し、後々には公然と之を要求するに至つた。その爲めに預託者は支拂には銀爐の帳簿振替を以てし、現銀は之を退藏するか移出するに至り、現銀と過爐銀との間の打歩は益々增加するに至つた。茲に於て光緒元年銀爐及び油坊業者協議し、過爐銀制の一種の便法を案出するに至つた。此便法に據れば、一年を四期（舊曆三月一日、六月一日、九月一日、十二月一日）に分ち、之を卯期と稱し、この卯期に諸勘定を現銀を以て決濟し、その間は原則として現銀の拂戾に應じないと云ふのである。併し此卯期決濟も嚴格に實行されず、三月、六月及び九月の卯期は當事者の合意によつて現銀決濟を行はず、十二月の卯期だけ現銀決濟の勵行を期したが、それすら容易には實行されなかつた。從つて一般に過爐銀は、銀爐を通じて受授される通貨の意味で略して爐銀或は俗に傌子とも呼ばれたが、實際は計算貨幣に轉化して了つた。過爐銀の便法が創始されて以來十箇年は過爐銀が營口に

於ける唯一の代表的通貨であつたが、日清戰爭に支那が敗北するや過爐銀所有者は現銀取付を行ひ、加色は法外に騰貴し戰後過爐銀の市價小銀貨七十三、四兩鈔票七十六、七兩前後であつたが、光緒三十三年營口の豪商東盛和が破綻を暴露するや過爐銀取引は全く投機的となり亂調子となつた。其後過爐銀は漸次信用恢復に向ひつゝあつたが、民國革命の爲めに再び混亂狀態に陷り、過爐銀相場も對小銀貨四十七元、對鈔票百二十五兩となり、官

產した。決濟不能になつた。當時三錠の過爐銀は僅に一錠の現銀にしか値ひせず、日本軍撤退に伴ひ、整理行はれ、漸く加色八兩にて決濟が行はれたが、一度び散逸した現銀は再び集まらなかつた。光緒二十六年の團匪事件に際しても營口は極度の混亂に陷り、過爐銀の加色は三十兩の高値を告げ、過爐銀の決濟は不能に陷つた。茲に於て當時銀爐に對する主なる取引者たる露淸銀行、正金銀行等は、露國民政廳並に淸國道臺の援助を以て營口財界の整理を促すことに決したが、最早過爐銀による決濟の不可能を知り、過爐銀一錠を以て當時流通を始めた小銀貨八十一元五角の割合を以て決濟せしむることゝした。之は當時普通元寶銀一錠は小銀貨八十三元四角に相當したから二兩の加色を有する過爐銀の價格である。併し此小銀貨決濟は銀爐對外國銀行の間に限られ、一般支那人間に於ては依然決濟不可能で稍高率の利子を附して繰越された。この事あつて以來、過爐銀は其基礎貨幣現銀以外の通貨を以て決濟されることと同時に卯期に於ても過爐銀は現銀との間に打步加色を生ずることが公認された形となつた。光緒三十年日露戰爭の勃發によつて營口は再び混亂狀態に陷り、過爐銀の決濟は中絕し、加色は三十五、六兩に達した。日本軍は此地占領後極力決算を强要したが、數卯期は空しく經過したので、光緒三十二年軍政署は加色五兩、小銀貨八十元の相場を以て決算を嚴命し漸く行はれたが、銀爐の打擊甚だしく其半數は倒

憲と商賈の奔走により銀爐公社なる銀爐組合が設立され、各銀爐は過爐銀の發行を制限すること、既に貸出した過爐銀の回收に努むること、決算を勵行することその他の改革案を實行することを決して漸く小康を得た。この時其他過爐銀の振替は口頭を以てする代りに三聯支票なる小切手を使用することゝ同卯期間の一時的借越に對して從來無利息の代りに利息を徴すること等過爐銀制度に又注目すべき變更が加へられた。斯くて銀爐公社の設立により過爐銀の信用も恢復するかに見えたが、民國七年銀爐西義順が破產して又復市場混亂し、遂に奉天遼瀋道尹は銀爐公益銀號の設立及び義字號債務の整理の布告によつて市場平靜に歸した。然るに其後依然として銀爐の不安絶えないので民國八年全市の商人の合意によつて銀爐公社解散され新に金融維持會組織され、更に九年營口道尹の條令も發布されたが、過爐銀は最早衰微の一途を辿るのみで新興貨幣の前にその昔日の面影を失つて了つた。併し從來は營口に於ける特產物大豆、豆粕、豆油其他綿糸布、雜貨の大量取引には矢張過爐銀が計算貨幣として採用され、銀爐の發行した過爐銀支票によつて取引されたのである。併しその決濟は最早銀元ではなく東三省官銀號の現大洋票を以てされた。過爐銀の外營口には種々なる貨幣が侵入して流通した。光緒二十一年日本軍が同地占領中は日本銀貨が相當流通し、日本軍撤退後江南地方から輸入された支那銀元局鑄造の小銀貨がこの地方は勿論滿洲一帶を風靡し、光緒二十六年帝政ロシヤが愈々軍隊を派して南滿に進出するや營口にも留紙幣が旺んに流通した。光緒二十五年橫濱正金銀行が營口に支店を設け、支那の小銀貨及び元寶銀に對して兌換券を發行し、更に光緒二十八年牛莊を流通區域とする兌換券鈔票の發行權を得たが、鈔票と共に漸次流通した。明治三十九年正金銀行は南滿洲を流通區域とする紙幣の發行權を得て舊圓銀を本位とした鈔票を發行し、圓銀と共に大に

流通し、同時に明治四十二年末から日本金券の流通も相當行はれた。銅元は光緒二十八年頃から同市場に流通し、奉天造幣廠鑄造のもの最も多く、制錢の代用として普ねく小額の取引に用ひられつゝある。紙幣は光緒三十二年戸部銀行支店の小銀貨兌換券に始まり、交通銀行、東三省官銀號も之に倣ひ發行したが、濫發の結果は不換紙幣となつて信用を失ひ、硬貨との間に打歩を生じた。其他營口には、大龍元、北洋元、墨銀、同兌換券、德洋銀が流通したこともあるが、その數量は極めて少かつた。

（三）鎭平銀――最初安東地方に於ける通貨は制錢であつた。天津及び上海方面との取引が盛となるに及び、是等の取引には元寶銀が使用されるに至つた。安東の元寶銀は鎭平銀と呼ばれ、一錠の重量は普通五十三兩五錢、品位九九二位、即ち千分中九百九十二の純分を含むと稱せられたが、實際は之より多少少きものゝ如くである。奉天省が外省から輸入された元寶銀は安東の銀爐に於て鎭平銀に改鑄され、その銀爐の證印を刻んで發行した。奉天省が小銀貨及び銅元を鑄造して以來是等の貨幣は漸次市場に流入し、大口の取引には元寶銀が使用されたが、小取引には小銀貨又は銅元が用ひられた。其他光緒三十二年正金銀行出張所により鈔票發行され、光緒三十三年東三省官銀號分號設立され、鈔票及び小洋票が市場に流通した。併し、安東に於ける主要貿易品柞蠶糸、木材、大豆、豆粕は勿論其他大口取引の建値に使用され、上海其他支那各地の爲替決濟に使用されるのは鎭平銀であつて、之が同地方の本位貨である。民國革命前迄はその流通額百八十萬乃至百七十萬兩に達したが、民國二年以後その流通額は急激に減少した。之は當時銀價が昂騰しつゝあつたこと、各地に於ける發券銀行の銀行券濫發に因る兌換問題が起つたことに原因を有つ。殊に奉天當局の銀移出禁止令は、銀の省外搬出を禁ずると共に現銀を奉天に吸

收し兌換準備に充當せんとするもので、爲めに安東の現銀の奉天に搬出されるもの多く、一層安東地方の現銀を減少せしめた。民國六年の秋鎭平銀の最需要期に現銀欠乏して金融圓滑を欠き、一般の商取引の澁滯を來したので安東總商會は現銀輸出の禁止を官憲に請願し、同年十月道尹は之を容れて禁止令を發布したが、その搬出者は官銀號等の官憲筋である爲め、輸出は依然として止まず、同市場の現銀は益々欠乏し、信用破壞の虞を生じたので、總商會は古くから行はれた小切手及び手形等の使用を停止し、總て硬貨を以て取引することに決定した。併し之は益々金融逼迫の度を强めたので、民國九年上海から白寶銀百萬兩、其他の各地から二十萬兩の現銀を輸入したが、密輸出は依然熄まないので、總商會は安東商業會議所と協議して一ケ年間現銀の受授を停止し、小切手制度を復活する事になり、支那側は總商會に、日本側は銀行に現銀を集めて密輸出を取締ることを得たので漸くその效果を達することが出來た。其後現銀は常に約八十萬兩を保有し得た。小切手制度も民國十二年迄繼續した。然るに支那側銀行は、現銀の預主以外の取引先に對しても小切手を發行し、所謂空空碼子を生じた。その爲め支那側銀行の預金貸出高激增し、取引殷賑となるに至つたが、張作霖は、民國十二年、東三省幣制統一の意圖から、東邊實業銀行（安東商業蓄公會の後身、民國十年開業、安東支那側銀行中最も有力なるもの）の小切手濫發に藉口して、同年八月突然大洋票本位制に關する東邊道尹擬定十二ケ條を公布して鎭平銀小切手の流通を禁止すると共に奉天票の普及を企てた。此禁令が一旦發表されるや、支那側銀行は急激に回收を始め、安東取引所は立會中止し市場の混亂甚だしく、大洋票本位採用反對の聲が大になつて來たので、總商會は道尹を動かし、(一) 民國十三年五月一日以降現銀輸出解禁、(二) 同年八月以降空碼銀子の全廢、(三) 商取引の鎭平銀本位採用を決定して遂に省長の許可を得た。爾來東邊

滿洲主要通貨相場騰落表（金票百圓ニ對スル各貨年平均相場）

年次	奉天票	吉林官帖	黒龍江官帖	過爐銀	哈大洋	小洋錢	鈔票	鎮平銀
大正元年（一九一二年）	一二〇元	五五〇百吊	六一〇百吊	一一七	｜	一二〇	一〇二	七二
二年（一九一三年）	一二三	八四〇	一、〇二〇	一一一	｜	一二三	一〇三	七一
三年（一九一四年）	一三九	一、四八〇	一、六五〇	一一三	｜	一三六	一一四	七九
四年（一九一五年）	一四八	一、五二〇	一、八九〇	一〇四	｜	一四八	一二二	八五
五年（一九一六年）	一二四	一、四八〇	一、七二〇	八八	｜	一二一	一〇〇	七〇
六年（一九一七年）	一〇一	一、三七〇	一、九五〇	七四	｜	九四	八〇	五三
七年（一九一八年）	九七	一、四五〇	二、四二〇	七二	｜	七七	六六	四六
八年（一九一九年）	九三	二、五一〇	三、八〇〇	一〇四	｜	六四	五五	四一
九年（一九二〇年）	一〇〇	三、九〇〇	三、六九〇	七八	｜	七三	六〇	四六
一〇年（一九二一年）	一三九	九、二四〇	六、五九〇	九六	九五	一一一	九五	七二
一一年（一九二二年）	一三五	一一、八九〇	八、一五〇	八四	九一	一〇四	八九	七三
一二年（一九二三年）	一三九	一三、二八〇	一一、三五〇	八四	九四	一〇九	九四	七九
一三年（一九二四年）	一三八	一三、三三〇	一五、一八〇	八三	八五	九七	七九	六〇
一四年（一九二五年）	一六八	一三、六〇〇	一六、〇六〇	一〇九	八二	九四	七六	五三
昭和元年（一九二六年）	三五九	一六、五〇〇	二五、一七〇	二一〇	二〇六	一一七	九六	六七
二年（一九二七年）	九五七	一八、〇六〇	一三、二六〇	三〇四	一二九	一二八	一〇五	七五
三年（一九二八年）	二、五一〇	一八、〇〇〇	三五、五一〇	二五〇	一三六	一二一	一〇〇	七一
四年（一九二九年）	五、六八三	二〇、七四〇	四三、七六〇	二五〇	一五四	一三二	一〇九	七八
五年（一九三〇年）	一〇、〇三六	三四、四一一	八五、八五八	三四六	二〇〇	一八九	一六一	一一八

亞經濟調査局編滿蒙政治經濟提要四七二頁參照

實業銀行は、小切手回收に着手し、十三年五月頃迄には約百萬兩內外を回收し得た。其結果金融逼迫したのと、上端午節の決濟期を目前に控へてゐることによつて銀の需要增加し、鎭平銀一圓三十錢から一圓八十五錢に騰貴したので、上海方面から現銀流入して現銀保有高約百二、三十萬兩に增加した。十月十五日から玆に現銀制度が實視されるに至つた。然るに民國十四年偶々華勝銀行が一萬兩の交換尻不能に陷つた爲めに、同行から滿洲銀行に對し支拂停止の通知を發したるに對し、滿洲銀行は關係方面へ華商小切手受入中止を通告した。然るに支那側東邊實業銀行、中國銀行支店は滿銀小切手受入中止を通告し、玆に鎭平銀小切手は一般に受入停止され、各銀行の當座預金は激減するに至つた。斯くて一切の取引は全然現銀受授に代り、假令準備があつても小切手は使用されない爲めに、現銀の需要多く相場暴騰し、民國九年の如きはその爲め安東經濟界は混亂狀態にさへ陷つた。最近流通高は約二百五、六十萬兩と推定されてゐた。安東にはかかる鎭平銀の外に大小洋錢、奉天票、金票が主たる通貨として流通しつゝある。

第三章　滿蒙幣制の將來

滿蒙の幣制が從來如何に混亂してゐたか、それ自體何等の體制をも有たなかつたことは以上によつても略明かであらう。今新滿洲國家の建設に際して、貨幣制度統一が問題になり、同時に之に關する諸提案が相踵いで現は

れ來つたのは固より不思議ではない。以下筆者は是等の諸提案を一瞥し、同時に將來の幣制が如何にあるべきかに就て簡單な見透しを述べて擱筆することとしやう。

第一節　滿蒙幣制統一の諸提案

是等滿蒙の貨幣制度統一に關する諸提案は、結局それが金か銀か何れかを新滿洲國家に於て排他的に價値尺度たらしめ、その一定量を價格の本位たらしめんとする點に於て、金本位制案と銀本位制案に別つことが出來る。稀に金銀複本位制案、換言すれば、金、銀共に合法的に價値尺度たらしめんとする幣制統一案もあるが、この貨幣制度が從來交替本位制と呼ばれてゐるによつても明である如く、事實上金銀何れかその市價が法定比價より低廉なるものゝみが價値尺度として作用し、より高價なるものは最早地金として賣買されることになり、又理論上も金と銀とが同時に價値尺度たり得ない、即ち金價格と銀價格とは兩立し得ないが故に、それ自體不統一を包含して居り、歴史的にも一の過渡的貨幣制度であつたに過ぎず、今更玆に貨幣制度統一案として問題にする迄もない。併し乍ら他方に於て、金本位制案、銀本位制案とは云へ、銀本位制の提案者の多くは、必ずしも絶體的に銀本位制を固執せず、終局に於ては又金本位制案の贊成者であるから、對立は單に直接當面の問題として何れを採るかにあるのである。然らばこの意味に於て、現在の金本位制案、銀本位制案は、果してそれぞれ如何なる特殊な理由づけと實行方法を有つてゐるか。

先づ金本位による幣制統一の代表的案を見る。金本位制を主張する積極的、消極的理由は凡そ次の如し。

(1)　滿蒙の幣制を日本と同一の金單位に改め、在來の金融機關に一大改革を加へ、よつて以て政治、經濟の動脈たる金融を日本の管掌の下に置くことは、滿蒙經營上必須の方策である。

(2)　滿洲の對外貿易は七割迄金本位國相手なるを以て滿洲通貨の對外爲替相場の變動を避くる爲には『金』を標準とする通貨を採用する外なし、猶ほ對外爲替相場の變動の縮小は當然國內物價の安定となり、取引增進、貿易伸張の基礎となる。

(3)　滿蒙開發の爲には、諸外國殊に日本の投資に俟たざるべからず。然るに投資國の多くは金本位國なるが故に、投資の保險上金單位が必要であり。就中日本と同一の金單位が必要である。

(4)　滿洲の幣制は漫然と銀本位と呼ばれ、支那人の銀に對する執着の强さが强調されるが、滿洲は上海を中心とする中部支那地方と異り、現銀の流通極めて少く、安東に鎭平銀、小洋錢、大連附近に大洋錢、小洋錢、四平街、公主嶺を中心として大洋錢等々が流通してゐるが、その流通區域は全く部分的であつて、滿洲を通じて現銀の流通は二千萬元見當である。その大部分は銀行、錢舖の準備金乃至商品として貯藏され、日常通貨は約一億三千萬元に達する不換紙幣である。現大洋票を始め是等の不換紙幣がその價値を略々維持せる所以は、制限的に行はるゝ兌換等に對する信賴よりは寧ろ支那人の不換紙幣そのものに對する無意識的信用と愛著に基づく。從つて滿洲に於ける通貨は、(イ)對內的には不換紙幣にて足り、(ロ)對外的には爲替相場の變動を防ぎ得れば足り、(ハ)必ずしも『銀』を表現することを要しないことが判る。現に近年間島地方に於て都市農村を通

じて朝鮮銀行の金票の流布、流通を見るのはその證左である。

(6) 現大洋統一が云々されるが、その統一こそ極めて困難である。それは次の理由に基づく、即ち本案實現には各省官銀號を整理するを要するが、(一)整理資金をば支那側に俟つとすれば長年月を要する。(二)各官銀號は各省政府と夫々特殊の因緣情實關係を有する。(三)互に平等の資格を有つ各官銀號を統一することは頗る困難である。(四)支那銀行員、官吏の能率低く且つ面從腹背の心理は特に徹還的改革の障礙となる。(五)日本金券は今日既に資金として爲替通貨として支那側通貨の缺陷を補足しつつあるが、現大洋統一の結果、若し現大洋票が金券の從來の性能を負擔し得ないならば、當然に現銀の流出、現大洋票の價値下落を惹起するであらう等々の理由から實現困難である。

(7) 又若し現大洋統一が可能ならば、各官銀號その他の金融機關の勢力を鞏固ならしめる結果、金融を通じて爲さるべき日本の經濟的發展も殆ど不可能に陷る惧れがある。

(8) 銀は、銀の生產條件、銀本位の世界經濟に於ける劣勢に基づき、投機的商品としてその價格の變動常なく、從つて金本位制の歸趨如何に係はらず、之を本位とする滿洲國の財政の基礎を危からしむる。之れ從來支那側に於ても金本位制を理想として輸入關稅に就て孫金單位を採用してゐた所以で、金本位採用は獨り日本の爲のみならず、從來支那爲政者が解決し得なかつた問題を解決して三千萬民衆を最惡の幣制から救出するものである。

(9) 金本位採用の結果は、生產費の昂騰又は物價の騰貴を招き、滿洲國の輸出減少すべしと云ふが、此說は金銀

兩本位の場合にのみ通用するもので、金本位制に統一すればその憂なし。蓋し、兩本位の場合を有利とするものが、金貨建を以て賣買する爲には、金銀比價變動の危險を轉嫁する爲に物價中に危險の保險料を織込むを要するが、金銀何れかを本位とすればその憂なく、從來金銀比價變動による危險防止の爲に要したる費用と手數料とを免るゝこととなる。又滿洲國の對支貿易は不安定となるべしと云ふが、對金本位國貿易の七割に對し、對支貿易は約三割に過ぎないから後者の利益の爲に前者の利益を犧牲にすることは出來ない。或は又錢舖取引關係業者に對する打擊を云々する者があるが、之も金本位貨幣制度統一の重大性に比すれば問題にならない。最後に現在の支那側銀行の保有する準備銀（約四千五百萬元）の大部分を賣却して金準備に轉換する必要上、銀價の値下りによる莫大なる損失を被るが如くであるが、現銀を準備として發行せる銀券が約二倍に達するが故に、銀價が下落したる場合に公定相場を定むれば、紙幣の値下りにより、發券銀行は莫大なる回收益金を獲得し得る。猶ほ特に金爲替本位制を主張する理由は次の如くである。

(10) 滿洲は不換紙幣流通の地にして一般民衆も之に馴れること久しいから、新紙幣も國內に於て兌換の必要はない。從つて金貨鑄造の必要なく、その費用を節約し得る。

(11) 假令兌換を實行せんとするも、短日月の間に金を蓄積すること困難であり、にも拘はらず假に實行するとすれば、金輸出禁止中の日本に對する爲最は動搖して金の流出を惹起し、金本位制の確立を遲延せしむるであらう。

(12) 新紙幣の對內價値は對外價値の維持により、それは又次の對外爲替維持策によつて行はれ得る。即ち（一）

正貨準備を高率しと在外爲替資金を豐富にする。(二)各官銀號附屬營業に統制を設けその取扱ふ輸出爲替取入れに努める。(三)新『滿蒙中央銀行』をして國庫事務を取り扱はしめ、政府預金を在外爲替資金に振向ける。(四)舊紙幣兌換停止と共に現銀流通を禁じ、之を買上げて天津、上海等の銀資金に振向ける。(五)當分日本の對滿投資あるべきを以て日本に於ける爲替金に充當する―之を要するに滿洲が總體的に輸出超過なる事實は此爲替兌換制維持を可能ならしむる基礎であつて、かの金爲替本位採用の結果は上海等に於ける爲替投機業者の策動により對外爲替維持困難に陷るべしと云ふが如きは、この事實を無視するもので、對外爲替相場は元來其國の對外受拂上の實勢に基づき、金銀本位の相違により特に實力以外の壓迫を被る理由は無い。

以上の金本位制案に對する銀本位制案の理由は凡そ次の如きものである。

(1) 實行容易にして直ちに財界を安定せしめ得べき貨幣制度は、滿洲一般民衆の傳統、舊慣に適合するもの、銀本位制であらねばならぬ。

(2) 新滿洲國家に於ける國民經濟生活の復興を完成し、國民の福利を增進すべき行政施設を整備する爲には、莫大なる資本を要するが、民間の財力枯渇せる現狀に於ては、發券銀行の機能發揮に據る外なく、然るに現に滿洲に保有される現銀四千五百萬元を兌換準備とすれば十分に一億元以上銀行券を發行し得べし。

(3) 金本位制實施は、今日金の偏在により世界各國金本位制停止を餘儀なくされる程金の缺乏せる狀態に於ては、忽ち國際貸借逆調を呈し金の流出を惹起し、金輸出禁止を行ふの外なきに至る。

(4) 國際貿易上滿洲は平均一億海關兩の輸出超過ありと云はれるが、巨額の密輸入の存在、滿鐵その他の外債利

拂、移民の送金等を考慮し、更に新國家の行政施設、文化施設に伴ふ輸入增大の可能、從つて必然に增加すべき外資により難き對外支拂等を參酌する時は、滿洲國家の國際貸借の將來は樂觀を許さず、從つて單にその輸出超過を見て金本位施行の容易さを云云することは出來ない。

(5) 又金本位制を施行せんとすれば、保有銀準備の大部分を賣却して金に換へなければならないが、銀價の低落せる今日、巨額の銀賣却は困難であり、徐々に賣却を行ふもその損失は多大である。

(6) 隣邦上海の如き强大なる金銀取引市場を控ふる時、滿洲の如き比較的狹小なる經濟單位にあて、金の無限兌換をすることは、絕えずその金準備を脅かされる。

(7) 或は又日本の通貨を滿洲に延長擴張せむとするが如き急激なる日本化の企ては、事變後猶ほ政治經濟狀態不安定なる今日、不賢明である。

猶ほ銀本位制案が特に銀爲替本位制を主張する理由は次の如くである。

(8) 元來支那民族の貨幣に對する觀念は、其の貨幣中に含有する銀の分量にあるが故に、必ずしも本位貨を鑄造するを要せず、紙幣に對して定むる所の銀の分量、例へば百圓に對して上海規銀七二兩の割合にて上海向爲替を賣却すれば足る。從つて鑄造、輸送等及磨損に伴ふ流通諸費用を節約し得る。

(9) 銀爲替の準備を置くべき上海は、支那各地對外貿易の決濟市場である爲め、爲替が此處に集中して受拂相殺される。而して上海の在銀高の大部分は各地からの爲替受拂準備たるに止まり、上海以外に對する實需を除きては銀の逃避する危險が少い。且つ上海の對外貸借は銀價即ち上海の對外爲替相場によつて調節されるから、

銀爲替本位の準備は、金本位の場合に比して比較的少額にて足り、その屈伸は自在である。從つて準備金としての資本の死藏がより經濟的に避け得られる。

一〇 銀本位制として銀貨本位とせず、特に銀爲替本位制を主張する一の理由は、本位貨が流通しない爲に、他日金本位制への轉換に際して、流通せる本位貨回收の困難を避け、又銀準備が上海に集中せる爲に、金本位制への轉換に際して銀準備の處分を容易ならしめんとするに在る。

斯の如く右の金本位制案と銀本位制案とは各々その主張する理由が異るから實行案も異るのは固より當然であるが、それに就て注目すべき一の差異は、金本位制の提案が全滿蒙幣制の金本位統一を主張するに對して、銀本位制案は、金本位制案へ轉換し得る迄の過渡的統一案として、關東州、滿鐵附屬地内に於ける金本位の貨幣制度を統一の範圍から除外してゐることである。尤も中には關東州、滿鐵附屬地の區別なく銀本位制を以て統一すべしとする主張もある如くである。

第二節　滿蒙幣制の將來

然らば滿蒙幣制の統一は金銀何れを本位とするであらうか。最近の新聞紙は、滿蒙の幣制は銀本位採用に決定したと報じてゐる。吾々はそれが茲に揭げた如き銀本位制案の理由に基づくのであるか或はその他の經濟的、政治的理由に基づくのであるかを知らぬ。唯若し抽象的に云ふならば、滿洲國建設運動の動機は如何にもあれ、又

その組織の形態は如何にもあれ、實質的には帝國主義日本の必死の進出であり、その擴大、强化運動であることは何人も否定し得ない事實であり、而もそれが帝國主義日本にとつて決死的な必要であることも正に客觀的事實である。何故か、一九二九年の第四半期から始まつた世界的不況は、その規模に於てもその强度に於ても歴史上未曾有であり、今猶ほ深刻の度を加へつゝある。各國に於て又國際的に有らゆる恐慌對策が企圖されたに拘はらず、生産と消費の乖離は何等の改善をも示さなかつた。一九三一年に入つてからの世界經濟は、文字通りの意味の深刻な世界恐慌を現出するやうになつた。蓋し各國資本の生産力は既に著しく高度に達してゐるにも拘はらず、その生産物の海外市場は、殊に一九三一年に入つてからは、各國に於ける恐慌對策としての急激なる關税引上げ乃至新設の爲た人爲的に著しく狹隘となつたから、多年誇りとして來たイギリスの自由貿易主義もこの恐慌激化の前には公然と屈服せざるを得なかつた。かゝる情勢の下に、自己の權力下に統制し得る植民地的、半植民地的經濟圏域を有つことが當該資本主義國にとつて如何なる意義を有つか、更めて云ふ迄もないが、帝國主義的進出が比較的遲かつた日本、到る處その海外市場を關税壁によつて封鎖されつつある日本、殊に隣接せる擴大なる支那市場に於ける慢性的排日貨並に利權回收運動に當面せる日本、西にソヴエート・ロシヤの五箇年計畫の進捗と東にアメリカ金融資本の進出を有つ日本が、この際原料市場としても販賣市場としても有望なる又軍略的にも重要なる經濟圏域、滿蒙の權益をより一層その權力下に確保しようとすることは正に已み難き進出であらねばならない。之れ即ち日本の生命線滿蒙！なる標語が掲げられた所以であり有ゆる手段を以て日本の所謂輿論なるものがあの支持に向つて動員された所以であらう。従つて滿洲國建設の意義が茲にあるならば、その建設計畫

の目標も自らこの意義の規定に沿つて見出されねばならなくなるであらう。果して然らば、滿洲國の幣制統一問題もこの目標に對して合目的々であらねばならないであらう。

古くはインドの金爲替本位制（事實は磅爲替本位制）フイリッピンの金爲替本位制（事實は×爲替本位制）や近くは印度支那の金爲替本位制（事實はフランス爲替本位制）が何れもインドやフイリッピンや印度支那自身の爲に制定されたものでないことは明瞭すぎる程明瞭である。然らば是等の諸植民地に於ける金爲替本位制の採用は如何なる意味を有するのであらうか。勿論一般的には金本位は銀本位より、より合理的である。從來の世界貨幣史は兩貴金銀が世界貨幣たるべく相抗して來た歴史であり、そして又より適當した『價値の獨立なる姿態』たる金の覇制の歴史である。併し植民地にとつての金爲替本位制の意義は、金本位制の金融資本に對する植民地の隷屬である。植民地に對する金融資本の投資は、武力以外に金によつて保證されることが何よりも合理的である。更に金爲替本位制は、植民地に於ける金の形態を採つた有ゆる蓄積を絶えず爲替資金として帝國主義國の自由なる支配下に置くことにも役立つ意味でもより合理的である。例へば英領印度（一八九三年）同海峽植民地（一九〇二年）米領比律賓（一九〇三年）和蘭領瓜哇（一八九七年）イギリスの半植民シャム（一九〇八年）アメリカの半植民地巴奈馬（一九〇四年）同メキシコ（一九〇五―一九〇七年）の如き、又近くは佛領印度支那（一九三〇年）波斯（一九三〇年）の如き、從來銀本位國として知られたその本位制が、一見銀本位制に似て非なるもの、即ち現實に無制限法貨として流通する銀貨は現實に流通せざる金の章標に外ならぬ所の金爲替本位制とつたのは、之より以外の如何なる理由があつたであらうか。この點に於て從來支那の幣制に關する外國人の幣制

改革の諸提案例へば光緒二十九年の總税務司英人ハートの幣制改革案、光緒三十年のアメリカ合衆國國際爲替調査委員ゼンクスの幣制改革案、民國元年の蘭人ヴイツセリング博士の幣制改革案、近くは民國十八年國民政府の招聘を受けた米人ケムメラア博士の幣制改革案の如き、何れも多少の相違こそあれ、金爲替本位制の提案であることも興味深いことである、即ち金爲替本位制は最も合目的々な植民地本位制であるかに見ゆる。然らば竟に滿洲國の幣制は金本位によつて統一されるか。現に大正十年に發布された關東州の大連物産取引所の金建實施の如き、それ自身は見事に失敗したが、日本資本にとつて滿蒙幣制の金本位統一が如何に切實な要望であるかは察知することが出來る。現に日本その他金本位國と滿蒙との商品取引に於て、商品の價格は絶えず銀價格から金價格へ、金價格から銀價格へ換算される必要から、大量取引には常に銀貨變動の危險を保險する爲めに、錢鈔取引所の如き貨幣取引所を利用して所謂ヘツヂングを爲すことが必要であり、從つてそれが爲にも相當の空費を要することは從來も屢日本資本にとつて苦痛とされた所であつた。併しながら、實質的には如何にあらうとも、日本の外務省は繰り返へし日本と滿洲國の無關係を聲明せねばならぬ事情に帝國主義日本はある。滿洲國は獨立國であつて日本の植民地ではない。その幣制を金爲替本位に統一することは滿蒙を植民地的に取り扱ふものとの非難は免れ難い。同じく日本金融資本の間にも例へば從來滿蒙に金票を發行して來た朝鮮銀行と鈔票を發行して來た正金銀行の如く種々の利害の對立がある。且大資本にとつては、流通上の空費は苦力等の低廉なる植民地勞働の收穫によつて充分に償ふことも出來る。殊に今、日本資本にとつては金本位制採用によつてさもなくても不安定なる滿蒙經濟界に衝動を與へることは、決して望ましいことでに相違ない。是等の事情は恐らく最も望ましいものとし

ての金爲替本爲による貨幣統一が今躊躇される所以であらう。併し竟に滿蒙の幣制の將來が如何にあるかは、日本の將來と共に、固より知る由もない。

關稅並一般稅制

木村增太郎

關稅並一般稅制目次

關稅並一般稅制

第一章 關稅制度

一 現行輸入稅と日支協定關稅

滿洲國は、まづその建國草創の間は、從來の支那の關稅制度を踏襲せんとする意向のやうであつて、現在に於ては從來そのまゝの制度が行はれてゐる。元來支那の輸出入關稅は、一八四二年の南京條約以來八十四年間、各國との間の條約に基く協定稅率によつて拘束せられてゐたものであるが、一九三〇年の日支通商條約の改訂を機とし、支那が完全に關稅自主權を回收することゝなつた結果、一大改正をみるに至つたものである。卽ち一九三一年一月一日より國定稅率が實施せらるゝことゝなり、その結果、もと從價五分に過ぎなかつた輸入稅率は一躍して最低從價五分、最高五割の高率となり、輸出稅に於いても、もと從價現實二分内外に過ぎなかつたものが、これまた貨物に依つては多少の增稅が行はれるに至つた。卽ち現行輸入稅率は、五分、七分五厘、一割、一割二分五厘、一割五分、二割、二割五分、三割、三割五分、四割、四割五分、五割の十二等級より成り、特に三割以上の關稅を課せられてゐる商品は左のごときものである。

五割程度　洋酒、日本酒、各種煙草（葉煙草を除く）、絹衣類

四割五分程度　絹織物及人絹織物の大部分、絹製レース類、絹ブラッシュ、ビロードその他のパイル織物、鱶鰭（上等品）

四割程度　マッチ、寶石の一部、頸飾及び裝飾品の一部、人參、陶磁器、革製品の一部、象牙製品、懷中時計（上等品）、金銀器、毛製敷物、武器彈藥。

三割五分程度　毛レース及び刺繡品類、毛布及び毛氈、毛製衣類、キヤビヤ、糖菓、絹綿交織物、擬金絲及擬銀絲、角砂糖、棒砂糖及び氷砂糖、魚肚、燕窩、

三割程度　麻製衣類、毛製パイル織物、生絲、自動車、懷中時計（中等品）、コーヒー、コヽア、チョコレート、茶、麥稈帽子、パナマ帽子、硝子器（上等品）、洋傘（最上品）、骨董品、漆器類、裝飾材料、化粧品、マニキュアセット

しかるに他方、國定稅率によつて特に輸入稅率の引下げられたものもあるのであつて、現にその種の商品で五分乃至七分五厘の最低稅率の課せられてゐるものは、農具、工作機械、手工具、電氣機械、原動機、その他の機械、飛行機、科學器、鐵道機關車、裁縫機械などのごときものである。しかうしてまた免稅品として取扱はるゝものは、金地金及び貨幣、プラチナ未製品、大麥、蕎麥、玉蜀黍、稷、燕麥、籾、米、裸麥及小麥、麥粉等の類である。

これによつてみれば、支那は關稅收入を以つて重要なる國家財源たらしめんとするに至つたのみならず、これ

によつて自國内の幼稚なる産業を保護せんことを企つるに至り、いまやその關税は純然たる保護關税と稱すべき性質を帶ぶるに至つたものといはざるを得ない。但しわが國との間に於いては、一九三〇年の關税協定に依つて、主なる貿易品について税率の互惠協定が成立したのである。それによれば、わが國が支那の輸出品中夏布、絹織物及び刺繍布の三品に對して向ふ三ヶ年間低率の輸入税を課するに止めることゝせるに對して、支那側の與へた互惠品としては、綿製品、漁獲物及び海産物、小麥粉、雜品(椎茸、琺瑯鐵器、鈕釦類、唐傘、其他)であつて、その期間は綿織布をはじめとし漁獲物及び海産物、小麥粉等に對して三ヶ年、雜品に對して一ヶ年の規定である。しかしその中綿織絲、干鱈、昆布、穀物及び穀粉、椎茸、鏡、ゴム製の短靴並びに全部または一部ゴムにて造られたる履物、藥品、電氣機械及び同部分品、織物機械等が舊税率のまゝとせられ、その他大部分の互惠品目に對しては、舊税率にさらに從價二分五厘の増税が行はれたのである。これらの互惠品目に加へられたわが輸出品は、對支輸出貿易額の約四割四分を占むるのであつて、しかも雜貨類のごときは、綿製品に次ぐ重要輸出品であると同時に、その生産者は多數の家内工業的中小企業家であつて、これによつて衣食してゐる人口は相當なる數に上るのであつて、支那市場に於ける競爭力が極めて薄弱たるを免れないのであるが、この種雜貨類に對する互惠期間たる一ヶ年は既にもはや過ぎ去つたと同時に、重要輸出品たる綿製品その他に對する期間も、纔かに三ヶ年にすぎないのであつて、從つてわが國の對支貿易は、支那の輸入税引上げといふ脅威に直面してゐるものといはざるを得ないのである。卽ち保護主義思想の強化せられ、かつ反日思想の激化せられてゐる支那の現狀から觀て、これらの貿易品にあつても、今後その輸入税が多いに引上げらるゝことゝなるの危險があるものとみねばならぬ。

二　今後の關稅政策

現在の滿洲國では、これまでの支那の關稅制度をそのまゝ踏襲してゐるが、關稅政策は一國の財政經濟に重大なる關係を有すると同時に、わが國の滿蒙經營上から觀ても、對滿政策の根本要件となるべきものであるから、なるべく急速にこれが改正を行はしむることが必要である。しからば滿洲國の關稅政策は、保護主義に據るべきか、はた自由主義に據るべきかといふに、もとより今後或は特殊の事由から、新國家內に於いて高率の關稅を以つて保育するを必要とする工業が、興つて來るかもしれないが、少くも滿蒙の現狀からみたならば、根本の原則としては、自由主義を採用するのが得策である。滿洲國の自然的社會的條件に適應した事業は、關稅政策による特別の保護方法を講じなくとも、漸次發展するに至るべきは經濟自然の勢ひである。卽ち多大の資本を固定する必要がなく、かつ特殊の技術を要せず、生產が主として多く普通勞働に俟つところの低級生產業は、新國家の基礎の確立せらるゝに從つて、勃興することゝなるのは當然の歸趨たるを免れない。しかるに急激にして一般的なる保護政策を講ずるときは、元來支那民族のごとき、射倖心に强く、かつ現代工業に對する理解力に乏しく、しかも企業經營の習練を經ないかゝる民族社會に於いては、勢ひ不健全なる事業の濫興を促すことゝなり、その結果、かへつて生產要素を適所より不適所に趨はしめ、經濟界の秩序を紊すことゝなるのみならず、徒らに一般物價を騰貴せしめて、國民全體の生活を脅かし、その經濟を壓迫することゝなるの危險が大である。

それに一體、滿蒙の經濟が極端なる農本的性質を有し、廣大なる土地とこれが開發に適切なる低級生產能力の

ある勞働者の供給が殆んど無限である以上は、その經濟を振興するの根本方針は、やはり農業とか鑛業とかいふ原始產業の發達を圖ることでなくてはならぬ。卽ち少數の產業を保護するよりも、その豐富なる天然資源の開發に努むることが、國民經濟を發展せしむる根本策であると同時に、また捷徑たるを失はない。蓋しその祕藏せらるゝ經濟資源が開發せらるゝことゝなれば、勢ひ生產品の價格が低廉となり、延いて國內の工業も至大の利益を享くることゝなるのみならず、他方、これによつて國民全體の富の程度が增進し、隨つて資本の蓄積及びその運用も熾んとなり、勢ひその供給力もまた增大することゝなるから、こゝにはじめて一般產業の原動力を培養することゝなるのであつて、かくして漸次工業の保護をなすに於いては、こゝにはじめてその効果を擧ぐることが出來るものといはねばならぬ。それに滿蒙の人口の大部分が農民であると同時に、その最も貧困なる階級も農民である。極貧の農民が田舍に於いて生存發展の余地を見出せないがために、或は遊民となり馬賊となるのである。故にもし農民の利益を保護して、それに向上發展の機會を得せしむるときは、從來のごとき多數の馬賊を造り出すこともなく、また軍閥の傭兵となるものも大いに減少するのである。而してまた、一般に未開の富源の存在する土地は、概して人口稀薄なるがために、その開發を必要とする勞働の供給に困難を感ずるのみならず、その生產物は全部これを遠隔の地方に輸送するの必要があるのであるが、滿洲にあつては、富源の開發に必要とする粗大の勞働力が無限に供給せられ得るのみならず、これによつて生產したるものゝ少なからぬ部分を直ちに自國市場に於いて消化することが出來、また近くに日本及び支那の市場を有するといふ極めて有利なる地位に立つてゐるのである。さればこれらの點よりみても、まづ滿洲國に於いては、原始產業を振興することを最も有利

とするものといはねばならぬ。從つて滿洲國としては、その國民生活に直接重大なる關係を有する特殊の工業を除いては、一般的政策としては、むしろ自由主義を採り、その市場を世界に向つて開放することが、所謂滿蒙をして世界の樂園たらしむる所以であると同時に、かへつてその經濟の健全なる發展をなさしむる捷徑といふべきである。

三　關稅收入と外債

滿蒙に於いて出入貨物を取扱ふ所謂海關と稱せらるゝものは、大連、牛莊、安東、大東溝、哈爾濱、愛琿、三姓、綏芬河、滿洲里、琿春、龍井村の十一ケ所に存在するものであるが、その中いづれが最も多く貨物を呑吐するかといふに、いふまでもなく大連港である。大連は滿鐵の起點であり、滿鐵が莫大なる經費を投じて經營し港內設備より陸揚げ、倉庫設備、金融機關に至るまで完備せる近代港であつて、奧地の開發によつて、年々三十二萬噸平均を以つて出入貨物が增加するといはれ、今日では六百八十萬噸の貨物を呑吐する勢であるから、大連から出入する貨物の數量は、全滿洲各稅關を通じて出入せらるゝ貨物の約五割七分を占めてゐる。しからしてその關稅收入は、全海關を合して、近年の實績では約三千四、五百萬元に達する有樣である。滿洲國が將來その根本原則として自由貿易主義を採るものとして、特に重大なる關係を有するのは、從來支那政府が全國の關稅收入を擔保として起した外債との關係である。卽ち支那の外國借款の確實なるものゝ大部分は、その關稅收入が支那に於ける唯一の確實なる財源であつて、その收入を外部より確知し得ること、外債の利札を以つて關稅を納付し

得ること、外人が管理せるため自由に擔保權を行使し得ること等の利益があるため、すべて關稅をその擔保となしてゐるのである。而してこれ等の外債中、いまなほ支那政府の負擔に屬してゐるものは、一八九五年の露佛借款、一八九六年の英獨借款、一八九八年の續英獨借款、一九一〇年の團匪賠償金、一九一八年の善後借款であつて、これらの外債元利として、支那政府が全國の關稅收入から支拂ふ額が、一九三一年に於いては七百八十萬五千二百八十八磅に上つたのである。もとより支那政府のこの負擔額は、從來の支那の各稅關に割當て分擔せられてゐるものでないから、滿洲國が支那より分離獨立した以上、もはやその負擔に任ずる義務がないとの議論も立たぬことはないが、かくては結局、外債以外に支那政府が關稅收入を擔保として起した內債が非常なる巨額に達し、關稅收入中よりその內債元利を支拂はねばならぬ年額が、いまや一億一千九百萬元に達するのであつて、全國の關稅收入は最近三億元を超ゆるに至つたけれども、他方銀價の低落のため、外債元利の支拂ひ額が甚しく增大することゝなつてゐるから、或は外國債權者の利益を侵害することゝなるの惧れがある。從つて滿洲國としては、國際信義を重んじ、全國の關稅收入に比例して、外債元利の支拂ひを分擔することが至當である。かつて孫文は廣東政府を樹立し獨立を宣言したことがあるが、當時孫文は廣東稅關を押へ、廣東港が負擔すべき稅金を按分計算してこれを總稅務司に送つたことがあるので、海關收入が地方政府で押へられた唯一の實例である。外債元利の支拂ひ高は、一九三一年に於ては七百八十萬磅余に上つたが、上に述べた外債中、一八九五年の露佛借款は一九三一年を以つて全部完濟せられ、なほかつ一八九六年の英獨借款は一九三二年を以つて完濟せらるゝはずであるから、一九三三年以後、支那政府の支拂ふべき外債元利の年額は、六百三萬磅余となるに過ぎない。これ

に對して、從來の滿洲に於ける各稅關の關稅收入は、約三千四、五百萬元であつて、支那全國の關稅收入の一割一、二分にあたるから、この割合を以つて外債元利の支拂ひを分擔するものとせば、滿洲國の一九三三年以後の負擔額は、每年約七十二、三萬磅となるものといはねばならぬ。これだけの負擔額ならば、これまでと異なり、今後は支那本部よりの輸入品にも關稅を課することが出來ることになるから、必ずしも高率の輸入關稅を設定する必要がない。

一部の論者は、わが國の支那政府に對して有する債權中、數年來擔保の不確實なるがため、一厘の元利も支拂はれず、その延滯額が累積して未拂ひとなつてゐる額が、今や邦貨で六億二千萬圓の巨額に達し、いつ果して償還せらるゝか殆んど見込みなき狀態に陷つてゐるから、その未拂額中滿洲國政府の上記外債分擔額に相當するだけのものを滿洲國より取立てることゝし、關稅擔保の外債は全部これを支那政府に負擔せしむるを得策とすと主張してゐるが、もとより近年支那政府が擔保の不確實なる外債に對し利子だに支拂はないで、國民政府成立以來八億九千八百萬元の巨額に達する內債を募集し、その大部分の內債元利に對し關稅收入より年々確實に償還しつゝあるは、極めて不公正なる取扱ひではあるけれども、上にも述べたごとく、元來支那の關稅擔保の外債に對し、その每年の元利償還額が各稅關に割當てられてゐるものでなく、全國の收入を擔保としたものであるから、かゝる肩替りを求むることは妥當ではない。

四　輸出稅の廢止

支那の輸出稅は、各國のそれと異なり、たゞに貨物の外國輸出に對して課するのみではなく、國內沿岸各地に移出せらるゝ國內生產品に對してもまたこれを課するものであつて、言ひ換へれば、開港地を經て輸送せらるゝ國內生產品は、その仕向地の外國たると國內の一地方たるとを問はず、これを課するものである。もとよりその稅率は必ずしも高くはないが、これあるがために、一般經濟の發達を妨げてゐることは疑なきところである。しかるになほ、これまで支那がこれを廢止することの出來なかつたのは、一はその財政の窮迫に基くと同時に、一は農產品その他の原料品に課稅して、國內に於ける供給を豐富ならしむることは、國內產業の發達を助長せしめる所以であるとの舊式なる保護思想が、今なほ支那の指導階級の間に抱懷せられてゐるがために外ならぬ。しかしながら、元來輸出稅を設定して、國內に原料品を保留するのみを以つてしては、必ずしも國內生產業の發達を期することが出來ないのみならず、その結果、かへつて原料天產品の生產を衰退せしむるに至る惧れなしとしない。加ふるに、支那は世界の農產物需要の中心地といはれてゐる歐洲市場と遠ざかれる上に、その生產品は他國に生產しない獨占品ではないから、その輸出競爭上に於いて、必ずしも他國に比して有利なる地位を占むるものではない。從つて輸出稅の存在は、その輸出貿易の發達を阻碍するものたるや疑を容れない。この點に於いては、滿洲國も同樣であるから、當然その從來の輸出稅を全廢することが得策である。

五　常關稅の撤廢

常關稅は內地輸送の貨物竝びに支那型船舶によつて輸出入もしくは移出入せらるゝ貨物及その船舶に對して課

する一種の關稅であつて、支那に於いて古くから存在するものである。常關には三種あつて、沿海沿江の常關であつて海關を中心として五十支里（十五哩）以內にあるものと、五十支里外にあるものと及內地陸路にあるものとがそれである。海關を中心として五十支里以內にあるものは、その收入が北清事變賠償金の擔保となつてゐる關係上、海關の管理に歸してゐるのであつて、隨つてその徵收せる稅金も、ほゞ海關稅の半額を標準としたものであるが、その他の常關にあつては、稅率も一定せず、種々の弊害が累積せられてゐるのである、支那型船舶に依つて外國から輸入せらるゝものに對してはともかく、しからざる國內關稅は、貨物の販運、交通の自由を妨ぐることが大であるから、滿洲國に於いては、特に輸入品を取扱ふものゝ外、もとよりこれを撤廢すべきである。ある論者は、開港地以外の常關は全部これを撤廢して、開港地に於ける常關はこれを海關の管理に委すべきものであると主張してゐるが、しかしかくては、帆船貿易品は開港地への出入を避くることゝなるに相違ないから、結局輸入脫稅を認むることゝならざるを得ない弊害がある。

六　關東州の特殊關稅制度

（一）現行制度の大要　關東州租借地の特殊關稅制度は、一九〇七年の日支間に於ける關稅協定によつて設けられたものであつて、租借地全部を自由地域となし、貨物の輸出入を自由ならしむるの制度である。現行制度の下に於ける輸出入貨物に關する取扱ひの大要を示さんに次のごとくである。

第一、汽船又は西洋型帆船による海路輸入の場合

(一)、外國品　外國よりもしくは支那の條約港よりの輸入は、輸入稅を支拂ふを要しない。

(イ)汽船または西洋型帆船による外國への再輸出及び支那條約港への再輸出は輸出稅を要しない。(ロ)內水航行汽船による不開港場への再輸出は輸入稅を要しない。(ハ)戎克による外國への再輸出及び支那條約港への再輸出は無稅である。(ニ)戎克による支那不開港場への再輸出及び陸路支那內地への輸入は輸入稅を要しない。

(二)支那品　支那條約港よりの輸入は從來徵收せられてゐた沿岸貿易稅を支拂ふを要しない。

(イ)汽船または西洋型帆船による外國への再輸出及び支那條約港への再輸出は輸出稅を要しない。(ロ)內水航行汽船による不開港場への再輸出及び戎克による外國への再輸出は輸出稅を要する。(ハ)戎克による支那條約港への再輸出及び支那不開港場への再輸出は同じく輸出稅を要する。(ニ)陸路支那內地への輸入は沿岸貿易稅を要する。

第二、內水航行汽船による海路輸入の場合

外國品は無稅である。支那品も無稅であるが、輸出地に於ける納稅濟證書を有しないものは、常關稅率により輸出稅を納めねばならぬと同時に、陸路支那內地に輸入の場合には、輸出稅と同額の輸入稅を要する。

第三、戎克による海路輸入の場合

外國品支那品ともにいづれより輸入せられてもすべて無稅である。

第四、陸路支那內地より租借地に輸入の場合

(一)外國品、一切無税である。

(二)支那品、無税であるが、(イ)汽船または西洋型帆船による外國への輸出及び支那條約港への輸出は輸出税を要する。(ロ)內水航行汽船による不開港場への輸出及び戎克による外國への輸出は輸出税を要する。(ハ)戎克による支那條約港及び不開港場への輸出は輸出税を要する。(ニ)陸路支那內地への積戻しは無税である。

第五、租借地生產品に對する取扱

(イ)汽船または西洋型帆船による外國への輸出及び支那條約港への輸出は輸出税を要しない。(ロ)內水航行汽船による不開港場への輸出は輸入税を要する(ハ)戎克による外國への輸出及び支那條約港への輸出は無税である。(ニ)戎克による支那不開港場への輸出及び陸路支那內地への輸入は輸入税を要する。

第六、租借地製造品に對する取扱

(一)外國品または租借地生產品を原料とせるもの

(イ)汽船または西洋型帆船による外國への輸出及び支那條約港への輸出は輸出税を要しない。(ロ)內水航行汽船による不開港場への輸出は輸入税を要する。(ハ)戎克による外國への輸出及び支那條約港への輸出は無税である。(ニ)戎克による支那不開港場への輸出及び陸路支那內地への輸入は輸入税を要する。

(二)支那品を原料とせるもの

(イ)汽船または西洋型帆船による外國への輸出及び支那條約港への輸出は輸出税を要する。(ロ)內水航行汽

船による不開港場への輸出及び戎克による外國への輸出は輸出税を要する。（ニ）戎克による支那條約港への輸出及び支那不開港場への輸出は輸出税を要する。（ホ）陸路支那內地への輸入は輸出税と同額の輸入税を要する。

（二）制度改正論　關東州租借地の特殊關稅制度は、もとより租借地內住民の生活を安易ならしむると同時に、他方租借地をして一大工業地たらしむるのみならず、さらにすゝんで仲繼貿易市場たらしめんとの趣旨に基くものである。しかるにこの制度は、租借地全部を自由地域となし、海路輸入の貨物は、大連陸揚げの際に何等の檢査を行ふことなく、鐵道によつて奥地に輸送せらるゝに當つて檢査し課税せらるゝ結果、外人間に密輸入に便なりとの觀察を試むるものを生じ、あだかも日本は租借地に無税輸入の貨物を、滿鐵によつて密輸入するとの風說をさへ生ずるに至つたのである。こゝに於てか、一方支那政府よりの要求もあり、むしろ本制度を改正し、租借地の自由地域を縮少して、舊膠洲灣租借地の制度に倣ふを得策とすとの議論が起るに至つたのである。その議論の要點は、（イ）輸入に關し自由區域を大連港の一部に局限すること、（ロ）軍需品、機械器具、建築材料などには輸入税免除の特典を認めること、（ハ）輸入税の一部を關東廳の收入となすことである。しかるにこれに對して、わが國が制度の改正を躊躇し、今日まで從來の制度を維持し來つた主なる理由は、關東州內に於ける人口の增加、產業の發達及び住民の生活の向上等に從つて、州內に於ける物資の消費額が年々增加せるに拘らず、制度の改正を行ふに於ては、これらの輸入品は總べて關稅を課せらるゝことゝなり、その結果、州內の物價を騰貴せしめ、住民の生活並びに經濟を壓迫することゝなるのみならず、州內の輸入商は槪してその規模が小なるため、豫

め商品の仕向地を定めないで、輸入したる後に商況に應じて各方面に輸送する場合が從來多きを占むるのであるが、制度が變更せらるゝに於ては、州内に輸入せらるゝと同時に、關稅を課せらるゝことゝなり、その結果金利上の損失少なからずして、その本來の目的である仲繼貿易の發達を阻碍することゝなるといふのである。

しかしながら、現關東州に於て採用せられてゐるがごとき、州内全部を自由區域となす所謂自由地帶制度は、長距離にわたる稅關監視線に於ける監督が至難であるから、密輸入を促し易き弊害の大なることは、到底免れ難いところであつて、これがために、歐洲諸國に於ても、漸次本制度は撤廢せられて、單に商港に面する地域の全部又は一部を區劃して、自由港となす所謂自由港區制もしくは自由地區制なるものが、代つて採用せらるゝに至つたのである。舊ドイツ治下にあつた當時の膠州灣に於ける制度の變更も、專らこれに基くものに外ならぬ。從つて今なほ依然として自由地帶制を採用してゐるものは、完全に密輸入を防遏することの出來る一島嶼を商港としてゐる香港、新嘉坡及び彼南の如き地に過ぎない。さればわが關東州に於ても、同地をたゞに一大仲繼市場たらしむるのみならず、さらに進んで滿洲開發の策源地たらしめんとするならば、殊に新滿洲國の建設せられた以上、これを自由港區制に改むるを得策とする。その結果次のごとき利益が得られる。

（イ）、自由地帶の縮小に基く關稅の增收に加へ、これによつて、州内稅關監視に必要とする多大の經費を節約し、且つ密輸入の防止に依る收入の增加をも期待することが出來る。

（ロ）、關東州内の物產及これを原料とする製造品竝に陸路州内に輸送せられたる貨物を原料とする製造品が、滿洲國内に輸入せらるゝ場合において、從來有稅であつたものが無稅となるの利益がある。

(ハ)、海路州內に輸送せられた外國貨物を原料とする製造品が、滿洲國內に輸入せらるる場合に於て、從來原料は無稅であつて、製造品が有稅であつたものが、原料が有稅となり、製造品が無稅となる利益がある。

(ニ)、一九〇五年に制定せられた舊膠州灣に於ける制度のごとく、すべての機械及同附屬品、農工業用器具及その構成部分、公共及官廳用建築材料は輸入無稅とし、且つ外國產原料を以つて製造せられた貨物は、原料に對する輸入稅を拂戾すと同時に、滿洲國よりの州內輸入品はすべてこれを無稅とするに於ては、關東州に於ける工業の發展にも大なる利益となる。

(ホ)、制度改正の結果、輸入貨物を關稅未拂ひのまゝ貯藏し得るの便利を失ふことゝなるといふが、完全なる保稅倉庫制度を設け且つ私設の保稅倉庫をも許すに於ては、仲繼貿易の發展上からしても何等の不利を受くることがない。

(ヘ)、制度改正の結果、州內の物價を騰貴せしむることゝなるといふが、新滿洲國が原則上自由主義を採用するに於ては、その影響は極めて小なるべく、殊に滿洲國よりの州內輸入品を無稅とし、輸入稅の一部(膠州灣にては二割)を關東廳の收入となすことゝせば、之によつて州內租稅の一部を輕減することが出來るから、制度の改正によつて、州內住民の受くるところの不利益は殆んどいふに足らないことゝなる。

かくして關東州の現特殊關稅制度を改正するに於ては、反つて關東州をして、滿蒙に於ける工業の一大中心地たらしむるを得るのみならず、日滿經濟を連繫せしむる楔子ともならしめ得るものといはねばならぬ。

七　專照單制度

支那の關稅制度によれば、通商港に一旦輸移入せられた內外貨物を、再び他の通商港に移出せらるゝ場合は、その最後の輸入通商港に於ける關稅は戻稅制度或は免重徵制度によりてその重徵を免ぜられる。而して再移出品をして此特權を得せしむるため、移出港に於て發行する證書を免重徵執照といふ。かくのごとく免重徵制度は支那通商港間に貨物が再移出する場合に限らるゝ制度であるから、通商港ならぬ通商地を內地に有する滿洲に於ては、この制度を適用し難きは自明の理である。茲に於てか、この變通辦法として、かゝる免重徵の趣旨を通商港と內地開市場の間にも適用する制度を設け、之を名付けて專照單制度と稱する。その制度の概要を左記すれば、

(イ) 天津、秦皇島、牛莊、大連、安東、滿州里、哈爾賓、愛琿、綏芬河の諸海關は、此等の地方より滿洲の商埠地に再移出せらるゝ(A)輸入稅納付濟の外國品(B)移出入稅納付濟の內國品に對し免重徵專照(專照單)を發行することが出來る。

(ロ) 專照單受領者は、受領後四箇月以內に貨物到着地の內地稅局より到着證明の捺印を得て、これを受領せる海關に返還せなければならぬ。

(ハ) 通商港に於て輸入稅又は沿岸貿易稅を納付して專照單の發給を受けたる貨物(無稅貨物も含む)は、その到着開市場にて關稅を重徵せらるゝことがない。

(ニ) 專照單下附を願出づるものは貨物の記號、種類、數量、送先を記入したる願書及期限內に專照單を返附

せざるときは、半稅の三倍に當る罰金を支拂ふべき旨を記載せる保證書を提出するを要す。但し保證書は一年間の輸送に對するもの一通を提出し置くも差支ない。

（ホ）到着地に於て專照單と貨物と符合せざるときは貨物は沒收せられ、前記半稅の三倍の罰金を課せらる。

（へ）專照單により內地開市場に輸送せる貨物を更に他の開市場に轉運せんとする場合は、舊專照單を返附し更に新專照の交付を受くるを要する。その再下付願出は該開市場に海關ある場合は該海關に願出で、もし無き場合は舊專照發行の海關に願出すべきこと。

（ト）專照單を以て貨物を仕向け得べき開市場は

奉天省―奉天、鳳凰城、遼陽、新民屯、鐵嶺、通江子、法庫門

吉林省―長春、吉林、哈爾賓、三姓、寧古塔、綏芬河

黑龍江省―齋々哈爾、海拉爾、滿州里、愛琿

第二章　一般稅制

一　現行租稅體系

（一）簡易なる稅種　支那にあつては、古來賦稅の種類が頗る簡易であつて、唐宋以後清朝の末年に至る間に於いても、國家の財源としては、地租（田賦）、關稅及び鹽稅の三者を主とし、清末に至つて釐金がこれに加つたに

すぎない。蓋し支那にあつては、由來法制の變革は王朝の更迭よりも難しとせられ、殊に賦稅の釐革に至つては、租稅の輕重を以つて政治の善惡をトする一般國民の習性上一大難事であつて、從つて稅制の根據は古今殆んど一貫して變ることなく、歷朝命を改めても稅制は殆んど舊によつて異るなきをその特色としたからである。しかるに後世戰亂もしくは時勢の變遷に伴ひ、既定の歲入を收むることが出來ず、もしくは既定の歲入を收むるも、到底經費を支辨することの出來ない場合を生ずるに至つてよりは、臨時財政の窮乏を補足するの目的を以つて新に公課を徵することが行はるゝに至つた。從來これらの新な課稅を捐と稱したものであつて、從つて捐は、その本來の性質よりせば、臨時的の公課であるけれども、つひには因襲して久しきに亘り、永久不變の賦稅と何等異るなきに至つたものである。しかのみならず、その外なほ種々の名目を附して、附加稅及び手數料等を設けて、增收を圖ることが行はるゝに至り、その結果稅目の複雜、辨法の紛岐實に名狀し難きに至つた。

從來の滿洲東三省の財政は、殆んど中央から獨立してゐたものであるが、その稅制も以上述ぶるところと同樣であつて、主要財源たる租稅は、地租・鹽稅及び釐金の三者にすぎないが、種々の名目を設けて、附加稅手數料を徵することが行はれ、全く陽に增稅の名を避けて、陰に附加增徵の實を擧げ、流弊その極に達せる有樣であつた。即ち從來實行せられてゐる租稅に就いて見るに、收益稅としては一に地租たる田賦を中心とし、外に營業稅としての烟酒牌照稅、仲買商たる牙行に課する牙稅及び質商たる當商に課する當稅等あるけれども、重要性を有することなく、家屋稅たる房稅、鑛稅等あるが、殆んど收入はいふに足らない。交通稅としては印紙稅たる印花稅、不動產登錄稅たる契稅及び會社、汽船、鑛業その他の登錄稅たる註册稅等あるけれども、これまた重要なる

財源ではない。消費稅としては鹽稅を太宗とし、所謂釐金に相當する貨物稅、統稅、鎖揚稅もしくは生產稅等と稱せられてゐるものがこれに次ぐ主要財源であつて、その外なほ幾多の課稅物體があるが、烟酒稅及び烟酒公賣費を除くの外は、殆んど收入上いふに足らない。從つて租稅體系の中樞をなすものは、地租、鹽稅及び舊釐金に相當するものであつて、これを收入上よりみるに、關稅はあるが、最も多額の收入を擧げてゐる海關稅收入は、全部中央政府の直接收入となれるため、自由にこれを使用することが出來ず、從つて結局鹽稅を第一とし、舊釐金、地租及び烟酒收入がこれに次ぎ、歲入の四分の三以上は間接稅の占むるところである。かくのごとく主なる租稅の種類が頗る簡易であるため、その負擔が極めて不公平であることはいふまでもなく、古い時代に定められた稅率を以つてしては、到底何程の收入も擧ぐることが出來ないため、種々の附加稅や手數料の名目を設けて、增稅の實を擧げることを努むるに至つたものである。

（二）不公平なる租稅負擔　かくのごとく歲入の大部分が間接稅に依つて得らるゝものであるから、從つて現代多くの文明國が直接稅を重視せる狀勢に全く逆行せるものといはねばならぬ。蓋し直接稅の中にあつても、地租はもと經濟のなほ幼稚であつた時代には、いづれの國に於いても、豐富なる財源として重きをなしたものであるが、一般に本稅はその課稅標準たるものが不動的であると同時に、稅源たる土地の收益と課稅標準たる地價とが同一でなく、しかも前者が後者よりも小なるがため、財政の緩急に應じて稅率を變更することによつて、稅收を伸縮することが困難であるのみでなく、稅率の增加せられた場合に、やゝもすれば、稅源を吸收し盡すことゝなる惧れがある。そのために國費の膨脹が顯著となるに至つてよりは、地租は漸次その重要性を失ひ、同じく直接

税であつても、所得税は所得が變動的であつて、しかも增加の傾向を有するのみならず、通例税源と課税標準とが同一であるから、税率を增加しても、收益税のごとき著しき弊害を生ずることなく、無限に增加する經費に順應するがためには、最も適切であるとして、多くの文明國に於いては、いまや一般所得税を以つて租税體系の中樞たらしむるに至つたものである。しかるに滿洲の税制にあつては、徒らに間接税たる消費税に偏し、直接税としては纔かに時勢順應力に乏しき地租を中心とせるにすぎないで、しかも收益課税の體系中でも比較的重要なる營業税のごときは、その種類も行はるゝ範圍も少部分にすぎないから、租税の負擔は勢ひ頗る不公平たるを免れない。それに消費税の利益とするところは、經濟社會が進歩して人口增加し、富の增殖するに伴つて、その收入も自から增加するの傾向を有することにあるが、しかしその反面に於いて、收入が經濟社會の變動に隨つて增減常ならざると同時に、收入が税率の增加に伴はない嫌ひがあるのみでなく、やゝもすれば、納税者が徴税に際し、收税官吏と結託して脱税を謀らんとするの機會多く、なほ從來の滿洲に於けるがごとく、課税物件が主として生活必需品なるに於いては、富者に於けるよりも貧者の支出のより大なる部分を吸收し、その結果、その消費税は貧者の所得に對してより重き比例税となるの弊がある。それに滿洲では、貧民階級が受けつゝある消費税の過重の負擔を調和するの性質を帶ぶる累進税なるものが全然存在しないから、一層その税制は負擔の公平を缺くものといはざるを得ない。かくして從來の滿洲の租税は、主として中下層階級によつて負擔せられてゐるものに外ならない。

(三)税制の改廢　しかしそれかといつて、所得税や財產税は、これが施行に納税義務者の協力を必要とするも

のであつて、即ち所得額、財產の多少その他の事實に關する申告を基礎として、これによつて納稅額を決定するを必要とするのであるが、それがためには特に國民の租稅道德が大いに進步し、稅務行政機關の完備せることを絕對條件とするから、到底滿洲新國家に於いて直ちにこれを行ふことは出來ない。しかしながら、營業稅を缺く收益課稅は、頗る不完全なるものであると同時に、舊釐金に相當する各種の租稅は、これを營業稅化することが必要であるから、新國家に於いては今後營業稅の普及に努むることが急務とするところである。もとより營業利得を正確に決定するといふことは決して容易でなく、それは時と場所とによつて非常なる相違があり、事業の大小、企業家の人物如何によつて到底一律なるを得ないと同時に、多少の不正確はこれを免れ難いが、當分の間は、收益の大小を測定し得らるゝやうな外形的表徵によつて稅額を算定するの外ないであらう。而してまた滿洲國の政治的基礎が鞏固となり、經濟的發展を見るに至つたならば、所得稅の實施も、法人課稅を主としたるものより着手することが必要である。それになほ是非行ふべきは稅制の整理であつて、極力これを簡明ならしむることが必要である。殊に前に述べたごとき附加稅及び手數料の性質を帶ぶるものは、一律にこれを整理すべきである。從來のごとく稅制が極めて複雜であることは、國民を誘ふて罪人たらしむるものであつて、決して納稅思想を養成し喚起せしむる所以でない。

二　國家稅と地方稅

從來支那にあつては、稅制上國家稅と地方稅とは全然混同せられて、その間截然たる區別をなすことが出來な

かつたものであるが、滿洲國に於いては、當然これを區分することが必要である。蓋し從來の制度上に於いては、各種租稅の收入は等しく中央に統轄せられ、地方政府の徵收したる租稅もすべて國家の收入と見做され、各地方政府が地方經費を支辨しても、畢竟國家の經費としてこれを支辨するものとせられてゐるのであるが、しかし取扱上、各省もしくは各縣が特別事務または地方事務を處理するために、別に各目を設けて徵收する租稅は、地方收入と見做して來たから、一見、中央地方の收入は各區分せられてゐるやうにもみえる。しかしながら實際にあつては、各縣知事及び各稅捐局委員のごときは、もと等しく定額の公費を設けないで、官吏の俸給その他補助吏員の手當のごときは、すべて給をその徵收した租稅から取つたものである。故に徵收せられた稅金は、まづ一部分を以つてこれ等の用に供し、しかる後定額に從つて上級官廳に送り、餘剩は化して私有となるものである。しかもこれらはあへて一縣一局のみに限るものではなく、縣と局とは各租稅を定額に從つて省に送り、省はまたその中から自省の費を除去し、しかるのちその餘りを以つて中央に解交し、なほ不足するものは或は中央協款と稱して中央の補助を求むるものであるから、自から國家收入と地方收入とは、全然混同して區別せるゝことのなきに至るがその實狀である。

滿洲國が、その建國を宣するにあたつて、從來の租稅中、田賦、牲畜稅、營業稅、牙稅、當稅、烟酒牌照稅、船捐、車牌捐、剪課はこれを地方自治に委讓し、國稅と地方稅との區分を明かにする方針を立てたことは、蓋し適切なる政策といはざるを得ない。蓋しこの種租稅の物體は、地方團體の施設によつて收益または價格の增加を享受しうるものであるから、これを地方稅となすにおいては、人民の納稅を促しやすい利益があるのみでなく、

これらの租税は滿洲國のごとき國情のもとにあつては、たとへこれを國税としても、勢ひ地方自治團體の手によつて徵税するの外ないから、結局國家の收入として實蹟を擧ぐることが頗る困難であるからである。從來支那に於いては、地租にしても營業税にしても、すべてこれを國税と見做し、これが徵收を地方政治團體に一任したものであつて、その結果、中央政府は地方各省に對し定額を規定し、各省はまた各縣に定額を命じ、各縣は更に徵税吏員に定額を責成徵收せしむるの方法を採つたものである。かくして表面は一定額の歲入に照して一定額の歲出を制するものであるから、縣は一定の貢賦を省に送れば足り、省も又一定額の貢賦を中央に送れば足るものであつて、一種の配賦制度に類するものであると同時に、可及的收入を多からしめんがため、場合によつては、一種の請負制度すら行はれたものである。かくのごとく地方政治團體が、每年の徵税額から一定額を上級官廳に送れば足るの制度であるから、これを利用し、徒らに私利を圖らん事にのみつとめ、上司に送るべき一定額すら、天災地變その他に口實を借り減額せんことを企て、しかも管內の行政費に對しては厘毛の支出もこれを吝み、いかに地方が荒廢しても、あへて土木を興し教育を奬むることなきを常とするのである。しかるに上級官廳にあつては、地方が新政を施しこれを以つて送金額減少の口實となすを惧れて、あへて地方行政治蹟の擧がらないことを責めやうとはしないのである。從つて上級官廳の威力の地方に及ぶ間は、上級官廳はほゞ定額の收入を擧げることが出來るが、一たび威力を失するに於いては、定額の收入すらこれを得ることが困難となる實情である。さればば近年のごとく中央の威力が失墜するに於いては、つひに地方に徵税を委ねた地租その他の租税收入は、殆んど中央に送金せらるゝことなく、いまやこれらの租税が實際上全く地方税たるの觀を呈するに至つたのは當然の

歸結である。從つてこの種の租稅を國稅としても、到底國家收入の實績を充分に舉ぐることが出來ないのみでなく、徵稅に對する監督を充分に行ふことが出來ないから、かへつて官紀を頹廢せしめることゝなる弊害があるに過ぎない。

かくのごとくにして、地租や營業稅を地方政團の財源となすにおいては、滿洲國の國家收入は何を以つて、これに充つべきかといふに、主として官業收入、關稅收入及び政府專賣收入を以つてするを得策とする。從來官業收入中の郵便電信に關する收入ならびに關稅收入は、直接中央政府の收入となり、自由にこれを使用することが出來なかつたが、今後滿洲國の經濟的發展に伴ひ、これらの收入も漸次增加すべく、その外鐵道收入のごときも相當なる財源となるに相違ない。それにまた、專賣收入としては、從來鹽・燐寸及び硝鑛の專賣にすぎなかつたが、今後阿片並に酒、煙草のごときも、これを政府專賣となすにおいては、重大なる國家の財源たり得るに相違ない。たゞしこれらの專賣制度は、製造獨占にしても卸小賣獨占にしても、製造所が廣く國內に散在し、販賣營業の廣く行はれてゐる現狀のもとに於いては、國民經濟上よりしても、はたまた財政上よりしても、到底實行至難であるから、仲買獨占の制度によるの外ない。

三　現行各種租稅

從來滿洲東三省に於て實施せられてゐる稅種並に稅率は、左表の如くであるが、これは表面の規定であつて、實際上は、その行政組織の完整されてゐないため、必ずしも規定の如く行はれてゐるものとはいふを得ない。

奉天省稅種及稅率

稅種	稅目	稅率
田賦	田賦	一、正稅
		甲　上則地每一畝（太洋）　一角四分
		乙　中則地每一畝　六分
		丙　下則地每一畝　一角
		丁　沙域地每一畝　三分
		戊　不分等則地每一畝　一分
		二、附加稅　一元ニ付一角
		三、稅票費　一枚ニ付七分
統捐	出產貨稅	從價　百分之三
	出產糧稅	同　百分之二
	出產豆稅	同　百分之五
	產油糧稅	同　百分之四・四
	鎖揚稅	同　百分之四
牲畜稅	A 賣買稅　イ 馬牛騾稅	從價　百分之六
	ロ 驢豚羊稅	從價　百分之三
	B 補徵稅　イ 牛馬騾稅	從價　百分之九
	ロ 驢豚羊稅	從價　百分之五
	C 過路稅	賣買稅と同じ
	D 屠宰稅	每頭　現洋一角
木稅	A 出產稅	從價　百分之六・六
	B 鎖揚稅	同　百分之二・二
	C 護照費	每枚　大洋六分

D 稅票費		同　大洋三分
	東邊木稅は日清條約附屬協約第十條による	
滿稅	出產稅	從價百分之五
	鎭產稅	
糧貨稅	糧貨稅	正稅　百元に付　大洋三元
		附加稅　大洋三角
葦稅	葦稅	大葦　每百束錢六吊二百五十文
		小葦　每百束錢三百三十文
中江稅	中江稅	正稅　從價百分之五
		附稅　正稅の五分之一
契稅	賣契稅	賣買價格の百分之六
	典契稅	賣買價格の百分之四
	更名執照	一枚　大洋二元
	戸管	一枚　大洋二元
	典稅執照	一枚　大洋一元
	契紙費	一枚　大洋六角
當稅	大當帆費	每紙　大銀元六十元（有效期間五ケ年）
	大當當稅	每年　大銀元三百元
	小當帖費	每紙　大銀元
	小當當稅	每年　大銀元
鑛稅	鑛區稅	イ　第一類鑛物　每一鑛區一ケ年每畝銀元　三元
		ロ　第二類鑛物　一箇年每畝銀元　一角五分
	鑛產稅	イ　第一類鑛物　出產地市價の千分の十五
		ロ　第二類鑛物　出產地市價の千分の十

	公費	署	
牙店帖稅	牙店帖稅	イ 上則牙店帖稅	一枚に付 現洋 二百元
		ロ 中則牙店帖稅	一枚に付 現洋 一百元
	牙店帖費	イ 上則帖費	一枚に付 現洋 二十元
		ロ 中則帖費	一枚に付 現洋 十元
牙店帖費	牙店帖費	イ 上則帖稅	一枚に付 現洋 五十元
		ロ 中則帖稅	一枚に付 現洋 三十元
	牙店帖費	イ 上則帖費	一枚に付 現洋 五元
		ロ 中則帖費	一枚に付 現洋 三元
牙紀帖稅	牙紀帖稅	イ 上則帖稅	一枚に付 現洋 五十元
		ロ 中則帖稅	一枚に付 現洋 三十元
	牙紀帖費	イ 上則帖費	一枚に付 現洋 五元
		ロ 中則帖費	一枚に付 現洋 三元
斗秤帖費	斗帖稅費	イ 斗帖稅	一枚に付 現洋 五十元
		ロ 斗帖費	一枚に付 現洋 五元
	秤帖稅費	イ 秤帖稅	一枚に付 現洋 五十元
		ロ 秤帖費	一枚に付 現洋 五元
菸酒稅	菸稅	イ 菸類	從價百分の十一
		ロ 紙煙	每一萬本大洋 一元六角
	酒稅	イ 燒酒	從價百分の一一
		ロ 紹酒	從價百分の一一
		ハ 元酒	從價百分の一一
		ニ 洋藥菓酒	從價百分の一一
	煙酒特許牌照稅	イ 整賣營業	一年に付 四十元
		ロ 甲種零賣營業	十六元
		ハ 乙種零賣營業	八元
		ニ 丙種零賣營業	四元
	酒稅特稅	正稅	從價百分の二十
		附稅	從價百分の十

税種	税目	税率
	紙勢煙草特税	正税　從價　百分の二十 附税　從價　百分の十
印花税	印花税	税率多種多岐に亘る
鹽税	鹽税	毎百斤　現洋　四元

吉林省税種及税率

税種	税目	税率
田賦	田賦	正税毎晌　大洋五角 附税　戰事以來大洋五角
貨物税	出産税	從價　百分の二 附加税　正税の百分の二
	貨物鑛税	賣價の百分の二 附加税　正税の二分
	糧石鑛場税	積價の百分の二 附加税　正税の二分
	二分純利捐	錢店に店のみ毎年所得純利の百分の二を次年春季に納付
	九厘純利捐	當業者に限り毎年所得純利の千分の九を次年春季に納付
契税	契税	典契税　契價の百分の三 賣契税　契價の百分の六
	驗契税	毎張契紙に付　大洋四元
	契紙費	註冊費　大洋四角 毎張　大洋一元
	牙税	所得手數料金の十分の二
	牙店帖税	一等　毎張大洋　一百二十元 二等　毎張大洋　一百元

牙店帖稅	牙紀帖稅		每枚 大洋 四十元
	斗帖稅		每枚 大洋 十元
	秤帖稅		每枚 大洋 十元
	手數料	牙店帳	毎一枚に付 大洋 一元二角
		牙紀帖 斗秤帖	毎一枚に付 大洋 六角
菸酒稅	菸稅	黃菸稅	從價 百分の十
		雜菸稅	從價 百分の十
	紙出菸廠捐	每五千本に付	米國式 二角 露西亞式 一角
	紙菸內地捐	捐率 從價	二分五厘
	酒稅	白酒稅	每百斤 大洋 一元四角
		雜種簽封稅	從價 百分の十
		藥酒簽封稅	同 同
		飲料酒精稅	同 百分の二十
		用品酒精稅	一リットル 現洋 六分
	燒商課	一箇年租	永大洋 四百元
		二箇年租	同 六百元
		三箇年組	同 八百元
		各洋酒筒課	現洋四百元乃至二千元
	燒商執商費	每張大洋一百四十五元	
	菸酒牌照費	卸賣菸酒牌照	年大洋 四十元
		小賣菸酒牌照 甲種	年大洋 十六元
		乙種	年大洋 八元
		丙種	年大洋 四元
	公賣費	黃菸雜菸費	從價百分の十二
		雜酒藥酒簽封費	從價百分の十
		白酒費	每百斤大洋六角

稅目	細目	品目	單位	稅率
印花稅	票照費	飲料酒精費		從價百分の二四
		用品酒精費		毎一立現洋六分五厘
		驗單費		毎枚大洋二角
		牌照費		各種牌共大洋一角
		酒精簽封票費		毎枚大洋一分
		酒精簽封條費		毎條大洋五厘
		各執照運單		毎枚大洋二分
	卷煙草特稅	市價の百分の二十		
	印花稅	略		
山海稅	山貨稅	鹿茸	從價	百分の二十
		鹿骨	同	百分の十五
		鹿胎	同	百分の十
		鹿筋	毎十斤	大洋五角八分
		鹿角	毎十斤	同
		牛筋	同	同
		花蘑	毎十斤	大洋二角一分八厘
		榛蘑	毎十斤	大洋四角三分五厘
		凍蘑(元蘑)	毎百斤	大洋五角八分
		口蘑	毎斤	大洋八分七厘
		木耳	毎十斤	大洋二角九分
		瓜子	毎百斤	大洋二角九分
		葵花子	毎百斤	大洋二角九分
		玉蘭片	毎斤	大洋二分九厘
		花椒	同	大洋一分五厘
		胡椒	同	同
		大料	同	大洋二分九厘
		紅棗	同	大洋七厘
		栗子	毎斤	大洋二角九分
		乾薑	毎斤	大洋一分

	鮮薑	每斤	大洋一分
	洋粉	每斤	大洋四分四厘
	青爭	每斤	大洋二分九厘
	落花生	每百斤	大洋四角九分
	山雞	每百斤	大洋四角三分五厘
	野猪肉	每百斤	同
	狗鹿肉	每百斤	同
	龍鬚菜	每斤	大洋五厘
	蛤吃螞	每十斤	大洋一角四分五厘
	核桃	每百斤	大洋二角九分
	各種果實	從價	百分の五
皮張稅	貂皮	從價	百分の二十
	各種皮張	從價	百分の十
海菜稅	雜魚	每十斤	大洋五分八厘
	魚骨	同	大洋八角七分
	蟹肉	每十斤	大洋一角四分五厘
	海參	每十斤	大洋五角八分
	海茄	每十斤	大洋一角四分五厘
	海菜	每百斤	大洋二角九分
	烏魚蛋	每斤	大洋二分九厘
	魚翅	每斤	大洋二角九分
	魚肚	每斤	大洋八分七厘
	江瑤柱	每斤	大洋五分八厘
	南火腿	每支	大洋八分七厘
	乾鮑魚	每斤	大洋一角二厘
	蟹黃	每斤	大洋八分七厘
	大海米	每斤	大洋二分九厘
	小海米	每斤	大洋九厘
	金針菜	每斤	大洋一分二厘

東洋菜	毎斤	大洋五厘
海蜇	毎斤	大洋九厘
乾墨魚	毎斤	大洋二分九厘
乾蛤蜊	毎斤	大洋二分九厘
氷蟹	毎十斤	大洋五分八厘
鮮蟹	毎斤	大洋五分八厘
銀魚	毎斤	大洋五分八厘
蔴油	毎百斤	大洋二角九分
豆油	毎百斤	大洋二角九分
菜油	毎百斤	大洋四角三分五厘
糖薑	毎百斤	大洋四分四厘
牛羊猪油	毎百斤	大洋四角三分五厘
藍靛	毎百斤	大洋一角四分五厘
茶條葉	毎百斤	大洋一角
線麻	毎百斤	大洋三角六分三厘
蘇麻	毎百斤	大洋二角一分八厘
芝蔴	毎百石	大洋四角三分五厘
土面堿	毎百斤	大洋一角四分五厘

土産税

棉花税	從價四分の三
缸税	從價百分の七
參税	從價百分の十
藥税	從價百分の五

本省土産のもの及外來の藥品共に本税を課す

洋草	毎フート　大洋一分
雞卵税	輸出雞卵價格一元に付　大洋五分
猪鬃馬尾	從價の百分の十
獸骨	從價の百分の十
羊毛	從價の百分の五
山繭	從價の百分の五

蜂蜜　從價の百分の五
狗筋　從價の百分の五
煤稅　從價の百分の五
既に部照を受領せる者にして鐵道より百五十里內にある交通便利の地にある者は毎噸大洋一角五分
百里外の交通不便の地にあつては毎噸大洋一角
末だ部照を受領せざるものは吉省舊章程に照し從價百分の一五
煤斤統稅　從價　百分の五

當稅

當帖稅
一、繁盛區域
イ　一等　大洋　二百元
ロ　二等　大洋　八十元
二、偏僻區域
イ　一等　一百五十元
ロ　二等　五十元

當課
イ　典當　大洋　八十元
ロ　質當　大洋　二十元

牲畜稅

牲畜稅
イ　牛馬騾驢　從價　百分の五
ロ　猪、羊　從價　百分の二十五
ハ　燒商包納牲畜稅年　大洋　八十元

屠宰稅
イ　猪一頭　大洋　三角
ロ　羊一頭　大洋　二角
ハ　牛一頭　大洋　一元

長春罐頭牛猪稅
イ　罐頭牛　毎頭　大洋　六角
ロ　罐頭猪　毎頭　大洋　二角

硝滷捐

硝滷捐
毎斤　吉錢　五文
一等　毎月大洋　十元
二等　毎月大洋　八元
三等　毎月大洋　六元

税種	税目	税率
擡床牌照税	擡床牌照税	四等 毎月大洋 四元
		五等 毎月大洋 二元
		六等 毎月大洋 一元
		資本金五十元以下のもの免税
木税	木税	略
漁業税	漁業税	一等 年 大洋 四十元
		二等 年 大洋 二十元
		三等 年 大洋 十二元
		四等 年 大洋 八元
		五等 年 大洋 六元
		六等 年 大洋 四元
煤税	煤税	イ 鐵道附近百里以内毎噸 大洋 一角五分
		ロ 鐵道附近百里以外毎噸 大洋 一角
	開採執照費	イ 五十畝未滿 二十元
		ロ 五十畝以上一百畝以下 四十元
		ハ 一百畝以上二百畝以下 六十元
		ニ 二百畝以上七百畝以下 八十元

黑龍江省税種及税率

税種	税目	税率
田賦	田賦	イ 一等地一晌 現大洋 五角
		ロ 二等地一晌 現大洋 三角五分
		ハ 三等地一晌 現大洋 二角
	三費	イ 一等地一晌 現大洋 三分
		ロ 二等地一晌 現大洋 二分
		ハ 三等地一晌 現大洋 一分
	經徴費	地租、三費兩税百元徴收ニ付 現大洋 三元

契稅	街基租	イ 一等一丈平方現大洋一分二厘 ロ 二等一丈平方現大洋七厘 ハ 三等一丈平方現大洋三厘
	園基稅	一丈平方現大洋七毛
	賣契稅	百元に付六元
	典契稅	百元に付三元
	契紙費	一枚に付大洋五角
	糧石稅	復價二分五厘
	魚貨稅	從價一割二分一厘
	山皮張稅	價格一元に付現大洋一角一分
	藥材稅	價格一元に付現大洋一角一分
	木植稅	價格一元に付現大洋二角一分八厘
	木炭稅	價格一元に付現大洋一角一分
	靛域稅	價格一元に付現大洋七分
	蔴稅	價格一元に付現大洋四分
出產稅	石稅	イ 大磨一對に付現大洋五角 ロ 小磨一對に付現大洋二角 ハ 大碾一個に付現大洋五角 ニ 小碾一箇に付現大洋三角 ホ 大石滾一箇に付現大洋八分 ヘ 小石滾一箇に付現大洋四分
	香油稅	每百斤に付現大洋一元五角
	豆油稅	每百斤に付現大洋一元
	蘇油及黑油稅	每百斤に付現大洋八角
	蔴子油及三合油	每百斤に付現大洋五角六分
	豆餅稅	每百斤に付現大洋五分
	皮硝稅	每百斤に付現大洋一角
	吉猪稅	每頭現大洋四角
	羊草稅	每一プート現大洋一分

銷場税	榨皮油税	每一元に付　現大洋　五分
	雞蛋税	每一元に付　現大洋　五分
	牛肉税	每一元に付　現大洋　五分
	猪羊鴨税	每一元に付　現大洋　五分
	糧石税	每一元に付　現大洋　二分五厘
	茶税	貨物輸送狀記載原價の五分
	糖税	同
	外省皮貨税	同
	棉貨税	從價　現大洋　五分
	絲貨税	貨物輸送狀原價の五分
	藥税	貨物輸送狀原價の五分
	洋貨税	從價　五分
	海菜税	從價　五分
	菓子税	從價　一割
	罐頭税	貨物輸送狀原價の五分
	滷水税	每百斤　大洋　一角
牲畜税	牲畜税	價格　每一元に付　五分一厘
	硝磺税	イ　硫黄價格　每元に付　大洋　五分
		ロ　火硝價格　每元に付　大洋　一角一分
船税	船税	イ　大改球船　一元五角
		ロ　大槽子船　一元五角
		ハ　二改球船　一元
		ニ　二改子船　一元
		ホ　三改球船　五角
		ヘ　三改子船　五角
		ト　大牛船　五角
		チ　桅挽船　五角
		リ　七葉板船　五角
		ヌ　二牛船　五角

牙帖稅	牙船稅	ル 三葉板船 三角 ヲ 對子船 三角 ワ 小脚子船 三角 カ 排木 三角 別に規定を設く
外省木植稅	外省木植稅	價格 毎元 現大洋 一角一分
當課	當課	毎年庫平銀五十兩
斗秤稅	斗秤稅	桝一箇 秤一箇 に付 現大洋 五元
屠宰稅	屠宰稅	牛一頭 現大洋 一元 豚一頭 現大洋 三角 羊一頭 現大洋 二角
油搾稅	油搾稅	搾油器一台に付 年 現大洋 十元
刨石稅	刨石稅	一クーポに付 現大洋 一元
魚網稅	魚網稅	大網 一具 毎季 現大洋 五十元 小網 一具 毎季 現大洋 二十元 自家用 一具 毎季 現元洋 二十元 魚釣 毎季 現大洋 二元
警費鹽捐	警費鹽捐	毎百斤 現大洋 四角
百貨捐	百價捐	價格一元に付 現大洋 一分八厘
車捐	車捐	甲 乘車馬車 現大洋 十二元 乙 五頭曳荷車 五元 丙 一車曳車 二元 丁 他省車 イ 四頭曳荷車 一台一回に付 現大洋 五角 ロ 三頭曳以下の荷車及騎車 一台一回に付 現大洋 三角
		一等一級(資本二十萬元以上)百六十元 一等二級(同十五萬元以上)百四十元

營業牌稅

營業牌照稅

等級	稅額
一等三級（同十萬元以上）	百二十元
一等四級（同八萬元以上）	百元
一等五級（同六萬元以上）	九十元
二等一級（同五萬元以上）	八十元
二等二級（同四萬元以上）	七十元
二等三級（同三萬元以上）	六十元
二等四級（同二萬元以上）	五十元
二等五級（資本一萬元以上）	四十元
三等一級（同五千元以上）	三十二元
三等二級（同三千元以上）	二十四元
三等三級（同一千元以上）	十六元
三等四級（同五百元以上）	十元
三等五級（同五百元未滿）	四元

菸酒稅

菸稅

一、黃酒稅
二、雜煙稅｝一元に付　一角一分
三、公賣費｛イ　黃煙費　一元に付　一角三分
　　　　　ロ　雜煙費　一元に付　一角二分
四、特稅　從價百分の十

煙草販賣稅

一、卸賣業　年　四十元
二、甲種小賣業　年　十六元
三、乙種小賣業　年　八元
四、丙種小賣業　年　四元

卷菸稅

略す

釀造稅

一日釀造量　四五〇斤　現大洋　六、〇〇〇元
一日釀造量　四〇〇斤　現大洋　五、八六四
一日釀造量　三五〇斤　現大洋　五、一三四
一日釀造量　三〇〇斤　現大洋　四、四〇〇
一日釀造量　二五〇斤　現大洋　三、六六六

税目	細目	税率
	一日灌造量二〇〇斤	現大洋二、九三四
	一日釀造量一五〇斤	現大洋二、二〇〇
白酒税	市價一角に付	二分
黃酒雜酒税	市價一角に付	二分
酒類公賣費	イ 白酒費市價	一角に付一分二厘
	ロ 黃酒雜酒費	一角に付一分二厘
	ハ 雜酒費	一角に付一分二厘
	ニ 驗單費	二角
	ホ 軍費附税	一元に付二角
酒類特税	イ 白酒税	從價百分の十
	ロ 各種藥酒税	從價百分の十
	ハ 雜酒税	從價百分の十
酒類販賣鑑札税	一、卸賣業	年四十元
	二、甲種小賣業	年十六元
	三、乙種小賣業	年八元
	四、丙種小賣業	年四元
家屋税		
甲等家屋税	イ 甲級	哈大洋一角二分
	ロ 乙級	哈大洋一角
乙等家屋税	イ 甲級	哈大洋一角
	ロ 乙級	哈大洋八分
丙等家屋税	イ 甲級	哈大洋八分
	ロ 乙級	哈大洋六分

（二）鹽税

鹽の專賣は、支那に於いては古くより行はれた制度であつて、滿洲に於いても、淸朝の中頃以來支那本部の制度に倣つたものであるが、漸次積弊甚しく、紊亂不統一定に名狀すべからざる狀態に陷るに至つた。しかるに革

命後、即ち一九一三年五國大借款の成立と同時に、鹽税收入が同借款擔保となるに及んで、同借款成約に從ひ、鹽税徵收法を整理改善し、外國顧問を聘してこれを贊助せしむることゝなつた結果、やうやくその面目を一新せんとするに至つたのであるが、その後更に鹽政の紊亂をみるに至つた。

鹽務行政機關としては、中央に鹽務署なるものがあつて、全國の鹽務を監督する最高機關であり、而して全國の產鹽地十ケ所には、各鹽運司なるものを置き、鹽務行政事務を管理せしむると同時に、鹽務署の旨を受けて所屬鹽務官吏を指揮監督し、且つ行鹽區域內の各縣知事と協力して私鹽取締の任に當らしめ、なほ權運局なるものがあつて、運鹽要衝の地にあつて官運配給の事務を司らしむる制度である。その外鹽税徵收機關としては、鹽務署內に稽核總所なるものがあつて、鹽税徵收の中央機關たる地位を占め、全國產鹽地十三ケ所に稽核分所が設置せられ、各產鹽地地方の鹽税收入は、稽核分所より借款國銀行の指定せし預金管理所に預け入れらるゝ制度である。而して從來の滿州に於ける鹽政は、營口に於ける東三省權運總局、同省稽核分所及び長春の吉黑權運總局、同稽核分所によつて管理せられてゐるのである。かくしてもと東三省の鹽税收入は、すべて中央政府の收入に歸したものであるが、かつて張作霖が東三省の獨立を宣言して以來、鹽税收入はすべてこれを東三省歲入に計上し、一部の外國借款に對する分擔金の外、これを東三省の經費に充當し來つたものである。徵税法は、東三省內にあつても統一せらるゝことなく、大體に於いて吉黑兩省にては所謂官運により、奉天省にては所謂商運によるものである。官運とは、政府自から鹽を生產者から購入するが、これを官棧に貯藏し鹽商をしてこれを販賣せしむるか、もしくは購入運搬共に商人に委任し、官は單にこれを監督する制度をいふのである。商運とは鹽の製造

及び販賣は個人の業務に歸し、特許賣買權を有する鹽商が、定額の納稅をなし、鹽輸入の免許狀たる引或は票の下附を受け、これを持參して製鹽所に到り、監督官の手を經て、その免許を受けた斤量の鹽を購ひて自から運搬し販賣するをいふものである。則ち現に奉天省にあつては、商人自から產鹽地に赴き賣買契約をなし、代金を交附したる後、その受領證を持ち營口鹽運使公署及び鹽務稽核分所にて免許狀なる鹽票を受け、中國銀行支店に到り鹽稅を支拂ひ、その受領證に鹽運司公署及び稽核分所の核印を受け、これと引換へに鹽を受け取るのである。從つて專賣制とは稱してゐるもの丶、その實はむしろ間接課稅法によるものともいふべきである。東三省內に於ける鹽場は營蓋、復縣、莊海、海鳳、盤山、廣寧、錦縣、興綏の七場であつて、これらは等しく晒鹽にかゝり、產鹽の時期は分つて春秋二季となし、十二月、正月及び二月の各月は產鹽がない。稅率は當初每百斤大洋一元であつたが、爾後時に應じ增額を圖り、民國十五年十一月以來百斤四元となつたが、この正稅以外になほ附加稅としての補帖稅、鹽棧帖稅、鹽店帖稅等があつて、これらの附加稅のみでも百斤に就いて四元內外となるやうである。從つて東三省に於ける收入中鹽稅が第一位を占むるのであつて、民國十九年度（昭和五年七月一日より同六年六月三十日に至る）の豫算總表によれば、鹽稅收入は三千百三十八萬元が計上せられてゐる。

（二）一般消費稅（舊釐金）

一般消費稅は、支那のごとき國狀の下に於いては、貨物の運搬せらるゝに當つて通過稅の形式の下に於いて徵稅するのが、最も徵稅費を要することが少く、かつ徵稅が容易であるため、久しくかの釐金の名稱のもとに徵收したものであるが、それが漸次種々の弊害を生ずるに至り、人民より甚しく呪咀せらるゝに至つたゝめ、近年こ

れが徴收法を改善し、あるひは貨物の生産に際して課税し、或はまた貨物の入市もしくは販賣に際して課税するなどの方法を採るに至つたものであるが、しかしいまなほ地方によつては、通過税として課税するものも少くないので、全く紊亂不統一の狀態を呈してゐるものである。現に奉天省では統捐の名稱の下に課税し、吉林省では貨物税の名稱を以つて課税し、黑龍江省では出産税及び銷場税の名稱の下に課税してゐるのである。いまこれを奉天省に就いてみるに、統捐は出産税と銷場税とに分たれ、出産税とは省内に於いて出産せる農産品及びその加工品を生産者より他に移轉する際に課する税であつて、出産糧税及び出産貨税の二種に分たれ、前者は更に糧、豆及び油糧の三種に細別せられる。銷場税とは省内に於いて既に出産税を收めたる省内産貨並に外來貨物が省内に於いて、販賣せらるゝものに課する税をいふのである。しかうして出産税は省内に産出する農産品並に人力による手工製品が生産者より他に移轉する際に、その生産地に於いて、生産者に課税せらるゝものであつて、出産貨税にあつては、一たび出産税を納付するも、再び販賣せらるゝときには銷場税を課せらるゝけれども、出産糧税にあつては、一たび出産税を納付すればその後再び徴税せらるゝことなき規定である。從つて粟、麥、高粱なども始め出産税を納付して税票さへ提示すれば、たとへ精米或ひは製粉して轉運販賣するも、課税せらるゝことはないのである。銷場税は既に出産税を納付したる貨物及び外來貨物にして、まさに賣捌かんとする地方に運送せられたとき、賣捌き商人より徴收せらるゝものであつて、賣捌き商人は貨物到着より三日以内に税捐局に報告し、檢査を求めたる後納税すべきものである。しかうしてこれらの各税を納入した場合には、税捐局より納税證明證として税票なるものが發行せらるゝと同時に、既に出産税を收めたる省内生産貨物又は外國よりの輸入貨物

にして、更に他の地方に運搬して販賣せんとする場合には、既納税票を提示して護照を請求し、販賣地に赴きその護照に照して銷場税を納付すべきである。

吉黑兩省內に於ける舊釐金に相當する租税も、表面の課税方法はほゞ奉天省同樣であつて、これを吉林省に就いてみるに、貨物税は同じく出産税と銷場税とに分たれ、出産税は吉林省內の産物にして、他の地方に移出せらるゝ場合に課せらるゝ税金であつて、一たび出産税を納付したるときは、省內いづれに運搬しても、販賣に際して銷場税を徵收せらるゝ外、再び課税せらるゝことなき規定である。しかうして特に貨物銷場税にあつては、各商店の開設と共に、その使用帳簿を所轄税局に提出し、その税局の檢印を受け、その帳簿に日々の賣上高の明細を記載し、十日毎に税局に報告するものであつて、税局に於いては、その帳簿と購貨帳、在庫品帳と照合檢査し、税局所在地の各商に對して、毎十日の翌日卽ち十一日、二十二日、一日に納税せしむる規定である。

出産税や銷場税の税率は、いづれも表面の規定では、別表記載のごとく從價百分の二乃至百分の五であつて、必ずしも高率に過ぐることはないが、實際の課税はこれに止まらず、さらに各種の名義を以つて、附加徵收せるものゝごとく、しかも地方によつて一律ではない。これを豫算面に現れた收入に就いてみるに、大略奉天省では出産税二百二十餘萬元、銷場税七百二十餘萬元、豆税三百餘萬元に上り、吉林省では貨物税全體にて一千二百五十餘萬元、黑龍江省では同じく八百餘萬元を計上してゐる有樣である。

(三)　烟酒税

酒及び煙草に對する消費税は、いづれの國に於いても、重要なる財源として重視せられてゐるものであるが、

支那にあつては、烟酒税捐なる名目の下に清朝時代より存在したものであるけれども、中央政府に於いて特に重きを措くことがなかつた關係上、全く地方税たるがごとき觀を呈し、その收入も殆んどいふに足らなかつた。蓋しこれほどの好適の財源を重視しなかつた所以は、その生産者が多きに亘り、取締が極めて困難であり、從つて効果を擧ぐることの容易でないといふ點に原因したものであるが、なほ特に酒税にあつては、元來酒は古聖賢の誡のごとくむしろこれを禁ずべきものであり、且つその材料たる米麥は民生必需の物資であるが、もしこれを造酒用に多く充用せらるゝに至つては、延いて一般國民の生活を壓迫することゝなるから、なるべく造酒業の發達はこれを抑壓すべきものである。しかるにこれに課税するに於いては、勢ひ政府が租税の收入を增さんがために、造酒業を保護奬勵するの結果に陷る惧れがあるとの、尙古の美名に驅られた政策から出發したものである。しかるに革命後に至つてからは、財政上の窮乏を補救せんとして、本收入を重視することゝなり、別に烟酒牌照税なるものを新設すると同時に、さらに烟酒專賣制を施行する準備として、烟酒公賣費なるものをも新に興すに至つたゝめ、本税は頗る複雜なる內容を有することゝなつた。

烟酒税捐は舊來より存在する租税であるが、各地方恣にその土地の事情に應じたる課税方法を採り、しかも地方經費の益々多端となるに至つたに伴ひ、增税の批難を避けんがため、税率を增すことなくして、徒らに税目を增したがため、極めて複雜なる內容を有するに至つたと同時に、滿洲內にあつても、地方によつて著しくその內容を異にする有様である。まづ奉天省に就いてみるに、酒烟草いづれも、その原產地に於いて徵税するを原則とし、他の地方に運送するに當つて、最近の納税票を提示し、品目數量が税票と一致せる場合には、再び徵税した

い規定である。しかうして外省より移入せられたものは、入省後最近の徴稅所に於いて規定の稅率を徴收するのである。それになほ酒に對しては、別に酒稅特稅なるものがあつて、省內に於いて製造されたると外來酒たるとを問はず、燒酒及び元酒以外の酒類に對して一律に特別稅を課するものであつて、これは特稅印花票なる印紙を容器に貼付することによつて徴稅する制度である。

烟酒特許牌照稅なるものは、酒もしくは烟草の販賣を營業とする店舖に對して課する一種の特許稅であつて、營業者は特許を得たる上每期規定の牌照稅を納付せねばならぬものである。烟酒販賣の營業は、整賣業（卸賣業）及び零賣業（小賣業）に分たれ、さらに後者はこれを甲乙丙の三種に分ち、甲種は一定の店舖を有し酒又は烟草の小賣を以つて全部又は大部分の營業卽ち專業となすもの、乙種は一定の店舖を有するも、これを兼業となすもの、丙種は路傍に露店營業をなし又は路上販賣をなすものとし、これらの營業をなさんとするものは、牌照たる鑑札を受領するを要し、且つ規定の稅金額を每年一月及び七月に分割納稅すべきものとなすのである。而してもし卸賣及小賣を兼營し、または烟草と酒の販賣を兼營する場合には、各兩種の特許鑑札を受け、各定額の納稅をなすべきものであつて、なほ鑑札はこれを轉賣讓與もしくは貸與することを禁じ、また鑑札なくして以上の營業をなした場合のごとき、夫々罰金を課する規定である。

從來の支那の烟酒稅は、何等の統一なく實に紛糾錯雜せるを以つて、これが增收を圖らんとしても、單に加徴するのみでは、徒らに負擔の不公平を增すのみで、しかも國庫の收入に資するところが少く、さればとて從來の烟酒稅捐を直接改善することは至難たるを免れないから、むしろこれが整理統一をなし、國家有用の重要財源た

らしめんがためには、一種の專賣制を施行するにしかずとなし、これが籌備のために實施したのが則ち烟酒公賣制である。その制度の綱領は、卽ち中央に全國烟酒事務署なるものを設けて、全國の烟酒公賣事務を管理せしめ、各省にはまた夫々烟酒公賣局を設けて省內の烟酒公賣及び稅捐事務を管理せしめ、なほ省內に於ける酒烟草の生產運搬及び販賣などの狀況に應じて各地に分局を設置し、更に分局の下に、所管區域內に於いて地域を劃して公賣分棧を設け、なほ分棧の下に、その區域內に於いて公賣支棧を組織するを得ることゝし、凡そ商民の烟酒賣買はすべて公賣分棧に於いて代理し、分棧は夫々商人より保證金を納入せしめて、鑑札を交付してこれを經營せしむる制度である。而して公賣局では原價利益及び各稅釐捐などを審査し、さらに生產消費の狀況を酌量して公賣價格を定むるものであつて、分棧は必ずこの價格に從つて區域內の公賣費を徵收すべき定めである。しかるに本制度を實施せんとするに當つて、奉天省では全省の關係商人相聯合して反對するに至つたゝめ、政府も終に分局分支棧の廢止を決定し、各稅捐局をしてこれを代辦せしむるに改めたが、吉黑兩省に於ては、ほゞ類似の制度を施行し來つた。

　卷烟草に對しては從來から特別稅を課してゐたのであるが、一九二八年中央政府が、捲烟統稅なるものを設定し、あらゆる葉卷及び紙卷烟草は國內製造たると輸入品たるとを論ぜず、輸入稅を除くの外、一律に內地統稅從價百分の三十二半を徵收することゝし、出廠又は輸入に際して全徵することゝしたので、滿洲各省に於いてもこれに倣ふことゝなり、同樣の課稅をなすに至つた。烟酒收入の中で、最も收入の實績を擧げてゐるのはこの捲烟統稅であつて、奉天省の豫算表についてみても、烟稅の十七萬元、酒稅の百二十六萬元、酒特稅の三萬五千元、

烟酒牌照稅の十八萬元、烟酒公賣費の六十四萬元に對して、捲烟統稅は三百六十九萬元を計上してゐるのである。

（四）地租（田賦）

支那に於ける田賦卽ち地租は、その歷史の古いだけに、今やその內容の紛糾錯雜せることは全く言語に絕し、その眞相を知ることは、殆んど不可能といつても敢へて過言でない。凡そ地租の課徵には、まづその根本の基礎たる土地調査に據り、臺帳制度を設定することの必要であることは論を俟たないと同時に、時の經過と共に生ずる不公平を矯正するがために、一定年限毎に臺帳を改定するを要するに拘らず、支那では元來下級官廳の上級官廳に送るべき稅金額が年々一定せるがため、地方官も從つてその管地內の賦稅額を必ずしも增減するの必要なく、從つてたゞ某地の地積幾何、賦稅額幾何との規定が、殆んど傳說的に存在するのみであつて、局部的にも土地調査を行ふことが殆んどないから、實際の地積と實際の稅額とは必ずしも一致することがなく、畑地が變じて宅地となつても、何等稅額に變更のない有樣である。その上增稅の名を避けて、しかも增收を圖らんとするに至つた結果、徒らに稅目が增加し、頗る複雜せる內容を有するに至つたものである。滿洲に於いては、奉天省では民國三年、田賦劃一辨法を規定して別表のごとき稅率を定め、黑龍江省でも同年同じく稅率を改定したのであるが、これらの規定は畢竟中央地方各官廳間の規定に止まるものであつて、縣知事は單にその定むるところに從つて、每年形式的の收支報告に添へ、定額の稅金を省に送れば足り、人民の實際に負擔せる正稅加捐等とは何等の關係のないものである。卽ち規定の稅率は、いはゞ定額と定額に從ふ地積との比率を定めたものに過ぎないので

あつて、決して實際徵收せる稅率ではない。もとより各縣知事は稅則をそのまゝの名儀にて隨意に變更することは出來ないが、定額に對して實收を僞ると同じく、地積もまたこれを隱匿して多く示さないから、これによつて生ずる所謂定額と實收との差額及び別種の名儀で徵收する收入は、ことごとく地方官の自由處分に係るものであつて、いかなる種類の簿冊を點檢しても、終にこの種の金額の收支はこれを發見することが出來ないのである。かゝる狀態であるから、現に奉天省のごときその既耕地面積が四百五十萬町步を超ゆるに拘らず、民國十九年度の豫算に計上せる田賦收入は、わづかに四百五萬元余りに過ぎない。

いま試みに奉天省内に於ける制度をみるに、土地は課稅上、上則地、中則地、下則地、沙鹻地、不分等則地に區別せられ、上則地とは土質肥厚地勢高く水害のない土地をいひ、中則地とは地勢平坦であつて土質多く沙質少く年々收益の恒なる土地をいひ、下則地とは土質薄瘦地勢低く年々水害を蒙り易い土地をいひ、沙鹻地とは曹達質多量にして沙石相半ばし收益の最も少い土地をいひ、不分等則地とは未だ區分せられない地域をいふのである。これらの土地の各等級に隨つて、別表記載のごとき稅率が課せらるゝものであつて、その外になほ稅票費なるものが徵收せられるのである。稅票とは土地の等級を異にする每に一枚宛發行する納稅受領書をいふものであつて、一枚に就いて銀元七分を徵する定めである。而して田賦の徵收はすべて各縣知事の權限であつて、その徵稅期は十一月一日より翌年一月末を以つて限度とし、若しこの期間内に納稅しないときは、督促をなさないで滯納處分に付するものである。納稅の方法は、每年十月末に各縣にて徵租臺帳に基き各納稅者の徵稅額を決定し、揭示を出して納稅を告知するのであつて、人民はこの告知によつて各々前年度に於ける稅票と共に稅金を納め、

今年度の税票を新に受領するものである。而して滞納一ケ月に亙るものは、一割の罰金を課し、二ケ月に亙るものは三割を課し、三ケ月に至るもなほ完納しないものはこれを拘留せしめ、全額と三割の罰金を完納したるときにはじめてこれを釋放するものである。

(五)印花税

印花税卽ち印紙税は、革命後新に設けられた租税であつて、民間の財貨並に權利移轉の證憑に對して、印紙を貼用して確證となさしむるものである。本税法に據るに、印花を貼用すべき各種の契約書及び帳簿は、これを二類に分ち、第一類は十七種に分つてそれぞれ税率を定め、第二類はこれを十種に分ち、階級的税率を課するものであつて、なほその外人事證憑に關する二十二種の税率を定めてゐるのである。もと第一類及び第二類の各種契約書及び帳簿類に對しては、價格十元以上のものに限り印花を貼用すべきことゝしたのであるが、かくては價格十元に達するものは分割して脱税を企てることゝなるので、これがため價格十元以下のものといへども、第一類及び第二類に屬するものは、一律に印花一分を貼用すべきことに改めたのである。本税の收入は奉天省のみで、豫算に百十四萬元を計上してゐる。

(六)　牲畜税

牲畜税とは牛・馬・騾・驢・豚・羊の六種の家畜が賣買せられ、或は他の地方に運搬せられ、或は屠殺せらるゝ際に、各買主もしくは所有者に對して課する税をいふのである。卽ちこれら家畜の賣買せらるゝに當つて、取引の成立と同時に、買主は最寄税捐局に納税し、牲畜の種類毛色及び年齢などを記入せる税票を受領すべきもの

とせられ、また省外より運搬し來つた場合には、省境の税捐局に於て納税するを要するものである。かくのごとく本税は取引商人の届出を俟つて徴税するものであるから、從つて脱税を圖る機會が多いので、これを補徴せんがため、別に補徴税なるものを課するに至つたのであつて、即ち毎年春秋二季に局員を管内に派遣し、各戸につき飼養せる牲畜を調査せしめ、納税票を有しないもの及び飼育せる家畜にして滿二才以上に達したものに、補徴税なるものを課するのである。本税は以上の各税に次ぐ重要收入であつて、奉天省の豫算では百十二萬元を計上してゐる。

（七）鑛税

鑛税は奉天省の規定では、鑛區税、鑛産税、公費、註册費に區別せられ、鑛區税は鑛業權者が毎年十二月より六月兩期に於いて、次期六ケ月間の規定税金額を前納すべき税をいふのであつて、鑛産税は毎年一月及び七月の兩期に於て、前六ケ月間の産出額に對し、その市價の平均額を算出して之に課税するものであり、公費は各種の申請書に對して納付せしむるものであり、註册費は鑛業に關する登錄手數料として納付せしむるものである。但し撫順炭及び烟臺炭に對しては、日支間の協定に依つて特例が設けられ、同協定に依れば、鑛産税として坑口原價の百分の五を納むる外、輸出税、釐金及び地方税等を免除せらるる規定であつて、たゞ別に報效金として金五萬圓を納めしむる定めである。

（八）契税

契税とは土地家屋の賣買質入に當つて、官廳に登錄するときに課する登錄税である。本税は古くから行はれた

ものであるが、それはもとより主として財源を求むるにあつたことは疑を容れないが、なほ他方、支那では古來一種の社會政策が行はれなるべく貧富の懸隔を大ならしむることを避けんことに努めたものであつて、本税に對する立法主旨も、一は土地兼併を抑制せんとの精神に出でたものである。奉天省の規定では、民間の土地家屋の質入及び賣買行爲に對し、人民よりその質入もしくは賣買の證書を地方官廳に提出せしめ、官廳にてはこれに據つて徵税帳簿の名義變更を行ひ、その證として賣買には戸管もしくは執照、質入には典税執照と名付くる書面を買主又は質權者に下附するに當り、その賣買價格または質入價格に對して契税を徵收するのであつて、前者はこれを白契といひ、後者はこれを紅契といふのである。

（九）當税

當税は一に典税ともいひ、質屋に對する營業税である、支那に於ける質業は、一般庶民の重要なる金融機關であつて「當•質及び押等の區別があるが、質及び押は資本が概して少額であるため課税しないのが原則である。當商は、從來一種の特許商であつて、これを開設せんとするには、地方官に申請して當帖なる許可書を受け、はじめて開業し得るのである。奉天省では當商を大當小當に別ち、大當は資本金一萬元以上であつて、質期限十二ケ月以上、月利三分或は四分以下のものをいひ、小當とは資本金一萬元以下であつて、質期間十ケ月、月利三分或は四分のものをいふのである。而してこれが營業の許可を受けんとするに當つては、帖費と稱して營業許可證下附費を納付するを要するもので、その有效期間は五ケ年と定められてゐる。

（十）牙税

牙税とは、賣買兩者の間に立つてこれか仲介をなすを營業とする仲買商たる牙行に課するところの一種の營業税である。牙行は本來これが營業上、政府の認可を要する特許商であつて、卽ち牙帖費を納めて營業免狀たる牙帖を受け、はじめて開業するを得るものである。奉天省の規定では、省內に於いて穀物問屋、雜貨問屋、船舶問屋、運送問屋及びその他貨物の保管轉運納税代辦賣買の媒介等に關し手數料を取得する店舗を開設するものを牙店と稱し、これが開業には牙店帖の下附を受くるを要することゝし、また同じく省內にあつて個人を以つて賣買の媒介を營業とするものをすべて牙紀と稱し、等しくこれが營業開始には牙紀帖の交付を受くるを要することゝし、且つ以上の牙店牙紀が賣買媒介行爲となすにあたり、官斗官秤を使用するときは、斗秤帖を受くべきものと規定してゐる。而して牙店帖は上中兩則に別ち、資本金五百元以上のものを上則とし、それ以下のものを中則とし、牙紀帖もまた上中兩則に別ち、貴重貨物の賣買の媒介をなすものを上則とし、普通貨物の賣買媒介をなすものを中則となす定めである。而して各種帖の有效期間は下附の日より一ケ年とし、店舗開設の地を以つて營業區域となし、區域外に於いて營業せんとする場合には、さらに帖の交付を請求するを要する定めである。

貿易

西山榮久

貿易目次

滿洲の貿易

第一章　貿易の趨勢

こゝに滿洲といふのは、昭和七年三月一日を以て正式に建國せし滿洲國全領土を指すべきが當然であり、從つて所謂奉天・吉林・黑龍江・興安・熱河の五省すべてを包括すべき筈であるが、滿洲國は何分にも建設匆々の際のことであり、その全領土が今尙ほ一經濟圏となつて居るとも思はれぬから、茲には從來の例に倣らひ、暫らく其の南北滿洲だけを意味することゝし、從つて熱河省の如きは此の場合から除外することも餘儀なき次第である。また其の貿易といふのも、必ずしも外國貿易に限らず、沿岸貿易乃至支那本部との貿易をも含むことゝしたい積りである。是れ從來の支那貿易（滿洲も其の一部たりし故）の性質上、當然斯くすべきであると思ふ。

吾人は滿洲貿易の現狀を述ぶるに先だち、豫じめ其の貿易が如何に伸展し來つたかの趨勢を一瞥せんと欲する。蓋し是れ、其の現狀を了解するに必要ならんと思ふからである。吾人の考ふる所では、滿洲貿易の發達は、滿洲の人口增殖、その奧地の開發、やがて滿洲そのものゝ經濟上の發達に正比例し、從つて年代的には、大體に

於て左の四大時期を劃するやうに思はれる。曰く（一）牛莊卽ち營口開港以前、（二）牛莊開港より日露戰役に至る期間、（三）日露戰役より歐洲大戰に至る期間、（四）歐洲大戰より今日に至る期間、是れである。

（一）牛莊卽ち營口開港以前の貿易　牛莊開港以前といへば、頗る悠久なる十數世紀乃至それ以前の時代にまで溯るべきであるが、こゝには單に淸初以來だけに限定して置く。

惟ふに滿洲に於て、淸初以來多少貿易の行はれたのは、外國とのそれは、北滿洲に於てロシヤ領との間に幾分それが行はれたかと思はるゝのと、南滿洲に於ては鴨綠江附近、殊に高麗門あたりに於て朝鮮との間に多少の互市の行はれた事實との外は、殆ど他に記すべき何物も無かつたやうに思はれるが、支那本部との貿易は、南滿洲に於て夙に輕微ながら行はれたものゝやうである。

蓋し北滿洲は、淸初の頃には住民も極めて稀薄なりし上に、其の住民の大部分も滿洲族であつたから、農業も觀るべきものなく、況んや商業に至つては殆ど皆無といふべき狀勢であつたが、南滿洲は之れに反し、古くから支那人の住するもの多く、加ふるに淸の中葉頃から支那人は大擧して山東・直隸・山西等から滿洲に移住し來り、奧地も漸く開發され、是に於て滿洲と支那本部との間にはジャンク貿易も次第に盛に行はるゝやうになつた。當時の貿易經路は、大體三路であつて、其の一は遼河の水路、その二は海路により金州・蓋平を包含する遼東半島、その三は鴨綠江の水路又は其の流域によるもの是れであつたが、就中遼河の水路によるものが最重要たりしこと言を俟たぬ。何となれば、遼河は其の河口から溯り、本流及び支流を合算すれば約四〇〇哩の間、冬季を除くの外舟運の便を有するからであつて、營口の如き貿易港は、實に遼河流域といふ廣大なるヒンテルランドを有

する爲に發達したものである。

貿易品としては、滿洲からジャンクにより大豆その他の雜穀を移出し、蓋平からは柞蠶製品を移出したといふ。そのジャンクの歸航には、稍ゝ高級なる必需品即ち製品を積み歸つたものと思はれる。貿易の範圍は、大體に於て直隸・山東など北支那を主とし、また芝罘（煙臺）あたりを仲繼地として中支那や南支那にも及んだといふ。

（二）牛莊開港より日露戰役に至る期間　牛莊即ち營口の開港は、始めて海路によつて外國と貿易を通じたもので、滿洲の貿易史上に一時期を劃するに至つた。その開港は一八五八年（咸豐八年）に締結し、翌々一八六〇年十月二十四日北京に於て批准された所の英清天津條約によつたもので、開港の實施されしは翌一八六一年五月二十三日、即ち今昭和七年を距る正に七十有一年以前のことに屬し、この時英國領事館始めて該地に開設され、メドース（Meadows）初代の領事として來任したのである。而して天津條約に於ては、營口より更に上流、同じく牛莊城（Newchwang）を開港する豫定であつたが、メドースは、一八三五年の頃から頻に發展しつゝありし遼河に瀕する營口の、寧ろ貿易港として適當なるを認めたので、斷然牛莊の名を以て營口に領事館を開設した。是れ營口が今尙ほ一に牛莊とも呼ばれて居る所以である。

營口の開港さるゝや、外國人も忽ち來住し、滿洲最初の外人商館といはるゝ旗呂洋行の如きも開港の翌年を以て該地に開設され、稅關（山海關）も一八六四年（同治三年）五月に開かれたが、その頃の貿易に關しては統計の徵すべきものなく、その詳細を知るに由なきを遺憾とするが、汕頭（スワトウ）最古の統計といはるゝものに據るに、汕頭港一八六〇年の輸移入品中、豆粕が三七九・〇〇九擔、その價額七八三・七六二弗、大豆六二・一五四擔、その價

格一・〇七二・三三五弗なることを示し、一八六六年には更に增加して豆粕一百萬擔以上に達し、その約半額は牛莊より移入し、他の半額弱は芝罘より移入され、極めて小額のみ揚子江方面の諸港から移入されたといへば、牛莊貿易の一部は、之れによつて略ゝ想察し得る譯で、即ち大體大豆や豆粕の沿岸貿易に外ならざりしものと思はれる。出入の船舶は、開港の年（一八六一年）に、外國船僅に三十四隻であつたが、その後四年を經て、一八六五年（同治四年）には外國船二七一隻に增加し、而して其の多くは汽船であり、積載品は大抵大豆なりしといはるゝ。

牛莊の開港以後、該地は滿洲唯一の貿易港として、その通商貿易は年と共に發展し、從來沿岸貿易の行はれし蓋平や金州は次第に衰れ、殆ど繁盛は營口に集注することゝなつた。貿易統計は、一八七二年（同治十一年）以後のもの、始めて吾々の入手し得る所であるが、その頃の貿易額は略ゝ左記の如きものであつたといふ。

一八七二年（同治十一年）	五・三七一・七九一 海關兩
一八七三年	四・七七三・五〇七
一八七四年	四・一八六・六七八
一八七五年（光緒元年）	五・五一三・〇五五
一八七六年	六・九四九・一二五

其の後一八七八年（光緒四年―明治十一年）には九百七十七萬海關兩となり、以て九百萬兩臺を突破し、翌年は減じて八百二十七萬海關兩となつたが、一八八七年（明治二十年）には一躍一千萬海關兩まで進み、一八九〇年（明治二十三年）には一千四百萬海關兩、尋いで日清戰役以前には大體一千六七百萬海關兩を上下するといふ狀

態を示し、一八九四年（明治二十七年）から翌一八九五年は日清戰役の爲めに急遽その減少を見たのである。

我國と營口との通商關係は日清戰役以前から已に發生し、明治二十三年には、三井洋行が始めて營口に出張員を置き、前滿鐵總裁山本条太郎氏（當時三井の店員）來つて大豆の買付けに從事したと傳へられる。しかし我が國が大量に滿洲大豆や豆粕を輸入するに至つたのは、日清戰役の時、我が出征の兵士等が始めて豆粕の價値を知つた以後のことで、この戰役は斯かる意味に於て日滿貿易上に一轉期を劃せるものであつた。

かくして滿洲の大豆や豆粕は、從來主として中支那や南支那、殊に汕頭に向けて之を移出しただけであつたものが、玆に日本といふ一大消費地を得、日清戰後終了の翌年（一八九六年）には輸移出總額一一・二七七・二八七海關兩、總貿易額二二・七七一・三四六海關兩、翌一八九七年（明治三十年）には輸移出總額一三・八〇八・六一二海關兩、總貿易二六・三五八・六七一海關兩と次第に貿易の增進を示し、更に一八九八年に輸移出額が一七・四四八・二八〇海關兩、總貿易額に於て遂に三千二百萬海關兩を突破し、翌一八九九年には、總貿易額が四千八百萬海關兩といふ巨額をすら見るに至つた。

前記一八九八年（明治三十一年）といふ年は、滿洲に關して記憶すべき重要の年で、即ち露清兩國間に旅順・大連の租借や、東支鐵道建設の條約が此の年に成立し、是よりロシヤの滿洲進出となり、爾後ロシヤは巨額の資本を滿洲に投下し、その數年間にロシヤが鐵道方面に投資せし額だけでも無慮四億五千萬ルーブルの巨額に達したから、爾來支那本部の勞働者や商人の滿洲に入り込むもの次第に多くなつた。但し貿易は義和團事件などの爲めに頗る振はず、それですら日露戰役以前には、營口の總貿易年額は通常四千萬海關兩以上なるを例とするほど

の多額であつた。

尚ほ玆に注意すべきは、牛莊に於ける日滿貿易の特徵であつた。そは此の期間に於て、(一)日本よりの對滿洲輸出は殆ど観るべきものがなく、日本は專ら滿洲から大豆・豆粕の供給を受けしのみであつたことゝ、更に(二)には、牛莊の輸移出貿易額中、日本向けの輸出が、常に全貿易額の三分の一を占めて居たことである。

(三)**日露戰役以後歐洲大戰に至る期間**　日露戰役の前後は、滿洲の種々の方面に亦復一大轉期を劃した時代である。そは我國が南滿洲に於て關東州租借地をロシヤより繼承せしこと、並に日本が滿鐵及び之れに附隨せる幾多の利權を同じくロシヤより受け繼ぐと共に、更に安奉線その他に新たなる利權を得、かくして滿洲は二大分され、南滿洲は日本、北滿洲はロシヤと、兩國夫々特殊關係を確定したのみならず、一面貿易關係に於て、

(一)日露戰役の前後に於て、安東・奉天・新民府・通江子・鐵嶺其の他各地に開港場乃至開市場が設定せられしこと、

(二)滿鐵は勿論、その他交通機關の著しく發達せしこと、

(三)滿鐵の大連中心主義並に大連港の整備に伴ひ、從來營口に集注せし滿洲貿易が次第に大連に移りしこと、

(四)日露兩國が巨額の軍費を滿洲に散布せしこと、並に邦人が盛に滿洲經營に進出して、多大の投資を行ひし爲め、滿洲住民一般の購買力を增大し、生活程度の向上を見、勞働者や商人が益々入り込み、人口の著しく增加したること、

(五)邦商が大豆並に大豆製品を歐米市場に紹介して大に該品の聲價を博し、大豆並に大豆製品は一躍して世界

的商品となり、滿洲の輸出は爲めに多大の增加を來せしこと、等により、滿洲の貿易に一時期を劃するに至つた。而して之れと同時に、日滿貿易上にも此の頃から多大の變化を來たし、日本は滿洲から特產物の供給を受くるのみならず、また日本工業の發達に連れ、日本商品の滿洲進出も次第に行はるゝやうになつた。

貿易は、前述の如く、日露戰役以前には營口を主とし、その貿易總額は年に四千數百萬關兩なるを例とせしものが、日露戰役後は如何といふに、

年次	輸移入額	輸移出額	計
一九〇八年(明治四十一年)	五〇・六六九千海關兩	四五・一三三千海關兩	九五・八一二千海關兩
一九〇九年	六三・二六九	八六・三五七	一四九・六二六
一九一〇年	七二・八七一	八六・八四六	一五九・七一八
一九一一年	九五・三八四	九九・八五五	一九五・二四〇
一九一二年(大正元年)	九四・六四〇	八九・三〇九	一八三・九五〇

といふ數字(純貿易額)を示し、正に二億に手の屆かんとする伸展振を見るに至つた。これより歐洲大戰勃發の頃までは、大體同樣の數字であつて、一九一三年も、共の翌一九一四年も、共に純貿易額約一億九千餘萬海關兩といふ統計を示して居た。

(四)歐洲大戰以後　一九一四年に勃發せし歐洲大戰が、世界の經濟上に一大時期を劃せしと共に、その影響は滿洲にも波及せしこと言ふまでもない。而して一面は支那本部が連年動亂に繼ぐに動亂を以てし、從つて戰禍に

滿める流寓の民が樂土を求めて大擧して滿洲に殺到し、その數或は年に數十萬人、時として年百萬人を突破し、滿洲の官憲また之を歡迎したので、此等の移民は凡て滿洲の地に定着して荒地を開き、滿洲農業の開發は驚くべき速度を以て伸展し、從つて貿易の增加も、左の統計の示す如き長足の進歩を示すに至つた。

年次	輸移入	輸移出	計
一九一五年（大正四年）	一〇八・一一一千海關兩	一三〇・〇八四千海關兩	二三八・一九六千海關兩
一九一六年	一二九・五四五	一三〇・八〇七	二六〇・三五三
一九一七年	一五八・五六二	一六一・一二〇	三一九・六八二
一九一八年	一七七・二一九	一六七・八五六	三四五・〇七五
一九一九年	二〇五・一二九	二三五・九三一	四四三・三一二

かくして總貿易額は、二億餘海關兩のものが、僅々四五年間に倍加して正に四億海關兩を突破し、一九二三年（大正十二年）には更に一躍五億を踰え、翌年は再び四億六千九百萬臺に落ちたが、一九二五年（大正十五年）にはまた〳〵五億五千七百萬海關兩となり、その翌年には輸移入二七七・四三三・五二六海關兩、輸移出三七〇・一四九・四九一・海關兩、總貿易額無慮六四七・五八三・〇一七海關兩といふ驚くべき數字を示すに至つた。

是より以後の統計は、一九三〇年（昭和五年）までの分は實に左の如くであつて、これが增加については、金銀比價の變動や、物價の高低等を考慮すべきではあれど、兎も角も支那稅關の海關兩による統計は左の如く年と共に貿易の益々伸展せしことを示し居る（單位は千海關兩）。

年次	輸移入	輸移出	總計
一九二七年（昭和二年）	二六八・九一三	四〇八・〇三六	六七六・九四九

一九二八年	三〇二・九五五	四三四・〇三五	七三六・九九一
一九二九年	三二九・六〇三	四二五・六五一	七五五・二五五
一九三〇年	三〇六・九九九	三九六・七一四	七〇三・七一三

この歐洲大戰後の期間に於て滿洲の貿易上注意すべき事項は、一九一八年（大正七年）以降、北滿の貿易が急激に其の增加率を減少したことゝ、支那本部の諸港からの移入が急速度を以て增加したこととの二點であつて、前者はロシヤの政變に伴ふ露滿貿易の不振に由るものであり、後者は支那殊に上海方面に於て產業が歐戰以後急速度を以て發展せしことに由るものである。

五、**滿洲の貿易と支那の貿易との對比**　上來略叙せる所により、滿洲貿易の趨勢は略ゝ判明したことゝ思はれるが、尙ほ少しく之を支那の貿易と比較對照せば、更に一層その明瞭の度を加ふるであらう。先づ注意すべきことは、

（甲）滿洲の貿易が、支那全部のそれよりも累進率の高きことである。支那に於ては、一八六四年度以降の分から稅關報告が發表されて居るが、同年の總貿易額は一〇五・三〇〇・〇八七海關兩で、二十餘年を經過せる一八九〇年に及んで漸く倍加して二一四・二三七・六九一海關兩となり、その後も次第に增進して一九二二年（大正十一年）に一・五九九・九四一・五九三海關兩を示し、一九三〇年（昭和五年）に二・二〇四・五九九・三三六海關兩となり、正に六十餘年の長年月を經て、漸く二十二倍に達した譯であるが、滿洲は一八七二年に五百餘萬海關兩に過ぎざりし其の總貿易額が、一九三〇年に七億海關兩を突破し、二十八年間に實に三十五倍に增加したことになる

のは注意すべきではなからうか。若し更に總貿易額を國民一人當りに割當つるとせば、支那全土の人口を四億と假定せば、一九三〇年には支那人一名當りの貿易高は僅に五海關兩半であるが、滿洲に於ては一人につき二十三海關兩に相當するのであつて、此の一事を以て見ても、滿洲と支那との富力の相異を想像し得る譯である。然らば斯かる富力の相違は何によつて生じたかといふに、惟ふに其の原因たる、勿論一にして足らぬけれど、蓋し左記の原因は最も有力のものであらう。曰く、

（一）滿洲の大部分が全く處女地であり、加ふるに經濟資源の豐富なること、

（二）主として日露兩國の進出により、鐵道その他の交通機關の支那本部に較べて整備せること、

（三）日本が多大の資本を滿洲に投じて其の開發に精進し、且つ其の生產物を廣く海外に紹介したこと、

（四）支那本部が動亂絕えざる間に於て、滿洲は日本の力によつて比較的平和を維持したこと。

（乙）次に注意すべき事項は、支那の貿易が多年輸入超過を繼續せるに對し、滿洲のそれが大體に於て輸移出超過なることであつて、これは各年の貿易統計によつて容易に發見し得るところであるが、滿洲の輸移出超過の原因も亦た、滿洲の天然資源の豐富なることゝ共に、邦人の投資經營の力に由るもの、最も重要なる理由であらう。然らば輸移出超過によつて流入超過となりし金銀が、全部滿洲住民の懷中に殘存せしや否やといふに、勿論必ずしも爾かく凡てが殘存せりとも思はれず、蓋し一部は滿鐵その他の株主配當となつて日本に送金されたであらうし、一部は租稅となつて、昨年までは北京政府乃至南京政府に送付せられしに相違なく、更に一部は軍閥養兵の經費乃至軍費となり、また一部は山東苦力の鄉里送金となりしものであらうが、いづれにしても滿洲は、

輸移出超過の爲めに、少くとも一部だなりとも相當の金銀が滿洲住民の懷中を富ませしことは事實であり、これ等資本の蓄積は、やがて滿鐵の投資鐵道や東支鐵道を除ける以外の滿洲諸鐵道建設の資金ともなり、或は滿洲產業(日本人經營以外の)の勃興ともなり、また(其の住民の)生活程度の向上となつて現はれたものであらう。

第二章　重要輸移出入品

滿洲は大體に農產本位の土地柄であるから、その輸移出品が農產物若くは其の粗製加工品を主とすること言ふまでもなく、また工業の觀るべきものなき爲め、其の輸移入品が大體に加工品たること、亦た言を俟たざる所である。以下輸移出入品中の重要なるものを列擧して見やう。

一、輸移出品　滿洲の輸移出貿易品も、年に因つて消長增減の存すること勿論であるが、一昨年即ち一九三〇年度の重要商品の輸移出額は大體左記の如くであつた。(單位海關兩)

種類	金額	比率
一、大豆	一一四・二五六・七五四	二九%
二、豆粕	六六・一三五・三六五	一七%
三、石炭	三七・五八八・二三九	一〇%
四、豆	二六・五〇九・四六三	七%
五、粟	二四・三五六・〇九四	六%

六、種子類	一一・四四六・四七六	三%
七、大豆以外の豆類	九・六八一・七〇九	二%
八、柞蠶絲	九・四一五・七九九	二%
九、鐵及同製品	八・五二六・七〇八	二%
一〇、高粱	六・三九三・八八一	二%
一一、綿織絲	五・八七六・四七五	一%
一二、穀類（粟・高粱を除く）	五・八二八・一五九	一%
一三、皮革及毛皮	四・七六六・三四五	一%
一四、鹽	四・〇一七・九七一	一%
一五、木材	三・〇〇〇・五六三	一%
一六、其他	五五・〇七四・二四五	一五%
計	三九二・八七四・二四六	一〇〇%

（この内には愛琿、琿春、龍井村の貿易を含まず、之を加算すれば三九六・七一四・〇五六となる）

以上諸品について見ても、大豆・豆類・豆粕・豆油は滿洲最大の輸移出品で、全輸移出額中の半額を占むることを知り得る譯である。この大豆及び大豆製品の輸移出は、曩に已に述べた如く、一八六一年の營口開港前後から夙に行はれたもので、當時は僅に汕頭方面に向けられ、豆粕の如きは、主として該地方の甘蔗（砂糖原料）栽培の肥料として用ひられたものであるが、その後日清戰爭にあたつて邦人も始めて豆粕の價値を知り、爾來我國に於て豆粕並に大豆の需要を喚起し、滿洲から其の對日輸出大に增加し、尋いで一九〇八年（明治四十一年）の頃

から我國の巨商によつて大豆並に大豆製品の歐米輸出が試みられ、それが彼の地に於て多大の歡迎を受け、爾來年と共に輸出を增し、遂に世界的商品と化するに至つた。近年の輸移出額は年に因つて異同あること勿論であるが、一九二八年（昭和三年）以後急激に增加し、南滿洲三港（大連・營口・安東）だけでも、其の前年（昭和二年）に大豆が一七・〇二六・七二二擔、價額六三・四五一・九六三海關兩なりしもの、翌二八年には數量が二四・六六九・〇六八擔、その價額一〇〇・一四五・〇六一海關兩となり、更に翌一九二九年には數量が三六・九二三・八一六擔、その價額が一四〇・五一〇・四四二海關兩に增加し、翌一九三〇年（昭和五年度）に至つて前表の如く一億一千四百萬海關兩に減少したが、それでも一億兩を下つて居ない。過去一兩年前に於て、斯くの如き輸移出の減少を招いたのは、是れ實に世界的不況の結果であると共に、我國の米價低落、農家の不如意も與かつて有力なる原因を爲したであらう。實に一昨年から昨年にかけて、北滿洲の如きは、豆價激落の結果これを石炭に代へてストーブに燃したといふほどであつたが、その後また次第に價額昇騰の機運に向つて居る。

豆粕の輸移出先きは日本を主とし、一九二六年（昭和元年）度に南滿洲三港だけでも、二五・五二二・一六四擔、價額七二・九五六・五一七海關兩に達したが、その後は次第に減少した。輸出港は大連・營口・安東の三港が主である。

豆油の輸移出先きは、我が國は寧ろ少く、歐米及び支那本部向けが主であり、その近年の輸移出額は大體二百萬擔前後で、價額は二千萬乃至三千萬海關兩なるを例とする。輸移出港は豆粕と略ゝ同樣である。大豆及び豆製品に次ぐ重要輸移出品は

石炭であるが、滿洲の石炭としては、何といふても撫順炭が主要なもので、その輸移出先きは朝鮮及び我が日本內地は勿論、廣く上海其の他の支那本部に及び、並に南洋方面にも輸出されつゝある。石炭の外、コークスもあつて、撫順炭ほどに多額ではないが、是れ亦た輸移出品の一に算せられる。此等石炭・コークスは、大體に於て大連港を主なる輸移出港とし、近年の輸移出量は一九二六年（昭和元年）度に於て、南滿洲三港のそれが三・七五七・三七七英噸、その價額三五・二〇一・六九四海關兩、翌一九二七年度は數量稍ゝ增して四・三九六・八七二英噸、その價額三五・二六三・四一四海關兩となり、翌一九二八年度以降も數量價額共に一九二七年度と大同小異であり、一九三〇年度は前記の數字（滿洲全土に於ける）を示した。撫順炭については、その多額の採炭は、延いて我が日本炭の販路に强響するので、無制限に採炭を行はざる方針なりといはれる。次に

粟は、朝鮮に向け食料として輸出せらるゝのが大部分で、近年運賃の關係上、脫殼して輸出することも行はれて居る。朝鮮にては、粟を輸入して米を我が國に移出することが盛で、一九二六年（昭和元年）度に南滿洲三港の輸移出量が五・二九六・五五六擔、その價額二三・五四九・〇四一海關兩、その翌年には數量が六・〇五九・三一五擔、その價額二九・九五一・一三〇海關兩を示し、其の後は稍ゝ減少し、一九三〇年（昭和五年）には、數量が南滿洲三港に於て四・〇〇三・二一二擔、價額二四・二一一・三二二海關兩であつた。次は

種子類であるが、滿洲所產の種子類といへば、製油原料（大豆を別とし）たる荏即ち蘇子や、蓖麻子・麻の實・胡麻・菜種・綿實・杏仁・向日葵の實などを主とし、外に西瓜の實・松の實の如き食用のものもある。その輸移出先きは、種子の種類に因つて異同あれど、荏・胡麻・棉實などは日本向け最も多く、麻の實は日・英・米其の他の諸國

に輸出され、西瓜の種は支那本部に之を移出し、また種子粕も肥料として日本に輸出さるゝのが最も多い。輸移出額は一九二六年（昭和元年）度に、南滿洲三港のそれが荏一五九・〇三一擔、其の他の種子類が四二六・五三四擔で、價額は荏が九〇七・二九三海關兩、その他の種子類が二・〇九四・九二一海關兩であつたが、翌一九二七年（昭和二年）度は數量大に減じ、荏が六七・八七一擔、價額四一四・七四四海關兩、その他の種子類が六五八・五四七擔、價額三・六四二・六九四海關兩となり、爾後また逐年增加して、一九三〇年（昭和五年）度には荏が二六〇・五九三擔、その價額二・一二〇・〇七一海關兩、その他の種子類が一・五六〇・七〇二擔、價額が一〇・九〇八・一六〇海關兩であつた。

柞蠶糸も亦た滿洲の重要商品であつて、其の產地は奉天省の東南部一帶を主とし、安東縣が主要なる輸移出港である。仕向先としては、上海・英・米・日本などが最も重要である。近年の輸移出額は、通常二萬四五千擔から三萬擔前後で、之れが價額は八九百萬海關兩から一千萬海關兩なるが通例であつた。

鐵及び鐵製品は鞍山や本溪湖の銑鐵を主要なる輸移出品とし、その數量は他の鐵製品などを加へて、一九二六年（昭和元年）度に南滿洲三港に於て二・九五二・五八六擔、價額四・六二〇・六五五海關兩なりしものが、その後逐年增加し、一九三〇年（昭和五年）度には、同じく三港の輸移出數量三・七九一・七五八擔、その價額八・五〇八・八七〇海關兩に達した。仕向先きは本邦向けを主とし、多少は支那への移輸出も行はれる。將來製鐵事業の發展に伴ひ、殊に昭和製鋼所の開設を見るに至らば、此の種の輸移出數量は一層多大の增額を來すであらう。更に、

高粱や玉蜀黍・小麥其の他の穀類も亦た前記粟と共に滿洲重要の輸移出品である。これ等の穀類は、滿洲住民

大多數のものゝ常食であるから、餘剩分のみが輸移出さるゝ譯であるが、若し凶荒に遭はゞ、往々にして防穀令によつて輸移出の禁止を見ることもある。仕向け先きは我國と支那本部の各港とを主とし、我が國へは畜産や養鷄の飼料或は他の用途として輸出される。殊に近年、コーン・スターチの原料として玉蜀黍や高粱が輸出さるゝに至つたことは注意すべきである。輸移出數量は一九三〇年（昭和五年）度は前記の如く高粱が僅に六百三十九萬餘海關兩に過ぎなかつたけれど、これより以前は概して多く、殊に一九二五年（大正十四年）度から一九二八年（昭和三年）度までは高粱の輸移出量大抵年額一千萬海關兩以上に達し、殊に一九二八年（昭和三年）度の如きは、南滿洲三港のみにも、數量七・六二〇・二〇一擔、價額一八・六九八・八五一海關兩の多額を示したのである。高粱に次いで玉蜀黍も重要移出品たること上述の通りであるが、この穀物は滿洲にては産額も高粱の如く多からず、從つて輸移出量も少いが、それにしても一九二六年（昭和元年）度の如きは、南滿洲三港だけにてすら其の輸移出數量三・一六二・九五九擔、價額九・四一三・九三五海關兩の多きに達せしことがあり、その他の年次も大抵一九三〇年（昭和五年）度よりは多かつたのである。

　高粱・玉蜀黍・粟を除く以外の穀物としては、多少の小麥や蕎麥等もあれど、其の數量は殆ど言ふに足らぬ。勿論小麥は、北滿洲に於て相當多額の産出を見れど、多くは滿洲内に於て消費せられ、而も尚ほ需要を滿たすに足らず、南滿洲方面の如きは麥粉は毎年輸移入に待つ狀況であつた。

　綿織絲も輸移出品に算へられて居るが、大抵大連から積出し、仕向け地は日本が主で、支那では北支那諸港や上海にも移出し、極めて少額ながら外國輸出の行はるゝこともある。

皮革及び**毛皮**中、革の方は主として支那本部に移出され、毛皮に於ては馬皮・牛皮乃至驢馬・騾など家畜類の生皮は日本や支那諸港に向けらるゝもの多く、狗や山羊・緬羊・貉・狼・タルバカン等の皮は日本・北米合衆國・支那の諸港等に仕向けられ、また他の諸外國に輸出せらるゝものもある。

鹽には原鹽・精製鹽・半製鹽の別があれど、大部分は我が國に輸出され、一部は支那の諸港にも向けらるゝ。産地は黄海及び遼東灣の沿岸が主で、輸出鹽の大部分は關東州産のものである。

木材は、現在のところ吉林・奉天兩省のもの多く、黒龍江産のものもあれど、輸移出品は鴨緑江や吉林材卽ち奉吉兩省のものを主とし、輸移出港は安東・大連が最も多く、營口からも積出される。仕向け先は日本・朝鮮が多けれど、支那の諸港に移出さるゝものも亦た少くない。また其の汽船によるものと共に、ジャンクによる輸移出も相當額に達する。

以上一九三〇年（昭和五年）度輸移出品中、價額三百萬海關兩以上のものゝみについて列叙したが、此の外にも百萬海關兩以上のものに金屬及び金物、煙草・藥品・人蔘・豚毛・豆油以外の油脂・麩・支那酒等があり、若し夫れ零碎のものに至つては、種類の多種多様なること、世人の夙に知る通りである。

二、**重要輸移入品**　滿洲は前述の如く、大體に於て農業國であり、工業の如きは、製油・製粉乃至燐寸製造等のほか、殆ど觀るに足るものなく、假令多少の工場の存するものありとしても、未だ其の製品以て滿洲全地域の需要を滿たすに足らぬから、他よりの輸移入品は主として加工品・製造品であること言ふまでもない。先づ左に其の一九三〇年（昭和五年）度の重要輸移入品を表示して見やう。（單位海關兩）

種類	金額	比率
一、綿織物	五四・三三〇・六五六	一八%
二、飲食物	二三・六一四・〇四六	八%
三、機械器具及び車輛類	二一・五〇八・八四八	七%
四、小麥粉	一七・九九五・一二五	六%
五、煙草	一七・七五七・九五九	六%
六、鐵及び鋼	一三・五五三・五二七	四%
七、綿絲	一〇・九二五・三八四	四%
八、綿織物以外の各種織物	一〇・五八四・五一六	四%
九、砂糖	一〇・二八三・〇〇四	三%
一〇、麻袋	九・九六七・四四〇	三%
一一、綿花	八・二六九・八四九	三%
一二、紙類	七・三八五・五六六	二%
一三、薬品及び薬材	七・三三七・〇一五	二%
一四、穀物及び種子	七・二〇八・八二三	二%
一五、燈油	七・〇一五・九八九	二%
一六、其の他	七四・〇六三・七一一	二六%
計	三〇一・七六三・四二二	

（この內には愛琿・琿春・龍井村の貿易を含まず。之を凡て加ふれば、三〇六・九九九・四三七となる。）

以上の輸移入品中、何といふても一番重要なのは綿織物であつて、之れに他の織物類を加ふれば全輸移入品中の二割二分を占むること上表によつて明白である。抑も

綿織物は、古くは英國製品殆ど壓倒的優位を占めて居たが、その後日本綿業の發達に伴ひ、日本綿織物の突撃的滿洲進出となり、日英兩國品は頻に該市場に競爭し、滿洲輸移入の綿布は、遂に一九二〇年（大正九年）頃から大體に於て日本品が第一位を占め、最近に至つては邦品が絶對的優勢を示むるに至り、之れに次いで稍ゝ多いのは米國・英國・上海等の輸移入品といふ狀態となつた。輸移入額は年に因つて異同あれど、近い過去數年間は、大體年額五千數百萬海關兩であつて、輸移入港は南滿洲三港を主とし、これより廣く奥地に轉送せられるのである。

綿絲の近年滿洲に於ける輸移入高は、一千萬乃至一千六百萬海關兩であるが、日本からも多少の輸入があるにはあれど、寧ろ支那の諸港、殊に上海・青島からの移入が主であり、輸移入港は南滿洲の三港共に之を見るけれど、一九三〇年（昭和五年）度には特に安東を第一とし、營口これに次ぎ、大連更に之れに次ぐ狀況であつた。かく支那品の移入の多いのは、支那の紡績業の進展に因ること勿論である。次に

綿織物以外の各種織物も、滿洲の重要なる輸移入品であるが、その種類を詳細にいへば、毛綿交織・絹織・絹綿交織・人絹・麻・ラミー織物等多種多樣で、一々之を叙說すべくもない。その仕出地は日本・上海・米國・英國・獨逸・和蘭・香港等に亘り、而して其の內人絹織物は日本品が最も優勢であり、絹織物や絹製品は上海や天津其の他支那の諸港から來るものが多い。輸移入地は矢張り南滿洲の三港を主とする。次に

飲食物は、是れ亦た蔬菜・果物（生果・乾果及び罐詰）・茶・水産物・砂糖・酒類其の他雜多のものを含み、種類頗る繁多であるが、その蔬菜類や果物類は日本乃至支那の諸港より輸移入さるゝもの最も多く、蜜柑の如きは本邦品特に優勢である。茶は諸外國品もあれど、中南支那産の綠茶・紅茶及び日本産の茶が主として輸移入され、水産物も種類多けれど、大體に本邦品が主であり、砂糖も日本品第一位を占め、香港糖・瓜哇糖の輸入、また相當の數量に達する。次に

機械・器具及び車輛類も、是れ亦た種類極めて繁多であるが、種類に因つては米國品・獨逸品乃至其の他の國の製品もあれど、日本品は大體に優勢を示して居る。

小麥粉は米國品最も多く、日本品これに次ぎ、上海品第三位を占め、その他カナダ・濠洲などよりの輸入もある。その輸移入額は年によつて多大の異同があつて、一九二六年（昭和二年）及び翌一九二七年の如きは、南滿洲三港の輸移入數量百四十餘萬乃至百六十餘萬擔、その價額七百六十餘萬乃至七百八十餘萬海關兩であつたものが、一九二九年（昭和四年）には數量四・四一一・二一七擔、價額二二・六〇〇・二七七海關兩に增加し、翌一九三〇年（昭和五年）は、南滿洲三港に於て數量三・三三五・一〇〇擔、その價額一七・九五四・六一一海關兩となり、再び大に減少を示した。この增減の原因は、主として滿洲の豐凶の關係に因るものであらう。

煙草は滿洲にも相當の産出を見ると共に、多少は紙煙草の工場もあれど、而も從來年々多量の紙卷煙草などの輸移入を見るを例とした。主なる仕出地は英國で、この外、上海・日本・米國等からの輸移入もあり、他の支那本部諸港からの移入もないではない。種類は紙卷煙草を最多とし、葉煙草これに次ぎ、葉卷や其の他も多少の輸移

入がある。

鐵及び銅も種類頗る繁多であるが、仕出地は日本・白耳義其の他歐米からの輸入を主とし、支那の諸港からの移入は極めて少い。

麻袋は滿洲の如き大豆や雜穀の輸移出國に取つて重要の商品であるが、その大部分は輸移入に待たざるを得ない。その新品は香港から來るもの最も多く、之に次ぐを日本とし、古品は日本・香港・英領印度等の輸入を主とする。次に

綿花は主として紡績用に用ひらるゝものであるが、印度綿第一位に居り、米綿これに次ぎ、その他多少の他國品もある。その輸移入は日本を經由するものと、直接に輸入さるゝものとがある。

紙類も種類多けれど、滿洲の輸移入品は日本品最も多く、獨逸その他からも多少の輸移入を見受ける。

藥品及び藥材類も種類頗る繁多であるが、これは日本から輸入するもの最も多額を占め、その他英・獨乃至香港等からも輸移入されつゝある。尙ほ支那藥の移入あること亦た言を俟たぬ。

穀物及び種子といへば、是れ亦多種多樣のものを含むこと勿論であるが、其の內米は一九三〇年には香港（勿論西貢・ラングーン等の産）より輸入されしもの最も多く、次は支那の諸港や日本で、更に朝鮮・英領印度・佛領印度支那等からも輸入せられた。米以外の各種の穀物や種子は、大抵支那の諸港から移入されて居るが、詳細については省略して置かう。最後には

燈油であるが、これは米油とスマトラ油とを大宗とし、外にロシヤ油や多少の日本油も輸入されつゝある。輸

入港に、米油は南滿洲三港共に之を輸入し、殊に大連最も多く、スマトラ油は主として營口に輸入されて居る。

以上滿洲の重要輸移入品について略叙したが、この外にも尙ほ種々重要品の輸移入さるものがあつて、一九三〇年（昭和五年）度に於て輸移入額百萬海關兩以上に達したものは、電氣材料（南滿洲三港だけでも四・三四一・三八八海關兩）・皮革毛骨角牙類（同三・五三八・三八一海關兩）・木材及び竹等（同三・一四〇・〇一九海關兩）、鐵と鋼とを除く以外の金屬（同三・八四九・六〇六海關兩）・陶磁器及び土器（二・四八一・四六八海關兩）・美術及び化粧品類（同一・九七二・八二七海關兩）・家具（同一・三一二・五五八海關兩）・機械油（同一・三九五・七六八海關兩）・石鹼（同一・三八三・六四五海關兩）・衣服及び附屬品（同四・九七二・二九八海關兩）などが其の主なるものであつた。

第三章　港別に見たる滿洲貿易

滿洲には開港場若くは開市場の數が頗る多く、卽ち左の如くである。

一、奉天省にあるもの

地名	條約	稅關開設の年月
營口(牛莊)	天津條約	一八六一年五月
奉天	米國との一九〇三年の條約	
新民府	日本との一九〇五年の條約	
法庫門	同上	

通江子	同上	
遼陽	同上	
鳳凰城	同上	
安東縣	米國との一九〇三年の條約	一九〇七年三月
大東溝	日本との一九〇七年の條約	一九〇七年七月
鐵嶺	日本との一九〇五年の條約	
連山灣(葫蘆島)	一九一三年支那自開發表	未開放
洮南	同上	同上

二、吉林省にあるもの

長春	日本との一九〇五年の條約	
吉林	同上	
寧古塔	同上	
三姓	同上	一九〇九年七月(今は稅關廢止)
哈爾賓	同上	一九〇九年七月
琿春	同上	一九一〇年一月
龍井村	同上	同上
局子街	同上	
頭道溝	同上	
百草溝	同上	
綏芬河	露國との一九〇八年の條約	一九〇八年二月

三、黑龍江省にあるもの

愛琿	日本との一九〇五年の條約	一九〇九年二月
齊々哈爾	同　上	
海拉爾	同　上	
滿洲里	同　上	一九〇七年四月

四、熱河省にあるもの

赤峰	一九一三年支那政府自開	

以上の開港場若くは開市場中、その未開放のものを除き、其の他は共に外國人の住居營業を許さゝる處たること言を待たぬが、稅關關係は如何といふに、從來

名稱	本關所在地	分關所在地
一、大連關	大連	旅順
二、山海關	營口	
三、安東關	安東縣	大東溝・鐵道
四、濱江關	哈爾賓	綏芬河・滿洲里・拉哈蘇々（以前には三姓に分關ありしも今は廢止）
五、愛琿關	愛琿（一九二二年濱江關より獨立）	大黑河
六、延吉關	龍井村	琿春（一九二四年七月、從來の琿春關を延吉關の分關とす。）

となつて居り、輸移出入貿易は凡て此等の稅關を經由し、納稅せざるべからざる譯であるから、港別に見たる滿洲貿易は、上記六稅關管區について夫々之を叙說するのが適當である。勿論此等の六稅關管區を更に綜合して、

大連・營口・安東の貿易を南滿洲貿易といひ、哈爾賓・愛琿のそれを北滿洲貿易とし、延吉のそれを東滿洲貿易とし、以て三大區に區分することも出來るが、以下は矢張港別に之を見ることゝしやう。

一、**大連港の貿易**　滿洲の貿易といへば、從來南滿洲のそれが殆ど其の大部分を占め、全滿洲貿易の八八・六%に當り、北滿洲や東滿洲のそれは微々として言ふに足らざるものであつたが、その南滿洲の貿易中でも、大連のそれが最重要であり、今を距る七年、卽ち一九二六年（大正十五年）度に於て、大連の總貿易額は全滿洲貿易の五割六分に相當し、一九三〇年（昭和五年）度には大連貿易は其の前年に比して稍々不況であつたが、それでも全滿洲貿易に對にて約六割といふ優勢を示し、正に滿洲貿易を代表すと稱して敢て過言でない程であつた。實に大連は單に滿洲に於てのみならず、支那大陸中、上海に次ぐ第二の貿易港であり、近年は天津・漢口・廣東の貿易を凌ぐ優勢振りを示すと共に、殊に其の輸出超過の點に於て特徴を有するものである。蓋し大連が斯くの如き優勢を示す所以は他なし、滿鐵が大連中心主義を採り、諸施設專ら大連の繁榮を惟れ謀りし結果であり、また其の輸出超過は、實に滿洲貿易そのものゝ特徴を示すものたること、曩に已に述べた通りである。左に其の一九二八年（昭和二年）乃至一九三〇年（昭和五年）三ヶ年間の貿易額を表示して置かう（單位は海關兩）。

（一）汽船貿易

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
輸移入額	一六五・四三〇・六五四	二〇二・二二〇・五五五	一七九・三七九・九七〇
輸移出額	二三八・四一七・〇九一	二八二・九二二・二二二	二二四・四二四・一四七
再輸移出額	一一・七七二・五二六	一一・四七七・七二五	一一・六四九・三五八

計	四一五・六一九・二七一	四九六・六二〇・五〇二	四一五・四五三・四七五
(二)ジャンク貿易			
輸移入額	三・五一五・九二五	三・八六三・二五九	三・四六二・六〇四
輸移出及び再輸移出額	一二・二七五・九八八	八・〇四四・一五二	三・九六九・三七七
計	一五・七九一・九一三	一一・九〇七・四一一	七・四三一・九八一
合計　輸移入額	一六八・九四六・五七九	二〇六・〇八三・八一四	一八二・八四二・五七四
合計　輸移出及び再輸移出額	二六二・四六四・六〇五	三〇二・四四四・〇九九	二四〇・〇四二・八八二
計	四三一・四一一・一八四	五〇八・五二七・九一三	四二二・八八五・四五六

上記の表によつて、大連港貿易の大勢を見ることを得る譯であるが、一九三〇年（昭和五年）度に輸移出入共に多大の減少を示したのは、輸移入に於て奥地行き貨物が營口に陸揚げされ、以て支那鐵道によつて輸送さるゝものが増加し、之れが爲めに大連に於ては綿絲布・小麥粉等の輸移入が激減したことゝ、更に一原因は、安東の陸境減稅廢止ありしに拘らず、連絡運賃の遞減の爲めに、期待程に大連の綿絲布輸移入が増加せざりし結果といはれ、輸移出の減少は、歐洲共の他の買氣薄の爲め、大豆や雜穀・石炭などの出荷が少かりし結果であるといはるゝ。

二、**營口の貿易**　滿洲の揚子江ともいふべき遼河の下流にある開港場營口は、古くは滿洲唯一の貿易港であつたが、鐵道の開通と共に、次第に繁榮を大連に奪はれ、重要の程度漸次減殺され、現在では安東と共に、滿洲に

於ける第二流の貿易港たるに過ぎざるに至つた。されど當港は、大港灣として對外貿易に雄飛するには適當でないとしても、小港灣として小型汽船やジャンクによる沿岸貿易港たるには適當であり、殊に近年打通線（奉山鐵道の）その他最近まで滿鐵に對抗せる諸鐵道の建設により、營口のヒンテルランドが擴大されたから、今後當港に種々の施設を行ひ、殊に冬季の結氷に際して碎氷船の設備でも見るに至らば、當港の將來また以て必ずしも悲觀すべきではなからう。左に一九二八年（昭和三年）乃至一九三〇年（昭和五年）の營口の貿易額を表示して置かう（單位海關兩）。

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
（一）汽船貿易			
輸移入額	四三・九九八・八七六	四八・五六七・七六一	五五・〇九四・〇五二
輸移出額	三一・七三二・二五一	三〇・五三五・四六三	四三・三五八・九九三
再輸移出額	一八六・九八七	九七五・四四五	三六五・九三一
計	七五・九一八・一一四	八〇・〇七八・六六九	九八・八四五・九七六
（二）ジャンク貿易			
輸移入額	四・六五〇・五一九	三・七〇一・四三七	二・九八五・二三五
移出及び再移出額	三・七六六・七一八	二・七八四・八四三	二・三八三・二九八
計	八・四一七・二三七	六・四八六・二八〇	五・〇六八・五三三
合計　輸移入額	四八・六四九・三九五	五二・二六九・一九八	五七・七七九・二八七
合計　輸移出及び再輸移出額	三五・六八五・九五六	三四・二九五・七五一	四六・一三五・二二二

計	八四・三三五・三五一	八六・五六四・九四九	一〇三・九一四・五〇三

上表によつて明なるが如く、營口の總貿易額は最近兩三年に於て八千四百餘萬海關兩から一億四萬海關兩に増加したが、大連港のそれに比すれば、一九三〇年（昭和五年）度に於て四分の一弱たるに止まり、全滿洲貿易に對して一四・八%を占むる割合である。當港の特徴は、（一）輸移入の輸移出に超過すること、（二）上海その他支那の諸港との間の貿易の盛なることと、並に（三）ジャンク貿易の比較的隆盛なることであつて、（一）の輸移入超過は、是れ蓋し當港が貿易上に古き歷史を有し、奥地に對する賣込關係の今尚ほ密接なることを示すものと見るべく、（二）の沿岸貿易の隆盛なることは、是れ亦貿易の歷史古く、上海その他の支那諸港との關係の深きを意味し、（三）は前記の理由に加ふるに、港灣そのものゝ性質が、當港をして斯くあらしめたに外ならぬことゝ思はれる。

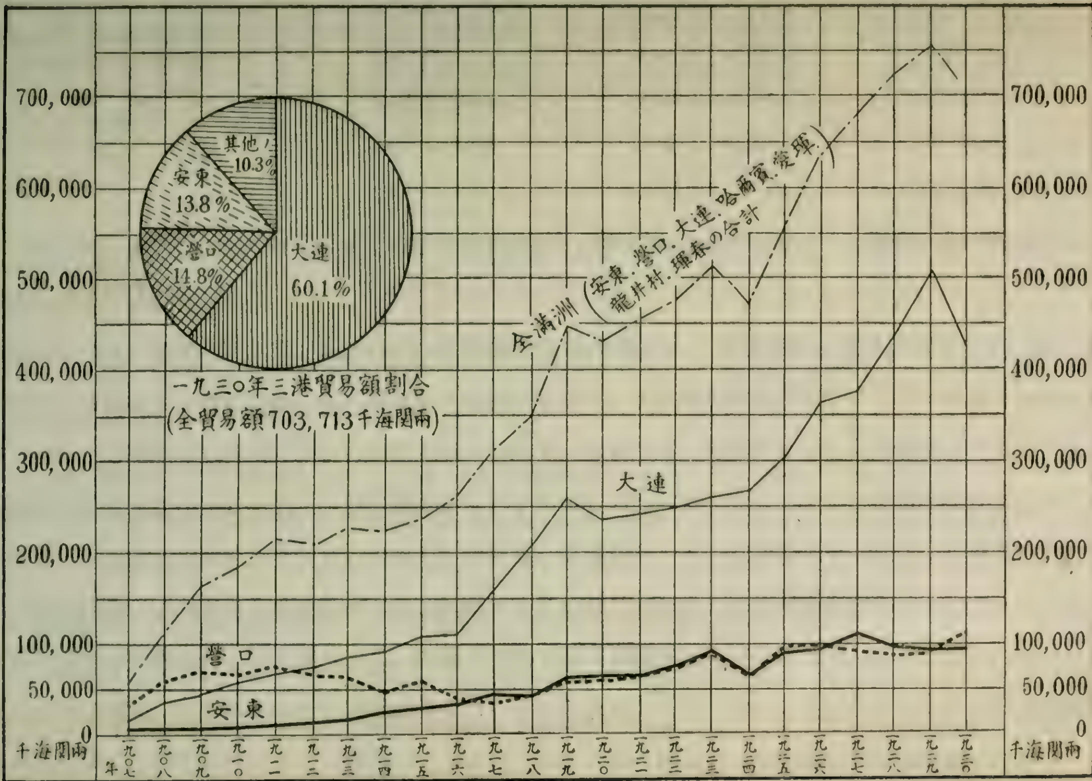
惟ふに前記の如き當港の特徴は、

外國品純輸入額	二二・六三七・七八二海關兩
支那品純移入額	二一・一七四・一〇七海關兩
外國への輸出額	七・七九四・三七九海關兩
支那への移出額	二三・九三七・八七二海關兩

なる數字によつて最も能く之を了解せられ得る譯である。

尚ほ前表の示すが如く、當港が一九三〇年（昭和五年）度の貿易が、その前年のそれに比して大激増を示せる所以は、蓋し（一）新なる支那側鐵道が増加した上に、支那側諸鐵道の運賃政策や銀安などの關係上、從來大連

三港貿易額累年表



700,000
600,000
500,000
400,000
300,000
200,000
100,000
50,000
0
千海関兩
一九〇七年
一九〇八
一九〇九
一九一〇
一九一一
一九一二
一九一三
一九一四
一九一五
一九一六
一九一七
一九一八
一九一九
一九二〇
一九二一
一九二二
一九二三
一九二四
一九二五
一九二六
一九二七
一九二八
一九二九
一九三〇
其他ノ 10.3%
安東 13.8%
營口 14.8%
大連 60.1%
一九三〇年三港貿易額割合
(全貿易額703,713千海関兩)
全満洲 (安東.營口.大連.哈爾賓.琿春の合計
龍井村.琿春の合計)
大連
營口
安東

經由の貨物が著しく當港に向けられし結果なると、(二)前年當港に實施せられた輸出附加稅の爲め、これまで當港に集まりし貨物が、其の實施なき大連港を經由して輸移出せられたものが、一九三〇年(昭和五年)下半期に至つて該附加稅が他港にも一律に實施され、當港の不利を免れた結果なりといはれる。

三、安東の貿易　安東は古くは沙河子とか沙河鎭とか呼ばれし都市で、鴨綠江流域を背後地とし、その貿易は多少の汽船とジャンクとによつたものであるが、安奉線の開通以來、次第に鐵路による貿易が隆盛となり、現在では沿岸貿易は寥々たるものと化し、陸路貿易が大部分を占むるやうになつた。從つて當港そのもの丶取引による貿易よりも、通過貿易が多きに居ること言ふまでもない。貿易額は、從來營口と殆ど互角なるを例としたが、是れ陸路による遠地との貿易品が、凡て此の地の稅關を經由し、それ等が當地貿易として計上さるゝ結果であつて、當地そのもの丶純粹の貿易は、大豆・豆粕・柞蠶絲・木材等の輸出や、綿絲布其の他の輸移入の外には、多大の貿易品がないのである。

左に一九二八年(昭和三年)から一九三〇年(昭和五年)度に至る貿易額を表示して置かう(單位海關兩)。

(一)汽船貿易

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
輸移入額	七・四八三・六七一	九・八八八・一七八	一三・三五一・九〇九
輸移出及び再輸移出額	八・九一八・八三〇	九・三二〇・三三七	一一・〇五三・一七三
計	一六・四〇二・五〇一	一九・二〇八・五一五	二四・四〇五・〇八二

(二)陸路貿易

輸入額	四一・三〇二・一八四	三九・九〇〇・四二七	二九・六八二・七九七
輸出及び再輸出額	四〇・九六七・四九三	三三・二五一・八六八	三九・四一三・五六八
計	八二・二六九・六七七	七三・一五二・二九五	六九・〇九六・三六五
(三)ジャンク貿易			
移入額	—	二八一・三一六	一・一一八・〇九九
移出額	—	七〇九・一五一	二・四五五・九五八
合計 輸移入額	四八・七八五・八五五	五〇・〇六九・九二一	四四・一五二・八〇五
合計 輸移出及び再輸移出額	四九・八八五・三二三	四三・二八一・三五九	五二・九二二・六九九

上表に據り、安東の貿易は全滿洲の貿易に對して約一三・八%を占むることを知り得べく、また略ゝ營口と同格の貿易港たることが判るであらう。

當港について尙ほ知るを要することは、從來陸接國境(朝鮮との)の關稅が三分の一減稅なりしことであるが、一九三〇年(昭和五年)九月十五日正午を期して此の特權が撤廢され、大連その他と同率に課稅せらるゝことになつた。

四、**哈爾賓貿易**　こゝに哈爾賓貿易といふたのは、實は哈爾賓稅關管內の貿易を指すので、必ずしも哈爾賓そのものゝみの貿易をいふのではない。北滿洲には、前述の如く愛琿稅關もあれど、其の管內の貿易は微々として振はず、殆ど言ふに足るものなく、哈爾賓貿易は事實上北滿洲のそれを代表するものであるが、この北滿洲貿易は、一九一〇年(明治四十三年)から前後數年の間は、その全滿洲貿易に對する比率は二五%前後に相當し、殊

に一九一六年（大正五年）の如きは實に三〇%を示したほどで、かく北滿貿易も年々に發展し、比較的優勢であつたに拘らず、其の後ロシヤの革命により、一九一八年（大正七年）以來は俄然として發展率を減退し、爾後一九二六年（昭和元年）に至る間は、北滿洲貿易は大體に於て全滿洲貿易に對して一三%乃至一七%の比率となり、一九三〇年（昭和五年）度の如き、全滿洲の總貿易額七億餘海關兩に對し、哈爾賓稅關管內のそれは僅々七千餘萬海關兩に過ぎず、實に一〇%といふ悲しむべき比率を示したのである。勿論かく發展率は減退したが、貿易そのものゝ數字は大體に於て年々增加の傾向を示し、たゞ南滿洲貿易の發展に相應した伸展を示さぬといふに過ぎない。

哈爾賓の貿易は、鐵道と水路と陸路との三方面によつて行はれ、而して其の鐵路貿易は、東支鐵道によつて西は滿洲里、東は綏芬河、南は長春を經由するものあるは勿論、一部はまた洮昂鐵道を經由するものもあり、水路のそれは松花江、黑龍江に由り、陸路のそれは主として東蒙古方面との間に之を行ふて居る。左に一九二八年（昭和三年）以後三ケ年間の貿易額を表示して置かう（單位は海關兩）。

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
輸移入額	二八・六五八・六六一	一六・一四六・一八六	一六・九八八・九九五
輸移出額	七八・三〇九・〇四四	四〇・四五九・五八二	五二・七九三・九八五
再輸移出額	二・一一〇・三五六	一・四〇八・二六二	九七九・四四八
計	一〇八・九七八・〇六一	五八・〇一四・〇三〇	七〇・七六二・一九九

この表に依つても明なる如く、哈爾賓も亦た連年輸出超過を繼續する市場であり、而して此の表には示さぬけ

れど、輸移入の大部分が外國品であつて、支那品の移入の極めて少きこと、並に其の南滿洲經由の貿易が、輸移入に於て六五％、輸移出に於て四〇％を占むるを例とすることは注意すべきである。對露貿易も、從來通常輸出超過であつて、その輸出品が農產物を主とすること、他との貿易と異るところがない。尙ほ露滿の間には、從來密貿易が盛であつて、或は曰く露滿貿易額中の三％を占むべしと。

五、**愛琿貿易**　愛琿貿易とは、事實は主として大黑河と其の對岸アムール縣方面とのそれに外ならぬ。左に一九二九年（昭和四年）及び翌一九三〇年（昭和五年）兩年度の貿易額を示して置かう（單位海關兩）。

	一九二九年	一九三〇年
輸移入額	三八四・四三五	四二七・一九七
輸移出額	一八五・七七五	三二六・五六二
再輸移出額	一〇九・八二七	二一〇・五一七
計	六八〇・〇三七	九六四・二七六

六、**間島の貿易**　いはゆる東滿洲貿易で、延吉關（龍井・琿春）管內の輸出入貿易であるが、此等の地方は、勿論支那人も住すれど、朝鮮移住民の方が寧ろ多いところで、鮮人の移住は年と共に增加し、耕地面積の擴大日に著しく、從つて農產物乃至農產加工品の對朝鮮輸出頻年增大し、また加工必需品の輸入も次第に旺盛ならんとして居る。舊時は、琿春の如きもロシヤ領との貿易相當觀るべきものであつたが、今や殆ど言ふに足らず、間島の貿易といへば、殆對朝鮮のそれと稱して敢て大過がない。勿論間島の地たる、猫額大の地域に過ぎぬから、貿易額も僅少で、その全滿洲貿易に對しては僅に一・一％の比率を示すに過ぎぬのは當然のことである。左に一九

二八年（昭和三年）乃至一九三〇年（昭和五年）度の該地輸出入額を示して置かう（單位海關兩）。

（一）龍井村

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
輸移入	五・〇五八・七八〇	三・四二三・〇九〇	三・一八〇・五六六
輸移出	三・〇六三・七二九	三・二六四・〇九六	二・五二九・九九九
計	八・一二二・五〇九	七・一八七・一八六	五・七一〇・五六五

（二）琿春

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
輸移入	九八三・四三五	一・〇〇八・五四一	九八三・四三五
輸移出	七七二・七三二	九一一・八九四	七七二・七三二
計	一・七五六・一六七	一・九二〇・四三五	一・七五六・一六七

七、**概括**　上來港別に滿洲貿易の概勢を叙述したが、更に一應之を南滿洲・北滿洲・東滿洲の三大地帶に區分して一九三〇年（昭和五年）度の貿易額を表示して置かう。

地域	貿易總額	比率
南滿洲（大連・營口・安東の三港）	六二三・八七五・四六九	八八・六%
北滿洲（哈爾賓・愛琿等）	七二・三七一・二九二	一〇・三%
東滿洲（龍井村・琿春）	七・四六六・七三二	一・一%

以上は、現在に於ける滿洲港別貿易の概勢であるが、將來は葫蘆島の開港も行はるべく、本年中には敦化・北

鮮間の鐵道も開通し、その他にも種々の變化を來すであらうが、これについては茲には省略して置く。

第四章　國別に見たる滿洲貿易

以下先づ一九三〇年（昭和五年）度の滿洲と列國（支那を含む）との輸出入貿易額を國別に表示しやう（單位海關兩）。

一、亞細亞

	輸入（外國よりの）	外國への輸出（再輸出を含む）	計
日本	一一〇・〇〇六・二二〇	一一六・八一五・七八五	二二六・八二二・〇〇五
朝鮮	一〇・四〇二・七五一	四〇・二〇八・九四四	五〇・六一一・六九五
香港	一二・八三一・四〇四	六・七二七・五六九	一九・五五八・九七三
澳門	—	四〇	四〇
英領印度	一・二三〇・五五三	九・〇三七	一・二三九・五九〇
英領海峽植民地	一三四・四六〇	七六一・三八〇	八九五・四八〇
蘭領印度	三・〇七二・〇二一	六・一二一・五四七	九・一九三・五六八
佛領印度支那	一〇七・九〇〇	四五・八一〇	一五三・七一〇
ロシヤ（太平洋沿岸）	一二・〇二九・六〇八	五〇・七二二・二六三	六二・七五一・八七一
同（シベリヤ）	三・七三四・九九一	七二・三四二	三・八〇七・三三三
同（黑龍江沿岸）	六・八六四	一・八三一	八・六九五

比律賓	四五・四四六	一・七一一・七一三	一・七五七・一五九
暹羅	——	一七三	一七三
計	一五三・六〇二・二一八	二二三・一九八・四三四	三七六・八〇〇・六五二

（これに加ふるに、支那本部との移出入貿易を加ふべきであるが、これは後に示すこととしやう。）

二、歐羅巴

英吉利	一〇・四八四・一四二	一〇・三八五・二五九	二〇・八六九・四〇一
佛蘭西	九八四・六三五	九一二・五四四	一・八九七・一七九
獨逸	一二・一三一・七八四	三・三八六・九一九	一五・五一八・七〇三
白耳義	三・七一四・六九六	一・六三八・四八四	五・三四〇・一八〇
和蘭	一・四六八・二九八	三四・七三三・五八九	三六・二〇一・八八七
伊太利	七八六・九一九	六九二・七七八	一・四七九・六九七
瑞西	一二〇・一五七	九八	一二〇・二五五
墺地利・匈牙利	一八・八〇八	七七七	一九・五八五
チェッコスロヴァキヤ	九・六一六	八	九・六二四
丁抹	一二三・七一七	二九三・八六〇	四一七・五七七
瑞典	三七七・三四四	一九五・三八五	五七二・七二九
諾威	二・八八七	五八	二・九四五
ラトヴィア	一一・一一三	二九九	一一・四一二
芬蘭	六三六	三七	六七三
ロシヤ	三七五	一二	三八七

西班牙	五八〇	三五・八一〇	三六・三九〇
葡萄牙	—	四〇・四六三	四〇・四六三
希臘	一・三六八	三二	一・四〇〇
セルヴィヤ	—	一五	一五
計	三〇・五三五・五四九	五二・三八六・三五九	八二・九二一・九〇八
三、アメリカ			
米國	二〇・七二九・一三八	六・九九〇・〇四八	二七・七一九・一八六
カナダ	七六二・四八一	三三六・一九九	一・〇九八・六八〇
墨西哥及び中米	—	七六・七〇〇	七六・七〇〇
玖馬	—	二三	二三
南米	一〇四・四八五	一三八	一〇四・六二三
計	二一・五九六・一〇四	七・四〇三・一〇八	二八・九九九・二一二
四、其の他諸國			
南アフリカ	二六二・一五六	—	二六二・一五六
濠洲	二八六・九六五	三・一四六	二九〇・一一一
土耳古・波斯・埃及其の他	五二一・五一〇	九・一三四・五八九	九・六五六・〇九九
計	一・〇七〇・六三一	九・一三七・七三五	一〇・二〇八・三六六
合計	二〇六・八〇四・五〇二	二九二・一二五・六三六	四九八・九三〇・一三八

五、支那

	外國品移入	支那品移入	計	移出

一七	九九八・一八四	八二・一九六・七五一	一〇〇・一九四・九三五	一〇四・五八八・四二〇
合計	二〇四・七八三・二五五			

外國及び支那との輸移出入總計　七〇三・六一三・四九三

以上によつて、滿洲の對外貿易は一九三〇年（昭和五年）度に於て、（一）が日本、（二）が支那、（三）が露西亞、（四）が和蘭、（五）が米國、（六）が英國、（七）が香港、（八）が獨逸、（九）が蘭領印度、（一〇）が白耳義であつて、其の他殆ど言ふに足るもののなきを知ることが出來る。就中我國（朝鮮を含む）との貿易が約二億八千萬海關兩で、殆ど全滿洲貿易額の四割弱を占め、支那は之れにつぎ二割九分に達し、その他の各國を合算して僅に三割強を占むるに過ぎないことの事實は、滿洲が經濟上にも、如何に我國と密接の關係を有するやを示すものではなからうか。米國の如きは、近年その對滿貿易大に伸展せりといふものゝ、一九三〇年（昭和五年）度に於て僅に二千七百七十餘萬海關兩で、我が國のそれの十分の一にも足らず、英滿貿易も其の開始後相當の年月間は殆ど滿洲の外國貿易に於て覇者の地位を占めて居たに拘らず、現在では其の本國のそれと、並に香港其の他の全屬領の對滿貿易とを加へて、是れ亦五千萬海關兩に及ばざること遠く、全滿洲の貿易中、僅に其の六分に居り、我が對滿貿易に比して一割六七分に過ぎざる少額となつた。其の他の諸國の對滿貿易に至つては、殆ど特に言及する必要もなからう。

若し夫れ日支貿易と日滿貿易とを比較せば後者の如何に我國に取つて重要なるかは更に明瞭となるであらう。

左に一九三〇年（昭和五年）度の日支・日滿兩貿易を對比して見やう。（單位は千海關兩）

一、日支貿易（日本中には朝鮮・台灣を含む）

日本より支那へ	三三・五三二・五
支那より日本へ	二六・〇七三・〇
計	五九・六〇五・五

二、日支貿易（日本中に朝鮮を含む）

日本より滿洲へ	一二・〇四〇・九
滿洲より日本へ	一五・七〇二・四
計	二七・七四三・三

これによれば、一九三〇年（昭和五年）度に於ては、日支貿易中、日滿兩國の貿易のみにて實に其の四割六分強を占めた譯であるが、たゞ茲に注意すべきは、日支貿易全體としては、日本より支那への輸出が、通常支那より日本への輸入を超過するに拘らず、日滿貿易は之に反し、滿洲より日本への輸入は、日本より滿洲への輸出を超過するを例とすることであつて、我が國は此の點に於て、更に一段の努力を拂ひ、少くとも日滿輸出入の平衡を維持せねばならぬ譯である。勿論貿易品は、大體に於て我國より綿絲布・雜貨その他加工品を滿洲に供給し、彼より大豆・雜穀・豆粕その他農產物、並に其の加工業品乃至石炭・鐵等の供給を受けるので、貿易の狀態は順調と稱し得ること言を待たぬが、我が國は更に支那本部や歐米からの滿洲向け輸移出品と競爭を行ひ、取つて以て之れに代はる必要があるであらう。

第五章　將來の滿洲貿易

上來述ぶる所によつて、滿洲貿易の現狀だけは、其の大體を略〻髣髴し得る譯であるが、本春の新國家建設により、將來の滿洲貿易は、想ふに種々の變化を來すことであらう。先づ將來、

第一に變化を來すべく、また變化するの必要ありと思はるゝことは、滿洲が政治上のみならず、更に完全に經濟的にも支那から獨立し、貿易上に於ても、支那を全く外國として扱ふことである。勿論從來ですら、支那の貿易は、我國や歐米諸國の如く、支那そのものを一單位とせず、從つて其の"Import"も必ずしも外國からの輸入に限らずして移入を含み、"Export"も亦た外國への輸出に限つた譯でなく、移出をも包含したのであつて、この點は滿洲のみでなく、他地方も亦た同樣であつたが、今後滿洲國は、支那を外國扱にし、支那の貿易品にも嚴格に外國品同樣の關稅を賦課するを要し、かくて"Export"も、"Import"も、我國のそれと同樣、嚴に外國貿易のそれに限ることゝなすべきである。かく改正を行ふに於ては、將來滿洲と支那との貿易は多大の變化を來し、支那品の滿洲への輸出は相當額に減少すると共に、日本製品は或る程度まで支那品に取つて代ることが出來るであらう。

第二に變化を要することは關稅の改訂や稅關手續の簡易化である。新滿洲國は、暫定的に從來の中華民國の關稅率を襲用して居るが、該稅率には支那の產業保護の意味が多分に加味されて居るから、農業國たる滿洲に取つては該稅率は誠に適當でない。之を改訂することによつて、滿洲貿易は將來種々の變化を來すであらう。稅關手續の問題は茲には省略する。

第三に變更を要することは關東州の自由貿易地帶の撤廢若くは縮少、乃至滿洲・關東州間の關稅率の改訂であ

るが、これについても玆には一々敍說せぬことゝしやう。

第四には鐵道、海運其の他凡て交通を便利にし、更に交通機關を完備且つ擴張すると共に、運賃を輕減し、また遠距離遞減法を設くることである。

第五には葫蘆島の開放、吉會鐵道の完成等によつて貿易經路の變更を來すことであるが、之れに關しても玆には一々詳說せぬことゝしやう。

第六に努力を要することは滿洲內地の開展である。蓋し滿洲の匪賊が平定し、該國の農業は勿論、鑛業・林業・工業等も次第に開發され、我が內地及び朝鮮よりの移民も增加せば、滿洲の貿易も次第に種々の變化を來すであらうが、この問題についても玆には省略して置く。

吾人は我が國が、今次の滿洲事變を機會として、轉禍爲福、以て日滿貿易の伸展を來さんことを望んで止まざるものである。若し上列の諸項にして實現せんか、滿洲の貿易、殊に日滿貿易は次第に發達し、現今のそれに倍蓰せんこと、必ずしも不可能ならざるを信ずるものである。

産業

工業　小島精一

農業　那須皓　錦織英夫

林業　薗部一郎

產業目次

滿洲工業の現狀と計畫的開發政策

小島精一

前篇　滿洲の重要工業の現狀

第一章　重要鑛物資源

鑛產資源は金、銀、銅、鐵、鉛及亞鉛等の金屬鑛物と石炭、菱苦土鑛（マグネサイト）、白雲岩、石灰石、硅石、滑石、石綿、螢石、長石、天然曹達、岫巖石、粘土及各種石材等の非金屬鑛物とを包藏するが、就中重要なものは金、鐵、石炭、苦土鑛等である。

（註）以下資源に關する數字は特記せるもの丶外は參謀本部調査によるものである。

第一　金　鑛

金は殆ど砂金であつて、黑龍江省の二、三の鑛區を除けば、鑛床の規模狹小で、大なる鑛業的價値あるものは甚だ少い。但しこれは現狀であつて、まだ調査未到の地域が大きいのである。產額の分布は黑龍江省が最も多く、鑛區百十三と稱せられ、遼寧省五十四區である。歐洲大戰直後に年產一千數百萬圓內外に上つたこともあるが、

最近は約二、三百萬圓或は百萬圓以下と推定せられてゐる。尙ほ北滿には埋藏量三百五十萬噸以上と推定されるやうな大きな資源も存在するらしいが、前述の如く調査不充分のため、詳細は不明である。產地が交通不便の地域にあつて、治安の整備も行はれてゐないのが原因である。

第二　石　炭

滿蒙鑛產資源中石炭こそは最重要の地位を占むるものである。石炭鑛區數はその炭質の良否を論じないとすれば五十以上に及び、推定總埋藏量は三十億噸にも達する。その分布は南滿が二十五億噸、北滿は五億噸である。主要なる鑛區は撫順、新邱、札來諾兒、本溪湖等の炭坑で、何れも埋藏量一億噸以上といはれる。主要炭坑の推定埋藏量及び出炭量は附表の通りである。

年々の總出炭量は約八、九百萬噸で、日本の三分の一弱に當つてゐる。その中、撫順炭坑は實に七五%以上を占めてゐる。しかし、埋藏量では三十億噸であるから、日本の經濟的可能採掘、埋藏量に略ぼ近い。

第三　鐵　鑛　石

鐵鑛石の埋藏量は莫大なものがある。これも實は調査不充分であるが、確實のものでも、大體八億噸（三六%以上のもの）と註せられる。鞍山、弓張嶺一帶、廟兒溝等はその產地として有名である。品質は概して貧鑛で良好ではないが、此の貧鑛を低廉に利用するやうな適切な技術が發見せられる時は大規模の鐵鑛資源を獲得することが出來る譯である。現にその技術も滿鐵の努力によつて大半は完成されつゝあるから心强い。

近年の採掘量としては昭和元年の百十二萬噸が最高記錄であつて、最近では七十數萬噸に止まつてゐる。

主要產地別の採掘量及び埋藏量は附表の通りである。

第四　菱苦土鑛と耐火粘土

以上の外に特記すべきものは此の二つの資源である。前者はマグネシューム原料とし、後者はアルミニユーム原料として、何れも最近特に重要視されるに到つてゐる。

菱苦土鑛はその雄大なる點で世界無比とさへ稱され、地平線以上の分のみで數億噸、之に地下の分を加へれば無盡藏である。

耐火粘土も亦極めて豐富である。これらは又いづれも良質であるから將來開發の價値は至大である。

第五　石灰石その他

尙ほ、石灰石その他種々あるが一々述べない。（次の附表參照）

鑛產物資源一覽表

資源名	主要產地及數量					出所
	主要產地	生產量 大正一三年	生產量 昭和元年	生產量 昭和四年	埋藏量	
鐵鑛	鞍山	一四千瓩	一、〇四七千瓩	六〇三千瓩	三—四億瓩（三億噸）	『滿洲產業統計』ニ據ル 括弧內ハ『日本經濟ノ最近十年史』ニ據ル
	本溪湖（廟兒溝）	六五	七〇	一四八	〇、七—〇、八億瓩（〇、八）	
	弓張嶺	探鑛中	—	—	一、〇—二、五億瓩（一）	
	歪頭山				一億瓩（一）	
	日本人經營ノ鞍山及本溪湖製鐵所ノミナリト云フモ過言ニ非ス					滿洲產業統計

	産額					
銑鐵		昭和元年	同二年	同三年	同四年	生産能力
	鞍山	一六四,000瓲	二〇三,000瓲	二二〇,000瓲	二一八,000瓲	二八萬瓲
	本溪湖	五二,000	五〇,000	六三,000	七六,000	一二
	計	二一六,000	二五三,000	二八三,000	二九四,000	四〇(有事ニハ四三萬瓲)

石炭		大正一三年生産	昭和元年生産	昭和三年生産	推定埋藏量(單位百萬英噸)	備考
	撫順炭田	五五〇萬瓲	四六一萬瓲	七一〇萬瓲	九三六(九一六)	滿洲産業統計 括弧内ハ『日本經濟最近十年史』所載 滿鐵調査課調
	煙臺炭田	一三	一七	三三	四三(四〇)	
	本溪湖	四五	四二	四九	一〇〇(一〇三)	
	穆稜	五	一三	二九	五(五)	
	札賚諾爾	二〇	一五	二三	二〇〇(三〇〇)	
	新邱	四	四	五	一,一〇〇(一,二〇〇)	
	鶴立崗	一	三	一〇	四〇(一六)	

		備考
油母頁岩	現在生産力(撫順頁岩工業ノ) 埋藏五十五億瓲(原油換算三億噸) 昭和六年ノ現在ハ次ノ通リニシテ重油ハ主トシテ海軍ニ供給セラレテ居ル 重油 五四,000瓲　骸炭 五,000瓲 粗蠟 五四,000　硫安 一八,000	滿鐵調査課調査ニ依ル 『滿蒙要覽』及『日本經濟最近十年史』所載ノ論文ヨリ採ル
鉛	奉天省青城子鑛山ヲ主ナルモノトシ其他ハ總テ休業中ナリ　最大生産記錄 休業中ノ主ナル鑛山—店南溝(通遠堡驛西七五支里)　昭和元年 二,八三三瓲 —松樹卯(興城(寧遠)ノ北西七支里) 其他十箇所以上ノ鑛山アリ	滿蒙年鑑
	砂金ハ吉林省及黑龍江省ガ最モ多イ　北滿埋藏量 三,五〇〇,〇〇〇延	滿蒙年鑑

金	漠河、庫瑪爾河、餘慶溝、逢源、太平、梧桐、夾皮溝、興安等ガ主ナルモノデアル 奉天省ハ之ニ次クノ金産地ナルモ最早亂掘ノ爲老境ニアリ	滿蒙要覽 滿鐵地質調査所統計
菱苦土鑛（「マグネシウム」原料）	官馬山　大石橋驛ノ東約五粁 牛心山　大平山驛ノ北東約二粁 白虎山　大石橋驛ノ南約六粁 望水寺　大石橋驛東口北約八粁 滑石嶺　大石橋驛ノ南東約二〇粁 嘛[illegible]　大石橋驛ノ東南約二四粁 埋藏五億瓲以上	滿蒙要覽
耐火粘土（「アルミニウム」原料）	昭和四年生産高 奉天省｛五湖嘴　五九、八二七瓲 　　　｛煙臺　四、八一三 　　　｛寒坡嶺　— 關東州｛董家溝　— 計　六四、六三九 埋藏一〇億瓲以上	昭和六年度 滿蒙年鑑及支那鑛業時報ニ據ル
滑石	蓋平ヨリ海城ニ至ル滿鐵沿線ニ沿ヒ北東ヨリ南西ニ亘ル山地一帶ニ散在ス 主要ナル産地｛望水寺、大嶺｝大石橋ノ東方一二粁、分水驛ノ東方十二粁 ｛宋家堡子、賈家堡子、窨子峪、嘛峪、馬家堡子、揚家甸子｝海城ノ南方五里附近ノ地方	滿蒙要覽
石灰石	關東州内生産品（小野田「セメント」會社用） 火連塞（安奉沿線）、本溪湖（安奉沿線）｝鞍山及本溪湖製鐵所ノ原料 通遠堡（安東沿線）安東製紙工場用原料ニセラル	滿蒙要覽

（參謀本部、滿蒙産業統計圖表）

鑛山資源一覽圖
(最大生産地ノミヲ示ス)



第二章　重工業の現狀

以上の如きが滿蒙の鑛物資源の概觀であり、その經濟的價値である。では、この豐富な資源を如何に現在、工業化してゐるか？又將來如何にこれを工業化すべきかは滿蒙建設の最も重要なる問題であらう。吾々は進んで重工業の各部門に就て、その工業化の程度を語らう。

第一　炭坑業

近代資本主義の基礎は石炭にある。重工業を動かすものは正に石炭である。此の石炭が滿蒙の鑛産資源中最も豐富なることは上述の通りである。滿蒙の期待は此の石炭より始まり、又これに待つこと頗る大なるものがある。我國も亦石炭を埋藏すること三十億噸、その量必ずしも乏しきとしない。併し乍ら我國の石炭の中樞をなす筑豐炭田は既に老境に入つてゐる。更に北海道炭田亦將來の大發展を期し難い有樣である。それ故、嘗ての石炭輸出國も大正の末年を境として年々多額の輸入を見てゐるのである。

而して內地輸入炭の中、實にその六割は滿洲より供給せられる狀態である。しかもそれは年々增加してゐる。此の輸入增加の趨勢は本邦炭坑業が漸く生產費高のため行き詰れるに反し、滿洲資源が少壯と豐富とに基く低廉さによつて進出しつゝあることを最も端的に示せるものである。

思ふに炭坑業の特質として、炭量が枯渇し且つ炭質が低下すればする程、固定資本は膨脹し生產費は割高とな

らざるを得ない。されば大局の見地よりして生産費の割安なる少壯期の滿蒙――殊に撫順炭乃至新邱炭等に力を注ぎ、此の低廉な動力を利用して以て內地工業を振興させ、世界市場に活躍すべきであらう。しかるに、內地の炭業者は滿洲炭の進出を不自然なる人爲的政策で阻止し、又カルテルの障壁によつてその炭價の釣上げに腐心してゐるのは遺憾至極である。

次に重要なる大炭坑の現狀を敍べておかう。

（註）此の炭坑の說明は主として關東廳要覽（昭和六年版）による。

（イ）撫順炭坑

（一）位置――撫順炭坑は奉天の東約二十哩の地點にある。

（二）鑛區面積――約千八百二十萬坪。

（三）炭層及炭質――炭層の地質年代は第三紀に屬し、瀝青炭で、厚平均百三十尺（最厚四百二十尺）走向北九十度乃至百十度東北方へ十八度乃至三十八度傾斜してゐる。炭質は揮發分に富み、一般に不粘結性である。硫黃分少く、多量の窒素を含有するから、瓦斯發生用として最も適してゐる。

その分析を示すと、

水分	五・七一七	揮發分	四〇・六三五
骸炭	五三・六四八	灰分	三・八九〇
硫黃分	〇・五三〇	窒素	一・六〇〇

比重	一・二七六	發熱量	七・一〇〇カロリー

(四)事業狀況――滿鐵が繼承した當時は千金寨、楊柏堡、老虎灘及煙臺の四坑のみであつて、一日僅に三百噸內外の出炭であつたが、その後大山、東鄕の二大竪坑が開鑿され、明治四十四年には一躍一日平均出炭四千噸に達した。大正四年度から萬達屋及古城子露天掘の採炭を開始し、更に七年度から新屯坑、龍鳳坑及古城子新露天掘の開鑿を始め、漸次出炭量を增加して年額七百萬噸を突破するに到つた。

左に操業以來の出炭漸增を示すと、

明治四十年	二二三、三二五噸	大正十五年	六、一三九、八九二
同　四十五年	一、四七〇、一五〇	昭和三年	七、一九七、七四七
大正五年	二、〇三九、五七八	同　四年	七、四六八、九一九
同　十年	二、七二七、七〇〇		

(五)油頁岩工業――大露天掘計畫と共にその炭層上に埋藏されてゐる油頁岩五億噸（炭層上四百五十尺、全炭田の埋藏量五十五億噸）の處置は重大な問題であつて、これから經濟的に液體燃料を抽收することを得れば、露天掘計畫を有利に導くのみならず、液體燃料の生產は我國情として一日も忽にすべからざる問題なので、調查研究の結果事業的に成算を得、工場設備を完成した。

(六)輸出高――最近では次表の通り年額三百七十萬噸前後を輸出する。此中約百八十萬噸は內地向きであるが將來は尙ほ此の數量を激增させねばならないと思ふ。

撫順炭輸移出高（千噸）

	一九二九年	一九三〇年
總計	三、七八三	三、六三六
日本内地	一、八九八	一、七五〇
朝鮮	三九七	三七〇
北支那	一六五	一四五
南支那	一、一〇〇	一、一八九
南洋	二二三	一七七

（滿洲政治經濟事情（滿鐵、昭和五年）

（ロ）本溪湖炭礦

（一）位置——奉天省本溪湖縣本溪湖。

（二）鑛區面積——千百五十六萬坪。

（三）炭層——採掘可能炭層、八層厚合計四十尺五寸、最厚九尺、最薄三尺、傾斜上部十五度内外深部約三十度。

（四）炭質——半無煙炭で、粘結性、骸炭に最も適してゐる。

成分は

水分	〇・四四	揮發分	一五・八二
固定炭素	七七・六一	灰分	六・五七
硫黃分	一・四二	發熱量	七・七九一カロリ

（五）事業の状況——明治三十八年十一月大倉組が開鑛に着手し、同四十三年五月日清合辦本溪湖煤礦公司を組

織、四十四年十月本溪湖煤鐵公司と改稱し製鐵事業を兼營するに到つた。大正十年九月採炭を縮小し殆んど休業狀態となつたが、同十二年六月から之が復活を見た。現在では一日平均千三百噸內外の出炭量に達し熔鑛爐一基の復活と相俟つて再び昔日と大差なき殷盛を招來した。

出炭高　（單位噸）

大正五年	三二二、六二六	昭和三年	四九〇、〇〇〇
同十年	三四五、二一〇	同四年	五二一、〇〇〇
昭和元年	四一四、七三六	同五年	五八二、〇〇〇
同二年	三八九、〇〇〇		

大正十五年には黑田式骸炭窯が完成して、爾來年額約十五萬噸のコークスとタール、アンモニア等の化學製品を副產物として生產する。

石炭埋藏量及出炭高

省別	產地名		推定炭量（單位瓲）	稼行休業別	累年出炭高（單位噸）大正一四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
遼	撫順炭田	撫順炭鑛	九二六、七〇〇、〇〇〇	稼行中	五、七五一、八七三	六、四九二、四六六	六、九七五、三六一	六、九六九、八四五	七、二五四、五八二
		阿金溝			四一、〇九二	一五、六〇〇	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
		瓢兒屯		休業中	八、〇〇〇	三八、九〇〇	一一、二〇〇	—	—
		華勝			—		四〇、〇六〇	—	—
		蛇窩			—	八、九〇〇	二〇、〇〇〇	六、〇〇〇	—

寧省							
（南滿溝）			一、六七〇	七、二〇〇		—	
煙臺炭田　煙臺採炭所	四〇、〇〇〇、〇〇〇	稼行中	二一七、七〇〇	一三六、八〇〇	一四三、〇〇〇	一五四、九〇〇	一三五、八〇〇
煙臺炭田　尾明山	二、〇〇〇、〇〇〇	稼行中	四七、七三〇	三三、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、六七五	四九、三[illegible]
煙臺炭田　榮盛堡	八〇〇、〇〇〇	稼行中	二七、五四〇	一三、四〇〇	一五、〇〇〇	一九、二八[illegible]	二三、四九[illegible]
石門寨	六、四二三、〇〇〇	同	—	—	—	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
五湖嘴	一三、八九九、〇〇〇	同	五〇、〇〇〇	一一三、六四八	一六一、八五七	一八〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
炸子窰	七〇〇、〇〇〇	休業中	三三、三六一	三三、〇〇〇			
本溪湖	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	稼業中	四三三、八五七	四一五、〇〇〇	三九八、〇〇〇	四九〇、〇〇〇	五三一、〇〇〇
牛心臺	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同	五三、八〇〇	五四、六七三	五五、〇〇〇	六一、〇〇〇	六八、〇〇〇
賽馬集	六、〇〇〇、〇〇〇	土法稼行	五〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇
田師付溝	二〇、五〇〇、〇〇〇	同	五、〇〇〇	九、六〇〇	一八、六〇〇	一八、二〇〇	一三、〇〇〇
小市	二、〇〇〇、〇〇〇	一部土法稼行	—	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	—	—
西安（大疙瘩）	三二、〇〇〇、〇〇〇	稼行中	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	七九、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
掏鹿	三、〇〇〇、〇〇〇	土法稼行	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
杉松崗	一、〇〇〇、〇〇〇	同	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
三家子	四六三、〇〇〇	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
八道濠	三〇〇、〇〇〇	稼行中	六四、〇〇〇	四〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六五、九四六	六〇、〇〇〇
大窰溝	一、〇〇〇、〇〇〇	休業中	五、〇〇〇	—	—	—	
紅螺峴	三、五〇〇、〇〇〇	一部土法稼行	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
鐵廠	一、三三一、〇〇〇	休業中	—	—	—	—	—
其他	二、五〇〇、〇〇〇	同	—	—	—	—	—
小計	一、一七四、〇〇六、〇〇〇	／	六、六九八、一二三	七、四八〇、一八七	八、一二五、〇七[illegible]	八、二五〇、六五一	八、五六〇、六七三

吉林省	寛城子	一、二〇〇、〇〇〇	休業中	—	—	—	—	—
	沙河子	三〇〇、〇〇〇	稼行中	三一、六九七	三〇、〇〇〇	三、二九四	五、〇〇〇	五、〇〇〇
	火石嶺	二、〇〇〇、〇〇〇	同	八、〇〇〇	八五、〇〇〇	一〇九、二〇〇	一二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	馬家溝	一五〇、〇〇〇	土法稼行	—	—	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇
	南大溝	二〇〇、〇〇〇	稼行中	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二五〇	一、〇〇〇
	缸窰	三〇〇、〇〇〇	土法稼行	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一三、四〇〇	一七、〇〇〇	一五、〇〇〇
	棒槌溝	二〇〇、〇〇〇	同	六〇〇	六五〇	四、八〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
	奶子山	二、〇〇〇、〇〇〇	稼行中	—	五六〇	九、〇〇〇	一三、〇〇〇	六八、〇〇〇
	老頭兒溝	二、〇〇〇、〇〇〇	同	七、三〇〇	一二、〇〇〇	一七、九八六	二三、〇〇〇	一六、〇〇〇
	穆稜	五、〇〇〇、〇〇〇	同	九四、〇三四	一三四、九〇七	一六九、三〇〇	二八一、〇三七	三五〇、〇〇〇
	密山	二五、〇〇〇、〇〇〇	未稼行	—	—	—	—	—
	其他	五〇〇、〇〇〇	休業中	—	—	—	—	—
	小計	三八、八五〇、〇〇〇		一五七、六三一	二七九、一一七	三三七、九八〇	四六七、二八七	五六三、〇〇〇
黒龍江省	札賚諾爾	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一部稼行	一三三、五一二	一五二、〇九九	一六〇、〇〇〇	二五四、二八九	一八六、五〇〇
	鶴立崗	四〇、〇〇〇、〇〇〇	稼行中	一三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	七八、七〇〇	一〇〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
	其他	三、三八七、〇〇〇	休業中	—	—	—	—	—
	小計	二四三、三八七、〇〇〇		一三六、五一二	一八二、〇九九	二三八、七〇〇	三五四、二八九	三〇六、五〇〇
熱河	新邱炭田（新邱・孫家灣・烏龍溝・米家窩舗）	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	稼行中	一〇、九三三	一八、四四五	八、六四三	四、二一六	一〇、七七五
				二三、五〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二九、〇〇〇	二三、〇〇〇

河　省	暖池塘炭田（南票）	一三、〇〇〇、〇〇〇	同	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
	岳家溝炭田（北票）	二〇、〇〇〇、〇〇〇	同	一四五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	三六七、〇〇〇	四五二、〇〇〇
	其　他	一三、〇〇〇、〇〇〇	休業中	—	—	—	—	—
	小　計	一、二五〇、〇〇〇、〇〇〇		一八四、四三三	一九八、四四五	二七八、六四三	四〇五、二一六	四九〇、七七五
各省通計		二、七二一、二四三、〇〇〇		七、一七六、六九九	八、一三九、八四八	八、九六〇、四〇〇	九、四七七、四四三	九、九二四、九四一

（滿鐵・滿洲產業統計・六年度）

石炭に關係深い電氣事業の狀勢を見るに、こゝにも遺憾の點は多い。先づ現在の資本投下額は次の如くである。

第二　電力事業

單位千圓

	大正十三年末	昭和三年末
公稱資本	四、八八七	三一、四三七
拂込資本	三、三八四	二六、四三七

發電能力は大正十三年末の一〇二、四〇〇KWから昭和三年末には一一七、八〇〇KWに及んでゐて大した增加はなかつたが、現在は十九萬二千KWであるから、最近かなり擴大された譯だ。その中邦人の經營に屬するもの十七萬九千KWで殘部の一萬二千七百KWは支那人若くは日支合辦の經營である。從來は支那政府側の妨碍によつて日支双方の大局的統制が出來ず、極めて不經濟な小規模の分散的敵對的狀勢であつたのだ。これが順調な發展を遲らせたことは言ふ迄もない。

處が、今では此の不合理は除去され、全滿的に大きな聯繫網が完成しようとしてゐる。殊に撫順、大連、鞍山、長春、安東、營口、本溪湖を中心として附近の各都市に集中的に供給されるに到つてゐる。經營主體は主として滿鐵傍系の南滿洲電氣株式會社で、全部五十サイクルに統一せられてゐる。此外、滿鐵直營にかゝる自家發電が相當あるが、これは六十或は二十五サイクルであるから、將來はこれ等を通じて統一する必要がある。

電力事業一覽表

	事業者名	資本金(圓) 公稱	資本金(圓) 拂込	積立金(圓)	電氣供給(K・W・H) 發電所送電量	電氣供給(K・W・H) 購入電量
官設	旅順民政署					六、三〇九、四六二
官設	金州民政署					一、一六四、三八七
官設	普蘭店民政署					五二一、四二四
官設	貔子窩民政署					四二五、九一六
南滿洲電氣株式會社	大連本店	二五、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇	七五一、〇〇〇	八四、二三三、五七九	—
南滿洲電氣株式會社	鞍山支店				—	九八四、九九五
南滿洲電氣株式會社	海城出張所					三三、〇〇五、五三三
南滿洲電氣株式會社	奉天支店				—	三三、〇〇五、五三三
南滿洲電氣株式會社	長春支店				一〇、四一八、九四六	—
南滿洲電氣株式會社	安東支店				二六、九八〇、二七四	—
南滿洲電氣株式會社	連山關出張所				五〇、三六二	
	瓦房店電燈株式會社	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四三、六八三	—	三六〇、八一二

南滿洲電氣株式會社關係會社	同熊岳城出張所	—	—	—	六九、四二四	—
	大石橋電燈株式會社	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七八、〇三七		三五二、三五三
	遼陽電燈公司	三〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	八五、〇〇〇		八、八七七、九〇〇
	鐵嶺電氣局	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	八、六一五		一、三〇五、六三一
	開原電氣株式會社	五〇〇、〇〇〇	二三七、〇〇〇	一八六、四七八	一、〇三三、九七九	一六三、七三三
	四平街電燈株式會社	三五〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一三七、〇八五	一、〇九五、六七七	
	公主嶺電燈株式會社	二五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一一八、五〇九	六三、四六〇	五三〇、六四一
	同郭家店支店				三五、五九四	四四、二九三
	范家屯電氣株式會社	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、三三〇		八五、九八〇
	遼源華興電氣局	二〇〇、〇〇〇	一三三、六〇〇		五六七、五三六	
滿鐵	撫順炭礦發電所				一六六、二九一、四七五	
	鞍山製鐵所發電所				六三、九三七、四四〇	
その他	營口水道電氣株式會社（日支合辦）	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、一七九、八八〇	五、二四六、二九〇	
	本溪湖煤礦有限公司（日支合辦）				二五、六三四、一八一	
	奉天電車株式會社（日支合辦）	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇			二四一、三八九
	北滿電氣株式會社（日支合辦）	一、二〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇		六、七〇〇、〇〇〇	
合計		三一、七五〇、〇〇〇	二六、四六八、一〇〇	二、五八一、六三三	三九二、六六八、三三四	四三、三六四、六八六

以上總て火力發電であるのは石炭が豐富なるため當然である。だが、水力發電の資源も亦決して小量ではない。こゝに注意しなければならない。此點世人の誤解があるから特記する。

滿洲の河川は大陸的のものとして、日本の如く山間の激流は殆んどなく、長大な緩流なるを常とするものであ

るから、地理的落差を自然的に利用することは出來ないが、河川の一部に堰堤を築造して人爲的落差を利用する時は、所謂堰堤式による電力資源を得ることが至難でない。殊に北方の鏡泊湖を始めとし、松花江、牡丹江、嫩江、烏蘇里江、豆滿江、鴨綠江、遼河、大凌河、灤河の九水系に於て水力發電可能地點三十六箇河を有し、その能力百五十萬KWに及ぶのである。しかも堰堤式により大貯水池を造る時は、夏期の渇水期冬期の結氷期等の季節的流水量の大變化に累はされず、安價なる電力にて滿蒙の地を開發するに役立つであらう。就中、鏡泊湖の水力發電可能力は三萬七千乃至六萬四千KWで、之を哈爾賓に供給し、又鴨綠江の水源利用能力は五十三萬KWで安東を經て大連に送電する時は從來の火力電力を豫備としても尚ほ多量の剩餘電力を生じる。これが實現すれば、從來全く企畫せられなかつた電氣化學工業、例へば空中窒素固定工業やアルミニユーム、マグネシユームの製造、電解曹達工業或は電氣冶金工業の如き新化學工業が勃興出來るから、所藏せられてゐた滿洲の天産物も活用せられて滿洲產業界は爲に面目を一新するであらう。遺憾なことに從來電力費は極めて割高であつた。これは工業の發展を遲らせるから、今後は鋭意低下に努力されねばならぬ。

供給電氣量

	電燈		電力		電鐵		合計
	實燈數	K・W・H數	容量H・P	K・W・H數	車輛數	K・W・H數	K・W・H數
一九二四年	五七四、七五二	二四、三九九、二四一	二、三〇三	九九、二一七、八二〇	三七八	二二、二七五、八九二	一四五、八九二、九五三
一九二五年	六一六、九九八	三六、四〇二、五三一	二、六〇九	一一〇、六三七、八五五	四九四	一三、二六三、六四四	一六〇、三〇三、〇三〇
一九二六年	六四四、二〇四	三四、四九三、一〇九	三、三三九	一五三、九六六、三三七	四九六	一三、八四六、四一六	二〇一、三〇五、八五二

一九二七年	六八六、五七四	四一、七三三、三八三	三、八〇五	一八四、二五七、三七六	五一三	一七、二五〇、九五八	二四三、二三〇、七一七
一九二八年	七五一、二六五	四六、六四六、二〇七	五、八五六	二二三、三〇一、三三五	五一五	一六、五三五、〇三〇	二七五、四八二、五七三
一九二九年	八六八、六三九	五一、六五九、六三六	七、五六四	二七〇、六四七、二四〇	五二一	一八、八九八、四〇五	三三七、四一六、六六七
一九三〇年	七七八、八二一	四七、六五四、〇九三		三〇九、九二七、一五四	五二六	一八、六八〇、八〇〇	三七六、二六二、一四七

（滿洲產業統計）

第三　頁岩製油工業

日本の石油の乏しきことは軍事上にも甚だ寒心すべきことであつて、試みに最近數年間に於ける生產と消費とを見るに次の如くである。

石油需給統計（單位函、一函は十ガロン約二斗）

種別	大正十四年	昭和元年	昭和二年
國產	六、〇四三、八四五	六、二二三、六六七	六、五一八、三三一
外國精製	五、七二〇、五五一	六、五六四、二三三	六、九二六、二四六
輸入	九、六七〇、二六九	一一、二〇六、五〇四	一五、三〇〇、四四三
輸出	一二〇、八七一	一二八、七七一	一六四、五三五
移出入	七八〇、二〇八	一、一三八、七七八	九〇四、一七四

（臺灣、朝鮮及海軍輸入を除外す）

これが缺陷を補ふに役立つのは撫順の油母頁岩である。その埋藏量は實に五十四億噸と稱せられ、東西十哩、南北一哩の撫順炭層上に四百五十尺の厚さを以て橫はつてゐる。之を原料とする採油事業は滿鐵が二十箇年の歲月と五十萬圓の研究費を投じ近年漸く完成したもので、その規模の大なること世界に比類なく、昭和三年以降一

千萬圓の資本を投じた大工場は昭和五年に入り漸く完成し七月より作業を開始してゐる。現に一日四千噸、一ヶ年百三十六萬噸の含油頁岩を乾餾し、原油六萬九千噸硫酸アンモニア一萬八千二百噸を採取する。この原油は蒸餾して重油四萬八千噸、粗蠟二萬五千噸、ピッチコーク一萬五千噸を產出する。誠に滿蒙資源開發上並に我國燃料政策上刮目すべき一時期を劃したものといふことが出來やう。

しかもその原料の無盡藏たることは將來幾倍かの工場を擴大しても之に應じ得られるが、尙ほ研究を進めて重油を輕油化し得つゝあるから、その大成はかの石炭液化の前提ともなり、我國液體燃料問題の難點を解決するのに貢獻することが大きいのである。かくて、石炭と石油とは滿洲を待つて始めて確保されんとしつゝあることを忘れてはならぬ。

第四　製鐵、製鋼業

製鐵鋼業も亦燃料食糧問題と共に日本の產業上及び軍事上一日も閑却し難きものである。而して本邦近年の工業界の著しい發展は益々鐵の需要を增大するのであるが、內地の鐵鑛埋藏量は甚だ貧弱であるし、且つ採掘費も割高なため年々の產出額の如きは僅に全需要額の十分の一に過ぎない有樣である。

昭和五年度鐵鑛石需給額

輸移入額	二、二六一、三八六瓲
內地產額	二四五、九九一
合計	二、五〇七、三七七
輸移入鐵鑛石金額	二〇、四三〇、一八七円

昭和五年度內地鐵鋼需給額

	內地產額	輸移入額	輸移出額	差引需要額	輸入金額
銑鐵	一、一八七、四九一噸	五一八、〇二一噸	五、四一六噸	一、七〇〇、〇九〇噸	二一、八五八、三六七圓
鋼材	一、九一九、二九〇	四三七、一〇三	二三五、七七七	二、一三〇、六三〇	五七、六三七、二三七
鋼塊	不詳	六九、七五五	不詳		四、五三四、二三三
屑鐵	〃	四八八、九二三	〃		一七、三二〇、四七八
鐵製品					七二、〇九五、九六〇
合計					一七三、四三六、三三五

即ち昭和五年度に於て日本は外國から二千萬圓の鐵鑛石を輸入し、銑鐵及鋼材其他鐵製品としては更に一億七千三百萬圓の輸入をなしてゐる。更に、昭和四年度に於ては、實に二千百萬圓の鐵鑛石と二億七千九百萬圓の鐵鋼等の輸入をなしてゐる現狀である。

然るに滿洲の鐵鑛石埋藏量は上述の如く極めて豐富であり、我國內地朝鮮を含めての總量の十倍に該當する。

鐵鑛石埋藏量　(單位百萬噸)

日本內地	五五
朝鮮	二七
滿洲	七七二

滿洲はかゝる豐富なる埋藏量を有するためにその採掘費も極めて低廉であり、更に製鐵に必要なる石炭と石灰

石が又共に豐富であるし、その產地は互に近接してゐるのであるから異常なる製鐵業上の强味がある。凡そ、一噸の銑鐵を得るには三噸の鐵鑛石、三噸の石炭及一噸の石灰を必要とするのだから、滿洲の條件は非常に良好な筈である。

しかも實際の生產狀態はどうかといふと、かゝる天然の利便を占め乍らも、まだ僅に鞍山製鐵所及本溪湖煤鐵公司の二つの製鐵所あるのみで、彼等も充分その能力を發揮してゐるとはいひ難い。前者は年額二十萬噸の出銑能力を有し、後者は年額十二萬噸の出銑能力をもつてゐるが、いづれも操短勝ちだ。嘗て滿鐵に於ても鞍山の出銑百萬瓲計畫を樹立したことがあるが、それは未だ完成せず、たゞ現に問題となつてゐる昭和製鋼所の製鋼五十萬瓲——一貫作業計畫が順調に進捗すれば遠からず大規模な發展が完成される。その曉は日本の鐵は完全に自給し得られるに到るであらう。一體製鐵鋼事業の特殊性として多大なる副產物事業が之に伴はねばならぬことであるが、この副事業としての瓦斯は或は熱用に供し或は發電用に供される。かうして直接間接他の產業を扶けることが出來る。其他鑛滓煉瓦、鑛滓バラスト、鑛滓セメントを始め、硫酸アンモニア、コールタール、クレオソート、ベンゾール、ナフタリン、石炭酸等の一般化學工業の根幹も大鐵鋼業の建設に隨伴して近く滿洲の地に形成されるのであるから、この一連の重要工業の出現は大きな期待をつなぐに足るものであらう。

次に重要鐵山及製鐵所の經營狀況を示さう。

(イ)廟 兒 溝 鐵 山

(一)位置——滿鐵安奉線南坟驛の北五哩。

(二)鑛質——八幡製鐵所分析表。

種別	鐵	滿俺	硅酸	硫黄	燐	銅	水分
富鑛	七〇・六九	〇・二四	二・五二	〇・一五五	〇・〇二〇	〇・〇〇八	一・三四
貧鑛	三七・七八	〇・一三	四五・八五	〇・一一六	〇・一一六	〇・〇〇三	〇・四〇

(三)鑛床——鑛床は花崗岩質片麻岩又は雲母片岩綠泥片岩中に層狀を成し、延長約二萬四千尺、傾斜四十五度、傾斜面長四千五百尺、厚平均三百尺である。

鑛床は廣大な區域に亘つて埋藏するも、その大部分は三〇——四〇%の鐵分を有する貧鑛で、所々に富鑛六〇——七〇%に達する扁豆狀又は板狀のものがある。

(四)事業狀況——本山並に附屬十二鑛山の鐵鑛を原料として製鐵所を本溪湖に建築し、本溪湖炭坑と共に本溪湖煤鐵有限公司が經營してゐる。主として富鑛を採掘したが大部分は貧鑛であるからグレンダール式貧鑛處理法を應用して貧鑛をも採掘した。鐵價暴落後中止し富鑛のみを稼行し、大正十年九月製鐵所一時事業中止により休山したが、同十二年六月製鐵所と同時に復活を見た。

鐵鑛產額 (單位噸)

大正七年	八九、一七六	昭和二年	七〇、〇〇〇
同十年	五五、八七六	同三年	一〇六、〇〇八
昭和元年	七〇、〇〇〇	同四年	一四八、五〇〇

(ロ)本溪湖製鐵所

製鐵原料豐富にして且つ地の利を得た本溪湖をトし、大正三年本溪湖煤鐵公司に於て製鐵事業を起し、同六年百七十瓲熔鑛爐二基を完成して火入を行ひ、爾來幾多の變遷を經て遂に優良なる銑鐵を産出するに到つた。就中低燐銑の産出によつて有名である。

銑鐵産額　（單位噸）

大正七年	四四、九六五	昭和三年	六三、〇三〇
同十年	三一、〇一七	同四年	八三、三〇〇
同十五年	五〇、三七二	同五年	八五、〇〇〇
昭和二年	五〇、五〇〇		

（八）鞍山鐵山

（一）位置——滿鐵鞍山驛附近、鞍山製鐵所を中心とし北東より西南に向つて畫いた約九哩の半圓形内に點在してゐる。

（二）鑛區——櫻桃園、大孤山、西鞍山、東鞍山、王家堡子、關門山、小嶺子、鐵石山。

（三）鑛床——附近の岩石は硅岩、白雲母片岩、千枚岩質板岩等で、鑛床は硅岩の下部に鐵分の浸染した部分に屬し、主として赤鐵鑛から成るが、稀に褐鐵鑛を有し、又大孤山、王家堡子では磁鐵鑛を産出する。赤鐵鑛は縞狀組織を呈す。鑛石は含鐵品位三七%内外の貧鑛が大部分で少量の富鑛（含鐵五五%以上）も介在する。今日迄に調査された鑛量は貧鑛に屬するもの數億瓲を算す。

（四）事業狀況——目下稼行中の區域は櫻桃園及王家堡子の富鑛部並に大孤山の貧鑛區域で、大孤山では大發破

を使用し、一大露天掘を實現して壯觀を呈してゐる。

鐵鑛産額

（單位噸）

大正七年	八八、三六四
同十年	一七四、六四六
同十五年	三七二、二九八
昭和二年	五五八、七九五
同三年	六〇四、二六七
同四年	六三〇、二三四

（二）鞍山製鐵所

豐富な鞍山鐵鑛石を原料とし、鞍山の地を選み、滿鐵經營下に一大製鐵事業を起すこととなり、大正六年五月第一期計畫たる銑鐵二十萬噸生産設備の建設に着手し、同八年四月三百廸熔鑛爐一基の操業を開始し、更に翌年八月三百廸熔鑛爐一基を追加し火入を行つた。然るに時恰も歐洲大戰終局し鐵價の暴落停止する所を知らず、爾來莫大なる缺損を續けた。加之從來採掘し來つた富鑛は餘す所幾何もなく、今後は不利な貧鑛を處理せねばならぬ立場となり、鞍山製鐵所は一時滿鐵の癌と云はれ之が救治策に關して滿鐵當局は多年苦心したが、遂に製鐵所員の獻身的努力によつて還元焙燒法による貧鑛處理方法が發明され、大正十五年九月年産四十萬噸の能力を有する大撰鑛場を竣成し、熔鑛爐も二十萬噸全能力を發揮して大孤山に於ける大露天掘採掘と共に鞍山復活の緒に就いた。而して豫て增産計畫中であつた五百廸熔鑛爐は昭和五年一月完成を告げ、同年三月火入を行ひ、愈々年産額二十八萬噸出銑の實現に向ひ、加ふるに副産物工業の設備を完成し、ベンゾール、ナフタリン等の産出があり、撫順炭鑛と並んで滿洲に於ける一大工業地を形成するに到つた。

銑鐵産額

（單位噸）

大正八年	三一、六二〇	昭和三年	二二四、四六〇
同十年	五七、一八四	同四年	二一〇、四四三
同十五年	一六五、〇五三	同五年	二八八、四三三
昭和二年	二〇三、四四四		

目下更に三百噸爐を三百五十噸爐に改修中であるが、之が完成の曉は年產四十萬噸に達する筈である。現在の重要設備概要は次の如くである。

熔鑛爐、　三〇〇瓲爐二基、五〇〇瓲爐一基、
熱風爐、　一二基、
鑄銑設備、　一式每時最大一七五瓲、
還元焙燒爐、　一〇基（鞍山式）、能力一基一日三〇〇瓲、
燒結工場、　燒結機六基、製品年產四八萬瓲、
骸炭製造設備、　骸炭爐、蓄熱利用式二一〇、深水式五、一日生產九三〇瓲、
副產物製造設備、　硫安工場（年產六、〇〇〇瓲）タール蒸溜工場（同、一四、〇〇〇瓲）ベンゾール工場（同三、五〇〇瓲）ナフタリン工場（六〇〇瓲）硫酸工場（七、六〇〇瓲）耐火煉瓦工場（七、〇〇〇瓲）

内地向きの鐵輸出高は年額十九萬五千噸乃至十五萬五千噸の間である。

鐵鑛埋藏量及採掘高

銑鐵生産高

省別	産地名	埋藏量 推定鑛量(單位瓲)	埋藏量 平均鐵分	稼行休業別		累年採掘高(單位噸) 昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
遼寧	西鞍山	貧鑛 三〇六、七〇〇、〇〇〇	三〇—四〇%	稼行中	富鑛	二、二四一	三三、五一三	六、三六三		
					貧鑛	—	—	—		
同	東鞍山				富鑛	四、八六五	—	—		
					貧鑛	—	—	—		
同	大孤山				富鑛	三、一五八	一九一			
					貧鑛	九二四、四七三	七三四、〇〇〇	五二八、〇〇〇	七三九、九五四	五〇八、二五四
同	櫻桃園				富鑛	二一、七三五	二三、七八四	六、五九一	—	
					貧鑛			—	—	
同	王家堡子	富鑛 一、三〇〇、〇〇〇	四〇—六〇%		富鑛	七一、七四三	九八、五二四	六三、三三三	九七、〇七一	二四四、一六七
					貧鑛	—	—	—	—	
同	廟兒溝	富鑛 三、〇〇〇、〇〇〇	六〇—六五%	稼行中	富鑛	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	一四八、六四六	一四一、〇〇〇
		貧鑛 二五〇、〇〇〇、〇〇〇	三五%以上							
同	弓張嶺	富鑛 一、一二〇、〇〇〇	六五%以上	探鑛中		—	—	—	—	
同	八盤嶺	貧鑛 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三五%以上	同		—	—	—	—	—
同	歪頭山	三二、〇〇〇、〇〇〇	三〇%以上	未稼行		—	—	—	—	—
同	大栗子溝	一、三五〇、〇〇〇	五〇%	休業中		—	—	—	—	—
同	七道溝	一、二四〇、〇〇〇	五五%	同		—	—	—	—	—
同	于西溝	一二〇、〇〇〇	三〇—五〇%	同		—	—	—	—	—
吉林	鑛洞子	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇%以上	同		—	—	—	—	—
合計		六九七、八三〇、〇〇〇				一、一一七、二二五	九五九、〇二一	七一〇、二八六	九八五、六七一	八八九、四三二

産地名	累年出銑高　昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
					（單位噸）
鞍山製鐵所	一六五、〇五四	二〇三、四四	二二〇、六三七	二一七、八五八	二八八、四三三
本溪湖煤鐵有限公司	五一、〇〇〇	五〇、五〇〇	六三、〇三〇	七六、三〇〇	八五、〇六〇
賽馬集永隆長鐵廠	—	—	—	—	—
田師付溝		—	—	—	—
杉松崗	—	—	—	—	—
鐵廠	—	—	—	—	—
大連	—	—	—	—	—
合計	二一六、〇五四	二五三、九四五	二八三、六六七	二九四、一五八	三七三、四九三

（滿洲産業統計）

第五　機械工業

所在地	工場名	資本金	製造品	價格
旅順	滿洲船渠旅順工場	二、〇〇〇、〇〇〇	船舶修理及造船	四〇〇、〇〇〇円
大連	順興鐵工所	四〇〇、〇〇〇	機械	二九、三八〇
同	大連鑄造所	一〇〇、〇〇〇	機械製作	九八、五〇〇
同	中村鐵工所	一五〇、〇〇〇		二三九、一四〇
同	大連機械製作所	一、〇〇〇、〇〇〇	機械製作	三、一二三、一五三
同	大連鐵工所	二〇〇、〇〇〇	船舶其の他	一二四、五〇〇
同	戸田商會鐵工所	二〇〇、〇〇〇	煖房用品外	二五、七三三

同	滿洲船渠會社大連工場	二、〇〇〇、〇〇〇	船舶諸機械	一八八、二九一
同	滿洲自動車會社修繕工場	一、〇〇〇、〇〇〇	自動車修繕	—
奉天	大連機械製作所支店	四〇〇、〇〇〇	鐵管鑄鐵	三三二、九三七
安東	滿鮮鐵工所	一〇〇、〇〇〇	鐵工	一七、五三九
大連	西森造船	一九三、〇〇〇	造船修理	一六一、五〇〇
同	鳥羽鐵工場	一三三、〇〇〇	機械	一三三、五〇〇

（滿蒙年鑑一九三一年）

滿洲に於ける機械工業は勿論未だ甚だ幼稚なものである。その主なるものは滿鐵大連工場、遼陽工場及大連船渠會社、大連機械製作所等である。大連工場は一九〇六年完成したもので地積約六十萬坪、工場敷地に於ける建物は七十三棟、坪數一萬九千坪最新式設備をし、機關車二十七輛、客車三十六輛、貨車百三十輛を同時に收容し傍ら諸機械及諸用品の製作修理能力を有す。其の他主なる機械工場を示せば右表の如くである。

第三章　化學工業の現狀

第一　油房工業

滿洲の天産物は年産額約二十億圓で、その中十六億圓は農産物であり、その中大豆だけでも四億五千萬圓（昭和二年度）を占め滿洲天産物年總額の四分の一に當つてゐる。滿洲の經濟界は大豆によつて左右せられることが

少くないといつてよい位である。

かゝる地位が何故大豆によつて占められたかは、次にかゝぐるその用途の廣大なことから推察されるであらう。

(イ)大豆用途――

醬油、味噌、豆腐、直接食料、動物飼料

(ロ)大豆粕用途――

肥料、飼料、醬油、味の素、大豆粉(麥粉代用)、塗料、電氣絕緣材

(ハ)大豆油用途――

食用、塗料、燈用、機械減磨用、石鹼、硬化油、ゴム代用、防水劑、石油代用品、グリセリン、脂肪酸

處で、日本では大豆の生產は約七百萬石に上つてゐるにも拘らず、大豆及大豆粕と合して一億二千四百萬圓(昭和四年度)の巨額を輸入してゐるから、內地との直接の關係も重要なものである。將來も益々輸入を增加し、その加工的利用に力をつくすに到るべきであらう。

大豆は滿洲自體でも加工化されてゐる。その油房工業は實に滿洲全工業の大宗であつて、昭和四年度に於ける工場數五百二戶、生產高は豆粕五千萬枚、豆油二百五十萬擔。前者は主として我國に輸出し、後者は歐米に輸出される。實にこの消長こそは滿洲產業界に重大なる影響を及ぼすのである。この工業は近來世界大戰後の經濟變動によつて一時は多大の打擊を受け、又內部的には支那官商の大豆不當買占があり、更に最近には歐洲諸國の油房工業の擡頭及化學肥料の發達等によつて各方面から異常な難關に直面させられたものである。

てきた。

今回の事變によつて、官商一派の不當買占は除去することは出來たが、他方對外販路の開拓は益々急務となつてきた。

それには油房技術の改善が熱心に研究されつゝあること勿論だが、同時に又、新用途の開拓が必死に努力されてゐる。大豆類の飼料工業化はその注目すべき新打開路の一つである。最近の油房工業の規模を表示すれば次の通りである。

油房工業

（滿洲產業統計・六年版）

地方別	工場數 總工場數	工場數 休業工場	資本金 金圓	資本金 鈔票	資本金 奉票	資本金 現大洋	資本金 小洋	資本金 鎮平銀	資本金 哈大洋	資本金 官帖	壓搾機 水壓式	壓搾機 螺旋式	壓搾機 楔式
大連	四八	一〇	七、一七四、〇〇〇円	八、二〇四、〇〇〇円	—元	—元	一五〇、〇〇〇元	—兩	—元	—吊	二、〇〇八台	一、三六七台	—台
營口	二〇	四	—	—	—	二〇〇、〇〇〇	—	一、五九七、〇〇〇	—	—	三七五	一七〇	—
安東	二六	六	三〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	四四七、二〇〇	—	—	一六八	一、一六七	四一
哈爾濱	三九	—	—	—	—	—	—	—	一、七二一、〇〇〇	—	一、一〇九	六八四	—
北滿沿線	三二	—	七五〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	二、六一五、〇〇〇	—	四二四	五二九	—
南滿沿線	二七八	四〇	一、二五七、〇〇〇	三八二、〇〇〇	一、二四三、〇〇〇	二、一一九、四三三	三八四、七〇〇	—	三九、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	三四四	三、二七八	七三
計	四四三	六〇	九、四八一、〇〇〇円	八、五八六、〇〇〇円	一、二四三、〇〇〇元	二、三一九、四三三元	五三四、七〇〇元	二、〇四四、二〇〇兩	四、三六五、〇〇〇元	一、六〇〇、〇〇〇吊	四、四二八台	七、一九五台	一一四台

一晝夜製造能力	豆油	八四七、五七五斤	一三三、八七五	三三四、〇〇〇	四七五、〇二〇	三三〇、〇三五	四二七、九七五	二、三二八、四七〇斤
	豆粕	一六九、五一五枚	二四、七七五	四四、八〇〇	九五、〇〇四	四四、〇〇五	八八、一八七	四六六、二八六枚
豆粕生産高	昭和三年	三、五七五、二三〇枚	五、四五一、三三八	四、一一四、〇八〇	一〇、九一六、四〇〇	三、四七〇、八〇〇	七、〇七三、七〇五	五三、六〇一、五四三枚
	昭和四年	一七、七六三、五五〇枚	二、〇〇〇、七〇〇	五、〇六四、三三〇	一三、一二九、三七七	四、九三三、四八〇	七、一二八、六一五	五〇、〇二〇、〇四三枚
	昭和五年	一七、二五四、八〇〇枚	三、四六九、八〇〇	四、〇八五、八九四	一三、五四六、七一〇	五、三二六、三三〇	六、六六九、一七四	五〇、三四二、六九八枚

註　一、休業工場ハ休業一ヶ年以上ノモノヲ示シ、三ヶ年以上休業再起ノ見込ナキモノ並ニ廢業破產ノモノハ一部設備現存セルモ之ヲ省略シ、眞ニ滿洲油房ノ大勢ヲ決スベキ現勢ヲ示セルモノデアル。

二、大連ニ於ケル油房數及生產高ハ大連油房聯合會調ニヨリ、哈爾濱ニ於ケル生產高ハ一部混合保管檢查數量ニヨル。

（大連油房聯合會調）

此中、日本人經營のものは大連所在の次の數工場に止まつてゐる。

邦人豆粕製造高累年表

年度	日清	三泰	三菱油房	大信	以上計	大連油房生產高	全滿洲生產高
一九二六	一、〇三一、〇八〇枚	三、三二五、四〇〇枚	—枚	六八、〇〇〇枚	五、〇一四、四八〇枚	三六、二一九、四八〇枚	六五、一八〇、三九二枚
一九二七	八二〇、二三〇	四、一五九、〇〇〇	六〇四、〇〇〇	三八一、〇〇〇	五、九六四、二三〇	二九、六六四、二三〇	六五、二五八、四九六
一九二八	六〇二、三五〇	三、三七九、八八〇	五五六、〇〇〇	一四〇、五〇〇	四、六七八、七三〇	三三、五七五、二三〇	五三、六〇一、五四三
一九二九	—	二、三六四、〇〇〇	五八〇、〇〇〇	八四、〇〇〇	三、〇二八、〇〇〇	一七、七六三、五五〇	五〇、〇二〇、〇四三
一九三〇	一八三、〇〇〇	一、九六八、〇〇〇	一、〇八六、〇〇〇	—	三、二三七、〇〇〇	一七、二五四、八〇〇	五〇、三四二、六九八
一九三一	六一四、〇〇〇	三、六二六、〇〇〇	一、〇九四、〇〇〇	—	五、三三四、〇〇〇	二六、三七一、二〇〇	

註　一、三菱第一、第二工場生產高はその合計のみを揭げた。

二、一九二六年度の計には大連油脂の六九〇、〇〇〇枚を含む。

第二　飼料工業

一體、我國に於ては年々二億圓程度の巨額な輸入をみてゐる畜産品の自給自足と疲弊せる農村の救濟上からいつても、畜産業の奬勵、增殖は目下の農村救濟上の急務である。だからこの政策の實行に對する不足飼料の供給地として滿洲の大豆類は重要性をもたなくてはならないのだ。

今滿洲に於ける飼料原料の産額としては次の如きものがあげられるだらう。

昭和五年度收穫高

大豆	四〇、六八七、二六〇石
高粱	三七、三二九、三八〇
粟	二八、〇七九、四三〇
玉蜀黍	一二、〇八二、八八〇
小麥	一〇、二六九、九二〇

就中、豆粕は近來化學肥料が漸く盛んとならんとして來て、その肥料としての優越時代は既に消え去り行かんとしてゐる有樣だから、その飼料化は注目されねばならぬ。從來は豆粕はじめ滿洲の特産物は個々別々に輸出せられ、各需要地に於て適宜配合せられてゐたのであつたが、近來は各家畜に對する適當なる配合飼料の研究を遂げ、大量生産によつて、これを安價に供給する方途を講ずる機運が著しく促進されつゝあるのである。

第三　油脂工業

豆粕の飼料化と共に豆油を原料とする油脂工業の發展も當面の注目すべき新打開策である。

從來滿洲に於ける油脂加工業は硬化油、石鹼、蠟燭、塗料等があるが、未だ充分振ふに到つてゐない。大連油脂工業會社が硬化油方面に全力を注ぎつゝあるのと、優良ペイントを製する滿洲ペイント會社が漸く存在を保つてゐるに過ぎない。その他大連には滿洲石鹼會社があるが、全く經營困難である。今後豆油新用途の開拓としてこの方面へは大いに活躍すべきであらう。

第四　アルミニユーム、マグネシユーム工業

近來の輕金屬工業の發達は益々アルミニユーム及マグネシユーム等の需要を增大する。しかもこれらは軍事的にも重要である。處が、不幸にも我國には全然これを產出しなかつた。そこで輸入は年々增加しつゝあつた。殊にアルミニユームの需要は著しく增加した。その輸入量は次の如くである。

アルミニユーム輸入額

年次	數量(噸)	價額(圓)
昭和二年	五、九七九	六、一五三、三三一
昭和三年	九、三三六	九、三六〇、〇七四
昭和四年	一二、三〇一	一一、四〇二、〇八一

然るに滿洲に於ては大石橋附近のマグネサイトと撫順、煙臺、本溪湖、田師附溝及復州等にアルミニユーム原料たる優良なる粘土を無盡藏に產出する。又その工業化に緊要な電力は火力、水力共に豐富なること前述の通りであるから、近き將來に於てこれらの工業化は旺盛な進展を見るに到るだらう。

第五　曹達工業

曹達工業は無機化學大工業の一つとして一般化學工業上の必要資料を供給するものである。それ故、その自給自足如何は一國産業の自主化の上には重大なる關係を有する。本邦は從來之を輸入に俟つこと多大であつた。

曹達灰本邦輸入額

年次	數量	價格
昭和二年	一、六七三、八九六百斤	六、五四二千圓
同　三年	一、三二〇、八二〇	五、一六三
同　四年	一、三一八、五九四	五、三一〇
同　五年	一、〇八六、七五九	三、九七一

苛性曹達本邦輸入額

昭和二年	六八二、四二九百斤	五、六九九千圓
同　三年	九七六、五四七	八、二〇一
同　四年	七〇六、四五九	六、〇〇四
同　五年	六二六、五二五	五、〇〇九

かくの如き狀勢なるを以て我國は目下鋭意曹達灰自給助成の政策を講じてゐる次第である。そして原料鹽の買入れに對しては相當の補助金を交付してゐる。然るに關東州內に於ては鹽田（昭和六年三月現在）七千町歩、産鹽四億一千萬斤であつて、將來の增産も容易であるし、その生産費も內地に較べれば遙に低廉至極なのである。それに石灰石、硫安及所要燃料等曹達灰工業に必要な條件は總て好都合に完備してゐるのであるから、將來の曹達供給地としては是非共此地方を發展せしめておく必要があるのである。此意味から言つても、この製鹽業の基

礎を確立せしめることは急務であらう。

關東州鹽田面積、製鹽高

年次	鹽田面積（單位町） 日本人	鹽田面積 支那人	鹽田面積 合計	鹽田面積 指數	鹽生産高（單位斤） 日本人	鹽生産高 支那人	鹽生産高 合計	鹽生産高 指數
一九〇六年	—	一、二六六、六二五	一、二六六、六二五	一〇〇	—	四六、一三九、五一四	四六、一三九、五一四	一〇〇
一九一〇年	一、七二一、九一七	一、四七六、六〇七	三、一八八、五二四	二五三	八四、七三四、三〇四	六九、九五一、四二〇	一五四、六八五、七二四	三三五
一九一五年	二、六五四、三四〇	一、四九一、八九八	四、一四六、二三八	三二七	八三、〇二三、二九〇	四〇、四二一、九四〇	一二三、四四五、二三〇	二六七
一九二〇年	二、八三六、七九六	一、五三六、二〇三	四、三七二、九九九	三四五	一七一、六一四、四〇〇	一三七、〇一五、四六〇	三〇八、六二九、八六〇	六六九
一九二五年	四、六三四、六八八	一、五九五、二四五	六、二二九、九三三	四九二	二五六、五一四、七〇〇	一五九、九二二、六三〇	四一六、四三七、三三〇	九〇三
一九二六年	四、六五五、九三三	一、五九六、三一二	六、二五二、二四五	四九四	三一七、〇四〇、八六〇	一八一、五二〇、八六〇	四九八、五六一、七二〇	一、〇八一
一九二七年	五、三六八、二〇七	一、六〇九、〇五七	六、九七七、二六四	五五一	二六四、三一五、三〇〇	一二七、七七三、六〇〇	三九二、〇八八、九〇〇	八五〇
一九二八年	五、三六六、九七二	一、六〇三、二七九	六、九七〇、二五〇	五五〇	二七五、〇六五、七九三	一三九、四一七、八〇〇	四一四、四八三、五九三	八九八
一九二九年	五、三九六、四八一	一、六〇九、〇五七	七、〇〇五、五三八	五五三	二七六、一二六、七八〇	一三八、七七二、九二〇	四一四、八九九、七〇〇	八九九
一九三〇年	五、七〇八、三四九	一、二九七、一八九	七、〇〇五、五三八	五五三	二七一、五二一、四八二	一四四、二五六、〇八〇	四一五、七七七、五六二	九〇一

（關東州鹽業統計）

第六　窯業

滿洲に於ける建築物が凡て無機的材料なる關係と原料の豐富なる點から窯業は現在重要工業の一つである。

（イ）セメント　セメントはその原料たる石灰石と粘土が關東州内に豐富であるから、大連市外周水子には小野田セメントが大進出をなしてゐる。現在年百五十萬樽の製造能力を有してゐて、目下南洋等にも盛んに輸出してゐる。

(ロ)硝子の原料たる硅石も亦豐富なため板硝子、カットグラス等の優良品を製造してゐる。

(ハ)煉瓦及耐火煉瓦も相當に製産してゐる。一般に斯業は今後いづれも大發展の餘地がある有望事業である。

(イ)小野田セメント周水子工場

生産設備――回轉窯四臺……年産能力百五十萬樽

實生産――昭和元年六十三萬樽、五年百十四萬樽

職工數――八六八人、中、日本人一七六人

(ロ)主なる硝子工場

所在地	工場名	設立年月	資本金	製品	一九三〇年生産高
大連	滿洲製陶株式會社	一九一九年	二五〇、〇〇〇	碍石、碍管	—
同	昌光硝子會社	一九二五年	三、〇〇〇、〇〇〇	板硝子	一、四三三、四五〇
同	玉置硝子製造所	一九〇六年	一四三、〇〇〇	硝子器	一八、四八三
同	南滿洲硝子會社	一九二八年	三〇〇、〇〇〇	同	一六八、二六四
安東	安東硝子製造所	一九二〇年	一〇一、〇〇〇	同	—

(滿洲に於ける硝子工業並に滿洲商工要覽による)

(ハ)重要煉瓦及瓦工場表（資本金三十萬圓以上）

所在地	工場名	設立年月	資本金	製品
大連市榮町	大連窯業會社	大、二、一〇	一、二〇〇、〇〇〇	耐火煉瓦外

同	大陸窯業會社工場	大、八、三	五〇〇、〇〇〇	煉瓦及土管
大連西山會	青柳煉瓦工場	八、五	三〇〇、〇〇〇	煉瓦
同　西山屯	東亞煉瓦工場	八、一一	五〇〇、〇〇〇	同
營口牛家屯	營口興業會社煉瓦工場	九、二	一、〇〇〇、〇〇〇	同
撫順小官屯	撫順窯業會社	九、一二	一、〇〇〇、〇〇〇	煉瓦及土管
普蘭店	復州粘土窯業公司	八、三	三〇〇、〇〇〇	耐火煉瓦
鞍山	鞍山製鐵所	六、六	—	同
四平街	亞細亞窯業工場	八、一〇	五〇〇、〇〇〇	土管
長春	長春窯業株式會社	九、四	五〇〇、〇〇〇	煉瓦
撫順松田橋外	大陸窯業會社撫順工場	八、七	五〇〇、〇〇〇	煉瓦及土管
泉頭	東亞窯業會社泉頭工場	八、一	五〇〇、〇〇〇	同
安東六道溝	安東窯業會社	一、一二	二五〇、〇〇〇	同
奉天鐵道西	奉天窯業會社	七、六	一、〇〇〇、〇〇〇	煉瓦、土管、セメント瓦

第四章　製材製紙工業の現狀

第一　製材及パルプ工業

嘗ては木材輸出國であつた我國も歐洲大戰後國內の諸產業勃興と建築の增加につれ狀勢次第に變化して內地資源は枯渇し、大正十年頃から——殊に關東大震災に對してからは未曾有の外材輸入の端を開くに到つた。爾來年

と共に著しき增加をなし、今では年々一億圓を超ゆる巨額の輸入を見ねばならないのだ。

しかも、かくの如く多額の輸入木材の主なるものは米材であつて年々七、八千萬圓を占めてゐる。露領アジア及カナダ材、滿洲木材に到つては殆んど我國木材市場に貢獻する所がない。これは是非共交通機關の發達を俟つて改善されねばならぬ一面であらう。

一方我製紙工業の近年の大發展は特に顯著なるもので、その年々の輸出額は次の如く增大してゐる。

紙類本邦輸出額

昭和二年	一九、二六三、一九八圓
同三年	二五、六七二、三〇八
同四年	二六、二八八、五〇八

そこで製紙原料たるパルプも亦木材缺乏のため年々その輸入を增加し、今では一千二、三百萬圓に上つてゐる。これはやはりカナダ、米國等が主で、又スカンヂナビアからも遙々取り寄せてゐる。之も是非滿洲木材からのパルプを取り寄せたいものである。

木材及製紙原料パルプの需要が將來益々增加すべきは明かなことで、從つてその輸入額も今日益々增大すべきであらう。處が、從來滿洲の大森林は少しも日本の利用する所となり得なかつたことは政治的壓迫のためとはいへ甚だ遺憾であつた。幸ひ、今回の事變によりこの政治的壓迫は除かれ、治安維持、交通輸送系路の整備が着々進められてゐるから、尚ほ關稅方針の適宜な誘導を以てこの天然の恩惠を充分利用するやうに計畫すべきである。のみならず、滿洲自體としても近時各方面に大建設工事が起るべく、從つて製材及パルプ等の需要はこゝにも

相當大きな市場を見出し得る筈である。

第二　製紙工業

更に進んで、滿洲自體に製紙業を振興せしめることも可能であらう。一體滿洲に於ける紙の需要は逐年增加してその輸入年額七百萬兩に及んでゐるが、製紙業は全く振はない狀勢である。(年產僅に二百五十萬圓)折角の豐富な木材資源(及高粱稈)があり乍ら、之が全く利用せられず、代表的近代會社たる鴨綠江製紙が樺太材を輸入し、滿洲製紙がカナダ產パルプを使用してゐる現狀である。しかし、政狀が安定し、木材が有利に活用出來るやうになれば、斯業も今後相當に發展するであらう。

位置	工場名	資本金	職工	製造能力
安東	鴨綠江製紙株式會社	五〇〇萬圓	男女　三一〇名	一月一三〇萬封度 昭和四年生產高 一四、九四八、七九四封度 一、六七六、六三〇圓
大連	滿洲製紙株式會社	五〇萬圓	年延人員 二〇、六九四名	昭和四年生產高 一、三一三、七四五封度 八八、五七六圓

舊式製紙工業生產能力(推定)……………………年　六五二、一九二圓

第五章　食料品工業の現狀

第一　製粉工業

麥粉は滿洲土民の日常食糧であつて、昭和四年に於ける地方的消費量は約二千三百萬袋に上つてゐる。その需給狀勢は次の通りだ。

	昭和三年	昭和四年
哈爾賓製造高	一二、八一八、七四四袋	八、七六七、七〇〇袋
長春製造高	五、五三一、四九六	四、七四六、七二〇
輸入麥粉消費量	四、五六三、七一一	九、八〇八、九六三
合計全滿消費量	二二、九一三、九五一	二三、三二三、三八三

仕出地別麥粉輸入量

	昭和三年	昭和四年
日本粉	二、四〇〇、六三二袋	四、四二五、二二〇袋
上海粉	一、二七二、四七四	一、四一一、四七〇
米國粉	九四二、九七四	六、三五七、六二四
合計	四、六一六、〇八〇	一二、一九四、三一四

かく外國産の進出が著しいが、今後に於ける滿洲の人口激增と旺盛な經濟的發達を豫想すると麥粉需要の增加も必ず素晴しいものといふことが出來るのだが、この重要商品の上に日本人の確固たる勢力を築き上げることの必要を痛感するのである。

過去に於ても歐洲大戰後、外國品の輸入杜絶するや一時異常なる活況を呈し、南北滿洲の機械製粉工業は邦人の經營になる滿洲製粉を始めとし、哈爾賓、長春、鐵嶺、奉天、大連等の各地に總計四十餘（內南滿十一）の工

場が出來、一ケ年約一千五百萬袋の生產能力をもつに到つた。然るに大正十二年北滿小麥の凶作に會つて原料の買付に苦しみ同時に多量の米國品が侵入して來り、全滿洲の製粉業は大打擊を受け、邦人經營は殆んど全滅の姿となつた。唯だ、露、支人經營工場は今でも相當繁盛の下に營業を續けてゐるが、これはなぜかといふと一つは例の東三省政府の無理解なる壓迫であり、他には東支鐵道の鐵道運賃政策のためであつた。謂はゞ人爲的に日本人は掃滅されたのだ。處が、今ではかういふ障害物が一掃されたるを以て邦人の休業工場を再起せしむると共に更に進んで全滿洲製粉業の支配に迄雄飛せしめねばならぬであらう。

製粉工業

（滿洲產業統計）

所在地名	工場名	經營者國別	資本金 貨幣種別	資本金 金額	製粉機	一晝夜能力	生產高 昭和四年 數量	生產高 昭和四年 金額	生產高 昭和五年 數量	生產高 昭和五年 金額
（北滿）哈爾賓	永勝第一工場	佛			二四台	二、九八三布度	七七六、八〇一布度	一、九六二、一九九圓	五一三、〇七六布度	九五九、四五三圓
	永勝第二工場	同	金	三五〇、〇〇〇圓	一二	三、五〇〇	五八四、五〇〇	一、四七六、四四七	五七七、五〇〇	一、〇七九、九二五
	永勝第三工場	同		休業	不詳	二、四五〇	三〇六、二五〇	七七三、五八六	三七四、八五〇	七〇〇、九七〇
	裕昌源	支	現大洋	一〇〇、〇〇〇元	一三	一、〇五〇	九七九、四〇〇	二、四七三、九六四	二一〇、〇〇〇	三九二、七〇〇
	双合盛	同	同	一、〇〇〇、〇〇〇元	二〇	二、八〇〇	六四九、六〇〇	一、六四〇、八九〇	六三五、六〇〇	一、一八八、五七三
	義昌泰	同	同	五〇〇、〇〇〇元	一六	一、七五〇	一八〇、二五〇	四五五、三一二	三三〇、七五〇	六一八、五〇三
	天興福第二工場	同	同	三〇〇、〇〇〇元	一三	一、〇五〇	二、二一五、五〇〇	五、五九六、三五三	一、八九〇、〇〇〇	三、五三四、三〇〇

	天興福第三工場	同	同	五〇〇、〇〇〇元	三〇	四、九〇〇	六八一、一〇〇	一、七二〇、四五九	五三九、〇〇〇	一、〇〇七、九三〇
	天興福第四工場	同	同	二〇〇、〇〇〇元	八	三、〇五〇	八〇八、二五〇	二、〇四一、六四〇	五二一、五五〇	九七五、二九九
	忠興福	同	同	三〇〇、〇〇〇元	八	三、五〇〇	九六六、〇〇〇	二、四四〇、一一六	七三一、五〇〇	一、三六七、九〇五
	廣信通	同	江帖	一〇、〇〇〇、〇〇〇吊	七	七〇〇	一六〇、三〇〇	四〇四、九一八	一五六、八〇〇	二九三、三一六
	萬福廣	同	現大洋	八〇〇、〇〇〇元	一四	二、一〇〇	三七五、九〇〇	九四九、五三三	三四〇、二〇〇	六三六、一七四
	慶泰祥	同	同	三、〇〇〇、〇〇〇元	一二	二、四五〇	四七七、七五〇	一、二〇六、七九七	五四一、四五〇	一、〇二三、五一三
	東興第一工場	同	同	三、〇〇〇、〇〇〇元	一三	二、八〇〇	六九七、二〇〇	一、七六一、一三七	四五六、四〇〇	八五三、四六八
	東興第二工場	同	同	八〇〇、〇〇〇元	一四	七〇〇	—	—	六三、七〇〇	一一九、一一九
	東興第三工場	同	同	六〇〇、〇〇〇元	五	二、一〇〇	四四九、四〇〇	一、一三五、一八四	三一二、九〇〇	五八五、一三三
	政記	同		休業	不詳	二、八〇〇	一九〇、四〇〇	四八〇、九五〇	四二八、四〇〇	八〇一、一〇八
	福興恒	同	同	三〇〇、〇〇〇元	三	二、〇五〇	五三〇、七〇〇	一、三四〇、五四八	四〇八、七〇〇	七六四、二六九
	安裕	同	同	八〇〇、〇〇〇元	九	七〇〇	九六、六〇〇	二四四、〇一三	六八、六〇〇	一二八、二八三
	泰大	同		休業	不詳	一、四五〇	一二〇、三五〇	三〇四、〇〇四	一八二、七〇〇	三四一、六四九
	成泰義	同	同	六〇〇、〇〇〇元	九	七〇〇	八五、四〇〇	二一五、七二〇	一三七、九〇〇	二五七、八七三
	協豐	同		休業	不詳	一、〇五〇	—	—	八七、一五〇	一六二、九七一
	廣信升	同	江帖	一〇、〇〇〇、〇〇〇吊	九	七〇〇	一二八、八〇〇	三二五、三四九	一八八、三〇〇	三五二、一二一
綏化	卓通	同		不詳	不詳	七〇〇	一二三、五〇〇	三〇九、四三五	一七七、一〇〇	三三一、一七七
	義順合	同		不詳	不詳	一、〇五〇	九〇、三〇〇	二二八、〇九八	一四一、七五〇	二六五、〇七三
拜泉	永發成第一工場	同		休業	四	九一〇	二〇二、九三〇	五一二、六〇一	二四〇、二四〇	四四九、二四九
	永發成第二工場	同		休業	四	九一〇	一九五、六五〇	四九四、二一二	二二七、五〇〇	四二五、四二五
齊々哈爾	德增	同	現大洋	二〇〇、〇〇〇元	五	七〇〇	八〇、八五〇	二〇四、二三七	一七一、五〇〇	三二〇、七〇五
昂々溪	振昌	同	同	五〇〇、〇〇〇元	一五	五、六〇〇	一、二七一、二〇〇	三、二一一、〇五一	一、四六七、二〇〇	二、七四三、六六四
安達	裕達	同	同	二五〇、〇〇〇元	七	六三〇	一〇五、二一〇	二六五、七六〇	一六三、二五〇	三〇五、二七八

呼蘭	和太祥	同	同	二五〇、〇〇〇元	八	一、〇五〇	二五九、三五〇	六五五、一一八	三一二、九〇〇	五八五、一二三
	廣泰和	同	同	一五〇、〇〇〇元	四	三五〇	三三、六〇〇	八四、八七四	—	—
双城堡	双合盛	同	同	五〇〇、〇〇〇元	一四	二、一〇〇	三九六、九〇〇	一、〇〇二、一七三	五二〇、八〇〇	九七三、八九六
一面坡	公和利	同	現大洋	三〇〇、〇〇〇元	四	九一〇	一九四、七四〇	四九一、九一三	二七一、一八〇	五〇七、一〇七
富拉爾基	廣記	同	江帖	一〇、〇〇〇、〇〇〇吊	五	七〇〇	一五三、三〇〇	三八七、二三六	—	—
阿什河	永源	同		休業	不詳	九一〇	一二五、五八〇	三一七、二一五	二七七、五五〇	五一九、〇一九
海林	毓順合	同		不詳	不詳	一、二八一	—	—	一三三、二三四	二四九、一二九
寧古塔	增興隆	同		不詳	不詳	二、一〇〇	四四七、三〇〇	一、一二九、八七九	五八八、〇〇〇	一、〇九九、五六〇
	新華	同		不詳	不詳	四四一	五九、五三五	一五〇、三八五	九五、二五六	一七、八一三
	裕東	同		不詳	不詳	三五〇	一九四、七四〇	四九一、九一三	—	—
小計	四〇	佛三 支三七	金 現大洋 江帖	三五〇、〇〇〇圓 一四、九五〇、〇〇〇元 三〇、〇〇〇、〇〇〇吊	三二五台	六八、〇二五布度 換算一、八五七、〇八二斤	一五、三九四、一三六布度 換算四、二〇二、五九九、一二八斤	三八、八八五、一八八圓	一四、四八四、四七六布度 換算三、九五四、二六一、九四八斤	二六、九二五、六五九圓
(南滿) 長春	滿鮮企業會社製粉工場	日	金	二五〇、〇〇〇圓	米國ウルフ會社製製粉機一式	一九二、四〇〇斤	四四、二四五、九六九斤	三、六七〇、七九四圓	二三、三六三、九〇九斤	一、六〇一、一四九圓
	益發合火磨	支	現大洋	三〇〇、〇〇〇元	米國ウルフ製粉機一式	一四八、〇〇〇	三四、六〇六、二一一	二、七〇四、九七三	二六、六〇三、七七七	一、六九一、三九六
	裕昌源製粉有限公司	支	同	二〇〇、〇〇〇元	瑞典製製粉機一式	一一一、〇〇〇	二三、六六六、一六二	一、五〇五、二四七	一五、六二四、二四九	七一四、〇三八
	大連福順厚長春製粉廠	支	同	四〇〇、〇〇〇元	米國ノーダク製粉機一式	八八八、〇〇〇	二、二六三、二二三	一六一、一一八	一七、八九九、一二三	八七九、一六七
	天興福	支	鈔票	四〇〇、〇〇〇元	米國ウエストン製粉機一式	一一一、〇〇〇	—	—	二、八〇一、五二九	一三四、六二五

小計	五	金二五〇、〇〇〇圓 日一 現大洋九〇〇、〇〇〇元 支四 鈔票四〇〇、〇〇〇元		一、四五〇、四〇〇斤	一〇四、八二一、五六九斤	八、〇四二、一三三圓	八六、二五二、五八七斤	五、〇二〇、三七五圓
合計	四五	金六〇〇、〇〇〇圓 佛三 現大洋一五、八五〇、〇〇〇元 日一 江帖三〇、〇〇〇、〇〇〇吊 支四二 鈔票四〇〇、〇〇〇元		三、三〇七、四八二斤	四、三〇七、四一〇、六九三斤	四六、九二七、三三〇圓	三、〇一〇、五一四、七五五斤	三一、九四六、〇三一圓

註 一、滿洲ニ於ケル製粉工業地トシテハ南滿ニ於ケル長春及北滿地方特ニ哈爾賓ニ限ラレタル狀態ナリ。
二、一布度ハ二七・三三斤トシテ換算セリ。

第二 製糖業

現在滿蒙の地に於て勢力を占めてゐるものは香港糖と日本糖とであり、兩者の勢力は正に伯仲の間にある。

南滿三港砂糖輸入額

	數量(擔)	價額(海關兩)
昭和三年	九二一、五三九	六、三五四、五七八
同 四年	一、二五三、八五一	八、四四三、七六四
同 五年	一、二六四、七八六	九、六三七、二〇二

昭和五年仕出地別滿洲砂糖輸入額

	數量(擔)	價額(海關兩)
日本	五〇五、六二九	四、〇八二、三七八

朝鮮	二四八、〇五六	一、九五四、二二九
支那	一一、二八九	八九、九三七
香港	四八三、七八八	三、三二六、三七四
其他	一六、〇二四	一八四、三八四
合計	一、二六四、七八六	九、六三七、三〇二

かくの如く、多量の外産砂糖の輸入を見てゐるが、元來滿洲は地質、氣溫、雨量等の關係よりして甜菜の栽培には適してゐる。そこでその栽培と製糖とは世界大戰前から露、支、日の各國人によつて企畫せられたのだが、何れも經營難に陷り悲慘なる失敗の記錄を殘したのである。これが原因は(イ)歐洲大戰後の財界不況と砂糖の世界的生産過剩に直面したこと、(ロ)經營宜しきを得ずして資金枯渇したこと、(ハ)甜菜の栽培失敗したこと等にあるものと思はれる。現に邦人のものでは、南滿洲製糖會社が完全な敗北狀態にあつてその巨軀をもてあましてゐる。今後も大した展開は困難だらう。

第三　煙　草

一年約五千萬斤の煙草の產出があるが、その上年々一千數百萬圓の製造煙草及原料煙草を米國、日本、朝鮮、南支那等から輸入してゐる。英米煙草會社の强大なトラストが全東洋に於ける煙草界の覇權を握りつゝ滿洲にも進出してゐる。それに對抗して邦人の經營するものは營口、大連その他に工場を有する東亞煙草會社（資本金一千萬圓）がある。製造煙草の消費量は年額約八十億本と稱せられ、その供給率は英米トラストが四割五分、東亞が二割五分の割合である。なんと言つても資本及技術の點に於て世界的の大トラストたる外煙には及ばないが、

また發展の餘地は少くない。

煙草製造工業

所在地名	工場名	經營者國別	資本金 貨幣種別	資本金 金額	主要機械設備 捲上機	主要機械設備 刻機	一晝夜能力	生産高 昭和四年 數量	生産高 昭和四年 金額	生産高 昭和五年 數量	生産高 昭和五年 金額	昭和五年度作業日數
奉天	東亞煙草株式會社大安製造所	日	金	(本店資本金)一二、五〇〇、〇〇〇圓	一五台	六台	八〇梱	七、〇〇〇梱	金一、一二〇、〇〇〇圓	七、五〇〇梱	金一、二〇〇、〇〇〇圓	三五〇
	英米煙公司	英	現大洋	八、〇〇〇、〇〇〇元	五〇	二〇	二五〇梱	一〇八、〇〇〇梱	現大洋一五、六六〇、〇〇〇元	九〇、〇〇〇梱	現大洋一三、〇五〇、〇〇〇元	不詳
	福來煙公司	日	現大洋	二、〇〇〇元	二	一	一〇梱	—	—	一、五〇〇梱	現大洋九〇、〇〇〇元	不詳
	北洋煙公司	日	現大洋	三五、〇〇〇元	二	二	一六梱	—	—	九〇〇梱	現大洋六三、〇〇〇元	不詳
	遼東兄弟煙公司	支	現大洋	六、〇〇〇元	一	一	一〇梱	—	—	九〇〇梱	現大洋八一、〇〇〇元	不詳
	中央煙公司	支	金	三、〇〇〇圓	一	一	三〇梱	—	—	五〇〇梱	現大洋三五、〇〇〇元	不詳
	協和洋行	日	現大洋	三、〇〇〇元	二	一	三梱	—	—	三〇〇梱	現大洋二一、〇〇〇元	不詳
	遼寧煙公司	支	現大洋	三〇、〇〇〇元	二	一	一〇梱	—	—	一、五〇〇梱	現大洋九〇、〇〇〇元	不詳
營口	東亞煙草株式會社營口製造所	日	金	(本店資本金)二、五〇〇、〇〇〇圓	三三	一五	五六〇梱	四九、〇三三梱	金二、六九九、三九八圓	四七、四九〇梱	金二、二六七、六七〇圓	二九一
	株式會社中和公司工場	日	金	(本店資本金)四〇〇、〇〇〇圓	(手撰作業)		五、〇〇〇斤	一五五、七三七貫	金八七、二八七圓	八五、八六四貫	金四五、〇八八圓	三一七
哈爾賓	秋林洋行煙草工場	露	留	(本店資本金)二二、〇〇〇、〇〇〇留	一五	五	一五〇梱	一八、〇〇〇梱	金一、六二〇、〇〇〇圓	一一、〇〇〇梱	金六六〇、〇〇〇圓	二八五

ロバート父子商會煙草工場	英	金	一、五〇〇、〇〇〇圓	二〇	一〇・	五〇〇捆	五六、〇〇〇捆	金 八、四〇〇、〇〇〇圓	・四九、〇〇〇捆	金 四九〇、〇〇〇圓	二八〇
計 三	日六 支三 英二 露一	金 現大洋 留	一三、四一三、〇〇〇圓 (內未拂込資本金 二、九〇〇、〇〇〇圓) 八、〇六六、〇〇〇元 (未拂込資本金) 二、〇〇〇、〇〇〇留	・ 一四三	三三	一六、二八〇捆 五、〇〇〇斤	二三八、〇二三捆 一五五、七二七貫	金 一三、九二六、六七九圓 現大洋 一五、六六〇、〇〇〇元	二一〇、五九〇捆 八五、八六四貫	金 一三、四三〇、〇〇〇圓 現大洋 四、六六二、七五八元	

（滿洲產業統計）

第四　醬油釀造業

生產高醬油二萬石、味噌六十萬貫、高級品は內地より輸入を見つゝあるが、一面支那各地へも邦人向きに輸出しつゝある。安價に供給出來れば支那大衆向きともならうから注目に値ひする。

又高粱酒は家內工業として一重要部門をなし、每年約千八百萬圓を生產すると推定される。

第六章　紡織品工業の現狀

第一　綿紡織業

綿紡織品の輸出入は次の通りである。

第一表　一九二九年綿絲布需給（單位俵）

區別／品名	輸移入	生産	輸出	差引需要
綿絲	六六、〇三一	五二、四五七	二三、二〇六	九五、二八二
綿布	一六二、三〇八	一四、二四〇	—	一七六、五四八
計	二二八、三三九	六六、六九七	二三、二〇六	二七一、八三〇

註　滿紡調査に據る。

第二表　滿洲綿絲布輸移入趨勢（單位海關兩）

品種	年次	日本品	支那品	總計（日本、支那品以外のものを含む）
綿織物	一九三〇	三〇、三六七、二九五	二〇、二七七、三五五	五二、六三六、七四六
	一九二九	四一、一一六、五八四	二〇、六四四、〇四三	六五、一五〇、六三三
	一九二八	三七、二六二、〇〇四	一五、一五〇、五一〇	五五、二八二、二一一
	一九二七	三三、〇〇六、八九一	一五、七三七、四七三	五二、一九二、六二五
	一九二六	三六、五四〇、八四八	一七、三九四、八四七	五八、二六四、八八四
綿縫絲	一九三〇	六三、一四八	一二、〇一七	四七九、〇五九
	一九二九	四二、〇四三	一、六七二	四四〇、六七九
	一九二八	五二、六一七	—	四七五、〇〇〇
	一九二七	六三、二七二	一、四六五	四四三、三三五
	一九二六	六七、四九八	四、九一二	四一四、七七四

綿織絲 一九三〇	二、三二七、〇六五	八、五六七、八二六	一〇、九二一、三七二
一九二九	三、〇〇八、四六八	九、〇五六、九〇四	一二、〇六五、七二六
一九二八	三、三八一、三七七	九、二六八、八六九	一二、六五〇、六四二
一九二七	二、五一二、五二七	一〇、三七九、八四四	一二、八九六、三八一
一九二六	三、六三四、三一八	一二、六〇八、四八一	一六、三二二、二九七

註 北支那貿易年報に據る。
第二表の支那品とは純支那人工業の所產と云ふ意味ではなく、それは支那に於て生產された品との意である。正確なことはわからないが滿洲移入品の大部分が上海及青島方面より來るところより見ればその殆ど大部分が同地方の日本工場產と見ることが出來る。

即ち滿洲の綿布類需要は相當多量であり、將來は益々增大する。一方生產力は全需要の約二割に過ぎないから、やりやう次第では發展の餘地は大きい。從來は邦人經營は政治的障害で販路を阻害されたから、辛うじて內地や朝鮮へ活路を求めてゐた有様だつたが、今後は地賣りに活躍される。將來如何は全く滿洲工場の保護か內地工場品の自由輸入かの政策によつて左右されるものだ。

紡織工業

（滿洲產業統計、各年末現在）

年次	工場數	拂込資金
昭和元年	四	六、二〇〇、〇〇〇圓 洋奉七、五〇〇、〇〇〇元
同 二年	四	七、三六〇、〇〇〇圓 洋奉七、五〇〇、〇〇〇元
同 三年	四	七、七五〇、〇〇〇圓 洋奉七、五〇〇、〇〇〇元
同 四年	四	七、七五〇、〇〇〇圓 洋現八、〇〇〇、〇〇〇元
同 五年	四	五、八七五、〇〇〇圓 洋現八、〇〇〇、〇〇〇元
福紡	一	一、五〇〇、〇〇〇圓
內外棉	一	二、五〇〇、〇〇〇圓
滿紡	一	一、八七五、〇〇〇圓
奉紡	一	洋現八、〇〇〇、〇〇〇元

積立金	動力	機械		棉花消費量	生産高		職工數		勞銀					
		紡機	織機		綿糸	綿布	邦人	華人	邦人			華人		
									最高	最低	平均	最高	最低	平均
一七、五〇〇圓 洋春 一、二五〇、〇〇〇元	四、三五八馬力	九四、一七六錘	七〇四台	一六五、四四九擔	四八、三一〇梱	一三、二三〇梱	一〇四人	五、〇一五人	三、九六圓	一、一九圓	二、四五圓	一、〇六圓	、二〇圓	、三七圓
一七、五〇〇圓 洋春 一、六〇〇、〇〇〇元	四、三六八	九四、一七六	七〇四	一八一、〇九八	五九、六七五	一一、三九六	六三	四、七六七	三、九六	一、一九	二、六〇	一、〇八	、一九	、三七
一七、五〇〇圓 洋春 二、一〇〇、〇〇〇元	四、九〇三	九九、七七六	七〇四	一九五、一八八	五三、一八七	一七、〇四九	五三	五、〇七九	四、〇一	一、二八	二、四三	一、二七	、二一	、四三
一七、五〇〇圓 洋現 二、五〇〇、〇〇〇元	五、三〇三	一三六、七七六	七〇四	二五六、三二四	六九、二四八	一六、四三七	四九	五、九二三	四、〇八	一、五六	二、三三	一、三三	、二一	、四一
一七、五〇〇圓 洋現 二、二〇〇、〇〇〇元	五、六〇三	一四五、五二八	八三四	三三三、五三六	八五、〇六七	二六、六三九	七二	六、六四五	四、〇三	一、七七	二、七六	一、〇三	、一四	、三六
	九七三	一九、九六八	—	四八、三八一	一三、六六七	—	五四	一、〇三七	四、二〇	一、五〇	二、七〇	一、五〇	、二八	、五五
	二、〇〇〇	五九、二〇〇	—	五四、四二八	一八、〇〇〇	—	四	二、〇二四	—	—	—	二、〇〇	、二八	、五六
一七、五〇〇圓	一、六八	三一、三六[illegible]	五〇四	七七、一六七	一五、六〇〇	一八、七一四	一四	一、七二〇	三、八七	二、〇五	二、八三	一、三三	、二〇	、五一
洋現 二、[illegible]元	九五[illegible]	三五、〇〇〇	三三〇	一四三、五六〇	三七、八〇〇	七、九二五	—	一、八六四	—	—	—	三、三〇	、三五	一、二二

備考	勞銀ハ金ニ換算セルモノ				換算率 Y一〇〇、〇〇＝二〇九、五四（小洋） Y五三、八八＝一〇〇、〇〇（大洋）	華人勞銀 小洋	同上	華人勞銀 大洋	同上

備考　前年度版ト相違スルトコロハ本年度版ニ於テ訂正セルモノナレバ本表ヲ正シキモノトス。

第二　毛織業

內地の羊毛需要は年々激增してゐるが、それは全く外國産に依存する。近年の輸入額は一億圓を超す程だが、その九割以上は濠洲羊毛である。滿蒙は支那と共に地理的には最も便宜な地位にあり、頭數も相當多數飼育されてはゐるが、その主眼は肉及皮の採取であるから、羊毛の品質劣等なることがなによりも一大障害をなしてゐる。現に羊毛の産額は年八百萬斤で內地需要の一五%に過ぎない。その改良に全力を注いで成功を期しなくてはならぬ次第だ。現にメリノ種と在來羊との交配によつて優秀羊毛を得んと努力されてゐる。

代表會社としては僅に滿洲毛織があるのみ。之は大正七年に資本金三百萬圓の日支合辦で成立したもの、卽ち大戰による濠毛の輸入杜絕の際滿蒙及支那毛を利用してラシヤ布類の製造に立つたのだが、その後火災にあつたりして成績は振はない。現在ではラシヤ五十萬碼。毛絲二十五萬ポンドの生産能力を計畫してゐるが、最近の實生産はラシヤ毛布類十八萬碼、毛絲五萬四千ポンド（昭和五年度）に止まつてゐる。しかし、將來は必ずしも悲觀的ではないだらう。

第三　製麻工業

滿洲に於ては麻袋の需要に大豆、高粱其他特産物容器として年額約五千萬枚の巨額に達し、その大部分（九割）は悉く輸入品の供給に仰いでゐる有様であるが、戰時中滿洲製麻及奉天製麻が設立せられ、滿洲産の麻を用ひて優秀なる麻袋の製造に從事しつゝあつた。といつても兩社の生産は約四百萬枚たらずで、全需要の一割にも足らない。そして奉天製麻は最近工場を閉鎖してしまつた。しかし、滿洲には松花江を始め鴨綠江、渾河、大子河等に獨特の麻があるから、やりやうでは將來發展の餘地は大きい。

昭和五年度生産規模及實生産高

會　　社…………滿洲製麻（大連）及奉天製麻（奉天　昭和五年三月ヨリ休業中）
資　本　金…………公稱二百五十萬圓、拂込百二十萬圓
設　　備…………粗紡機二十九、織機二百七十三、動力約一千馬力
生産能力…………麻袋六百萬枚、ソノ他麻布、麻糸、麻繩等若干
實　生　産…………約三百十萬枚（九十萬圓）

第七章　雜工業

第一　畜産加工業

畜産物の豊かな割合に畜産工業は不振である。

南滿三港畜産物輸移出量（單位海兩）

南滿三港畜産加工品輸移入量

	昭和四年	昭和五年
豚毛	一、七九五、〇八〇	一、一七一、九七二
羊毛	一、五七二、二七二	五七一、八三四
其ノ他毛	七七四、七七七	五九四、三〇一
皮革	四、八一二、六〇九	三、八二六、四七八
獸骨	四五五、四五〇	四六〇、七七一
皮革毛骨類	六、三四七、七〇四	三、五三八、三八一

滿洲に於ける皮革工業は全く不振だ。皮革原料は大部分生皮のまゝ日本及英米に輸出せられる。その額は昭和五年度に於て三百五十萬圓に及んでゐる。

獸骨工業はその原料の集散地が大連及天津にしてその量約三萬噸、一部はそのまゝ輸出せらるゝも大部分は骨粉に製造せられ、兩地に於て邦人に獨占的に加工せられてゐる。

豚毛は世界全需要一ヶ年千六百萬封度の中、滿蒙地方より出廻るもの約二百五十萬斤を供給してゐる。

以上の如き畜産加工業の各種原料品は勿論豐富であるが、治安の不備と交通運輸の不備とのためこれが蒐集に多大の困難を感じて居つたのである。今後はかなり有望とならう。殊に邦人經營の代表的皮革會社たる滿蒙殖業も、支那官權の壓迫で從來は工場を閉鎖してをり、專ら奉天官權一味の支那工場の活躍に蹂躙されてゐたが、今後は邦人經營が大進出することにならう。

第八章　概括——工業綜觀

第一　工業發展狀況

以上において我々は各種工業部門の個々に就て一應の説明を終へた。最後に綜觀的な資料を附け加へて鳥瞰上の便宜としておかう。

過去二十年間滿洲工業發展狀況

年次	工場數	職工數	投資額	生産額
一九〇九(明治四二年)	一五二	—	一六、一三二、一〇一圓	六、一三八、七九二圓
一九一四(大正三年)	二四四	—	二四、五三九、八三〇	二〇、七九九、一九六
一九一九(大正八年)	四五〇	—	一二三、五七一、五〇九	二四二、八八二、七九八
一九二三(大正一二年)	六三三	八、五五〇、〇四五	二〇〇、八二七、六〇七	一三六、二六一、八七七
一九二四(大正一三年)	六五八	一〇、一五五、二八八	一九二、九三六、五九六	一三九、九〇〇、七二六
一九二五(大正一四年)	六七三	一〇、八〇五、八五七	二八三、五四六、八七八	一五八、七六五、四二七
一九二六(昭和元年)	六八五	一三、〇〇〇、九〇三	三〇一、六七九、一三八	一七四、〇六八、五五四
一九二七(昭和二年)	七五〇	一二、九三七、三一六	二九二、〇〇二、三〇二	一四〇、三七八、五二八
一九二八(昭和三年)	七四八	一一、九六九、〇八一	三〇四、二五〇、七一九	一四四、九九四、七九〇
一九二九(昭和四年)	七八九	一三、五七一、三一九	三〇二、〇八〇、〇六一	一二六、九一五、〇七六

備考

（一）本表ハ關東廳ノ調査ニ係ルモノニシテ關東州鐵道附屬地及領事館内工場ヲ含ム全滿洲ノ主要工場トス（英文「レポート・オン・プログレッス・イン・マンチユリア」一七二頁ニアリ）
（二）本表ハ主要工場ノミヲ示ス
（三）本表ニ依リ滿洲工業力發展ノ大勢ヲ知ルコトガ出來ル

此表によつて過去二十年間における工業發展の狀況が一覽される。即ち世界大戰中の數年間に劃期的躍進が行はれ、工場數も倍加し、生產額は十二倍！に上つた。その後は漸進的となり工場數も作業の規模も昭和元年頃迄は多少增加的ではあつたが、生產額は物價下落の影響もあつて左迄增加しなかつた。然し此間は投資額からみても確に擴大的であつたことは分る。處が、それ以後最近の數年間は各欄共全く停止的狀勢で一向擴大の模樣はあらはれてゐないのだ。これはまだ世界的恐慌以前の統計だから、全く支那官權の强壓によるものであらう。

第二　現在部門別規模

次に現在に就て部門別に工場の規模を示しておかう。

工場別（昭和五年末）	工場數：原動力を用ひるもの	工場數：同用ひざるもの	工場數：計	職工延人員：日本人	職工延人員：支那人	職工延人員：計	資本金
紡織工場	三〇	四四	七四	八一、四八〇	二、四五六、八九一	二、五三八、三七一	五八、一〇九、八二〇
金屬工場	五四	二四	七八	三四六、八五二	一、五九八、三一四	一、九四五、一六六	二八、八七七、五八二
機械及器具工場	五七	一九	七六	五八〇、七八五	一、三三七、二一九	一、九一八、〇〇四	一五、〇二八、二七三
化學工場	一四四	八五	二二九	二一八、八一八	三、四七九、三五一	三、六九八、一六四	一〇三、九七六、七九三
飲食物工場	一五七	二五	一八二	八〇、三一五	一、二九二、六二二	一、三七二、九三七	七九、八八六、八八九

普通工場	一〇二	八三	一八五	一六九、六四六	一、三六五、三二八	一、五三四、九七四	一一、二九五、三二六
特別工場	一五	八	二三	九〇、八四三	二七九、七〇一	三七〇、五四四	二七、一四七、二四〇
計	五六〇	二八七	八四七	一、五六〇、七三九	一一、八二〇、一二五	一三、三七八、八六五	三二四、三三三、〇一七
昭和四年末	五二三	二六六	七八九	一、五四一、五一七	一三、〇二九、八〇二	一四、五七一、三一九	三〇三、〇八〇、〇六一
昭和三年末	四七九	二六九	七四八	一、四五五、七五一	一〇、五一三、三三〇	一一、九六九、〇八一	三〇三、六五〇、七一九
昭和二年末	四七五	二四二	七一七	一、五〇七、〇七〇	一〇、四八六、七二三	一一、九九三、七九三	二八四、五〇七、三〇三
昭和一年末	四四六	二〇九	六五五	一、七七九、二四九	九、五五〇、二〇一	一一、三二九、四五〇	二九四、七三八、一三八

備考（一）本表は職工一日平均五人以上を使用する工場の調査である。（二）支那人欄中には外國人を含む。

此外ハルビンに集中した北滿の工業があるが、之は土着工業たる油房及製粉の兩部門を代表とする輕微のものに過ぎない。

第三　企業形態別

更に企業形態別に工業及び鑛業經營を分類して檢討してみよう。

先づ特殊の半官的大組織として君臨してゐるものは滿鐵であるが、その直接投資約七億二千萬圓（昭和五年三月末）の中、工（鑛）業關係のものは炭礦及びオイルシエール工場の一億二千萬圓、製鐵所の九千萬圓である。

滿鐵を除く一般企業では次の通りに區別される。

企業形態別工業事業

		工業		鑛業	
		社數	拂込資本金（千圓）	社數	拂込資本金（千圓）
滿洲ニ本據アル商社	株式會社	一三一	五四、四九一	六	一、八六三
	合資會社	二〇六	一四、四七二	一一	四〇二
	合名會社	二九	二、一五八	二	七〇
滿洲外ニ本據アル商社		一二	一六、九六六	—	—
合辦事業		—	—	一三	七、六八五
個人事業		—	一七、二二八	—	—

（參謀本部調査ニヨル）

卽ち企業數でいへば合資會社形態のものが最も多數であるが、資本額からいへば株式會社が斷然リードしてゐる。

營業成績

最後に、これらの工業企業が、いかなる營業成績をおさめてきたかといふと次表にみる如く、實に慘澹たる損失の連續であつたのである。

之は主として、企業經營方法の拙劣によつたものと思はれるが、又支那官權の壓迫もあつたらう。

その後、今日では政治的、經濟的狀勢が一變したとはいひながら、ともかく、今後の投資家にとつては、餘程參考となる資料と思ふ。

工業、鑛業株式會社損益率（對資産％）

	工業會社 純利益率	工業會社 配當率	鑛業會社 純利益率	鑛業會社 配當率
大正九年	二・七	五・九	三・三	一・四
同十年	(−)三・一	二・八	(−)五・三	〇・八
同十一年	(−)二・八	一・五	(−)一・〇	〇・三
同十二年	(−)〇・八	二・三	(−)七・一	〇・六
同十三年	(−)三・八	一・〇	(−)〇・二	〇・九
同十四年	(−)三・二	一・八	〇・九	〇・五
昭和元年	(−)二・六	一・五	(−)〇・七	〇
同二年	(−)二・六	一・四	〇・七	〇
同三年	〇・五	二・一	(−)二・〇	〇・四
同四年	一・九	一・五	五・二	二・一

（滿鐵調査月報・第十一卷第十號）

（附表）關東州滿鐵附屬地一九三〇年末會社營業種類細別

工業の種類	關東州 會社數	關東州 拂込資本金又ハ出資額	鐵道附屬地 會社數	鐵道附屬地 拂込資本金又ハ出資額	合計 會社數	合計 拂込資本金又ハ出資額
紡織工業		円		円		円
製絲業	一	二五〇、〇〇〇			一	二五〇、〇〇〇
綿絲紡績業	二	一、二四〇、〇〇〇	一	一、八七五、〇〇〇	三	三、一一五、〇〇〇

麻絲紡績業	一	二五〇、〇〇〇	—	—	一	二五〇、〇〇〇
綿織物業	—	—	—	—	—	—
絹織物及絹綿交織物業	—	—	—	—	—	—
麻織物及其交織物業	一	一〇〇、〇〇〇	一	七五〇、〇〇〇	二	八五〇、〇〇〇
毛織物及其交織物業	—	—	—	—	—	—
其他の織物業	一	一五、〇〇〇	—	—	一	一五、〇〇〇
絲布染色業	二	三二、〇〇〇	—	—	二	三二、〇〇〇
絲布漂白整理業	二	一三七、五〇〇	二	一一、一〇〇	四	一四八、六〇〇
製綿業	三	二九五、〇〇〇	二	五〇、五〇〇	五	三四五、五〇〇
莫大小業	一	三、〇〇〇	一	六、〇〇〇	二	九、〇〇〇
計	一四	二、三二二、五〇〇	七	二、六九二、六〇〇	二一	五、〇一五、一〇〇
金屬工業						
金屬材料品製造業	三	一八、〇〇〇	—	—	三	一八、〇〇〇
鑄物製造業	五	三三五、〇〇〇	一	八〇、〇〇〇	六	四一五、〇〇〇
鑄物以外の金屬製品製造業	七	六三四、五〇〇	一	二四、〇〇〇	八	六五八、五〇〇
鍍金業	—	—	—	—	—	—
計	一五	九八七、五〇〇	二	一〇四、〇〇〇	一七	一、〇九一、五〇〇
機械及器具工業						
電氣機械器具製造業	五	二一七、〇〇〇	一	五〇、〇〇〇	六	二六七、〇〇〇
製造加工用機械器具製造業	四	一、一六〇、〇〇〇	三	九二、〇〇〇	七	一、二五二、〇〇〇
度量衡計器時計學術用機械器具製造業	一	六、〇〇〇	—	—	一	六、〇〇〇
車輛製造業	四	三二、〇〇〇	—	—	四	三二、〇〇〇
造船業	二	七〇二、〇〇〇	—	—	二	七〇二、〇〇〇

其他の機械器具製造業	—	—	—	—	—	—
計	二六	二、一一七、〇〇〇	四	一四二、〇〇〇	二〇	二、二五九、〇〇〇
化學工業						
陶磁器製造業	三	九三、五〇〇	—	—	三	九三、五〇〇
硝子、同製品製造業	五	一、四三一、〇〇〇	一	六、〇〇〇	六	一、四三七、〇〇〇
セメント及石灰製造業	一	二八〇、〇〇〇	二	一七五、〇〇〇	三	四五五、〇〇〇
煉瓦製造業	八	八一一、〇〇〇	一七	二、一〇五、五〇〇	二五	二、九一六、五〇〇
其他の窯業	二	三〇八、〇〇〇	一	七五、〇〇〇	三	三八三、〇〇〇
製紙業	三	二八三、五〇〇	二	四、〇六〇、〇〇〇	五	四、三四三、五〇〇
燐寸製造業	一	一二五、〇〇〇	—	—	一	一二五、〇〇〇
護謨製造業	三	一三九、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇	四	一、一三九、〇〇〇
油脂類製造業	八	二、七七二、五〇〇	三	一、二五〇、〇〇〇	一一	四、〇二二、五〇〇
醫藥賣藥同類似品製造業	七	七一一、五〇〇	二	四〇〇、〇〇〇	九	一、一一一、五〇〇
工業藥品製造業	四	一二六、五〇〇	二	六二五、〇〇〇	六	七五一、五〇〇
染料製造業	三	一、一六五、〇〇〇	—	—	三	一、一六五、〇〇〇
塗料及顔料製造業	六	三六五、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	七	四六五、〇〇〇
石鹸化粧品製造業	三	三四四、〇〇〇	一	三五、〇〇〇	四	三七九、〇〇〇
人造肥料製造業	四	一、六二五、〇〇〇	—	—	四	一、六二五、〇〇〇
其他の化學工業	六	二、二六〇、〇〇〇	二	四九、五〇〇	八	二、三〇九、五〇〇
計	六七	一二、八四〇、五〇〇	三五	九、八八一、〇〇〇	一〇二	二二、七二一、五〇〇
食料品工業						
精穀及製粉業	七	九六三、〇〇〇	一二	五、二一二、〇〇〇	一九	六、一七五、〇〇〇
酒類釀造業	五	一三〇、〇〇〇	七	五四四、六〇〇	一二	六七四、六〇〇

味噌醬油釀造業	一二	八三八、〇〇〇	二	一二〇、〇〇〇	一四	九五八、〇〇〇
清涼飲料水製造業	一	二〇、〇〇〇	一	七、〇〇〇	二	二七、〇〇〇
製氷業	一	五〇〇、〇〇〇	一	一一〇、〇〇〇	二	六一〇、〇〇〇
製糖業	—	—	一	六、五〇〇、〇〇〇	一	六、五〇〇、〇〇〇
菓子パン製造業	九	二二四、五〇〇	三	三〇、五〇〇	一二	二五五、〇〇〇
煙草製造業	二	三一、三〇〇	二	一〇二、五〇〇	四	一三三、八〇〇
其他ノ食料品製造業	八	八七六、〇〇〇	一	一、五〇〇	九	八七七、五〇〇
計	四五	三、五八二、八〇〇	三〇	一二、六二八、一〇〇	七五	一六、二一〇、九〇〇
雜工業						
製材及木製品製造業	一六	一、〇八九、〇〇〇	一三	一、三二八、五〇〇	二九	二、四一七、五〇〇
印刷製本業	七	三八八、〇〇〇	七	六四一、五〇〇	一四	一、〇二九、五〇〇
紙製品製造業	三	一〇、五〇〇	—	—	三	一〇、五〇〇
皮革及同製品製造業	六	一三七、五〇〇	一	二〇、〇〇〇	七	一五七、五〇〇
被服其他裁縫品製造業	六	一五一、五〇〇	一	一、五〇〇	七	一五三、〇〇〇
土木建築工事請負業	五一	七、五〇一、五〇〇	一八	一、〇九五、三〇〇	六九	八、五九六、八〇〇
其他ノ雜工業	一八	二三一、〇〇〇	三	四八、〇〇〇	二一	二七九、〇〇〇
計	一〇七	九、五〇九、〇〇〇	四三	三、一三四、八〇〇	一五〇	一二、六四三、八〇〇
特別工業						
電氣業	一	二二、〇〇〇、〇〇〇	九	三、〇八七、五〇〇	一〇	二五、〇八七、五〇〇
瓦斯業	一	九、三〇〇、〇〇〇	—	—	一	九、三〇〇、〇〇〇
計	二	三一、三〇〇、〇〇〇	九	三、〇八七、五〇〇	一一	三四、三八七、五〇〇
合計	二六六	六二、六五九、三〇〇	一三〇	三一、六七〇、〇〇〇	三九六	九四、三二九、三〇〇

（一九三〇年關東廳統計書）

後篇　滿洲産業開發政策

第一章　滿洲産業政策の根本方針

滿洲の産業開發政策に就ては根本的に對立した二つの主張が存在してゐる。

(一)原料農業地主義

第一は從來の所謂植民地搾取的な政策であつて、滿洲を飽迄原料及び原始農業品供給地域とするに止めておき、少しでも内地の既存産業と牴觸する虞れあるものは、これを抑壓せんとするものである。此見解によればなるべく滿洲土着の奴隷賃銀を搾取し、低廉なる原料物資を内地産業界に供給せしめんとするものである。

此見解は一見かなり自由主義的色彩を帶びてをり、滿洲は飽迄日本經濟圏の外域であるとし、兩者の融合などは問題としない。特に次の如き顯著な特色がある。

(イ)滿洲自體の産業確立の爲に保護關稅を設けることに反對する。(尤も逆に、滿洲品の輸入に對しては、場合によつては内地市場の封鎖を敢てせんとするのである。石炭、鐵等の内地輸入にさへも關稅壁を要求してゐる。)

(ロ)滿洲工業の發達の爲に日本政府が特殊の獎勵、保護乃至助長政策を執ることに反對する。

(ハ)内地勞働者(殊に工業勞働者)の滿洲移住に對しては極めて冷淡である。

(二)日滿融合主義

これに對立する第二の見解はもつと積極的、統制的であつて、滿洲を單に內地の爲の原料供給地域だけに止めておかず、其自然的條件の優越が許容する限り、滿洲にもどし／＼新工業を發展せしめんとするものである。それと同時に滿洲自體の文化的開發を極力促進し、日本人をどし／＼移殖させ、滿洲を完全に日本經濟の內部に抱擁し、その上で完全な日滿合一の新經濟圈を確立せんとするものである。此見地に從へば、

(イ)內地と滿洲との間に合理的な產業的分化を確立することは勿論必要であるが、その根本方針に背反しない限り、滿洲にも產業保護の適宜な方策を必要とする。

(ロ)日本は滿洲政府と緊密に提携して滿洲の工業地域建設のためにも、種々の積極的施設をなし、工業育成政策をも要求する。

(ハ)內地勞働者は農業移民は勿論のこと、工業勞働者もどし／＼移殖せしめ、殊に日本人の投資せる企業には原則として內地勞働者を使用せしめようとする。

(三)批判――吾々の積極的主張

此二つの對立せる政策の中、吾々は第二の見解に贊同するのである。事實上の問題としては勿論滿洲の低廉な資源を內地で加工することも或程度迄開發政策上の重要な一面となるにちがひない。それを全然否定するのではない。だが、それにのみ沒頭することによつて、滿洲自體に勃興せんとする適當の新工業化を抑壓することは妥當でない。又之は所詮不可能事でもある。そこで日本としては、飽迄積極政策を執り、滿洲自體にも適當な工業

は奬勵して建設せしめることが肝要である。これによつて或種の内地産業は必然に大打撃を被り、滿洲の新興企業に壓倒されることは止むを得ない。之は合理的進化の過程である。といつても出來るだけ内地産業と滿洲との合理的な分業を實現せねばならないのであるから、滿洲産業界には是非共計畫的な開發政策を施行するだけの周到な用意が必要である。

第一說を主張する内地産業家の多くは此種の積極政策を非難して、滿洲の開發によつて内地勞働者を壓迫するものであるなどといふ。然し此非難は滿洲の新興企業に内地の勞働者を原則として使用せしめることによつて解消してしまう譯である。此事は一見かなり實行困難の如くであるが、それは眼前の營利的立場にのみ即するからであつて、國民的發展の大局的見地からいへば斷じて強制的にも實現させねばならない。

これによつて滿洲土着の勞働者を使用する場合に較べて、或は多少の生産費の上昇を來すかも知れないが、それでも滿洲の自然的條件が内地より勝つてゐる場合には充分内地の既存産業と對抗出來る筈である。しかも新興企業の特徴として最新の科學的技術を充分採り入れて合理化することが可能であるから、生産費上昇の虞れも決して大したものではない。

又、土着資本との競爭に對しては資本と技術との優秀によつて對抗することが必要であり、場合によつては人爲的壓迫を彼に加へることも止むを得ざるかと思ふ。所詮漢民族とは人種的敵對の覺悟が肝要なのである。そこ迄徹底せざれば滿洲開發の眞目的は貫徹出來ないのである。

此積極政策は勿論困難ではあるが、然し是非そこ迄進出する覺悟がなければ、滿洲開發の眞實の效果が期待さ

れないのであるから、謂はゞ日本產業界打開の絶對な要件なのである。換言すれば、此積極政策を斷行し、之によつて滿洲を開發すると同時に內地產業界にも大合理化的轉換運動をひき起し、それで始めて內地と滿洲との間の經濟的融合が可能になり、「單一ユニツトとしての新日本經濟圈が出現し、將來の大飛躍が約束され得るのである。

なる程、第一の見解はその目先き安易なることに於て、又一見自由主義なることに於て、多分の優越をもつが如くであるが、然しそれは現下の世界的大勢に合致せず、且つほんの一時的便宜に過ぎない。かゝる中途半端の妥協政策では結局內地產業の打開は出來ないのである。何故とならば、こんなことでは、滿洲の產業は結局支那勞働者に獨占され、遠からず必然に滿洲が工業化されてくる場合には、も早內地產業の轉換の途は閉鎖されてしまう外はないのである。

第二章　政友會の產業五ヶ年計畫案と滿洲開發政策

吾々はこゝで特に內地政黨政治家の對滿政策を一顧し度い。それには、なによりも政友會の焦眉の大主張となつてゐる所謂產業五ヶ年計畫案なるものを批判せねばならない。といふのは、いかなる滿洲開發政策と雖も、勿論內地の產業政策から孤立した獨自な政策ではあり得ない。それと同時に、吾々は併行的に內地產業界にも此際徹底的な建設的合理化政策が斷行されねばならないものと信じる。換言すれば、滿洲開發を刺戟として、內地產業界にも一大轉換運動が呼應的に發展するのでなければ本當の建設計畫の完成は望まれないのである。それに就

ては、內地の產業界にも滿洲におけると同樣の有能な國家統制的企劃機關が出現し、大いに計畫的發展を促進することが緊要である。

此の見地から抽象的に考へる限り、吾々は政友會の五ケ年計畫案なるものゝ出現を興味を以て歡迎してゐるものである。政友會が從來の如き空漠たるインフレーション政策を回避して、兎も角建設的、計畫的政策を實行せんとすることは確に時勢に順應した一進歩である。殊にこの產業政策が一方に於て外國品の輸入防遏を圖ると同時に、積極的合理化施設を標榜してゐることは確に妥當な發展である。然し從來發表されてゐる簡單なパンフレット式の說明では勿論その內容に於て重大な疑義が生じない譯にゆかない。又政友會自體としても現にその計畫の練り直しに努力してゐるといふことであるから、今茲にその立入つた批判をすることは避けなければならないが、唯だ特に注意を怠ることの出來ないのはこの五ケ年計畫案が滿洲開發を如何に取扱はんとするかである。處が、從來發表されてゐる計畫案にはこの滿洲問題は全然度外視されてゐて、その自給政策は狹隘なる內地產業の保護に止まつてゐる。これは滿洲を今後の自立的日本の範圍外に放置するものであつて、今となつては、必然に徹底的に改正されなければならぬ缺陷である。新五ケ年計畫は是非共新日本經濟圈の一部としての滿洲を抱擁した雄大な積極的建設計畫でなければならない。從つて、單に內地產業だけの消極的な保護だけに沒頭することなく、滿洲開發の五ケ年計畫をもその最も重要な部分として採り入れなければならない。しかも此際、滿洲と內地との相互關係の規律は當然に吾々が上述しおきたる如き根本的政策に合致するものでなければならないのである。此點こそは新五ケ年計畫の運命を左右するところの最も重要なポイントであつて、若し、政友會が一部の內地大

資本團などの私的利益に拘束されて、その人爲的延命の見地から、不當な抑壓を滿洲開發運動に投下するやうなことがあるとすれば、それは、五ヶ年計畫の幻滅以外の何物でもない。從つて、遠からず識者の失望と忿懣の裡に葬り去られてしまう外はあるまい。それ故、吾々は深甚な注意を以て、新五ヶ年計畫の練り直しを見守らんとするのである。

第三章　滿洲開發と計畫經濟

――その經濟參謀本部設置案――

これから吾々の開發政策の具體的な說明に進まう。

以上述べた趣旨によつて、滿洲開發には是非共突き進んだ國家的統制が必要であることは自ら明かである筈だ。殊に、この開發計畫は一部の特殊階級だけの目先きの利益によつて歪められる虞れがあるから尙更らのことである。

又、現下の產業政策は創造期にあつて、極めて困難なる無數の大問題を解決せねばならぬ。この難關を凌駕して迅速なる發展を合理的に斷行するには、是非共有能なる參謀本部的機關が具備されてゐて、豫め周到、且つ進取的なる全般的開發計畫を確立し、その整然たる計畫に立脚して、合理的指令を發し、且つその實施を監督する必要がある。これ實に最近先進國の國家的統制政策上の最も顯著なる特徵であつて、成功せる軍事行動に有能な

る參謀本部の緊要なると毫も異らない。

　では、經濟參謀本部の構成は如何？之に對して吾々は特に左記の諸點を考慮することを必要と認める。

（イ）所謂經濟參謀本部には單に滿蒙の事情に精通する者のみならず、廣く內外の世界經濟的情勢を達觀し得るやうな一流の專門家を參加せしめねばならぬ。蓋し現下の世界的大勢を洞察して進取的大計畫を樹立する必要があるからだ。

（ロ）經濟參謀本部自體又はその利用し得る範圍內に有能なる一大調査機關を具備し、これを手足の如く活動せしめねばならぬ。（實際上は滿鐵の調査局を國家に提供させ、これを擴大すればよろしい。）

（ハ）經濟參謀本部は滿蒙產業統制の最高機關に直屬せしめ、その最高顧問として、產業開發政策上の諮問に應じ、且つ立案と獻策とを行はしめねばならぬ。

（ニ）經濟參謀本部は各方面の有能なる專門家を以て組織するも、その最高幹部は餘り多きを要せず、寧ろ數名の專門委員と一名の總括者とより成り、緊密なるチーム・ワークを實現せしむるを可とする。

（ホ）經濟參謀本部は單に立案、獻策の任に止まらず、一旦實行命令として確定された產業計畫に對しては、飽迄その實施上の監視の任にも當らしめるを可とする。かくすることによつて始めて開發計畫の眞摯なる遂行が能率よく運營されるであらう。

（ヘ）經濟參謀本部は勿論常設機關であつて、從來の所謂一時的審議委員會の如き無責任極まる、無氣力なる件職會議とは全然その使命を異にせしめねばならぬ。

（ト）特に重大なる建設計畫等を攻究するが如き場合には經濟參謀本部主宰の下に更に隨時專門家委員會を召集することも必要であらう。

（チ）經濟參謀本部は超政黨的機關として嚴密に政爭の域外におかれるものでなければならぬ。參謀本部員は成るべく數年乃至十數年の長期間に亘つて在職せしめねばならない。

第四章　公共事業及び重要產業の統制組織

（一）基礎的產業の統制

國家統制は單に一般的建設計畫の規律に止まらず、更に重要部門の經營上の統制に迄進出しなければならない。殊に金融及び保險、鐵道及び運輸、鑛山殊に炭坑、製鐵所、電氣、瓦斯、水道、特殊の大化學工業、及び大機械工場、森林等の基礎的大產業部門は直接に國家又は特殊の公共機關によつて統制する必要がある。といふのはこれ等の產業はその經營の性質上必然に大獨占事業化するものであり、又その性質上その支配者は全滿洲開發の進展にとつて重要な支配的實力をもつものであるから、これを私營會社の經營に放任しておくことは到底許されないのである。又これ等の企業は目先き必ずしも營利的採算の有利なものばかりではなく、その經營には少からぬ犧牲を必要とするものであるから、到底普通の私營會社では迅速な大發展が期待されないものでもある。

（二）公共事業の積極的建設

國家は又精力的に大規模なる文化事業計畫をも斷行することが望ましい。特に道路（自動車路）、港灣、土木、灌漑、水利、大都市計畫、産業施設、研究所、調査所等の建設は出來得る限り積極政策を採用すべきである。

然しこれらの諸事業は決して國營（——即ち國家官吏に依る企業の經營）を要求しない。蓋し國家の統制はこれ等諸事業の計畫的發展の根本方針を規律するを以て主眼とし、官吏的經營に伴ふ能率の低下を嚴密に回避しなければならない。故に國家は單に根本政策の指令とその勵行の監視を掌るに止まり、實際の企業經營は飽迄專門家の私的管理（實業家風の管理）に一任するを可とする。これ實に最近先進國に於ける國家統制技術の原理に合致する所以である。

（イ）上述せる如き諸事業は多くは半官的企業形體とすべきである。但し場合によりては純然たる私的企業にても可なり。國家は資本的にも半分乃至三分の一程度で出資するのが普通であらうが、これは決して必要條件ではない。たゞ充分な公的監督權を留保しておけばよろしい。

（ロ）上述の事業は性質上いづれも一大トラスト化するか、又は若干の大コンツヱルンへ集中する自然的傾向があるから、國家は豫め強制的にトラスト化乃至カルテル化（國家トラスト又は國家カルテル化）せしめるがよろしい。此の國家的強制統制は現に英國の如き自由主義的國家に於てさへ着々と實行しつゝある處であつて、世界的大勢の要求に合致するものである。

（ハ）國家はこれ等の強制トラストに對し、その建設計畫、生産量、價格、利潤の分配等を規律すべく、又一方に建設及び運營信用の供給等に援助を與へる代り、他方に適切なる營業上の監督を怠つてはならぬ。その目的の

ために、特に立派な監督機關を具備し、たえず周到なる週期的報告を徵集し、且つ隨時內情を檢閱すべき權能を保持しなければならぬ。（出來得るならば米國流のトラスト監督機關を設置し、經濟參謀本部の統制下におくことが望ましい。）

以上の如き統制方法を採用すれば、國家は一方に資本的負擔の大半を免れ、又官吏的經營の能率低下を回避しつゝ、公的統制の目的を充分に達成することを得るだらう。

第五章　滿鐵改造論

（一）改造案の骨子

從來の滿鐵は宛も東印度會社の如く、初期植民地開發會社たる特徵を多分に包含してゐる。餘り多岐に亘る雜多の異分子的經營を漫然と混合的に經營してゐるために專門的經營分化の合理化原則に背離してゐる。過大膨脹のために經營能率も著しく低下し、幾多の浪費を免れない。のみならず、會計上の整理も混亂してゐるらしい。又、經營方針が餘りに營利的であり、その國家的統制も遺憾の點が多大である。それ故、

（イ）吾々は先づ滿鐵の適當な根本的改造を斷行すると共に、その國家的統制を前節の要領に從つて、充分有効なるものに改善すべきことを急務として要求する。

（ロ）滿鐵改造案の最も根本的な要點の一は綜合支配の廢棄である。卽ち滿鐵を解體して、鐵道中心の單純トラ

ストへ還元せしめ、專門的經營によつてその能率の向上を斷行すべきである。

（ハ）かくすれば、滿鐵の解體によつて鐵道トラストと併立的に、新規に獨立の石炭トラスト、製鐵トラスト、化學工業トラスト、電氣トラスト、瓦斯トラスト、林業トラスト等の若干の單獨大企業（或は石炭、鐵、或種の化學工業、機械工業等は性質上綜合化せしむるも可なり）を發生する。これ等は何れも半官（又は私的）企業として夫々專門的に經營せられるが、何れも前節の趣旨に從つて、嚴密なる國家的規律の下に統制せしめられねばならぬ。

（ニ）而してこの國家的統制が從來の如き政黨的色彩に左右されるものであつてはならぬこと、冗言を俟たぬであらう。

（ホ）これらの新トラストの形成に當つては內地及び海外から新規資本の進出を大いに歡迎すべきである。

（ヘ）出來得るならば、なるべく內地の同種部門の產業團と滿洲の新興トラストとを資本的に同一系統に結合するのが望ましい。例へば、滿洲の石炭トラストは內地の炭坑業者と共通支配に結合させるし、製鐵業や化學工業もなるべく、同樣な結合方法を採用すべきである。

かくすれば、滿鐵の綜合的支配による滿洲大產業の全面的獨占の弊害は排除せられ、內地及び海外の諸資本團に對して、廣く新規の投資機會を開放することゝなる。殊に、內地資本團の合理化的轉換政策を促進する上に非常に好都合であらう。

（二）ホールヂング・コンパニイ（持株的統制會社）案の批判

確聞する處によれば、滿鐵自身も現在の漫然たる綜合經營の不合理は充分承認してゐる如く、その改善策はしきりに論議されてゐる。殊に、注目すべきは所謂ホールヂング・コンパニイ——卽ち持株的統制會社の建設案である。同案の要旨は次の通りである。

(イ)從來の經營諸部門を一應分解して、夫々單純トラスト化する。

(ロ)しかし、これ等を更に綜合的に支配するホールヂング・コンパニイ(持株會社——卽ち親會社)を作り、資本的に全體の支配權を確保し、總體としての企劃及び統制の任に當らしめんとするものである。

卽ち、分解されたる個別子會社は夫々その資本の三分の一宛を滿鐵親會社(ホールヂング・コンパニイ)が支配し、他の三分の二の資本を外部の一般市場より吸收して滿鐵親會社の支配下に綜合的に運營せしめんとするものである。

此案は元來滿鐵幹部の內部から發案されたものだが、最近では奉天商工會議所でも之と同樣の主張を發表してゐるやうである。

しかし、此提案には次の如き缺陷を免れない。

(イ)一應漫然たる混合經營の弊害を除去出來るやうだが、實は過大膨脹の弊害を根本的には擴大させるのみである。この綜合支配によつて能率上の改善は期待されない。

(ロ)滿鐵新持株會社(ホールヂング・コンパニイ)の幹部の支配權は益々擴大され、內地資本團はこの幹部に屈從せずには、滿洲産業界に進出する機會は閉塞されてしまう外はない。

（ハ）持株會社の建設は統制機構の上に於て屋上更に屋を架する結果となり、國家的統制の困難を倍加するであらう。

（ニ）要するに此提案は飽く迄滿鐵當事者の私的立場に卽するものであり、その限りでは一應妙案といへるが、國家的統制の見地からは排撃されねばならない。

第六章　滿洲開發と內地產業界との連繫

吾々の根本方針を實現するには、滿洲の大資源を開發するために是非共內地市場を自由に開放せねばならぬ。しかし、かくするときは、或種の內地產業殊に石炭、鐵、肥料、木材、化學工業等は相當重大なる打擊を蒙るを免れぬであらう。これは前述せる通り、日本產業界の大飛躍の見地から、止むを得ざる轉換過程に外ならないが、さればといつて、もし、餘りに急激に滿洲產業が勃興し、內地產業界を壓倒するが如き事態が生ずるときは、內地財界の混亂を生じ、多大の失業者を發生せしめ、その再收容が困難となり、社會的不安を惹起する虞れもある。故に過渡的には、或種の妥協的政策を採用し、內地產業家をして務めて滿蒙開發の新狀勢に順應せしむるだけの餘裕を與へ、又、その打開の途の便宜を與へねばならぬ。之が爲に採用さるべき政策は次の通りである。

（イ）先づ舊來の姑息的なる內地關稅政策は飽迄打破すること。

（ロ）內地の產業家をして滿洲の同業工業に投資せしめること。これによつて成るべく利益の共通を計ると同時

に、內地資本の吸收を助長することが出來る。

（ハ）內地の競爭産業に統制的カルテル網を作らしめ（既に大抵のものは現存してゐる）、滿洲の新國家トラストとの間に一定の割當率で國際協定を行はしめる。

（ニ）但し、公的統制を嚴密にし、從來の撫順炭對內地石炭カルテルの如く、不當に滿洲からの輸出量を制限し又は不當に炭價を釣上げることは嚴密に排斥せねばならない。卽ちこの日滿カルテル協定の本質は飽迄滿洲產業の內地進出上の過渡的方便たるに存することを忘れず、年々內地への輸出割當量の增大を承認せしめ、又價格の可及的低下を要求すべきである。

（ホ）滿洲の國家トラスト乃至カルテルの背後には、上述せる通り、經濟參謀本部の統制が嚴在してゐて、內地カルテルとの交涉を統御するが、內地では合理局の產業統制委員が適宜の進出を行ふべきである。

（ヘ）以上の政策を忠實に實行すれば、滿洲トラストの發展は內地產業に痛切な外部的刺戟を與へることゝなり、しかも大混亂を避けつゝ、その合理化的轉換を促進することを得るだらう。

（ト）しかし、實際としては、內地產業家中には相變らず頑强に、不當なる反抗（姑息なる政治的保護等を濫用して）を固執し、發展的大勢に逆行せんとするものが少くなからう。之に對しては凡ゆる方法によつて國民的輿論の奮起を促し、この障害を打破して進まねばならない。けだし、滿洲開發政策は全國民の痛切なる要望にして、これを阻止せんとする內地の資本團の立場は、國民經濟的には極めて薄弱なるものであるから、彼等の不當なる抗爭を克服することは必ずしも至難事ではなからう。否、是非共これは克服せねばならぬのである。

第七章　新興產業の助長政策

(一)產業助成の必要

滿蒙開發は、謂はゞ、未成熟の幼稚產業の育成であるから、その當初に於ては、海外品輸入の遮斷も亦必要である。殊に數年後に勃發する虞れある如き世界大戰の危機――殊に現下の日本の孤立的位置を念頭に入れる場合、斷乎として急速なる開發を必要とするが故に、一層有力な助成手段を必要とする。

此種の助長政策の中、關稅保護も確にその一つであらう。

新國家――日本の產業統制機關を含めて、以下、單に國家といふ場合も大體同意的に解釋され度し――は更に次の如き種々の助成政策をも併せ實行する必要がある。

(イ)資本供給上の助成――卽ち低利資本の供給又は國家資本の企業參加の如き、又は債務支拂ひの國家保障の如き、

(ロ)或場合には一定企業利潤率又は利子率の保障の如き、

(ハ)或場合には外國資本(殊に有望なるは米、佛、白、和蘭等)の吸引のために政府の仲介、斡旋及び保障の如き、

(ニ)或場合には滿洲製品販路の保障の如き、

(ホ)その他從來通例として慣行され來りたる各種の助成政策は積極的に適宜選擇して採用すべきである。

但し此際、特に留意すべきは、是等の助成政策が飽迄眞に生產力發展の效果を刺戟するやうに統制することで、從來の經驗にある如く徒に濫用されて一部投機的企業家又は利權屋の私腹を肥すに止まるが如きことなからしむるにある。且つ又、一定の開發計畫政策に基いて、整然たる緩急の順序を誤らざるやうに心掛けねばならぬ。それにつけても經濟參謀本部の有能且つ嚴格なる統制に俟つこと至大なのである。

(二)一般產業金融政策の提案

產業助成上、特に重要なる問題は一般產業上の資金供給政策である。一部の大企業は國家の直接參與又は內地大財閥の進出等で資金の供給を受けられるが、一般中小企業は到底かゝる恩惠を期待出來ない。現に滿洲產業家は資金供給難に最も痛心して居るのである。此助成方法に就ては關東廳及び滿鐵は從來補助金制度の放漫なる運用によつて全く失敗の經驗を重ねて居る。之は企業者の選擇と統制を誤り、且つ獨立的奮鬪心を鈍化せしめたことが禍根をなして居る。

吾々は此の補助金制度の代りに次の如き金融上の保障制度を提案する。

(イ)先づ適當なる產業投資專門の金融機關を建設せしめる。從來は正金、東拓、鮮銀等があつたが、何れも本來の工業投資機關としては缺陷があつた。此際是非獨立の產業投資大銀行を新設すべきである。(工業銀行及農業銀行、拓植銀行等)。

(ロ)それと同時に經濟參謀本部內に產業金融の特別委員を設置し、一定の計畫に基き、助成すべき產業部門を

統制せしめる。

（ハ）新企業者が金融上の援助を受けんとするときは詳細なる提案の說明を附して右特別委員に申出でる。

（ニ）特別委員が審査の結果妥當と認めた場合には上述の產業投資機關に對して貸出しを斡旋する。場合によつては國家が債務の大部分を保障する。

（ホ）その代り、かくして借款を受けたる企業は經濟參謀本部を通じて嚴格なる統制に服する義務を負ふ。かくするときは政府はさし當り小額の資金を以て一般的に資金供給の助成を實行し、產業の勃興を促進することが出來るし、企業家の奮鬪心を鈍化する虞れも少い。一方產業投資銀行も合理的の投資をなし、その機能を充分發揮することが出來る。

（三）外國資本の吸收策

外國資本の吸收とその利用は開發を促進するのに重要な役割りをつとめねばならぬ。徒にその進出を恐れることはない。之に就ては、

（イ）速に有力なる海外宣傳機關を設置し、特に歐米財界中心地には專門の使節を特派して滿蒙投資の勸說及び交涉の任に當らしめるべきである。（海外駐在財務官等を大いに動員するは固り緊要である）

（ロ）就中、現下の世界經濟的狀勢に於ては一方に米國金融市場を勸誘すると同時に他方フランス及び中歐（ベルギー、スヰス、オランダ）の金融市場にも着眼するを緊要とする。

（ハ）但し、これ等の海外資本の動員は出來るだけ日本の主動的支配下に服從せしめ、所謂貸付資本の形體をと

らせ、經營資本としての企業的支配權を與ふることは成るべく回避すべきである。

(四)工業地域としての諸施設

滿洲に於て工業企業を起すには豫備的施設上甚だ大なる不便があることを免れない。それ故自然條件が優秀でも工業の勃興は必ずしも容易でない。就中、適當な勞働力の供給とか、修理工場の隣接とか、代用品の補充とか、副産物の處理とか、金融的、商業的設備とか、日本人のための日用品供給とか――かういつた種々の便宜が從來の滿洲には極めて缺乏してゐるやうである。然し、かやうな缺陷はやりやうによつては或程度迄かなりに排除することが出來る。例へば、大規模な綜合的工業都市として大連とか奉天とかを計畫的に建設して、その近くへ成るべく集中的な工場建設を行ふやうに獎勵する如きである。新國家の産業政策としては、かういふ種類の人爲的施設は此際何を措いても大規模に且つ迅速に實行せしめる必要がある。

(五)鐵道運賃及び石炭動力費の低下策

鐵道運賃及び石炭動力費が滿鐵及び東支鐵道等の特殊の營業政策の犧牲となつて不合理に割高となつてゐたことは議論のない明白な事實である。在滿産業家が一致して此の不合理の撤廢を絶叫することは確に積弊の嚴在を推察せしめる。けだし、綜合トラストとしての滿鐵としては、その全經營の財源を鐵道及び石炭の利益から捻出せんとしたのであるから、必然に運賃及び炭價の割高を回避出來なかつた譯であらう。殊に支那及びロシア側の猛烈な競爭的壓迫が滿鐵をして止むを得ず特殊の變態政策を採用せしめたのでもあつたらう。だが、今や狀勢は一變し、支那側の不當壓迫は解消した。

(イ)單純トラストとしての滿鐵は甦生の意氣込みで經營内部の合理化を斷行して、經費の節約を計り、且つ營利主義中心の營業方針を國家本位に改善し、産業助成の政策を加味して運賃制度の合理化とその引き下げを極力實行すべきである。

(ロ)新設さるべき石炭トラストに就ても炭價の統制と引き下げが切望されねばならぬ。

(ハ)經濟參謀本部は滿鐵及び新トラストの營業政策を嚴格に規律すべきである。

(ニ)例へば、ドイツ政府が産業助成政策として國有鐵道運賃の特別割引を計畫的に實行した如きは現下の滿洲においても特に參酌さるべきである。

第八章　電力事業の國家統制

(一)電力開發――殊に水力利用の必要

國家統制事業としての電力開發は鐵道と併んで最も重大なる建設計畫に屬しなければならない。從來の電氣事業は殆んど滿鐵沿線に屬してゐて、僅に發電力十九萬キロワットに止まつてゐた。此中大部分は滿鐵の子會社たる南滿電氣會社の經營に獨占されてゐる。其他滿鐵の直營にかゝる自家用のもの及び北滿電氣會社のものもある。これ等は總て火力發電である。處が滿洲にも水力發電の資源は決して少くはない。これを有能に開發することは鐵道建設と同樣に將來の産業發達に非常に大きな貢獻をなす筈である。

この見地から松花江、牡丹江、嫩江、ウスリー江、豆滿江、鴨綠江、遼河其他の諸河川を調査すれば、數十個所の發電地が得られる。そして恐らく百數十萬キロワットの低廉な發電力が開發されるであらう。しかもダムによつて大貯水池を造れば夏の渇水も、冬の結氷も共に季節的變化から免れて、安價な電力を各地に豐富に供給することが出來るのである。これは勿論適當な方法で低廉な火力發電と聯繫し、全滿洲を統一的計畫の下に電化すべきである。

凡そ低廉なる電動力の供給こそ今後の產業開發上最も重要なる武器である。されば現にソヴェートロシアの產業開發計畫は何によりも電化に精力を集中させてゐる。殊に今後に着手すべき第二次五ケ年計畫ではシベリアの大河川を利用して世界的の大發電網を建設することが企圖されてゐる。滿洲でも是非この際大電化政策を確立させねばならない。

(二)國家的統制下の建設計畫

(イ)從來電力供給は純粹の營利會社たる南滿電氣の獨占に放任されてをり、しかも滿鐵はその石炭の供給を故意に釣上げた價格で自己の子會社たる此の電氣會社に押し賣りしてゐた。それ故、電力の價格も必然に非常に割高となつてゐた。其上南滿電氣の供給區域は極めて小規模に局限されてゐて、到底合理的な大發電計畫を許さなかつた。

(ロ)此際かゝる不合理は徹底的に廢棄されなければならない。そして全滿洲の火力と水力とを統一的に且つ大規模に開發するやうな、國家的電力計畫が確立され、最新式の大發電所の超聯系網によつて、低廉に各地に豐富

な電力が配給されねばならぬ。

(ハ)電力事業も目先きの採算からいへば、鐵道と同樣に引合はない事業であるから、その建設には是非共國家的機關の進出に俟たなければならない。

(ニ)しかし、決して國營化する必要はない。現在の南滿電力を中心として全會社を合同させ、更に國家の參加を得て、半官的トラストとして大擴張させたらいゝ。擴張に當つては、內地の主要電氣會社とも連絡をとり、その資本及び技術の利用を圖るべきである。

(三)電力開發と產業上の效果

(イ)かういふ風にして低廉な電力が全工業地域に提供されるやうになれば、それだけで多くの重要產業を勃興させる有力な刺戟となるであらう。就中、窒素固定工業、アルミニユーム工業、電解ソーダ工業、其他の電氣冶金工業、電氣化學工業等が盛んに勃興するであらう。

(ロ)特に注目すべきは農村の電化であつて、これは日本農民の移住を促進するために非常に大きな役割りを演じなければならぬ。卽ち灌漑、排水を始めとして、所謂農村工業化の發達にはなくてならない低廉な動力を供給するものである。斯くの如き現代的の武力をもつことによつてのみ、內地の農民は土着農民と對抗して、その獨自の積極的發展を實現することが出來るのである。勿論これには特に低廉な電力が必要である。

(ハ)電力の低廉を期するためには、出來るだけ多方面な需要を喚起する必要がある。そして電力の利用率を出來るだけ高めることが望ましい。此意味で鐵道の電化などといふことも將來は充分研究されなければならぬであ

らう。

第九章　重工業の國家統制

(一)鑛業政策の基本要項

豐富なる鑛業資源の開發は日本產業界の飛躍に缺くべからざる大要件である。國家はその鑛業政策を整備し、全力を注ぎて合理的開發を企圖すべきである。

新國家の採用すべき基本的政策要目は次の通りであらう。

(イ)從來の支那鑛業法の廢止と現代的鑛業法の制定。鑛業企業の設立に便宜を與へる方針を確立すること。

(ロ)一般外國人に鑛業權を開放すること——實際は日本人をして有望資源を優先的に確保せしめること。

(ハ)資源調査、その開發及び利用方法の研究——治安維持及び運搬施設等において積極的援助。

(ニ)國家的統制下における計畫的、合理的、採鑛企業化(鑛山企業の一大トラスト化と國家的統制——此點次項參照)

(ホ)鑛物輸出稅廢止——鑛區稅、鑛產稅等の輕減。

(二)重工業の强制トラスト化

炭坑及び製鐵業は滿洲全產業開發にとつて最も重要な基礎的意義をもつてゐる。又これ等の部門は何れも緊密

に結合した一大トラストとして經營されることによつて、始めて合理的にその能率を發揮することが出來るのである。從來は滿鐵以外にも若干の重要な競爭者があり、且つ內外の人爲的壓迫によつて、その自然的發展が阻害されてゐた。今後は出來るだけ全經營を單一トラストの下に統一させてゆかなければならないが、同時にその經營方針は嚴密に國家的統制に服せしめなければならない。

（三）炭坑業トラストの統制

炭坑業に就ていへば、滿鐵の炭坑を中心として一方に本溪湖その他の日本人經營の炭坑を合併し、又北票其他の支那側炭坑をも合併し、出來るならば、更に進んで開灤炭坑をもその統制權內に收め、又新邱其他の新規炭坑をも計畫的に開發せしめてゆかなければならない。更に資源調査を進めて有望な炭田が發見され次第、これをこの大トラストの支配に隸屬させてゆかなければならない。このトラストの經營は日本人の支配下に屬させるが、是非共內地の大炭坑業者の進出を促し、內地と共通支配の下におき、以てその資本及び技術を利用すべきである。

（四）製鐵業トラストの統制

製鐵業は技術上炭坑業と緊密に結合して經營されなければならないが、然し必ずしも石炭トラストと鐵鋼業トラストとを資本的に同一體系へ融合させる必要はない。殊に石炭トラストが國家的統制の下に完全に規律され、從來滿鐵のやつてゐたやうな不當な釣上げ政策が除去される場合には、兩者は安んじて切り離して各別に經營せしめることが出來る。それ故私は一應單純トラストとしての鐵鋼業トラストの可能性を考へる。

かゝるものとしての鐵鋼業トラストも亦從來の滿鐵所屬工場が中心となり、これに本溪湖の大倉組工場を合併

し、更に製鋼工場を新設し、充分銑鋼一貫作業の技術的長所を發揮させる必要がある。

此トラストも出來るだけ內地の鐵鋼業者と共通支配の下におかせるのが望ましい。

新製鋼所の所在をどこに決定すべきかは大問題であるが、吾々は鞍山――奉天の附近蘇家屯邊りが最も適當であると思ふ。これは特に炭坑、電力等の利用、銑鋼一貫作業の便宜等から考へられるだけでなく、集中的工業地域の建設にとつて甚だ望ましいからである。卽ち鞍山、奉天の周圍に、かくして一大重工業地帶を建設し、そこに、將來化學工業、機械工業、その他の諸部門を集中させることは產業開發計畫上の最も痛切な要求に合致すると考へるからである。尤も、內地への輸出には多少の不便もあるが、同時に滿洲自體の需要に對しては、それだけ運搬上の便宜が大きい譯である。將來は當然滿洲自體の需要が激增するのであるから、此點から考へても決して不都合はないであらう。

(五)內地重工業者との關係

內地の產業家の中には滿洲に石炭や鐵工業を建設することさへ、抑壓しようとする主張が強く支配してゐるが、吾々はかゝる狹陋な立場は徹底的に打破されねばならないと信じる。しかし、吾々は、滿洲の重工業トラストも、成るべく內地のトラストと同一資本系統に綜合的に統制させることが最も望ましいものと思つてゐる。內地產業家は積極的進出を企圖することによつて、その老朽的不安の存在から、一大轉換を實現せねばならないのである。

(六)オイルシエルと石炭低溫乾溜

石炭トラストと緊密に結合して經營されなければならないものにオイルシエールと石炭の低溫乾溜工業とがあ

る。これ等は何れも國家的事業としての性質を多分に包含してゐるのであるから、是非共日本政府の濃厚な保護の下に急速な發展を行はしめなければならない。これもやはり撫順邊りの工場設備を大擴張するのが自然であらう。

(七)硫安工業の兼營

以上の外に、尙ほ幾多の化學的副產物が重工業トラストの副業として發展せしめられねばならない。殊に硫安工業は內地に於ても既に相當大規模な發展が行はれてゐるし、空中窒素工業としての硫安工業は內地にもかなりの長所があるが、滿洲でも、將來、電力事業が確立すれば、決して內地に匹敵出來ない譯ではない。否、反て自然的條件は內地より優越してくる。故に將來は少くも滿洲の需要——それは必然に大擴張する——だけでも自給せしめることが合理的であらう。

第十章　輕金屬及び化學工業の助成

(一)輕金屬工業

マグネサイト及びアルミニユーム工業は、なほ充分企業化されてゐないが、近き將來に於て注目すべき發展をみるであらう。殊に金屬マグネシユームの工業化、及び豐富なる耐火粘土を原料とするアルミニユーム工業の前途は甚だ注目すべきものがある。これも是非共國家的の特別の保護の下に特殊會社を起して積極的の經營を行は

しめる必要がある。

處が、現にアルミニューム工業などは內地に於て濃厚な保護の下に自立計畫が進められてゐるが、內地には元來原料資源を全く缺いてゐるのであるから、寧ろ滿洲の豐富な耐火粘土の活用に着眼するのが至當であらう。

(二)曹達工業

曹達工業も國家の奬勵の下に是非關東州に確立させなければならない。關東州には低廉にして豐富なる原料鹽を產出するばかりでなく、石灰石、硫安及び燃料等何れも豐富であり、又電力の供給も低廉になり得るのであるから、曹達工業地としては甚だ有望な譯である。嘗て、關東州曹達工業といふ企業が計畫されたが、肝心の國家的補助金が得られなかつたので、その發展は阻止されてしまつたのである。政府は內地の曹達工業のみを保護して、この關東州の企業を抑壓してしまつたのであるが、これは決して妥當な政策ではない。

(三)大豆加工工業

滿洲の特產物の隨一たる大豆の加工工業も政府の奬勵によつて面目を一新しなければならないものである。從來滿洲の大豆はその四割迄が歐米油房工業で消費されてをり、一割五分以上が北滿の油房で消費されてをり、南滿の油房は三割五分を消費するに止まつてゐる。しかも其中、日本人經營のものは僅小であつて、南滿油房の中、僅かに二割を占めるに過ぎなかつた。全大豆消費量の中では僅かに七分に當るに過ぎなかつたのである。處が、南滿は原料の供給及びその他の工業條件に於て歐米、北滿等に比して決して劣つてゐないのであるが、唯だ從來は少しも保護助長政策が採られず、そのために濃厚な保護の下に立つ他の地方の工業に壓迫されてゐたのである。

殊に日本の政府は內地加工主義に專らであつて、內地工場に對しては高率の保護關稅を與へてゐたけれども、南滿の工場は全く自由放任に放棄されてゐたのである。その上南滿の邦人工場は設備も舊式で小規模なものが多かつたから、その發展が阻止されてゐた譯である。今後は一方に於て適當な保護を滿洲所在の邦人經營に加へると共に、出來るだけその經營を集中化し、大規模な現代式會社組織を起して、積極的發展の途を講じなければならない。そして豆糟の飼料化及び豆油の加工化（サラダ油、硬化油、石鹼、バタ等）を精力的に進めてゆかなければならない。內地の油房工業は必然に滿洲へ轉換される外に合理的な打開策はないであらう。

第十一章　その他の有望な產業

以上の外に有望工業として特記すべきものは次の通りである。

（イ）ガラス工業――原料豐富で低廉。又燃料炭としては撫順炭が最も適質であるから、將來は內地の同業者をして滿洲へ進出せしむべきである。

（ロ）製粉業――滿洲小麥は有望なるのみならず、麥粉の滿洲需要も莫大であり、目下外品を輸入してゐる程であるから、日本の製粉業者をして滿洲企業へ進出させねばならぬ。それと同時に從來の在滿企業をトラスト化して、大規模なる現代的企業化すべきである。

（ハ）皮革工業――原料供給豐富であるが未だ現代的の日本企業はない。今後は內地の同業者の統一ある進出を

計るべきである。

(ニ)その他、マッチ、タバコ、製麻工業等……

(ホ)パルプ工業、毛織業及び柞蠶工業——これらはいづれも原料供給の點で獨自の存在を主張出來るが、內地の加工業が既に充分發達してゐるから、滿洲では當分の間は半加工業程度で止めるべきであらう。

× × ×

尙ほ紡績、製糖、機械工業等は特に奬勵すべき理由がない。內地の產業のための市場として留保さるべきであらう。

總して、滿洲に特別の長所もなく、且つ內地において充分確立されてゐる如き部門においては成るべく內地の企業本位に計畫を樹てるべきはいふまでもない。

第十二章　結　論

(1)

以上、重要なる產業開發計畫の各項に就て少しく分析的說明を試みたが、結論として尙ほ一言附記しておき度いことがある。

それは他に非ず、滿洲產業開發事業は是非共內地の金融資本團を總動員して急速に基礎工事を建築すべしといふ

一事である。現實の大難關視せられる資金調達法の奥祕も結局は內地金融團の動員方法いかんに歸着するものであるといつても大過はないと信じる。

(2)

世人動もすれば軍部の意向なりとして大金融團の進出を排斥するが如く風評するも、吾々は、斷じてかゝる突飛の風評を信じない。思ふに之は軍部の國家的統制主義を曲解せる謬見に外ならぬであらう。しかし、國家的統制は決して國家社會主義と同一義ではない。けだし、本文中に詳說しおきたる如く國家社會主義的政策はその根本原理においてこそ傾聽すべき點多大ではあるが、今日現前の滿洲開發策としては決して、その『公式的』なる形體の儘では採用出來得べきものではない。軍部の指導家が此の明瞭なる事實を無視する筈はない。吾々は固より國家的統制政策を大に推擧するものではあるが、それは同時に內地大金融團の積極的進出を有効に利用し、適宜に指導するものとしてでなければならぬと信じる。大金融資本團をして出來るだけ有能にその財源の威力と經濟的才能とを發揮せしめつゝ、一方でその私的獨占の弊害を巧妙に統制することこそ現下の國家的統制の中心議題と信ずるものであり、此一點こそ進歩的な大爲政家の手腕に期待する所以である。もし、小兒病的潔癖に捉はれて、徒に資本家壓迫の態度を强調するのみであらば、いかにして滿洲開發の急展開を實現せしめることができるだらうか？

殊に、今當面の難關とされる資金調達の如きも、所詮は內地大金融團の活潑なる進出を奬勵するの外に採るべき途はあり得ないではないか？

(3)

吾々が本文中において、特に、繰り返へし、日滿產業の共同支配——卽ち內地產業家をして滿洲の同種事業へ投資せしめ、日滿產業を資本的に共同經營化せしめる方法——を力說したのは、實に、右の趣旨に基いて、急速に事態を善處する唯一の合理的方策と信じるからである。

幸ひにして、もし、此の根本方策さへ確立されるならば、一日も速にその大義を堂々公表し、內外の投資家をして向ふ處を知らしむべきである。彼等は今、無根の風評に恐怖と疑惑とを懷いてをり、そのために、對滿積極政策を躊躇してゐるやうにみえる。もし、上述の根本方針さへ闡明されるならば、內外大資本團は必ずや欣然として滿洲開發事業に挺身して參加するであらうから、所要資金の缺乏の如きは、最早深く憂慮するに足らないであらう。

(4)

のみならず、さし當り巨額の資金を必要とするも、それは必ずしも貨幣資本の形體たるを要せず。多くは商品形體の信用による供給でいゝのであるから、內地產業家にとつては、これ程好都合な打開策はないともいへるのだ。

けだし、周知の如く、內地產業界は各方面に過大生產の行詰りに苦惱してをり、莫大な滯貨の處分策に奔命してゐるのであるから、滿洲產業建設のために、旺盛なる需要を喚起するやうならば、かなりの犧牲を拂つても、過剩ストックの信用賣りに應じるであらう。

新國家、經濟參謀本部、特殊金融機關、日本銀行等の諸機關は內地と滿洲との兩產業界の中間に介在して、適宜の方策によつて兩者を結合させるべく積極的努力をつくせばいゝのである。

(5)

だが、何といつても、問題は日本產業界の一大變革的躍進に關係してゐるし、又國家の存亡を賭して敢行せんとする重大政策なのであるから、爲政者たるものは餘程徹底的な非常時的自覺を以て斷乎たる積極政策を確立せねばならない。

固より放漫、粗雜なる開發計畫のために資金の濫費を招くが如きは、飽迄戒心せねばならぬが、合理的計畫の遂行を資金調達難の口實によつて遲延させる如きことがあつてはならない。

必要とあらば、日本銀行の非常時的動員によつて大インフレーション政策を斷行するも、いとふべきではない。

又、內地大金融團の國家的總動員も回避することはない。（終り）

滿蒙農業の展望

那須　皓
錦織英夫

はしがき

今や滿蒙は世界注視の的となつてゐる。さり乍ら從來餘りにも無關心であつたわが國民は滿蒙の如何なる地なるかさへも充分に知らない。殊に滿蒙の農業に對しては特に然るのであつて、土地に飢えたるわが農民は廣大なる土地の存在に魅せられ、そこには如何なる農業が行はれ、それが如何なる環境の下に立つてゐるかの理解さへもしようとしない。進んで新天地を開拓せんとする意氣には賞すべきものがあるが、雄飛の前に、先づ滿蒙農業の眞相を學び、之れに對する確たる認識を得ることが肝要である。

本論考は正に滿蒙農業の眞相をばその倚つて立つ基礎的諸條件との相互關係に於て把握し、之を通して滿蒙農業の諸問題を暗示すると共に、わが農業移民の意義、役割が奈邊にあるべきかを指示せむとしたるものである。

第一章　滿蒙農業の歴史的發展過程とその地域的配列

滿蒙の地たるや比較的近代の開發に係り、現に尚その開發途上にある。

清朝の名によつて中原に覇を稱へ慓悍を以て知られた滿洲族も被征服者たる漢人の經濟的壓迫には抗し得ず、凡ゆる努力、禁制の効もなく、決河の如く侵入する山東、河北地方の耕種農たる漢人によつて、次第にその經濟的地盤を奪はれ、滿蒙の牧地沃野は漢人の手によつて耕地と化せられるに至つた。それのみならず北に境を接するロシヤの東進の勢は又滿蒙の地に及び、北境よりの開拓の歩を築き、鮮民亦彼等の得意とする水田耕作の技能を以て東方より低地を追うて侵入し來り、その結果滿洲人、蒙古人はその生活の本據を西北へ／＼と伸ばさざるを得なくなつた。

かくて嘗つては放牧生活の本據であり、農業上（狹義の）は眠つてゐた滿蒙の廣大なる沃野は、滿洲民族自身の農業的發展を待たずして耕種農たるより高き技術と文化とを有する漢人によつて農業地帯へと發展せしめられたのである。（勿論此の間に於ける鐵道の發達が之を促したことは見逃し得ぬ。）

かゝる滿蒙農業の歴史的發展過程は今日尚興安嶺附近に於て進行中であり西方の牧畜地帯と、東南の農業地帯

とに於ては判然たる民族的差異が見出される。而して年々新しく入り來る多數支那移民による農業地帶の西北進はマジャール氏（L. Magyar）をして滿洲の開發の速やかなるを評して「滿洲の農民經濟の數量の發展は年を以て計算するのではなく月を以て計算される。」と云はしめてゐる程である。

されど玆に注目すべきは、上述の如く漢人が滿洲人及び蒙古人との經濟的競爭に於て優位の地歩を占め得て能く此の地の農業的開發を遂げ得たのは彼が有せしより高き文化と技術力とによるものであつたが、移住者數の劇增せし近年に於ては寧ろ此點よりも、漢人による開發、植民が只々彼の瘠薄地山東地方の窮迫其の極に達した無資、無力の流民大衆による穴埋め的植民であると云ふことを特質とする點である。かく觀ずるとき其處には他の文明諸國の植民地開拓（より高き技術と資本力との移出による植民）と比較して可成りの特異性を見出し得るやうに感ぜられるのであるが、かゝる點こそ亦滿蒙農業を更に特徴づけるものである。（註）

（註）滿洲の農業（滿鐵調査課刊）。中國問題研究會譯、マジャール著、中國農村經濟研究上、及び（Owen Lattimore; Manchuria: Cradle of Conflict New York. 1932. 參照。

第二章　滿蒙開發途上に於ける農業の國民經濟的地位

かくは云ふものゝ滿蒙の地は農業を以て拓かれ、農業を以て立つ新開地域であり、滿洲事變を轉機として成立せる一農業國である。諸産業の發達未だ若く、農業は殆んど壓倒的に重要にしてその國民經濟上根幹的地位に在る。しかのみならず其の他の産業と雖も工業と云ひ、商業と云ひ、將又交通業と云ひ殆んどすべてが農業を基礎としてその上に成立せるを思へば滿蒙に於ける農業の重要性の如何に大なるかを知り得るであらう。

かゝる事實は農業が包擁する人口數を檢して見ても、將又農業者が生産する農業純富生産額を見ても知り得べく、更に又外國貿易上に於ける農業の地位を檢するも知り得る筈である。されど滿蒙には未だ據るべき確たる統計少く、如上の諸點を悉く茲に闡明し得ないのは遺憾である。但し資料の存する限り次に順次之を檢討するであらう。

（イ）　人口の吸收力と農業

滿蒙に於ける人口は何れも推定によるものにして確たることは知り得ないが、大體東三省二千九百六拾萬人、熱河省四百五十萬人、關東州及び滿鐵附屬地百三十萬人合計三千五百四十萬人と推せられ、總面積一平方粁に對する人口密度約三十人(昭和五年現在)にして、北海道の約二十七人よりはやゝ高いが、わが內地の百六十三人に比すれば、大約五分の一に充たず、更に支那本土山東省の二百三十七人に比すれば、實に八分の一に過ぎない。而して此の人口の幾何を農業が吸收して居るかは素より明かではないが、各地の調査を參照するにその殆んど大部分が農業者であることを報じ、關東州及び滿鐵附屬地の商工業の最も盛んな諸都市を含む地域に於てすら、農

業者は總人口の約三十四%を占めて居る。（註）

註（一）

調査地域（括弧内總人口）	農業人口（戶數）の總人口（戶數）に對する割合推定	
東三省（二、九六〇萬人）	九〇%	（滿蒙の農業經營の研究）
東支鐵道接壤地帶五〇農業縣（八三〇萬人）	八五—九〇	（ヤシノフ著、北滿洲支那農民經濟）
吉林縣（八三萬人）	七〇	（吉會線地方農事調査報告書）
額穆縣（四・六萬人）	八五	
敦化縣（四・二萬人）	八五	
寧安縣（二〇萬人）	七五	
間島及琿春地方（六・二千戶）	戶數八三	（間島及琿春地方農業）
興京縣	戶數八一	（遼寧省東北部諸縣農事調査報告、昭和三年）
通化縣	同 八三	（同 右）
海龍縣、輯安縣	人口八〇	（同 右）

關東州及滿鐵附屬地（昭和三年、一一六萬人）

農業	三三・八四%
工業	一三・六二
交通業	八・三九
其ノ他ノ有業者	八・一四
公務自由業	七・三一
水產業	五・七三

鑛業	四・七二
無職	一・四一
家事使用人	一・三九

(二　都市對農村人口よりの推定。

更に余が滿鐵調査課刊の商工要覽中に掲げられた奉天市以下三十九都市及びその附屬地の戶口を集計せしに戶數四十一萬二千戶、人口二百三十萬人となつた。（昭和四年九月）して見ると此等の都市以外の農村區域には約三千三百十萬人の人口が居住することゝなり、都市對農村の人口の比率六・五對九三・五となる。然し總人口三千五百四十萬人は昭和五年度現在なることゝ、以上の三十九都市の外にも尚多少の小都市のあることを思へば、大體總人口の九割が村落人口なりと見て好いであらう。これは更にヤシノフ氏が北滿の東支鐵道接攘地帶五十縣に就て調査せし都市對農村人口の比率一〇―二〇對九〇―八〇とせしことと相一致する。以て農村に如何に大なる人口を包擁してゐるかを知るに足るであらう。今此等の數字よりして農業人口を推定するに、農村人口の八割五分を農業人口とすれば二千八百十四萬人、尙又以上の都市附屬地にも若干の農業者があるを以て、滿蒙に於ける農業人口は大體二千八百二十萬人と推定される。

以上によつて見れば滿蒙全人口の大體八割內外が農業人口であると見て大差なかるべく、從つて滿蒙農業は二千八百萬人內外の人口を吸收してゐると推せられる。而も年々入り來る支那移民の殆んど六―七割（滿洲出稼漢民の抽出調査によれば六五％）は農業者及び自由勞働者（多分に農耕勞働者となるもの）である。かゝる農民國は世界にもその類少なく、之にやゝ類似せるはロシヤ、印度、及びポーランドあるのみである。而して尙都市人口に比して村落人口の多きも又その類例なく、米國の一八八〇年代の事情に最も近きも、米國はその當時既に都市對村落人口の比率は七一・四對二八・六になつてゐたのである。（猪間驥一編世界經濟圖表による。同書では職業別

人口構成は本業者のみをとつてあるを以て多少の差異はある。）

（ロ）農業純富の生産

斯くの如き多數の人口を包擁する農業の純富生産が諸産業のそれに比して幾何に達するかを究めんとしたれども、その資料なく、壓倒的に大なる額に上るであらうと云ふことは考へられ乍らも之を統計上には示し得ない。依つて茲にては直ちに外國貿易上に於て占むる農業の地位の點檢に移らう。

（ハ）外國貿易上に於ける農業の地位

全滿洲の輸出總額は昭和五年に於て三億九千二百八十萬海關兩、輸入總額三億百八十萬海關兩に達するが、此の內農産物は如何なる地位を占むるかを見るに次表の如くなる。

輸出貿易上に於ける農業の地位　（昭和五年）

種類	價額（千海關兩）	仝上比率
農産物	一八三、八九六	四八・七
農産加工品	一一五、六九一	三〇・六
林産物	三、〇〇六	〇・八
工産物	一三、九四四	三・七
鑛産物	三八、五七〇	一〇・二

水産物	六五九	〇・一
鹽	四、〇一八	一・〇
其他	一八、四四七	四・九
計	三七八、二三一	一〇〇・〇
再輸出	一四、六四三	
合計	三九二、八七四	

備考　本表は北支那貿易年報より算出。移出額（支那への）も本表では輸出とし、第三欄比率は再輸出を除外せる額に對する比率を示す。

卽ち農産物は斷然他を抜き實に總輸出額の約四十九%を占めてゐる。滿洲農産物が始めて海外に輸出されるに至つたのは日露戰後のことであると云ふに、爾來三十年を出でずして此の如き巨額に上り、實に劃期的發展を遂げてゐる。農産物中最も主なるものは大豆（一一四、一五七千海關兩）、粟（一四、三六五千海關兩）、種子、其他の豆類、高粱等であるが、更に農産物に亞いで多額の輸出を見る農産物加工品中に於ても直接農業者の生産加工せるもの多く、その主なる加工品たる大豆粕（六六、一三五千海關兩）、豆油（一六、五〇九千海關兩）、柞蠶絲（九、四一六千海關兩）及び皮革（四、七六六千海關兩）其他の農産加工品を合するときは、農業生産物は正に三億海關兩に垂んとし、全輸出額の八割近くを占むることゝなる。

之れに對して輸入に於ては農産物は僅に全輸入額の七・四%を占むるに過ぎず、農産加工品を加へてやうやく總輸入額の六〇%に達する。

輸入品中に於ける農產物の占むる割合

種類	價額（千海關兩）	同上比率
農產物	二二、三六五	七・四
農產加工品	一五七、三〇八	五二・一
林產物	六、〇九一	二・〇
水產物	一三、三三七	四・三
工產物	六八、〇七一	二二・六
鑛產物	一六、七八七	五・六
其他	一七、八〇四	五・九
計	三〇一、七六三	一〇〇・〇

斯くの如く滿蒙農業は自國民を養ひ、尚且つ多額の農業生產品を海外に輸出し居る現狀であつて、之れが國際貿易のバランスの上より見て如何に重大なる意義役割を有するかを明かになし得ると共に、滿洲國國民經濟上農業が如何に重要なる地位にあるかを知り得るのである。

第三章　滿蒙農業の諸特質

凡て一地域の農業の特質を見るに當つては如何なる觀點に立つかゞ問題である。
單に農業現象の各相に於ける特徵を點檢し、之を他と比較して之を把握することも出來るし、更に又その農業

を基礎づけてゐる諸條件の諸特質を通して農業の特質を究めることも出來る。何れにせよ、農業の特質は農業と其の地の持つ諸條件との交互關係の所産なるを以て、その地の諸條件の分析なくしては、その地の農業の眞の特質は之を把握し得ない。吾々はかゝる觀點に立つて滿蒙農業の特質を考へて見度い。

先きにも述べたる如く、滿蒙はその農業の歴史的發展過程をば滿洲より遠く蒙古に亙つて同時的地理的平面の上に投影し、各々特質ある地域を作つてゐるのであるが、今滿鐵調査課の岡川榮藏氏の研究によれば、次の四地域に區分せられてゐる。

地域區分

一、農業（狹義）地帶　滿洲と之と相接壤する東部内蒙古に於ける開放地の一帶

二、粗放なる農牧混同地帶　内蒙古開放地に接壤する未開放の蒙地（哲里木盟、（昭烏達盟の東南部）

三、遊牧をなさざる牧畜地帶　興安嶺東麓以南（哲里木盟、昭烏達盟の西北部）

四、遊牧地帶　興安嶺西麓以西（錫林郭勒盟及外蒙古）

更に滿洲のみに就て見ても、或は南滿と北滿とに（可成り判然たる特質がある）、或は松遼平原、滿洲山岳地方、興安地方（註）等に、或は更に地理學の立場から更により小なる地帶區分がなされてゐる。

註　廣宏正氏は滿蒙を松遼平原（松花江、遼河の流域及び吉林西北部、黑龍南部、遼寧西部）と滿洲山岳地方（遼寧の東北部、吉林の東南）と興安山脈地方（黑龍江と遼寧、吉林熱河の各一部）とに分つた。（農業經濟研究五の二）

此等の各地域に於ては勿論各々異つた農業の特質があるのであるが、然し茲では先づ滿蒙の大部分を占める農業地帶に就て、その共通なる主要特質のみを究めることゝし度い。然らばかく限定すれば滿蒙農業の特質は如何。

（一）廣大なる未可耕適地の存在と粗放なる耕地利用。滿洲の耕地面積は東三省のみにて約一千三百二十萬町步にして、總面積の僅に一二・六％に當り、尙將來の可耕適地を約千二百萬町步乃至千六百萬町步殘してゐると云はれてゐる。卽ち現在未だ漸やく可耕地の半ばを開拓し得てゐるに過ぎぬ。斯くの如きは全く滿蒙の地が從來支那の邊境の地として余り重要視せられず、加ふるに淸朝百數十年間の入滿禁止令や更には支那及び日本農民の非移動性等の諸要因によつて開發の遲れたる上に、保安及び交通の關係上事實開拓の困難ありしによるのである。さり乍ら最近に至つては山東、河北等の北支那地方の多數の過剩人口がその地の兵燹や凶作等の爲め流民となつて滿洲に入り込みし爲め、年々三十萬町步内外の開墾を見つゝある。尤も次表によつて知り得る如く、開拓の比較的早く行はれ、而も交通便利なる地方は今や殆んど開拓し盡され、將來の開拓は多く北滿に殘されてゐると云ふ有樣である。

滿洲に於ける未可耕適地（昭和五年）

	地方別	可耕地	既耕地	未耕地	未耕地の可耕地に對する比率
南滿	奉天以南地方	二、二〇七千ヘクタール	一、八二五千ヘクタール	三八二千ヘクタール	一七・三％
	京奉線地方	七九六	七五六	四〇	五・〇
	開原地方	一、一二三	九八三	一四一	一二・五
	奉海線地方	六一九	三五二	二六七	四三・二
	長公地方	一、一七四	一、〇四一	一三三	一一・三
	四洮線地方	一、七二三	八二三	九〇〇	五二・二

	吉長地方	一、〇三五	七一三	三二二	三一・一
	間島地方	六一〇	二六五	三四五	五六・五
	計	九、二八七	六、七五七	二、五三〇	二七・二
北滿	東支南部線地方	一、五九二	一、三四七	二四五	一五・四
	哈爾賓管區	四二	三八	四	八・九
	東支東部線地方	二、三三八	八〇〇	一、五八八	六五・八
	松花江下流地方	四、〇〇九	一、二〇六	二、八〇二	六九・九
	呼海線地方	一、六七二	九九〇	六三三	四〇・八
	東支西部線地方	六、九四九	二、三〇四	四、六四五	六六・八
	其ノ他地方	四、二一二	六六	四、一四六	九八・四
	計	二〇、八一四	六、七五一	一四、〇六三	六七・六
合計		三〇、一〇一	一三、五〇八	一六、五九三	五五・一

備考　滿洲產業統計による。千ヘクタール未滿は四捨五入す。

以上は東三省のみに就て見たのであるが、之に熱河省を加算すれば未可耕地は更に增加する。東亞經濟調査局の推算によれば、熱河省の未可耕地は百六十萬町步である。（滿蒙政治經濟提要、改造社經濟學全集第二十五卷）

如上の未可耕地が悉く近き將來に於て開拓し盡され得るとは云へぬが、滿蒙及び之を繞る諸國の人口增加、農業の發達程度、生活程度の向上、乃至は新舊兩國間に於ける農業の經濟的競爭關係等は必然的に此の新開國たる滿蒙の未可耕地の上に開拓の手を伸すであらう。

更に滿蒙の可耕地面積は前表に示すが如く大約三千萬町歩（總面積の約二十八％）と推せられてゐるが、之は全く以前の推算に基くもので確たるものでは決してない。今若し之を正確なる數字なりとするも、社會的要因たる技術の發達は從來の不可耕地をも可耕地となし得る場合多く、又その望みなしとは云ひ得ない。勿論、從來の可耕未開地中にもアルカリ性土質其他によりて當分開墾の見込みなきものも相當あるかも知れぬ。此等を差引くも滿蒙農業が廣大なる未可耕地を擁すると云ふ事實は蓋し疑ひを容れぬのである。

次に耕地の利用を見るに、此の地の農業期間短き爲に、殆んど全く一毛作であつて、二毛作をなし得ない。從つて耕地の作付率は大體一となる。此點わが內地の耕地作付率一・四四（那須皓著日本農業論一四〇頁）に比して顯著なる特質をなす。それのみならず更に注目すべきはその耕地に作付する作物は多く粗放作物たる高粱、大豆、粟、稗、玉蜀黍、小麥等であつて、それ等が耕地の大部分を占めてゐると云ふことである。卽ち次表に示す如くである。

粗放作物が絕體的優位を占める耕地利用

作物別	作付面積（千町歩）	作付比率（％）
大豆	四、〇二六	三〇・三
高粱	二、九九二	二二・六
粟	二、一五一	一六・二
小麥	一、三〇九	九・九
其他雜穀	一、〇五三	七・九

玉蜀黍	八、八八四	六・七
其他豆類	三、五五〇	二・六
小計	一二、七六五	九六・二
水稻	八九	〇・七
陸稻	一一三	〇・九
莨	四五	〇・三
棉花	三四	〇・二
其他	二二五	一・七
小計	五〇六	三・八
合計	一三、二七一	一〇〇

従つて此等の點を考慮すれば、滿蒙農業に於ける耕地の利用が如何に粗放なるものなるかを推し得る（後詳述）。

（二）農業經營の資本の組成低く、極めて粗放なる經營なること。

第一の特質に關聯する特質は、滿蒙の農業經營の極めて粗放なることゝ、その資本の組成の低きことゝである。經營の粗放、集約の決定には幾多の困難があるが、その一般的尺度たる資本及び勞力投下額中に於ける施肥量及び所要勞力のみをとつて見るだけでも這般の實情を窺知し得る。卽ち肥料の施用は一般に南滿に於ては二、三年に一回、北滿に於ては無肥又は三、四年に一回宛極く僅かの土糞（トウフエン）と稱する人畜の排泄物、草等を土壤に混じたるものを用ひるに過ぎず、化學肥料は勿論其他の購入肥料をも殆んど施さないのが普通である。其他大豆粕、胡麻

油等を用ひることあるもそは蔬菜園のみにして普通作には施さない。又都會附近にては糞餅と稱する乾糞（街上に散點する人畜糞を丸め乾燥したるもの）を施用するも、極めて限られたものにして、一般には人糞さへも豚や犬の飼料とするとさへ云はれてゐる、（滿蒙の農業經營の研究）。從つて肥料費は極めて少く、農業經營費中に於て全く云ふに足らぬものである。

南滿に於ける施肥量と肥料費

（イ）土糞　二、三年に一回

一反歩當り	高粱に	一五〇貫――五〇〇貫
	粟に	一五〇――四〇〇
	大豆に	一八〇――六〇〇

（滿蒙に於ける農業經營の研究）

（ロ）

	反當施肥價額	全經營費に對する割合(%)
南滿支那人農家(十戶)	〇・四五圓	四・二
南滿日本人農家(十戶)	二・四四	一四・八
日本内地(百戶)	七・三八	一六・七

（日滿農業の比較研究より算出）

（ハ）收入と施肥價額

	南滿南部			南滿北部			關東軍調査		
	大農	中農	小農	大農	中農	小農	大農	中農	小農
經營面積	四六・八町歩	七・二町歩	二・五町歩	七八・〇町歩	二四・〇町歩	六・〇町歩	五一・六町歩	七・八町歩	二・八町歩

収入	二、四〇二元	七九一元	五一六元	六、四三五元	一、九二八元	九〇〇元	四、九七一元	一、七九二元	八三六元
肥料代	三九	―	一九	―	―	―	五二	―	一六

次に投下勞力に就て見るに、滿蒙に於ては後述するごとく乾燥地農業を特質とし、可成りに入念なる耕作をなせども、元々栽培作物が上述の如き作物を主とする關係上、勞力的にも亦粗放であると云へる。

反當所要勞力

		南滿		北滿	
大豆	人力	人 5.3	**13.1**	人 3.8	**11.3**
	畜力	2.6		2.5	
小麥	人力	3.0	(吉林省)	2.5	**8.6**
	畜力	?		2.0	
高粱	人力	5.6	**11.3**	3.9	**11.0**
	畜力	1.9		2.4	
黍	人力			3.6	**10.9**
	畜力			2.5	
玉蜀黍	人力	8.2	**15.4**	4.0	**10.5**
	畜力	2.4		2.2	
粟	人力	5.0	**10.7**	―	
	畜力	1.9			
陸稻	人力	6.2	**13.1**		
	畜力	2.3			
馬鈴薯	人力	7.7	**18.2**		
	畜力	3.5			
10作物平均	人力	5.8	**12.6**		
	畜力	2.8			
3作物平均	人力	5.3	**11.6**		
	畜力	2.1			

備考　本表は滿鐵農事試驗場調査及びヤシノフ氏調査の數字より算出。
表中ゴヂックは畜力を人力の三倍として人畜力合計せるものである。

即ち上表によれば反當投下勞力は畜力二―三頭、人力五人內外である。之をわが內地の農業經營に一般的なる稻作及び桑園耕作勞力に比して如何に大なる差異の存するかを知るであらう。

更に滿蒙に於ては、一般的に勞賃低廉なるを以て、勞力費の農業經營費中に於て占むる地位は相對的により低

下するのである。

「日滿農業の比較研究」に於て日滿農家農業經營費比較表（五九頁）中の、南滿支那人の反當投下勞力費四圓四錢（全經營費の三七%）、南滿日本人のそれは八圓二十四錢（全經營費の五〇%）なるに對し、內地農家のそれを二圓三十二錢（全經營費の五%）として比較してあるが、之は余の云ふ勞力費とは異るものである。上の數字は只滿洲にては雇傭勞銀が日本のそれ（余り傭入れをしない）に比して大なるを示すに過ぎない。滿洲農家の勞力費は如何なる內容を有するものであるか判然としないが、若し之れに自家の勞働報酬部分（自家勞力費）をも包含するとせば、わが內地のそれとは比較し得ないものである。

斯くの如く滿蒙農業はわが內地農業に比すれば勞力的にも極めて粗放ではあるが、然し滿蒙農業それ自體に就て見れば勞力は頗る重要なる地位に立ち、從つて滿蒙の農業經營は純然たる勤勞的勞作經營であると云へる。而

農業資本構成の特質

國別	土地	建物	農具	家畜	計
南滿の中農家	七二%	五%	五%	一八%	一〇〇%
南滿支那人農家（十戸）	七〇	二二	一	七	一〇〇
南滿日本人農家（十戸）	八〇	一四	三	三	一〇〇
北滿農家（七〇戸）	七六・〇	一二・七	四・三（家具ヲ含ム）	七・〇	一〇〇・〇
內地農家	八〇・四	一〇・九	二・六	一・四	一〇〇・〇
			植物 三・四	現物 一・三	
北米合衆國	六六・二	一七・四	五・一	一一・三	一〇〇・〇
瑞西	四〇・四	二八・〇	五・二	一二・一	一〇〇・〇
			植物 九・〇	現物及現金 五・三	

備考　滿洲農家の數字は前場參考書により、日本及び外國の數字は那須皓著、日本農業論一五九—一六二頁に據る。

して此のことは亦農業資本の組成の低位なることを物語るものである。

卽ちその農業資本の組成の特質はわが内地と等しく、土地に投ぜられた資本部分が殆んど大部分を占め、其他の資本は低位にあることである。殊に農具資本の少なきは注目すべきことであつて、滿蒙農業經營に用ひられてゐる農具は數こそ多いが、極めて原始的なる木製のもの多く、勞働者の體格に應じ土地氣候に適應せる極めて粗末なものである。之れも亦滿蒙農業の主要なる特質ではあるが、ブリンクマン教授の所謂集約度指標（京大教授、大槻正男氏譯、農業經營經濟學八頁）に從へば、かゝる農具其他に具體化せられた資本設備の少なきことは、卽ち滿蒙農業の粗放なることを示す一徴表たるに外ならぬ。

反當建物及び農具資本比較

	建物資本	農具資本	總固定資本
南滿支那人農家（十戸）	一九・四一円	〇・八九円	二八・二二円
南滿日本人農家（十戸）	九・五〇	二・二四	一五・二三
日本内地農家（百戸）	六二・八七	一五・七九	一七〇・二五

（滿蒙農業經營の研究　五五頁）

（三）、農業經營規模比較的大なり。

如上の特質は更に幾多の農業經營上の特質を随伴する。その第一は經營規模の比較的大なることである。然し之を統計上正確に指示することは出來ないが、一九一九年農商統計と一九二六年現在の滿洲耕地面積より算出したる數字によれば、東三省一農家當り平均約四町四反（奉天省二・九八町、吉林省五・九四町、黑龍江省八・七八町）、

熱河省二町六反、關東州三町二反であり、我が國では北海道のそれ（留萠支廳二・八町、網走支廳五・四町、河西支廳一〇・二町）が之にほゞ比較する。

以上は只の平均數字に過ぎないが、之を經營規模別に見ると次の如くである。

經營段別の規模別に見た農家戸數比率

	小農		中農		大農	總農家戸數
	六反未滿	六反—一・八町	一・八町—三町	三町—六町	六町以上	
奉天省	一九・九%	二一・四%	二三・八%	二〇・〇%	一四・九%	一〇〇（一、七三六、三〇九戸）
吉林省	一七・二	一五・三	二四・三	二一・四	二一・八	一〇〇（八〇〇、五〇二）
黑龍江省	五・八	九・八	一六・三	二二・九	四五・二	一〇〇（三三五、四九六）
熱河省	二三・九	二八・八	一六・五	一四・九	一〇・九	一〇〇（六七〇、六一五）
計	一九・七	二〇・三	二一・八	一九・六	一八・六	一〇〇（三、五四二、九二二）

備考　一九一九年中國農商統計による。一農家經營面積數字と共に「滿洲の農業」による。經營の大小と所有の大小とを混同してゐないかとさへ云はれる程正確なものではない。

前掲平均數字並びに本表を以て正しく滿洲農家を現はすものと見るべきや否やにつきては別に論ぜねばならぬが假りに本表によるとするも尚且つ滿洲農家が我が內地のそれに比して如何に經營面積の大なるもの多きかを推

知し得る。素より地域的に大なる差異があるのであつて、例へば滿鐵沿線地方の如きは農家一戸當り經營面積甚だ小さく、平均一町一反余(復縣外五縣内八十ケ村)とさへ云はれ、其他にも尙數多の事例はかゝる經營面積小なるもの多きことを示してゐる。但し千葉豐治氏は之に就て、滿洲にては自家の勞働を他に提供して勞銀を得ると云ふ農家甚だ多く、此等は勞働が主で農が副であるから、眞の農家と見做すべきものは三町歩以上のものであるとして次の如き數字を掲げてゐる。

三町乃至六町未滿	一〇五戸	三二・五%
六町――十二町	八〇	二四・七
十二町――十八町	八一	二五・〇
十八町――三十町	四〇	一二・四
三十町以上	一七	五・四
計	三二三	一〇〇・〇

(滿洲農業の特質と日滿農家の比較研究　四二頁)

滿鐵の調査による農家の大、中、小農の區分又之れによるもの多く、南滿に於ては六町歩内外を小農(家族七人内外)、中農十二町歩内外(家族十人内外)、大農十五町以上の標準をとつてゐる。

斯く滿洲の農業經營規模は我が國又は支那本土に比較すれば、斯くの如き軒輊あるも、之を諸外國に比すればその經營面積は決して大なりとは云ひ得ない。之れ卽ち滿洲農業が大機械に倚據する資本主義的經營にあらずして專ら畜力及び人力に倚據する勞作的農業經營であるからであつて、一面その農業經營の規模はその家族人數及

び畜力に制約せられるところが大きい。次表は大體之を示す。

農業經營面積と家族數並に勞役家畜數

		調査農家	農家一戸當り 家族數	農家一戸當り 勞役家畜
南滿	一五天地未滿	一〇戸	七・二人	二・七頭
	一五——三〇	七	一一・八	五・四
	三〇——七五	九	一四・二	八・五
	七五以上	四	二〇・二	七・七
北滿	一五晌未滿	一三	八・三	
	一五——三〇	二四	一四・二	
	三〇——七五	二二	一五・八	
	七五以上	一一	三二・二	

本表は滿鐵調査課、滿洲農家の生産と消費及びヤシノフ著、北滿支那農民經濟より算出す。

即ち滿洲農業の第三の特質は比較的その經營規模の大なる勞作的經營たる點にある。

(四)穀菽式經營を採り低度の輪作により地方維持を計る。滿洲農業の粗放なるの特質に隨伴する第二の特質は農業經營方式に顯れる。即ちかゝる粗放農業にあつては地方維持と云ふことが最も重要なる意義を有するのであつて、その爲の經營方式の特質は家畜の有機的結合組織の採擇と淺根作物、深根作物及び窒素蒐集作物間の輪作の採用とに求められる。前者はしばらく措き後者に就て之を見るに、滿洲農業はかゝる趣旨よりして高粱、粟、

大豆又は玉蜀黍の三年乃至七年輪作法をとり、農家多年の經驗を以て一の特殊なる經營方式を作り上げてゐるのは注目に値することである。

輪作法

（イ）高粱に施肥する三年輪作法

高粱 → 粟（玉蜀黍） → 大豆

（ロ）大豆に施肥する三年輪作法

大豆 → 高粱 → 粟（玉蜀黍）

註　尙輪作の場合前作の跡作として適當なるもの不適なるものを決定し、如上の輪作法をとれるのを見れば、それは全く多年の經驗の賜物であることを知らしめられる。

前作物	跡作によきもの	跡作に惡きもの
高粱茬	高粱、粟、玉蜀黍、麥	大豆
粟	大豆、小豆、玉蜀黍、小麥	高粱、粟
麥	大豆、小豆、玉蜀黍	高粱、粟
稗	大豆、小豆、玉蜀黎	——
米	大豆、小豆、玉蜀黍	——
豆	米、高粱、玉蜀黍、麥	大豆、粟
玉蜀黍	高粱、玉蜀黍、麥、小豆	大豆、粟

農民は作物を硬茬、軟茬に分ち、その特性を知るに便ならしめてゐる。硬茬とは稈硬く細根少なきもので高粱、玉蜀黍、大小

豆は之に屬し、軟桿は之に反して稈軟く細根多きもので粟、稗、小麥、大麥、米等之れに屬す。（南滿洲農業概要及び農業經營の研究による）

（五）、農業經營上家畜の役割の大なること。

如上の（三）、（四）の特質は更に農業經營内に於ける家畜の役割の大なるを思はしめるのであるが、家畜は正に滿洲の農業經營には缺くべからざるものであり、地力維持の上よりするも、將又勞力上よりするも、極めて重要なる役割を果してゐる。その排泄物は唯一の肥料となり、更に犂耕、鎭壓、中耕、培土は勿論、脫穀、調製、乃至は運搬に至るまで一として畜力に俟たぬものなき有樣である。家畜の如何に重要なる地位にあるかは、前掲の資本の構成の表や諸作物に對する投下勞力施肥量に就て述べたる處を見れば明かなことである。

その故に滿洲に於ては、家畜の飼養は遍く普及し、農家每戶殆んど之を見ざるはなく、牛、馬、驢、騾等の大家畜より緬羊、山羊、豚、鷄、鵞、鶩鳥、蜜蜂乃至は自家防衞の爲の番犬等その種類も亦極めて多い。畜產物の利用、畜產收入の大なることは素より玆に云ふまでもないことである。（前掲滿蒙政治經濟提要）

（六）乾燥地農業なること。如上の特質と離れて、滿洲農業が有する最も重要なる特質は乾燥地農業（dry farming）であることである。之は滿洲の特殊的氣候條件の制約の下に生ずる最も顯著なる特質であつて、作物の選擇、土壤の耕耘、作物の管理に於て特別の意を用ひ、極力水分の發散を防ぎ、水分を作物に利用せしむると共に乾燥に對して最も抵抗力强き作物を採擇してゐる。此の點丈高く葉の大形なる高粱、玉蜀黍や葉數の極めて多き大小豆や或は乾燥に抗すること强き粟、高粱を選んでそれを主作物としてゐるのも全く故なしとしない。而も尙

春期播種期に於ける降雨の遅速、多少に依つて作物の豊凶が定まると云ふ程に、滿洲農業は降水量に敏感に反應するのである。（詳細は滿洲の氣象と乾燥地農業、滿鐵調査課刊、參照）

（七）季節的農業勞働の分配の不平均なること。

滿洲農業が勞作的經營であつて、人力及び畜力が極めて重要なる役割を演じ、經營内に於ける此等の存在量が經營規模をも支配する程であると云ふことは先きに見たるところであるが、更に滿洲農業がその特殊的自然條件の制約の下に生ずる第二の特質は季節的農業勞働の分配の極めて不平均なることである。

即ち滿蒙の氣候が顯著なる大陸的氣候なる爲に、作物の生育期間（六ケ月乃至七ケ月）短く、而も春と秋とを缺くと云はれる程に春秋は慌しく、爲に播種、取入れを急がなければならず、勞働が一時期に輻輳する。此れ寒國農業殊に滿洲の如き大陸的氣候の地の農業の一大特徴である。殊にその經營規模の大なることは更に年内勞働繁閑の差を著しくするものであつて、滿洲の農業經營が播種收穫期に於て多數の雇傭（註）勞力を必要とする、蓋し當然と云はねばならぬ。年々百萬に垂んとする山東の流民式苦力の滿洲への移入（内五十萬人は渡鳥の如く秋に再び故郷に歸還する）はかゝる特質より生れ、而もその必要を充してゐるものと云ふべく、尚又農村に定着せる數多の過少農民の存在もかくして說明づけられるものではなからうか。

これに伴つて、滿洲農業は頗る長き農閑期を有つ。これは一つには支那農民の移動性を高めるが、（Owen Lattimore 氏前掲書）農業經營に於ては農産加工部門の結合となり、經營外にあつては他産業に對する勞力提供を容易ならしめる。事實滿洲に於ては農家は冬季結氷期を利用して農産物及び農家の必需品の輸送をなすか、或は

（註）農業經營に於て雇傭勞力の占むる地位

經營面積	一戸當平均勞働力 雇傭勞力 年極	臨時	自家勞働力
一五晌未滿	〇・六九人	九七人	二・〇八人
一五――三〇	一・五八	一四三	三・二一
三〇――七五	三・六八人	三三二人	三・三二人
調査世帶七〇戸平均	二・八〇	二五八	三・三九

ヤシノフ著、北滿洲支那農民經濟の研究による。一晌はわが大約七反に相當する。

圃場への肥料の運搬をなすか、更には又自己の家畜を伴つて運輸業に從事して賃銀を得るかする。彼れは又他方に於ては極めて粗放なる方法による農產物加工に從事し、かくして勞力分配の平準化を計つてゐる。從つて滿洲への近代科學的方法の移入による此等農產加工業の企業的獨立が、農家の手より此等の加工部門を奪ひ去る時に於ては、滿洲農民は又新たなる困難に當面するであらう。

（八）基礎的諸條件に適應せる農業なる結果低度の單純なる地域的分化の傾向を見ること。

前揭の（四）、（六）、（七）の諸特質は共に經營方式を複雜化せしめ經營を多面的ならしめんとする要因なるを以て、地域的には單純化への方向に向はしめる筈である。されど滿蒙全體を考慮に入れゝば、其處には嚴然たる氣候、地形、地質、土性其他の地理的變移が覗はれ、それに殆んど全く順應したる此の地の農業は宛も影の形に添ふが如く極めて低度の地域的分化を見せて變化してゐる。大豆及び粟は比較的整一なる分布をなせども、高粱は

南部平原に、小麥は北滿に、玉蜀黍は東部山地に夫々偏異せる分布狀態をなし、それが亦自らその地の農民の主食物となつて居る。

かゝる地域分化が全く支那農民永年の經驗による順應の結果なることは注目に値することである。(註) 其他河川に沿ふ低濕地には鮮人によりて營まれる水稻があり、滿鐵沿線にはわが移民の果樹園經營が見られ、又移住漢民による東南部丘陵地帶の柞蠶飼育や吉林、遼寧兩省の一部の煙草の栽培の如き特色ある地帶も見受けられ、近代的地域分化の曙光を見せてゐる。

(註) 主要作物の地域的分布狀態に就てエ・エ・ヤシノフ氏は次の如く述べてゐる。高粱は北方に向ふに從つて收穫高減じ(氣溫の影響)――沃地にのみ栽培――大豆は西北方に向ふに從つて收穫高減じ(雨量の影響)小麥は概して南部(北滿)地方に於て作柄惡しく(降雨遅れる爲め)、玉蜀黍は東部地方に於て最も良好なる作柄を見せてゐる(山林土壤の爲め)――前掲書一四三頁――となして分布の要因が主として氣候其他の自然的要因にあることを暗示してゐる。滿洲農業の主要作物が如何に氣候其他の自然的條件に順應し適應せるものなるかを示すに足るであらう。

以上は滿蒙農業を全一體として觀、主として農業經營方面の主要特質を明かにしたのであるが、次に吾々は農業生產物の販賣及び農業純富の配分關係に就て、一二の特殊點を簡單に述べておかう。

(九)、近代的なる商品生產にはあらざるも、穀物の市場性は大である。滿洲農業は資本主義的な商品生產の域には未だ達してゐない。否、近き將來も亦そうであらう。さり乍ら滿洲支那農民は市場とは可成りの密接なる關係を有し、自家の生產物の可成りの部分を商品化することは確かである。それは吾々は滿洲よりの輸出農產物の多きを以ても之を知り得るが、今北滿の事情に就てヤシノフ氏が調査せるところによると次の如くである。

農產物及同加工品の商品化の程度（夫々の經常收入に對する賣却高の割合）

一、輸出向穀物	八二・三%	
小麥及麥粉		八〇・〇
大豆、豆油、豆粕		八四・三
其他豆類		四六・七
二、支那人向穀物	三九・六	
高粱及精製品		四五・六
谷子及精製品		三〇・六
黍		二〇・三
玉蜀黍		五四・一
三、其他		
其他穀粒		九・六
技術用作物		三三・三
麩及粰		四・四
藁		八・一
合計	六〇・五	

備考　本表は一九二二年―二三年ヤシノフ氏が五十四戸（一人當二・四二晌＝一・六九町步の經營面積を有する）の農家に就て調査したるものであるが、當年は比較的豐作の年であつたから各作物の商品性はその比率がやゝ高くなつて居ると見るべきであらう。

即ち田畑總經常受入高の六〇%を賣却することになつてゐる。

更にヤシノフ氏は北滿洲の穀物平均收穫高五億四千六百萬布度の內、農民自身の自家消費がその六九・五%(食料四九%)、北滿外への移出が二一%、地方的消費八・五%であると云つてゐる。然し上記農民自身の自家消費中には、農産加工品として賣却すべき生産的消費や大農より小農への穀物の交換移動が包含せられ居るが故に、此等凡てを計算に入れゝば、北滿洲に於ては生産せられたる穀物の約四〇%が生産者より他へ賣却せられ、その部分だけは確實に商品化することになる。(ヤシノフ氏著前掲書)

此の滿洲農業の市場への倚存性の大であると云ふ一特質は、滿蒙の自然的並に社會經濟的條件と相照應して考ふるとき、幾多の興味ある問題を吾々に投げ與へてくれるのである。

(一〇)不在大地主の存在と農村の都市への從屬。

土地の所有關係に就ての正確なる統計はないが、南滿に小土地所有多く北滿に至つて大となる。而も概して小土地所有が一般的である。然し乍ら邊境地帶に至れば大土地所有を增し、大地主の數こそは少なきも、極めて大なる面積を擁して居る。勿論此等地主は都市居住の不在地主であつて、中には舊政治下の『前任及現任諸大臣、國會議員、將軍等の支那高官(ヤシノフ著)』等があり、所謂官僚地主、軍閥地主乃至は商人地主である。尙農村にある地主にしても幾らかの餘剩を生ずるときは、一つには馬賊の難を恐れ、一つには都會を憧るゝ餘り都會に走つて、如何なることあるも再び農村に歸らうとはしないと云ふ。(Owen Lattimoreの前掲書)此等は何れも何等村の自治等には關するところなきのみか、農村より擧げた利得を以つて逆に高利貸資本として農民を壓迫する

のである。

彼の資本主義發展の初期に於て、發展速度の同一ならざる地方又は階級殊に都市對農村間に生起せる諸關係に類似の現象を現に吾々は滿洲に於て見得る樣に思はれる。

然し一面に於てかゝる地主は自己の所有地の小作者を求める爲か分益制となし、通常、地主が小作人に種子、家畜、器具及び建物等の經營資本の全部又は一部を提供すると云ふ形式をとる場合が多い。此の事は即ち無資無力なる支那移民にても直ちに農業者となり得る容易なる道が開かれてゐると見ても好いであらう。

第四章　滿蒙農業とその基礎的諸條件との相互關係

滿蒙農業の特質は啻に以上に止まらずして、尚此の外にも幾多のものが考へられるであらう。併し如上の檢討を以てしても知り得る如く、かゝる滿蒙農業の特質は決して一朝にして生ぜるものではなく、滿蒙の持つ基礎的諸條件との相互的作用の所産に外ならぬものである。從つて是等の基礎的諸條件の探究なくしては如上の農業的特質の眞相は把握出來ない。されど吾々は玆に於てはその一々の諸條件の分析をなす餘白を有せざるを以て、只滿蒙農業が如何にその持つ自然的及び社會、經濟的條件の直接的制約の下に立ち、永年の經驗による此等諸條件

への順應と適應とが如上の諸特質となつて顯れたかを指摘するに止めよう。

滿蒙農業の特質は次の如くに要約し得る。即ち『滿蒙農業は特殊なる自然的條件の下に立つ、極めて原始的な生產方法をとれる粗放農業である』と。換言すれば滿蒙農業は極めて粗放な而も技術の發達程度の低き農業である。

なるほど滿蒙農業は過去數十年來劃期的發展を遂げたのには相異なく、現に尙著しき發展をなしつゝあるのであるが、それは農業の地域的擴大であつて、農業生產技術の進展ではない。マジヤール氏が特に『數量的發展』(前掲)としてゐるのは之を云ふのであらう。滿蒙農業の技術は正に停頓狀態にあり、而も極めて低度なる段階に止つてゐるのである。その結果、滿洲に於ては新舊兩地方の間に於ても、將又貧富の兩階級間に於ても共に農業技術に餘りさしたる差異が見られない。(ヤシノフ氏も此の點は認めてゐる)

我が國の如きにあつては事情は全く之れと異るのであつて、過大なる人口增加に惱む舊開地が新しく開け行く新開地に對抗し得たのは一つには舊開地方に於ける農業技術の進步發達と集約化とによるものである。然るに滿蒙農業に在つてはかゝる現象を見得ない。

然らば滿蒙をして今日の如く粗放なる而も低度の農業發達段階に止めしめた條件は何か。第一には廣大なる未可耕適地の存在であつて、之れある限りは極めて粗放な然も低度の農業を可能ならしめる。第二は氣候條件の制約であつて、農民は此の地の氣候條件(乾燥、大陸的氣候)に對して最もよく抵抗しよく適應する粗放作物を作るのみならず、生育期間の短き爲め一毛作以上をなし得ず、集約經營によらずして地力維持を計り、かくして大い

なる自然力の制約の下に只永年の傳統と經驗とを以て農業を營み來つたのである。更に滿洲に在つては政治的、社會的秩序の不安固があり、舊軍閥の横暴と虐政、及び土匪、馬賊の跳梁は正に言語に絶し、農民を不安と貧困とに陷れたのである。これ卽ちその第三の條件である。(註)

（註） 此れが如何に滿洲農業の發達を阻害してゐるかに就ては多くの事例があげられてゐる。舊軍閥の不換紙幣の濫發による農産物の買占や、苛斂誅求乃至は車馬(馬、騾)の徴收や、土匪、馬賊の略奪等が直接的に農民に多大の損害を與へ、農民を困窮に陷れたことは餘りにも有名なる事實であるが、更に吾々はかゝる積極的損害のみならず、滿洲農民を不安と貧困とに陷れた事により結果する消極的被害の少からざるに注意すべきである。卽ち馬賊の跳梁、略奪は農民をして新しき技術の採用、經營改善の努力を奪ひ、經營への固定的資本投下に對して躊躇せしめ、豐かなる資力を有する者をして宛も貧窮者の如く裝はしめるか、又は都市へと走らせる。農村はかくして益々資金難に陷入り、たまたま農村を霑ほす資金も極めて高利なもののみである。更に家畜の徴收、略奪は土地肥力の減退を來さしめ、凶作の原因をなすとも云はれ、或は農民が邊境にあつては家畜を飼養しようとはしないとも云はれ(マジャール著前掲書)、或は亦農民がそれを恐るゝ結果、比較的その難を免れる非能率的な牛を運搬用に使役することが多いなどゝも云はれてゐる。(Owen Lattimore; Chinese Colonization in Manchuria. Geographical Review. 1923. April.) 尤も之れには多少の誇張があるが、此の地の農業が如何に此等の社會的要因によつて強く影響せられつゝあるかを示す一例として注目すべきものである。

最後に見逃し得ないのは滿蒙農業の擔當者としての支那農民の經營的技術的能力の程度である。支那農民の勤勉なることは之を否定し得ないが、一方社會的要因たる技術の發展程度の低かるべきは、彼等が滿蒙の特殊なる自然的條件に順應して極めて無理のない農業に慣されて來たと云ふ事實や、政治的、社會經濟的不安や將又政府の施設保護指導の至らざりしこと等によりて之を證し得るのであつて、此等如上の條件が何れも互に因となり、

果となつて因果、相關的に滿蒙農業をかくあらしめたのである。

云ふまでもなく吾々は粗放なる農業と技術發達段階の低度とを直ちに結びつけるものでなく、粗放なる農業にして而も極度に發達したる技術を有する代表者に米國のあることを沒却するものではない。併し滿蒙農業は米國のそれと同一事情に存しないのである。

然も此の間にあつて滿洲農業は多量の農産物を輸出してゐるのであるが、之のことは舊開地方に於ける地力減退の不可避なるを想像せしめる。現にヤシノフ氏及びマジヤール氏は明かに此の點を指摘して居り『滿蒙に於ける農業經營の研究』(滿鐵調査課刊)中にも次の如く述べてある。

『公主嶺農事試驗場の試驗成績によれば、南滿沿線地方に於ける施肥及輪作法によつて土壤に還元せられる肥效三要素は奉天以南地方に於て五割乃至七割、奉天以北に於て三割餘である。從つて一輪作期間に失はるゝ土壤の營養分は南部に於て五割乃至三割、奉天以北に於て七割に達する計算である。勿論降雨其他窒素固定菌等によつて肥料以外に還元せらるゝ三要素も相當に多いのみならず、滿洲土壤の表土は極めて深く平均四五百尺に達し地力の豐かなることは驚くべきものであるが、何れにしても現在の施肥量を以てしては滿蒙農耕地の地力は年々減耗することは明かである』と。

かゝる結果として滿蒙に於ては支那本土よりの移民を考慮せずとも舊開地より新開地へ即ち南より北への人口移動の現象を見せてゐる。即ち現在の處支那農民は舊開地に於ける地力消耗の趨勢を阻止すべく何等の努力を拂つて居らない。

さり乍ら今や滿蒙の有する如上の基礎的條件就中社會經濟的條件には幾多の變革が起らんとしてゐる。否、現に起りつゝある。今次の滿洲事變を轉機として滿洲舊軍閥の勢力は驅逐せられ、新裝なれる滿洲新國家の出現を

見るに至つて、新國家の農業政策が自ら從前のそれと異るべきは當然豫期せらるゝのである。政治的社會的秩序一般の改善は今後の努力如何に係るとは云へ、少くとも農業に對して從來にまさる基礎條件が近き將來に齎らさるべきを期待せざるを得ない。

　されぱとて、斯くの如き條件の變革によつて、永年の地人相關の平衡關係をば速かに改變し、如上の農業的特質を卽座に改革し得るものでは決してなく、之には可成りの長年月を要すと見るべきである。そは卽ち上述の諸條件下に習慣づけられ、結ばれ來つた農民の智的並に農業技術的才能に對して今俄かなる發達進歩を期待し得ないからである。

　然らば年々巨數に上る支那本土よりの移民の流入（今次の事變までは殆んど年々百萬人と云ふ多數に上つたが、新國家成立後は恐らく此の移民を制限するかもしれない。然しよし制限を行ふも尙優に二、三十萬人の移民の流入は不可避であるとされてゐる）は這般の關係に如何なる影響を與へるであらうか。此等は數的には可成りの勢力をなせども、その入り來る移民が殆んどすべて苦力式の極めて低度なる無資、無力の移民であるから、滿洲農業の技術的發展の上には何等好果を齎さぬことを斷言し得る。從つて支那農民によつて營まれる滿蒙農業は遠き將來はいざ知らず近き將來に於ては依然從來の諸特質を保持する極めて低度の而も粗放なる發達段階に止るであらう。それが亦既往の人的條件の下に於ては合理的だとも見得るのである。

　さり乍ら我々は更に一歩を進めて考ふべきことは、此の地の農民と云ふ條件を捨象し、之に代へるにより多くの資力とより高き技術とを持つた農民を以つてしたならば、滿蒙農業は依然報ゆる處少きや否やと云ふ問題であ

ろ。かゝる觀點に立つて滿蒙農業を見るとき、それは非合理に充ちた農業と云へるのであつて、低度なる粗放經營の立地が優秀なる技術を以て開拓せられるとき、其の劃期的發展には當に目ざましきものがあるであらうと云ふことは決して單なる想像のみではない。

技術の發達！それは假令社會的作因なりとは云へ、決して水平的一樣なる發達普及をなすものではない。發達せる技術の鼓吹者乃至率先實行者は特定の者に限られる場合多く、之を中核に進歩せる技術は波動的普及をなすものである。かく考へるとき、滿蒙農業の技術促進の任務は何人が之を擔ふであらうか。余はこれこそわが日本農民であると確信するのである。永年の傳統の下に育くまれた技術と近代的教育並に訓練によつて培はれた技術との間の差異は何人も之を否定しないであらうし、更には亦自然的及び社會的、經濟的條件の桎梏の下に此等の相互關係の結晶として成果さるべき技術の發達とより高き文化が持つ技術の移入によるその發達と何れがより優先的に滿蒙の資源を開拓し得るか、蓋し喋々を要しないところである。然るに從來はその日本よりのより高き技術の移入は支那側の意識的壓迫によつて阻止せられて來たし、又わが官民にも之に抗する切實さを有してはゐなかつた。今次の滿洲事變を轉機として、かゝる客觀的狀勢に始めて幾多の變革がもたらされたのである。此の如く考へ來るとき、わが農業移民の發展の可能性は單に農業經營のみの見地より見るも決してなしとは云ひ得ないのである。

然らば此の間に在つて、朝鮮人は如何なる地歩を占めるかと云ふに、その有する文化より見ても、無資無力の流民の如き移民であつたと云ふ點よりするも、共に支那移民と五十歩、百歩であると云ふべきであるが、然し彼

等がその本國朝鮮に於に經驗し體得せるより集約なる稻作に就ての技術は支那農民の企及すべからざる獨自のものであつて、これが彼等の低度なる生活程度と相俟つて、わが内地よりの農業移民と共に、その發展の歩を更に滿蒙の天地に伸すを可能ならしめる。現にこれまで强き支那官憲の壓迫や馬賊の掠奪乃至は支那農民の迫害を受け乍らもよくその根を下し、百萬に垂むとする人口を有するに至つたのである。過去に於て朝鮮人の水田小作を束縛する禁制ありしにも拘らず、支那人地主は朝鮮人の稻作の利益多きを知り、むしろ窃かに朝鮮人に小作せしめんとした程であつた。鮮人の滿洲移住は日本人のそれよりも更に容易なる基礎條件を有する。

かくして滿蒙は、支那人を始め日本人、ロシヤ人、鮮人及び滿洲人、蒙古人等の種々異れる文化發達段階にある諸民族の活躍の天地として重要且つ興味ある役割を演ずることになる。今後の滿蒙農業は益々複雜なる社會環境の下に立つに至るであらう。

第五章　滿蒙農業の收利力

(イ)耕地の生產力とその收利力

滿洲農業が極めて粗放なる農業なるが爲に、その耕地の生產力の低かるべきは大體想像し得るが、その幾何に

達するかを次表によつて之を見よう。

種類	滿洲 反當收量(1)	滿洲 反當收量(2)	滿洲 反當收量(3)	內地 反當收量(4)
大豆	石 〇・九五	石 一・一二	石 一・〇七	石 〇・八〇
高粱	一・二三	一・三四	一・四三	―
粟	一・一八	一・四七	一・四三	一・二五
玉蜀黍	一・二六	一・三四	一・三三	一・二〇
小麥	〇・七七	〇・七八	〇・五三	一・一二
水稻(籾)	一・八九	一・三一	―	玄米 一・八七
陸稻(籾)	一・四九	―	一・一三	玄米 〇・七三
稗	―	―	一・五〇	一・一二
黍	―	一・二四	一・四三	一・〇八

備考 (1)は『滿洲の農業』により、大正十五年より昭和四年までの平均
(2)は『間島及び琿春地方の農業』により、大正十一年より同十五年までの平均
(3)は『農家の生產と消費』による
(4)はわが內地の反當生產高(大正十三年)

之を見るに、勿論地方に依つて多少の差はあるも、滿洲農產物の反當生產力は、水稻、小麥を除外すれば、わが內地のそれよりも概して高いと云ひ得る。これは滿洲地方の比較的豐かであると云ふことにも關係するかも知れぬが、寧ろ以上の農作物はわが內地に於ては極めて粗放なる作物として粗放なる栽培がなされ、加ふるに米、

桑其他の集約作物との競合によつて最も條件の惡いところに押しやられてゐるのに對して、滿洲に於ては乾燥農法なるが爲に、作物の中耕除草には特別の手を入れてゐること、及び此等の作物は滿洲耕地の主要部分を占領してゐると云ふ實情に基く點が多いのである。われに於ては殆んど重要視せず次第に競爭より轉落する地位にある此等粗放作物が滿洲に於ては最も重要なる作物であるのである。即ち內地の重要作物反當價額を滿洲の重要作物反當價額と比較すれば、內地の方が遙かに上位にあるのであつて、然も此の差は日滿耕地反當りの年內を通じての生產價額を見る時は一層大となる。如何とならば日本內地の耕地は屢々二毛以上を作付くるに對して滿洲の耕地は殆んどすべてが一毛作であるからである。即ち次表は調査年次稍古き憾みはあるが大體之を明かになし得よう。

反當耕地生產力（價額）

一、滿洲の農耕地一反步の生產價額　約十圓內外、內地の約四・九分の一である。（滿洲農業の特質と日滿農業の比較研究、昭和二年）

二、南滿支那人農家（十戶平均）　農作收入反當一三・一七圓、南滿日本人農家（十戶平均）一七・五一圓である。（同右書）

三、「農家の生產と消費」（大正十年）によつて算出すれば反當生產額一一・三〇圓となつた。

四、南滿通化縣通化領事分館によるも（大正十三年）大體十圓內外である。（遼寧省農業調査報告書）

五、此等をわが內地に就て見るに、水田反當生產額七〇・〇圓（耕地作付率一・三八）　畑地反當生產額四〇・五圓（作付率一・五二）田畑合計五五・五圓（作付率一・四四）（昭和元年）である。（那須皓著、日本農業論一四〇頁）

此の兩國の比較は勿論金、銀比價の關係、物價の關係等複雑なる事情にあるを以て一槪には云ひ得ないが、滿

洲の反當生産價額はわが内地の大約五分の一内外であると見られる。只吾々が茲に注意しておき度いことは滿洲農民が全くの自給自足經濟にあるとするならば、此等主要農産物の購買力の如何は重要でなく、農民の食糧としての價値のみが問題である。かゝる場合には當然日滿間には上の如き大なる差はないことになる。

偖て以上は耕地粗收益に就ての比較であるがこれより經營費を除去せる純收益は如何。粗放なる滿洲農業は必然的にその經營費を低からしめ、その結果資本に對する收利力は決して低くはない。然し資本主義的見地より見ればいざ知らず、自給的色彩を持つ勞作的經營の見地に立てば、反當農業所得部分は低かるべき理である。從つて農民は必然的にその經營面積を擴張しなければならぬ。然し滿洲農業の如く、機械力によらずして、畜力と人力とを以て經營される農業にあつては、その存在量が經營規模の上限を劃する。耕地利用の集約化や集約作物への轉換は上述せる如く現在に於ては余り多くの期待がかけられない。機械の導入亦一般的には望まれぬ。（支那農民に就て）從つて家畜の飼養や農産加工や其他の副業等が如何に重要なる役割を農業經營内に於て有してゐるかを知り得るであらう。

（ロ）農業經營の收利力と農家の經濟

然らば滿蒙農業經營の收利力は幾何なるか。之れに就ては之れまでに可成りの調査が行はれてゐるが、その數多の調査に確たる統一なく、理論的解明の爲には調査粗材の種々なる計算加工を必要とする。

滿蒙農業が家計と極めて密接なる結びつきをなしてゐる勞作的經營のためか、多くの調査は農家經濟の見地からなされてゐるを以て、農業經營のみの收利力は測り得ない。而も此等がどこまで信據し得る數字なるかに疑問が多いが、大體を知るのよすがとはならう。

先づ總收入に就て見るに、その收入源の大部分を占めるものは勿論耕地よりの農産物收入であるが、上述せる如く或は家畜、農産加工收入或は運搬業其他の副職業收入等が可成りの重要なる地位を占めてゐる。更に又調査農家が優良なるものなる爲め、可成りの自己所有地からの小作料收入がその收入源をなしてゐる者もある。

他方支出の最大なるものは食費であるが、特に勞賃及び飼料費が多いのが眼につく。

次に農家の收支のバランスを見るに次の如くである。

（大正十五年）

	南滿支那人農家（十戸平均）	南滿日本人農家（十戸平均）	日本内地農家（百戸平均）
經營面積	六・七五町	二一・三五町	一・六四町
農家總收入	一、六三〇圓	五、一八四圓	一、七九三
農業經營費	七三五	三、三九六	七二六
生活費	七〇三	九九〇	九八二
差引剩餘金	一九二	七九八	八六
反當剩餘金	二・八四圓	三・一五圓	五・二八圓

（滿洲農業の特質と日滿農業の比較研究、中日文化協會）

尚其他各種の調査に就て、農家反當收支餘剩額を算出すれば次の如くである。

農家收支の剩餘の事例

	耕地面積	反當剩餘額	總收入	經營費	生活費
（大正十五年）					
(A) 南滿支那人農家（十戸平均）	一一.九町	（一）〇.四三円	二、〇三二円	一、一一四円	九六九円
南滿日本人農家（七戸平均）	二三.五	四.四〇	三、四六六	一、五四三	八九一
（大正九年）					
(B) 大農（家族二四人 年雇八）	五一.六町	二.四六元	四、九七二元	三、七〇一元	
中農（家族一八人 年雇一）	七.八	二.七一	一、七九三	一、五八二	
小農（家族九人）	二.八	一.九六	八三六	七八一	
（大正十年）					
(C) 大農（家族三九人）	五四.〇町	四.八二元	五、七二九元	三、一二五元	
中農（家族二九人）	三六.〇	三.八八	三、九八七	二、五九〇	
小農（鮮人小作農、五人）	七.二	一.八四	五五五	四二四	
（大正十五年）					
(D) 大農（家族三九人）	七一.〇町	三.六七元	五、七二九元	三、一二二元	
小農（家族一一人）	一〇.八	〇.七一	七五三	六八二	
(E) 鮮人農家（從業者三人）	四.八町（水田一.二 畑三.六）	九.〇五元	二、二二八元	一、七九六元	
（昭和四年）					

(F)			
大農（家二二人、年雇九人）	（一）八四二元	三、四五七元	四、二九九元
中農（家族二一人）	（一）二九六	九六四	一、二六四
小農（家族四人）	（十）二八	二四九	二二二

備考（A）は「日滿農業の比較研究」による。支那人農家は熊岳城、蓋平及金州、大連管内、邦人農家は遼陽、首山、張臺子、煙臺、華河等に於けるもの。
（B）は「滿蒙に於ける農業經營の研究」による。關東軍調査班の蓋平、莊河、岫巖の諸縣に於けるもの。
（C）同上、柳河、海龍、西豐の奥地の諸縣のもの。
（D）は「遼寧省農業調査報告」による。海龍縣、滿鐵農事試作場の調査のもの。
（E）同上、興京縣、通化領事分館の調査、
（F）は「滿洲に於ける農業金融」による關東州の事例。大農の負になれるは前年農作稍惡く、副業收入見積少く、婚禮費を出す。中農は高利の負債があり、小農は小商家兼業であると云ふ。

以上は何れも最近のものではないが、殆んどすべてが農家の收入を以て生活をなし尚且つ多かれ少かれ餘剩を殘してゐる。而も經營面積の大なる者程反當餘剩が概して大なるは注目すべきことである。（註）尤も最近に於ては銀價の暴落や農產物價格の下落の爲に如上の餘剩は恐らくそのまゝには期待出來ないであらう。

（註）ヤシノフ氏は尤も農業經營に就てではあるが純收益の總固定資本に對する割合を耕地面積別に算出し、農業經營面積小なるもの（比較的優良農家）が例外なく高き收益をあげてゐると結論してゐる。

	一五晌未滿	一五——三〇	三〇——七五	七五以上	平均
純收益の總固定資本に對する割合	八・四%	二・五%	三・八%	五・二%	四・五%

尚此の詳細は後日を期すことゝして、最後に注意すべきは、滿洲に於ては數年に一度の凶作の來ること、及び冠婚費等の支出が大きいことは上述の如き餘剩の平年時に於ける蓄積を必然的に不可缺なものたらしめると云ふこと之れである。

第六章　滿洲農産物の複雜なる競合關係

滿蒙農業の收利力を考へるに當つて是非とも省察計慮すべきは、滿洲農産物の複雜なる競合、補合關係其他の問題である。

(一)滿洲農産物の利用の多岐性。滿洲の主要農産物は啻に食糧として重要のみならず、或は製造工業原料として、或は家畜の飼料として殆んど同じ程度に重要であり、その諸用途を繞つて複雜なる競合關係がある。更にその副産物たる莖葉は家畜の飼料、燃料及び細工用材料として特別なる意義を有し、現に高粱稈の如きは、農家の燃料、建築材料としてのみならず、今後はパルプ工業の原料として相當重要なものとなり、穀物に劣らぬ重要性を認められるに至るであらうとさへ云はれてゐる。大豆の用途の多種多様なる、全く驚くべき程である。而もかゝる多岐なる利用の一部は農業經營内部に於て行はれ判然たる市價を有せざるを以て、愈々以て他作物との競合關係は複雜となる。

(二)耕地利用の共同。滿蒙農業が地力維持の必要上、輪作をなすこと、及び凶作に對する保險的効果を全ふす

る爲め數作物の採擇を必要とすると云ふことは作物の補合關係を生ぜしめ、之が更に作物間の競合關係を複雜にする。

(三)農產物市場の特質。滿洲農產物が單に地方的消費に充てられるのみならず、廣く世界にその販路を有することはその競合關係を更に複雜にし、その競合範圍を擴大する。更に滿洲に於て特質的なことは、支那の滿洲農產物に對する需要の定まらざることである。これは卽ち屢々支那を襲ふ凶作に際して、需要せられる穀物が必ずしも一定せぬ有樣であるに基因する。

此の如くして、滿蒙農業はその農產物の價格關係を通して極めて複雜なる經濟力の影響を蒙るのである。

此等の關係の探究は、旣に或る程度の定常狀態にある地方にてはさしたる重要性を有せざるも、滿洲の如く未だ發達の初期にあり、而も廣大なる未耕地を有し、今後の發展を期せられる地に於ては特に重要なることである。否、それだけではない。わが農業移民を扶植して新しき經營計畫の下に開拓の步をすゝめんとする場合、殊に從來の粗放作物より集約作物への轉換の行はれる場合には特に注意を要する重要事項である。自給の爲めの生產ならばいざ知らず、苟しくも之を商品化せんとするならば、只單に現在滿洲の地に於て他の作物よりも好適であり、有利であると云ふだけでは、未だとるに足らぬものであつて、更に進んで他地域との競爭に於て如何なる地步を占めるかを究明しなければならぬ。

例へば滿洲の地に未だ一般的ならざる作物の收支計算に當つて、その算出の基礎たる生產量には別に問題はないが、それに乘ずべき價格を何にとるか。全く一の大きな問題である。多くの場合はその地方の相場がとられる。

然し斯かる價格たるや、その作物が一般的ならざればならざる程、むしろ消費地價格に近い。從つてこれによつて極めて有利に見えても、そはその地域が消費地たる限りに於てゞあつて、その地方が生産地となれば事情は全く異つて來べきは自明の理である。從つてその地域が消費地である間に生産を初めた人は如上の利益があるが、其後に之を始めたる者はその利益に均霑し得ないのみか却つて思はざる失敗を重ねることゝさへある。注意すべきことであると思ふ。

現に滿洲に於て諸種の調査が（少し古い前のもの）悉く稻作の極めて有利なることを報じてゐる。成程有利には違ひないであらうが、その收益比較には如上のあやまりがなかつたであらうか。收益多き割合には決してさう稻作は增加してゐない。尤もこれは稻作が殆んど朝鮮人の獨占であつて、朝鮮移民とその歩を共にすると云ふことに基くかも知れない。

結　言

以上に於て吾々は滿蒙農業が如何にして今日に至り、その國民經濟上に於て如何に重要なる地位を占めてゐるかを明かならしむると共に、そが如何なる特質を有し、之れが如何なる基礎的事件の下に於て生ぜるものなるかを點檢し、以て此の特殊なる基礎的諸條件への永年の順應と適應とが農業技術の發展を如何に制約したか、而し

て逆に此の劣れる農業技術が如何に滿蒙農業を特徴づけ、變革し行く條件への適應を遲らせるか。將又此の間にあつてわが日本農民が如何なる意義役割を有すべきかを究めたのである。

更に進んで滿洲農業の收利力を見るに及んで、滿洲農業が、啻にその經營內部の有機的關係や此の地の自然的及び社會、經濟的條件との相互關係のみならず、更に又農産物の價格を通して結ばれ來る滿蒙を繞る諸外國の競爭關係に如何に密接なる關聯を有するかと云ふことにつきその一斑を暗示し得たことゝ思ふ。

かくて滿蒙農業は、極めて原始的な生産方法を以て、而も之をとり卷く先進資本主義諸國と極めて密接なる關係をとり結んでゐる。之れが滿蒙農業の眞の姿である。一切の農業問題はかゝる特質より生れ出る。

滿洲の林業

薗部一郎

はしがき

滿洲の森林こそは其豐富な天然資源の中で最も重要なものゝ一つであり、また世界各地の森林資源中二三位を下らざる良林たるを失はない。而してそれが彼の西原借款の一部と稱せられる吉黑兩省林鑛借款の擔保になつて居るのである。之を開發利用する林業——新に樹を植ゑて百年の後に伐らうとする林業ではない——は全く我國の資本と技術の提供に依頼するものなることは言ふまでもないが、其經營上から考へると、林業勞働の合理化の爲め、農地の開拓と手を携へて進むべきものであつて、取りも直さず滿洲東半部の拓殖移民其ものでなければならない。併し今は此綠林が到る處馬賊匪人の巣窟であり城寨である。如何にして此地に平和なる林業的農鄕、其處には山あり川あり田あり畑ある樂土を建設すべきか？　如何にして新興の滿洲國に國庫の財源と產業の原料を供給すべきか？　而して如何にして我國從來の木材不足を滿洲材によつて補充すべきか？

第一章　森林資源

滿洲の東半部は一望渺茫たる樹海であつて、其森林面積は未だ實測されないが、概査によつて二千八百四十萬町歩乃至三千六百五十萬町歩の範圍內に於て種々に見積られる。朝鮮を除いた我全領土の林野面積が二千八百萬町歩であることを考へるならば其廣袤の大體が想像されるであらう。而もそれは伐り荒された森林ではなく、其大部は樺太や北海道の森林のやうな、千古斧鉞を入れない處女林である。淸朝が其發祥地の鄕黨たる滿洲旗人の爲めに所謂四禁の制を設け、漢人の侵入を防いで保存した處女林地帶である。翻つて現時世界的の木材給源は北歐、北亞及北米の針葉樹天然林であるが、此內歐亞露西亞と滿洲の森林を除いたならば總て過伐せられて其給源は次第に涸渇し、所謂木材饑饉に直面しつゝある場合、將來に備へる針葉樹林は露領の森林及南米ブラジルのパラナ地方の森林と此滿洲の森林であると言はねばならない。

此大森林は材木の質に於ても優良である。今重なる樹木の種類を左に列擧して見ると、先づ針葉樹としては、

紅松(ホンソン)（果松(コーソン)、海松(ハイソン)）　朝鮮や內地でも岩手縣、木曾等にある朝鮮五葉松（Pinus koraiensis Sieb. et Zucc.）と同じもので、シベリアでは「ケードル」と呼び、歐人は時に「滿洲松」（P. mandschurica Rupr.）といふ。大形良質の材で、太さは直徑四尺に達するものがあり、其材質の眞價は我國ではまだ充分に認められないが、米人クリーガー氏の如きは米國に於て最高價の針葉樹材として米松材の二倍以上の價を有する彼のロッキー山のシュガーパインに匹敵するものと推奬する。其滿洲にある木材蓄積總量も杉松に次で多いと言はれ、實に滿洲材木の大宗である。

杉松(サーソン)　唐檜(タウヒ)屬樅(モミ)屬の數種の樹木の總稱で、我國で北海松(ホッカイマツ)と言ふやうなものである。植物學上の種屬に分けて見

ると、(1)魚鱗松（Picea ajanensis Fisch.）樺太、北海道の蝦夷松と同じものである、但満洲の方が大形の良材があると言はれる。(2)白松、臭松、テウセンシラベ（Abies nephrolepis Maxim.）朝鮮、満洲、シベリアに多い樅属の樹で、内地の白檜や北海道の椴松に似て居る。樹は前者ほど太くない。(3)テウセンタウヒ（Picea obovata Ledeb.）之は廣くトルキスタン、蒙古、満洲、露領極東に配布した樹で満洲の森林に於ても前二者に次いで多く、魚鱗松のやうな大形の良材を産する。テウセンハリモミ（P. Schrenkisna Fisch.）は同物異名である。

黄花松（Larix dahurica Turcz.）朝鮮落葉松と同じものであり低濕の地に密生する。

以上三種、詳しく言へば五種は満洲の林木中最も重要なものである。針葉樹としては此外油松（Pinus densiflora S. et Z. forma funebris Nakai）卽内地の赤松、赤柏松（Taxus cuspidata S. et Z.）卽北海道のオンコ、崩松（Juniperus rigida S. et Z.）卽ネズミサシ等があるが、之等はさほど重要でない。

濶葉樹は多くは北海道や朝鮮にある種類と共通である。其重なるものは(1)水曲柳（Fraxinus mandschurica Rupr.）卽ヤチダモ、(2)胡桃楸（Juglans mandschurica Max.）所謂マンシウグルミ、(3)檀木（Betula Bhojpattra wall var typica Rgl.）卽斧折樺、(4)樺木（Betula japonica Sieb.）卽大白樺の類、(5)柞木（Quercus mongolica Fischer）卽モンゴリ楢、(6)刺楸（Kalopanax ricinifolius Miq.）卽北海道のセン、(7)黄柀欏（Phellodendron amurense Rupr.）卽黄蘗、(8)楡木（Ulmus glabra Mill.）北海道のアカダモの類、(9)檐木又は椴木（Tilia cordata Mill.）卽シナノキ、(10)色木（Acer Pseudo-Sieboldianum Kom.）卽朝鮮ハウチハカヘデ、(11)槐木（Maackia amurensis R. et M.）卽イヌヱンジュ、(12)楊木（Populus suaveolens Fisch.）ドロヤナギの類等である。

全體から言ふと針葉樹・闊葉樹二の割合の混淆林であると概測せられる。差當り有利に伐採せられるものは針葉樹材であつて、闊葉樹は材木即用材の取れる割合が少いから優良な種類の良形の樹でないと今の處金にならない。針葉樹の歩合の少い點から言ふと樺太の森林に劣り、北海道の森林に近い。併し混淆林なるが爲めに樹形の大きいことと、優良針葉樹紅松の多いことから考へると北海道樺太の森林に優るとも劣るものではない。

次に森林の配布に就ては、滿洲の東半部の山地及未開地は一面の樹海であると言つてゐるのであるが、之を小分けすると次の各地域に區分せられる。

鴨綠江右岸の森林(奉天省)　鴨綠江の本流右岸及び支流渾江(ホンチャン)の流域にある森林で、輯安、臨江、長白、通化四縣に跨り、面積は約百萬町歩、四國の森林面積に近い。立木蓄積は三億五千萬石と稱せられるが、内針葉樹は一億三千萬石位であらう。蓄積の五割五分は本流の流域に、四割五分は渾江の流域にあるが、針葉樹の良林のあるのは帽兒山から上流長白山に至る區域である。伐り倒した樹は太さ七寸の處まで材木に取るので用材率は三割位になる。即立木材積百石から丸太三十石しか取れない。樺太ですら用材率は五割位になるのに、滿洲で一番細かい仕事をして居る鴨綠江採木公司に於ても立木材積の七割はウエーストになるのであつて誠に勿體ない話である。木材の六七割は杣角に三四割は丸太に造られ、百五十里乃至二百里を遙にある鴨綠江の筏で流下して安東縣に出て來る。此流域に於ては鴨綠江採木公司は一部自ら伐採し且民伐材を一手に買收する權利を有し、出材量は大正十年の三百八十萬石をレコードとし、年平均二百萬石位であるが、近頃はあらかた伐り盡されて昭和五年の如きは八十萬石以下になつた。但し昭和六年は百五十萬石ほど出たさうである。此木材の内從來は約半分は北支

那に積み出され、半分は安東縣で製材して朝鮮に輸入せられた。樹の種類から言ふと出材の約四割は紅松、五割は杉松、一割は胡桃、樺、シナノキ等の濶葉樹であつた。

　豆滿江流域の森林（吉林省、奉天省）豆滿江の本流及其支流嘎雅河、琿春河の流域の森林であつて和龍、延吉、汪清、琿春の四縣に屬する。此森林の面積及び立木蓄積は甚色々に見積られて居つて、面積は二十一萬町歩乃至八十三萬町歩、蓄積は一億一千萬石乃至四億三千萬石とせられるが、此內大きな方の數字が比較的正しいであらう。其蓄積の四割は針葉樹であつて、鴨綠江流域の森林の針葉樹蓄積と大差ないものと見て宜しい。此森林に於ては多數の木材業者が伐採をなしつゝあり、伐木業者は最初は露人を主としたが、日露戰爭後邦人之に代り、今は復た支那人に取つて代られたと言つて宜しい。出材量は大正十一年の百八十餘萬石をレコードとし、翌十二年からは急に減少して近頃は三四十萬石である。此內過半は嘎雅河から、次は琿春河から出材し、又樹の種類は紅松を主とし、落葉松及赤松の順序になる。出材の內四割位は地方で消費せられ、六割は輸出向で、會寧、清津、雄基に於て取引せられ、其七八割は支那に二三割は日本に來る、卽所謂北鮮材である。

　松花江上流の森林（吉林省、奉天省）面積約百四十萬町歩で、奉天省の撫松、安圖二縣及吉林省の濛江、額穆、樺甸の三縣に屬する。立木蓄積は約九億石で內四億石が針葉樹と見積られるから、樺太と略同量の針葉樹蓄積と、樺太の半分の森林面積を有することになる。此處では支那人の名義で邦人が持つて居る林場——林場とは國有林の年期拂下卽賣買の豫約乃至は債權契約を受けた林區——が數多あり、其數三十餘、其面積合計五十八萬町歩、其蓄積三億餘石に達すと謂はれ、其他は吉林省の省金庫たる永衡官銀號の林場とせられる。邦人の林場は

數多分立し、錯綜し、甚しきは相重複して爭ふたが今は吉林共榮起業公司の下に略統一せられた。大正七八年頃には盛に邦人の手で伐木をやつたが、今は伐木は支那人の手に移り、邦人經營の林場は伐採を中止したか又は未だ伐採に着手しない狀態にある。年々の伐採量は約百萬石内外を續けて居つて、樹の種類は紅松四割、杉松四割、雜二割位の割合で、大部分丸太である。多くは最上流の撫松、安圖、濛江の諸縣で伐り出され、八十里、短く共二三十里の間流筏して吉林に出る。但近頃は氷上運搬をも行ふといふ。吉林に出るから吉林材と名付けられ、同地で陸揚の上吉長鐵道で長春に出て、約七十萬石位は更に下つて奉天、撫順に向ひ、大部分南滿で消費せられる。

蘭陵（拉林）河流域の森林（吉林省）面積六十餘萬町步、松花江の支流拉林河流域の森林で、舒蘭、五常の兩縣及額穆縣の一部を占める。立木蓄積三億石、内針葉樹一億石と見積られるが、運搬不便の爲めにまだ餘り伐採されない。從つて蓄積はよく保存せられて居る。

牡丹江流域の森林（吉林省）面積六十萬町步で、敦化縣及額穆、寧安諸縣の一部に亘る。立木蓄積は四億石内二億石が針葉樹なりと見積られ、針葉樹の步合が最も多い。殊に鏡泊湖より上流の森林が美林だと言はれる。併し其中流東支鐵道の沿線が先づ開發せられ、同鐵道附帶の利權として露人の勢力の下にあり、一部は東洋拓殖株式會社の出資による合辦の中東海林採木公司其他二三邦人の林場があるが今は其經營全く振はないと言つていゝ。材は東支鐵道沿線から出る所謂北滿材の中で特に牡丹江材と稱せられる良材で牡丹江驛、海林驛に出材せられる。それからハルビンを大廻りして南滿市場に向ふのであるが、若し一朝敦化會寧間及海林延吉間の鐵道が開通するならば甚短い輸送距離で間島方面に出て來る。上流敦化縣にも數多の日滿人の林場がある。

東支鐵道東部沿線の森林（吉林省）　面積二百六十萬町歩で略樺太の森林に等しい。賓、同賓、寗安、穆稜、東寧、汪淸諸縣に屬する。立木蓄積は九億石と稱せられるが針葉樹は二億七千萬石である。此森林は從來露人の勢力下にあり、沿線に於ける露人の林場は十七箇所面積九十三萬町歩に達し、ハルビンから露滿國境ポクラニチナヤ驛に至るまで各驛に伐り出される。出材量の多い驛はヤブロニア驛即有名なカワルスキー林場に近い驛、支線穆稜鐵道に交る馬橋河驛、牡丹江沿岸の牡丹江驛、海林驛、西端の哈爾賓驛等である。哈爾賓驛へは松花江の中流の沿岸から來る材が集まる。之等を總稱して北滿材と言ひ主として紅松の角材であつて大角材を誇りとする。杉松材は少い。元來此沿線で年々伐採せられる木材は用材と薪材を合せて年約五百萬石に達するが、大部分は東支鐵道の所要及地方需要に供せられ、哈爾賓から南滿市場に積み出されるものは年約百萬石內外であつて、昭和三年の二百二十萬石をレコードとし、昭和五年は五十七萬石であつた。此北滿材は哈爾賓を以て中心市場とし、奉天を以て消費地の中心とする。

三姓（サンシン）地方（依蘭道）の森林（吉林省）　松花江下流と烏蘇里江に挾まれた地方の森林で、方正、依蘭、勃利、樺川、富錦、同江、寶淸、綏遠、虎林、饒河、密山の各縣に亘り、面積五百三十萬町歩と見積られ、略樺太と臺灣の森林面積を合せたものに等しい。立木蓄積は或は十四億或は二十六億石と見積られ、內針葉樹は或は四億餘石或は九億石と概算せられる。北海道の針葉樹蓄積は約八億四千萬石であることが尺度として適當である。此森林は東支鐵道から遠く、川はあれども皆露領に注ぐから、運搬不便でまだ餘り伐採せられず、處女林として保存せられる。

以上は吉林省及奉天省の森林であつて、鴨綠江及豆滿江流域の森林を除いては、何れも現在は吉林又は哈爾賓

を迂回して南滿の市場に出材するのであるから、輸送距離が相當に遠く、且鐵道運賃の率が高い爲めに安東縣や大連から輸出することが困難である。併し吉會鐵道が全通し、且延吉海林間の鐵道を架設し、之を依蘭まで延長して滿洲東半部を日本海に開口するならば、之等森林の大部は比較的短い輸送距離で間島及北鮮に出材することが出來る。又此依蘭間島線によつて黑龍江省の南部小興安嶺の森林にして松花江下流に面せるものも開放せられることになるが、併し黑龍江省の大森林の大部は別の開放系統によらねばならない。黑龍江省の森林は面積に於ても蓄積に於ても略滿洲森林の三分の二を占めるが交通不便の爲め目下のところ其開發は甚困難である。左に地域を分けて說明を試みよう。

小興安嶺の森林　嫩江の左岸に於て黑龍江との間にある一帶の山地の森林であつて、面積は一千萬町步、立木蓄積は三十五億石と見積られ、北海道及樺太の森林を併せたものより大きい。併し此森林は殆んどまだ踏査すらされて居ない。況んや伐採利用に手を付けられて居ないのである。只其西南端に於て呼蘭河本支流の森林の一部が從來哈爾賓に出材せられたのみである。今や呼海鐵道、齊克鐵道が開通したから、而して若し更に齊々哈爾、大黑河の鐵道が出來るならば、其西面の開發が進むであらう。

大興安嶺及伊勒呼里（イルフリ）山の森林　嫩江の右岸に於て黑龍江との間にある一帶の山地の森林であつて、其北端に於て嫩江上流の北を限る山地の森林を特に伊勒呼里山の森林と稱することがある。面積約一千四百萬町步、蓄積五十六億石と見積られるから、面積は內地府縣の立木地全面積に等しく、蓄積は內地府縣の總蓄積より四割方多い。此大森林は小興安嶺の森林に比べて開發更に困難であつて、現在は只東支鐵道西部沿線に於て露人名義の林

場が四つ面積七十五萬町あるのみである。此内有名なものは呼蘭貝爾(フロンバイル)の海拉爾(ハイラル)の東方、札拉木特(ダラムト)、兎渡河方面にある札兎採木公司の林場で、面積六十萬町歩、元露人シェフチエンコの林場であつたのを、滿鐵の投資によつて今は日露支合辦になつて居る。此附近興安嶺西面の森林は落葉松五割五分、樺三割五分と報告せられ、又或探險者の談によれば裾野平地は一面の落葉松なれど樹は小くて丈低く、山頂には歐羅巴赤松か油松の如き松があるといふが大興安嶺大部の森林に就ては樹の種類も殆んど探險せられて居ない。

今まで述べた處を綜合すると各省別森林面積及立木面積は次の表の通りになる。

省名	面積　町歩	立木蓄積　千石
奉天省	一、七二三、八二二	八七一、九九九
吉林省	一〇、七三七、三〇六	五、〇九二、四六四
黒龍江省	二四、〇〇〇、〇〇〇	九、一〇〇、〇〇〇
計	三六、四六一、一二八	一五、〇六四、四六三

而して立木蓄積の内三分の一は針葉樹、三分の二は濶葉樹である。右の表によると面積は我國全領土の立木地面積(三七、八六九、〇〇〇)に近く、立木蓄積は我全領土のそれ(八、七一一、〇〇〇、〇〇〇)に比べて殆んど二倍になる。

此處で考へなければならないことは、之等の數字は無論實測ではない、踏査の結果でもない。ほんの概略の見積りに過ぎないから、如何なる程度に精密であるかといふことである。尤も森林面積が我全領土立木地面積に等

しいのに立木蓄積は二倍あるといふ點は無理ではない。何となれば我國に於ては一年生の林から老林まで各年齢の森林の面積は略等分されて居るから、立木總蓄積は森林全面積に中年の林の一町歩材積を乘じたものに近くなるが、滿洲ではみな老林であるから、立木總蓄積は森林全面積に老林の一町歩材積を乘じたものに近いからである。併し從來の經驗によると樺太でも、臺灣でも、朝鮮北部でも、最初の立木蓄積見積りは、後に精密な調査や測定によつて明かにせられた眞の蓄積量の二倍位になつて居つた。面積を見積る場合には川敷伐採跡地、火災跡地其他の除地を除外しないであらうし、標準たる一町歩の材積を取るにしても平均よりいゝ處を取るのが人情であるらしい。從て右の滿洲の立木蓄積量の數字も二倍位過大であるかもしれない、假に百億石として見やう。却說此立木蓄積百億石の價額は幾何であるか？ 普通の算術では此百億石に一石十錢乃至二十錢の單價を乘けて十億乃至二十億圓といふ總價を算出するであらうが、此計算は林學上は誤謬である。何故とならば此總蓄積を一年で伐り盡すことは勿論不可能であるからである。先づ幾年かゝつて之を伐るかを定めなければならない。假に立木材積の三割は農耕適地卽ち開墾豫定地の上に立つものとして三十年間に之を伐採するときは年伐量針葉樹及濶葉樹立木材積一億石、七割は永久的林地の上に立つものとして百年間に、卽保續的に伐採するものとするならば年伐量七千萬石、年伐量合計一億七千萬石になる。但之は立木材積であつて、內約六千萬石は針葉樹、一億一千萬石は濶葉樹と見る。之から出來る丸太材は針葉樹二千四百萬石——現在の伐木法によるときは立木材積十石の樹から丸太が二石多くとも三石しか取れないし、殊に大木のみを選伐するから、立木材積百石の森林から十石も取れないのであるが、伐木法を改良した結果、よし樺太の如く五割は止まらぬとしても四割止りになると假定す

る――及び濶葉樹用材一割止りとして一千一百萬石となり、合計用材の素材三千五百萬石、出來上り一石に對する立木代金即所謂木税を三十七錢（永江鸞城氏著、滿蒙の森林と共對策による）とするならば用材の立木代金は年千三百三十二萬圓となる。此外に薪炭材として濶葉樹九千九百萬石、針葉樹三千六百萬石ある譯けであるが、此内濶葉樹六千萬石だけの立木代金を石十錢とするならば六百萬圓、用材薪炭材の立木代金總計千九百三十二萬圓となる。此年々の收入を年五分の利率で資本價に還元するときは約四億圓となる、即立木蓄積百億石の價額である。之は永久保續の林業を前提として、收入額を內輪に見て、立木蓄積價格を見積つたものであるが、若し此半分の期間に伐り盡すときは略二倍の立木代金を得ることになり、立木蓄積總價格も略二倍する。但しそれは嚴格に言はゞ過伐たるを免れないが、新開地に於ては多少の過伐は開拓促進の爲め已むを得ないことがある、要は其程度と伐り跡が森林になる樣に取り扱ふか否やにあるのみである。尙右の計算は大興安嶺、伊勒呼里山に至るまで滿洲の全森林が開發せられることを前提としたもので此點に無理がある。其代り鐵道の開通等によつて交通が便利となるときは單價も三十七殘よりは高くなるであらう。要するに右は立木蓄積の價額を計算することが如何に複雜であるかを例示したものに過ぎないので、立木蓄積の眞の價格は精密な測定と之に基く具體的の經營計畫を立てた上でなければ評價し得ないものである。

森林面積及立木蓄積に付て前に揭げた數字は滿鐵其他の調査機關が永き日子と多額の費用を投じて調査した結果を引用したものであつて、滿洲森林資源に關する數字として最も信用すべきものと言はねばならぬ。それにも拘らず其精密度は可なり小いものと言へる。併し之は決して其調査方法の不良なことを意味するものではなく、

却て森林の調査が如何に困難であるかを談るものであつて、一町歩の調査費用を十錢としても三千六百萬町歩を調査するには三百六十萬圓を要し、之に相應する人數と日數を要するのである。前に記した數字は滿洲森林資源の梗概を示すに充分であるが、併し之を基礎として林業經營の計畫を具體的に樹立するには不充分であるから、差當り飛行機寫眞測量によつて先づ吉林省の森林を測定することが望ましい。

之を要するに滿洲の森林資源は量に於て莫大に、質に於て優良なりと言ふに歸着する。只交通運輸甚不便であることと、森林が馬賊の巣窟であることが其缺點である。馬賊の專業的なものは森林內に棲まい、其他の馬賊も其敵を避け又は防ぐ爲めに山中に籠もることは臺灣の高山蕃や南支の苗族の例を引くまでもなく、常識からでもうなづかれる。或アメリカの實業家が歸米しての土產話に曰く「木材會社（多くは露西亞の）は通常立木代金を政府卽森林局とバンヂットの兩方に拂ひ、卽ち後者と協商することを選ぶ。千九百二十二年に於て滿洲の或大きな材木會社は馬賊に約六萬弗拂つた。」實際馬賊は稅金を課して來て、拂はないときは從業員を虜にすると脅迫したり、土場の木材、甚しきは停車場に積んで居る木材をまで燒き拂ふと威嚇する。而して此私稅よりも更に困ることは、馬賊の跳梁跋扈する地域へは邦人が入れないから、總てを支那人の把頭（パートー）に委せきりにすることになり、彼れ把頭卽杣の頭は陳腐なる舊來の作業方法を踏襲するのみであつて、少しも技術の改良が出來ないことである。又滿洲の森林は流石の美林であるにしても、深く內地に僻在して運輸の便が非常に悪いことに於て、彼の樺太や北米西海岸の森林に比べて大に劣るのである。併し馬賊の跋扈や交通の不便は鐵道網の完成と集團的自衞的移民によつて防ぐことが出來る。

第二章　林政の沿革

鮮滿國境の白頭山は清朝の祖、愛親覺羅民族の發祥の地とせられ、奉天は其故都であり、盛京省（奉天省）は其鄕土であり、從て滿洲は清朝の故國である。滿洲八旗は漢土に出で、文部の官人となり清朝を支持した。其鄕國を他民族の侵入蹂躪から防ぐ爲めに、漢人の入滿を禁止し、且四禁の制を設けて滿洲に於ける漢人の森林伐採、鑛山採掘、漁魚、農業、牧畜、狩獵を嚴禁して、旗人の特權を認め、其の爲めに天然資源を保存した。斯くして支那本部の山野の荒廢とコントラストして滿洲に於ては廣漠たる處女林が今まで割合によく留保せられたのである。併し膨湃たる漢人の汎濫橫溢は到底關禁を以てせき止めることは出來ない。清朝の末葉には山東の農民は竊かに海を越えて滿州に渡り開墾をなすものが次第に增加したから、遂に千八百六十七年山東の飢饉を救ふ爲めに滿洲に於ける漢人の開墾を許した。斯くして、漢人は滔々決河の勢を以て滿洲に流入瀰漫し、開墾の爲めに盛に森林を燒燬したことは言ふまでもない。又漢人の入滿と共に鴨綠江及豆滿江兩方面に於て、木材を賣却せんが爲めの伐木業が漸次に發達したのであつて、鴨綠江流域に於ては、此種伐採が、傳說ではあるが、千八百四十五年にまで遡るといふ。千八百七十七年頃には清國は大東溝に木稅局を置いて立木代金を取り立てた。さて第二の侵入者は露人である。露國の東漸はシベリア、極東から折れ曲つて南進となり、日清戰爭後千八百九十六年にはカシニー條約及東清鐵道敷設に關する條約を締結し、千八百九十八年には露國旅順大連租借條約及哈爾賓旅大間鐵道敷設權を得た。千九百年義和團事件に乘じ滿洲を軍事占領し、千九百二年には東清鐵道の全通を見るに至つた。

露國は滿洲の森林を見逃す筈はない。千九百二年には森林會社を興して「マドリロフ」中佐を鴨綠江の支流渾江流域の通化に駐在せしめ、龍岩浦に製材工場を設けることにし、千九百三年には東支鐵道は其沿線の森林の永租借權獲得の爲めに談判を開始した。斯くて日露戰爭となり、中佐の計畫は我國の軍用木材廠となり、戰後は木材廠と改名し、千九百〇八年鴨綠江採木公司の設立となつたが、東清鐵道沿線の森林獲得運動は其後西部沿線及東部沿線に於ける數多の露人林場となつた。他の一方に於て鐵道の開通と共に支那人移民增加し、開墾の發展に從つて森林は盛に燒燬濫伐せられ、滿洲封禁の制は最早行はれず、清朝末路の綱紀と共に林政も全く弛緩したから、何等かして林制立て直しをなす必要に迫られ、多少試みられたが成効せず、遂に民國三年に至り漸く森林法の發布を見るに至つた。

森林法は民國三年十一月三日法律第十六號として公布せられ、六章三十二條から成つて居る、之は滿洲に關しては北京政府の民國十七年二月二十九日の大元帥令を以て廢止せられ、森林條例を以て置き換へられた。森林條例は十章七十五條から成り、大體の主旨は森林法に似て居るが、我國の森林法に倣ふて新に林業協社卽森林組合、土地の使用及收用、森林警察の三章を追加した。此兩法の梗概を述べて見ると、何れも第一條に森林の所有別を揭げ、國有林、公有林、私有林の經營管理は本法の規定に從ふと定めた。併し滿洲では森林の殆んど總てが國有林であり、公有林は中小學校及農學校の森林、廟の森林等で面積甚少く、私有林としては開墾地に包含せられた森林ぐらゐのものである。卽滿洲の土地が若いが爲めに地方團體や私人の土地所有權は森林に就てはまだ全く發達して居ないことを表はす。各國の歷史の示す處によれば、農地の所有權が開墾によつて先づ發生し、次に

森林の所有權が出來るのであつて、而して最初には所謂アルメンデとして林野に對する部落の總有權が成立ち、次で占有又は造林によつて莊園領主又は私人の林野所有權が發達する順序を執つた。併し近世に於て處女地に創められた國家を見ると、アルメンデや部落有林を拔きにして、會社有林が發展するのが例であつて芬蘭、瑞典、北米合衆國の如きも適例である。滿洲に於ても此儘で行くと會社有林が先づ發達するであらうことは明かで、彼の林場なるものは其萠芽である。但し之は萠芽に止まり、其實質は一のコンセツションであつて所有權でないことは後に述べやう。要するに滿洲森林の大部分は無主物であつて從て國有林である。森林條例第三條（森林法第二條）に依れば「所有者なきこと確實なる森林及法律に依り國有に歸すべきものは總て之を國有森林に編入す」とある。之より先き民國元年農林部の通牒を見るに「凡そ無主の山林は總て之を國有に歸することゝし、其管理機關は次第に之を設立すべきも其設立以前は各地方官をして暫く管理を爲さしめ以て國產を重んじ林政を維持すべし。各省の天然森林は所在に多く、以前は之を咎むる者なかりし爲め任意に盜伐する者ありたるも、右は速に嚴重に之を禁止すべく、其既に官廳の許可を受け地を領して伐採する各公司、局、所には暫く從來の如く處理することを許すべし。要するに無主の山林を總て國產に屬せしめ、將來政府に於て之を經營し若干の收入を得ることとならば、即ち國民の負擔の若干を減ずることを得べきに依り、全國民の利益を以て之を少數の國民に付與することを得ず。今後若し官廳に對し、地を領して伐採せむことを申請するものもあるも亦之を許可することを得ず」云々。即無主の山林は國有とし、國營林業を行ふべしと言ふに歸着する。前に言つた森林條例第三條は其の前半を反覆したものであつて、我民法第二百三十九條第二項に「無主の不動產は國庫の所有に歸す」と言ふのと

同趣旨である。無主の土地は國庫の有に歸することは、無主の土地は地元部落民の總有なりと言ふことゝ對立する。古代に於て最初の殖民の際は無主の森林は總て鄕黨の總有とせられたのであるが、ローマやフランク王朝以來、無主の森林を國有とする原則が立てられて、今も各國の民法は此主義を取るのである。更に森林條例第六條に依れば「公有又は私有の森林に付き、農工部に於て適當と認めたるときは所有者に通知し相當の價格を以て之を買收して國有と爲し、又は同價格の國有林を以て之を交換することを得」と規定し、元の森林法は尙一歩を進めて「公有又は私有の森林に付き、農工部に於て、國有林の經營に重大なる關係あるものと認めたるときは相當の價格を以て之を收用し國有と爲すことを得」(第五條)と規定した。之等は要するに森林國有、林業國營を目標とするものと言へる。

國有林の管理に就ては、森林條例は「國有森林は農工部に於て直接管理するものを除くの外、地方主管官廳に共管理を委託することを得」(第四條)と規定し、森林法の條文(第三條)も略同樣で、且森林法第四條には「國有林にして左記の事情の一あるものは農商部直接之を管理すべし。一、江河の水源に關係あるもの、二、面積が二省以上に跨るもの、三、國際交渉に關係あるもの」と規定する。卽國有林は中央政府で直接に管理することを原則とし、各省に委託して管理せしめても差支ないと言ふ意味である。併し現に中央政府が管理して居るのか、省に委託して居るのか分らない場合が多い。

林地の處分に就ては、林地のみを公用、公共用又は公益事業の爲めに讓與すること(第八條)と、國有林地に共有林卽部分林を設定すること(第九條)を規定する。

立木の處分に關しては森林條例第七條に「國有森林の立木が既に伐採期に達し、之を存置するの必要なきときは、農工部は整理經營の便利に因り、相當の代價を以て之を拂下ぐることを得。其拂下手續は農工部部令を以て之を定む」と規定する。此國有林立木拂下手續は後に述べやう。

右の外森林條例及森林法の規定は保安林――其規定は日本森林法の模倣である、而も一番大切な土砂扞止林を明定せず、漠然と水害の豫防に關するものと書いたなどは可笑しい――公有林及私有林の監督、林業協社、土地の使用及收用、森林警察――之は妙な規定で森林警察官の職務の樣なことを書いて、其中に林場の秩序の維持並に林主及造林工又は伐木工間の紛爭の解決に關する事項を含んで居る――等であつて、公有林や私有林の甚少い滿洲では殆んど必要がないであらう。

國有林の立木の拂下に就ては、前に民國元年十二月十一日農林部令第二十一號東三省國有林發放規則と名づけられた、立木年期賣拂規則の樣なものがあり、數度の部分的改正を經て行はれ來つたが、民國十八年即昭和三年に森林條例を制定するや、其第七條に基いて國有林發放章程を定め、前記發放規則を廢止した。今此二つの規則によつて國有林の年期賣拂を說明して見やう。章程第二條に依れば、「國有林に對し、農工部に於て、左記各款の事情の一あるものと認めたるときは之を保留することを得。

一　森林條例第十條に規定する保安林の性質を有するもの。

二　國防上存留の必要あるもの。

三　面積一千方里以上を超過し分割經營に適せざるもの。

四　大工事又は建築のため之を保留して公用に備ふるの必要あるもの。
五　林木の生長量が未だ最高の利用期に達せざるもの。
六　天然の播種造林に適し伐採後荒廢の處あるもの。

と規定して居る。之を假に保留國有林と名づけやう。此保留國有林と、政府に於て直接經營をなすもの――假に直接經營國有林と名づけやう――を除く國有林は森林條例第七條の規定に依つて拂下げることを得、其の拂下手續は此國有林發放章程に依るのである。拂受人の資格は中華民國の人民又は適法に成立したる法人と限定してあるが、元の規則によれば其法人も中華民國の法律に依りて成立したる法人と限られる。拂下物件は立木に限られ土地を含まない。面積は二百方里即約六千六百九十町步を限度とし、期間は二十年を超過することを得ない。此年期拂下を受けるには十方里約三百三十五町步に付百五十元（規則によれば百元）一方里を増す毎に四元（規則によれば二元）の實測費と、一方里に付き五十元から八十元まで累進する率（規則によれば一方里二十元の比例）の森林拂下證（林照）登錄費を拂ふが、立木代金を拂はない。立木代金に相當するものは、立木を伐採賣却したる場合に支拂ふ木稅、山分（シャンフェン）及び木植票費である。故に此拂下は特定物の賣買ではなく、不特定物の賣買契約乃至は賣買の豫約であつて、普通の年期賣拂契約に類するものである。東三省國有林發放規則の外に、民國四年の東三省國有林短期採伐暫行規則なるものがあり、一年を期間として、一人毎に一枚の伐採許可證を即我國の採取許可證の樣なものを下付したが、民國八年に廢止せられた。

以上述べた處によつて滿洲の國有林を小分けして見ると次の四種に區別することが出來る。

一　國家の直營森林及保留森林　國家が直接に經營する目的で保留した森林である。民國六年三月五日付黑龍江省長公署訓令（商部よりの命に依る）に依れば、哈爾賓から黑河縣に至る間の森林即小興安嶺西面の森林は東三省森林發放規則第一條の規定に依り、國家が直接經營する森林として拂下を禁止せられる。第二の例は豆滿江の支流の流域なる延吉、汪清の二縣に於て國が直接に經營する林場として、民國八年一月に五千方里即約十六萬七千町歩の森林を選定したが、匪人や小公司等により盜伐せられるので民國十年七月五日吉林省長公署訓令第二〇一三號によつて取締方を命じた。又國有林發放章程第二條に依れば面積一千方里即三萬三千五百町歩以上を超過し分割經營に適せざるもの及公用用材備林を保留せられることになつて居る。之等は國が自ら林場を經營する爲めの保留林即直營森林であつて、我臺灣の指定林野又は古くは德川時代の御手山（オテヤマ）、御直山（オヂキヤマ）に似たものである。更に鴨綠江採木公司の森林も日支合辦ながら國營林場たるを失はないから此カテゴリーに屬するものと言はねばならない。上に舉げた國營林場の性質を有する保留林の外、國有林發放章程第二條によれば、林木がまだ伐期に達して居ない爲めの保留林、荒廢の處ある土地に於て天然下種を行ふ爲めの保留林、保安林、國防林等廣義の保安林の性質を有する保留林が揭げられて居る。

二　國庫有林　兌換券發行の擔保等財政上の目的から國庫の財産と定められた森林を云ふ。例へば吉林省の森林中現存の林場を除いた殘餘の森林は同省の國庫とも言ふべき永衡官銀號の所有とせられる如し。

三　無主未利用の處女林　大興安嶺や伊勒呼里（イルフリ）山等の奧地にある處女林は交通殆んど不能であつて差當り利用の見込がない。即無主地又は公有地と稱すべきものであり、其無主地なるが故に國有林とせられることは前に述べ

た處である。

四　民營林場の國有林　林場權なるものは其内容は色々であるが林地の所有權を伴はないことは共通であり、東三省國有林發放規則第一條第二項にも之を明定して居る。又林場權は林木の所有權でもない。何となれば發放なる行政處分又は契約は特定物の賣買でないからであり、よしそれが發放規則によらず特別の條約又はコンセツシヨンによるものとするも、林場權の實體は伐木權詳しく言へば別に立木代金を拂つて立木を伐採する權利に外ならないからである。故に民營林場を設定した場合に於ても森林は依然國有であつて決して民有林ではない。但し此見解は餘りに法律的形式的であつて、實地の事情や當事者の意思から見ると林場權は立木の所有權であると言ふ說があるであらう。法規の反面解釋や類推解釋から此說を主張し得る場合はないではない。

次に林場權及林場共物に就て述べやう。林場は其發生の原因が色々で、これに應じて林場權の内容も區々である。先づ之を大別して條約に基礎を置く外國人の林場と支那の法律による支那人の林場とに大別する。

鴨綠江採木公司は明治三十八年十二月に締結した、滿洲に關する日清條約附屬協約第十條の規定に基いて、同四十一年五月に爲された日清合同材木會社に關する取極によつて成立した。但之は民營林場ではなく、兩國の國營である點に於て普通の林場とは異なる。其組織は所謂併行合辦であつて、資本金三百萬元は日支兩國から各半額を出資し、督辦は東邊道臺の兼務であるが、理事長、總務課長、度支課長は日支兩國から各一名づゝ公平に出し、其下にある高等官卽參事と技師を通算して日支各同數を出すことになつて居る。營業期限は二十五箇年で、昭和八年八月三十一日までゞある。公司の權利は鴨綠江流域に屬する支那側の森林全部につき木材の一手買收權

を持つて居ること〻、其内本流筋上流の四十萬町歩（所謂專採區域）につき直營伐採を行ひ得ることを主とし、此外公司の徵收せられる木材稅卽立木代金は取極によつて制限せられて居る。此區域から年々出材する量は約二百萬石、其内四五十萬石が直營伐採材であつたが、近頃は良材をあらかた伐り盡したこと〻、馬賊の害の甚しいこと等によつて出材量が非常に減つて來た。公司の經營成績は良好で大體年九分以上の配當をなし、好況時代には臨時配當を加へて二割になつたこともあり、無配當は二十三年間に一二回で、平均八分位の配當をなし、其外積立金約五百萬元を作つた。尤も其内伐採請負人に貸し付けて取れないのや、受取手形の不安なのや、設備として固定したものもあるが、確實な處で三百五十萬元程の積立金を持つて居る。此樣に成績のい〻ことは、他に例を見ないのであるが、併し其主たる原因は買收權を持つて居ること〻、立木代金や稅金が制限されて居て他の林場の樣にむやみに高く取られないこと〻の二つのハンディキャツプに基くものであつて、其直營伐採なるものも成績は可なり良好ではあるが、前記二原因と對立し得ないであらう。公司は少許の輕便鐵道を持つて居る外あまり運材設備に投資して居ないが、之は支那側の反對によるものであつて、合辦事業の弊として技術の改良は常に保守的な支那側から制肘される。流域の良木があらかた伐り盡されたので、支那人伐木者が小なる分水嶺を超えて他の流域に伐り込んで文句を起したこともある。採木公司は昭和八年八月末日を以て解散するか、或は區域を擴張して存續するかの岐路にあると言へる。

條約に基く露西亞人の林場　千九百七年に東淸鐵道會社は吉林及黑龍江兩省に於て林地の經營に關する二つの條約を取極めた。而して自國企業者を應援して鐵道沿線に於て伐木權を獲得せしめた。其林場の區域は廣大にし

て、期間も二十年乃至九十餘年に亙るものがあり、且運材鐵道の敷設權を伴ふといふ。此種の租借的林場は東支鐵道東部沿線に於て、即吉林省に於て哈爾賓からポクラニチナヤまでの間の鐵道の兩側に羅列して居る。

又千九百十四年から翌年に亙つて蒙古呼倫貝爾（フロンバイル）政廳と露西亞人との間に大興安嶺森林に關して三つのコンセッションが成り立つた。シエフチエンコ林場、ウオロンツオーフ林場及イシマーコフ林場であつて、何れも大興安嶺の西面に位する。最初の契約によれば此等の林場權は有力なものであつて、存續期間を限定せず、土地を貸與せられて租借の性質を帶び、政廳は其土地を他人に貸與せざる義務を負ふ、只開墾農耕の權利を含まないが、運材鐵道の敷設權を伴ひ、或ものは流木事業權を含む。此シエフチエンコ林場の變形が今の札免公司林場である。

支那の法律による支那人名義の林場。此内清朝時代に出來た林場は彼の國有林發放規則の制限を受けないもので、其權利の內容は有力なものがある。而してこれは民國元年六月九日の通飭によつて「其既に官廳の許可を經、土地を領して伐採する各公司、局、所には暫く從來の如く處理することを許すべし」として既得權を認められた。此種林場は東支鐵道沿線にある。

民國元年（大正元年）以後に出來た林場は東三省國有林發放規則の下に成立したものであるから、存續期間は二十年以內で、面積は二百平方支里（約六千七百町歩）以內に限られる。此種の林場は多くは松花江上流及牡丹江流域にあり、其幾つかを併合し、日本人と支那人の合辦の、或は支那人名義の、支那の法律に依る會社を作つて經營し、其資本は日本から出して、從つて經營の實權は日本人で占めて居るものが多い。何しろ發放規則によると、中華民國人又は中華民國の法律に依りて成立した法人でなければ林場權を持つことを許されないから、日

本人の資本主は影に隱れて居なければならないし、嚴しい無理な支那の法規に服しなければならないし、貪婪飽くことを知らない汚吏の監督を受けなければならないし、それで居て治安の維持はやつて吳れないから馬賊は横行するし、さなきだに立木代金其他の諸税として木材賣上代金の二割五分乃至三割に相當する苛税を課せられる上に馬賊にまで税を拂はなければならないから、其經營は到底引合はなかつた。おまけに賣り付けられた林場は實地に於ては重複又は三複し、經營者同志の間にも爭が絶えなかつた。併し此點は近頃一つの大きな親會社を造つて、數多の公司を統一したから此後は憂ふるに足りないと思ふ。要するに從來は日本政府の保護が足りなかつたからこんなことに成つたのだとも考へられる。

更に各地方に於ける林場の狀況を述べると、東支鐵道西部沿線の大興安嶺地方には四箇所に林場があつて、其面積合計六千六百五十平方露里（七十四萬七千五百ヘクタール）であるが實際の森林地面積は約三千平方露里だと言はれる（滿鐵、滿洲の森林）。其内最大なるものは大興安嶺の西側にあつて面積六十萬町歩に亙り、元はシエフチエンコ兄弟商會の林場といひ蒙古呼倫貝爾政廳との契約によつて權利を得たのであるが、呼倫貝爾が獨立を取消すに至り、日本（滿鐵）と支那政府と露西亞人と、日露支合辦の札免採木公司となつた。此名は札拉木臺及免渡河といふ二つの地名から來たものである。資本金は大洋銀六百萬元であつて、純益は日露支三者に均分する。公司は大正十一年四月に協定せられ、營業期間を滿三十箇年と限り、又支那の法令に從ふを要し、一切の課賦税捐を納めるを要することになつたから、最切シエフチエンコが呼倫貝爾政廳との契約に於て有した有利な諸權益は大に弱められた譯である。

東支鐵道東部沿線の林場は東支鐵敷設の前後に出來たもので、多くは露西亞人の名義を有し、租借的の性質を持つて居つて、權利が割合に確實であるから、從て其經營は概して安固である。即境界を實地に設定して占有を明かにし、林況調査を行つて事業計畫を立て、數露里乃至數十露里の運材鐵道又は軌道を敷設し、或は製材所、木材乾溜裝置等を設けて居る。林場の箇所面積は精密には分らないが、大凡十七箇所の大林場あり、其合計面積は「滿洲の森林」によれば八千二百〇八平方露里（約九十二萬三千ヘクタール）、「吉林之林業」によれば一萬六千九百十五平方露里（約百九十萬ヘクタール）と言はれる。此内日本關係のものが只二つあつて、一は中東海林採木有限公司の林場で、元は英人、露人、瑞典人の共同經營であつたのを大正八年に買收したものである。二林區に分れ、面積十五萬町歩と稱せられる。東拓系で、資本金三百五十萬圓、日支合辦によつて經營する。六十露里に餘る輕便軌條を持つて居るが運材が旨く行かず、失敗に終つて事業中止の狀態に在る。他は中東製材股份有限公司の林場であつて寧安縣に位置し、面積約六萬三千町歩、但密林地は四萬二千町歩である。大正十年四月日支合辦を以て設立せられ、運材用引込線十五哩と輕便線二十哩の敷設をなして事業に着手したが之亦經營難に陷り現在殆んど廢業同然である。

吉林省南部即松花江上流及牡丹江上流地方にある林場に就ては公表されて居ないからよくは分らない。主に日本の資本に依賴し、殊に大倉系統及王子製紙會社系統の資本が多く投下されて居る。主要なるものは豐材股份有限公司、吉省興林造紙股份有限公司、華森製材公司、富寧造紙股份有限公司、黃川採木公司、撫按林業公司、合資會社富林公司等である。其面積は分らないが自稱面積の合計は百五十萬町歩にも達するであらう。併し此内に

は重複した面積が少くない。之等林場は或は事業に着手せず、或は事業を中止し居り、此方面から現に伐り出される木材は純支那伐木者の手によるものである。其總てが經營困難で失敗した原因は何であるかは經營の部で述べやう。

茲に特筆すべきは吉林黑龍江兩省に屬する國有林の全部が吉黑兩省林鑛借款（所謂西原借款の一部）の擔保になつて居ることである。此借款契約は大正七年八月二日、日支合辦の株式會社中華滙業銀行を通じて、中華民國政府と日本政府（始めは興業銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行）との間に締結せられたものであつて、借款の金額は日本金三千萬圓（第一條）年利七分五厘（第四條）として、滿十個年間卽昭和三年八月一日まで（第二條）貸し渡されたものである。而して中華民國政府は此借款の元利支拂に對する擔保として次の通り日本政府に提供するものとす（第八條）

一　黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛並に國有森林

二　右金鑛並に國有森林より生ずる政府收入

而して中華民國政府は本契約有効期限内に於て前條の金鑛、國有森林並に其收入に關して他から借款をなし、又は之を處分せんとするときは必ず豫め債權者に商議することを要することになつて居る（第九條）。昭和三年八月に至つても中華民國は元本も利子も少しも返濟しないから、昭和六年八月一日の元利合計は七千六百八十萬圓になつた筈である。我國は何等か適當な方法で强制履行をなさしめることが出來る理屈だ。

茲に滿洲の伐木税が甚苛酷であつて森林の開發を妨げることを指摘するのが順序であるかも知れないが、其大

部分は立木代金の性質を有するものであり、經營費の一大部分をなすものであるから經營の部で述べることゝする。之を要するに滿洲從來の林政は決して其林業の發達を目的とするものではなく、徒らに法を嚴にし、賦課を重くし、以て伐木業者から政費を搾取し、賄賂を濫獲するを能事とし、其結果合理的林業の成育を妨害し、却て盜伐濫伐を助長したるは爭ふべからず。森林法、森林條例はあれども、國有林に關する規定を除いては空文にして時宜に適せず、發放規則、發放章程に至りては一種の搾取道具たるに過ぎない。

第三章　林業の經營

林業と言つてもそれは伐木業であつてまだ造林の時代は來ない。が伐木業の經營を述べる前に材種のことを言ふて置く必要がある。

滿洲の木材尺の一尺は我一尺二分五厘内外にして、長さ八尺を一連とする、我國で一間と言ふ如きものである。普通の材種は丸太と杣角(ソマカク)で、丸太は長さは普通三連即二十四尺で杆子(カンツ)と呼び、元口直徑尺五六寸又は其以上のものを大杆子(ターカンツ)、一尺乃至一尺二寸のものを中(チユン)杆子、九寸以下のものを小(シヤオ)杆子と言ふ、桅(ウエイ)杆といふのは穗付(ホツキ)丸太で、大中小に分けられる。杣角を料子(リヤオツ)と言ひ、其一連物を方子(フアンツ)と呼ぶ。料板とは料子を二個又は數個に挽き割つたものである。併し地方により樹の種類によつて色々の名前がある。松花江流域では三連の丸太で末口直徑一尺七寸乃至二尺三寸のものを大顆梁(ターコーリヤン)、一尺三寸乃至一尺七寸のものを二顆梁(アルコーリヤン)、八寸乃至一尺三寸のものを

長條子《チャンテャオツ》といふが、之等は枚擧に遑ない。材積の單位は寸《ツエン》で一寸角長八尺の材積（我國の才《サイ》の如し）を言ひ、材の大さや市場相場を言ひ表はすに用ひられるが、大量の材積は連《リエン》又は符《フ》で言ひ表はされる。連とは一定の太さの材の長八尺を言ひ、符とは十一連を言ふ。

伐木勞働者は二十數人から成る一組卽所謂「一道鋸《イタオチュイ》」を單位とし、此一組が山に入つて木を見立てゝ伐り倒すことから筏の到着まで總ての作業を通じてやる習慣である。一組を率ゐる者は把頭《パトウ》であつて、人夫の指揮者兼技術者であり、時には企業者を兼ねて資金の調達から木材賣却まで一切のことをやるのである。而して此非分業的な把頭全能主義が技術の進歩を妨げることを附言して置く。人夫の大部分は木把《ムーパー》であつて木曾で言ふと杣《ソマ》兼日雇《ヒヨウ》である。之を斧組と鋸組に分けて斧頭《フトウ》、斧手《フシュ》、鋸頭《チュイトウ》、鋸夫《チュイフ》といふこともある。此外會計の管賬《コワンチャンチ》的と賄ひの大師《ターシ》夫《フ》とが本部に付屬する。此上に把犁《パーリー》（前橇）を曳く人夫と卯子《マオツ》卽筏の水先案內とを別に地元で臨時雇入れることが多い。

作業の順序を言ふと、先づ把頭が九月に山に入つて良好な伐木地を探す。十月には準備を整へて、今度は管賬的、斧頭、鋸頭等の幹部を從へて、器具材料を携へて再び入山し、直ちに上窩棚《シャンウオーポン》と稱する、伐木地の山小屋を建てる。之を根據にして食糧を仕入れ、大師夫や木把を雇ひ足す。用意が出來ると十一月の上旬に開山《カイシャン》と稱して山の神祭りをし伐木に着手する。山ぢうから良い樹ばかりを撰り伐りして其良い部分だけを丸太又は杣角に造るのである。故に伐採は面積的でない、最も原始的な方法で良材を採取するのである。此仕事は約三個月で終る。之と雁行して藪出し卽集材を行ひ、伐木所に散在せる木材を山土場《ヤマドバ》に集める。山土場には下窩棚《シャーウオーポン》と名ける

山小屋を建て、上窩棚と下窩棚の距離は日本の一二里である。此木寄せは材の木口にトチ鐶を打ち込んで牛に牽かせるのであつて、大鞣梁一本に牛二頭を付け一日に一回上下窩棚の間を往復する。此仕事をする同勢を老板子(ラーパンツ)と云ひ、牛と共に地元から雇ひ入れるのである。木が山土場に相當集まると開把犁(カイバーリー)と言つて陸運開始祭をやる。而して下窩棚に集つた材を管(クダナガシ)流の開始點又は編筏地點まで馬把犁(マーバーリー)で運搬する。此距離は日本の四五里もあり、大鞣梁一本に馬四五頭をつけ馬夫二人で往復することになる。之は多くは地元の農民に請負はせるのであつて此同勢を把犁夥(ホー)と言ふ。此仕事に相當高い費用を要するのであつて最も原始的な運材法である。管流開始點では開(カイ)攢(トンチャン)廠と言つて掏眼開始祭をやる。而して管流前に筏組みの準備をするのであつて、人夫を雇足し、各材木に掏(メ)眼(ナ)を穿ち（之に笄を貫いて筏を組む）、記號を切り込み、花棚子(ホアポンツ)と稱して筏の上に建てる小屋の材料を作る。用意が濟むと材木を枝川に投入して管流をする、卽枝川では筏流しが出來ないから一本宛バラバラに流すのである。此投入を撤(シエントン)攢と謂ひ、春季清明の候、雪解けの水卽所謂桃(タオホアシユイ)花水を俟つて溪流に投げ込むわけで其時季を外してはいけない。人夫は兩岸から鳶口や竿を以て懸り木を外して流下せしめる。此管流卽趕(カンホー)河の距離は枝川の長さによつて色々で、時として此過程を省略し得ることもあるが、また四五里も流さなければならないこともある。先頭の材木が本流近くまで流れ着くと之を所謂頭(トウシコン)綑で繋ぎ合せて綱場(アバ)卽傘圈子(ナーチエンツ)を作る。此綱場で流下材を留めて、其場所で筏を組むのであつて、目斗穴に門棒卽所謂穿連杆子(チョワンリエンカンツ)を笄の樣に魚串の樣に貫いて固定したものが一床(ユカ)卽一節(チエ)であり、二乃至四五節を縱に聯ねたものが小牌(シャオパイ)一張(チャン)といひ、五乃至十小牌を聯結したものを大(ター)牌(パイ)といふ。筏の上に花棚子といふ小屋を建てる。此筏卽木牌(ムーパイ)の組み方は固定的であつて、日本の筏の樣に可動的

でないから、之を組むに費用を要し、多量の水がなければ流れないことを缺點とし、其代り流下に熟練を要せず、木把の様な素人でも水先案内さへあらば流下し得ることを長所とする。此筏を改良して日本筏にする爲めに、鴨綠江採木公司では筏の編み方及乘り方の講習をやつて、數多の支那人筏乘りを養成し、流筏の成績を改良した。却說筏が出來ると增水を俟つて放簰（ファンパイ）即乘り出しを行ひ、始めは小簰毎に流下するが、川幅が廣くなるに從つて、幾つかの小簰を連ねて流下し遂には一組によつて伐られた木材全體を一筏とし、夜は筏を繫いで花棚子に寢て晝間は流下し、多數の日數を費して市場に到着し、尙花棚子に寢泊りして筏を賣却し、配當を行つて一團を解散するのである。之は隨分呑氣なやり方で木把が十月に山入りしてから五月乃至十月に着筏するまで通しでやるのが原則で、農業と兼營することが出來ない、只牛把犁や馬把犁が農民の副業となるのみである。此最も原始的な伐木運材方法を改良し、分業化し、機械化することが、滿洲森林開發の第一歩であり、林業の勞働機會を以て農地殖民を助けることの要諦であると言はねばならない。

　こんな原始的方法によればこそ、滿洲材の生産費は驚くべく高くつく。各公司の例を見ると伐倒から管流しを終るまでの費用卽伐木、造材、集材、運材費（流筏費や汽車輸送費を含まない）は一石當りにして一圓五十錢乃至二圓五十錢かゝつて居り、十二の實例を平均して見ると一圓七十六錢五厘について居る。之は非常に高いもので、樺太で一日一圓四十錢位の人夫を使つて海岸まで材木を持出す伐木造材集材運材費は全部で七十五錢位であることに比べると滿洲に於ける生産費の高さは全く信ぜられない位である。其原因は恐らく前に言つた太古其儘の集材運材法によるものであらうし、又把頭の利得や馬賊への運上が少くないのでもあらう。東京帝國大學の北

海道演習林などでは、林内殖民の農夫を伐木に使つて、軌道で運材すると、一石五十錢位で停車場に出るのであつて、それでも人夫は一日一圓十五錢位の勞銀になり、冬の間伐木で稼ぐ金は四町歩を耕作する農地收入よりも多い。滿洲の伐木も之に倣つて合理化し、且農民の副業としてやる樣にするならば材木費は減少し、農民は收入を安固にし、眞に一石二鳥であらう。

材木造材集材運材費が高い上に輸送費即流筏費及鐵道運賃も高い。流筏費の高いのは前に云つた筏流しの技術がまづく、之に應ずる爲め筏の構造が悪いからである。鴨綠江では河が長く百五十里乃至二百里も筏流しをする爲めでもあらうが、一石當り流筏費一圓二十五錢もかゝつて居る。豆滿江流域で其流筏費一石に付五十錢乃至八十錢を拂つて居る。之等は運材鐵道でなければはなるまい。尙滿洲の鐵道運賃は割高で、例へば吉林から安東までの運賃は一石に約二圓もかゝる。聞く處によれば滿鐵は運賃の引下げを行ふやうである。之は全く必要なことでさもなければ森林のみならず總ての天然資源の開發は不可能に終るであらう。

更に第三に高いものは立木代金と諸稅である。立木代金に相當するものは木稅及山分（シャンフエン）であつて、此内木稅は眞の立木代金即スタンページに相當し、材木の賣買の際に徵收せられ、山分は森林管理費の割り當てゞ普通山地で取られる。其率は原則としては木稅は木材賣却代金の一割八分、山分は六分、合計二割四分であるが鴨綠江では六分六厘である。此外木稅の附加稅、山分の附加稅、水警捐即水上警察費割當て及其附加稅、曰く警察捐、曰く把犂捐、曰く牛馬頭捐、曰く斧頭捐（斧一挺半元）、曰く地方附加捐、曰く碼頭（マートー）捐（筏繋場稅）と色々の稅を取られる。其金額は十の例を平均して見ると一圓二十錢五厘になつた。併し之は稅と思へば高いが、立木拂下代金

だと思へばあきらめもつく。立木一石から材木が五斗取れるものとすれば、立木一石に付六十錢の拂下代金にしかつかない。只此處に注意すべきは、出來るならば立木拂下の形式により、立木材積を測つて、一石幾何として拂下げるのがいゝのであつて、若し出來上り一石に付幾何として立木代金を徵收するならば、優良木の優良部分丈けを選り伐りすることになつてウエーストが多い。併し滿洲では當分は立木拂下などは行はれさうもない。

以上述べた處によつて生產費合計を見ると大體に於て、伐木造材集材運材費一圓七十六錢五厘、流筏其他輸送費一圓、立木代金及稅金一圓二十錢五厘、合計三圓九十七錢、約四圓と押さへることが出來る。樺太の丸太が東京大阪で一石二圓五十錢內外で賣られて居る場合に、滿洲の木材の生產費が滿洲で一石四圓にもつくならば、其經營が到底引合はないことはネオンサインを見るよりも明かであらねばならない。

さればこそ現に滿洲で伐木を經營して居る企業者は日本のであれ、露西亞のであれ、殆んど總て失敗で、或者は事業を中止し、或者は事業に着手せず、只支那人伐木業者の或者が餘喘を保ちつゝあるのみだ。併し詳細に、もう少し立ち入つて考へて見ると、邦人の經營の失敗と露西亞人のそれとは稍趣きを異にして居る。露西亞人林場は相當に固定的設備をなし、可なり合理的な作業をやつて居る者も少くない、只木材價格が空前の下落を見、又馬賊の爲めに作業が不能になつたなどの原因、言はゞ一時的の原因から經營が立ち行かないのであつて、木材價格が幾分復舊し、治安が保たれるやうになつたならば、復た蘇生するであらう。之に反して邦人林業の失敗はもう少し根本的である、過去に於て徒らに多額の資本をつぎ込んだが、其經營は殆んど絕望で、木材の價格が少く高くなつた位では復活しさうもない。滿洲に於ける邦人の林業投資の失敗原因として數へ立てられる處を見る

と、先づ政治上の原因としては第一に林業が外交上の支持援助を受けなかつた、或は甚少かつたこと。第二に支那の法令に依れば外國人、外國法人は國有林に於て林場を持つことが出來ないこと。若し特別の條約があるならば之に基いて日本人が國有林に林場を持つことが出來たらうが此點に於て外交からの助力がない爲め支那人名義で林場を經營するより仕方がない、而してそれが彼の並行合辦となつて失敗の原因となつた。第三に支那の政情に不安定で、統治者や官吏が更迭するごとに約束が無視せられ、且貪婪なる官憲が事毎に事業家を壓迫したこと。第四に滿洲に於ても治安が保たれず、殊に山林は馬賊鮮匪の巣窟となり、事業者が其迫害を蒙つたこと。第五に支那の課稅が過重なこと等である。次に經濟上の原因としては第一に運輸交通の設備が不完全なりしこと。第二に數多の資本主事業家が競爭し反噬し、其間に何等の連絡なく、支那人の乘ずる處となつたこと。第三には好況時代に放漫なる投資をなし、贅澤なる經營をなした爲め、不況の今日となつては全く採算が立たなくなつたこと。第四に邦人の入山が馬賊の爲めに困難であつたから、仕事を把頭任せにし、技術の改良が出來ないのみならず、邦人が事情に暗いのに乘じて把頭に儲けられたこと等である。何れも一應尤もであるがこんな事情を算へ立てたならば限りなくあるであらう。而してこれ等は世界經濟の不況の外多くは前から分り切つたことである。もつと根本的な原因は日本人が中華民國、中國人を了解しなかつたこと、中國の事情に就て認識が不足したことに歸せればならない。中國に於ては道德も法律も制度も慣習も日本とは其根底に於て違つて居る。これは支那通にすら了解の出來ないことが多い、否支那通になればなる程分らなくなる。日本の資本家は「權利」を得て置くことに熱中して其得る方法と拂ふべき對價とを誤つたのであらう。書類上の權利は官吏の個人的約束に過ぎな

い。こんな對人的の權利を得るよりはせめて現場について占有の事實を明かにして置いたならばこの占有權こそ比較的有力なものであつたらう。

第四章　滿洲將來の林業政策

滿洲從來の林政は今や一回轉を餘儀なくされる。前に述べた廣大な美林は滿蒙に於ける天然資源の中で最も重要なものゝ一つであつて、滿蒙の開發と滿洲國の財政は之に依賴する處尠少ならず、滿洲國政府は速に其林政の根本を樹立することを要する。曩に中華民國は森林開發の爲めに東三省林務總局を置いて、其下に各省に林務局を設けたが治績少しも擧らない。大正七年八月彼の吉黑兩省林鑛借款の際に、其附款として、日本の債權を確實ならしめる爲めに「兩省に於ける森林行政を統一し、森林事業の發達に資する爲め、諸般の施設を完備し、並に中央政府收入の增加を圖らん爲め、中央政府直轄の森林局を設置し、兩省に於ける森林行政を管掌せしむる」ことにして、先づ東三省林務總局を廢したが、眞の直轄の森林局を置かない、諸般の設備も完備しない。尤も後に各省に森林局を置いたが、前の林務局同樣何等爲す所がなかつた。又林鑛借款の附款として「森林局をして其目的を達せしめ、本借款返濟の財源を確實にする爲め、日本人技師を招聘して該局の事務を贊助翼成」せしめることになつて居るが、言を左右に托して日本人技師を顧問に招聘しない。斯くして現に滿洲には何等林政の方針と施設を有しないと言つて差支ない。森林條例はあれど其大部分は空文で行はれず、國有林發放章程は徒らに政府

の收入を圖り官吏の貪婪を助けるのみで、森林開發の爲めに善用せらるべく出來て居ない。故に大部分の森林は未開發の儘放置せられて其林地の樹木生長力を無駄にするかと思へば、一方小部分の森林は伐採業者の濫伐に委ねられ、火田民の燒燬に任せられて、若し此狀態をいつまでも繼續するならば朝鮮の南部のやうな禿山赭峯を現出して國土の保安を脅すであらう。而も立木代金すらが貪吏の瀆職の資となるのみであつて、國庫に入る純益は僅かに五十萬圓内外しか殘らなかつた。流石の美林も滿洲の產業や拓殖に寄與する處甚少いと言はねばならない。

我國は滿洲森林の此狀態を對岸の火災視し、袖手傍觀すべきであらうか？ 單に善隣の誼、共存の計から見ても、我の資本と技術を以て之に指導と助力を與へる義務がある。況んや我國は滿洲の林政を善導する權利と必要とを持つて居る。吉黑兩省林鑛借款三千萬圓は其期日たる昭和三年八月一日に至るも返濟せられず、今や其元利合計は八千萬圓に近い額となつた筈であるから、此債權の擔保になつて居る兩省國有森林に對して其擔保權を行使して、强制管理は敢てやらないとするも、少くとも其林政に助言し、其森林開發を善導しなければならない。之には前記借款の附屬契約に基いて日滿合併の國營林業を行ふのが適當である。而して其手段の第一着手としては、林鑛借款の附款に基いて日本人技師を林政顧問となし、其指導の下に以下述べる處の森林開發と林內拓殖をなすを要する。人或は曰く、總ての產業開發の中で林業は最後に來るべきものである、殊に目下森林地は馬賊の巢窟で到底開發に着手することが出來ないと。併し之は間違つて居る。林業は原料を生產して他の產業例へば製紙工業の基礎をなし、土木建築の材料を供給して百般の設備に資し、林地は拓殖の素地となり且開墾者に先づ冬

季の副業收入を與へる等産業開發の初期に必要缺くべからざるものは森林であり、且森林なるものは革命草創の際の混亂に乘じて所謂利權屋の兼併占領する處となり、妄民の濫伐燒燬する處となり易いから、林政の整頓は各種産業政策中第一に着手せらるべきものである。殊に拓殖政策と林政を別々に考慮することは大なる誤謬であり、從來の拓殖政策は動もすれば此點で失敗した。林業は拓殖に資し、拓殖は林業を利することは後に述べる通りである。乃ち農林併行調和の拓殖をしなければならない。滿洲林政の確立は此意味に於ても刻下の急務である。馬賊に就ては後に述べる。

然らば滿洲の林業政策を指導する根本方針は如何？ 其第一は森林の開發であることは言ふまでもない。森林の開發によつて增加する立木代金の收入は滿洲國に屬し、其安固なる財源たらしめるを要する。林業經營の利益は所謂利權屋又は少數資本家として專斷せしめるべきでない。森林は天然資源として國有でなければならないし、林業は自然力に依賴すること多く、筋肉勞働に依賴することは少く、卽林業の所得は無勞所得の性質を有するから其經營は國營を原則とする。それに從來の經驗によれば滿洲に於ける民營的林業は殆んど例外なく失敗した。對滿林業のみでなく、對露の林業及漁業に於ける民業的企業は種々の障害と困難に遭遇したから之等を半國營に改めるがよいとの議論があるに徵しても涉外事業の民營は見込少いものと言はねばならない。之に反し國營の合辦事業たる鴨綠江採木公司の林業は假令これが、全流域出材の一手買收權と課說の制限といふ二つのハンデーキヤツプによつて支持されて居るとは言へ、兎に角滿洲の林業中成功したものゝ唯一つの實例であると言へる。更に滿洲の林業は國營でなければ産業統制上不便である、國營でなければ國土保安の關係を考慮するに不便

である。我國の側から視ても兩國の國營でなければ內地林業との調和を圖ることが出來ない。國營でなければ外交機關、滿洲官憲、警備機關との連絡を充分にすることが出來ない。就中國營林業でなければ農林併行調和の殖民に適しない。抑々寒帶地方の殖民は農林併行でなければ冬季の勞働を金に換へる方法なく、冬の間收入を得ることが出來ない。然るに農林併行の植民では一年中間斷なく勞働機會を得るのである。東京帝國大學北海道演習林には此農林併行の內地殖民卽所謂林內殖民の模範とも稱すべきものがあり、其農民は冬は林業勞働に從事し、夏は農業を營み、其收入の一半は林業から、一半は農業から得るから、其生計は甚裕かであつて、本年のやうな凶作にも拘らず其小作料を完納したことは其農場の誇りである。又寒帶では冬季の薪炭は食糧にも劣らない生活必要品であるが、其供給を充分ならしめ、安價ならしめる爲めにも農林併行の殖民を必要とする。北海道の農村が概して薪炭に缺乏して居るのは其拓殖方針の一瑕疵たるを免れないと言へる。却說國營林業の勞働者は成るべく殖民者卽地元農民を使ふがいゝ。林業勞働はあまり熟練を要しないから、普通の農民でも一二年の練習によつて充分熟練した伐木運材勞働者となることが出來る。而して定住的農民を林業に使用する場合には、林業の勞働の質を佳良ならしめ、伐木運材費を安價ならしめ、林業經營の成績を優良ならしめることは前に言つた演習林の多年の經驗上證明する處である。而して殖民者を林業勞働に使用する場合には彼は殆んど無資本で殖民することが出來る。卽ち冬季伐木運材に從事した者に、伐採跡地の內の農耕適地を分與して夏季に於て開墾をなさしめるのである。又出來るならば所謂百姓林として小さな林地を分與して其農地に付屬せしめるがいゝ。百姓林は農民に冬の薪炭を供給し、製炭を行はしめることによつて農民に副業的勞働機會を與へ、又農民の爲めに救荒貯金と

もなるであらう。斯くして殖民者の生活は充分な安定と餘裕を得るにきまつて居る。殊に日本の農民の如きは半農半林の生活に慣れて居つて、廣漠たる平地よりは田あり畑あり山あり川ある地に自適する。こんな土地では自給自足の經濟を立てることが容易であるからである。又滿洲の東半部即林地は概して平原地方よりも地味肥沃なりといふ。且林地は灌漑容易にして水田を開くことの簡單な長所がある。或農學者は牡丹江の谷こそ甚適當な水田地だと言つて居る。北海道の寒極であるが肥沃な空知川の谷が米の良産地であるやうな譯けであらう。要するに農林併行の殖民は林業經營の成績を良好ならしめる爲めに必要であつて、且拓殖上最適當な方法であると言へる。

併し茲に問題が一つ殘されて居る。林地は馬賊の巣窟であるから林業の經營も殖民も困難ではないかと言ふことである。成る程林地に馬賊が巣くふことは事實であるが、其代り林地の馬賊は通常山賊的である――目下兵匪が林地に立て籠つた場合は別にして――伐木隊が多人數のときは恐るゝに足りない。尤も從來のやうに伐木勞働者の一組づゝが探險的に林の中を彷徨する場合には馬賊に襲撃される危險は少くないが、併し伐木作業が集約化し、合理化し、組織化して多數勞働者が集團して仕事をすることにならば匪人を防ぐことはさまで困難でない。林內殖民も之を集團的にし自衛組織を設けることによつて馬賊の害を免れることが出來るであらう。

抑說國營が最適當であるとして、國有林の經營をなす爲めには先づ既存林場權の檢閱整理をなし、權利の不完全なものは失權を宣言し、權利の有効なものは之を認めるを要する。而して其經營者にして適當なりと認められるものであるならば充分なる林政的監督の下に自ら之を經營せしめてもいゝが、成るべくは政府に於て其權利を

繼承して日滿合辦の國營林業の資となすが宜しい。何となれば過去の經驗に鑑みて純民營の林業は滿洲では甚困難であるからである。政府が林場權を繼承するには勿論補償を必要とするが、補償金額は其權利の現に有する眞の價値又は其投資に基く森林增價額を標準とすべきものであつて、且補償は現金を以てせず、其金額を以て新設の合辦公司への出資とするが適當である。

そこで日滿兩國々營の且合辦の林業公司が出來て滿洲の森林を開發することゝなる。併し滿洲の全森林を一時に開發することは不能である。而して各地森林開發の順序は鐵道開通の順序によつて定まるものであつて、森林の側ばかりから其順序を決定すべきものではない。併し、鐵道の開通は森林の開發を利すると同樣に、林業の產物たる木材は鐵道に多量の輸送貨物を供給して其經營を可能又は有利ならしめるものであるから、鐵道開設の順序は森林林業の狀態によつて影響されなければならない。此點から考へて先づ吉會線を全通して、松花江上流の森林、牡丹江上流の森林及豆滿江支流の森林を開發し、延吉海林間の鐵道を敷設し之を依蘭まで延長して牡丹江下流の森林、三姓地方の森林の一部、小興安嶺森林の一部を開放し其木材を日本海に開口するを適當と考へる。

經營の組織としては日滿兩國々營合辦の林業公司を設けるのがよからう。併し從來の併行合辦の形式は弊害の多いことが認められて居る。淸廉にして經營の才に富み又は高潔にして技術に練達した人々を本位として經營に當らしむべく何等か工夫のありさうなものである。

經營の第一要件は技術の改良である。支那在來の原始的林業方法を踏襲することを廢し、林學の技術を應用しなければならない。之によつて生產費は節約せられ、且伐採跡地の森林更新が可能になるであらう。幸に滿洲は

山腹の傾斜が概して甚緩であるから、彼の北米及北歐の諸國に行はれる伐木運材の技術や、北海道樺太に行はれるそれが比較的容易に茲に應用せられる。技術上改良を要する點は先づ伐木造材の集約化である。滿洲に現在伐採される樹の種類は紅松を主とし、少許の黃花松、杉松を交へるのみで、濶葉樹に至つては殆んど全く利用されない、又紅松に就ても直徑二尺以上の優良巨大な樹を選つて伐り倒し、其優良部分一玉（多くは二十四尺）を取る許りであつて、其餘の部分は林內に放置せられて森林火災の燃料になるのである。從て一町歩當りの立木材積の一二割が素材になるのであつて、最も集約な鴨綠江採木公司に於てすら造材歩止りは三割に過ぎないといふ。之を樺太での造材歩止り五割に比べると大きな徑庭がある。一樹の造材歩止りが甚少く、且伐採する樹は林內所々に散在するから一町歩當りの出材量少く、其結果運搬設備を作つても引合はない、又逆に運搬設備がないから小材劣等材を伐り出しても引合はない、大材優良材のみを伐り出すことになる。依て先づ此點を改良して伐木造材を集約化するを要する。卽一本の幹から二玉又は三玉の材を取り、稍小さい樹をも伐採し、樹の種類は紅松のみならず黃花松、杉松にも及ぼし、且濶葉樹の內でも胡桃楸（クルミ）、水曲柳（シホヂ）、楊木（ドロ）、檀木（オノオレ）、刺楸（セン）、柞木（ナラ）、樺木（カバ）等の用材をも伐り出すがいゝ、斯くするときは一町歩當りの出材量を大に增加し、運材設備をなすも引合ふことになり、從て大に運材費、集材費を節約し得ることにならう。集材法は彼の把犁を止めて色々の器具を用ひることにし、運材法は成るべく陸運化して作業軌道、森林鐵道を主とする樣にしたい、已むを得ず水運による場合でも、管流は放流堰、鐵炮堰等によつて水量の增加を圖り、筏流は編筏法を改良するを要する。併し技術は机上で概論を上すべきものでない、夫々實地の事情に應じて適當な方法を研究考案すべきものである。而して伐木造材を集約化

し、集材運材を機械化して、作業を合理化するならば其生產費を從來の半分にすることは難事でないと思はれる。尙作業を機械化する場合には日本人勞働者の必要を生ずることを附言して置く。

斯の如くにして經營其宜しきを得るならば數年の內に日滿合辦國營林業の木材生產量を年一千萬石にまで高めることが出來るであらう。現在では鴨綠江採木公司の生產材と東支鐵道の消費材を除いて、滿洲全體殊に吉林省で年々素材約二百萬石を出材する。之を五倍にすることは勿論容易でない。併し從來でも豆滿江材、吉林材、北滿材（東支鐵道沿線からの出材）の出材最多の年の出材量は合計して見ると五百萬石になる。數字的の計算によつて一千萬石の出材は無理ではないと考へるのではあるが其數字は玆には省略する。

併し一千萬石を出材した場合にそれが消化されるであらうか？　日本內地の木材相場を攪亂しはしまいか？今滿洲に於ける木材貿易は輸出入平均の狀態に在り、昭和五年に於ては輸移出も輸移入も何れも三百萬圓內外であつた。先づ此輸移入の三百萬圓を防遏しなければならない。更に一千萬石の內約半分は杉松であつて之は滿洲內に於て製紙原料として消費されるやうに製紙工業を興さねばならぬ。紅松の內二三百萬石は恐らく日本に輸入されるであらう。處で我國は用材が非常に不足して昭和六年には外材八百萬石價額三千八百萬圓を輸入し、樺太からも八百五十萬石を移入した。外材の輸入は貿易のバランスを不良ならしめることは言ふまでもなく、又樺太からの移入は同島の森林に於ける過伐の結果である。樺太は其林力から言ふときは島內の製紙工場の原料を供給する外餘力がないのであるから、內地に移入される木材の殆んど全部が過伐となる譯である。然らば滿洲材の二三百萬石は却て內地から歡迎されなければならない。

素材一千萬石を出材するときは其立木拂下代金は一石一圓（立木一石約五十錢）として一千萬圓に達する。

要約するに滿洲に於ける森林資源の開發は刻下の急務であり、經營上可能であり、拓殖上有益であり、而して滿洲產業の發展を助長する所以である。

第二に滿洲の森林の開發と對立して考へなければならない林業政策は森林の保續を圖るを要することである。多くの國の開拓の歷史を見るに、始め天然林を伐採する場合には勢ひ濫伐に走つて一旦は森林を荒廢せしめ、荒廢の極は覿面國土保安上種々の災害を生じ、之に反省して漸く合理的林業を開始する順序になるのが數多の前車の覆轍であつて、佛蘭西及墺地利の山地、合衆國の東部に於て其適例を見ることが出來る。勿論開墾して農地とすべき耕作適地に在る森林は濫伐するも差支がない。併し農耕に適せざる土地に於て森林を濫伐し、又は火田の樣な一時的農業を行つて、地力の衰へるに至つて之を放棄するときは、森林は荒廢し、傾斜地に於ては土砂の崩壞流出を起し、洪水の被害を瀕發することになり、平地に於ては飛砂の害となつて田畑を埋める。之を復舊する爲めに造林をしやうとしても砂防工事を必要とし、巨額の費用を費すのである。ゾムバルトが資本主義の弊害を例示する爲めに歐洲森林の荒廢は資本主義の結果であると喝破した通り、資本主義的濫伐が森林を荒廢せしめ、國家が巨額の國帑を費し砂防工事を行つて其跡始末をするのが例である。これは非常な迂路であり、國民經濟上大なる損失であると言はねばならない。始め處女林の伐採をなす時から豫め此愚擧を戒める必要がある。卽先づ絕對的林地卽農耕不適地と農業適地とを明かに區分し、絕對的林地に於ては永久に林業を行はなければならないから之を保續的に經營し、換言すれば伐採跡地が森林になる樣に配慮するを要する。此點に於て樺太の拓殖及森

林政策は生々しい覆轍を示しつゝある。何となれば其森林の濫伐跡地は森林にならず、さればとて農耕地にもならず、將に不毛の曠野に化せんとしつゝあるからである。滿洲森林の開發は須らく之に鑑みるを要する。玆に於てか農地林地の區域を限界することが亦最初の要務であらねばならない。而して農耕不適地に於ては保續的林業を經營するを要する。

此小文を結ぶ爲めに繰返し言ふ、滿洲森林資源の國營的開發と之に依る農林調和の殖民、農耕不適地に於ける保續的林業、其處に滿洲東半部に於て文字通りの樂土が生れる。（七、五、三〇）

植民

上原轍三郎

植民目次

移植民

第一章　移植民問題と二個の立場

移民又は植民の主要なる要素をなすものは國民の移住と云ふことである。而して移住と云ふことは其文字の顯はす樣に住所を移すと云ふことである。そこで住所とは何んぞやと云ふ問題であるが之れを率直に云へば各人の生活の本據であつて主觀的には其場所に絕えず滯留すると云ふ意思のあることを要し、客觀的には生活の中心たることを要するのである。從て移住とは或る人が其生活の本據を移すことであるとも云へるのであつて、其處に三個の要素が存在することを認めるのである。卽ち從來生活の本據をなした土地と、將來生活の本據をなすべき土地と、而して其本據地を移すと云ふ人の行爲と之れである。從來の生活本據地は所謂故鄕であつて、將來の生活本據地は所謂移住地である。そこで此の故鄕及移住地の所在が一國の內にあるか、外にあるかによつて移住を國內移住と、國外移住と二種に分けることが出來、又國外移住に於ても其國の統治權の及んでゐる土地、卽ち植民地移住と全く統治權の及ばざる他外國移住と二つに分けることが出來る。而して普通の觀念に於ては第三の場合

を移民と稱し、第二の場合を植民と稱し、第一の場合を内國植民と稱して居る。從て我國民が滿洲の新國家に移住することは滿洲國が獨立の國家である以上之れを移民と云はなくてはならない。然し滿蒙の地域には關東州の如き、滿鐵附屬地の如き、領事警備行政地の如き我國の統治權又は行政權の及んで居る土地も存在する。而して過去に於て我國民の移住地は主として此の地帶であつた。又將來に於ても主要なる根據地は此の地帶に求めなくてはならないから植民と稱すべき部分も亦ある。而して此の兩地帶は相接續して居つて地理學的にはともかくも經濟的には離すことの出來ない一帶の土地である。故に滿蒙に於ける我國民の移住は移民、植民相混じて行はれるものであつて之れを區別することの出來ざる場合がある。故に余は此處に移植民問題として論述する事とした。

扨斯樣に移植民を解釋する場合に移植民に關する問題は決して一方的問題ではない、即ち移住者を出す方の國、即ち出移民國と、移住者を入れる國即ち入移民國との兩者に關係を有するものであつて此の兩者の協調一致があつて始めて圓滿に行はれるものである。從つて滿洲の移植民問題に於ても此の兩方面より研究考察することを以て適當なりと信ずる。

第二章　出移民國の立場より

(一)　我　國

滿洲移民に關し最も深い關心を有するものは日本(朝鮮を含む)支那本國及露西亞であらう。そこで先づ我國の立場から考察するに、何んと云うても我國は人口過剩で人口の重壓を感ずることを第一に考へなくてはならな

い。即ち我國本土の人口は既に六四、四五〇、〇〇五人（昭和五年の國勢調査）に達して其絶對數は必ずしも多いとは云はれないけれども其國土に比して非常に多く、人口壓の極めて高度なものがあることを知らなければならない。即ち之れを國土一平方粁に割當てて見ると一六九・〇四である、此の數はベルギーの二六四・七九、英國の二六四・五一に比すれば決して過剩と云ひ得ない樣であるが、支那の四二・七八、佛國の七三・〇一、伊太利の一三二・六七、獨逸の一三四・二四、北米合衆國の一五・六六、カナダの〇・九一等に比べて見れば相當多いと云はなくてはならない。而も人口壓の高低は單に一單位面積に對する人口數の多少によつてのみ計るべきものではない、其土地の自然的事情は勿論、其社會に於ける經濟的並に文化的發達の如何をも考量に入るべきであるから今假りに土地利用の方面から之れを見ると次表の如く我國の人口は農耕地一平方粁に就き一千人以上となつて世界第一位の人口稠密國である。

國名	總面積 千陌	總面積に對する耕地面積の割合%	耕地面積 千陌	總人口	耕地一平方粁當り人口
日本	三八、一八七	一五・三	五、八四九	六四、四四七、〇〇〇	一、一〇一・八
ベルギー	三、〇四四	四〇・四	一、二三一	八、〇六〇、一八九	六五四・八
大英國	二二、七四四	二一・五	五、一二一	三九、九四七、九三一	七八〇・〇
佛蘭西	五四、四〇五	四〇・八	二二、一八五	四〇、二二八、四八一	一八一・三
伊太利	三一、〇一四	四四・六	一三、八二五	四一、一四五、〇四五	二九七・六
獨逸	四六、八六四	四三・八	二〇、五三五	六三、一八〇、六四九	三〇七・七
北米合衆國	七八三、九四三	一八・二	一四四、〇五三	一二二、七七五、〇四六	八五・二

カナダ	九〇七、六九七	二・八	二五、二五三	八、七八八、四八二	三四・八

更に又我國人口の自然增加を見るに最近十ヶ年間の統計に於て年々二百萬內外の出生と百萬乃至百三十萬の死亡とがあつて約七、八十萬乃至百萬人近くの自然增加を見、人口千人に就き出產は三十二人乃至三十五人で、死亡は十八人乃至二十二人、差引自然增加は十二人乃至十五人位である。之の人口增加の絕對數及比率を世界に於ける主要國のそれに比較して見ると我國をしのぐものに絕對數に於ては英領印度の二百七十萬人（一九二八）比率に於てはチリーの二八・五（一九二八）が見られるのみであつて其他は皆我國のそれ以下である。即ち我國は世界稀に見る旺盛なる自然增加力を有する國である。若し此の勢を以て將來も增加するものとすれば此處數十年にして我國の人口は一億萬人に達するであろう、如斯多數の人口を我國の國土と其上に展開せらるゝ經濟力とを以て果してよく養ひ得るであらうか、頗る疑問である、人は云ふであらう成る程我國の人口增加は數に於ても率に於ても頗る大なるものがある。然し國外に移住するものは次表の如く極めて僅少なものに過ぎない。

年次	渡航許可の員數	歸國移民數	差引國外移住者數
大正十年	一二、九四四	一八、七五五	(一)五、八一一
十一年	一二、八七九	一四、九一二	(一)二、〇三三
十二年	八、八二五	一〇、七八四	(一)一、九五九
十三年	一三、〇九八	一二、五七九	五一九
十四年	一〇、六九六	一三、九一八	(一)三、二二二

昭和元年	一六、一八四	一四、五四九	一、六三九
二年	一八、〇四一	一四、七三六	三、三〇五
三年	一九、八五〇	一五、〇〇四	三、八四六
四年	二五、七〇四	一四、〇七三	一一、六三一
五年	二一、八二九	一五、四三二	六、三九七
計	一六〇、〇五〇	一一四、七四二	四五、三〇八

即ち最近十ヶ年間の統計を見るに移住者は年々一二萬人に過ぎざるに歸國者も亦相當に多く畢竟移民によりて國外に出ずる人口は極めて僅少なる數に過ぎないで時としては出る人よりも歸る人が多いことがある。此の十ヶ年を通して兩者を差引して僅かに四萬五千人の國外移民を出したに過ぎない。之れは我國に於て多數の人口を有し旺盛なる人口增加があるにも係はらず國力はよく之れを支持し來つたものであることを證するものであつて我國は相當に人口支持力を有するものであると。然り今日迄はとにかく之れを支持し來つたと云ふことが出來やう。然し之れから將來は到底過去の如く行かない。之れは我國の自然資源や國民の經濟力を考察した場合に容易に考へられる所であるが現に多數の失業者を出し其趨勢は益々多からんとするの有樣を見ても明らかである。即ち大正十四年十月一日[1]に我國重要工業都市又は主要鑛山所在地二十四地方に於て實施した第一回失業統計調査によつて見れば調査世帶一、四一八、八七二、人員二、三五五、〇一五人に對し失業者は一〇五、六一二人で其率四・四八%であつたが昭和五年十月一日[2]の國勢調査に於て同じ地域に就き調査した所によると約五萬人を增加して一五五、五七五人となつて居る。又同じ國勢調査によつて全國に亘り調査した所によつて見れば三二二、五二七人に達し

て居る。又内務省社會局の調査によつて見れば全國の失業者は昭和六年九月に四二五、五二六人、昭和六年十二月に四七〇、七三六人、昭和七年一月に四八五、八八六人と云ふ様になつて居る、之れ等は皆我國の失業者が逐次增加するの實情を證明するものである。而も之れ等の調査は一部のものに就きて行はれたものであつて此の外尙ほ此の調査に洩れた多くの失業者のあることを忘れてはならない。

(1) 内閣統計局、失業統計調査報告大正十四年參照

(2) 内閣統計局、國勢調査速報（失業）昭和五年

斯様にして我國は人口極めて多く、其自然增加力も甚だ旺盛であつてもはや此の上我國土に於ては之れを支持することが出來ないと云ふ様な實狀に達して居る。

然らば之れを如何にするかと云へば出來る丈け國土を開いて農業上の人口收容力を增すか、或は商工業の隆盛を計つて其方面の人口收容力を增すか、或は出産の制限を行ふか種々の事が考へらるゝのであるか、之れ等のことのみでは到底滿足することが出來ないので、どうしても國民の一部を國外に移住せしめて直接人口壓の輕減を計ると共に之れによつて國民經濟の發展を遂げて間接に其輕減を計る樣にしなくてはならない。されば我國民の移住すべき土地は何處に之れを求むるか、從來或は布哇に或は北米に多少之れを求むることが出來たけれども今や其途は全く鎖されて此處には移住すべくもない。又近來南米特にブラジルに之れを得てやゝ盛んなる移住を見るに至つたけれども其位置が遠方であつて移住には多くの費用を要し、不安も亦少くないから移住するものは年々一萬人内外に過ぎない、又近き所に人口稀薄なる濠洲があるけれども之れ亦白歐主義を執りて我國民の入國を

許さない。此處に於て我國民の行くべき所は滿蒙の天地を措いて他に之れを求むることは出來ない實狀にある。

更に又我國土の包藏する自然富源を見るに甚だ貧弱なものであつて人口の過剩と相對して誠に皮肉な對照をなすものと云はなくてはならない。今東亞經濟調査局によりて發表された「本邦需給資源總覽」によりて內地、朝鮮、臺灣、樺太を以て一團として我國の原始生產物に就て其の需給狀態を數字的に見ると最近の平均數に於て農產物四十六種の需給高は實に五十六億五千二百萬圓で其輸出するものを差引いても尙ほ一億六千七百萬圓の不足を示して居る、其他畜產物、林產物、水產物、鑛產物、何れも皆不足して夫々輸入超過を見ること次表の如き者がある。

種類	本邦需要總額 品目數	本邦需要總額 價額	輸出超過(－) 品目數	輸出超過(－) 價額	輸出超過(－) 總額ニ對スル割合%	輸入超過(＋) 品目數	輸入超過(＋) 價額	輸入超過(＋) 總額ニ對スル割合%	輸出超過ト輸入超加トノ差 價額	輸出超過ト輸入超加トノ差 總額ニ對スル割合%
農產物	四六	円 五、六五二、八二五八八〇	一三	円 七七四、六二七、一七三	一三・七〇	二七	円 九四一、九三八、七五五	一六・六六	円（－）一六七、三一一、五八三	（－）二・九六
食用	一四	三、四九五、九四六、三三〇（一）	二	八二六、四九一	〇・〇二	一一	二一九、八九四、一六〇	六・二九	（－）二一九、〇六七、六六九	（－）六・二七
園藝	一三	四〇七、一四六、三九一（二）	三	一一、五八八、七四八	二・八五	一	二、四三六、七四三	〇・六〇	（＋）九、一五二、〇〇五	（＋）二・二五
工藝	一二	九二九、二〇〇、六一五	五	三〇、六五八、一〇一	三・三〇	一二	七〇四、〇二四、五七一	七五・七七	（－）六七三、三六六、四七〇	（－）七二・四七
其他	七	六二〇、五三三、五四四	三	七三一、五五三、八三三	八九・一六	三	一五、五八三、二八一	一・九〇	（＋）七一五、九七〇、五五一	（＋）八七・二六
畜產物	一四	二四六、二六五、二八〇	三	一、三一八、五六一	〇・五四	一五	一四四、一五〇、四九〇	五八・五四	（－）一四二、八四一、九二九	（－）五八・〇〇
林產物	一四	七〇八、七二〇、七三八	四	一三、七一四、二九五	一・七九	一〇	一九八、四七〇、九六三	二八・〇〇	（－）一八五、七五六、六六七	（－）二六・二一
水產物	七	六五三、九八四、三八八	六	三〇、二八二、七五八	四・六三	三	八、六四四、一七八	一・三三	（＋）二一、六三八、五八〇	（＋）三・三一
鑛產物	三一	六七〇、二六六、四六六	七	一五、七九三、四三四	二・三六	二四	三五六、〇六六、一一九	五三・一三	（－）三四〇、二七二、六八五	（－）五〇・七六
總計	一一二	七、九三二、〇六二、七五二	三三	八三四、七三六、二三〇	一〇・五二	七九	一、六四九、二八〇、五〇四	二〇・七九	（－）八一四、五四四、二八四	（－）一〇・二七

東亞經濟調査局編纂　本邦需給資源總覽ニヨル（自大正十一年至昭和三年七ヶ年平均）

（一）花百合需要價額——一、一二五、〇五四圓ヲ除ク

（二）絲瓜（一）一一五、二九七圓、除虫菊（一）一七四、七四九圓ノ各需要價額ヲ除ク

即ち我國の原始生產物百十三種類に就て見るに其年需要額は七十九億萬圓に達するが其内生產が需要に超過して輸出超過となつて居るものは三十三種類八億萬圓に過ぎないで、生產が需要に滿たず輸入超過となつて居るものは七十九種類十六億萬圓に達し價額の上より云へば結局八億萬圓、即ち需要の約一割と云ふものが不足して居ることとなる、今一層確な觀念を得る爲めに年額一千萬圓以上の供給過不足を示す物資に就て見ると次表の如きものがある。

	種類	本邦需要總額 數量	本邦需要總額 價額	本邦輸出入超過額（一）入超（十）出超 數量	本邦輸出入超過額（一）入超（十）出超 價格
農產	米	八三、二八二、〇五八石	二四、四七一、八三五、二四九円	（一）三、五六一、五八五石	（一）六九、七八一、六四一円
	小麥	一三、〇四七、三八一	一九四、六〇九、三七二	（一）四、二五六、八一四	（一）六八、〇五〇、八五[illegible]
	大豆	一一、二〇五、四四六	一七七、六六一、八五三	（一）三、五一二、〇九七	（一）四八、〇一八、四〇八
	粟	八、五四二、八三六	一〇一、八〇三、八三三	（一）一、九六八、四〇一	（一）二三、七四六、七三[illegible]
	採油用種子（總括）	？	三六、三三一、七七六	（一）二四八、七一四、三七一斤	（一）二〇、九四九、二三七
	繰綿	九九六、四九五、二六八斤	六一三、八〇二、五三[illegible]	（一）九五〇、八八二、七五三斤	（一）五八六、三八六、六三〇
	麻類（總括）	二四、八四一、八八一斤	四三、一四四、六三三	（一）一一五、四三七、〇一〇	（一）二四、八〇三、六五四
	砂糖	一、三一八、八七二、五三五斤	？	（一）四一八、四三七、八九五	（一）四一、〇八三、五六八

物産	天蠶糸及柞蠶糸	二九九、五二六貫	一三、九七六、一四一	(－) 二九九、〇二七貫	(－) 一三、九一八、九七三
	茶	四三、二八五、五〇八斤	二〇、八〇五、三七三	(＋) 三四、四二九、二九七斤	(＋) 二三、八九三、二八三
	家蠶糸	三、八八一、七四八貫	一三七、七二六、九二一	(＋) 七、八二〇、一七五貫	(＋) 七二九、八六四、九〇八
畜産物	羊毛	？	？	(－) 六四、七二三、四八六斤	(－) 九二、三四〇、四二九
	鳥卵	？	？	(－) 三六、一八六、一〇三斤	(－) 一三、〇三六、四八二
林産物	木材(總括)	？	二三九、三二九、七四五	—	(－) 九一、四六三、五七三
	シダー(鉛筆用ヲ含ム)パイン、ファーヘムロク及スプルース	？	二四、〇一〇、四九八	—	(－) 九三、四九七、七七九
	水産物加工せる魚貝類	？	一五、七五四、九七六	？	(－) 一六、八六〇、八五七
鑛産物	鉛	九〇、〇〇七、〇八〇斤	一五、六七五、二五八	(－) 八三、六一三、〇一三斤	(－) 一四、四八八、二一〇
	亞鉛	八六、八五五、八八九斤	一八、三三〇、三三五	(－) 六〇、四四八、二六八斤	(－) 一二、二七三、五九二
	銑鐵	一、二七〇、三九六瓲	？	(－) 四一四、三四一瓲	(－) 一九、九九七、六五八
	其他の鐵及銅	二、三三八、一三五瓲	？	(－) 九八六、二三六瓲	(－) 一二六、三〇三、二〇九
	鑛油(總括)	？	八五、八八一、五二七	—	(－) 六七、九三七、九五六
	原油	二一一、八八三、九四三ガロン	三七、二二六、六三九	(－) 一三三、四二六、八〇一ガロン	(－) 一九、四二六、四三七
	揮發油	三六、四四〇、〇一〇ガロン	二四、〇四四、二九四	(－) 一九、七五五、六五五ガロン	(－) 一四、六六四、九九五
	燈油及揮發油	一〇五、三三三、六三一ガロン	三九、六五四、四四三	(－) 四九、〇七五、七八三ガロン	(－) 二三、八六七、四四〇

即ち上記廿四種の物品中生産過剩にして輸出超過を示せるものは茶及家蠶糸の二種に過ぎず之れを除きたる外二十二種のものは悉く生産不足にして國外よりの輸入に之れを仰ぎつゝあるものであつて如何に我國資源の貧弱なるかを物語るものである。就中繰綿、鐵、銅、羊毛、木材、鑛油、米、小麥等の不足は莫大なものであつて一億萬圓内外より數億萬圓に達して居る。然るに滿洲國に於ては之れ等の自然資源を包藏すること著るしきものあ

りて米は現在水稻作付面積八萬八千町歩百六十萬石の收獲を擧げて居るが將來は百萬町歩以上の水田を得て一千萬石以上の生産を看るであらうと云はれて居る。又陸稻も現在十一萬二千町歩の作付をして百六十萬石の生産を擧げ將來も亦相當に期待されて居るのである。又小麥は現在百三十萬町歩の作付で一千萬石以上の生産をなし將來大に有望の作物と見られて居る。又大豆は實に滿洲の王座を占むる作物であつて現在四百萬町歩に近い作付をなして四千萬石からの生産をなして居る。將來は勿論有望のものであり、粟も亦二百萬町歩二千八百萬石の現在をなして居る、棉花は滿洲に於て極めて限られたる範圍より出來ないけれども(一)農事試驗場の研究の結果南滿地方に於て相當に栽培することが出來るのであつて將來二十萬町歩の作付をなし反當實三十三貫、即ち繰綿十貫として約三十三萬俵の棉花生産を見るであらうと云はれて居る。(二)然らば我國の需要の四分の一乃至五分の一は滿洲から供給せられるであらうと云ふことである。

(一)昭和四年度作付面積三四、〇二〇町歩、主として遼陽地方
(二)滿鐵、滿洲の棉花

麻額は今の處大麻、青麻を合せて四千萬斤位を生産するに過ぎないが尙ほ將來は充分なる發展力を有して居るとの事である。更に砂糖は滿洲に於ては勿論甜菜糖であるが曾て大工場を起して製糖業を試みた事がある、之れは舊政權に禍されて充分なる原料の供給を得られなかつた爲遂に失敗に歸して居る。(一)將來も甘蔗糖と競爭して行けるかどうかは疑問であるけれども滿洲將來の農業に於て重要なる一役をなす事は充分考へられることである。

(一)中島久萬吉、社會政策時報第百四十號

更に畜産物、特に羊毛に至りては滿蒙は最も有望視せられる所であつて現在の羊を改良增殖したならば相當の期待がかけられると思ふ。滿鐵の調査によれば現在緬羊及山羊は滿蒙に於て二百五十六萬頭も居ると云ふことであるが其産毛量は一頭につき緬羊は三封、山羊は一封を超えない。而も其品質は極めて不良と云ふことである、そこで近時羊の改良が大に計畫され今後二十年にして二百萬頭位の緬羊を改良出來ようと云ふことである。若し改良後の羊一頭の産毛量を十五封とすれば三千萬封の羊毛が出て此の量は我國が現在需要して居る量の約半分である。若し將來尙ほ多くの增殖をなし、其一頭の産量も增すものとすれば益々有望なものと云はなくてはならない。

水産物に至つては滿洲國に多くを期待することは出來ないが、之れは後に述ぶる樣に我國水産物の市場として極めて重要な意義を有するものである。

更に林産物に至つて森林の總面積三千六百萬町歩、其立木百五十一億萬石に達し我國保有量の三倍にも及んで居ることを思ふ時、其豐富なるに驚かざるを得ない譯である。

次に鑛物、就中鐵、石炭、重油鑛等は滿洲に多量に埋藏されて居て鐵鑛は七億萬噸、石炭は二十七億萬噸に達し其他の鑛物に於ても亦種々有望なものがあると云ふことである。

以上の如くにして我國には自然資源が非常に少くして年々多額の輸入をなしつゝあるのであるが丁度之れ等のものが滿洲に於て豐富に存在すると云ふことは求めて得がたき幸であつて其供給を此處に俟つべきは當然な事で而も必要な事であると云はなくてはならない。蓋し近世に於ける人類の經濟的發達は財の交換が世界的に行はれる樣になつて頗る合理的になつたけれども未だ以て完全にして理想的な域に達しないのみならず最近に於ては各

國が爭うて其門戸を鎖ざし、關稅の障壁を高くして外國品の輸入を防止し各々自國の生產を保護奬勵し成るべく他外國の生產物を輸入せず自國の生產を以て需要を充し國際的に獨立せんと欲するの傾向が顯著となつて來た。この事は經濟原則に反するもので人類に與へられた最高度の幸福を害することとなるのであるが現實の問題として此の趨勢を如何ともすることが出來ない。各國は其潮流に副うて其經濟政策を立て居るものと云ふべきである。而も今日の國際關係は常に平和協調か高唱されつゝあるにも拘らず一朝國家に事變が發生した場合は國際的に孤立無援の位置に立たなくてはならない樣な狀態にあることを思へば、出來る丈け國民の需要品は之れを自國內に生產供給すること、少くとも其政治的權力の及ぶ所、又は政治的に親善を有する國土に之れを求むる樣にしなくてはならない。彼の英國が其植民地及自治領を合同して大英國主義を採らんと欲するが如きは其の一例である。此處に於て我國に於ても成るべく國民の需要する物資を本土及其植民地に於て調達すべきを理想とするものであるが我國の本土及植民地を合して考察するに前述の如く到底充分なる滿足を得る能はざるの實狀にあるを以て新國家滿洲國と親善を結び其資源によりて此の必要を充たすことは最も賢明なる方策と考へられるのである。否それ以外に方法はなく必然の歸結と云ふべきである。而して此の新國家と密接にして離るべからざる親善を結ぶには素より種々の方法があるけれども我が國民を其國土に植ゑ付くること卽ち移植民政策を以て最も適當にして最も確實なるものとしなくてはならない、蓋し兩國家、兩國民の結合は他の何物よりも濃き血液を以てすることが最善の方法と考へられるからである。

次に又我國と滿蒙とは旣に古くより種々の交涉があつて深い關係を有するものであるが一九〇五年の日露ポー

ツマウス條約以來、同年の滿洲に關する日支協約、一九〇七年の新民屯、奉天及吉林、長春鐵道に關する協約、一九〇九年の滿洲五案件に關する日支協約、同年の間島に關する日支協約、一九一三年の滿蒙五鐵道に關する日支公文一九一五年の南滿州及東部內蒙古に關する日支條約其他によつて我國は關東州の租借權を始め、鐵道、鑛山、森林、關稅等に關する多くの權益を彼の地に於て獲得したもので、今や十六億萬圓の投資と、(一)二十萬の日本人と百萬の朝鮮同胞とを送つて居るものである。之の權益と實質とを確保し、更に之れを伸展せしむることの必要は云ふ迄もないことであつて、之れが爲めにはやはり移民を送つて人によつて堅い連絡を保つことが最善の方法である。

(一)東亞經濟調査局、滿洲政治經濟提要五二〇頁

如斯にして吾々は我國人に問題の解決地として、我國需要品の資源地として、又我が國の權益地として滿蒙に移民の必要なることを考へるものであるが、更に我國は東洋に於ける先進國として滿蒙開發の爲めに努力すべき使命を有するものとして又滿蒙移民の必要を說くものである。蓋し我が國民が彼が地に移住して進步したる技術と、知識と、訓練と、道德とを共の社會に直接注入することによつて滿蒙の開發は最も有動的に行はれ得るものであるからである。

(二) 朝鮮

次に朝鮮の立場から之れを見ると昭和五年十月一日の國勢調査によれば現在朝鮮の人口は二一、〇五八、三〇五

人であつて一方粁九五人の割合である、之れを內地の一六九人に比べて必ずしも人口稠密なりと云ふことは出來ないけれども朝鮮は內地程に産業が發達せず、人口の抱容力が弱いから事實に於ては內地に於けるよりもより强き人口壓を感じて居るものと見るべきである。又人口の自然增加(一)に就いて見るも近時頗る著大なるのがあつて年二、三十萬人を增加し此處にも亦其の過剩なる人口現象を益々激加しつゝあることを認める。

（註一）善生永助氏の示す所によれば、朝鮮全土に於ける細民は四〇八、四二二、世帶、一、八六〇、〇〇〇人、窮民は七三、五一五世帶、二九五、六二八人に達すると云ふ、（外交時報第四八卷第八號）

年次	出生	死亡	差增	人口千人ニ付差増
大正八年	四七四、四一七	三九二、二八八	八二、一二九	四・七九
九年	四七六、八三三	四〇四、二四〇	七二、五九三	四・二〇
十年	五一八、〇六三	三四五、二六二	一七二、八〇一	九・九〇
十一年	五九五、〇〇五	三七七、七五〇	二一七、二五五	一二・二二
十二年	七一九、一六一	三六七、一二〇	三五二、〇四一	一九・六八
十三年	六九〇、六二二	三八七、五八六	三〇三、〇三六	一六・七七
十四年	七二二、四九三	三九二、四九七	三二九、九九六	一七・三五
昭和元年	六七六、一五一	三八七、七四三	二八八、四〇八	一五・〇九
二年	六九八、一八九	四一一、〇一五	二八七、一七四	一五・〇〇
三年	七二一、五九四	四三三、三五七	二八八、二一九	一五・〇二
四年	七三〇、一七九	四六一、七二九	二六八、四五〇	一三・八四

更に又朝鮮には內地の資本主義が侵入すると共に其郷土を驅逐されて他に移住する多くの朝鮮人を發生した。

今やゝ古き統計ではあるが、大正十年より同十四年に至る五ヶ年間に貿易船及鐵道によりて朝鮮人の朝鮮に來往せるものの數字を見ると次表の如きものがある。

	來	往
貿易船に依るもの	六九三、一一〇人	八〇九、七一七人
鐵道に依るもの	四〇五、七〇三	三七五、八九九
計	一、〇九八、八一三	一、一八五、六一八

即ち往は來を超すこと八六、八〇五にして、年平均一七、三六一人に當るのである。(一)

(一)朝鮮總督府、朝鮮の人口現象

而して此の離鮮者の多くのものは我國及滿洲に行くものであるが、我國に來るものが甚だ少くない。今大正六年より昭和二年に至る十一年間に於ける內鮮間の渡航、歸還、差引渡航超過數及各年末在內地鮮人數を一表として見ると、

年次	渡航(一)	歸還(二)	差引渡航超過(三)	年度末現在鮮人數(四)
大正六年	一四、〇一二	三、九二七	一〇、〇八五	一四、五〇一
七年	一七、九一〇	九、三〇五	八、六〇五	二二、二六二
八年	二〇、九六八	一二、七三九	八、二二九	二八、二七三
九年	二七、四九七	二〇、九四七	六、五五〇	二〇、一七八
十年	三八、一一八	二五、五三六	一二、五八二	三五、八七六

十一年	七〇、四六二	四六、三二六	二四、一三六	五九、八六五
十二年	九七、三九五	八九、七四五	七、六五〇	八〇、六一七
十三年	一二二、二一五	七五、四三〇	四六、七八五	一二〇、二三八
十四年	一三一、一七三	一一二、四七一	一八、八〇二	一三三、七一〇
昭和元年	九一、〇九二	八三、七〇九	七、三八三	(五)一四〇、九九三
二年	一八三、〇一六	九三、九九一	四四、〇二五	(五)一八五、一一八
計	七六八、九五八	五七四、一二六	一九四、八三二	—

備考(一)——(三)は山田文雄氏、朝鮮人勞働者、問題 P. 68——69による。
(四)朝鮮、總督府、朝鮮の人口現象 P. 456——459による。
(五)は小松勝氏、朝鮮と日本との經濟的關係(稿本)による。

即ち此の十一ケ年間に七六八、九五八人の渡航者と五七四、一二六人の歸還者とがあつて、差引一九四、八三二人の渡航超過を示して居る。而して之れを在内地鮮人數に就て見ると年々增加して大正六年には一萬四千人に過ぎなかつたものが、昭和二年には十八萬五千人となつて非常に增加して居る。恐らく現今は二十萬人を超して居るであらう。

而して此等多數の朝鮮人の中には日本に於て就學して大いに向上を計らんとする學生もあるけれども、其の大多數は勞働を目的として渡米するものであつて、昭和二年に　航したものの職業別を見ると、(二)

學生	五、〇〇八	三・七%
勞働者	一〇二、四三四	七四・二%

其他	三〇、五七四	二三・一%
計	一三八、〇一六	一〇〇・〇%

(一)山田文雄、朝鮮人勞働者問題 P. 67

である。即ち渡航者の七割以上は勞働者である。今假りに昭和二年末現在の在內地朝鮮人の七割を勞働者とすれば、其數は約十三萬人である。之れ等多數の朝鮮勞働者は極めて低廉なる生活を營め低賃銀に安んずるものであつて、內地勞働者は常に其の壓迫を蒙りつゝあるものである。之のことを想へば朝鮮人の內地渡航の趨勢を滿蒙に轉向せしむることは我國としても亦策の得たるものと信ぜらるゝ所である。

(三) 支　那

支那に於ては戶籍法も完備せず、國勢調査も未だ行はれざるを以て信んずべき人口統計がないけれども支那年鑑(China Year Book 1931)には一九二六年郵便局調査として總人口四八五、五〇八、八三八人であることが報告されて居る。此の內には滿洲三省の人口二四、〇四〇、八一九を含むを以て之れを差引けば所謂支那本土十八省の人口は四六一、四六八、〇一九となる譯である。此の數は歐洲三十五ケ國の總人口に近く、世界全人口の四分の一に相當して居るもので、實に驚くべき巨數である。然し之れを一平方哩に割り當てゝ見れば三〇一人となりて、英國の六四九人。(一九二一)、獨逸の三四五人(一九二五)、伊太利の三四四人(一九二八)、日本の四二三人(一九三〇)に比して必ずしも稠密なる人口と稱することは出來ないけれども、支那もやはり農業を以て主要なる產業となし、

其他の商工業の發達がまだ進んで居ないから人口の支持力は甚だ弱く一方哩當りの人口數は必ずしも過大でない樣でも國民は人口過剩に苦しんで居るものと言はなくてはならない。支那の經濟事情に最も精通して居られる木村增太郎博士は「支那は今や現實に人口の過剩に惱みつゝあつて、國民の多數が生活の脅威を受けて居ることは蔽ふべからざる事實である。(一)」とせられて居る。而も亦之れを各省別に觀察すれば次表に示す如く非常に高率な人口密度を有するものもあつて、人口過剩の現象を現はすべきことを容易に想像せらるゝものがある。

(一)木村增太郎、支那とはどんな國か P. 161.

省名		面積(方哩)	人口	一平方哩當人口
安徽	Anhwei	五四、八二六	二〇、一九八、八四〇	三六八
浙江	Chekiang	三六、六八〇	二四、一三九、七六六	六五七
河北	(Hopei) chihli	一一五、八三〇	三八、九〇五、六九五	三三五
福建	Fukien	四六、三三二	一四、三二九、五九四	三〇九
河南	Honan	六七、九五四	三五、二八九、七五二	五二二
湖南	Hunan	八三、三九八	四〇、五二九、九八八	四八六
湖北	Hupeh	七一、四二八	二八、六一六、五七六	四〇〇
甘肅	Kansu	一二五、四八三	七、四二二、八一八	五九
江西	Kiangsi	六九、四九八	二七、五六三、四一〇	三九五
江蘇	Kiangsu	三八、六一〇	三四、六二四、四三三	八九六
廣西	Kwangsi	七七、二二〇	一二、二五八、三三五	一五九
廣東	Kwangtung	一〇〇、〇〇〇	三六、七七三、五〇二	三六八

貴州	Kweichow	六七、一八二	一一、二九一、二六一	一六八
山西	Shansi	八一、八五三	一二、一五三、一二七	一四九
山東	Shantung	五五、九八四	三四、三七五、八四九	六一四
陝西	Shensi	七五、二九〇	一七、二二二、五七一	二二八
四川	Szechwan	二一八、五三三	五二、〇六三、六〇六	二三八
雲南	Yunnan	一四六、七一四	一一、〇二〇、五九一	七五
計		一、五三二、七九五	四六一、四六八、〇一九	三〇一

即ち甘肅、雲南、山西、廣西、貴州等の諸省は一平方哩當りの人口比較的に少いけれども江蘇、浙江、山東、河南の諸省の如きは頗る多數で特に人口過剩の實情にあるべきことは想像に苦るしまない。

更に又支那に於ては無職の遊民、無籍の流民、土匪、群盜、土棍、梟徒と稱する多數の浮浪民が存在して社會的事情が極めて不安であるのみならず軍閥の跳梁、政權の爭奪が絶えず行はれて社會的にも政治的にも甚だ不安であるから國民は其國土によく安定せず何處かより安き所に移住せんと欲するものが非常に多いのである。

如斯支那國内の實狀は多數の國民をして國外に賑出し國際的に大に注意すべき現象を呈するに至つた。即ち支那の國民は世界到る所に移住し北方に於ては蒙古及び滿洲を始め、露領アムール地方からバイカル地方に、西に於てはチベット及び英領印度に、南に於てはビルマ、シヤム、アンナム、トンキン、カンボジヤ、マラツカ及び印度諸島。東に於ては朝鮮、日本、臺灣、流球、ヒリツピンの各地に及んで居るが、更にアウストラリヤに於ても其の本土及びタスマニヤ、ニユーギニア、ポリネシヤに、又北米に於ては英領コロンビヤ、北米合衆國特に

カリホルニヤ州及びメキシコに、中米に於てはキユバに、南米に於ては英領ギィアナ及びペルーに、アフリカに於ては海岸及びコンゴー國に多くの支那人を見出すことが出來るものであつて、既に一八九〇年に支那移民は亞細亞諸國に於て二百三十萬、亞米利加に於て二十九萬五千人、濠洲に於て二萬三千人に達したと言はれて居り、又一九〇六年に支那政府の調査せる所によれば其の在外國民數はアメリカに於て二七二、八二九、アフリカに於て八、二〇〇、アウストラリヤに於て三二四、四六五、歐洲に於て一、七六〇、亞細亞に於て六、五〇〇、〇〇〇の多きに達すると云はれて居る。(一) 若し此の數字を信賴すれば六百八十餘萬の支那人が其の國土以外の土地に居住すると言ふことになつて、支那國民が如何に多く國外に向つて移住しつゝあるかを考ふることが出來るものである。

(一) Sartorius von Waltershausen: Art Auswanderung in d. Hwb d. Swt. 4 Aufl. Bd II S. 89

如斯事情の下にある支那國民が其隣接の國家、而も曾ては其領土であつて現在其處には血を以て續がる多數の住民の存在する。滿洲國に移住せんと欲することは最も自然の勢と言ふべく、而も滿洲國が軍閥の倒潰と共に善政を敷き産業を興隆し安住繁榮の境土となれば成る程、支那國民が此處に移住せんと欲するは誠に然るべきことである。又支那國民も日本國民と等しく、否より屢々北米又は濠洲に於て入國を拒絕せられつゝあることを思ふ時支那國民は今や此の滿洲に移住するより外に又途なきが如き事情にありて支那國民の滿洲移住は必然の成り行きなりとも見るべきである。

(四)**露西亞**に就ては此處に之れを省略することとする。

第三章　入移民國滿洲の立場より

滿洲の土地が何時の頃から開拓されたかと云ふことは判然しないか、明朝の嘉靖四十四年（西暦一五六五）には九八、二二五戸、三八〇、三〇四人の住民があつて、農業地が三、四一九、二〇六――三、六八一、二〇三畝（我國の單位に換算して二〇五、七五二――二二〇、八七二町歩）あつたと云ふことであるから今から（1）三百六七十年前、既に相當多くの人口と農耕地とかあつた事を考へられるのである。其後清朝の時代になつて初め約半世紀間（一六一四――一六六八）は土地の開墾に關する種々な方法を講じて移民入植の方策を採つたものであるか後に至つては之れを止め寧ろ移民は之を阻止する政策を採る樣になつた。此の政策は所謂封禁の政策であつて一八九〇年代迄約二世紀間に亙つて行はれたものであるが漢民族の滿洲移住は到底之れを阻止することが出來ないで續々として入り來り、其の止まる所を知らないと云ふ有樣であつた。特に日清戰爭後（一八九四）に於ける周圍の事情は到底此の封禁政策を持續することを許さず遂に之れを放棄するに至つたもので、それ以來山東、直隸の流民は決河の勢を以て滿洲に流れ込み、忽ちにして數千萬人の人口を見るに至つたものである。（註）

（1）滿鐵、滿洲の農業　P. 1

（註）滿鐵、滿洲農業　P. 6

吾々はこの經過に關して詳細なる數字的考察をなし得ないが今一九〇七年（明治四十年）以後に於ける支那人に

關する人口の發達の經過を少しく數字的に見ると左表の如きものがある。但し熱河省に就ては古い統計がないから之れを省いて他の三省のみに就て之れを見る。

年次	奉天省	吉林省	黑龍江省	計	增加數	指數
一九〇七	一〇、六三七	四、四一六	一、七二五	一六、七七八	—	一〇〇
一九〇八	一〇、七九六	四、五五三	一、八〇六	一七、一五六	三七七	一〇二
一九〇九	一〇、九五七	四、六九四	一、八九二	一七、五五四	三八七	一〇五
一九一〇	一一、一二一	四、八四〇	一、九八一	一七、九四二	三九八	一〇七
一九一一	一一、二八八	四、九九〇	二、〇七四	一八、三五二	四一〇	一〇九
一九一二	一一、四五七	五、一四五	二、一七二	一八、七七四	四二一	一一二
一九一三	一一、六二八	五、三〇四	二、二七四	一九、二〇七	四三三	一一四
一九一四	一一、八〇二	五、四六九	二、三八一	一九、六五三	四四五	一一七
一九一五	一一、九七九	五、六三八	二、四九四	二〇、〇一二	四五八	一二〇
一九一六	一二、一五九	五、八一三	二、六一一	二〇、五八三	四七一	一二三
一九一七	一二、三四一	五、九九三	二、七三三	二一、〇六九	四八五	一二六
一九一八	一二、五二六	六、一七九	二、八六二	二一、五六八	四九九	一二九
一九一九	一二、七一四	六、三七一	二、九九六	二二、〇八二	五一四	一三二
一九二〇	一二、九〇五	六、五六八	三、一三七	二二、六一一	五二九	一三五
一九二一	一三、〇九八	六、七七二	三、二八五	二三、一五六	五四四	一三八
一九二二	一三、二九五	六、九八二	三、四三九	二三、七一七	五六〇	一四一
一九二三	一三、四九四	七、一九八	三、六〇一	二四、二九四	五七七	一四五
一九二四	一三、六九七	七、四二一	三、七七〇	二四、八八九	五九四	一四八

一九二五	一三、九二〇	七、六五一	三、九四七	二五、五〇二	六一二	一五二
一九二六	一四、一一一	七、八八九	四、一三三	二六、一三三	六三一	一五六
一九二七	一四、三二二	八、一三四	四、三二七	二六、七八四	六五一	一六〇
一九二八	一四、四七六	八、五九二	四、九六五	二八、〇三四	一、二五〇	一六七
一九三〇(二)	一四、九九八	九、〇七六	五、一三四	二九、一九八	一、一六四	一七四

備考(一) 一九三〇、七月の推定による

(二) 之の表は The manchuria year Book 1931P5 6による、但し之の數は種々の計數と事情とを考量して奉天省は一、五%、吉林省は三、一%、黑龍江省は四、七%の割合を以て人口が年々增加するものとし、滿蒙の大勢一に示したる大正十四年の人口を基準として算出せられたる數字なり。(滿鐵調査時報第九卷第三號參照)

卽ち、一九〇七年より一九三〇年に至る過去二十三年間に總人口一千六百七十七萬八千人より二千九百十九萬八千人に增加し百七十四%となつた。而して年々の增加數は始めは三、四十萬人であつたが漸次增加して五、六十萬となり、最近に於ては俄かに百萬以上の增加を示す樣になつたものである。

此の急速なる人口增加は勿論自然增加のみによるものではなくて、移住者の來住超過にもよるものである。而して此の兩者の關係が果して數字的に如何なるものであるかに就て滿鐵調査課に於ては關東州內に於ける支那人に就いて調査して明治四十年より大正五年に至る十ケ年間の自然增加率が一・二一%である事を知り、之れを滿洲全體の支那人に適用して明治四十年から昭和二年に至る過去二十ケ年間に於ける增加人口一〇、四〇五、五〇〇人の中自然增加による人口を五、三七五、四〇〇人とし、殘りの五、〇三〇、一〇〇人を以て移住による人口增加とし、

兩者の割合を五二%と四八%であると計算して居る。(一) 之の計算法の適否に就ては此處に論議するの餘地がないから假りに之の推定を適用して明治四十年より昭和五年七月に至る迄二十三年間の增加人口一千二百四十二萬人に就て計算して見ると自然增加によるものは六百六十五萬八千四百人、移住增加によるものは五百九十六萬一千六百人であつて年平均二十五萬九千二百人の割合である。

(一) 滿鐵、滿洲の農業 p. 69.(以下滿農と略記す)

而して之れ等多くの移住者は勿論支那の各地方から入り來つたものであるけれども其大部分は山東省、河北省より來つたもので彼等は一定期間滿洲に於て勞役に服し後再び歸鄉するのが普通であつたけれども近年になつて彼等の鄉里に於ては凶作、戰亂相繼ぎ少なからざる困窮と不安とがあるを以て再び歸ることを欲せず其まゝ滿洲に定着する樣になり、更に滿洲に於ては鐵道の建設など種々な土木事業が起つて勞働者を要求し滿鐵などに於ても其汽車賃を割引して其來移を計り又支那同鄉會などでは南滿より北滿に至るものは無賃で之れを輸送すると云ふ樣なことが行はれ、更に又支那政府に於ても難民救濟辯法、接濟外來難民辯法などを設けて滿洲移民を保護奬勵する所があつたから特に多くの移民を見るやうになつた。勿論其適確なる數字は得難いが支那移民の移住、離去、定着の狀況を見ると次表の如きものがある。(二)

(一) The manchuria year Book. 1931 p. 290—291

年次	滿洲へ移入者	滿洲より移出者	差引定住者	移入者と定住者との比率
一九二三	三九二、二八六	二八六、七六五	一〇五、五二一	二六・九

一九二四	四二九、二五四	二三二、七二〇	一九六、五三四	四五・八
一九二五	四九〇、一四二	二一四、五四七	二七五、五九五	五六・二
一九二六	五九二、三四三	二九九、三九二	二九二、九五一	四九・四
一九二七	一、〇五〇、八二八	三四一、五九九	七〇九、二二九	六七・五
一九二八	九三八、四七二	三九四、二四七	五四四、二二五	五九・八
一九二九	一、〇四六、二九二	六二一、八九七	四二四、三九四	四〇・五
一九三〇（二）	七四八、二一三	五一二、七九三	二三五、四二〇	三一・六
計	五、六八七、八二九	二、九〇三、九六〇	二、七八三、八七一	四八・九

（二） 一九三〇年度、東亞經濟調査局、滿蒙政治經濟提要 P. 514

是れによつて見れば年々三十萬、四十萬、五十萬、時としては百萬に餘る多數の支那人が滿洲に向つて流入したもので實に驚くべき數と云はなくてはならない。彼の廣大にして肥沃なる土地を有する北米合衆國に於ても其來住者は開闢以來の最高レコードは一九一三年の一、三八七、三一八人に過ぎない。而も百萬以上に及んだ年は一九〇五、一九〇六、一九〇七、一九一〇、一九一三の五ケ年であつて他の年は大抵四、五十萬を前後して居るに過ぎない。（一）

（一） International Migration Vol. I. P, 394

其他アルゼンチンに於ても最高レコードは三〇二、〇四七人（一九一三）、ブラジルに於ても最高レコードは一八九、七九〇（一九一三）に過ぎないのである。以て支那人の滿洲流入が如何に多いものであるかを知ることが出來る、而して再び故國に歸へるものは年々二、三十萬と計算されて居るから結局數十萬の支那人が年々滿洲に停滯

することなるので過去八年間の總計に於て約五百六十萬人が來滿し、約二百九十萬人が離滿して畢竟二百七十八萬人が定着した事となり其定着率は四八・九%である。此の外猶ほ滿洲に入り來つたものに朝鮮人、日本人、露西亞人、其他の外國人のあることは前述の通りであるが余は此處に一々之れを述べる餘裕を有せざるを以て次表を示して之れ等各民族の滿洲國に於ける大勢を示したいと思ふ。(昭和五年)

		日本人	朝鮮人	支那人	外國人	計	備考
第一例	實數	二三八、八二〇	六〇七、一一九	二八、二五九、八七三	一〇三、一九八	二九、一九八、〇〇〇	Manchuria Year Book ニヨル
	割合%	〇・八	二・一	九六・八	〇・三	一〇〇・〇	
第二例	實數	二三四、二三四	五四七、〇八五	三三、二〇四、三九一	九九、二八〇	三四、〇七四、九八〇	滿蒙年鑑ニヨリ計算
	割合%	〇・七	一・六	九七・四	〇・三	一〇〇・〇	

而して支那人中蒙古人は四、五十萬人、滿洲人は二、三百萬人であり外國人中露西亞人は大部分を占むるものであつて約十萬人と云はれて居る。朝鮮人の數は或は百萬、二百萬と云はれて居るが支那に歸化したものもある、調査も充分に行はれ難いから確なことは勿論明からない日本人の分布狀態は大體次の様である。(一)

	關東州	滿鐵附屬地	奧地	計
日本人	一一八、九二八	一〇一、三三五	八、七六一	二二九、〇二四
朝鮮人	一、七〇九	一七、〇七二	五二九、三九〇	五四八、一七一
計	一二〇、六三七	一一八、四〇七	五三八、一五一	七七七、一九五

(一) 滿蒙年鑑(昭和七年) P. 32—34

斯様にして滿洲は既に古くから開拓が行はれて居たけれども其著るしき發達は極めて近き過去に屬することで其人口的發達に於ては支那移民を以て主とし、之れに次で朝鮮人、日本人、露西亞人等の貢獻があつたのもで、今や三千四百萬人に達して居る。然し其の開拓は猶ほ半ばに過ぎないで前途は實に洋々たるものがあると云はなくてはならない。今次に各項目に就て少しく研究して見よう。

(一) 人口の稀薄

新滿洲國の人口統計は支那と同樣に充分信憑に値するものはないけれども最近に於ける滿鐵の調査によつて見れば次表の如きものがある。(一)

地方	面積(平方粁)	人口	一平方粁當人口
奉天省(元遼寧省)	一八五、〇八六	一五、一五一、六三〇	八二
吉林省	二六七、五五三	九、一九一、九八〇	三四
黒龍江省	五八二、一七四	五、二三一、三七〇	九
熱河省	一五六、八〇〇	四、五〇〇、一〇〇	二九
小計	一、一九一、五九五	三四、〇七四、九八〇	二九
關東州	三、四六二	九三九、一一四	二七一
滿鐵附屬地	二七八	三五二、〇九七	一、二六六
小計	三、七四〇	一、二九一、二一一	三四五
總計	一、一九五、三三五	三五、三六六、一九一	三〇

部ち新國家の行政地域内の全人口は三千四百萬、我國の租借地及滿鐵附屬地の人口は百二十九萬、兩者を合して三千五百萬人である。而して之れを一平方粁に割當てると滿鐵附屬地が最も多く一二六六人、關東州は之れに次で二七一人である、之れに對して滿洲國の行政地域は遙かに少く、奉天省の最大を以てしても尙ほ八二人に過ぎず吉林省之れに次で三四人、黑龍江省は最少九人に過ぎない。而して熱河省及滿洲國全體の平均は二九人に過ぎない。之れは滿洲國の人口が極めて稀薄なしとを示すものであつて、之れを他の地方に比較して見れば（一九三〇）我國內地は一六九人、臺灣は一二八人、朝鮮は九五人、北海道は三六人、樺太は八人であるから之れを概言すれば奉天省は我が北海道よりもやゝ稠密な人口を有し吉林省は北海道に匹敵し、黑龍江省は樺太に相類するものと見るべきである、尙ほ滿洲國の主要地方別に就て之れを觀察すると、

（一）滿蒙年鑑（昭和七年）P. 30

地方別		人口	一平粁當人口
南部	奉天以南地方	七、一四七、八〇〇	一〇〇
	北寧線地方	二、三五七、七五〇	一三四
	關東地方	二、八三六、二七〇	一三〇
	瀋海線地方	一、二一〇、二三〇	五一
	長公地方	二、六三〇、八九〇	一四〇
	四洮線地方	一、三一二、六六〇	二八
	吉長線地方	一、二六七、四八〇	二六
	間島地方	五八四、六四〇	一五
	小計	一九、三四七、七二〇	六七

北部	東支南部線地方	二、一三六、八〇〇	七九
	哈爾濱管區	四八八、七七〇	九三三
	東支東部線地方	一、一六九、七二〇	一九
	松花江下流地方	一、九三六、三四〇	二一
	呼海線地方	一、四一五、四一〇	三八
	東支西部線地方	二、八五〇、九八〇	一三
	北部其他地方	二二九、二四〇	一
	計	一〇、二二七、二六〇	一四
合計（昭和五年）		二九、五七四、九八〇	二九

備考　滿蒙要覽　一三

即ち南部に於ては殆んど我國の平均密度に達する地方があつて相當稠密な人口を有することを知るけれども北部に於ては哈爾賓管區を除きては一般に極めて稀薄な人口であつて將來の移住地は北滿にあることを注意しなくてはならない。

（二）土地の餘裕

新滿洲國に奉天、吉林、黑龍江、熱河、興安の五省より成り其面積は次表の如く七萬七千三百十方里であつて實に我國本土（二四、七四〇方里）の三倍以上、植民地を合したる全領土（四三、六七七方里）の一・七倍以上である。

省名	面積		
	方里	町歩	陌

奉天省	一二、〇〇八	一八、六五四、八五四	一八、五〇六、八〇〇
吉林省	一七、三六〇	二六、九六九、三四二	二六、七五五、三〇〇
黒龍江省	三七、七七四	五八、六八三、一四九	五八、二一七、四一〇
熱河省	一〇、一六八	一、七二九、一五二	一五、六八二、一〇六
興安省	—	—	—
計	七七、三一〇	一二〇、〇三六、四九八	一一九、一六一、六一六

備考　興安省は呼倫貝爾、黒龍江省西北部、熱河省北部、奉天省西北部の地域を以て今回新らたに設けられたるものゝ如し、其面積は不明なるも從來各省の内に含めて計算されて居るを以て此處には省名のみを揭出して其地積を記入せず。

今之の廣大なる國土が如何なる利用狀態にあるやを觀るに熱河省に就ては調査なきを以て之れを省き興安省を含みたる奉天、吉林、黒龍江三省に就きて見るに其總地積は六萬七千百四十二方里即ち一〇四、三一七、三四六町步にして内現在（昭和四年）の農耕地積は一三、六一六、四〇七町步、森林地積は三六、四六七、五一八町步其他の土地五四、五二三、四二一町步なりと云ふ。各省別として之れを一表に示せば、

省	總面積（町）	現在農耕地（町）	現在森林地（町）	其他の土地（町）	農耕地％	森林％	其他％
奉天	一八、六五四、八五四	四、七四八、三八六	一、六四六、〇七二	一二、二六〇、三九六	二五・五	八・八	六五・七
吉林	二六、九六九、三四二	四、九八五、二二五	一〇、五二一、四六六	一一、四六二、六六一	一八・五	三九・〇	四二・五
黒龍江	五八、六八三、一四九	三、八八二、七八六	二四、〇〇〇、〇〇〇	三〇、八〇〇、三六三	六・六	四〇・九	五二・五
計	一〇四、三〇七、三四六	一三、六一六、四〇七	三六、一六七、五一八	五四、五二三、四二一	一三・一	三四・七	五二・五

備考　滿洲產業統計（昭和五年）による、但し同書には陌を以て表はされて居るを以て陌を一・〇〇八町として町步に換算せり。

之れによつて見れば現在農耕地は吉林省奉天省に各〻五百萬町歩、黒龍江省に四百萬町歩を有して各省大なる差異なきも森林地は黒龍江省に二千四百萬町歩を有して過半數を占めて居る。吉林省も亦一千萬町歩以上を有して居るに反し奉天省は僅かに百六十萬町歩に過ぎない。然し之れを總面積の割合に見るときは農耕地は奉天省に最も多く總面積の二五%以上に達するも吉林省に於ては一八%、黒龍江省に於ては僅かに六%に過ぎず之れに反し森林は吉林省黒龍江省共に四〇%に達し奉天省は僅かに八%である。

斯の如き實狀にある土地は尚ほ將來幾何の農耕適地を有するやは實に農業移民の收容能力の基本をなすものである。然れども或る土地が農耕上に適するや否やは土地の性質、氣候の狀態、農業經營法の如何等によつて定まるのみならず周圍の經濟的發達の如何にもよるものであつて容易に之れを決定することは出來ない。然るに滿鐵調査課に於ては大正四年大體次の如き基準によつて農耕可能地と不可能地とを算出して居る。

(一)不可耕地、之れは傾斜一五度以上の山地、雜草の生育せざる砂丘地及石礫地、當分人力を以て耕地となし得ざる濕地、當分開墾の見込なき森林地、全く耕作の見込なき曹達地等を以てし、

(二)丘地、之れは傾斜一五度以下の丘陵地を云ふものにして之の內にある溝谷、地隙、村落、墓地、寺廟等の土地を除き、殘餘の總面積中五〇%を耕地と看做し、

(三)平地、之れは全部耕地となし得るものなるが內に市街、村落、道路、墓地、河川、其他の地域を含まるべきものなるを以て之れ等の地積を總面積の二五%として差引き殘餘の七五%を耕地と看做せり。

卽ち土地を不可耕地、丘地、平地の三種別となし傾斜十五度以上の山地、砂礫地、濕地、曹達地等を以て不可

耕地とし、丘地に於ては五%、平地に於ては七五%を以て可耕地としたるもので極めて大膽なる斷定ではあるが不當であるとも云へない。此の基準によりて熱河省を含む滿洲を七區に分けて計算した結果左表を得たと云ふことである。

區分	總面積に對する可耕地の比率	圖上計算より得たる比率	總面積に對する既墾地の比率	可耕地に對する既墾地の比率
A第一南滿洲	三七・七%	四〇・〇%	四三・八%	八九・五%
B第二南滿洲	一一・九	二五・八	四・五	三九・六
C間島	一三・六	二〇・三	三・七	二七・二
D第一北滿洲	二二・三	二八・八	一五・二	六七・七
E第二北滿洲	六・三	一六・三	一・〇	一六・四
F沿黑龍地方	〇・八	一〇・〇	〇・一	一二・七
G遼西及熱河	一六・九	二一・一	一二・八	七五・二
平均	一四・四	二二・二	九・三	六五・九

備考　之の區分は縣を單位として分けたるものにして其詳細は滿洲の農業頁七八參照。

之れによつて見れば可耕地の所在は第一南滿洲地方に於て最も高率を示し總面積に對し三七・七%に及び第一北滿洲地方は之れに次で二二・三を示して居るか黑龍江沿岸の地方に於ては僅かに〇・八%に過ぎない。然し滿洲を一體として見れば總面積の一四・四%が耕地として利用せられると云ふことである。而して其内九・三%は最早既墾地となつて居つて未墾地は僅かに五・一%より殘つて居ないと云ふこと、即ち可耕地の六五・九%は既に墾地

として利用せられ居ることを示して居る。故に此の統計によつて計算すれば滿洲には一千七百二十八萬町歩の可耕地があつて其内一千一百十六萬町歩は既に墾成せられ未墾地は僅かに六百十二萬町歩よりないと云ふこととなるのである。

然し之れは大正四年の調査であつて爾來年を經ること十五年、大分周圍の事情が變つて居ると云ふ理由で滿鐵調査課に於ては別の數字を示して居るが其內昭和四年の統計として示して居るもの、及其他の材料から計算して見ると次表の如くなる。(一)

（一）滿農、P. 49

省別	總面積	既耕地	未耕地	可耕地	不可耕地	總面積に對する比率% 既耕地	未耕地	可耕地	不可耕地
奉天省	一八、六五四、八五四町	四、七四八、三八六町	一、七〇二、四六二町	六、四五〇、八四七町	一二、二〇四、〇〇七町	二五・五	九・一	三四・六	六五・四
吉林省	二六、九六九、三四二	四、九八五、三三五	五、九六八、四三九	一〇、九五三、六七四	一六、〇一五、六六八	一八・五	二二・一	四〇・六	五九・四
黒龍江省	五八、六八三、一四九	三、八八二、七八六	九、〇五四、三六〇	一二、九三七、一四六	四五、七四六、〇〇四	六・六	一五・九	二二・〇	七八・〇
計	一〇四、三〇七、三四六	一三、六一六、四〇七	一六、七二五、二六〇	三〇、三四一、六六七	七三、九六五、六七九	一三・一	一六・〇	二九・一	七〇・九
熱河省	一五、七二九、一五二	×一、六〇〇、〇〇〇	×一、七三〇、〇〇〇	×三、三三〇、〇〇〇	一二、四〇九、一五二	一〇・二	一〇・九	二一・一	七六・九
合計	一二〇、〇三六、四九八	一五、二一六、四〇七	一八、四四五、二六〇	三三、六六一、六六七	八六、三七四、八三一	一二・七	一五・四	二八・〇	七二・〇

備考　本表中奉天、吉林、黒龍江三省に關するものは滿鐵滿洲產業統計書（昭和五年）により×は社會政策時報第百四十號（附錄一〇頁）により計算す。

之れによつて見れば總面積一億二千萬町歩の內既墾の農耕地が千五百萬餘町歩、未墾の農耕地が千八百萬町歩

にして全可耕地は三千三百萬町步で總面積の二八・〇%を占めて居る、之の比率を獨逸の四三・九白耳義の四〇・六丁抹の六〇・一、佛國の四一・二、伊太利の四四・二、ポーランドの四六・七、チエツコスロバキヤの四三・九%に比すれば著るしく低率のものであるが北米の一八・四、我國の一五・八に比すればやゝ高率で、カナダの一・七、濠洲の一・五、ニユージーランドの二・九、アルゼンチンの七・六%に比すれば相當高率なものである。勿論之の比率は前述の如く其土地の自然的經濟的事情によりて異なるものであるから一概に云ふこと能はざるも、要するに滿洲國には現に一千五百萬町步以上の開墾地があるけれども尚ほ千八百萬町步と云ふ廣大な未墾地の存在することを考へられるのである。

（三）　自然富源の埋藏、

更に滿洲國の自然富源に就て之れを見るに、

(a)森林は最も注意すべき一大資源にして、其面積三千六百萬町步に達し、其上に存在する立木の材積百五十一億萬石に及ぶといふ。今各森林地帶に就き其の面積、立木の種類及び材積を見るに次表の如し。

地方	面積（町）	立木蓄積量 針葉樹（千石）	立木蓄積量 闊葉樹（千石）	立木蓄積量 計（千石）	立木蓄積量 現在見込（千石）	一町步當蓄積（石）
鴨綠江流域右岸、渾江流域	九〇三、一八一	—	—	四三三、三五三	三六三、三三三	四〇二
松花江流域	一、四三六、八三九	四〇一、五八四	五〇一、五三九	九〇三、一二三	八七四、〇三六	八〇六
豆滿江流域	八三三、五六三	一六二、三七三	二七一、二二八	四三三、六〇一	四三〇、四〇一	五〇五

牡丹江流域	六三四、九六六	二一一、九三三	二〇九、〇一八	四二〇、九五一	四二〇、九五一	六六三
拉林河流域	六三三、七七五	一〇三、七三一	一九七、四一九	三〇一、一五〇	三〇〇、四七〇	四七四
東支鐵道東部沿線	二、四三五、二〇三	二七三、八八三	六五〇、七七〇	九二四、六九七	八九八、二九七	三六九
三姓地方	五、三九〇、九九三	九〇四、六一八	一、七一三、九八四	二、六一八、六〇二	二、六一五、三〇三	四九四
大興安嶺	一四、〇〇〇、〇〇〇	—	—	五、六〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	四〇〇
小興安嶺	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三五〇
計	三六、一六七、五一八	—	—	一五、一三五、四七五	一四、九九一、八〇九	—

滿鐵調査課、滿洲產業統計、昭和五年度（P. 32—33）

之れによつて見れば、總面積三千六百萬町歩、總立木百五十一億萬石中、大小の興安嶺に於て二千四百萬町歩、九十一億萬石、即ち約三分の二を占めて居るが三姓地方、東支鐵道東部沿線、松花江流域に於ても相當多くの森林を有するものである。而して此の三千六百萬町歩の森林は我國現在(立木林野面積一九、五一四、一八五町)の約二倍にして、百五十億の立木も亦我國現在の二倍以上と言はれて居る、實に廣大なる森林と稱すべきである。

（ト）次に鑛產物に就て見るに由來滿洲に於ては土地を開發することを以て一つの不祥事となすの習慣があると言はれ、又利權を擁護する爲め其の發掘を好まず、爲めに鑛業の發達は未だ充分でない。然し其處に埋藏する鑛物には甚だ豐富なものがあつて、金屬鑛物には金鑛、鐵鑛あり、非金鑛物に於ては石炭、菱苦土鑛、滑石、苦灰石、石綿、重晶石、硅石、耐火粘土、天然曹達、油母頁岩等近代鑛業上重要なる鑛物資源を保有して居る。此の內、金は砂金、又は金鑛の形に於て見出され、砂金は黑龍江上流、漠河、呼瑪爾河の流域に於て最も多く、其他松花江の流域、嫩江の流域內臚河上流に產し、金鑛は各所に散在する而して金の埋藏量は北滿の砂金のみにても

三百五十萬瓩もありと稱せられ、其の產額一時千五百萬圓に達したと言はれて居る。(一) 鐵鑛の所在は主として奉天省に集中されて居るけれども吉林省にも亦之れを見出すことが出來、其總埋藏量は六億九千八百萬瓩に達し、昭和五年の採掘高約九十萬瓩に達して居る。(二) 石炭は滿洲に於ける第一の鑛產物であるが、其所在は各省に亘り總埋藏量二十七億萬瓩に及び、昭和四年の採掘量九百萬瓩に達すると言ふことである。(三) 其他の鑛物に就ては其埋藏量は明らかでないが、昭和四年度に菱苦土鑛は三萬二千瓩、苦灰石は十萬三千瓩、滑石は四萬瓩、石灰石は六十三萬瓩、硅石は二萬噸、耐火粘土は六萬五千瓩を產出したと云ふことである。

(一) 東亞第五卷四月號　アーネルト氏
(二) 滿鐵、滿洲ノ產業統計、昭和五年度、P. 43
(三) 滿鐵、滿洲の產業統計（昭和五年度）

斯くの如く滿洲國には多量の鑛產資源を有するも其の大部分は地下に埋藏されてあつて之れが發掘利用の機を待つて居る有様である。

（四）工業の未發達

滿洲國は上述の如き廣大なる土地と豐富なる自然富源とを藏有する國土であるが、其の工業的發達は甚だ幼稚で僅かに關東州及び鐵道附屬地に於てやゝ發達せる近代工業を見るに過ぎず、其他の土地に於ては概ね原始的なる家內工業が行はれて居るものと見るべきである。而して其の唯一の工業地帶たる關東州及び鐵道沿線に於て行

なはるゝ所謂近代的工業に就て見るに其の主なるものは製油、製粉、酒造、電氣、瓦斯、製鐵、製材、柞蠶絲、燐寸、鐵工業、皮革、製紙、織布、石鹸、硝子、煉瓦製造等にして、其の概況は次表の如し。

關東州及滿鐵附屬地工場統計（一九三〇）

種類	工場數	職工延人員（一年間）	資金
紡績工場	七四	二、五三八、三七一	五八、一〇九、八二〇円
金屬工場	七八	一、九四五、一六六	二八、八七七、五八二
機械及器具工場	七六	一、九一八、七〇四	一五、〇二八、二七二
化學工場	二二九	三、六九八、一六九	一〇三、九七六、七九三
飲食物工場	一八二	一、三七二、九三七	七九、八八六、八八九
雜工場	一八五	一、五二四、九七四	一一、二九五、三一六
特別工場	二三	三七〇、五四四	二七、一四七、三四五
計	八四七	一三、三七八、八六五	三二四、三二二、〇一七

即ち各種工場を合して八百四十七工場、資本金三億二千四百萬圓に過ぎず、而して其生産高は一億七千六百圓である。之れを我國工業界に於ける工場數（職工五人以上を使用するもの）五五、九四七、使用職工數一、九三六、二四九人、拂込資本金五、一九三、一四二、〇三四圓（昭和三年度）（一）なるに比すれば彼國の工業が未だ幼稚な事情にあることが察せられるのである。

（一）全國經濟調査機關聯合會、日本經濟の最近十年 P. 418―419

如斯、滿洲國は廣大な土地を有し、豐富な資源を包藏するものではあるが、其産業的發達は極めて幼稚なるも

ので、尚ほ農業時代を脱せず、否蒙古の奥地に於ては今尚ほ遊牧の具をすら見るの有様であつて、滿洲國全體を總括して商工業時代の展開は遠き將來にあるものとは言はなくてはならない。

されば此の土地を開拓し、自然富源を開發して生産を舉げ、工業を起し、進んで商工業を隆盛ならしめんが爲めには尚ほ幾多の資本勞力を要するものと云ふべきである。而して此處に資本に關することは暫く之をおくも、勞力の提供は實に移民に之れを俟たざるべからず、彼の北米合衆國が等しく廣大なる未開地と、豊富なる自然富源とを有し、之れを開發して今日の隆盛を來したるは、全く英國を始め歐洲各國乃至は日本及び支那より入れたる移民の勞力に負ふものなることは此處に之れを詳論する迄もない。バンクロフト氏によれば、一六八八年には既に白人は二〇〇、〇〇〇人、一七一七年には三七五、七五〇人、一七五〇年には一、〇四〇、〇〇〇人、一七六〇年には一、三八五、〇〇〇人、一七七〇年には一、八五〇、〇〇〇人に達し、又一六二〇－一七七六年の間にアフリカ人の賣買されたるものは四三〇、〇〇〇人であると言ふことである。又一七九〇年の北米の人口調査に於ては七五二、〇六九人の黑人と三、一七七、二五七人の白人とがあつたことを示して居る。(二) 其後一九世紀に入りては一層多くの移民ありて、一八一九年より一九三〇年に至る百十年間に三千七百八十三萬餘人の移住者があつて、此期間の平均實に年三十七萬人である。(三) 如斯多數の移住者を入れたる結果が則ち今日の繁榮であつて新開の國家が其隆昌繁榮を期待する爲めに移民が如何に重要なるかを知るものである。滿洲の新國家に於ても國家出生の初頭に於て大いに移民の招來を計り北米合衆國が經驗したると同樣に其國家の繁榮を期待すべきを痛感するものである。

(一) H. w. b. d. Sw. 4. aufl. Bd. II. s. 66.

（[1]） Statistisches Jahrbuch für das Deutche Reich(1931)

果して然らば、將來滿洲には幾許の人口を收容することを得るやと言ふに、勿論人口收容力は單に自然的事情のみならず經濟的發達の如何により異なるものであるから容易に之れを推定することは出來ないが、滿鐵調査課に於ては「假りに滿洲の農耕地（現在の未墾地も開墾せられたとして）が現在の關東州の如き狀態即ち一人當の耕地面積二・二九五反となるには猶幾許の人口收容力を有するか」を左表の如く計算して居る。(一)

（一） 滿農、P. 78

省名	既耕地	未耕地	既耕地が一人當二・二九五反となつた場合の人口	既耕地が現在より多く收容し得る人口	未墾地が收容し得る人口	假定飽和點に達した時の人口
遼寧省	四、五〇三、八八一町	一、九五五、九二五町	一九、六三四、七五〇	四、六三六、一九〇	八、五二二、二五〇	二〇、四七七、〇〇〇
吉林省	四、八六六、七五九	五、三四七、九六九	二一、二〇五、九二〇	一三、一三〇、二九〇	二五、四六一、三四〇	四六、六六七、二六〇
黑龍江省	三、八三一、一六八	八、六四九、八六一	一六、六九三、五四〇	一一、五五九、八一〇	三七、六九〇、〇二〇	五四、三八三、五六〇
計	一三、二〇一、八〇八	一六、四五三、七五五	五七、五三四、二一〇	二八、三三六、二九〇	六四、〇三三、六一〇	一二一、五四七、八二〇

即ち猶ほ將來收容し得る人口は遼寧省に於て五百四千八萬人、吉林省に於て三千七百六十一萬人、黑龍江省に於て四千九百二十五萬人、合計九千二百餘萬人にして、この假定飽和點に達した時の總人口は一億二千餘萬人であるといふ。而して若し現在と同樣な人口增加率（自然增加及移住增加を加算したる）を以て進むものとすれば、遼寧省は二十一ヶ年、吉林省は五十四ヶ年、黑龍江省は百三ヶ年、全體に於て六十一ヶ年にして此の假定飽和點に達すると言ふて居る。此の計算法は極めて面白き計算法であるけれども、滿洲全土を擧げて今日の關東州のそ

れの如く發達するものとして計算することが果して當を得て居るや否やは疑問である。

此處に於て余は試みに次の如き計算法を採り將來の收容見込人口を計算して見た。

地域	可耕未開地	現在農家一戸當りの平均耕地面積	農家一戸當耕地面積を現在と同樣にして將來の收容戸數	農家一戸當の耕地面積を現在の一・五倍として將來の收容戸數	農家一戸當の耕地面積を現在の二倍として將來の收容戸數
奉天省	一、七〇二、四六二町	三・〇町	五六七、四八七	三七八、三二五	二八三、七四四
吉林省	五、九六八、四三四	六・〇	九九四、七三九	六六三、一五九	四九七、三七〇
黑龍江省	九、〇五四、三六〇	九・〇	一、〇〇六、〇四〇	六七〇、六九三	五〇三、〇二〇
熱河省	一、七二〇、〇〇〇	二・六	六六一、五三八	四四一、〇二五	三三〇、七六九
計	一八、四四五、二六〇	—	三、二二九、八〇四	二、一五三、二〇二	一、六一四、九〇三

備考　一、現在農家一戸當平均耕地面積は滿鐵調査課日滿農業の比較研究により概數としたるものなり。

二、現在耕作せられつゝある耕地に於ても尙ほ幾分の收容能力を有すべし。然れども將來農業經營者の生活は之れを向上するの必然性を有す。其の爲めには經營面積を擴大するの必要あり、依て余は前記の收容能力と之の擴張面積とを以て相殺することとし既耕地內には將來の收容力を求めず。

三、將來の未耕地に就ては現在の耕地よりも比較的不良の土地なることは勿論なり。而かも亦將來農家の生活向上の爲め其の經營面積を增大するの必要あると共に、又農家經營は將來集約化するの傾向あるを以て、一方に於ては經營面積は減少するの必要もあると信ずるを以て、假りに現在の面積を以てする場合と、現在の一・五倍の面積を以てする場合と、現在の二倍を以てする場合と、三つの場合を假定して算出したり。

如斯計算するときは、將來收容し得る農家戸數は三百二十三萬、二百十五萬、百六十一萬の三數を得たるが、

余は其の中數たる二百十五萬戸と見るは強ち不當にあらざることゝ考ふるものである。現在奉天、吉林、黒龍江三省一千三百二十六萬町歩に於て二百八十七萬戸の農家を有すとせらるゝ所を見れば、將來開かるべき土地はやや不良なる土地なりとしても一千八百萬町歩に於て二百十五萬戸の收容能力はあるものと信ぜらるゝ所である。故に余は假りに之の數を取り現在及將來に於て滿洲にあるべき農家戸數を次の如く算出した。

地方	現在農家戸數	將來收容さるべき農家戸數	計
奉天省	一、七三六、三〇九(二)	三七八、三二五	二、一一四、六三四
吉林省	八〇〇、五〇二(二)	六六三、一五九	一、四六三、六六一
黒龍江省	三三五、四九六(二)	六七〇、六九三	一、〇〇六、一八九
熱河省	六一五、三八四(一)	四四一、〇二五	一、〇五六、四〇九
計	三、四八七、六九一	二、一五三、二〇二	五、六四〇、八九三

備考　一、(一)の數は現在の耕地面積を前掲一戸當二・六町を以て除して算出したり。
(二)の數は「滿蒙の農業」二二六頁を用ひたり。民國八年中國農商統計によるといふ。

卽ち結局五百六十四萬戸といふ數字を得た。今假りに一戸平均六人の家族を有するものとすれば其の人口は三千三百八十四萬人となる。而して若し又農業者と農業者以外のものとの比率を六分四分とすれば、(一)滿洲の全人口は五千六百四十萬人となるのである。而して之れを一方里に割當つれば七百二十七人となる。今北海道の一方里當り人口が五百五十五人にして現在の第二期拓殖計畫を實行した曉には現在の約倍數となると云ふ所を見て此の數の強ち空想的のものにあらずして寧ろやゝ過少のものであることを感ずる位である。余は之れに就て猶ほ多

くの比較研究を望み且つ其の計算の基礎が甚だ不確實なものである事を思ふけれども大體滿洲に於ては將來五六千萬人の人口を收容さるゝものではあるまいかと思ふ。而して此の數は現在人口の約倍數であるから滿洲の開發は今其の半ばであるとも言ひ得ると考へる。

將來增加すべき之れ等約三千萬人口の主要なる源泉は現在の滿洲國自體に居住して居る人々の自然增加と、日本、朝鮮、支那等よりの移住者による增加と、四ヶ所にあると云はなくてはならない。而して其の何れの源泉より最も多く供給するかは、實に今後の問題であつて、特に移住增加によるものは滿洲國の入移民政策と、我國又は支那の出移民政策との如何に關係することが多大である。吾々は日滿兩國が相提携して成るべく多數の我が國民が移住することを切望して止まないものである。

（一）大正九年の我國の國勢調査によれば農業者は總人口の四六・七％なり。

第四章　出移民國と入移民國との關係

余は上に移民の特質に出發して移民を出す國と移民を入れる國と兩方の立場に於て之れを研究せざるべからざる事を述べ、出移民國として日本、朝鮮、支那の立場より各々移民の必要なることを論じ、更に入移民國として滿洲國の移民の必要なることを論じた。そこで此處には兩者相互の關係を考察して最も公正適切なる判斷を得なくてはならない。而して兩者の關係に於ては一方は出移民を必要とし他方は入移民を必要とするものであるから

其求むる所は完全に一致するものと云ふべく從つて我國及び支那は盛んに滿洲に移民を送ることが出來、滿洲は喜んで之れを受け入るることが出來るべきであるが、出移民國三者の間には夫々異なりたる特質があるから滿洲國に對する三者の關係は必ずしも同樣であり得ない。

（イ）日滿關係

此の際第一に考究せざるべからざることは我國と滿洲國との移民に關する條約上の關係である。我國と滿洲國との關係は、前に一言した樣に我國が支那と締結したる諸條約によつて得たる滿蒙の權益によりて充分緊密なるものであることは云ふまでもないが、移民に關する直接の條約としては一九〇五年の日露媾和條約、及び滿洲に關する日支條約、一九一五年の南滿洲及東部內蒙古に關する條約等があつて、之れによつて關東州租借に關する一切の權利、滿鐵附屬地に關する權利、南滿洲土地商租權、南滿洲居住往來に關する權利等を得て居るもので此處に之れを詳說する迄もない事であるが、唯之れ等の條約は支那政府と締結したものであつて新滿洲國との締結ではないと云ふことが考へられる。然し滿洲國は建國の宣言書に於て「對外政策は國際間の通例を尊重し、民國以前各國と締結せる條約上の債務は滿洲新國土內に屬するものは國際慣例に照して繼續承諾す」と云へるものがあるを以て吾人は完全なる條約として其効果を主張するものであることを注意して置くべきである。

次に考究すべきは我國民の滿洲國に移住することにより我國及滿洲國の受くる利益であるが、先づ我國の受くるものに就て考ふれば

（一）過剰なる我が國民人口の調和をはかること、之れに關しては滿洲國に果して幾何の日本人を移し得るやを

研究したる後にあらざれば量的効果を云ふ事は出來ないが、次に述ぶるが如く我國民の滿洲移住には種々の困難がともなふものであるから俄かに多數の國民を移住せしむる事は出來まいと考へらて、滿蒙移民によつて過剩にして蕃殖旺盛なる我が國の人口を大に調節し得るものとは云はれない。然し假令少數の人口なりと雖も之れを滿洲に移すことが出來たならば移民それ自體の移住によりて人口問題に好影響を與ふるのみならず、次項に述べる樣に我國の經濟上に諸種の發展を來して我國の人口支持力を增大することゝなつて間接に好影響を與へるものであることを忘れてはならない。

(二)我國民經濟の領域を擴大して其活動を廣大にすること。

國民の移住は或る意味に於て又其國文化の移住である、從つて母國の生活樣式、風習、言語等は移住地に於ても持續せられるものが多い、從て又移住地に於ては母國生産の物品を需要することが多くなり、母國と移住地との間には通商貿易が盛んに起るものである、又移民の移住と共に或る程度の資本の移住も亦行はれるものであつて、又資本的浸入が起る、從て兩者の間には多くの文化的關係が結ばれるものであるが特に緊密なる經濟的關係を發生して母國の經濟的活動は移住地迄擴大するものである、故に滿洲國が我國の製造工業品の販路たるは勿論前述の如く我國經濟上に不足する諸種の食糧及工業原料の購買地ともなるものである、このことは北米と英國との貿易關係又は諸植民母國と其植民地との經濟關係に於て充分明かに證明せらるゝ所である。從て彼我の交通運輸の事業も亦隆盛となる。斯くの如くにして我國民の滿洲移住は單に人口問題解決上の一助たるのみならず我國民經濟の進展、我國民の經濟的活動舞臺の擴大と云ふ意味に於ても亦大なる意義を有するものである。

(三)國力の發展

更に吾人は我國民の滿洲移住の第三の意義として我國力の發展を考量に入るべきを至當なりと信ず、滿洲國の戸籍法或は國籍法が如何に制定せらるゝやは未だ知る所でないが我國民が滿洲國に在住することは我大和民族の發展を意味するものであつて、やがて我國力の發展を來す所以である。吾人は我國民が滿洲國に移住しては滿洲國の法律に從ひ滿洲國の平和を保ち滿洲國の建設に最善の努力を致すものであることを確信するものであるが、このことはやがて又我國力の發展であると信ずるものである。

次に之れを滿洲國の立場より見るに既に述べたる如く、滿洲國は將來に向つて成すべき極めて多くの事業がある。從て之れに要する資本勞力が必要であると共に、之の資本勞力を最も有効に最も完全に利用活動せしむる爲めに亦優秀なる技術、精細なる智識、適當なる組織、制度を要するや勿論である。而して滿洲國は果して之れを何處に求めんとするや、又之れを供給するに適當なりと自負する國家は何處にありや、考量に値すべきものは少へないであろうが。吾々は移民に關する限りに於て我が日本國民、換言すれば日本内地人及朝鮮同胞を除外しては到底之れを滿足する能はざることと信ずるものである。蓋し我國民は極めて近き過去の事に屬するけれども產業並に文化の上に異常なる發達進歩を見たものであつて、滿洲新國家の期待に副ふべき充分なる實力と用意とを有するものである。而も其地理的關係、政治的關係、經濟的關係乃至は社會的關係に於て彼我の協力は最も好適の事情にあるものと云はなくてはならない、蓋し日本は過去六十ケ年間に於て極めて建實に近代的國家組織を完成したものであつて此の間に於て經驗し、研究し積蓄したる幾多の文化的事實は滿洲の新國家建設に當りて直接

の參考となり、利用となるものである、今假りに農業上に於ける事實に之れを觀るに明治維新以來我國農業界の發達進步は實に醒ましきものがあつて土地の改良、作物の品種並に耕種法の改善、農業經營法の確立、農產物の販賣、農業用品の購入農業用資金の制度、農業敎育、農村制度等數へ來れば殆んど枚擧に遑なき所である。

之れ等多くの發達進步を有する國民を移民として迎へ、直接其能力を移植し、以て滿洲國文化の根本的改良向上を計ることは、滿洲國に取つて最も賢明なる方策と云はなくてはならない、吾々は我國民の滿洲移住が我國民に取つて必要事であるのみならず滿洲新國家に取つても亦極めて有利必要なものであることを考ふるものである。

更に朝鮮同胞に關しては彼等が有する農業上の特技を以て滿洲將來の農業に多大の寄與をなすべきことを認むることが出來る、卽ち彼の間島地方が開發されて今日有力なる農業地帶となつた事は全く朝鮮同胞の功績に歸すべきものと云ふべく、又奉天省、關東州或は黑龍江沿岸に於て今日水田經營の行はるゝものが非常に多くなつて今や多量の產米を出しつゝあるは全く我が朝鮮同胞の努力によるものと云ふべく而も支那人が濕潤不作の土地として放棄して顧みなかつた不良の土地を利用してかゝる美田を造成したことは一に朝鮮農民の功績と云はざるべからざるを見るに於てをやである。

更に支那人と滿洲國との關係に就ては論ずべき多くのものがあるけれども此處に之れを省略する。

第五章　我國農業移民の可能性

之れから滿蒙に移住せんと欲するものは新國家建設の大事業に寄與すべき重大な使命を有し、政治的、經濟的、文化的、社會的、各種の方面に亘るべきものであつて其前途も亦夫々大に期待さるべきものである。從て滿蒙の移植民に關しては豫め之れを適當に分類して各種類に就き各別の考察を要すべきものであるが余は此處に其の最も重要にして最も困難なりと思はるゝ農業移民に就て其能否を考へて見度いと思ふ。蓋し滿洲國は尙ほ多くの未開地と未發の自然富源とを有するけれども既に國をなすこと古く幾多民族の盛衰興亡の跡をなし、今や滿蒙漢鮮日露諸民族が相合流して三千餘萬の人口をなし、全く未開無人の地域ではない。而も日露支英米等の國際間には政治上に、經濟上に極めて複雜にしてデリケートな多くの問題が存在する所であるから、單純に我國民の移住を計ること能はず又滿蒙の新國家自身に於ても全く自由に我國民の移住を期待し得るものとも考へられない。又彼の地の文化は我國のそれに及ばざること甚だ遠く、從て我が高級なる文明國民が直ちに彼の地に移住することが出來るや否や、又之れを氣候の上より見るも果して我國民の定住に適するや否や等の疑問なき能はざる所であつて其事業は決して容易なものではない。時としては可能なりや否やに就て疑惑を懷くものすらあるの情態である。されば其方法を考究するに先ち少しく之れ等疑問に就て考究する所がなくてはならない。

滿洲に我國農業移民の必要な事は旣に早くより唱導せられた所であつて滿鐵は大正二年より、關東廳は大正四年より、大連農事會社は昭和四年より夫々農業移民の入植を計つて居る。卽ち滿鐵に於ては中小農民の移住を實地に試驗するの目的を以て其の沿線守備の任に當りたる兵士にして滿期除隊となつたものから選拔して其附屬地に入れ會社は農家一戸に就き旣墾畑地十二町歩乃至廿町歩を反當平均六十錢の地代を以て貸與し、又必要により

ては農舍の建築、役畜の購入、農具買入資金として金參百圓以內を年八分の利子を以て貸付け三ヶ年据置後十ヶ年の年賦によりて償還せしむることとした。此の計畫によりて入り來つたものは次表の如く三十四戶にして其貸付地面積は六百三十町歩である。

年度	入植戶數	貸付土地	入植地
大正三年度	七	町 一一〇・六	開原、虻牛哨、新台子、得勝台
同　四年度	二〇	三八五・二	大屯、楊木林、開原、滿井、泉頭、桓勾子、新台子、文官屯、立山、煙台、大石橋、湯崗子
同　五年度	五	一〇一・九	孟家屯、金溝子、馬仲河、十里河、新城子
同　六年度	二	三二・九	虎石台、遼陽
計	三四	六三〇・六	

此の施設は前述の如く我國農業移民の事業が滿洲に於てよく成功するや否やを試驗せんが爲にして土地は滿鐵の附屬地を極めて低廉なる地代を以て貸與し、其額僅少にして利子相當に高きも或る程度迄の資金を貸付け、更に入植者としては曾て滿洲に在住してよく其氣候風土に慣れ、而も嚴格なる規律の下に訓練修養せられた軍人を以てし加ふるに農業に經驗を有し且つ入植後は一ヶ年間は生活を保持するに足る丈けの資力を有するものたるの條件を以て選拔したるものであつて試驗資料としては或は良きに過ぐるも亦不可なきものであつた、然し移住者は入植後其土地に定着せず早くも大正五年には退去者四人を出し、後年々數名を出して昭和二年迄に十五戶を出し、二戶のものは死亡し、現在に於ては僅かに十七戶を殘留するのみと云ふ有樣である。此の例を以てすれば我國の滿洲移民は甚だ悲觀さるべきもの丶樣である、然し今其退去者の理由として擧げられた所を見るに

（一）真面目に農業に從事せず成業の見込なしとして耕地を沒收せられた者三戶、
（二）相當熱心に農業に從事したるも經營の方法拙劣にして收支相償はず自ら農業を放棄せる者二戶。
（三）農業經營に專心せず他の職業例へば質屋、藥種業の如きものに走りたる者一戶。
（四）株式其他特產物の仲買などに手を出して失敗したるもの二戶。
（五）權利金に眩惑されて耕地を他人に讓渡せる者六戶。
（六）市街計畫によつて土地を囘收せられたる者一戶。
（七）農業經營途中不幸にして病死せる者二戶。

等である。而して又農業經營の結果に就て見ると

年次	支出總高	收入總高	差引殘高	一反當り殘高	調査戶數
大正三年	一、〇二五・四二円	一、五二六・一三円	五〇〇・七一円	二・五〇円	五
同四年	九四〇・七四	一、〇七九・二四	一三八・五〇	〇・六九	一二
同五年	一、一四三・六八	一、二九三・五九	一四九・九一	〇・七五	一六
同六年	一、五四六・四八	一、九六五・〇九	四一八・六一	二・〇九	一〇
同七年	一、六五三・五八	二、二四三・〇五	五八九・四七	二・九五	一二
昭和二年	二、二〇六・九五	二、九六六・〇二	七五九・〇七	三・八〇	一六

備考　各戶の經營面積は不同なるも此の數字は均一に二十町步の經營に換算したものである。

之れによりて見れば勿論年により差異ありと雖も一反當り平均二、三圓、一經營五、六百圓の經營利益を擧げ

つゝありて必ずしも不良なる成績と云ふべきでない。

されば上述の如く多くの者が退去したる原因は農業經營上の不利と云ふよりも農業に親しみ、農業を其天職として眞摯なる努力をなす所がなかつた爲であると解すべき様である。故に此の試驗の關する限りに於ては滿洲農業移民の成否は經營上の利、不利の問題にあらずして移住者の素質の良否に依る問題なりと考へらるゝのである、但し此處に注意すべきことは上記の計算に於ては借地料が極めて低廉なることとであつて普通の小作料は反二圓乃至四圓平均三圓であると云へば、若し此の小作料を拂ふとすれば何等利益なきのみならず損失を見るの有様である。されば之の斷案は相當有利な條件の下に於てのみ云ひ得ることは勿論である。

次に關東廳の移民事業は金州城北魏家屯に於て一七五町歩の土地を獲得し大正四年春十九戸の農家を入れて水田六五町歩の經營をなさしめんとしたものであつて、始め農耕地の開墾より道路、畦畔、堤塘、水源地、排水溝に至る迄、殆んど凡ての工事を關東廳に於て行ひ、移民には家屋を與へ、農具を給與する等充分なる補助施設をなしたけれども其成績一向に舉らず、開設以來の水田作付面積及收穫高は次表の如くである。

年次	水田	收穫	一反歩當り
大正四年	一二、八〇町	一二二、〇石	〇・一七石
同　五年	一六、五〇	一〇八、〇	〇・六五
同　六年	九、八〇	一四九、〇	一・五二
同　七年	一二、二〇	二九一、〇	二・三八
同　八年	九、五五	三八一、〇	三・九九

同　九年	一四、二五	三二六、〇	二・二九
同　一〇年	二〇、五〇	三五四、五	一・七三
同　一一年	二三、〇〇	四〇七、〇	一・七七
同　一二年	二五、二〇	五二七、〇	二・〇九
同　一三年	一九、二〇	二一二、〇	一・一〇
同　一四年	一九、二〇	四四四、〇	二・三一
昭和元年	二七、〇〇	五五六、〇	二・〇六
同　二年	三五、五〇	六七五、〇	一・九〇
同　三年	三三、七〇	九三五、〇	二・八〇
同　四年	三六、八〇	一、二四四、〇	三・三八
同　五年	三六、五〇	一、三七六、〇	三・七七

如斯にして水田の開發遲々として進まず、移住者も初年の收穫不良の爲十六戸の退去者を出し、後補充者十二戸を入れたけれども亦退去者を出して現在に於ては僅かに七戸を殘存するのみである。之れは此の村は水田の有望地なりとして水田經營を主眼として移民を入れたけれども初めは充分なる灌漑水を得ること能はず、爲めに事業の發展を見ざりしものであつて大正十三年から地下水を利用することが發案されて昭和二年迄に其工事を進め、今やや〻豐富なる灌水を得るに至つて多少其面目を新たにしたけれども到底當初の期待は實現出來ないやうである。

次に大連農事會社は昭和四年四月の創立であつて資本金は一千萬圓（拂込金五百萬圓、滿鐵會社より全額出資）を公稱して居る。而して關東州内に堅實な邦人農家を移住土着せしむることを目的として現に三、七一一町歩の土地を關東州内各地に亘りて獲得し、第一期計畫として五ケ年間に自作、小作、各三百戸を移住せしめんとして居る、而して上記の土地は之れを整理區別して自作農には一戸平均八町歩の土地を賣却し其地代は初め八分の一を拂込ましめ、殘額は年利五分を以て貸付け五ケ年据置後二十ケ年の年賦によりて償還せしむるの方法を取り小作者は滿十ケ年の貸約をなすことゝし、移住者は渡航費（三百圓以内）、家屋井戸等の建築費の五分の三（九百圓迄）を補助され又必要によりては一千圓迄の現金の貸與を受くることを得るものであつて會社の計算によれば移住者は土地の前納金四百圓、家屋井戸の建築費千五百圓、農具役畜費三百圓、其他初年度の經營費、生活費、渡航費等合せて約三千七百圓を要するも内一千二百圓の補助金と一千圓の貸付金とがあるから結局一千六七百圓の手持金を以て入植することを得ると云ふことである。かゝる目的と方法の下に移住し來つた農家は昭和五年に自作農三十戸、小作農二十戸、六年度に於て契約せるものは自作農四十七戸、小作農十三戸なるも實際の移住者は三十餘戸に過ぎないと云ふことである。故に今迄の成績では到底予定の移住者を得ることは困難な樣である。之れは一般經濟界不況の爲めに農家が移住に際して調達すべき資金（前述の如く自作農は一七〇〇圓、小作農は五〇〇圓）を得ることが出來ないのと、土地の價格が一町歩一千圓平均なることが移住農家に取りてやゝ高價に過ぐるのと、移住者の選定が相當嚴重で容易に入植を許可せられないのとにあると云はれて居る。

以上の如くにして關東州に於て我國の滿洲農業移民の計畫が多少試みられたけれども何れも豫期の成績を擧ぐ

ること能はざるの實情を示して居る。然し其理由は特に日本人が滿洲に於て農業經營を行つても收支相償はないが爲めであると云ふにはあらずして寧ろ移住方法の宜しきを得ざるが爲めか、或は又移住者本人の素質が不良であつた爲であると考へるが適當の樣である。

中國經濟誌は「日本の勞働者は滿洲に向つて殆んど關心を持つて居ない。何故ならば滿洲には熟練、不熟練の支那人勞働者が澤山居り而も其生活標準が日本勞働者よりも低いものがあるからである。又日本の農業者も滿洲の農業移民に對して何等の誘因を見出すものでない。南滿鐵道會社では一つの試驗をやつたが失敗であつた。土地は其附屬地に取り、其經營に就ても奬勵が試みられ、移住者には非常に有利な條件が與へられたけれども計畫は完全に失敗であつた、日本農民はいかによき條件が與へられても滿洲に於ては到底成功の見込はない」(一)と云うて居るが之れは皮相な觀察であつて當つて居ないと思ふ。

(一) Chinese Economic Journal Vol, IX No. 5 (Nov, 1931) P. 1218

此の外關東州又は滿鐵附屬地以外の土地に對して我國民の農業經營を試み、大いに活動したるものに東亞勸業株式會社がある。之の會社は大正十一年に成立し、資本金は一千萬圓であつて(拂込二百五十萬圓)滿鐵附屬地は勿論南北滿洲に亘り農業經營、農産物の加工、販賣、金融、其他農牧林業に關する各般の事業を經營することを以て目的として現に滿洲各地に於て十一萬七千四百〇七町歩の土地を所有し、內水田二千八十八町歩、畑五千八百四十二町歩(一)を經營して居る。然し其成績は充分ならず、而も今回の事件によつて其農場は非常な壓迫を受けて一時全部引揚げをしなくてはならない事となつた。

（一）滿蒙年鑑P. 204

尚ほ之の外日本人にして私人の名義或は團體の名義を以て東三省に於て土地を買收し、又は支那人名義によつて合辦の形に於て土地を獲得して農業經營を試みんとしたものもあるけれども何れも思ふ様に行かなかつた。

種々な計畫や補助の下に行はれた我國の滿蒙農業移民が上述の如き不結果を見る位であるから其他の我國民の滿蒙農業は極めて不振なものであることは止むを得ない。今關東州及滿鐵附屬地に於ける農業の狀態を見るに我國民の農業者は甚だ少く、多くは支那人によつて經營せられて居る。卽ち我國は關東州の租借以來鋭意州內の農耕を奬勵し其結果明治三十九年には州內の田、畑合計僅かに六萬七千町歩に過ぎなかつたものが今（昭和五年末）では水田六百六十三町歩、畑二十萬百九十二町歩、合計二十萬八百五十五町歩となつて居る。又滿鐵附屬地に於ても水田二百八十二町歩、畑地四千三百八十七町歩、合計四千六百六十九町歩を見るに至つたもので農耕地の發達にはかなり急速なものがあつたが其耕作者中我國民は內地人七百四戸、朝鮮人二百三十八戸、合計九百四十二戸に過ぎず、支那人は六萬千五百五十三戸の多きに及んで居る。

又關東廳の調べによれば昭和四年に於ける管內の人口七十六萬人の內譯は次表の通りである。

種類	農業	工業	商業	運輸業	官吏及會社員	計
日本人	二、八一三	四三、九三四	三八、二四一	四八、六三五	四六、五七六	一八〇、一九八
朝鮮人	三〇、八八〇	二、八八五	五、六七〇	一、〇〇六	一、七三七	四二、一六八
支那人	四〇五、三三八	一三五、五四一	一四六、五三五	五六、八七六	二九、三七三	七六三、六五三

（一） Chinese Economic journal Vol IX No. 5 (Nov. 1931) P. 1218—1219

日本人十八萬人中農業者は僅かに二千八百餘人であつて我國民の內でも農業者は甚だ不振の情態にあるものと云はなくてはならない、然らば其不振の原因、理由は如何

其の特殊の場合に就いて旣に上に記述する所ありたるが尙之れを一般的に考察すれば關東州及滿鐵附屬地內に於けるものとそれ以外の滿蒙に於けるものと二つに分けて考へねばならぬ。而して前者に對しては

（一）日本人が滿洲の氣候、風土に慣れず、從て適當なる農業經營法を行ひ得ざりしこと。

（二）日本人は生活標準が高くて生活標準の低き支那人とは到底競爭の出來ざりしこと。今支那農民が如何に安價なる生活をなしつゝあるやを見るに次表の如く其生活費は自作の大農と雖も一ケ年八十五圓內外にして小作の中農にして尙ほ五十八圓なりと云ふ、如斯低級な生活者と經濟上の競爭をなさんと欲して能はざる所である。

滿洲支那農民生活費

種類		食糧費	衣料費	住居費	光熱費	雑費	計
自作農	小農	四四、八三〇円	七、〇六八円	五、一〇六円	四、〇四五円	三、五〇〇円	六四、五四九円
	中農	四三、〇六八	一二、二三八	六、四二六	一一、一八〇	四、〇〇〇	七六、六一〇
	大農	四九、七四四	九、八六七	八、九五九	一一、六一八	四、五〇〇	八四、七二四
	平均	四五、八八一	九、七二三	六、八四二	八、九四八	四、〇〇〇	七五、三九四
小作農	小農	三四、四三四	四、三七八	四、四五四	八、二〇六	三、五〇〇	五四、九七三
	中農	二一、一一八	一〇、八六八	五、一五六	一三、一〇六	四、〇〇〇	五八、二五一
	平均	三〇、二七六	七、六二三	四、八〇六	一〇、一五六	三、七五〇	五六、六一一

（一）滿鐵、改訂滿洲要覽、P. 216　東亞經濟調査局、滿洲政治經濟提要 P. 539

（三）日本人が殖民地的優越感を抱き高價なる經營法を行はざる傾向を生じたること。山東移民は將來の成功を樂しみとして現實に於ては營々として勞働に服すべきを原則とする。彼の北來を開き上げたる主腦者の苦心努力は實に非常なるものがあつたのである。然るに滿洲に移つた我國の移民の内には安價な支那勞働者のあるを幸として之れを雇ひ入れて、之れに農耕を營ましめ自らは働かずして農業經營をなさんと欲するが如き者あり、又自らは全く農業經營を放棄して土地を支那人に小作せしめて居るものすらあつたと云ふことである。

（四）氣候其他自然的事情が日本人に適せざるのみならず、社會的、經濟的環境も亦日本人に對して不安、不便、不利を與へたが爲め定着心を起さざりしこと。

（五）殖民者の素質不良にして薄利多勞の農業經營に專念せざりしこと。

等が擧げられると思ふ。

又後者卽ち關東州及滿鐵附屬地以外に於けるものに對しては最大の原因として、支那官憲の壓迫と不誠意とが擧げられる。由來支那は日露戰爭後一時我國に對して親善の態度を示して居つたものであるが民國の革命より東北政權の合流に至つて打倒帝國主義、國權恢復を唱へて反日の氣勢をあほり在滿日本人にあらゆる壓迫を加へる樣になつたもので、特に商租權の實行に極力妨害を加へたものである、卽ち同條約は大正四年の五月二十五日に調印したものであるが、早くも六月廿二日には大總統令を以て懲辦國賊條例なるものを發布し「私に外國人と契約を締結し本國々家の權利を阻害したるものは賣國罪を以て論じ死刑に處す」と國民を脅かして居る。又奉天、

吉林兩省では商租須知なる訓令を發布して商租權の內容を制限して極めて狹きものに解せしめて居る。又大正九年には商租稅則なるものを發布して過大な商租稅を課して其實行を困難にするなど種々な方法手段を講じて壓迫を加へたものである。之が爲め我國民は折角商租の權利を有し、商租の相手方を見出しても確實に土地を獲得して安全に農業を經營することが出來なかつた。故に滿蒙に於ける我國民の農業は發展すべくして發展し得なかつたとも云へるのである。從て此の地帶に於ける過去の經驗に於ては我國民の農業經營が可能であるか、又は不可能であるかと云ふ樣な問題迄達し得なかつたのである。

　而して之れ等諸原因の內で滿蒙移民の上に最も大きな障害をなした商租權の問題は新國家の成立と共に除去せらるべく、從て將來我國の滿蒙移民は之れを行はんとすれば土地獲得などのことは政治的には不可能でないと云ふ處までは行つたのである。然し其他の障害、特に氣候其他の自然的關係は之れを人爲を以て如何ともすることが出來ないことであり、又社會的經濟的關係は新國家の努力によりて漸次良好のものとなつて來るべきは勿論であるが俄かに之れを期待することは出來ない、又之の社會的並に經濟的事情がよくなれば成る程支那移民の流入が增大することが考へられる。從て彼等との競爭は愈々激化され、又未開の土地は益々彼等によつて占領せられると云ふ恐れがある。一方又我國民の實情を考察するに成る程國土狹少にして人口の稠密なるには困つて居るけれども之の美しき自然と、安穩なる社會とをすてゝ寒冷不安な荒野に移ると云ふことが容易に望まれるものであらうか、又一度移住するも亦望鄉の念禁じ難く再び歸來するものはないであらうかなど種々な故障が考へさせられるのである。尤も此處に注意すべきことは

（一）支那人の移住は新國家が之れを拒絶するであらうから憂慮するに足らないとなすものがある。然し之れは新國家のことであつて果して如何なる態度に出るものであるかは明かでない。新國家は機會均等と、門戶開放を標榜して居る以上仲々簡單には行くまい。又新國家を構成する國民の大部分が漢民族なるに同族の支那移民の流入を防ぎ得るか否かは血は水よりも濃しと云ふ言葉を思ひ浮べた時判然するものである。

（二）支那人と日本人との生活標準は人の云ふが如く甚だしき差異のあるものでない。支那人の生活程度の低きは勿論であるが我國民にも隨分低きものがあるから左程心配すべきものでないと云ふ說をなすものがある。之れ大に傾聽に値すべき說である。然し余は尙ほ其處に相當大きな開きがあつて此問題は輕視すべきものでないと信ずる。

（三）日本の人口は非常なる勢を以て增加するを以て將來は如何にしても本土內に居住することが出來なくなる從て氣候の良好、自然の優美、人情の敦厚など云うて居るべきにあらず必然的に國外に移住するものを發生すべしと云ふ說もある。之れ又大に傾聽すべき說であるが移住先が相當よき生活條件を與ふるものにあらざる限りは左程簡單に片付ける事は出來ないと思ふ。

（四）滿蒙移住者に自給自足の主義を取らしむれば支那人との競爭を避け得られると云ふものもある。勿論之の主義は必要なことであるが今日の發達した交通經濟組織に於て周圍の經濟と無關係に自給自足することがどの程度迄行はれるかが疑問である。

如斯に考察して見れば結局滿蒙の農業移民は容易な事でないと覺悟すべきで輕擧盲働は深く戒めなくてはなら

ない。然し上に述べたることは只困難であると云ふのみであつて決して不可能と云ふのではない。卽ち滿蒙移民の前途は悲觀すべきものではなく唯だ困難を覺悟すべきものと考へるのである。卽ち氣候の如きも寒冷と雖も之れを凌ぐに方法がある、又農業經營には夏季の高熱にして日照時間の多い事などは非常に有利であつて余は農業上には北海道の氣候よりも滿洲の氣候が遙かに良いと思ふ。只雨量の少い事は缺點であるが灌漑其他耕作の方法など之れに適する樣に考察することは決して不可能ではない。更に又我國の滿蒙移住者は支那農民に對し次の如き特質を有するものである。

（一）農業上の科學的進步

農業には科學の適用が比較的困難であるが、今日我國の農業を見るに過去六十年間に於ける科學的進步は非常に大きなものがあつて農耕技術より農業經營乃至は農村生活に至る迄多くの科學的智識が取り入れられてあつて彼我の農業には科學的に非常な差がある、此點は實に支那農民の生活標準が低級にして我農民の到底競爭し得ざる所と全く對照の位置にある點であつて、余は我農民に對して前者の相當不利な點である事を認むると同時に後者の亦相當有利な點であることを信ずるものである。

（二）我國の農民は獨特の技術、訓練、修養、精神を有すること

例へば我國農民は極めて集約なる農業經營を營み、水稻、蔬菜、果樹、工藝作物等の栽培を能くし、有利にして合理的なる經營組織を考案するが如き特長を有し、又隣保相助け、和衷協同よく產業組合を組織して信用、販賣、購買、生產、利用の事業を行ふが如き訓練修養を有し、又よく困苦缺乏に耐へて農業にいそしむが如き獨特

の農民精神を有す。之れ等の事はよく我が滿蒙移民をして成功に導く一因と考へられる所である。

(三)資本を有す

滿洲に移住せんと欲するが如きものは必ずしも豐富なる資本を有する者にあらず、或は資本を補助さるべき程度のもの多かるべく、又我國の農村は今や多額の負債に苦しみ農民の經濟頗る窮迫せるものありと雖も何等かの方法によりて必要なる或る程度の農業資本は之れを携帶することを得るものであつて支那農民の到底及ばざる所である。

(四)國家の保護助成

我國民の滿蒙移住が人口食糧問題より更に國民經濟の發展、又は國力の伸展確保の上に必要缺くべからざるものである以上我國家は其達成に滿全の努力を拂はなくてはならない。之れ余が此處に云ふ國家の保護助成であつて其方法には直接のものあり、間接のものあり、又物質的のものあり、精神的のものあり種々であるけれども之れは我滿蒙移民の最も有利とする點であると思ふ。

(五)移住者の覺悟と努力

上述の如くにして我が政府が滿蒙移民の重要性を認めて之れを達成せんが爲めに大に保護助成をなす所ある以上其移民は眞に其主旨を體し其精神と使命とを自覺し、大に奮勵努力する所がなくてはならない。而して如斯精神と體力とを有する移住者は其選擇よろしきを得ば必ずしも得がたいものではない。滿蒙移住に於て曾て經驗したる此の種失敗の原因は決して必然性のものではないと信ずる。

如斯にして余は滿蒙移住事業は容易ならざる事業ではあるが決して不可能なものでないと信ずるものである、即ち我國農業移住者の間には幾多不利なる條件があるけれども有利なる條件も亦存在するものであつて之れを適當に案配考量することによつて充分成功の望みがあるものと信ずる。

第六章　我國農業移民政策の機構

然らば其の政策如何。此の問題は實に重要の問題であつて或る意味に於て我國の滿蒙政策の根本となすものである。從て之れに關する識者の議論、研究は誠に盛んなものであつて、最近の讀書界は殆んど之の問題を以て充滿されて居ると云ふ樣な有樣である。余は此の重大問題を決定すべく甚だ不充分ではあるが卑見の一端を述べて置くこととする。

由來國民の移住現象は移入國に於て與へらるべき生活條件が移出國に於て與へられつゝある生活條件よりもより良き場合に發生するものであつて、あだかも水が高い所から低い所に向つて流れて行く樣なものである。そこで滿蒙の移植民政策も其の根本義をやはり此處に置いて滿蒙に於ける生活條件が我國に於けるよりもよりもよきのであるか、又はよりよきものとなるべき希望を有し得るものたらしめなくてはならない。然らざれば假令何かの刺戟によつて一時は熱狂的に多くの移住者を出すことがあつても遂には熱が冷めて頗る悲しむべき結果を見るものである。余はかゝる考を懷きつゝ此の問題を移住者、移住者の取扱、移植民事業の統制監督と言ふ三項目に

分けて述べて見度いと思ふ。

（一）移住者

滿蒙の農業移住者として如何なる國民を送るべきか。其の考察すべきことは各方面に亘るであらう。然し農業移民である以上農業に經驗を有し、趣味を有し、理解を有するものたらざる可からざるは明らかなことである。彼の關東州及滿鐵附屬地に入植したる移民が不成功に終つたと言ふのも其原因の一つは此の點にあつたことは前述の通りである。此處に於て移住者を第一に農村に求むべきは勿論である。而も亦我國現下の農村は不況其極に達し、加ふるに人口過剩、繁殖過多の現象を以てし愈々窮境に陷りつゝあるの際なるを以て出來る丈け其人口を他に移し、其の經濟を豐にし、其社會を安定にしなくてはならない。此の意味に於て亦滿蒙移民は之れを農村に求めなくてはならない。而も我國民生活の傳統をも之れを尊重しなくてはならないから農家の二三男に之れを求むべきではあるまいか。而して滿洲の如き土地に於て奮闘努力を實行するには壯年活氣のものたる事を要すると共に又單身者よりも家庭を構成するものを以て優れりとする。蓋し家庭なきものは土地に定着せず、健全なる植民事業に適せず、又若し若き男子のみが農村を離れるときは若き女子との均衡を失し、社會構成の秩序を亂す恐れがあるからである。又之れを教育の程度より云ふも成るべく優秀なる國民を彼地に送り以て彼地に於ける健全なる社會的發達に寄與せしむることは我國の責務なりと考へ、又斯くすることが我國の移民事業を成功に導く所以なりと信ずるを以て成るべく教養あるものを送ることを欲するものにして、高等小學校卒業以上の程度の教育

を有するものを以てすることを得ば幸なりと考ふるものである。

而して其の移住者を出すべき地方は我國何れの地方に之れを求むべきやといふに滿蒙の利害は我國全體に關するものにして地方によりて甲乙あるべきものに非ず、從て何れの地方より滿蒙移住者を出すも不可なく唯其の希望するものあるによつて之れを移住せしむべきは勿論である。然し凡そ滿蒙の氣候風土に近き事情を有する東北、北海道の農民を移すは策の得たるものにはあらざるか。特に北海道の農民は過去に於て移住開墾の體驗を有するもの多く、其の成功を期する上に於て他府縣人に比し確實性を有するものと考へらるゝ所である。但し北海道は今猶ほ府縣より國民の移住を奬勵し極力其の開發を計りつゝあるの時なるを以て其の住民を更に滿洲に移すが如きは北海道の拓植政策に反するものとして非難するものあるべし。然れども人には各々異りたる事情ありて北海道に移住することを以て適當とするものもあるべく、又北海道より更に他に移住することを以て適當とするものもあるべきを以て、北海道より移住者を出すも亦不可なしと信ずる。更に又之れを我國全體として考察する場合は必ずしも北海道のことのみに拘泥するを要せず、否寧ろ北海道を以て我國の植民學校と考へ此處に經驗し、此處に育ちたるものを以て我國海外移住の先驅者たらしむべしとすることも亦必ずしも不當の議論ではあるまい。彼の南米に移住する我國民中北海道出身者が特に優良なる成績を擧げつゝある事は屢々耳にする所であつて、吾吾は其の然るべきを信ずると共に上述の感を一層深くするものである。

更に此處に最も注意を要すべきは移住者の素質の問題である。既に述べたる如く滿洲の農業移民は決して容易なる事にあらず、從て之れを成功せしめんが爲めには移民の素質の充分善良にして適當のものならざる可らず、

彼の關東廳、滿鐵等に於て試みたる移民事業の如きも其の失敗の最大原因は移民の素質の宜しからざりし點にあつた事は先に述べたるが如くである。而して此處に尙注意すべきは農村に在る軍人諸士に關することであつて、軍人は嚴重なる軍規の下に訓練せられて精神的にも肉體的にもよく困苦缺乏に耐へ、確乎たる精神を以て事をなし得ると同時に、滿洲は尙馬賊匪賊の横行するものあるを以て、軍人をして平時農業に從事せしめ、一朝事ある場合に軍事に從事すること、卽ち屯田兵制度が滿蒙に最も適切なる一制度である事を信ずるものなるを以て、在鄕軍人の間に滿蒙移住者を求むることの適切なることも認むるものである。之れに就ては後節に於て尙詳論する所があるであらう。

(二)移住者の取扱

之れに就て重要な事項が二つある。卽ち移民取扱に關する機關の問題と、其機關が移民を入植、定着するには如何なる方法を採るやと云ふ問題とである。

(イ)移民取扱機關　移民取扱機關に就ては種々な形態が考へられるのであつて官營、民營、半官半民と云ふ樣なものがある。又民營にしても個人、組合、會社と云ふ樣に種々なものがある。然し今茲に之れ等各種の機關に

就て一々其利害得失を研究して居る餘裕を持たないから日本及滿蒙の實情に鑑み、余の最も適當なりと信ずる二個の機關、即ち屯田兵と移住會社とに就て述べることとする。而して此の二つのものは並行して行はれるものとする。

（一）屯田兵、

滿洲の移民は前述の如く非常に多くの困難が伴ふものであるが、特に其邊疆又は山間未開の地域に於ては今尚ほ馬賊匪賊の出沒するものがあつて甚だ不安であるのみならず、其氣候も不良、土地の開墾經營共に容易ならず、更に交通の不便、文化施設の不備等によりて移民の入植は一層困難である。かゝる地方に今俄かに困難を冒して普通の農業移民を入れても其成功は期待出來ない。否寧ろ入植は不可能である。然し滿洲に於てはかかる地方にも移民を入れなければ容易に移住地を得がたい實情にある。蓋し氣候良好、地味肥沃、交通便と云ふ樣な地方には既に支那農民が入り來つて或る程度迄占領開墾せられて居るからである。又考へ方によつては我國の權益を擁護伸展せんと欲せば特に邊疆不便の地方に我が國民を移植するの必要があるのである。此處に於て余は曾て北海道に於て行はれ相當な功績を擧げた屯田兵制度を想起するものである。抑々同制度は明治六年に時の開拓使次官黑田清隆氏の建議奏請によつて成立したもので、其創設の理由を考へて見ると、北海道の開拓は明治新政府の重要なる一政策であつて、之れが爲めに大に力を致すべきであり、又北海道は寛政の頃から明治初年にかけて露西亞の脅威を受けたもので此の當時猶ほ之れに對して相當な防備を必要としたものであるが、勿論明治新政府は事業創々の折柄で潤澤な經濟ではなかつたから、北海道に特別に師團を置くと言ふことは出來なかつた。處が丁度

此の當時封建制度の廢滅によつて其の職を失つた多くの士族があつたので、之れを以て屯田兵を組織し、之れを北海道に移し、困難な土地の開墾事業に當らしめ、且つ北方の警備の任に當らしむることとしたならば士族の授産にもなり、又經費の節約にもなり、一擧兩得であると言ふ考から創設せられたものである。而して其の成績を檢討して見ると警備、拓植の上に大いに貢獻する所があつたもので、此の制度は成功したものと思はれるのである。其の理由に就ては種々の事が考へられるけれども、屯田兵が軍隊的統制の下にあつて強固なる團體移住者であつたが爲めに一致團結して事に當り、如何なる困難も之れを突破し、新開地に於てやゝもすれば起り得べき幾多の不平、不滿をよく制禦し、一意專心警備と拓殖に從事することを得、又軍人たるの榮譽と、自負と、訓練とは凡てのことに眞面目なる態度と潑剌たる活氣とを與へたものであつて、之れが軍隊なればこそ成し遂げられたと考へらるゝ多くの事實がある。(一)

(一)北海道屯田兵制度に就ては拙著「北海道屯田兵制度」、又は雜誌「東亞」の本年四月號、拙文「北海道屯田兵制度」を參照せられ度し

勿論滿洲と北海道とは處が異なつて居る。又明治年代と今とは時代が違つて居るから北海道の屯田兵制度を其まゝ適用することは或は出來ないかも知れない。然し滿蒙に於ける事情を考察した時、屯田兵制度によつて或る程度の移民施設をなし、それを中心として或はそれを先驅として他の移民を入れるべきではあるまいか。余は此の意味に於て滿洲農業移民の一方策として屯田兵制度の實行を提唱するものである。而して此の制度實行の方法としては之れを陸軍に於て統制監理すべきものであるが、其施設は單なる軍事施設にあらず、半面に於ては農業

施設であるが故に、此の方面に就ても充分なる考慮を要する所である。やゝもすれば此の方面の注意を怠り事業の根本をなくするの恐なきにあらず。北海道に於て既に經驗した處であるから特に注意して置き度いと思ふ。

(二)移住會社

移民事業全體を通じて觀ると其仕事は移民の募集、移送、定植、指導の四つに分けることが出來るものであるが、移民事業實行上此の四つのことを一手でする場合と、二手でする場合と二つの場合があると考へられる。例へば北海道移民事業の如きは北海道廳一手で募集から指導迄をやつて居るが、南米ブラジル移民の如きは海外興業株式會社で募集と移送とをやつて、入植、指導は彼の地の機關によつて行なはれて居る。尤も海外移住組合の彼地に於ける仕事は聯合會によつて行なはれて居るから、やはり組合の一手で行なはれて居ると云ふことも出來るかも知れない。それはともかく滿洲移民に於て之れをどうするかゞ問題である。多くの人の意見では會社でやるか、個人でやるか、組合でやるか、或は官營でやるかは別の問題として、我國側一手で之れを行ふと言ふ思考の樣である。然し私は前に述べた移植民の二個の立場からして之れを二分して移民の募集と移送とを我國の側に於て行ひ、移民の定植と指導とを滿洲國側に於て行ふ樣にすべきものではないかと思ふ。我國が我國の政策として我國民を滿洲に移植せしめるのであるから我國一手に於て凡てを行ふべきものなりとは充分考へられることである。然し滿洲國に於ける移民の入植は滿洲國が其國家創業の始めに於て之れを行ふ必要のあるものであつて、滿洲國自身が其移民入植の施設經營をなすことが至當であると思ふのである。此のことはあだかも北海道の開拓上移民の入植が必要であるから、其施設經營は北海道に於て行ふのと同樣である。又北米に於ても、カナダに於

ても濠洲に於ても同様である。勿論我が北海道は我國內であり、北米カナダ、濠洲は英國の植民地であつて、其內地人、又は母國人を移入する場合と、滿洲に我が國民を入れる場合とは政治的關係に於て根本的に相異するものがある。從つて之れを同様に考ふることは出來ないといふことも考へらるべきである。然し滿洲國は我國と最も厚き親善を有するものである。たとひ其の政治的外形に於ては別個の國家であるけれども其の經濟的實質に於ては極めて緊密なる關係を有し彼の求むる所と我の欲する所と相一致するものであることは旣に述べた通りである。又我々は此の緊密なる關係を一層緊密にし、遂に同一經濟機構の內に組入れ全く相離るべからざるものとなることを以て理想とするものである。滿洲新國家に於ても恐らく同様な理想を有するものと信ずる。此處に於て我國は移住者の募集と移送とをなし、滿洲國は其の入植定着の事を行ひ、兩國家の提携によつて我國民の移住を行ふことが最も適當ではないかと思ふものである。此のことは單に理論的のみならず實際的でもあると考へられる。卽ち若し我國自らに於て滿洲移民の入植定着の事業迄行はんと欲すれば、滿洲に於て幾多の困難に遭遇すべき事が豫想される。例へば

（一）移住適地の選定

（二）選定したる土地の獲得

（三）土地獲得の爲めに要する費用

（四）移民收容地に於ける諸種の經濟的社會的施設

等のことに於て充分圓滿に行なはれ得るものと信じ難きものである。

凡そ一つの移住地を選定するに當つては、其土地に於ける自然的經濟的社會的事情を調査研究して移住地として適當であることをたしかむる必要のあることは勿論であるが、更に其土地を移住地として選定し將來之れに移民を容れ之れを開發した場合に其國土全體に對して如何なる經濟的乃至は政治的意義を與ふるものなるやをも考慮に入れて、之を決定することを要するものである。然らざれば折角の移住事業も失敗に歸し、或は何等國家的意義を與ふること能はざるのみならず、却つて不利をまねくが如きことなしとしない。之れ我が北海道に於て經驗せる所にして、北海道廳に於ては夙に殖民地選定事業なるものを起し。明治廿二年以來多額の費用を投じて之れを實行し今尚繼續して居る。加之、之植民地は適當なる區劃割をなして移住者の入植前に於て地區の整理をなし置くを以て理想的なりとする。勿論そのことは全く未開の地に於てのみ行ひ得らるゝことであるが滿洲國に於ても其必要なる地方が必ずあると思ふ。然るに我國が滿洲國の國土全體に亘つて土地の調査研究をなし、同國將來の運命を決すべき移住地の選定をなすことが出來るか否か、否其の權利があるや否や。若し其れが能はずとすれば我國は適當に移民地を物色して移民を入れなくてはならない。このことは甚だ不合理な事で滿洲國のためにも又我國の爲めにも不利とする處である。故に余は移住地の選定區劃の如き重要なることはやはり同國の政府に於て之れを行ふことを以て最も適切なりと思ふものである。

若し又移民の入植定着の事業を我國の手を以て實行せんと欲する場合に我れの求むる所と彼れの與ふる所とがよく一致すれば問題はないのであるが、此の事は常に圓滿に行くものとは考へられないで、やがては兩國家間の離反を來し豫期せざる不幸事を見ぬとも限らない。

又我が手によつて移植定着の事業を行ふとすれば其れに必要なる土地の獲得を我が手に於てしなくてはならないが、欲する土地が圓滿に我が手に入るや否や疑問である。又其土地は未開地たると既墾地たると官有地たると私有地たるとを問はず相當代價を以て買收するか、或はこれを商租するかの方法によらなくてはならない、而も移住事業を開始して土地の購入を始むる時は多くの場合地價の騰貴を來し、相當高價のものとなるべきは想像せらるゝ所である。然るときは土地獲得のために少なからざる代價を彼國に拂はざるべからざることとなる。之れ我國としては大なる負擔たるのみならず、其處に移住せる國民が若し其土地に土着して永住するに至るときは其の國民はやがては滿洲國民となるものなるが故に我國としては滿洲國の爲めに出すことの餘りに大なるを考へさせらるゝものである。

其他移民を入植する場合は必ずや其土地に對して道路を開鑿し、排水、灌漑を整へ、學校、醫院、教會、社寺、墓地、娛樂場を設くるなど種々な施設をしなくてはならないものであるが、之れ等のことは單に其の移住地のみの問題にあらずして其の周圍と深き關係を有するものであるから單に移住機關たる一會社又は個人のみの利害を以て決定し能はざる場合があると共に、一會社又は個人のみを以て能くなし能はざる場合もあり、或は又其の利害關係の衝突よりして種々の紛擾を起すが如き場合なしとも限らない。斯樣な理由からして私は滿洲國に於ける我國の移民は滿洲國の手によつて入植定着を行なはしむることを適當と考へる。卽ち我國の滿洲農業移民取扱に關しては其募集移送は我國の手に於て之れを行ひ、其の入植、指導は滿洲國の手に於て之れを行ふと言ふ機構としたいと思ふのである。而して我國側の募集移送の機關に就ては從來南米其他に對して行ひ來つた海外興業會社

又は海外協會の如きものを利用することが最も自然だと思ふが、更に滿蒙移民に關する特別の機關を創設するも一案だと思ふ。次に滿洲國側に於ける定植、指導の機關であるが、之れに就て特に一言して置きたい事は、此處に滿洲國側の機關と言ふことは滿洲國に於て設立した機關と言ふ意味で、其の資本、運用機關等は必ずしも滿洲國のもののみを以つてする必要はない。否滿洲國の現狀では我國より非常に多くの援助を與へざれば理想的な移住機關の成立は困難と考へられるから、之れに我國の人及び資本が多くの關係を有つべきは豫め考へらるゝ所である。然し私は玆に之れを概說するものであつて之の機關として次の私案を有する。

一、各地方の自然的經濟的並に社會的事情を考量して滿洲國に數個の移住會社を設立すること。

二、此の會社の資本金は一部を滿洲國中央政府並に其會社の屬する省政府に於て引き受け他の一部は我國政府に於て引き受け、更に他の一部は廣く之れを日滿の民間に募集すること。

三、之の會社は移住に要する土地を獲得し、之れを整理して移民を入植し、更に移民の保護指導をなすの職能を有す。

四、此の會社は營利を目的とせず專ら前項の職責を遂行することに努むるものとす。

五、土地の獲得は滿洲政府に於て一定の移民計畫によりて指定したる未開地又は既墾地に就き買收によりてなすものとす。

六、國有地又は省有地も適當の價格を以て此の會社に拂下げるものとす。
但し必要によりては之れを國又は省の出資金に代ゆることを得。

七、個人の私有地も亦適當の價格を以て此の會社に買收するものとす。但し必要によりては之れを個人の出資に代ゆることを得。

八、移住者入植及び定植の方法は極めて重要なるものなるを以て別に之れを考案す。但し

(a)移住入植は集團的に之を行ひ、集團としての特質を充分よく利用發揮せしむるやうに施設をなすこと。

(b)會社より移住者に貸與さるべき土地の代金、其他の資金は成るべく長期低利なるものたることを要す。利子を低下せんが爲めには一部國家より補給するの方法を採るも可なり。

(c)各部落の間に充分にして完全なる連絡統制を取ること。

(d)移民の質に就ては充分なる吟味をなし、其の取捨選擇を自由にし、不良なるか又は好ましからざる移民の入植を極力避くべきこと。

等は特に注意を要する所なり。

九、移住會社の健全なる發達をはかる爲め、配當率に一定の限度を置き、それ以上の配當をなさしめざること、又國家及び省は其の持株に對して配當を要求せざること。

如斯構想の下に滿洲國移民の定植、指導の機關を設立するときは其設立を比較的に容易ならしむるの利益があると信ずる。蓋し此の種機關の設立に於て最も困難とするは資金の問題であるがそれに關しては國有、省有、私有の土地を出資することによりて比較的容易なるものであるべく、又其基本物にして而も其獲得が非常に困難なる土地の問題が比較的容易に解決せらるると思ふ。而して又かゝる機關を設立する爲に國民の出資或は又土地提

供が圓滿に行はるゝや否やか頗る問題とせらるゝ所なるが此の場合に於ては滿洲の國法を以て或る程度の强制をなすことも可能と見らるべく、此の點に關しても亦機關設立上の容易性を考へらるゝものである。

（ロ）　如斯にして出來したる會社が如何にして移民の定植、指導をなすかの方法に就ては論述すべき非常に多くのものがある。然しそれに就ては前記私案第八項に於て述べた樣な注意の外、別の機會に於て述べて見度いと思ふ。但しそれに關しては現に北海道に於て實行しつつある諸制度、又現に其制度に於て現はれつつある諸種の弊害匡正政策の如きは最も參考に値するものであるが、更に戰後獨逸國に於て行つた內國移住制度は大に參考となると思ふことを注意して置く。（一）

（一）尙ほ此處に實際の問題として現在滿洲にある我國の移民會社は之れを如何にするかと云ふことがあるが之れ等の會社も此の形式の會社に變更することは困難でないと思ふ。

（三）　移民の統制監督

移民が我國及滿洲國に於て極めて重要な國家問題であることは前に述べた處である。從て其國民の移住を自然の成行に任かせて置くことは許されない、之れを奬勵し、補助し、指導すると共に統制監督をなして國民と國家とを誤まらない樣にしなくてはならない、之の爲めに我國には拓務省があつて熱心な努力が拂はれつゝあるから此處に多くを云ふ必要はないのであるが滿洲移民は前段に論述した樣に我國に取つて特に重要大切な問題であり、又非常に大きな將來を有するものであるから此の際一層の努力を要望して止まないものである、省內に一局

を設けて此の事業に專念すると云ふが如きは勿論必要なことである。而して此の機關の行ふべき事業は滿洲に關する調査研究から移民の計畫、方策、監督、指導、教育、奬勵に至る迄非常に多くのものがあると考へられる。又前述の様に滿洲農業移民には相當困難が伴ふものであるから移民の補助施設の如きも大に考慮しなくてはならないと思はれる。又滿洲國に於ても政府部内に移民に關する一特別機關を設けて一切の事業、事務を統制監督するの必要あることは勿論である。

私は滿洲移植民政策の機構として大體如上の構想を有するものであるが、斯の如き政策が圓滿に遂行せらるゝ爲には滿洲國と我國との間には密接にして離るべからざる種々の關係が存在することが充分に了解され、兩者の完全にして圓滿なる提携を要することを最後に一言して置き度いと思ふ。

(南角製本)

昭和七年七月二十日印刷
昭和七年七月二十四日發行

滿蒙事情總覽　定價參圓

著作代表者　蠟山政道

發行者　山本三生
東京市芝區愛宕下町四ノ四〇

印刷者　村尾一雄
東京市牛込區市谷加賀町一ノ十二

發行所　改造社
東京市芝區愛宕下町四丁目四十番地
振替口座東京八四〇二番
電話芝(43)自一一二一番至一一二四番

株式會社秀英舍印刷